

Review of Asian and Pacific Studies

2018 No. 43

アジア太平洋研究



特集：繋がりのアジア

2017年度公開シンポジウム

〈スポーツと国際貢献を考える―「競うこと」と「つながること」の先へ〉

〈日本の中の朝鮮文化、再発見〉

〈新興国ベトナム 変わる日本―拡大する若者の越境的移動〉から

『アジア太平洋研究』

Review of Asian and Pacific Studies

投稿案内

編集方針

『アジア太平洋研究』は、日本・北米を含むアジア・太平洋地域に関する問題や政策課題の理論的、経験的研究を促進するために、これらの領域に関する研究論文の投稿を歓迎する。本誌は多分野を扱うことによってそれぞれの専門研究の充実を図るとともに、異分野の研究者間の交流促進に寄与することも狙いとする。

投稿規程

1. 論文は和文または英文に限定する。和文の場合、図表込みで1編およそ400字詰め横書き原稿60枚（同等のワープロ原稿）以内とする。英文の場合、図表込みでダブルスペースA4判40枚（10,000語）程度とする。また論文には英文のアブストラクト（300語程度）をつけるものとする。投稿はワードプロセッサによって作成された論文が望ましく、完成原稿とその電子データを、成蹊大学アジア太平洋研究センターに送付する。なお、電子データの送付については、電子メールの添付ファイルで送信してもよい。
2. 投稿された論文は原則として複数のレフリーの審査を受ける。採用・不採用にかかわらず、投稿原稿は返却しない。
3. 投稿の書式などの詳細はセンターに直接問い合わせるか、ホームページ（<https://www.seikei.ac.jp/university/caps/japanese/04publication/info.html>）を参照されたい。

編集委員会

委員長：高安 健将

委員：宮脇 俊文、齋藤 洋司、バーナビー ラルフ、井上 正也、惠羅 さとみ

編集事務局：寺西 浩、斉藤 美幸、長橋 典子、山中 佐智子

編集補佐：池宮城 陽子

2018年11月発行

発行所 成蹊大学アジア太平洋研究センター
〒 180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町 3-3-1
TEL: 0422-37-3549 FAX: 0422-37-3866
E-mail: caps@jim.seikei.ac.jp

発行者 成蹊大学アジア太平洋研究センター
『アジア太平洋研究』編集委員会

表紙デザイン 山口 敦

印刷所 株式会社 東京技術協会
〒 108-0073 東京都港区三田 4-8-41

目 次

[特集：繋がりのアジア]

〈公開シンポジウム「スポーツと国際貢献を考える——「競うこと」と「つながること」の先へ」から〉
パラリンピックという夢

——「不可能性の時代」の身体論／東京 2020 から発信するスポーツの価値について
..... 中江 桂子 (1)

戦後アジアの夏季オリンピック開催と「東京 2020」の課題
——スポーツ空間論の観点から 菊 幸一 (17)

スポーツによる国際貢献の向こう側：スポーツ援助の先に何が起こるのか？
..... 小林 勉 (35)

〈公開シンポジウム「日本の中の朝鮮文化、再発見」から〉

柳宗悦の想像力について——朝鮮と日本の発見をめぐる 中江 桂子 (51)

古代史のなかの朝鮮文化——東アジア世界と日本 井上 満郎 (67)

古代北九州と朝鮮半島南部との共同文化圏について 金 政起 (81)

〈公開シンポジウム「新興国ベトナム 変わる日本——拡大する若者の越境的移動」から〉

ベトナムの労働力輸出——技能実習生の失踪問題への対応 石塚 二葉 (99)

ベトナムからの建設技能実習生の送り出しをめぐる実態
——積極的勧誘期における中間組織の役割に着目して 惠羅 さとみ (117)

帰国したベトナム人留学生の仕事と収入 平澤 文美 (137)

[論文]

現代モンゴル家族財産制度における夫婦財産分与 Baldandorj Urangoo (153)

National Development and Indigenous Rights in Latin America:

Analysis of the tensions produced with the Chilean State by the Mapuche demand
for self-determination Jeanne W. Simon & Claudio González-Parra (177)

インドネシアにおける容姿の規定メカニズムの計量分析

——美しさは生まれつきか、合理的な投資戦略か
..... 小林 盾・西村 謙一 (197)

[投稿論文]

中国における公訴時効（訴追時効）制度の刑事法・行政法比較 高橋 孝治 (209)

[パイロット研究報告]

組織内を組織市民行動が広がるプロセスについて 上田 泰 (223)

水資源の高度利用に資する気液境界放電シミュレーション 村上 朝之 (243)

八王子市におけるサポートネットワークと暮らしの安心の基礎的分析

——2017 年「第 2 回暮らしの安全と安心に関する市民意識調査」より
..... 内藤 準 (251)

Review of Asian and Pacific Studies

No. 43

2018

CONTENTS

[Special Issue: Mutual Connectivity in Asia]

- 〈Symposium on “Sport and International Contribution”〉
The Dream in Paralympics: On the Body in “the Era of Impossibility” /
The New Value of Sports and Society from Olympic Games 2020 Keiko Nakae (1)
- The Hosting of Summer Olympic Games in Postwar Asia and Tasks for “Tokyo 2020”:
From the Viewpoint of the Theory of Space in Sport Koichi Kiku (17)
- Whose Development is It? : An Analysis of Aid Effectiveness in Sport
.....Tsutomu Kobayashi (35)
- 〈Symposium on “Rediscovering Korean Culture in Japan”〉
On the Imagination of Mr. Soetsu Yanagi, around the discovery of Korea and Japan
.....Keiko Nakae (51)
- Korean Migrants and Ancient Japan: East Asia and Japan Mitsuo Inoue (67)
- The Cultural Identity Shared by Northern Kyushu and Korea’s Southern
District in Ancient Times Kim Jong-ki (81)
- 〈Symposium on “Growing Movement between Vietnam and Japan”〉
Vietnam’s Labor Export: Responses to the Problem of Desertion among
Technical Interns in Japan Futaba Ishizuka (99)
- The Vietnam-Japan Trans-border Recruiting System for Construction Workers:
The Japan’s Changing National Policy and the Role of Intermediate Agencies
.....Satomi Era (117)
- Jobs and Incomes of Former International Students who Returned to Vietnam
.....Ayami Hirasawa (137)

[Articles]

- The Spouses Property Division in Modern Mongolian Family’s Property System
.....Baldandorj Urangoo (153)
- National Development and Indigenous Rights in Latin America:
Analysis of the tensions produced with the Chilean State by the Mapuche demand
for self-determination Jeanne W. Simon & Claudio González-Parra (177)
- Quantitative Analyses of Determinant Mechanism of Beauty in Indonesia:
Is Beauty Nature or Rational Investment? Jun Kobayashi & Kenichi Nishimura (197)

[Peer-reviewed Articles]

- Study on Comparison of Criminal Law and Administrative Law in
Chinese Statute of Limitations Koji Takahashi (209)

[Pilot Project Report]

- The Spread of OCB in the Organization: A study of the Process Involved
.....Yutaka Ueda (223)
- Air-water-interface Discharge Simulations for Advanced Water Resource Utilization
.....Tomoyuki Murakami (243)
- Distribution of Social Support Networks and Sense of Security in Hachioji, Tokyo, 2017
.....Jun Naito (251)

パラリンピックという夢
—「不可能性の時代」の身体論／東京2020から発信するスポーツの価値について—

The Dream in Paralympics:
On the Body in “the Era of Impossibility”/
The New Value of Sports and Society from Olympic Games 2020

中江 桂子*
Keiko Nakae

Abstract

The aim of this paper is to sketch the form of sports and body culture in contemporary era keeping distance from modern ideology, and to propose its value. Tokyo Olympic in 1964 was an event symbolizing Japan's years of hope, which supported the high economic growth. In contrast, we are in “the era of impossibility”. What sort of social transformation can the Tokyo 2020 Olympic Games bring about?

In order to answer this question, first of all, we examine the Norbert Elias thesis which discussed the concept of balance between excitement and suppression and the social function of sports. And now, at the epidemic of cynicism, it is argued that it is difficult for us to feel excitement and to acquire sense of existence in society. Secondly, I discuss body theory, especially from the perspective of the body-technology relationship, and from the perspective of others theory in body. Today, it is assumed that the body is surviving along with technology as foreign substance, and that the body inevitably coexists with others who can't predict and can't understand. I draw out the image of the body that continue to maintain social relations with foreign substance and foreign people in a diversified society.

Finally, as you live with foreign substance and foreign people, the body embody a sense of rhythm and gliding, and this new body image forms the basis of contemporary body culture. I will clarify that this body culture that internalizes rhythm and gliding sensation present the new possibilities of the Olympic and Paralympic Games and Society.

1. 社会学的アジェンダとしてのスポーツと現代

ノルベルト・エリアスは、『スポーツと文明化』のなかで次のようにスポーツと文化の根源的問題について語っている。

* 明治大学文学部教授 Professor, Department of Literature, School of Art and Letters, Meiji University
Email: nakae@meiji.ac.jp

文明化の過程を経ている社会が直面していた重要な問題の一つは快楽と抑制の新しいバランスを発見するという問題であったし——今でも相変わらずそうである。人々の行動を規則的に抑制する手段の漸進的強化、それに対応する良心の形成、生活のあらゆる領域をさらに細かく規制する規則の習得は相互関係にある人々により多くの安全と安定性を確保してくれるが、それはまた、より素朴で、自発的な行動様式に結びついている楽しい満足の喪失をとまなう。スポーツはこの問題の解決策のひとつである（エリアス 1995：239）

社会の中に暴力と抑制のバランスをどのように作り上げるかという課題は、いつの時代も社会にとって重要である。エリアスはこの本のなかで、古代オリンピック競技と近代のそれとはあまりにもその様相を異にすることを指摘し、暴力という形で欲望を開放することの認められた場であった古代と、暴力を抑制しつつ実現できる枠の中の楽しみという形へと変容したスポーツの歴史を概観している。

近代以前のヨーロッパでは、まだ暴力と狂喜、死とエロスが未分化のままあまり抑制されない状態で、競技という暴力が日常的に存在していた。やがて封建領主の支配権とキリスト教の力がともに強力になり拮抗するにしたがって、領主の利益（暴力の効率的な確保と占有）とキリスト教の倫理（弱者の保護と救済への願い）を両立させるメカニズムとして、区切られた競技場で開催されるトーナメントというスポーツイベントの制度化が進められていった。競技の制度化は暴力の囲い込みを意味したが、それは当時の社会的目的にてらした規則や制限により何重にも縛られた身体によって実現されるものであった¹。現在、「スポーツ」の祖国はイギリス 19 世紀というのが定説となっている。産業社会の進展しはじめたイギリスにおいて、「暴力と抑制のバランス」の産業社会に適応しうるスタイルとして、スポーツが考案されたのである。その後、産業社会全体に規則性が張り巡らされるに従い、個人的な激しい興奮の条件、特に自製の喪失に至る可能性があるほどの興奮の条件は今や稀になり、社会的にもほとんど許容されなくなったことは、フーコーに詳しい（フーコー 1977）。

次第に管理強化されていくうち、社会学者にとっては思い知らされているように、目的達成よりも目的までの長い道のりのなかに意味と価値をみいだすことに焦点が置かれるようになる。これがまさに近代のエトスである。スポーツにおいても、「重要なのは勝利ではなく、競技そのものに参加することである」という有名なスポーツのエトスとして近代があらわれることになった。しかし結局、このエトスは必然的に困難を抱えてしまうことになる。

「人間の最も基本的な要求のひとつと思われる楽しい興奮を、他人や自分自身の社会的、個人的な危険をとまなわせないで、また、前の時代では社会的激変、障害、人間的苦痛はもちろん、非常に楽しい満足の源でもあった数々の興奮の形態に歯止めをかけようとする良心の形成を無視して、心ゆくまで経験させられるか（ダニング 1995:340）」、この問いは、より深刻なパラドックスとなり時代に現れる。

一方では、近代から現代へと移行するなかでますます熱く盛り上がるスポーツイベントからも証明されているように、私たちは抑制と興奮を安心して両立することのできると考えられる代表的な形式——スポーツ——に、ますます感情を流れ込ませていくことになる。この創出された興奮とメディアが一体化して構築される物語によって、私たちは疑似的にであれ社会的結合の力を感じることが可能になっている²。言い換えれば、あらゆる制度が人びとの自由や多様性を

¹ 暴力の制度化と抑制およびその美化にかんする歴史的経緯の詳細については別稿（中江 2013b）とする。

² 祝祭とはカオスとコスモスの往復運動（リズム）によって成立し、新しい世界を支えるものである（カイヨワ 1994）。スポーツの祭典は、（飼いならされた／疑似的な）祝祭といえよう。

十分に受け止めきれない現実のなかでは、「制度と感情のずれに陥っている主体は、生きているという感情の乏しさに苦しむ。これが空虚感である。この空虚感から脱出するために、主体は、生と死のリズムを直接経験することで生きているという充実感を得ようとする」（作田、2003：279）。このため興奮と抑制の交換がリズムカルに繰り返されるスポーツは、こうして、私たちにとってますます必要なものと認識されてくることになる。

ただし他方では、社会には別の現象が進んでいる。スポーツをめぐる社会的消費とは、興奮という充実感の、どこまでも疑似的で代替的な経験である。これによって獲得する充実感とは自分の生を支えるものではなく、結局のところ再び空虚感に帰結し、さらなる消費へと無限ループに取り込まれていくことになる。さらに、社会の内部で繰り返される競争の増大化は、結果すなわち勝利の重要性を高めていく。このような現象は相乗効果となって、前述した近代スポーツのエトスの降格へとつながることになる。実際、商業的祭典の方向へ舵を切った1984年のロサンゼルスオリンピックを象徴として、それ以降のスポーツの展開そのものが近代スポーツのエトスの腐食を証明しているともいえる。竹内によれば、生物の中で唯一、暴力の制御本能を喪失した生物であったのが人間である（竹内1981：155）が、近代イデオロギーのなかでは、暴力を抑制することこそが人間的である、という信仰が成立していた。この矛盾が20世紀後半になると大きく口を開けることになったといえるだろう。私たちは、暴力への欲望と抑制の狭間で浮遊しはじめる自分自身を感じはじめ、暴力の合理的かつ制度内使用への圧力に、不満を蓄積していくことになる。すなわち、制度内暴力という期待を担っていたスポーツは、やがて機能不全を起こしはじめたといってよい。

これが昨今のスポーツ暴力問題の根源に存在する。

（結果より参加することに意義を見出すという考え方の重要性が減少したことと）同時に、ルール範囲以内で荒々しくプレーし、成功を求めて違法の暴力を行使するという選手の傾向が増えた。要するに、ゲームにおいて暴力を手段として使う傾向が近年増えたということが先験的に成立するように思われる。・・・合理的暴力の隠然たる使用を促す競争的圧力の増大化は、同時に、公然たる権力、つまり、男性のスポーツ選手、女性のスポーツ選手が瞬間的に自制できなくなり、仕返しに相手を殴るという行動を誘発する。手段としての暴力の戦略的な使用がしばしばそのような自制心の喪失をもたらす引き金になるという事実はさらに、ひとつの種類の暴力がどのようにして別の種類の暴力に急速に変化するかということを示してくれる。（ダニング1995：339-340、冒頭括弧内は筆者の補足である）

エリアスは暴力を社会システムの問題として語っている。すなわち「暴力の抑制は、「文明化された国家」の性格の優越性の徴候ではなく、その人種的、民族的構成の永遠の性格でもなく、より分化し、安定した暴力手段の社会的規制、それに対応する良心の形成に帰着した特殊な種類の社会的発展の諸相であるということを出させてくれる。明らかにこの種の社会的発展は逆行しうるのである」（エリアス1995：208）。もちろん現代においては、時代状況は変容しているけれど、文明化はそもそも社会的発展だったのか、というエリアスの指摘には再吟味の必要がある。また私たちにとって身体的自由を拡大してきたかという問いに答えるのは今も難しい。ある部分から暴力が極端に排除させられるとともに、別の部分に暴力が析出してくることは、いつの時代もありうるのだ。

しかし避けて通ることのできないことは、興奮を感じる身体とは、「生と死のリズムを直接経験する身体」（作田2003：279）なのであり、実存が意識されるのは、「個別の身体」にまわり

ついた“飼いならされていない”体験のなかにしかない、ということである。これは身体のもつ独特の位置づけから避けることができない。

2. 「不可能性の時代」の身体とスポーツ

大澤は第二次世界大戦後の日本の社会の型について、ほぼ20～25年の幅をもって3つの時代に分類している（大澤2014）。戦後の復興から全共闘運動の時代までをくくる「理想の時代」、連合赤軍事件からオウム事件の直前までみられる「虚構の時代」、オウム事件から後の私たちの「不可能性の時代」である。この著作の内容は豊かな広がりがあり、一言でまとめるわけにはいかない。しかし本論考の立場からの読み替えの一つをあえて表明するなら、理想の時代は近代的スポーツ理念への闘争の時代であり、虚構の時代はメディアの物語と政治の時代であり、そして不可能性の時代とは、身体性の争奪の時代である、と読んでも、あながち間違いではないだろう。実際、1964年の東京オリンピックは努力信仰と発展する社会の理想を追いかける時代を代表する出来事であったし、1984年のロサンゼルスオリンピックは、放映権とスポンサー料の高騰を誘発させ開催費をまかなう時代の本格的到来であり、虚構の時代の象徴のような出来事だった。そして、ドーピング問題が世界を駆け巡り、国内では暴力問題が繰り返し深刻さをみせるスポーツの現在は、近代以降人間の中に蓄積されてきた身体性にたいする葛藤が、その傷口を生々しく露わにしはじめた出来事群であるといってもよいだろう。

このような社会背景をもとに大澤は、オタクという不可能性の時代の主人を読み解いている。大澤は、オタクの身体が、身体の直接性からの撤退すなわちメディア空間への閉じこもりと、身体の直接性への回帰すなわち自分の感性への執着、との間に引き裂かれながらも、同時にそれらと共存させているさまを論じている。これは言い換えれば、閉塞した制度＝社会、からの身体の離別と、直接的な身体の興奮による生の確認、とに引き裂かれながらも共存させている現代人の状況そのものを代表している。そして加えて大澤は「身体の問題は他者性の問題である」（大澤2014：118）という。

マルセルによれば「身体性は存在と所有の緩衝地帯である」（マルセル1977：106）。すなわち、身体はその人間の所有物でもあり、同時に身体は生命の存在する場所でもある。所有物は意のままに自由に動かそうと操作を意図することができるが、存在は自由にはならない。この身体の二つの地平は分裂したものだが、ただしこれらは時に、交換しあったり、葛藤したりする。現在の状況は、所有の圧力が高まるほどに、存在としての身体がそれに激しく葛藤している時代であるともいえよう。アスリートであればなおさら、所有し操作する身体と存在する身体とのほごまで、そのままならなさと同じ向き合っているはずである。この身体の亀裂について近代社会は無かったこととしてきたが、それは身体の中の他者性を隠蔽していたにすぎず、失われたわけではない。身体のままならなさとの付き合い、それがスポーツの場に象徴的にあらわされるのが現代であるといってもよい。そして大澤はこの亀裂が、激しく相互に双方を際立たせる状況になっているオタクの身体について、以下のように述べる。

一方では、われわれは＜他者＞へ魅かれ、＜他者＞を熱烈に欲望するが、他方では、われわれは＜他者＞に嫌悪を覚えており、それでもなお＜他者＞がわれわれに迫ってくるならば、・・・それを侵略的なものと感ずるだろう。（大澤2014：191）

この矛盾に満ちた関係性をどのように考えるべきだろう。私たちは他者を欲望しようが嫌悪しようが、いずれにしてもそれを排除することはできない。それは私たちの不可欠な一部であることには変わりないからである。少なくとも単純な合理性が作り出す物差しで普遍的なるものを政治的に析出させることには、限界があることを認めなければならぬだろう。ワイツゼッカーのいう「合理的なるものの不合理性」(ワイツゼッカー 2000: 282)の罫に、はまり続けることは避けなければならない。とはいえ、それは容易くはない。大澤も指摘するように、迫ってくる<他者>の脅威が、現代人の心を防衛的にかつ内向き志向に閉じ込めていく状況。それは個人のレベルから国家のレベルにまで拡大していることを、私たちは現代のリアリティとして知っている。しかもその先に未来が見通せないことも知っている。この袋小路から離脱するためには、異質なものの同士のこれほどの激しい引力と斥力が同時にひしめく動態を、私たちは様々な水準で引き受けなければならない。

この矛盾に満ちた必然を正面から引き受けている象徴的な場のひとつが、スポーツなのである。例をあげよう。

現代のスポーツの現場では、科学的トレーニングや医学的管理の手法がますます高度化し、ある程度までは確実に競技者の記録について、その可能性をかなりの精度で測ることができる。目的にたいする合理的トレーニングが徹底されることは今やアスリートの日常にもなっている。しかし面白いことに、スポーツの結果は必ずしも計算どおりにはいかないのだ。ここまで高度化した科学時代でさえ、能力の高い選手が思い通りに結果を出せないことも多いし、思わぬ伏兵が計算では考えられない記録を達成し栄光を手にもすることもある。むしろ計算通りにいかないところに、スポーツの面白さやドラマスポーツの価値一が担保されているといってもよい。これは私たちにとって、きわめて身近な事実である³。

ワイツゼッカーの語法にしたがえば、身体の中に「不合理なるものの合理性」(ワイツゼッカー 2000: 162)を認めなければならない。「意味にみちた<不合理な>行動」が存在する。それは概念ではとらえきれない知覚のことであり、「人間的文化においても、現実についての無概念的知覚というもの、利害合理主義が知っているより遥かに大きな役割を演じている」(ワイツゼッカー 2000: 282)。これをスポーツの言葉に翻訳するならば、次のようになるだろう。アスリートは科学的合理性を理解し、それを利用したり依存したりしながらパフォーマンスの向上をめざす。しかしアスリートはそこに留まることはない。彼らはさらに、概念ではとらえきれない直接的な知覚、意識を超えた身体感覚をつかもうとする。私たちもアスリートも、データ予測とは異なる結果を説明するのに、調子の良し悪し、メンタルの強さ弱さ、などという言葉でしばしば漠然と、しかし饒舌に語る。そしてここで語られている内実は、合理的なものと不合理なもの、意識と無意識、科学と感受性、などのあいだに作り出される不調和な関係への体勢についてなのである。この体勢がうまく獲得されたときの状態を、チクセントミハイは「フロー」(チクセントミハイ 1996)と呼んだ⁴。

³ オタクの身体とアスリートの身体を、同じものとして論じることには違和感を持つ場合があるかもしれない。しかし、一方で高度に科学的で人工的な空間(オタクにおいてはメディア空間であり、アスリートにおいてはトレーニング機器によって管理された空間)に閉じこもり、他方で身体の直接性(自分の感受性や興奮へのこだわり)を求める、という点では奇妙なほどこの二つの身体は酷似している。どちらも現代文化からもたらされた必然を背負っているといえよう。

⁴ フロー状態のとき、予測を超えた良いパフォーマンスへと結果する可能性が広がり、逆に、不合理性への対応が構築できないとき、予測どおりに結果できない可能性が広がるといってもよいだろう。フローの特徴は、第一に自意識の喪失、第二に統制への自己確信、の二つにあらわれるとチクセントミハイはいう。自意識の喪失とは、自己の喪失でもなければ意識の喪失でもない。正確には自己という意識の喪失である(よく集中するとき、自意識が失われることを私たちはよく知っている)。統制への自己確信

不可能性の時代におけるスポーツの意義は、したがって、次のようにまとめることができる。不可能性の時代においては、普遍性や統合への価値を認めることは難しく、私たちは<他者／異質なもの>との関係を拒否することができない。排除しながらも必要とするという他者との関係は、引力と斥力がせめぎ合うどこまでも不調和なものだが、この関係に私たちは体勢をつくれるのかどうか。この現代的課題に、現代人の先鋒として向き合っているのがアスリートたちなのであり、先鋒たちの挑戦のアリーナこそスポーツの場なのだ。たとえアスリート自身がだれひとり自覚していなかったとしても。

確認しておくが、スポーツをつうじて先鋭的に繰り広げられるこの現代的課題にたいし、これを解決する制度は存在しない。「意識の統制は制度化できない」(チクセントミハイ 1996:27)し、他者との関係はどこまでも予測不能だからである。しかし、他者との関係が予測不能であることは、不安でもあるが可能性だともいえ、さらにいえば、これこそ多元性・多様性ある社会の条件である。その意味においても、このスポーツの課題は当然ながら社会全体の課題へと直結していかざるをえない。アスリートの挑戦は、必然的に現代人全体への問いかけをとまなうことをも、忘れてはならない。

3. オリンピック神話の消失と東日本大震災

話がやや戻るが、スポーツがオリンピックという祭典によって美しく称揚せられるのには歴史的な理由があった。オリンピックの背後には、国際関係上深い傷となって残された戦争や紛争があったからである。そもそもクーベルタン男爵が最初に近代オリンピックを思いついた経緯からして、そこには普仏戦争の荒廃があった。その後もオリンピックの歴史は二つの世界大戦が色濃く影を落とした。だからこそ理想を語り続けなければならなかったし、それが必要とされていたともいえよう。近代オリンピックは、戦争によって心身ともに傷ついてしまった青少年の育成と福祉という教育的かつ社会政策的目的を掲げて男爵が発案したものだったが、国民国家体制強化の歴史のなかではナショナリズムの表現闘争の場としても期待されてきた。それらのなかには矛盾する要素があったとしても、オリンピックはそれらをソフトに融合させて十分に期待に応えてきたといえるだろう⁵。そしてこの基本構造は冷戦体制の崩壊の時期までは、かなり強力に維持されてきた。しかしそののち、戦争のトラウマの忘却によって、スポーツは、ナショナリズムと消費社会的権力の闘争場としての側面だけが肥大化し強化されていく。教育的かつ社会政策的機能は矮小化され、スポーツにまわりつく資本が編みだす勝利と栄光の物語＝メディア言説によって代わられることになった。このことによって、クーベルタンのオリンピック思想は存続が困難になるのは⁶自然の成り行きなのだが、「平和」や「スポーツマンシップ」のスローガンだけは利用され、メディアの神話作用のなかに取り込まれていくことになった。

とは、自分の能力が挑戦的な活動をしているが、それは対処可能であることを疑わないことである(不安を持たないことはカオスへの瞬時の対処が適切になされる条件でもあることを、スポーツのあらゆる場面で私たちは知ることができる)。詳細は別稿(中江2013c)を参照のこと。

⁵ 内田は、1964年の東京オリンピックが、第二次世界大戦当時に大規模な学徒動員が実施された記憶が塗りこめられている代々木を中心に開催されたことを指摘し、歴史的記憶の更新が見事に成功したことなどを論証している(内田2018)。

⁶ 現代の高度消費社会におけるオリンピックのメガイベント化によって、オリンピックが新たな歪みを抱え込む様相については、舩本(2002)が簡潔かつ十分にまとめている。

神話作用は社会的現実を物語言説によって人間学的に構築するものであり、メディアやこの構築の過程を媒介するものと考えられている。この場合、現実構築の過程は、群衆＝観客が〈人間の眼〉で現実をまなざし、観察し、鑑賞する社会過程に対応している。またそこには、メディアはそのような〈人間の眼〉を代替し、〈人間の眼〉を拡張するという前提が含まれている。しかし実際には、このような前提がみだされるとは限らず、メディアの導入によってむしろ〈人間の眼〉の同一性が変質し、破碎される可能性が拡大する。(内田2013: 63)

いうまでもなくスポーツは、現代の神話を創出する格好の題材であり、ここには熱狂らしきものが常に再生産されており、またこの社会に象徴的な同一性を現出させるメディアとしても機能している。しかしここで内田が指摘するのは、そのような神話も消失する可能性があるということである。神話の消失という問題について内田は、メディアが神話創出の主体であることと同時に、メディアは神話に外在し冷静に記録する装置ともなることを指摘する。前者と後者のズレは神話への不信を噴出させ、同一性は粉碎されてしまうことがあることを示した(内田2013)。

また阿部は、希望という言葉でオリンピックの神話について整理している(阿部2018)。1964年の東京オリンピックは希望と発展の拡大を素直に信じていた時代であるが、その後の虚構の時代のなかでは理想や希望が「いかにでもあふれこれからは」として大量に生み出され消費されていったという。さらに不可能性の時代のなかでは、希望は反転し、「未来は「行くあてなきこれから」として陰鬱に受け止められるようになった」(阿部2018: 206-207)。「希望への絶望」とでもいうべき不可能性の時代。このなかでオリンピックは「熱狂なき盛り上がり」をみせ、「希望があることを願う」シニシズムが蔓延する。そしてシニシズムは、異論や反論の発信を許さない窮屈な空気をつくりだす(阿部2018: 209-210)。そこにあるのは、無関心が作り出す暴力の連鎖なのかもしれない。

内田や阿部が共通して示しているのは、努力の美しさと勝利の感動の物語をメディアが繰り返して発信する一方で、私たちの社会に広がる心理はその真逆の様相に進み、この乖離はいまのところ広がるばかりという状況だ。乖離したその双方はそれぞれに貧困化の度を高めていく。つまり、メディアの物語が繰り返す極端な盛り上げはその中身を次第にステレオタイプ化していき、その対極では、スポーツ神話は人々のなかであつという間に消失させられ希望は廃れていく。この繰り返しから生まれるやり場のなさには出口が見つからないのである。

このような状況に至った原因を探ることは複雑だが、出口を見失わせている原因の一つは、オリンピックの言説のなかに東日本大震災の深い傷口を、無意識にであれ意識的にであれ、完全に無視していることである⁷。近代オリンピック大会の背景にヨーロッパにおける戦争の荒廃があったように、希望の前提には困難や傷口がある。これを乗り越えようとするからこそ、希望はその根をもち、意味を持つことができるのである。しかし虚構の時代には、希望は乱舞されつつもその根は強制的に忘却されていき、不可能性の時代に突入するとますますその根を回復することができないでいる。東京オリンピック2020の誘致運動の前提には東日本大震災が存在した。にもかかわらず、安倍首相のIOC総会での東京オリンピック誘致のための演説で放った「アンダーコントロール」⁸の言葉は、私たちの態度を震災被害の現実からシニカルに、かつ確実に遊離させる理由をつくったことは否定できない。メディアに踊った安倍の言説はまさに、内田のいう意味でも阿部のいう意味でも、神話を粉碎するものであり、おそらく話者の意図とは逆に、本当は誰も

⁷ 東日本大震災とスポーツについては別稿(中江2013a)を参照のこと。

⁸ 2013年9月7日プエノスアイレスで開かれたIOC総会における安倍晋三首相の東京誘致演説。フクシマは既に完全な制御下にあるというフェイクを堂々と言い放った。

が知っていた国家的欺瞞への疑義を確信に変えてしまったといえるだろう。

東日本大震災は、津波被害にしても原子力発電所の事故にしても、世界的に拡大している科学万能信仰に基礎づけられた現代文化にとっての、苛烈なスキャンダルであった。合理性の時代とされた社会のなかに、そこに内在していた不合理が大きな裂け目をあらわにした事件でもあった。しかし本論文の前節を受けて考えるならば、不可能性の時代にこそこの不合理は隠蔽すべきものではなく付き合うべきもののはずであり、しかもそれはまさに不可能性の時代のスポーツに課された挑戦ではなかっただろうか。

しかしここでも再びメディアの神話作用が、事態に難しさを作り出している。「他者の苦痛へのまなざしが主題である限り、「われわれ」ということばは自明のものとして使われてはならない」(ソントグ2004:5-6)。ソントグは、メディアがグローバルに発達した現代であればあるほど、私たちは他者の痛みに関心でいられるし、そのことに躊躇を感じないで過ごせることを論じている。合理性のなかの矛盾も、フィクションも、スポーツも、同じスクリーンのなかで同列になってしまう。そこにある意味に潜り込むことは拒絶されていく。そして、その事実自体が、全世界を巻き込んだ格差問題の結果であり、無関心が作り出す断絶こそ「相違することへの自由」というスローガンが流通する根拠にもなっている、という厳しい逆説をあきらかにしている。痛みの当事者として考えてみれば誰でもわかるだろうことは、「自分の苦しみが他の誰かの苦しみと比較されるのは耐え難いこと」(ソントグ2004:113)ということだ。メディアを経由することによってあらゆるものが一般化されることによりもたらされる暴力性は、痛みにおいて特に顕著にあらわれる。他者の深い痛みをまなざすことは、「弱さに対して自分を鍛えること、自分をより強く麻痺させること、どうしようもないものの存在を認めること」(ソントグ2004:98)を結果させ、これによって、まなざす側に立つ人間に密やかな安堵と喜びを与えていく。この密やかな喜びが、痛みとともに生きる人びとや痛みに立ち向かうことから、世界を速やかに後退させてしまうというのだ。

このような希望の無いシニシズムにたいしても、スポーツを対峙させてみよう。

R.セネットは、誰の悪意にもよらず自然のままに、異質性を排除し、高度な格差社会を支える現代の「便利な」世界のなかで、そこに生活する人間の身体は、感受性を剥奪される方向に変容すると論じた(Sennett1994)。しかもその世界のなかで、剥奪される感受性のうち最も徹底的に剥奪されるのは、触覚である。これを「触ることへの恐怖」とセネットは言う。逆に言えば、触覚が拒否するという体験の対象こそが「他者」でもある。触覚を感じる場合、自分の身体が今ここに存在し、異質なものの今ここに存在することを認めざるを得ないからである(Sennett1994:212-251, 376)。時間や空間にさえ抵抗を感じさせない高度情報社会のなかで、触覚はある意味でスキャンダラスなものとして登場するといってもよい⁹。ところが、スポーツは、「今ここにある身体」の触覚ないし触覚への強い想像力を抜きには、成立しない。ここに、他者を確認することが前提として在る装置としてのスポーツの価値があらためて浮上してくるといえよう。

メディアコンテンツとして高い価値を与えられているスポーツではあるが、その一方で、そのスポーツという体験のなかでは、失われがちな触覚を回復して、実際に他者の身体の確認し合うという内実もある。憎み合う民族同士でもスポーツの対戦ができるのは、それが遊びであり擬制であるからだが、そこではじめて確認しあえる他者がいるのだ。もちろん、アスリートの身体で起こっている他者との関係は、事実としては東日本大震災などの社会的課題とは直接関係はない。しかしスポーツが、メディアを通じて社会的経験として肥大化し影響力を高めている今

⁹ eスポーツが今後どのような文化に育つのかについて論じるには、現在ではまだ時期尚早である。

日、アスリート以外の、スポーツスペクテイターである私たちの全体が、スポーツ現象の意味を読み替え、スポーツの価値を創造する主体となる可能性を否定することなど、どうしてできるだろうか。

4. 異物／他者とともに在る身体——リズムの哲学

養老（1996）は西洋と日本の身体観を比較するために双方の哲学史を手掛かりにしながら、次のように述べる。

西洋ふうの主客は、人間対自然の意味を大きく含んでいたい。すなわち、「神の似姿としての人間の理性」対「神の創造した客観世界」である。・・・ただその文脈は、この国ではすっかり異なってしまう。なぜならとくにここでは、創造者たる神が不在だからである。そのうえ今では、まわりに存在するのは人工社会、すなわち脳化社会のみになった。そのため、この主客の軸は、現代の日本ではむしろ、自他という軸に変わっている。したがって、科学における客観性も、「他人が認めるもの、評価するもの」に変わった。なぜならすべてが人工化したからである。人間は大自然に住まうのではなく、人工社会に住む。（養老1996：35）

現在では西洋もすでに十分に人工社会化されており、高度情報化社会とは洋の東西を問わず、客観性の伝統的/キリスト教的根拠を失っている。西洋の伝統的な身体観は養老のいうように、すでに時代遅れであろう。それに代わって、自他の軸が重要性をもつ社会、すなわち社会性が重要になることは明らかである。ところが肝心な自他の軸、あるいは自他の区別ということになると、私たちは複雑で曖昧な世界に迷い込む。自他の区別ないし自他の軸というものの自体が、時代にとって常にメインアジェンダになるのが現代だと言っても良い。

実際、自分の身体が感じているものを精査しても、それが身体の内現象か外現象なのかを見分けるのは難しいからである。たとえば、「同一の生理的肉体の内でも、瞳孔の反射的な拡張などはリズムを持たず、身体行動と共鳴する可能性はありえないから、これは純粋な生理的肉体、身体外部に広がる物理的自然の一部だとしか言いようがない」（山崎2018：71）。身体の一部にサイボーグ技術を組み入れることが珍しくなくなり、身体内部にすら非親和的な他者を包摂することが日常にある現在においては、なおさらであろう。パラアスリートの身体はまさにその象徴である。しかしこれは極端で特別なものではない。私たちの身体と医療技術が生活に不可分である以上、私たちの身体でもあるのだ。

また逆に、身体内部に他者を抱えこむばかりではなく、身体外部にも自分の拡大された存在を見出すこともある。たとえばコンピューターによって管理される現代の社会とは、なにかがあるいはだれかが他者であるという感覚を回避する技術によって網羅された世界と言い換えることができる。人々は場所や時間から解放され、人格が情報や記号やメッセージというフェーズに翻訳され、カテゴリー化されていく。そこにおいて、生物学的な身体境界を自他境界とすることにあまり意味はない¹⁰。「逆に生理的肉体としては区別される他人の身体でも、ともに同じリ

¹⁰ スポーツの現場において、何が自然であるかの基準が揺らぎ、問われる事態が続いている。山岳トレーニングや低酸素呼吸器をつけた人体改造はドーピングには問われない。しかし北京オリンピックの出場を目指した義足のランナー、ピストリウスは、IAAF（国際陸上競技連盟）によって「他選手より有利

ズムで踊って完全な共感 (empathy) が成立されれば、その瞬間だけは自他の相違はなくなったというべきだろう。一般に身体の内外部を区切るのは固定的な外郭ではなく、リズムの共鳴の強弱という漸層的な変化だと考えられるのである」(山崎2018: 71)。

山崎は、変動が激しく他者との共存が運命づけられている時代において、人格とは、客観的に区切ることが可能な実態として存在するのではなく、むしろ「リズムの輻輳としての「私」」(山崎2018: 210) としてしか存在しなくなったと論じた。異質なものの同士の引力と斥力が同時にひしめく動態について本論でも前述してきたが、私たちはその動態を引き受ける場合、具体的には、他者との関係にリズムを作ることによって具体的に可能になるといってよいだろう。引力と斥力がどちらも排除できないのが他者との関係であるなら、それを継続するには関係のなかにリズムを取り入れるしかないと言い替えてもよい。「他者との関係が予測不能であることと、その不能性を受け受けることは、多元性・多様性ある社会の条件である」、と前述したが、遊びのなかに自由を許し合いつつも、わずかな同調を作り出し楽しみに結び付けていく装置—リズム—は、予測不能性を受け受けるためのものでもある。鷺田は「身体性は緊張と弛緩の緩衝地帯である」(鷺田2011: 178) であるといったが、リズムを感じとり発信する現場こそが身体であることを示している。

身体の社会学者である亀山は、瞬間瞬間に人間の予想を超えたところで生み出される異物ないし他者のリズムをみずからの身体で受け止め、そこにつねに新しい関係を生成していく身体を指して、「錯綜身体」(亀山2012) という概念であらわした。この錯綜身体は、「あらゆる対象 (他者) と一体化して融合するという性格をもってい」(括弧内筆者) るが、しかし「他者とはどんなに一体化によって融合をはかっても、常に拒絶して他なるものとしての差異を生み出す源泉のことである」(亀山2012: 62)。とすると、錯綜身体とは、自己と他者との間でリズムする身体であり、かつ、他者の存在によってこそ自己をよりよく確認する身体のことである。そしてそのリズムは、自分の身体の中でも成功させる必要があるし、ゲームの対戦相手や自分のチームメイトとの間でも交換され、共振を広げていけるかどうか、その勝負はスポーツにいつもついて回る。

そこで展開されるリズムは、一回性のものであり、常にユニークなものである。錯綜身体が関係を生成していこうとする他者は、常に個別的な他者なのであり、ミードのいう「一般的な他者」ではない。しかし「一般的な他者」なるものが虚実に包まれて個人の実存を支えにくくなっている現代においては、「一般的な他者」ではなく、むしろ「個別的な他者」の再評価が求められるともいえよう。多様性のある世界の構築とは、個別的な他者の発見、他者とのリズム的關係の構築、さらにその關係の社会的拡散をもって、想像していくほかないからである。これはもはやスポーツという枠を超える社会的なテーマとなるので、高揚する気持ちを抑え、ここではこれ以上論じないこととする。

さてこのような身体を想像するなら、わかりやすい事例はパラアスリートの身体である。彼らの身体は、欠損のある身体を生きているか、あるいはそれを補完する道具を身にまとい生きてい

になる人工装置の使用」を理由に出場が認められなかった。その後、スポーツ仲裁裁判所での審議に持ち込まれ、結果「義足による利益が科学的に証明できない」という理由で予選会への出場は認められた (しかしオリンピック出場は無かった)。別のケースでは、ドイツ陸連は、ドイツの国内競技会で義足の選手が優勝した際、義足が有利に働いたとしてこの選手を欧州選手権代表から外した。また、国際陸連は「義足が有利に働くことはあり得ない」(テクニカルドーピングではない) ことを選手自身が証明することを条件として、リオオリンピックの出場資格を認めることに決定した (朝日新聞、2016年1月16日朝刊、6月10日朝刊、高橋2017)。このとき、義足はなぜ人体ではないのか、義足はなぜ健常者の足より劣っていなければならないのか、低酸素に耐えうるよう科学的に改造された心臓はドーピングではないのか、については議論されることはなかった。人間の身体とは何かについては、現代という時代に合った社会学的議論が必要である。

る。ここで断っておきたいが、「欠損」という言い方はその言葉自体が激しく厳しい表現だ。しかし、あらゆる人間は完全ではないことを常識とするなら、言い換えれば、神の創造した西洋的身体理想という完全性の呪縛から脱出するならば、むしろその不完全さを正面から引き受けている点でパラアスリートは私たちの時代の前衛的位置にいる。身体はだれひとり同じでないことや、そこにある欠損もだれひとり同じではないこと。それらは常識だが、しかし私たちは近代的な平等観のためにそんな当り前に気づかないふりをしてきた。この欺瞞をはっきりと暴いてくれるのが、パラアスリートの身体なのである。彼らは自分の身体が要求する自分独自のリズムとバランスを、まず理解し、実現していかなければならない。またそこに補助的な道具があるなら、その道具あるいは技術という、生体ではない異物を生体の中に取り込むために、やはりそれぞれに異なるリズムとバランスを体得していかなければならない。それぞれの異なるリズムとバランスをユニークに実現しているパラアスリート個人が、今度は集団で協力し合ったり補いあったりしながらチームとなると、そこに共感と調和を成功裏に作り出すことがいかに奇跡的なことか、想像に難くない。「パフォーマンスは敵・味方のリズムの取り合い」（亀山2012：249）であり、それこそが勝利への接近なのである。このような生の実践が、どんなに私たち全体にとってのモデルとなることだろうか。

私たちはスポーツの「競技という枠組み」についても、示唆を与えられる。他者との接触の舞台である競技をかたちにしていくための制度（競技ルール）も、単純ではない。あらゆるスポーツ（パラであるか否かにかかわらず）に共通することであるが、何が平等なのか、何を争うべき尺度にするのか、という考えそのものがすでに議論の対象である。ルールの制定にはそのルールが公平だと考える理由も必要であるが、普段それは問われることなく、所与のものとして競技はおこなわれていく。しかしパラスポーツでは、競技のルール作りそのものが競技を規定し結果にも影響をもたらすということが、目に見えやすい。ルールに内在する価値意識の正当性について考え向き合うという社会的行為が、自覚的におこなわれることになる。

競い合いと均衡が同時に存立しているところにおいては、競争しあっている個（体）のあいだの平等ということは、より強き者たちによるより弱き者たちの殲滅と全く同じように、＜不自然な＞ことなのである。それ故に、人間たちの間の平等は、自然的なるものではなく、それが可能となるためにはなんらかの道徳的要請といったものを必需とするひとつの業績であると、私はテーゼを立てる。（ワイツゼッカー 2000：334）

「より速く、より高く、より強く」というオリンピックのモットーは、発展や拡大を無邪気に信じることができた近代世界が要請する道徳に合致していたからこそ、意味があった。しかしこれは実に単純に過ぎて、もはや近代を卒業した場所から新たに意味づけられるパラスポーツには適合的ではない。これが競技である以上、そこには、結果があらかじめ決定されないための平等という仕掛けが求められる。いままでのスポーツでは、それは西洋的身体観と近代道徳に裏付けられた、わかりやすい平等であったが、これからのスポーツはそこから離陸しなければならないだろう。少なくとも現在では、平等とは自由の中での平等のことであり、自由とは相違することへの自由なのである。

ちなみに、亀山は、リズムをとる行為が錯綜身体と他者とのあいだでつくられる以上、そのリズムとは「間合い」の取り方のことだ（亀山2012：77）、という。また、山崎は、世界でもっとも古くからリズムを思考の対象とし研究してきたのは日本なのであり、世界で最も早い先駆的なリズム論は世阿弥の『風姿花伝』の序破急であるという（山崎2018：18）。だからといって日本

文化を称揚するつもりはないが、ただ、間合いや呼吸をつうじて身体や共同性に深く洞察を与えていく歴史が存在したことは事実であろう。西洋的身体観の歴史から遠く離れた場所で培ってきたもうひとつの身体文化を、オリンピック2020を契機に捉えなおしてみるの悪くはない。

5. パラリンピックという夢

日本パラリンピック委員会は、パラリンピックの意義として、以下のような文章を載せている。

様々な障がいのあるアスリートたちが創意工夫を凝らして限界に挑むパラリンピックは、多様性を認め、誰もが個性や能力を発揮し活躍できる公正な機会が与えられている場です。すなわち、共生社会を具現化するための重要なヒントが詰まっている大会です。また、社会の中にあるバリアを減らしていくことの必要性や、発想の転換が必要であることにも気づかせてくれます。(日本パラリンピック委員会2018Web)

ここでパラスポーツや障害者スポーツの世界に深入りすることはできないが、この耳障りの良い文章を吟味することをもって論を閉じたいと思う。

パラスポーツあるいはパラリンピック教育は、ヨーロッパにおいては第一次世界大戦後に大量の身体障害者を生み出してしまったことや、日本においてはリハビリテーションの一環として生まれてきたことなどを、その歴史的背景として進められてきた。これを踏まえるなら、パラスポーツがいわゆるノーマライゼーションをめざしてきたことは、必然的である。つまり「障害がない人と同じ生活条件をつくりだすため」なのであり、これは社会福祉の全領域に共通するものとして受け入れられ尊重されてきた。そして、障害の多様性が認識されるようになり、それを補助する道具が広まるにつれて、アダプティブ・スポーツ (adaptive sports) すなわち、「それぞれの身体状況に合わせたスポーツ」という言い方もされるようになった。道具やルールを合わせてスポーツの形を変更していこうという機運が90年代以降は高まってきたといえよう。

しかし本論の論旨をふまえ、あらためて現在のパラスポーツを振り返るならば、障害者スポーツがいわゆる近代的価値への同化という昔ながらの夢から脱出していないのではないかという心配がぬぐえない。そこで同化 (assimilation) ではなく、包摂 (inclusion) という言葉が使われていたとしても、である (高橋2017)。何ができるか、できないことなくできることに注目していこうとするパラスポーツの理念は、逆照射するなら、もしかすると、できないことから注目をそらし、できることの優越性のみを競う近代的業績主義の影を追いかけることになっていないだろうか。競技の平等性を創出するために、障害の重さに従ったクラスのなかに障害者を細分化することは、差別化に繋がってはいないか。障害者の側からも、障害者と健常者との壁をつくってはいないか。もちろん、あらゆる身体的な補助道具は身体の完全な機能をめざして技術開発されるのだが、その技術開発現場の価値観に障害者の身体観が取り込まれ、巻き込まれていないだろうか。パラリンピックの意義として掲げられている、公正な機会、ないし、バリアを減らしていくことなどは、障害者スポーツの価値観として掲げながらも、障害者の理想としてしまっていないだろうか。連鎖反応のように心配が湧き上がる。多元主義が意識的に叫ばれるようになり近代のオルタナティブとして障害が語られるようになってから以降でも、当事者たちやスポーツの研究者たちのあいだで、可能性の時代の言説が繰り返されていると思えることが多々ある。ここにある障害者スポーツの複雑なパラドックスは高橋 (2017) が整理

しており、あらためて論じない。

しかしそれでも、身体論の立場からパラスポーツの可能性を論じることは諦めないでこよう。

さて、理想の時代や理想の残影を追いかけた虚構の時代においては、近代的なエトスにふさわしい頑張る身体や勝利する身体が求められた。では不可能性の時代に求められる身体、言い換えれば、高度な情報化社会のなかで求められる身体とは何だろうか。亀山は、錯綜身体がつくりだす身体感覚のうち、代表的なのは「滑走感覚」であるという。自分と他者、自分と異物とのあいだで、そのどちらにも一体化せずに、リズムのなかにそれぞれへの関係性をうまく作り上げることができたとき、その達成感は「うまく滑ることができた」という感覚としてあらわれる（亀山2012：64-69）。ところで滑走感覚とはそのままスポーツの言葉である。スキーやスケートやサーフィンなど、予想外に変化し続ける自然と、自分の身体の拡張であり異物でもある道具と、自分の身体。それらの複雑な「ズレ」にうまく乗れた、と感じる、その感覚のことである。考えてみれば、不可能性の時代の私たちにとって最も身近な感覚こそ「ズレ」なのかもしれない。

情報化社会は現実と虚偽とがその明確な区別を失う社会であり、さまざまなイメージのなかで生きざるを得ない社会である。しかもイメージは実在とのズレを増幅させながら流通する。このズレの増幅が私たちの滑走感覚をより身近にしている。ネットサーフィンという言葉は象徴的だ。そこでは、身体が滑っているのではなく知覚が滑っているのだが、情報化された生活の基礎にズレの感覚がなければこの言葉は生まれないであろう。しかし、ズレはあまりに乖離が大きくなると、滑るのではなく破壊されてしてしまう。そのぎりぎりの感覚を、私たちはスポーツメディアを通じた疑似的な体験として楽しんでいるし、遊園地やイベント会場などでは、危うさを増すジェットコースターやバンジージャンプを通じて、楽しんでいるではないか。ズレのうえでこそ成り立つ滑走感覚は、概念や言語ではうまく説明ができないので、身に着けるためには身体そのものを多少ズレの上に置いて、やってみるしかない。身体性は、ここでもまた再興することが求められている。多様な生き方や身体のあいだを、いかに滑走し、リズムをつくり、しかもそれらを共振させていくことができるか。これは楽しい、新しい時代のスポーツの価値にはならないだろうか。

最後に、そもそもの「スポーツ」の意味をここで確認しておきたい。

「スポーツ」(sport)の語源は、ラテン語のdeportareに由来するというのが定説である。接頭語のde-はawayを意味し、portareはcarryを意味し、その結合語は、「運び去る、運搬する、輸送する、追放する」を意味した。古フランス語のdeporter、desporterが示すように、物理的・空間的な次元から「気分を転じさせる、楽しませる、喜ばせる」という意味や、再起的用法により「やめる、耐える、遊び、気晴らしによって元気を回復する、時をやり過ごす」というように、次第に内面的、精神的な次元の移動、転換、変化を原理とする喜びや楽しみを表現することになりはじめた。（阿部2009：5）

「game」という用語は、喜びを意味する古代サクソン語の「gamen」から由来するといわれる。語源的にこの「gamen」は、ゴート語の中性名詞「gaman」と同一の性格を持っていた。この言葉はtogetherを意味する接頭語ga-と人間を意味するmanとの合成語で、参加、親しい交わり（集まり）を意味した。「sport」がある場所（状態）から異なる場所（状態）への移動、転換によってもたらされる喜びを原理とする言葉なら、「game」は人間の集合、共同によってもたらされる喜びを原理とする言葉であった。（阿部2009：6）

これを踏まえるなら、時代の転換期にスポーツがいわばバブルといってよいほどの熱い注目をあび、集合的歓喜を求める社会心理も、当然のことといえるだろう。また、スポーツには競争（闘争）と勝利の褒章としての「資本」などというものは含意されていなかったことを確かめたい。むしろそれは近代と産業社会のなかで、興奮をよりリアルに高めるために導入されたにすぎない。今、近代的、産業社会的イデオロギーが機能しなくなっている時代においては、もはやこの近代的なバイアスを一度取り除き、新たに私たちにとってのスポーツないしオリンピックの意味を問い直すことが必要であろう。オリンピックは英語ではOlympic Gamesであり、東京オリンピック2020は、The Tokyo 2020 Gamesということ思い出しておこう。スポーツやゲームにとって、順位をつけることも集合的歓喜も、相互に必要なものかもしれないが、より本質的なのは後者である。

鷺田は他者について以下のように言う。

他者とはわたしがそれに向かって語る者であり、またわたしに向かって語りかけてくる者である。西欧の言語において、「責任」(responsibility, Verantwoordelijkheid) ということばが「応える」(respond, antworten) という動詞に由来するというのは、興味深い事実である。他者への責任がそこでは、他者に応える義務として受け止められているのである（鷺田2011：116）。

スポーツは、他者の存在を意識し、自分の生（身体）の具体性を確認し、かつ他者へ応える実践をささえる場となりうる¹¹。共感が、とてもはかなく、かつ様々な内実が多様にあるとしても、その瞬間は他者との間になんらかのコミュニケーションが成り立っており、そこにあるズレを滑走しているともいえるだろう。R.ベラーは、多様性ある社会でいかにして民主主義が可能かを問かける著書のなかで「民主主義とは注意を払うことである」（ベラー 2000:266）と述べた。民主主義とは状態を指すのではなく、関係性そのもののダイナミクスのなかにこそ存在するというのだ。ややもすると異質性を完全に排除ないし無視して進もうとする高度情報化社会のなかで、身体的な個別的な存在を一般性のなかに溶解させることなく、多様な応答の継続を、個別的で異質な社会関係の絶えざる生成を、世界にあふれるよう育てていくことこそが、新しい時代の責任であり挑戦であることを忘れまい。

パラリンピックはもう一つのオリンピック、なのではない。ほんとうは、パラリンピックのなかに、オリンピックが包摂されていくのだ——パラリンピックという私たちの夢である。

引用文献

- 阿部生雄（2009）『近代スポーツマンシップの誕生と成長』筑波大学出版会
 阿部潔（2018）「『2020』から『1964』へー東京オリンピックをめぐる〈希望〉の現在」小路田・井上・石坂編著『〈ニッポン〉のオリンピック』青弓社
 Bellah, R. N., Madsen, R., Sullivan, W. M., Swidler, A., Tipton, S. M., (1991), *The Good Society*, Alfred A. Knopf. New York. (ベラー他 2000 中村訳『善い社会』みすず書房)
 Caillois, Roger, *L'Homme et le Sacre*, (1950) Gallimard, (カイヨワ 1994『人間と聖なるもの』せり

¹¹ スポーツは基本的人権や広義の福祉のありかたと深く関わるものとして、つねに時代と共に考え続ける必要がある。（内海2015）

- か書房)
- ダニング、エリック (1995) 「スポーツにおける社会的結合と暴力」、Elias, Norbert., and Dunning, Eric, (1986), *Quest and Excitement*, Oxford, Basil Blackwell、(エリアス・ダニング、1995『スポーツと文明化—興奮の探求』法政大学出版会)。
- エリアス、ノルベルト (1995) 「スポーツと暴力に関する論文」、Elias, Norbert., and Dunning, Eric, (1986), *Quest and Excitement*, Oxford, Basil Blackwell、(エリアス・ダニング、1995『スポーツと文明化—興奮の探求』法政大学出版会)。
- Foucault, Michel, (1975), *Surveiller et punir: Naissance de la prison*, Gallimard (フーコー 1977 田村訳『監獄の誕生』新潮社)
- 亀山佳明 (2012)『生成する身体社会学』世界思想社
- Marcel, Gabriel., (1935) *Etre et Avoir*, 1935, Paris, Aubier, (マルセル 1977、渡辺・広瀬訳『存在と所有』理想社)
- 舩本直文 (2002) 「浮遊する「オリビズム」」『現代スポーツ評論』7号
- 中江桂子 (2013a) 「現代における身体文化の意義」日本スポーツ社会学会編『21世紀のスポーツ社会学』創文企画
- (2013b) 「身体と学び：近代の陥穽とは何か—身体文化の歴史社会学」『スポーツ社会学研究』第21巻2号、日本スポーツ社会学会
- (2013c) 「理解と共感の技法：わざの文化を手掛かりとして」『国際行動学研究』第8巻、国際行動学会
- 日本パラリンピック委員会 (2018/10/20) <http://www.jsad.or.jp/paralympic/what/index.html>
- 大澤真幸 (2014)『不可能性の時代』岩波書店
- Sennett, Richard (1994), *Flesh and Stone*, Norton, New York
- Sontag, S., (2003) *Regarding the Pain of Others*, Farrar, New York, (ソントグ 2004、北條訳『他者の苦痛へのまなざし』みすず書房)
- 高橋豪仁 (2017) 「パラリンピック教育に関する一考察—障害者スポーツからの学び」『次世代教員養成センター研究紀要』第3巻
- 内海和雄 (2015)『スポーツと人権・福祉—「スポーツ基本法」の処方箋』創文企画
- 内田隆三 (2013) 「スポーツの夢と社会過程」日本スポーツ社会学会編『21世紀のスポーツ社会学』創文企画
- (2018) 「成長の時代の幻影—精神史としての東京オリンピック」小路田・井上・石坂編『ニッポンのオリンピック』青弓社
- 養老孟司 (1996)『日本人の身体観の歴史』法蔵館
- 鷺田清一 (2011)『悲鳴をあげる身体』PHP研究所
- Weizsacker, C. F. V. (1977), *Der Garten des Menschlichen*, Carl Hanser Verlag. ワイツゼッカー、C.F.V., 2000 山辺訳『人間的なるものの庭』法政大学出版会
- 山崎正和 (2018)『リズムの哲学ノート』中央公論新社

戦後アジアの夏季オリンピック開催と「東京2020」の課題 —スポーツ空間論の観点から—

The Hosting of Summer Olympic Games in Postwar Asia and Tasks for “Tokyo 2020”: From the Viewpoint of the Theory of Space in Sport

菊 幸一*
Koichi Kiku

Abstract

The purpose of this study is to reveal tasks of “Tokyo 2020”, the second Summer Olympic Games held in Tokyo, from the viewpoint of the theory of space in sport. So far Japan, Korea and China held the Summer Olympic Games in Asia, mainly functioning as political and economic means. However, in addition to athletes competing and connecting, possibilities of how the event can influence society will be in demand for “Tokyo 2020”. Therefore, in this study, the space of sport was divided into “in-court” and “off-court”, and related to actual society, the importance of communication “off-court” was indicated.

In order to convey messages and form missions of “Tokyo 2020”, the cultural characteristics of sport should be considered important, and it is essential to understand how these values – according to the theory of “lemma” resulting from a free will and intuition – influence people’s lifestyles. In this sense, Japan as the host of “Tokyo 2020” and as mature society, is expected to play a leading role to foster “Jita-kyoei (mutual prosperity)” among Asian countries, and in addition is responsible for “connecting” the model of proactive pacifism, which sport is able to transmit, to society.

I. 「東京2020」の課題を考えるために —スポーツ空間における「競うこと」と「つながること」—

1. 曖昧な「東京2020」の課題と本稿の目的

2013年7月9日（日本時間7月8日）、第125次国際オリンピック委員会（International Olympic Committee, IOC）総会で、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会（以下、「東京2020」と略す）の開催が正式に決定された。当時IOC会長であったジャック・ロゲ氏が「Tokyo 2020」というフリップを示してから、かれこれ6年が経過し、大会開催までもう2年を切った時

* 筑波大学体育系 Faculty of Health and Sport Sciences, University of Tsukuba
E-mail: kiku.koichi.ga@u.tsukuba.ac.jp

期となっている。この間、日本では官民連携による国際間交流として“Sport for Tomorrow”をはじめとする多くのイベントやプログラムが展開され、新国立競技場や諸競技施設の建設が急ピッチで進められている。また、地方自治体においては、スポーツを通じた地域振興を企図したスポーツコミッションの創設やオリンピック参加国に対するホストタウン及びキャンプ（練習）場誘致など、大会効果の地方への波及を求める熱心な取り組みが行われている。

しかし、このような建設や取り組みが、ややもすればその政治的意図や経済的意図によって先導され、いったい何のための、誰のためのオリンピックなのかが見失われてしまう状況も垣間見られる。当初、1兆5千億とも2兆円とも言われた高額な会場建設費その他の諸経費問題をはじめ、すでに経済先進諸国でさえ（いわゆるロサンゼルスオリンピックに端を発する）「商業オリンピック」方式だけでは賄いきれない莫大な開催経費負担の問題は、今日もなお十分にその解決をみているわけではない¹。

また、もっとも重要な「何のための」大会かという開催のミッションやテーマについては、未だにその明確な回答が得られていない状況であろう。思えばこの課題は、2016年の開催地立候補においても指摘されていたが、東京湾岸の埋め立て地域を会場とする（アスリート・ファーストの）コンパクトなオリンピック開催を「環境に配慮したオリンピック」と主張していたかと思えば、2011年の東日本大震災の後には「復興オリンピック」を訴えるなど、そのメッセージは迷走している。今夏に大会組織委員会が全国の学校に対して、開催年における部活動やサークル活動の夏合宿の実施時期をずらすようお願いしたとされるが、その理由は大会がオールジャパン体制で行われるためだとしている。しかし、何のための「オールジャパン」なのか、「何のために今、東京でオリンピックを開くから」オールジャパンなのかについては、一般の人々の心に届く発信が今もってないために、教育関係者の中には違和感を覚える者もいるという（朝日新聞、2018）。

このように「東京2020」というメガ・スポーツイベントの開催意義やその後のレガシーについては、そもそもの出発点から曖昧なままになっているのだ。そこで本稿では、このような今日の日本の状況に鑑み、戦後アジアの夏季オリンピック開催の背景とそこに共通する課題を指摘しながら、オリンピックにおいてオリンピックたちが「競うこと」で何がメッセージ化され、それが世界とどのように「つながる」可能性があるのかから、この課題のとらえ方を論じてみたい。ただ、これを従来のアスリートレベルにおける個人的な友情やつながりで論じたのでは、その先にある社会的意義や社会的機能との「つながり」がみえてこない。そこで本稿では、「競うこと」と「つながること」の連続性をスポーツという空間の二重性からとらえることによって、オリンピックからみた「つながること」への先を、スポーツを通じた社会への影響の可能性として論じてみたいと考える。

2. スポーツ空間論からみた「競うこと」と「つながること」

荒井（1994）によれば、「スポーツ」という空間は、ただコートの中で「競う」空間だけを指すのではなく、その空間と実社会とをつなぐ空間、いわば「コートの外」空間を豊かに想定することによって成立しているという認識が重要であるという。

図1によれば、「コートの中」とは練習や試合の時空間であり、プレー中のこの時空間では「ハ

¹ 2018年10月5日付の朝日新聞朝刊（2018）によれば、会計検査院の調べで、大会組織委員会が最新の予算として示している1兆3500億円に含まれる経費以外に約6500億円が計上されていることがわかったという。また、今後支出が見込まれるものも含めた全体の経費は約2兆8100億円にも上るといわれている。

ラハラ」気分での緊張感が発揮され、互いのフェアな競争による真剣な奪い合い（take）が行われる。これに対して「コートの外」とは、「コートの中」に隣接するそれ以外の休憩行為や和やかな部室での時空間などを意味し、そこではコートの中の役割や機能から離れてお互いに対等な「ヤレヤレ」気分が生じ、持ちつ持たれつの関係（give and take）が維持される。実社会とは、このような「コートの中」と「コートの外」で構成されたスポーツ空間とは異なる社会の直接的な利害状況によって支配される時空間である。ここでは、例えば経済的、あるいは政治的な利害が優先され、アンフェアな支配や収奪（take）が行われるため、常に「イライラ」気分になせられることが多い。

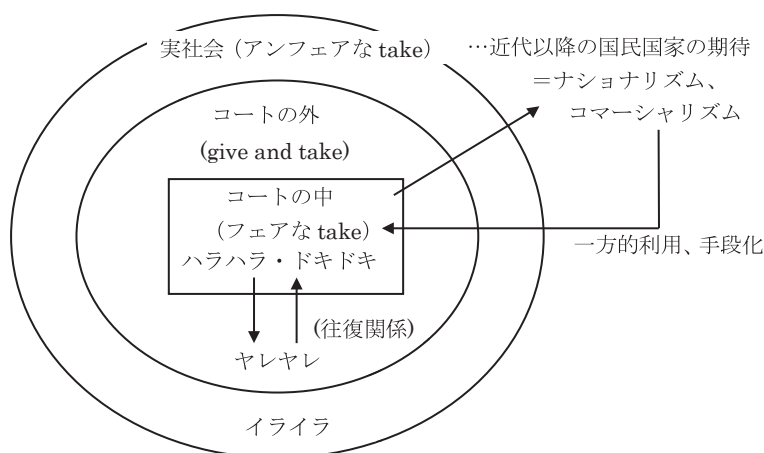


図1. スポーツ空間と実社会の関係モデル

出典：荒井（1994）を改変。

注記：スポーツ空間は、「コートの中」と「コートの外」との往復関係によって構成されるが、実社会のスポーツへの介入はもっぱら「コートの外」を超越して「コートの中」を一方的に利用し、手段化しようとする。その結果、スポーツ・ナショナリズムやスポーツ・コマーシャリズムが誕生する。

ここで重要なのは、「コートの中」と「コートの外」で構成されるスポーツ空間において、この両空間を豊かに行き交うことであろう。プレイヤーの側からすれば、前者の空間における緊張感があるからこそ、後者の空間における弛緩や解放が、日常の世界で発揮したり、味わったりすることができないような深い交流（つながり）やコミュニケーションをもたらし可能性がある。それは、スポーツする人間の身体における生理的・心理的な変化や起伏によってもたらされるものであるだろう。逆に、「コートの外」空間がプレイヤーにとって心地よい時空間であれば、「コートの中」でのプレーに良い影響を与えることが期待される。この両空間の豊かな往復は、「競うこと」と「つながること」を矛盾なく実現させる基礎となるのである。その基本的条件は、両者が隣接しているということであり、「コートの外」空間が「コートの中」空間と実社会との境界領域（liminality）となっていることである。

このようなスポーツ空間における「コートの外」空間は、次のようなプラス機能をもつという。

(1) スポーツの世界の人間関係が競争関係だけでなく、give and take, 持ちつ持たれつといった

互譲の関係が入り豊かになる。先輩が後輩に教えるという関係は、コートの外で展開される。

- (2) 「コートの中」が自分の個性、能力にチャレンジする空間であるのに対して、「コートの外」は人と知り合い、コミュニケーションする空間である。
- (3) 「コートの中」空間が拡大し「コートの外」空間が縮小すると、プレイヤーに慢性的なプレッシャーがかかり、心身の疲労を蓄積させ、かえって実力が発揮されない。
- (4) 「コートの外」空間は、過剰な商業主義、能力主義、政治主義の介入からプレイヤーや指導者を守る貴重なバリア空間ともいえる。

このようなスポーツ空間によって培われた「競うこと」と「つながる」ことによって生み出される「つながる」ことの先に、なぜ実社会という空間への影響を及ぼす「つながり」を見出すことができなかったのか。スポーツ空間論の視点からは、これまでのオリンピックにおいて、このようなスポーツ空間の先にある実社会へ「つながる」ための論理や課題が議論されなければならないであろう。そこで本稿では、まず戦後アジアの夏季オリンピック開催の背景と意義を実社会からみたスポーツ空間へのアプローチの諸相としてとらえ、そこでの限界を指摘する。その上で、スポーツ空間を構成するプレイヤー（ここではオリンピックアン）の行為から「競うこと」と「つながること」の意味をスポーツ空間からみた実社会への影響力の可能性として掘り下げてみたい。そして最終的には、実社会とのつながりにおけるスポーツ空間からの働きかけの可能性を「東京2020」の課題に引き寄せて、具体的に論じてみたいと考える。そこからは、自ずと「東京2020」のテーマやミッションが、ポスト「東京2020」のレガシーとして見えてくるように思われるからだ。

II. 戦後アジアの夏季オリンピック開催の背景と意義²

1. 時間軸の観点から

戦後アジアの夏季オリンピック開催は、1964年の東京（日本）から始まり、1988年のソウル（韓国）、そして2008年の北京（中国）の順で行われている。その開催間隔をみると、東京からソウルにかけて24年間、ソウルから北京にかけて20年間と、ほぼ20～25年間という間隔で開催されている。戦後アジアにおける時間軸の観点からみた、この夏季オリンピック開催におけるほぼ四半世紀間隔といえる時間のズレは、いったい何を意味しているのだろうか。これを特に戦後の日韓中3ヶ国の経済成長との関係からみると、どのような背景が見えてくるだろうか。

2. 戦後日韓中における夏季オリンピック開催の背景

(1) 日本の東京オリンピック開催（1964年）

日本が1945年に終戦を迎えた5年後の1950年に、期せずして朝鮮戦争が勃発した。このことが朝鮮特需と呼ばれる軍需景気を引き起こし、結果的には戦後日本の経済成長を支える出発点となった。1955年には、保守合同（当時の自由党と民主党の合併）が成立するという安定した国内政治体制の下で、戦後日本は経済政策を優先させる豊かな社会を目指していくことになる。当時の経済白書には、「もはや日本の戦後は終わった」とさえ表現されるようになるのだ。

それ以降の昭和30年代（1955～64年にかけて）には、国民所得倍增計画をはじめとしてさ

² 本節第1項及び第2項は、拙稿（2015b）に基づき、大幅に修正を加えたものである。

さまざまな高度経済成長政策が展開されるが、そのもっとも大きな起爆剤となったのが1964年の東京オリンピック開催ということであろう。このオリンピック開催の成功に向けた日本の国土インフラ整備は、東海道新幹線や首都高速道路網の建設など物流施設（交通網等）の全国的整備に代表されるが、それはポスト・オリンピックの高度経済成長を支える重要な経済政策の一環として位置づけられていた。

このように東京オリンピックの開催は、戦後日本の疲弊した経済状況を立て直す象徴として、またその後に続く大量生産大量消費の豊かな高度経済社会を支えるインフラ整備の契機として、重要な経済的意義をもったのである。それと同時に、競技成績として金メダル16個という成果は、政治的にはテレビによる同時衛星放送の迫力とともに「世界の中の日本」というプレゼンス（存在感）を国内外の人びとに伝えることになった。日本の人びとは、改めて競技スポーツの成績を通じて、平和裡に国家（state）に対して自らを国民（nation）として同一化する政治的機会を与えられ、多様なスポーツ種目の成績からそのナショナリズムの普遍性を受容し、国家の成員＝国民として政治化されていくのである。また、その開催が戦後（1945年）から約20年を経たタイミング（間隔）であったことから、先に述べた＜1964—1988—2008＞年という＜日—韓—中＞のオリンピック開催の時間間隔とはほぼ同じであることに気づかせられる。

(2) 韓国のソウルオリンピック開催（1988年）

これに対して、1950年に朝鮮半島で勃発した朝鮮戦争は、韓国にとって日本とはまったく逆に不安定な国家体制の出発点となり、その後に続く南北分断の歴史を今日まで引きずる歴史的要因となっている。韓国は、特殊な政治（イデオロギー）的分断国家としての歴史を歩まされることになったのである。その後1961年には、そのような不安定な政治体制の下で軍事クーデターが引き起こされたが、第三共和国時代（1963～72年）には「漢江（ハンガン）の軌跡」と呼ばれる経済成長を成し遂げた。1988年のソウルオリンピック開催は、経済成長による成果を内外に示す格好のメガ・スポーツイベントとして位置づけられたといえよう。

ただ、この急速な高度経済成長の背景には、東西冷戦の中で韓国が西側体制に与していたさまざまな経済的恩恵があったと同時に、なかでも（皮肉なことに）1960年代から70年代半ばまで続いたベトナム戦争による軍需景気にも依っていたということである。その意味で韓国における高度経済成長の契機は、日本における戦後の景気浮揚のそれと類似しているところがみられる。

いずれにしても、韓国において1960年代半ばから後半にかけて高度経済成長社会へと向かう道筋は、その約20年後に開催される1988年のソウルオリンピックへとつながっていることがわかる。そして、この経済成長を土台とするオリンピック開催が果たす政治的機能は、日本の場合と同様に国家的なネーション喚起、すなわち国家的なメガ・スポーツイベントによる政治的なナショナリズムの高揚にある。この点において、日韓両国で開催されたオリンピックがほぼ同一の時間間隔（時間軸）に布置されるというのは、非常に興味深い事実であろう。ここでは、戦後アジアにおける両国の経済成長が、なぜ政治的なナショナリズムを欲望し、その結節点としてオリンピックというメガ・スポーツイベントを位置づけようとしたのか、自国開催の意義を探るための問いとして重要になると考えられる。

(3) 中国の北京オリンピック開催（2008年）

中国は、1949年に中華人民共和国として建国以来、今日まで社会主義国家体制を維持している。しかし、その戦後の歩みは複雑であり、1970年代には中華民国に代わって国際連合へ正式加盟（1971年）を果たし、米国との国交正常化交渉（1972年）を経て、1978年には経済成長を目指す

「改革・開放」政策を展開するなど、社会主義国家が本来めざすべきプロレタリア・インターナショナルナリズム（労働者階級による世界同時革命）とは異なる路線を歩んできた。特に「改革・開放」政策では、従来通り政治的には社会主義体制を維持しながら、近代化政策の一環として経済的には市場経済体制に移行するという独自の国家体制を築いてきた。その結果、中国は国際的な競技スポーツ大会にも積極的に参加し始め、ついに1984年のロサンゼルスオリンピックに復帰するのである。しかしその後、改革・開放政策の経済的矛盾は国内の経済格差の拡大に現われ、政治体制への不満につながった結果、1989年に天安門事件を引き起こすことになった。この事件によってこれまでの経済成長政策は、いったん中断を余儀なくされたのである。つまり、中国の改革・開放政策は、1990年前後に到来した東西冷戦構造の終結と同時に、結果としては他の東側諸国とは逆に、社会主義体制の立て直しという政治的課題を優先させる政策によって代わられることになったわけである。

ただ中国は、この間も従来の政治体制をあくまで維持しつつそれまで培ってきた米国をはじめとする西側諸国との経済関係を崩すことなく、1992年以降、新たな改革・開放政策を展開していく。あくまで中国独自の社会主義政治体制の下で、本格的な市場経済の発展を模索し、ついに2001年には世界貿易機関（WTO）に加盟するに至るのである。

このように戦後中国の歩みは、政治的には社会主義体制を堅持しながら経済的には市場経済を展開させるという政策をすでに1980年前後から開始しているが、その本格的な展開はその10年後（天安門事件後）の1990年前後からであるとみられる。この時点から、2008年の北京オリンピック開催への期間を考えれば、やはり約20年の期間がおかれていることに気づくであろう。ここにも、韓国との比較で述べたような経済成長を土台とするオリンピック開催とその開催によって期待される国家的なネーション喚起、すなわちナショナリズムとの関係において、日韓中ともにほぼ同一の時間間隔にオリンピックが布置されていることが理解できるのである。

3. 共通の政治課題とオリンピック

このように戦後アジアにおける夏季オリンピック開催の背景を考えると、日韓中ともに政治体制の混乱から本格的な市場経済体制に移り、いずれも約20年間の準備期間を経て開催に至っていることが理解できよう。この夏季オリンピック開催に至る時間的なズレは、各国における戦後アジアの国民国家体制における国家的な経済成長に要した時期のズレとも重なるが、それは同時に国家的な政治的安定に要した時間のズレとも一致しているとみることができる。例えば、中国の夏季オリンピック開催がもっとも遅れた理由の1つは、急速な経済成長に伴う政治体制批判をリセットする時間に費やされているからである。高度経済成長による基本インフラの整備は、オリンピック開催の土台を形成すると同時に、それを支える自由主義は政治的には国家としてのまとまりを欠く結果を導く可能性がある。つまり、こうした潮流は、社会の進歩と発展を導きながらも、その分裂と既存の政治組織の弱体化や個人の微粒子化を招く恐れがあるのだ（小倉、2018）。これを防ぐためには、国民（ネーション）としてのつながりを喚起する国際的なスポーツイベントを開催することが最も有効な手立ての1つとなろう。オリンピックの自国開催は、国家の政治的安定の下で、さらなる経済的発展を促す政治と経済の「つながり」を強化することになるであろう文化的機能の発揮が期待されているのである。

つまり、戦後日韓中における夏季オリンピック開催に向けた20年間は、政治的安定がもたらす国内基盤（インフラ）の条件整備に要する時間であったとしても、それと同時に国内的な経済発展がもたらすネーション（国民）意識の希薄化が政治的に懸念される事態をも予想させるということである。だとすれば、1990年代以降におけるグローバル経済の発展は、自由主義体制下

における政治的な単位としての国民国家体制に新たな危機をもたらす火種ともなるであろう。実社会におけるオリンピックの政治的意義は、ここで新たなグローバル社会の到来とともに、たとえ経済先進国であろうとも再び国民意識の喚起を要求する国家的な政治課題に直面するのである。

したがって、戦後アジアにおける夏季オリンピック開催は、東西冷戦下における日韓中の高度経済成長の中で求められた政治的安定の象徴的イベントであったと考えられる。が、それは同時に、今日のグローバル社会においては、その再不安定化への政治的懸念を払拭する中で再び求められるであろう文化的機能であるとも考えられるのだ。しかし、戦後アジアにおける2巡目の夏季オリンピック開催の意義を、このような従来の視点からのみでとらえることは国民的支持、あるいは開催地住民の支持という点からも大きな問題があることは否めない。では、これまでのオリンピック自国開催の意義や課題は、スポーツ空間論の視点からみるとどのような限界としてとらえることができるのであろうか。

4. スポーツ空間論からみた限界（図1参照）

スポーツ空間と実社会との関係からみれば、これまでのオリンピック開催は戦後アジアの政治的、経済的な利害状況によって導かれている。この現実の利害状況は、ナショナリズムやコマーシャリズムに象徴されるアンフェアな take を生み出す。それが、直接的には「コートの中」で展開されるフェアな take を手段化していくことになる。競争のレベルを高め、スポーツを高度化していくスポーツ空間以外の外在的エネルギーが発揮され、スポーツ空間で純粋にプレーするプレイヤーに対して政治的、経済的な外的報酬によって（プレイヤー自身がコントロールできない）過度な物理的利害や精神的ストレスを与えるしくみをつくっていく。

ここでは、先に述べた「コートの外」空間との関係は、ほとんど無視されている。「コートの外」は、「コートの中」と空間的に隣接することによって「コートの中」と実社会とを緩衝するコミュニケーション空間である。そこでは、まず「コートの中」でのフェアなtakeによる競争を意味づけるプレイヤーやスポーツ関係者の主体性が発揮されることになる。この空間との連続線上において「コートの外」における give and take が機能しなければ、「コートの外」空間は実社会における過剰な商業主義、能力主義、政治主義の介入からプレイヤーや指導者を守る貴重なバリア空間とはなりえない。だとすれば、オリンピック開催の意義を「コートの中」と「コートの外」との相互関係におけるスポーツ空間から考え、特に実社会の利害状況が「コートの外」空間を超えて、直接「コートの中」空間に影響を与えてきたというこれまでの歴史的経緯を再認識する必要があるのだ。つまり、そこではスポーツ空間における「コートの外」空間の存在や意義が尊重されてこなかった認識論上の限界が指摘されるのである。

その上で、今後のオリンピック開催の意義と課題を考えるために「コートの外」空間の豊さ（広がり）をどのように図っていくのが問題となつてこよう。そのためには、これまでのオリンピックにおいてプレイヤーの側から「コートの中」空間と「コートの外」空間の相互関係をみたとき、どのような意義ある実践が行われてきたのかを振り返るとともに、そこから実社会の利害状況に対峙し、影響を与える論理を探り出していくことが求められる。

Ⅲ. オリンピックにおける「競うこと」と「つながること」

1. 「東京1964」におけるオリンピックのレガシー

(1) 規律化された入場行進と閉会式のアクシデント

戦後アジア初のオリンピックである「東京1964」の開会式は、1964年10月10日午後2時から荘厳な雰囲気の中、儀礼としての入場行進から始まった。「古代オリンピック発祥の地ギリシャ」から始まる94ヶ国の入場行進は、写真1にみられるようにどの国においても実に整然とした隊列を組んで行われた。写真左端に見える旗を持った人物の前を通ると、選手団は正面スタンドの貴賓席に向かって一斉に顔を向け、挨拶をする。



写真1. 「東京1964」における開会式での入場行進（日刊スポーツ掲載）

出典：朝日新聞社提供

注記：「東京1964」における開会式で整然と行進する各国選手団。

このような国旗を掲げた入場行進の始まりは、1912年の第5回ストックホルム大会からであるが、その背景には特にヨーロッパ諸国における国家意識の高揚があり、その兆候は前回のロンドン大会（1908年）での「オリンピックは参加することに意義がある」とまで言わざるをえなかった国家間競争過熱による露骨な勝利至上主義によってもたらされた（佐伯、2005）。1914年に勃発する第1次世界大戦の火種は、このように規律化された入場行進の形態にも表れていたとみるべきであろう。またその後、第2次世界大戦が終了してもなお、このような入場行進が少なくとも「戦争の20世紀」と呼ばれたこの期間に引き続き行われていたことの政治的意義について、オリンピックを通じたナショナリズムの高揚の観点から改めて考えることも重要であろう。ちなみに「東京1964」には、主にヨーロッパ諸国の植民地支配から独立したアフリカの新興国がいち早く参加しているが、このことも同様な政治的意義として考えておく必要がある。

ところが、同じ「東京1964」の閉会式では、当初予定されていた開会式と同様の儀礼的な入場行進の予定が選手たちによって見事に破壊され、写真2にみられるような混乱（カオス）状態が引き起こされた。



写真2.「東京1964」における閉会式での入場行進

出典：朝日新聞社提供

注記：「東京1964」における閉会式で、日本の旗手（福井選手）を担ぎ自由に行進する各国選手。

日章旗を持った日本の旗手（福井選手）を取り囲むように各国の選手たちが個々の意志で自由に参集し、互いの健闘を讃え合い、笑顔を振りまいている。この意図せざる自由な「つながり」を生み出したものを何であろうか。開会式での整然とした入場行進に体现されたナショナリズムを超えるオリンピックたちの自由な「つながり」への意志は、どのように生み出されたのであろうか。容易に想像されるのは、彼らが国家を背負って「競う」ことを通じて、むしろそれを超える「つながり」を得る空間があったということであろう。この空間こそが、「コートの外」空間でのできごとなのである。緊張から弛緩へ、「ハラハラ」から「ヤレヤレ」へ、それまでの激しい身体活動の起伏の中でその相互関係や往復関係から生み出される新たな地平が、競技者をより強い友情と連帯へと導いていったのではなかろうか。

(2) 柔道無差別級決勝の勝者ヘーシンの行動

写真3は、「東京1964」における柔道無差別級決勝戦でオランダ代表であったA.ヘーシンが日本代表であった神永昭夫を破って優勝した瞬間の一コマである。



写真3.「東京1964」における柔道無差別級決勝戦決着の瞬間

出典：朝日新聞社提供

注記：「東京1964」における柔道無差別級決勝戦の決着の瞬間、右手を差し出して自国関係者が畳に駆け上がろうとするのを制止しようとするA.ヘーシンク選手。

「一本」のコールが審判から下されたであろうその瞬間に、勝者となったヘーシンクは会場に向かって右手を差し出し、何かを制止しようとしている。向こう側の観客席では、向かって右側に陣取る日本選手団関係者らが下をうつむいているのに対して、同じく左側のおそらくオランダ選手団の関係者が手を挙げて喜んでいる。まさに、もっとも金メダルが期待された日本のお家芸・柔道の無差別級で、日本が敗れた悲喜こもごもの瞬間であった。その時、ヘーシンクは何を制止しようとしていたのか。それは、写真を撮った側にいた、先の歓喜するオランダ選手団の関係者と同様の自国関係者が、その喜びのあまり畳に駆け上がろうとしたのを止める行動であったのだ。

ヘーシンクの行動は、同じ競技者として「コートの中」で真剣に競い合った神永との勝負が終わったとはいえ、まだ「コートの中」空間の終了を意味する区切り＝挨拶（礼）は行われておらず、そこに実社会の利害による侵入を防ぐバリアとしての「コートの外」空間を自ら演出し、これを維持しようとするものであったと考えられよう。そこには、勝敗が決したからこそ競技者の相互尊敬がより強く生み出され、新たな「つながり」の意味を創出しようとしている様子が伺える。ヘーシンクの右手は、その象徴なのである。

ヘーシンクがなぜ、日本人以上に柔道の、いわば「自他共栄」ともいえるような精神を体現できたのかは、それまでの彼の長い日本柔道とのかかわりにこそある。また、さらに遡れば、講道館柔道の創始者嘉納治五郎がIOC委員として1940年の東京オリンピックを招致した際、柔道を正式種目として採用することに反対していたことも関連している。もし1940年に東京オリンピックが開催され、柔道が正式に採用されていたら、日本の一人勝ちになり金メダル数は着実に増えていたことであろう。しかし、嘉納によれば、お互いに対等で真剣な勝負ができるほどまでに柔道が世界に広まっていなければ、結果としてオリンピックが求める平和と友好、すなわち彼のいう「自他共栄」は真に実現できないというのである（菊、2015a）。そのような「自他共栄」の精神によって、ヘーシンクは日本で修業を重ね、ついに日本選手に勝つまでに成長していった

ということなのだ。もちろんその背景には、講道館柔道の海外普及による成果があることはいうまでもない。

その結果、むしろ神永が敗れたことによって、さらに柔道の海外普及に拍車がかかり、オリンピック大会の正式種目として今日まで採用され続ける契機となっている。と同時に、ヘーシンの行動は、柔道の「コートの外」空間で培われた「つながること」の意味を世界に広げ、現在ではその本家・日本に勝るとも劣らない（他国における）実社会への影響力を及ぼすほどになっているのではないかと考えられる。フランス柔道連盟の登録者数が日本のそれを凌ぐどころか、優に3倍ほど上回っているという事実は、その実社会への教育的価値や影響力がスポーツからの「つながり」の先に、社会的機能として認められているからにほかならない（溝口、2015）。

2. 冬季平昌オリンピックの事例—小平奈緒と李相花—

アジアで開催されたオリンピックでは、日韓両国のライバルが競技終了後の「コートの外」空間で象徴的に「つながる」場面があった。写真4は、2018年2月に韓国で開催された冬季平昌オリンピック女子スピードスケート500メートル決勝終了後の小平奈緒選手と韓国の李相花選手が思わず抱き合っているシーンである。



写真4. 冬季平昌オリンピック女子スピードスケート決勝後に抱き合う小平（日本）と李（韓国）

出典：朝日新聞社提供

注記：優勝した小平奈緒選手（日本）は、長年のライバルであり2位となった李相花（韓国）と思わず抱き合い、「チャレツッ（よく頑張ったね）」と声をかけた。

現実の日韓関係は、政治的にも経済的にもぎくしゃくしがちであるが、両選手が「コートの中」で競い合い、「コートの外」でつながることができたのはなぜか。勝者の小平選手は、これまでオリンピックを2連覇し地元韓国でのオリンピック開催で3連覇が期待されていたライバル李選手に、「チャレツッ（よく頑張ったね）」と思わず声をかけたという。そのような行為は、なぜ生

まれてくるのであろうか。

その背景には、それまで長年ライバル同士であった2人の関係が、真剣な「コートの中」で競い合うがゆえに相手をよく知り、よく知られる関係にあり、同じ競争相手として互いの境遇や精神状態を慮る機会が多かったことが考えられる。「心から信頼する人間にしか、あんな風に身をゆだねたりはしない」(稲垣、2018) 関係は、もちろん小平と李の個人的な友情関係に収束させてしまうこともできよう。

しかし、これまで述べてきたように、スポーツ空間論からみると「コートの外」空間におけるコミュニケーションの豊さとそれを引き出す「コートの中」での緊張からの解放が、彼女らを数多くそのように導いてきたのではないか。小平は、別のインタビューで「自分の思いを言葉で表現することは、人とのつながりを深めるのにとっても大切なことだと思う」(榊原、2018)と述べているように、彼女は「コートの外」での言葉によるコミュニケーションを大切にしており、そのコミュニケーションは国家を超えた実社会の人々にまで広がるパフォーマンスやメッセージを生み出す可能性を秘めている。競技者が単なる「競技者」から社会に影響を及ぼす「アスリート」になるためには、このような可能性を追求していくことが重要なのであろう。

3. スポーツ空間論からみた「競うこと」と「つながること」

これまでオリンピックにおける3つの事例をみてきたが、考えてみればこのような事例は、これまでも枚挙にいとまがないほどスポーツのエピソードとして取り上げられてきたものであろう。メディアがこれらを取り上げる姿勢は、日常における実社会の衣服の清涼剤として、あくまで「非日常」の出来事としてのモデルを提供するということがほとんどであったと思われる。確かに日常は、そのような非日常のモデルをそのまま受け入れられるほど単純ではないし、だからこそ人々はそれを手の届かない「モデル」として受け入れ、思い出にしてしまうのかもしれない。また、これとは逆にスポーツの世界(スポーツ空間)も現実の世界(実社会)とのかかわりから、その利害状況をそのまま受け入れ、スポーツに期待する実社会から批判されたり、ときには非難されたりすることも多い。では、これまで継続されてきたこのようなスポーツと社会との関係をどのように見直せば、オリンピックはオリンピックによる「競うこと」の内発的エネルギーによって生み出される「つながり」の意味を、その先の実社会へと「つなげる」ことに変えることができるのであろうか。

少なくとも、戦後アジアのオリンピック開催の文脈からは、実社会の政治的側面や経済的側面からスポーツ空間への一方的な利用とこれを実社会の利害に還元する論理が際立っていた。スポーツ空間論から考えると、前述したように、その論理は実社会が「コートの外」空間を超えて(あるいは無視して)、スポーツ空間における「コートの中」の競争結果にのみ注目し、非日常(スポーツ空間)と日常(実社会)とを二項対立的な空間として分断することから成り立っている。マス・メディアは、そのようなスポーツと実社会の空間における二項対立性を潜在的に、巧妙に伝えてきたのではないか。例えば、一方で「コートの中」の競技結果のみに焦点をあて、他方で「コートの外」の出来事を選手個人の物語に還元することで。いずれも実社会の人々に対しスポーツにおける競うことの結果のわかりやすさを起点にして、スポーツ空間を構成する「中」と「外」との関係性を分断し、それぞれに切り取って実社会に還元する役割を果たしているのである。また、このような現象は、もちろんマス・メディアだけの責任ではなく、このスポーツ空間の二重性が持つ文化的機能を積極的に発信する役割を担うべきスポーツ組織の問題でもある。いずれにせよ、「コートの中」空間と「コートの外」空間のそれぞれの出来事が、別々の意味で実社会とつながることで、スポーツ空間における「中」と「外」との相互関係性によっ

て生み出される相乗的な意味の重層性が失われ、どちらかと言えば「中」の結果は実社会の序列化に、「外」のコミュニケーションは当事者の物語に、それぞれ対立的な意味をもって援用され消費されていくのである。

このようにオリンピックにおける事例をスポーツ空間論から考察していくと、先の3つの事例にみられたようなオリンピックたちによる「コートの中」で「競うこと」と「コートの外」で「つながること」の連続的な相互関係から生み出される豊かなメッセージ性は、その「つながること」の先にある実社会に向けてどのように「つなげられていく」のかが、戦後アジアにおける2巡目の夏季オリンピックである「東京2020」の課題として残されているように思われる。「アスリート・ファースト」や「アスリート・セントラル」という言葉が、「何のための、誰のための」オリンピックかを考える上で古くて新しいキーワードだとすれば、むしろそれが「アジア」であり、またその中の日本におけるオリンピック開催であるからこそ、スポーツ空間を起点とするスポーツからのミッションやメッセージを発信できる可能性があると考えすることはできないだろうか。次節では、改めてその問いに答える「東京2020」の課題を考えてみたい。

IV. 「東京2020」の課題

1. なぜ「東京2020」開催なのか—そのミッションとは—

振り返ってみれば、東京と同じ経済先進国での開催であった2012年のロンドン大会（夏季オリンピック通算3回目）では、むしろロンドンが抱える明確な政治課題が英国国民やロンドン市民に意識されていたように思われる。それは、イースト・ロンドン地区の貧困街を再開発することによる格差是正と安全・安心な街づくりの象徴としてオリンピックパークというレガシーをこの地区にもたらすことであった。そこでは、多人種・多民族によって構成される成熟都市ロンドンの住民間格差是正と国民が求める福祉政策との一致がみられ、スポーツの側からその課題に積極的なアプローチが可能であることが示された。オリンピックパークは、まさにその意味を象徴する具体的な施設として記憶され、レガシーとして語り継がれていくのである。これは、スポーツイベントによって引き起こされた新たな「つながり」のモデルでもあろう。

しかし、このモデルは、スポーツ空間論の視点から考えると、あくまで実社会の利害状況からみた政治的課題からスポーツ空間にアプローチする論理を踏襲していることに変わりはない。ただ、ここでのスポーツは、このような成熟社会における生活課題を解決する可能性がある、社会のアンダーツールとしてその社会的機能を発揮することが期待されている。その意味において、「コートの外」空間における「つながり」を実社会の利害とつなげる想像力がなければ、このようなオリンピック自国開催のテーマやミッションは理解されなかったであろうと思われる。ロンドン大会組織委員会の責任者に、かつて陸上競技のオリンピックで金メダリストでもあり、またスポーツアンバサダーとしても実績のあったセバスチャン・コー氏が就任したのは、スポーツ空間の側から実社会にアプローチする重要なメディアとしての役割を担う意味があったといえよう。

これに対して「東京2020」は、「ロンドン2012」と同じ意味で東京という都市における湾岸地域の再開発という政治的課題を背負いながら（石坂、2018：町村、2007）、それをロンドン大会のように市民的な課題として認識させることに失敗している。この失敗は、社会を構成する市民的な基盤の多様性からくる経済的、政治的な格差を生活の身近な問題として感じることが少ない、日本人における強固で半ば神話的な、同一民族＝国民＝国家の統治形態にも起因すると

考えられる。いずれにせよ、「東京2020」のテーマやミッションは、従来の政治課題からスポーツを利用する成果として主張できる回路を失っているのである。

ここに至って、改めてアジアにおける2巡目のオリンピックであるという「アジア」の視点と、曲がりなりにも戦後急速に発展してきた日本や東京における成熟社会におけるオリンピック自国開催の意義という2つの視点から、新たなアジアとの連帯や人びとの生活課題とスポーツとがどのように「つながる」のかを文化論的に考えてみる必要がある。逆に言えば、「東京2020」の課題は、そのような文化としてのスポーツの特性とこれまで述べてきたスポーツ空間論を起点として、その社会的意義や可能性を論じていくことでしか見えてこないということなのである。

2. スポーツの文化的特性からみた可能性

さて、現代社会におけるスポーツの文化的なメディア特性とは何であろうか。佐伯（1996）は、スポーツにおける「無色透明な差異、それ自体としての差異の表示、メッセージを内在しないメディア性、ここに自在な主体の意味付与・解釈が成立する。メディアとしてのスポーツの豊かさは、このスポーツの特質が持つ多義的な意味付与・解釈可能性にある。人々は、スポーツ・パフォーマンスの中に、己の人生を読み、民族の運命を感知し、あるいは自己主張と自己犠牲の、闘争と友愛の、競争と共同の調和等を、自らのコンテクストに従って、自由に読み取り、解釈するのである。この、メッセージを主体に委ねるメディア性こそがスポーツの魅力の中核に潜んでいる」（p.51）と述べる。すなわち、コートの中でスポーツの結果がもたらす絶対的な差異の表示自体には、何のメッセージ性も含まれないからこそ、人びとは誰に強制されるわけでもなく、まさに主体的にそこに自らの思いを自由に託し、解釈する可能性に拓かれているのである。その意味で「コートの外」空間は、本来「競うこと」の結果が、実社会の人々の自由な解釈によって「つながる」空間でもあるのだ。

その中核には、スポーツにおけるプレイ（遊び）空間が遍く人びとにとって「楽しさ」や「面白さ」をもたらすという文化的特性が存在している。オリンピックが「地球村の大運動会」（天野、2012）と言われるように、その楽しさや面白さはまさにグローバルカルチャーとして人々を魅了してやまない。また、このような楽しさや面白さを導くつながりは、人間の身体活動と直接つながるスポーツの空間が、従来のロゴス的で分節化された世界ではなく、生命のつながりや流れに目を開かせ、人間に新たな生きる目的をもたらす可能性をもっている（山際、2018）からこそ生じるものと考えられよう。中沢（2016）は、このような世界観が従来のように事物を分節化して整理する「ロゴスの論理」に対し、事物を独立したものとして取り出さず、あくまで関係の網の目の中的作用として認識する「レンマの論理」によって成り立っていると述べる。そしてこの論理は、かつての西田哲学や今西錦司の自然学にも反映される、きわめて東洋的、アジア的な世界観を構成するものでもあろう。

ところで、2011年に日本体育協会（2018年3月に「日本スポーツ協会」と名称変更）と日本オリンピック委員会によって出された『スポーツ宣言日本』は、宣言の冒頭で次のように述べる。「スポーツは、自発的運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。スポーツのこの文化的特性が十分に尊重されるとき、個人的にも社会的にもその豊かな意義と価値を望むことができる」（公益財団法人日本体育協会・日本オリンピック委員会、2012）と。すなわち、スポーツをめぐる多様な解釈とその社会的意義の実現は、あくまでスポーツが実社会の価値にあらかじめ染め上げられておらず、いわばその「コートの中」空間では「無価値」な状態であるからこそ、可能なのである。「コートの外」空間は、その多様な解釈を「コートの中」とのつながりの中で直感的に許容し、そのこと自体に多様性（diversity）を保障する余裕（遊び）と新たな共生への

秩序をダイナミックに生成する可能性に拓かれているということではなかろうか。

3. 「東京2020」における「つながること」の先へスポーツ空間論からみた再考―

さて、アジアの視点からポスト「東京2020」の国際協調を考えた場合、このスポーツの自由性を担保しながらグローバリズムの進展とローカリズムの充実や尊重とを果たしていくことは、重要な政治課題の柱になるはずであろう。また、かつてアジアの諸国には、それぞれの土地に根付いた民族スポーツ、あるいは身体運動文化があり、生活とともに楽しまれながら生活課題の中に位置づけられたスポーツ（広い意味での身体運動文化）としての歴史があった。近代国民国家は、近代スポーツの普及・発展によって一般に伝統的な地域スポーツを衰退させ、グローバルな世界の中で重要だとされるローカルなスポーツ生活を失わせてしまったといわれる（寒川、1994）。しかし、だからこそ「国際協調」という観点からは、むしろナショナルな範囲におけるスポーツの国際競争を通じた国家間競争のみにこだわるのではなく、地域間交流を主体とした自治的なスポーツ交流の可能性を探る方向性が模索されてよいように思われる。

このようなグローバル課題を解決していく21世紀のスポーツの使命を考えていく上で、日本の『スポーツ基本法』が制定された同じ2011年の7月に、先に述べた『スポーツ宣言日本』がスポーツNGO（Non-Governmental Organization, 非政府組織）としてその創立100周年を記念して採択されたことは、「東京2020」の課題を再考する上においても意義深いように思われる。ここでは、21世紀における新しいスポーツの使命を、スポーツと関わりの深い3つのグローバル課題に集約して述べられているが、その1つに「平和と友好」をキーワードとする次のような一節がある。

「スポーツは、その基本的な価値を、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーに負う。この相互尊敬を基調とするスポーツは、自己を他者に向けて偽りなく開き、他者を素直に受容する真の親善と友好の基盤を培う。

21世紀のスポーツは、多様な価値が存在する複雑な世界にあって、積極的な平和主義の立場から、スポーツにおけるフェアプレーの精神を広め深めることを通じて、平和と友好に満ちた世界を築くことに寄与する」

（公益財団法人日本体育協会・日本オリンピック委員会、2012）

「自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーに負う」スポーツの基本的価値は、まさにスポーツがナショナリズムを超えるメッセージ性をもつヒントを与えてくれているように思われる。なぜなら、先に述べたように「スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化」であり、「スポーツのこの文化的特性が十分に尊重されるとき、個人的にも社会的にもその豊かな意義と価値を望むことができる」からである。先に事例で挙げた小平奈緒と李相花は、競技を通じて、あるいは競技だからこそ相手を研究し、知り合っていく時間の中で相互尊敬の念を抱き、日韓間にある偏狭なナショナリズムを超える姿を見る者に与えてくれるのである。またこのことは、サッカーW杯が閉幕した後に、津村（2018）が「日本人は、東京にいたら東京のことしか考えないし、地方から上京して働いている人は、基本的に東京と地方のことしか考えへんと思うんです。でも、サッカーだと対戦相手の地方のことを考え、地方と地方が平気で結びつく」と述べているように、人々にローカルなイマジネーションをも喚起させる。

そのような意味から、「東京2020」はアジアにおける2巡目のオリンピック開催の意義を従来のようなスポーツ・ナショナリズムの高揚にのみ求めることはもはや許されまいであろう。日

本は、「東京2020」において自国のメダル獲得に奔走するのではなく、これまでメダル獲得どころか8位入賞すらできていないアジア諸国に対して、むしろ初のメダル獲得や入賞が果たせるよう陰ながら強力な支援を行うべきではないか。そのためには、まさにスポーツNGOとしての日本オリンピック委員会や日本スポーツ協会が主体となって、自らが宣言した『スポーツ宣言日本』に掲げられたスポーツの使命を、下からの（ボトム・アップ型の）スポーツ政策として積極的に展開すべきではないかと思われる。なぜなら、世界人口約70億人に対する金メダルの総数は、計300個ほどであり、これをいくら開催国とはいえ、仮に金メダルを15個とったとしても（日本の人口比からいえば）取り過ぎであろうことは小学生でもわかる理屈だからである。日本は、むしろこのようなメダル獲得のエネルギーを、アジアでこれまでメダルを取ったことのない国々にメダルを取らせるような（しかも、決してそのようなことを表に出さない）課題を背負っているのではないだろうか。かつて柔道の創始者であり、日本体育協会の初代会長（日本人初のJOC委員）でもあった嘉納治五郎が、すでに1940年の幻の東京オリンピック開催において「自他共栄」のオリンピックを唱えたことは先述した通りであり、オリンピックにおける現代的課題は、今なおその点にあると思われるからである（菊、2014）。

平和と友好に満ちた世界があるから、スポーツができるのではない。スポーツがもつフェアプレーの精神を広め深めようとするオリンピックとそれを取り巻くスポーツ関係者やスポーツ愛好者による、脱政治的な積極的平和主義という純粋な政治性こそが、豊かな「スポーツの外」空間の中で展開される必要がある。それによって、偏狭なナショナリズムや一方的なコマーシャリズムに利用されるこれまでのスポーツの限界を超えるオリンピックの可能性が示されるのではなかろうか。アジアにおける2巡目の「東京2020」開催は、このような可能性に拓かれた新たなスポーツ文化の解釈から世界に向けたミッションをアジアの諸国と「共に」ビジョン化し、発信する契機となり得るのかが試されている。

参考文献

- 天野祐吉 2012年「CM天気図 地球村の大運動会」『朝日新聞』8月1日付朝刊。
- 荒井貞光 1994年「チームワークの形成とスポーツ集団・組織の諸問題」財団法人日本体育協会編・発行『C級教師・フィットネストレーナー・アスレティックトレーナー教本共通科目Ⅱ期』東京 11-17。
- 『朝日新聞』2018年「何のためのオールジャパンか」9月8日付朝刊。
- 稲垣康介 2018年「真の友情とは 小平奈緒と李相花、お上の演出でない物語」『朝日新聞』3月1日付朝刊。
- 石坂友司 2018年『現代オリンピックの発展と危機1940-2020』京都：人文書院。
- 菊幸一 2014年「嘉納治五郎に学ぶ日本のスポーツのこれから」菊幸一編著『現代スポーツは嘉納治五郎から何を学ぶのか』京都：ミネルヴァ書房 301-314。
- 2015年a「嘉納治五郎の魅力—その現代性と先見性」『スポーツゴジラ』第27号：19-31。
- 2015年b「東アジアを貫く時間軸とスポーツ政策」土佐昌樹編著『東アジアのスポーツ・ナショナリズム』京都：ミネルヴァ書房 239-267
- 公益財団法人日本体育協会・日本オリンピック委員会編・発行 2012年『日本体育協会・日本オリンピック委員会100年史（part1）』東京。

- 町村敬志 2007年「メガ・イベントと都市空間—第二ラウンドの『東京オリンピック』の歴史的意味を考える」『スポーツ社会学研究』第15巻：3-16.
- 溝口紀子 2015年『日本の柔道フランスのJUDO』東京：高文研.
- 中沢新一 2016『熊楠の星の時間』東京：講談社.
- 小倉和夫 2018年「時代の風 分裂社会への処方箋」『毎日新聞』9月30日付朝刊.
- 佐伯年詩雄 1996年「みるスポーツの構造」文部省競技スポーツ研究会編『「みるスポーツ」の振興』東京：ベースボール・マガジン社 50-56.
- 2005年「スポーツの概念と歴史」財団法人日本体育協会編・発行『公認スポーツ指導者養成テキスト共通科目Ⅰ』東京 32-39.
- 榊原一生 “人生の分岐点「心の芯に忠実に」小平奈緒さんの生き方” 朝日新聞DIGOTAL
https://digital.asahi.com/articles/ASL3R76Z3L3RUTQP03G.html?iref=pc_ss_date (2018年4月20日)
- 寒川恒夫 1994年『スポーツ文化論』東京：杏林書院.
- 津村記久子 2018年「戦いのあとで 他者のことを考える機会に」『朝日新聞』7月19日付朝刊.
- 山際寿一 2018年「科学季評 AI社会 新たな世界観を」『朝日新聞』8月8日付朝刊.

スポーツによる国際貢献の向こう側： スポーツ援助の先に何が起こるのか？

Whose Development is It? : An Analysis of Aid Effectiveness in Sport

小林 勉*
Tsutomu Kobayashi

Abstract

During the last two decades, there is international enthusiasm for the idea that sport can contribute to ‘social development’ strategies. It assumes that there is clearly potential for sport to be used as a new engine in advancing various dimensions of development, something grasped by a growing number of policy makers. In this social milieu, the sport for development and peace (SDP) movement has recently been institutionalized with a number of policy documents, thematic studies. This paper addresses the donor–recipient relationship in a sports development aid context, and considers the potential and limitations of the use of SDP as a ‘cost-effective’ solution to ameliorating social problems. In conclusion, this paper highlights that there is a need to test the claims empirically and to monitor and evaluate SDP programs in a more rigorous and evidence-based approaches.

I. はじめに

1970年に93万人余りだった日本人出国者数は1980年に約390万人、1990年では1000万人台を突破し、2017年には約1790万と急増するなど、日本人による海外渡航はこの40年間で急速に増加してきた（法務省公式サイト）。このような時代の変化とともに、日本人の渡航先や目的も多様化し、観光やビジネス目的での渡航はもとより、途上国支援のスタディツアーで貧民街を目の当たりにするケースも珍しくはなくなりつつある。この情勢において、先進国の人々がしばしばかられる情動に、「子どもたちが勉強できる学校を建ててやりたい」「子どもたちが勉強できるようにノートや鉛筆などの文房具をあげたい」「懸命に靴磨きをする幼気な少年に対してチップを差し出したい」などがある。雑踏ひしめく駅前広場などで、健気に靴を磨く少年の姿に心を打たれ、彼らの暮らしが少しでも豊かになればとの思いから、「取るに足らない」額のチップを渡そうとする行為である。チップを渡す側からすれば自国の相場の半分にも満たない些細

* 中央大学総合政策学部 Faculty of Policy Studies, Chuo University
E-mail: tsutomu@fps.chuo-u.ac.jp

な額となるが、現地の子供たちにとっては物価水準の低さも手伝ってかなりのインパクトをもたらす寄付の行為となる。

こうした善意にもとづくアクションは、近年スポーツ界でもスケールアップされたかたちで幅広く取り組まれ始めている。例えば、Jリーグによる途上国への寄付行為などは、その代表的な取り組みと言えるだろう。日本各地のサポーターから送ってもらったJクラブのユニフォームを世界の子どもたちへ届ける企画で、2016年はJICAと連携し、540枚のユニフォーム・ウェアがスリランカの子どもたちへ寄付され、2017年には589枚のユニフォーム・ウェアがヴァヌアツの子供たちに寄付された（Jリーグ公式サイト）。これらの国際貢献活動は省庁レベルでも行われ、日本政府は2014年よりスポーツを通じた国際協力・交流として「Sport for Tomorrow」プログラムを開始している。このプログラムは100カ国1000万人以上を対象に、世界のよりよい未来のために、未来を担う若者をはじめ、あらゆる世代の人々にスポーツの価値を広げていこうとする取り組みで、2014年1月から2018年3月までの間に、世界中の202カ国・地域で4002件の国際貢献活動が実施されてきている（スポーツ・フォー・トゥモロー・コンソーシアム事務局、2018）。

このようにスポーツ界の潮流が国際貢献の領域へ大きく転回しようとする中、ここではアブリオリとして当然の如く「良いこと」と思われていた援助の構図とその行為について焦点を当てる。スポーツによる国際貢献活動の現場では、精神的・身体的健康の効果や人と人との交流について語られることはあっても、開発援助の問題としてスポーツ援助を捉える視点は大きく見過ごされてきた。開発を推進する人々とそれを受容する人々の齟齬に焦点を当てた研究が欠落する現状において、スポーツ援助には具体的にどのような課題が伏在し、同時にどのような可能性があるのか。先進国の人々の描く善意の情感にひかれて、スポーツによる国際貢献活動を単なる理念的なものとして終わらせるのではなく、「スポーツ援助の先に何が起きているのか？」という論点に関心を向けながら、より現実的なスポーツ援助の実相を、今とらえる必要があるのではないだろうか。スポーツ界をめぐる今日の状況では、途上国の支援を目指す援助活動は当然だと考えられているがゆえに、こうした問いかけをあらためて行う関係者は少ない。

そこで本稿では、「開発」の領域と「スポーツ」の領域とが連携し、途上国の発展を支える体制作りへ向け、その底辺を広げる組織的取り組みが始まった時勢の中、スポーツと開発の問題がいかに繋がりはじめ、スポーツを通じた国際貢献活動がどのように展開されてきているのかについて検討する。まず、開発援助をめぐり、途上国の現場でいかなる不整合が生じてきているのかについて明らかにしながら、開発援助の歴史的展開に焦点をあてる。そして援助アプローチの変遷を振り返りつつ、現在のスポーツ援助の動向を概説する。茫漠とした広がりをもつ開発援助の変遷を限られた紙幅内で網羅的に検討するのは難しいため、本稿では1980年代末のアフリカで起きた援助の失敗事例をもとに、現在のスポーツ援助の現場に横断する「援助側主導」的な発想をえぐり出し、最終的には、このところ本格化するスポーツによる国際貢献活動について批判的検討を試みることにしよう。

II. 隘路にはまり込む開発援助：援助の有効性を考える必要性

開発援助をめぐるすれ違う議論の例として、途上国での学校建設がある。学校建設は資金を拠出してくれる支援者にイメージしやすい側面もあつてのことか、日本のNGOでは学校建設を手がける団体が少なくない。学校建設のような善意のアクションに対して現地の人々が感謝し、

それに気を良くする援助側の人々といった光景などは、容易に想起できる援助のひとコマであろう。しかしながら、学校建設工事で一部の住民や事業者に利益が偏ったり、国外のアクターが主導して建てた学校ということで、現地政府から教員派遣が行われずに閉校に追い込まれてしまったケースがあるということについては、それほど知られていない。また、学校建設の作業を推し進める際、アクセスが容易であった方が「援助する側」に取りかかりやすい面があるため、特定の地域で学校が過密状態になってしまい、建設された校舎が他の地域に比べてひとときわ壮観であったり、校舎はできたものの、カリキュラムで使用する教材が揃わなかったり等ということもある。このように学校建設の事例をみただけでも、途上国側のニーズに足場を持たない支援の結果、その支援をめぐる援助した側あるいは援助された側などで様々な問題が起きる。この手の現実を視野に入れるとき、援助という行為は現地社会をとりまく日々の社会的生活を構成する社会的、政治的、経済的環境の存在を捨象して議論できるものではなく、少なくとも善意にもとづく寄付行為を行おうとする人々が考えるよりも、もっと複雑な過程を含んでいると考えるべきであろう。

学校建設のみならず、使い古したスポーツ用品を途上国に寄付するスポーツ援助の事例などから透かし見えてくる共通項は、開発援助を資金、資源、技術の「不足の問題」として捉え、外部からそれらを現地へ移転することで解決を図ろうとする考え方である。そのアプローチの基盤には、諸種のリソースを「有する者」と「有さない者」との非対称性という構図がある。支援する側は、この種の援助プロジェクトが貧困地域にやってくるのは多分良いことなのだろうと思っている。途上国の子どもたちにとっては物的援助を受けることができ、現地に不足していたものが提供されるのは決して悪いこととは思えないからだ。しかし、このような外部資源に依拠する単純な構図では、開発援助や国際貢献活動の問題を解決へ向かわせるのは難しく、一方で多くの限界を露呈してきたのも事実である。例えば佐藤が憂慮するように、現実にはノートを与えてみれば、その子らはそれをすぐさま文房具屋に売って、その金で麻薬を買ってしまうかもしれないし、靴磨きで多大なチップをもらった経験をしたことで、その少年は以後外国人の靴しか磨かなくなり、その都度法外な値段をふっかけるようになるかもしれない（佐藤、2005：5）。スポーツ援助について言えば、スポーツ用品を「もらえた子ども」と「もらえなかった子ども」の間で軋轢が生じるかもしれないし、先進諸国側の誰かが高価なユニフォームを持ってくるのへの期待が、途上国側の援助依存の体質を助長してしまうかもしれない。すなわちこのような外部資源に大きく依存する方法は、ドナーによる諸種の資源が提供される期間はうまくいくが、なかなか持続的なものとはなりにくく、状況によっては当事者となる人々の主体性を損なう結果になることもある。こうした援助の行き詰まりによって、開発援助アプローチは、これまで幾度となく変更を迫られてもきた。

例えば、1980年代末に明らかになったアフリカ援助の失敗は、援助する側にいわゆる「援助疲れ」といった現象をもたらし、援助の有効性に関する強い問題意識を顕在化させることになった。膨大な数の援助プロジェクトを管理するだけの能力が現地政府にないまま、ドナー側は自分たちの持つ資金、資源、技術を提供することに力点を置いた援助を実施し、遂には各資源が効率的に配分されない事態を招き、効果が思うように上がらなかったケースである。援助される側の脆弱な援助吸収資源（人的資源や経常予算等）を考えず、多方面からの援助が相互に調整されることなく行われた援助合戦の成り行きは、現地に想定外の影響を及ぼしかねない状況を発生させたのである。その結果、援助アプローチの大幅な見直しが行われ、個々のプロジェクトを従来のように単体で実施するのではなく、相互に有機的に関連づけるべきであること、援助吸収資源そのものを援助することが主張されていく。こうした援助をめぐる考え方の変化が、のちにセク

ター・ワイド・アプローチや、援助資金を相手国政府の口座に直接振り込むコモン・ファンド等と呼ばれる潮流を形成し、次第にプログラム型援助を誘引していくことになる。特にイギリスは、エキスパートの人材派遣や機材供与、学校建設や道路整備など、人やモノ、サービスを通じた方式が中心となるプロジェクト型支援からセクター・ワイド・アプローチへの移行を提言し、援助のあり方を見直す流れを作り出していく。セクター・ワイド・アプローチとは、援助国や国際機関がそれぞれの計画に基づき行われていた従来の開発支援とは異なり、個別のプロジェクトやプログラムを各々に実施するのではなく、保健や教育など個別の分野（セクター）毎に整合性がある開発計画（プログラム）を策定・実施する分野全体を一つのプログラムとして運営しようとする試みのことである。それまでの方式では、個々のプロジェクト相互の調整が十分でない場合があり、被援助国の吸収能力の問題も相まって効果的な援助が実現できない場合があったため、ドナーや援助受け入れ国側の限られた支援を有効に展開させるためにセクター・ワイド・アプローチが提案されてきたというわけだ。

以上のように、1980年代に起きたアフリカ援助の失敗に端を発した援助様式の推移をみただけでも、先進諸国側による様々な物的支援というだけの援助のやり方で、ある段階から次のより望ましい段階へと順調に展開していくような単線的なものではないことが理解できる。そうするとスポーツによる国際貢献についても、スポーツ援助という行為の向こう側を見据え、「まず援助ありき！」の発想を問い直していく作業が求められるだろう。つまり従来型の援助から脱却し、新たな援助アプローチの見直しを求めてきた援助様式の経緯と同様に、スポーツによる国際貢献を考えていくには「援助の有効性」が慎重に検討される必要がある、ということがわかる。正直なところ、近年の日本でのスポーツ援助の急速な拡大にはいくつか腑に落ちないこともある。これまでの開発援助アプローチの変遷が映し出すのは、途上国の開発援助は段階を順次上っていくようなものではなく、援助のあり方が常に模索され、各国とも援助の有効性についての強い問題意識を有してきた歴史的展開である。重要なのは、スポーツ界で主流となる外部者主導（トップダウン）の単純な資源移転による「不足の補填」によって解決しようとする考え方ではなく、援助効果の視点から「援助の先に何が起こるのか？」を捉える視点である。

かかる問題認識のもと、次では、21世紀に入ってから急速に台頭してきたスポーツと国際貢献の動向について概観し、スポーツによる国際貢献活動が興隆してきた社会的背景について論じる。そしてスポーツ援助の領域で、近年どのようなことが起こっているのかについて跡付けながら、スポーツによる国際貢献の現在の地平をみていくことにしよう。

Ⅲ. 本格化するスポーツによる国際貢献：SDPという潮流の台頭

現在のスポーツ援助における受益者の創出は、オリンピック・ムーブメントの拡大を目的とした「Olympic solidarity」に見て取れるが¹、競技力向上よりもそこから脱略する国々の支援を積極的に奨励するようになったのは、別の出来事に由来する。それは、オリンピック招致に関する収賄問題が顕在化し、様々な疑惑でIOCが揺れる中、それまでのスポーツ施設や競技水準の向

¹ Olympic solidarityとは、1973年、IOCが公認した各国のオリンピック委員会（National Olympic Committee）への援助を目的としてIOC下に設立された組織である。主に途上国に対する経済的・技術的援助を実施し、現在、貧困地域からオリンピックに出場してくるアスリートの大半は、この援助を受けている。例えば、2004年アテネオリンピックから2008年の北京オリンピックまでの期間に、人的資源の強化や資金援助を目的に、各国の選手やコーチ、ボランティアやスタッフら約1万人におよそ200万米ドルが援助された（Kidd, 2008: 371-372）。

上を狙った活動とは別の方向性をもった活動が登場した過去にさかのぼる。1994年、ノルウェーの組織を中心に「Olympic Aid」が新設され²、サラエボやアフガニスタンの子供たちに対する予防接種、食糧や衣料品等のための資金援助が実施されたのである。途上国にまで裾野を広げた草の根的なアウトリーチ活動は、それまでのスポーツ施設の整備と競技水準の向上を狙った活動とは別のベクトルを有する活動として、スポーツによる国際貢献の活動へ組織的に取り組んだ最初の一步だった。その口火をきったのが、リレハンメル・オリンピックのスピードスケートで金メダルを獲ったJohann Olav Kossを中心とするアスリート達であり、彼の着想に賛同したアスリートらの協力のもと「スポーツを通じての人道支援」という発想から、途上国の問題をより強く意識した事業が開始されたのであった。Olympic Aidは、2003年には「Right to Play」へと組織名が変更され、UNICEF（国連児童基金）やUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）などの国連機関と連携し、アフリカやアジア、中東など23の地域へコミュニティ開発にスポーツを絡めた積極的な取り組みに着手する。1990年代におけるIOCと国連機関とのこうした連携は、それより後、急速に拡大していく。ただその時点では、各援助機関と繋がりがあるFIFAなどの少数のスポーツ連盟を中心として個々のプロジェクトが結びつき、開発プロジェクトにおけるスポーツの活用計画は点と点で繋がるにとどまり、あくまで局所的な展開でしかなかった。すなわち、「スポーツの振興（development of sport）」と「スポーツを通じた開発（development through sport）」という考え方が混在しつつも、貧困問題を対象に、そこにスポーツを「蠅取り紙（fly paper）」として利用することが多く、諸種の開発問題にスポーツが有効な手段になるという明確な構想や戦略は持ちえていなかったのである。スポーツの領域が開発の世界と本格的に繋がり始めるには、21世紀の到来を待たなければならない。

「スポーツと開発」に対する関心の最初の大きな波は、2000年9月、国連ミレニアム・サミットにおいてより安全で豊かな世界づくりへの協力を約束する「国連ミレニアム宣言」の採択という過去に遡及する。各国が貧困撲滅に努め、人間の尊重と平等を促進し、平和と民主主義及び持続可能な環境の構築に向け、国の貧富に関係なく、できる限り力を合わせることを公約したこの宣言は、その開発目標をまとめた「ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: 以下MDGsと表記）」を生み出していく。MDGsは、低所得や飢餓の蔓延、ジェンダーの不平等や環境悪化、教育の不徹底、保健医療と安全な水の不足などを改善するために、各国にこれまで以上の取り組みを義務づけ、2015年までに達成すべき8つの目標、21のターゲット、60の指標を掲げることとなった。同時にそれら目標値の設定は、世界の均衡と安定のために地球上から貧困を削減し、その取り組みを途上国のみに求めるのではなく、世界各国で共有しながら進めていく姿勢を強く押し出すものとなった。そして、こうしたスタンスはスポーツ界にも大きく影響を与え、21世紀に入ると、「スポーツ」の領域と「開発」の領域とが急速に接近し始める。いわゆる「開発と平和を後押しするスポーツ（Sport for Development and Peace: 以下SDPと表記）」と呼ばれる考え方の台頭である。

2001年、当時の国連事務総長であったKofi Annanが、元スイス連邦大統領であったAdolf OgiをSDPの特別アドバイザー（Special Advisor to the UN Secretary General on Sport for Development and Peace）に任命し、翌2002年7月、OgiとUNICEF理事であったCarol Bellamyを共同議長とするSDPに関するタスクフォース（United Nations Inter-Agency Task Force on Sport for Development and Peace）が設立される。このタスクフォースはILO、UNESCO、WHO、

² この組織とは、the Lillehammer Winter Olympic Games Organizing Committee, the Red Cross, Save the Children, the Norwegian Refugee Council, the Norwegian Church Council and the Norwegian People's Councilである。

UNDP、UNEP、UNHCR、UNICEF、UNV（国連ボランティア）、国連薬物犯罪事務所（United Nations Office of Drugs and Crime）、国連合同エイズ計画（Joint United Nations Programme on HIV/AIDS）などの委員で構成され、SDPの組織として先駆的存在であったRight to Playからの支援のもと、MDGsの達成に向けてスポーツが果たしうる役割について検討を開始する。2003年2月には、スイスのマグリンゲンで「第一回スポーツと開発に関する国際会議（1st International Conference on Sport and Development）」が開催され、各国政府や各国連機関、スポーツ界や国際開発の領域から400名を越える代表者が集まり、その成果は、「スポーツが国家の発展や国際開発の重要な一部分になる」としたマグリンゲン宣言（The Magglingen Declaration）という形に集約された。こうした一連の経緯がSDPの方向性を徐々に水路づけ、SDPに関する国連のタスクフォースは、2003年3月に「開発と平和を後押しするスポーツ：ミレニアム開発目標の達成に向けて（Sport for development and peace: Towards achieving the Millennium Development Goals）」と題する政策文書を発表し、その中でMDGsに資するスポーツの効果を謳い、SDPに関する戦略の新たな方向付けを行う。こうした提言が大きな助力となり、2003年11月の国連総会における「教育を普及、健康を増進、平和を構築する手段としてのスポーツに関する決議（Sport as a means to promote education, health, development and peace）」の採択、同時に2005年を「スポーツ・体育の国際年（The International Year for Sport and Physical Education）」とする決議の採択へと結びついていった。2004年8月には、SDPに関する国際ワーキング・グループ（Sport for Development and Peace International Working Group）が発足し、開発のコンテキストにおけるスポーツの活用可能性が検証されつつ、各国の開発戦略の中にスポーツを引き寄せようとの共同歩調が国際的に取られていくことになる。2005年のスポーツ・体育の国際年の制定は、人間開発や平和を構築していく上でのスポーツの持つ可能性を各国政府に大きく喚起し、このようなSDPの動向は、国連のスポーツへの取り組みを、「開発アプローチ」のひとつとして明示的に転換させた。それまで「physical activity」とか「sport for all」というフレーズが国連文書において支配的だったのに対して、「sport for development」や「sport and development」、あるいは「development through sport」などが主要なフレーズとして置き換えられ、その結果、「余暇活動や健康増進」の領域内で理解されることが多かったスポーツが、開発を後押しするためのひとつの手段へと概念的に転換することになったのである。

こうした経緯からすると、開発実践の場においてスポーツの活用可能性が本格的に議論されるようになるのは21世紀になって始まったということがわかる。つまり2003年の国連総会の「教育を普及、健康を増進、平和を構築する手段としてのスポーツに関する決議」が採択された後、フィールドレベルでの開発実践の場においてスポーツが議論され始め、それまで途上国での開発プロジェクトにはほとんど影響を及ぼさなかったスポーツが、開発アプローチのひとつとして開発現場へ積極的に関与するという進展がみられるようになったのである。各国政府のスポーツ政策とは別の原理によるものとはいえ、その口火を切ったのはRight to PlayなどのNGOであり、これに国連がいち早く追随した。財政面など未だにひ弱な側面をもっているが、しかし他方でスポーツのグローバル化の現象において、たとえ「スポーツの振興（development of sport）」の視点を優先させるにしても、途上国の開発問題への配慮が求められ、スポーツをSDPの視点から捉えるという状況は、スポーツをめぐる近年の世界的潮流として見逃せない点である。

IV. 日本でも開始されたSDP：日本流の「UNDOKAI」を広める試みの裏側で…

では、SDPが台頭してきた世界的な潮流に対して、日本の反応はいかなるものであったのか。結論から言うと、日本のスポーツ界はそうした世界的動向から10年以上のタイムラグを生じさせてきたというのが実態である。というのも、日本社会においてSDPのような考え方が広く認識されているとは言い難く、日本政府がスポーツによる国際貢献という領域に本格的に乗り出したのは、SDPに関する国連での決議が採択されてから10年以上の月日が経過した2014年からであった。それが先述の「Sport for Tomorrow」であり、その活動領域には、①スポーツを通じた国際協力・交流、②国際スポーツ人材育成拠点の構築、③国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援の三本柱が据えられた³。ただし日本の場合、SDPに影響を与えたのはMDGsのような国際規範よりも、2020年のオリンピック・パラリンピックの東京開催誘致に成功した状況だったように思われる。例えば、Sport for Tomorrowによるスポーツを通じた国際貢献への取り組みは、結果としてSDPに対する国内の関心を高めるという側面でプラスに機能しているものの、SDPへの関心の「持続性」という側面ではマイナスに機能する危うさについても否定できない。なぜなら、Sport for Tomorrowが開始されて以降、「スポーツ国際開発」や「スポーツを通じた国際貢献」というフレーズが各地で急速に叫ばれたため、そのニーズに応えるように短期間のうちにシンポジウムや会議が数多く実施されてきているが、これらの具体的行動は、少なくとも現状では、貧困削減の問題よりもTokyo 2020開催の論理が先導し、本来的なSDPと共通の境界線によって縁取られているわけではないからである。簡単に言えば、日本のSDPは途上国の開発イシューに向かうのではなく、海外にTokyo 2020のプレゼンスを高める宣伝活動の方向に進んできている⁴。その意味で、日本のSDPのあり方は、南北格差と向き合う国際条理よりもオリンピック開催という国内的要因の影響を強く受けたものといえる。

具体例を一つ挙げよう。Sport for Tomorrowの一つ目の柱となる「スポーツを通じた国際協力・交流」では、スポーツ関連施設の整備やスポーツイベントの開催支援、ボランティアの派遣、学校体育カリキュラム策定支援などが行われてきている。なかでもTokyo 2020をひかえ、JICAが発展途上国へのスポーツ支援の一翼を担い、南スーダンのほか、エチオピアやカンボジア、マラウイ、グアテマラなどで日本の運動会が「UNDOKAI」となってアフリカやアジアの国々へ輸出され始めている。日本の学校体育カリキュラムの特色のひとつといえる運動会を普及させるとともに、現地のスポーツに対する関心を高めてもらい、これらの活動を通じ、途上国からのTokyo2020参加につなげたい考えからだという。日本人ボランティアがいなくても運動会を継続できるようにと、分厚いマニュアルが製作された国や、Sport for Tomorrowという時流の追い風を受けて、大会企画や運営の支援、各競技の指導者派遣のほか、競技施設の整備が行われた国もある。

ではここで運動会の成り立ちに目を転じて、「国家の発展のあり方」という文脈における運動

³ Sport for Tomorrowの誕生経緯および政策内容の詳細については、小林（2016）の拙著を参照のこと。

⁴ 例えば、2020年東京オリンピック・パラリンピックを、日本の魅力をアピールするクールジャパン発信の好機として位置づけ、2015年10月24日から30日にかけてロンドンで「Presenting Japan」が開催され、テーマの一つとしてSport for Tomorrowが取り上げられたが、その会場でSDPについて議論されることは全くなかった。演者として登壇した一人にロンドン五輪でのSDP関連プログラム（International Inspiration Program）の理事がいたにもかかわらず、同席したスポーツ庁長官や東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長、元メダリストたちが、SDP活動に触れるような発言は一切なく、「Sport for Tomorrow = 100カ国1000万人」というフレーズだけが喧伝され、途上国の貧困削減などのイシューは完全に度外視されていたというのが、その場に居合わせた筆者が感じた率直な印象である。

会の歴史についてみておこう。現在の日本のSDPを取り巻く問題群を読み解く鍵のひとつがそこにあると考えるからである。そしてUNDOKAIの輸出という試みを検討するには、まず運動会の誕生経緯とその構想の中心にいた「森有礼」の思惑を視野に入れておくことが不可欠となる。森有礼とは、1879年に「教育論——身体ノ能力」草案を公表し、「我国人ノ最欠ク所ノ者ハ、彼ノ至重根元タル三能力ノ一、即身体ノ能力ナリトス」と述べ、近代的な身体教育の重要性を説いた政治家である。幕末に結ばれた不平等条約改正交渉の中で、国家が主導で教育を行う学校制度を整備する国民皆学の必要性を思い知った森は、天皇の威徳で国民の統合を図る儒教主義的・精神主義的「修身」ではなく、実利的な知育体育を重んじる教育制度の必要性を主張し、日本人の「身体ノ能力」を欧米人のそれと肩を並べるほどまでに鍛錬することを目指した。1885年、森は伊藤博文内閣で初代文部大臣に就任するや運動会の普及に邁進する。1894年には日清戦争が勃発し、同年、文部省が「小学校における体育および衛生に関する件」を訓令し、教育界の知識重視を批判したこともあり、その後運動会はいつそう盛んになる。決して「楽しみのため」の運動会ではない。むしろ国家による民衆の身体に対する統率の重要性をたたえて、綱引や旗奪、徒手体操を中心に、兵式体操の精神が至る所に散りばめられた運動会である。兵式体操をカリキュラムの正科として教育に持ち込んだ森の胸中には、近代国民国家としての体制の枠組みができたとしても、封建制下にあった人々の意識面での変革の遅れに対する不安があった。だからこそ、国家による民衆の身体に対する統率の重要性を痛感し、国民統合の手段を教育によらなければならないと考え、運動会を国家的な規律・訓練の枠組みの中へ押し込めようとしたのである。欧米列強の進出に対する急激な危機意識の高まりが、それまで問う必要のなかった近代的軍事力の創設や増強の意味に「身体」を直面させることになったのだ。その時代が良かったとは決して思わないが、国家の有りようが身体が密接に結びつき、身体を回路とした教育が近代国民国家の形成と不可分の関係に位置づけられていたのはかなり興味深い⁵。その考え方の縦糸をなしているのは、国家開発計画に欠かすことのできない論点として、運動会のような活動や身体教育を捉え、それが「国家の発展のあり方」と基本的に相補的な関係に置かれていた点である。

それから100年以上を経過した今、そんな源流をもつ日本の運動会が「UNDOKAI」となってアフリカやアジアの国々へ輸出され始めた。国家的な規律・訓練の関数として語られていくことに全面的に賛同できないにしろ、運動会の輸出は、結局「国家の発展のあり方」や「国家としての教育のあり方」という核心的な問いをわれわれに投げかける。途上国の国内におけるスポーツへの実践意識の高まりと、先進国からの援助の増大は、スポーツ援助の実績づくりの手段として運動会の拡大をもたらした。ただ、現地社会における運動会の意義が深い部分で議論されないまま、日本型体育や運動会の活動が「あっさり」輸出されていく現状には大きな違和感を覚える。自発的に国家に同調していく近代的な意味での「国民」に変容させ、それによって国家的統合を果たす、「国民の創出」という未来予想図を描き出したのが明治期の運動会だったとすれば、21世紀に日本が輸出するUNDOKAIに、それを受け入れる国の人たちはどんな未来予想図を描き出すことになるのだろうか。民族対立が続く地域では「異なる民族同士が相互の健闘をたたえ合うといったスポーツならではの交流が見られた」などは、スポーツ援助の効果を語る関係者らの典型的なコメントだが、経済開発が急務である途上国政府の優先課題の前では、学校教育の中で体育は軽んじられ、数学などの主要教科が重んじられる手法が常である。そんな中で、生活向上の展望も定まらないままに、日々の生活を凌いでいる社会において、日本の運動会の輸出は現地社

⁵ 世界に類を見ない日本独特のイベントである運動会および身体に刻み込まれる権力をめぐる研究については、吉見（1999）と清水（1998）を参照のこと。

会に何をもたらすのだろうか。そうした議論が十分に行われることはない⁶。

このベクトルの隔たりに、スポーツによる国際貢献を推し進めようとする者はまず気づかなければならない。問われなければならないのは、Tokyo2020のムードを高める戦略としてSDPを捉えるのではなく、これまで述べてきたような援助レジームの変遷を念頭に置いたうえで、スポーツ援助の有効性を思量するスタンスである。運動会が「現地にないからそれを提供してあげよう！」という浅慮な発想ではなく、UNDOKAIが現地社会にいかなるインパクトをもたらし、どのような点で持続的な開発に繋がっていくのかを問う視点から、スポーツをめぐる援助の議論が深められる必要がある。これらの問題がないがしろにされたまま、現状では日本でのスポーツを通じた国際貢献は、「1000万人・100カ国へスポーツを届けようとする取り組み」だということが暗黙のうちに含意され、この語が流通している。これが日本におけるSDPをめぐるひとつの現状である。

V. 世界のSDPはいかなる地平で展開されているのか？：Pass It Backの事例から

では、世界のSDPはいかなる地平で展開されているのか。もちろん議論として雑駁になるのは承知の上で、ここでは日本のSDPの課題を把握する上で有効な「Pass It Back」の事例を取り上げ、世界と日本のSDPとの差異について素描しておく。Pass It Backは、国際NGOのChild fundが展開するラグビーとライフスキル学習を組み合わせたSDPプログラムであり、これまでラオスやベトナム、フィリピンの貧困地域を対象に実施されてきた。Child fundとWorld Rugby、Asia Rugby、Women Winとが連携し、子どもたちが、スポーツを楽しみ、学び、成長する機会を持つことができる環境の整備を図りつつ、アジアの厳しい環境に暮らす若年層世代が、日常生活において重要となる様々なライフスキルを、ラグビーを通して学ぶことを目指している。また、学んだことを自分たちのコミュニティに還元する力を習得することによって、現地社会が直面する様々な困難を乗り越え、社会に前向きな変化を起こすことに焦点を定めているのも特徴である。ラグビー界では2019年のワールドカップラグビーの日本開催を契機に、アジア圏域でのラグビー普及の気運が盛り上がり、Pass It BackのようなSDP活動を徐々に育むなど、ラグビー競技そのものの認知拡大を狙う戦略と同時に、ラグビーを通じた社会開発の実践を進展させてきている。そのカリキュラムは4つの領域で構成され、概要は表1の通りとなる。

⁶ かつて筆者はSport for Tomorrowのニュースレターにコラムを連載しており、運動会が有した国家主義的な臭い政治性に関する歴史的側面を紹介したコラムを執筆したことがある。内容は本稿のものと大差はなく、運動会の海外展開に伏在する課題を指摘したに過ぎないが、当時の政策立案を担当する上層部から「UNDOKAI輸出の機運が盛り上がりを見せている時勢においてコラムの内容が不適切」とのクレームが入り、当該コラムの掲載が取り止めとなった経緯がある。かかる事例は、運動会が有する複層的意義について、まっとうな議論を展開しようとしないうちの日本政府のSDPに対する姿勢を端的に示す事例といえるであろう。

表1：Pass It Backのプログラム内容

参加者に提供される領域	概要
Rugby	貧困地域の若い世代にラグビーを使ってのラグビー競技普及を展開。試合で用いるスキルを習得し、組織化されたチームへ参画するとともにトーナメント大会への参加、最終的には国の代表選手へステップアップする機会を提供する。
Life Skills	若い世代に対する次のような自己啓発カリキュラムを提供。 ➤ リーダシップ (leadership) ➤ 課題解決 (problem-solving) ➤ ジェンダー平等 (gender equity) ➤ 将来の計画 (planning for the future) カリキュラムの修了者は、ピアグループリーダーやキャプテン、コーチやロールモデルとして、それぞれのコミュニティにおいて活躍することが期待される。
Safeguarding	本カリキュラムにおいては、受講者の身体的・精神的安全が担保され、UNICEFが主導するInternational Safeguards for Children in Sportに即したスポーツ環境の整備促進についても寄与することが期待される ⁷ 。
First Aid	コーチたちから応急処置方法やそれに関する知識を学ぶとともに、Asia Rugby 認定の応急処置関連のカリキュラム (An Asia Rugby-certified first aid curriculum) が実施されることで、プレーヤーが幸福に、そして安全にプレーすること (player welfare) が実践される ⁸ 。

出典：Asia Rugby 公式サイトより

例えばベトナムでは、市場経済と開放政策の導入を図ったドイモイ政策以降、都市部の経済成長と農村部の経済衰退によって、主要都市で暮らす都市部の住民と農村部で暮らす住民とでは様々な格差が拡大し、そうした格差はベトナム国内の教育格差の深層にも連鎖的に深く組み込まれてきている。特に農村部における女性の身分的地位・社会的役割は、現在でも大きく後景に退けられており、ジェンダー平等の問題をいろいろな次元で顕在化させている。これらの課題をふまえて、ベトナムのPass It Backでは、担い手として男子だけを対象化せず、女子をジェンダー平等の推進力として抽出することで、参加する選手とコーチの半数以上を女性にしている。特に、ベトナムのような地方自治体及び国の教育行政が、農村部にまで十全に行き届かない国家情勢では、女性の教育機会や生活の質の向上を高めるために、意識啓発やその機会をコーディネートする人材育成は須要であり、今後のジェンダー平等の啓発活動支援にとって一つのキーワードとな

⁷ International Safeguards for Children in Sport とは、「スポーツにおける子どものための国際保護措置」とも訳され、スポーツに特有の子どもや青年に対するリスクが存在する中、そのような子どもや若者に対するスポーツの提供が安全な環境でなされるよう、子どもの安全と保護を確実にする総合的なアプローチの考え方の基盤となるものである。

⁸ ラグビー界では、近年のラグビーの世界的な発展を踏まえ、指導者の安全に対する意識や日々のメディカルチェック、安全で楽しいラグビーの提供など、プレーヤーの身の安全を確保するための方策が最優先の課題として議論され始めている。実際、2016年のWorld Rugby コーチカンファレンスで焦点化されたのも player welfare (プレーヤーが幸福に、そして安全にプレーすること) であった。

る。この点をめぐる好例として、この場ではベトナムのKim Boi地域の事例を捉えておきたい。Kim Boi地域は首都ハノイから車で約3時間の南西に位置する農村地帯である。通常、援助行為は「援助の集中砲火」と呼ばれるように、現地のニーズよりもドナー側の都合（成果が顕現しやすい地域やアクセス上の利便性が高い地域等が選定されやすい）が優先されてしまう傾向にあるが、折り重なる様に連なる山岳地帯の谷間を抜け、大雨が降れば都市部との道路が寸断される交通事情や第一次産業に依存する田園風景を眺めているかぎり、このプロジェクトがドナー側の都合よりも、現地の開発 이슈を優先して推進されていることを窺い知ることができる。都市部とは異なるこの貧しい農村には外国人が来ることさえ滅多になく、ジェンダー平等の啓発活動支援どころか女性の社会参加の推進もなかなか難しい状況である。そんな地域において、Pass It Backの展開は、ラグビーを男女間格差の是正や隣接地域との交流、ジェンダー平等という新たな価値観の創造にも利用しようと、補助金をはじめ財政的に余裕のあった国際NGOとラグビー組織の主導で、各地区のグループが結成され、地区大会予選やラグビー教室の開催など地区ごとにラグビー普及がはかられている。ラグビー教室の後には、社会規範や意識啓発に関する何らかの講習会が開催され、その講習会を連続的に受講していくことで人材育成の充実強化を図るというのがPass It Backの大きな狙いでもある（写真1参照）。実際、Pass It Backに参加する行為は、単なる娯楽やスポーツ活動としてだけではなく、多くの地域で教育機会のデリバリーの意味を兼ねている。とりわけ、ラグビーの普及活動を通じた現地若者へのジェンダー平等の啓発活動機会の支援は、たとえ直接の経済効果は薄くても、地域の女性たちを定期的に結集させ、多様な次元で彼女たちの生活を活性化させる基盤を形成しつつあり、この意味で、Pass It Backにおけるスポーツ実践は女性の地位向上と密接に結びついている⁹。



写真1：Kim Boi 地域におけるラグビー教室後の講習会の様子

出所：2018年9月筆者撮影

⁹ 筆者は2018年9月に現地を訪問し、関係者らからのヒアリングを行ったが、そこから一貫して浮かび上がってきたのは、かつては「人と積極的に関わろうとしていなかった自分」という認識を前提に、その内向的だった自分が「Pass It Backに参加するようになってから変化した」と捉えていることだった。Pass It Backのプログラム効果を自身の意識変容に結びつけ、ジェンダー意識の向上や交流機会の増加について異口同音に語る参加者たちの様子は、その交流範囲の拡大の程度はどうかであれ、Pass It Backがもたらしたポジティブなインパクトのひとつである。

なかでも「ライフスキルの獲得」については、従来のSDPの歴史のなかでも語られてきたが、近年の多くの課題は「参加者へのインパクト」をどう評価するかであり、Pass It Backの活動として見逃せない点は、そのインパクトを経年比較という形で跡付け、Pass It Backに参加する「前と後」の変化を捉えた基礎データを提示していることにある（写真2参照）。例えば、「人はジェンダーで差別されるべきではない」「11歳の少女でもコミュニティでリーダーになりうる」「男性は女性より優れたリーダーである」「父親より母親が子育てに時間を費やすべきである」といった質問が、プログラムに参加する前と参加した後で参加者たちに投げかけられ、その意識変容の度合いからSDPの効果を裏打ちしようとしている（表2参照）。日本に暮らす我々にとってそうした質問は、通常は素通りされる常識的なものであって、その質問される内容にはほとんど関心が向かないかもしれないが、その同じ質問が、ベトナムのような国にいるとき、あるいは都市から離れたKim Boiのような農村部に滞在しているときには、にわかに困惑を伴う問いかけとして、あるいは現地の伝統的価値観に対抗したものとして、日常の暮らしのなかで啓発されるべき領域として浮上してくる。ここで注目すべきは、Pass It Backを通じた意識啓発の程度は質問内容によって変化をみせるが、先のどの質問に対してもネガティブな方向に向かうのではなく、ジェンダー平等に関する意識啓発がポジティブの方向に進んでいるという点である[ChidFund PASS IT BACK, 2018: 12-21]。もちろんこうした報告書の結果のみから当該プログラム全体の理非曲直を判断するのは早計だが、少なくともこうした回答結果をみるかぎり、ラグビーによるジェンダー平等啓発活動支援という光景は、現在ではそれほど遠いものではない。援助アプローチ上の課題として能力開発（Capacity Development）が焦点化され、市民社会や民間部門を含む社会全体の潜在的な能力の開発を多角的に促進する方向性が模索される状況において、Pass It Backが導入された結果、ジェンダーの差異を超えてエンパワメントやコミュニケーションが行われ、女性同士の繋がりを新たに構築しつつ、日常に溶け込む女性差別が現地社会の中で可視化されつつあるという事実は、援助の有効性を不問にしている日本のスポーツ援助のやり方とは大きく異なり、特筆されるべき点である。



写真2：Pass It Backのインパクトレポートの表紙

表2：Pass It Backに参加する「前と後」の変化を捉えた基礎データの一例

/ SURVEY STATEMENT /

Males are better leaders than females

- **Analysis:** Both groups improved their scores from baseline to endline. However, as with the previous two examples, the female group has much stronger beliefs and ideas around the capacities and strengths of women and girls than the male player group. Nevertheless, the positive shift in male attitudes towards female leadership is an encouraging development for youth in Kim Boi.
- **Evidence:** Over 95% of female players disagree that males are better than female players and the median value shifted from -4 at baseline to -5 at endline; while over 70% of male players disagree that males are better leaders than females and the median value shifted from -2 at baseline to -3 at endline.

Group	Baseline Median	Endline Median
♀	-4	-5
♂	-2	-3

出所：ChidFund PASS IT BACK, 2018：15より抜粋

VI. むすびにかえて

日本のみならず世界各地で徐々にスポーツの活用可能性が注目され始め、そうした活動や議論への関心が世界で高まりをみせるなど、「余暇・娯楽」と「貧困・開発」という相反するように見える二つのフィールドが、スポーツの可能性が期待される時代に、その活用可能性を煽りつつグローバル・イシューとしての開発問題を培って関心が一挙に高まる中、本稿ではこのようなスポーツによる国際貢献活動の現在の地平と課題について検討してきた。そこから明らかになったのは、次の3点である。

一つめは、スポーツ援助をめぐるいくつもの非対称的な関係性が構築されているという点である。スポーツの活用可能性を、途上国問題や経済格差といったグローバル・イシューへの意識を喚起する低廉かつ平易な取り組みとして捉えようとする発想だけでは、援助する側・される側それぞれの「すれ違い」を汲み取ることはできない。たしかにJリーグを仲立ちとしたサポーターと途上国の人々の結びつきは、ユニフォームを寄贈してくれたサポーターらの善意や、ややもすれば見過ごされてしまう貧困地域への関心が喚起された点などを念頭に置かなければ重要な活動と捉えられるだろう。本来なら途上国のスポーツ環境などに関心を寄せない日本社会の層に、どんな形であれ一定の問題認識の醸成を図ることができるのは、スポーツ援助における特有の可能性として強調されてよい点であり、スポーツ援助のプラスの側面である。とはいえ、そこではスポーツによる国際貢献活動のもたらす効果や素晴らしさが語られることはあっても、貧困を生き抜く人々の生活上のニーズやSDPをめぐる構築されるいくつもの非対称的な関係性を捉える視点が欠けている。スポーツ援助の課題を「リソース欠如」の問題として捉え、これに対して外部主導の資源移転による「リソース補填」によって解決しようとするのではなく、そうした外部リソースに浸らせてしまう援助のやり方が、しばしば人々の主体性を損ない、当事者意識を希薄化する受動的な気構えを形成させうるという視点を持つことが、今後のスポー

ツ援助を考える要点のひとつとなつてこよう。そうした援助の実態を視野に入れないかぎり、多様な開発の現実はいつも単純化される。

二つめは、SDPに関する日本と欧米との議論の間に大きなタイムラグがみられた点である。日本流のUNDOKAIを広める試みに象徴されるように、途上国側のニーズに足場を持たない支援の結果、スポーツによる国際貢献事業が批判的検討を経ないまま様々な拡大解釈を生み、いまだ理念的もしくはスローガンの議論の域を出ていないことが挙げられる。Tokyo2020を目前に控えた状況で、スポーツに大きな注目が集まるのもわからなくはないが、それを「スポーツの持つ力」などという心を引く語り口に安易にすり替えてしまうのではなく、重要なのは、国際開発とSDPの領域で蓄積してきたとされる議論の限界と範囲を認識しつつ、スポーツと開発の「継ぎ目」を慎重に見定めていくことである。ところが現実をみると、日本のSDPにおいては今もなお、そう簡単にはオリンピックをめぐるプロパガンダから距離を取ることができず、知らぬ間にそれに浸染されている。にもかかわらず、開発や国際貢献の道筋の中にスポーツが組み込まれ、途上国のスポーツ支援に積極的に乗り出したのは、Tokyo2020を控え、そのレガシー戦略に日本スポーツ界も無関心でいられなくなってきた時代を迎えてきたからである。すなわち、世界のSDPの動向とは裏腹に、日本のSDPは「途上国の開発問題に貢献するため」の支援ではなく、政府関係者の悲願であった「オリンピック大会を成功させるため」の支援に過ぎないという見方もできるのである。このように日本でSDPを本格的に議論するというならば、それに注目が集まってきた前提には何があるのかを明らかにし、共有しておく必要がある。この理解なくして2020年への景気付け的なSDPを実施しても、それこそ持続性を持たない無理な押し付けに終わるであろう。

そして三つめは、日本のスポーツによる国際貢献において「援助の有効性」を捉える視点が手薄であるという問題である。開発のコンテクストでスポーツのインパクトを問うならば、現地の日常生活にどれだけ密着した問題を取り上げられるかがひとつの重要な眼目となる。Pass It Backの事例にみられたように、世界のSDPの現場では、投入したプロジェクトの効果を実証的に解題し、その活用可能性をエビデンスベースで検討するという新しい段階に入っている。Pass it Backでは、ラグビー普及と現地の直面する社会課題とが切り離されることなく、これらを女性のエンパワメントといった社会開発そのものとして捉えられていた。Tokyo 2020開催の論理が先導する従来型の発想では、こうした問題をまったく捉えられない。Tokyo 2020を成功させるため、一時逃れに取り繕って間に合わせるための弥縫策としてSDPを認識していると、それは国際社会が思い描いていたものとは別のものになる。日本では、第三世界とスポーツを結びつける活動に急激な拡がりを確認できるが、スポーツ界全体からするとまだまだ限られたものであり、その視角は本来的なSDPの動向までには遠く及ばない。援助をめぐる根の深い問題やジレンマなどは看過されたまま、スポーツ援助を取り巻く種々の課題にまで踏み込んで考察されることがほとんどないというのが現状である。とりわけSDPをめぐる問題性について、欧米圏で議論されてきた現場での実践と経験知の蓄積の大きさに比べて、日本におけるSDPの議論の幅の狭小さは、両者の間に大きな隔たりを生じさせてきたのであった。それに対し、スポーツの活用可能性を探る世界の開発の現場では、日本のスポーツ援助の現場に横行する「援助側主導」的な発想とは対照的に、スポーツ援助という行為の向こう側を見据え、援助効果の視点から「援助の先に何を起こせるのか？」を捉えようとしている。

スポーツ援助をめぐる議論が日本で十分に深まっていないとする理由のひとつは、スポーツ援助を専ら称賛する傾向に偏重させたために「援助の現実」という側面に対し、かえって認識をくもらせている点にある。しかしながら、開発にまたがるスポーツの軌跡が大きく転回しよ

うとしている現今だからこそ、スポーツに過度の期待を込めすぎるのではなく、それと背反する側面やプロパガンダの問題にも注意しなければならない。むしろ、そうすることによって、開発を後押しするためのスポーツの有用性をより高めることができる。このようにスポーツと開発問題をリンクさせ、活用するのにそれがポジティブなインパクトをもたらすのかといった問いへの解答は意外に見えにくい。少なくとも現状では、スポーツが途上国の開発現場に与える影響はそれほど単純ではなく、精緻化する余地を残していると結論づけることができる。Tokyo2020という大きな国際イベントの前に、スポーツによる国際貢献への期待が高まるのは当然なのかもしれないが、ただその論調は先進国の人々の描く善意の情感に加勢する見解が主要なトーンであったということは否定できない。元メダリストやコメンテーターといった発信力のある著名人たちが取り込まれている「情感を押し出す」スポーツ援助の形からSDPの議論をいったん引き離し、「スポーツ援助の先に何が起きているのか？」という 이슈に目を向けたところにSDPのあるべき姿が見えている。スポーツ界からの支援の輪の「量的な拡大」が必ずしもスポーツによる国際貢献の発展には結びつかないという、援助という行為の多義性・複層性を議論の中に引き寄せたスポーツ援助の論議が交わされるようになったとき、国際貢献の向こう側の角度から日本のSDPの有効性が検討されることになるだろう。そしてSDPの研究をより深化させていくのは、おそらくそんな地点からしかはじめようがない状況の中に、今の我々は立たされている。

追記：本稿は拙著『スポーツで挑む社会貢献』や既刊の諸論考をもとに、本誌の主旨に沿って大幅に加筆修正したものである。紙幅の制限から多くの重要事項を省かざるをえなかったが、同著および小林（2016, 2014）の論文を参照していただきたい。

※本研究はJSPS科研費 JP15K01603, JP 18K10897の助成を受けたものです。

参考文献

- 小林勉 2016年『スポーツで挑む社会貢献』東京：創文企画。
- 2016年「スポーツによる国際貢献の世界的潮流：公益とスポーツの接点」『公益学研究』第15巻 第1号 21-27.
- 2014年「国際開発とスポーツ援助：スポーツ援助の動向と課題」『スポーツ社会学研究』第22巻 第1号 61-78.
- 佐藤寛 2005年『開発援助の社会学』京都：世界思想社。
- 清水論 1998年「道具としての体操：権力はどういうにして身体に刻み込まれるのか」日本スポーツ社会学会編『変容する現代社会とスポーツ』京都：世界思想社。
- スポーツ・フォー・トゥモロー・コンソーシアム事務局（2018）SFT REPORT2014.1-2018.3
- 吉見俊哉 1999年「ネーションの儀礼としての運動会」吉見俊哉ほか編『運動会と日本近代』東京：青弓社。
- ChildFund PASS IT BACK “Season Impact Report, Gender, September 2017-January 2018 Kim Boi, Vietnam”. (<https://www.childfundpassitback.org/wp-content/uploads/sites/3/2018/09/Impact-Report-Gender-Season-Vietnam-2017-Low-Res.pdf> 2018年9月21日アクセス)
- Kidd, B. (2008) A New Social Movement: Sport for Development and Peace, Sport in Society 11 (4):

370-380.

Asia Rugby 公式サイト (<https://www.asiarugby.com/the-game/pass-it-back/> 2018年8月25日アクセス)

Jリーグ公式サイト (<https://www.jleague.jp/release/post-49608/> 2018年8月25日アクセス)

法務省公式サイト 出入国管理統計統計表 (<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250011&tstat=000001012480&cycle=0&tclass1=000001012481&tclass2=000001020814> 2018年9月21日アクセス)

柳宗悦の想像力について —朝鮮と日本の発見をめぐる—

On the Imagination of Mr. Soetsu Yanagi,
around the Discovery of Korea and Japan

中江 桂子*
Keiko Nakae

Abstract

In the era when Mr. Soetsu Yanagi lived, Japan was in an era of growth and war from the end of the Meiji era to the Showa era. But the two spiritual fathers - Mr. Kaishu Katsu and Mr. Jigoro Kanou - brought up Soetsu Yanagi in a very liberal environment. Mr. Yanagi did not believe that reason and logical way led to human understanding, but rather deprived human freedom. He thought that what is needed to insight human freedom, human diversity and discordant world is the imagination beyond reason. But the imagination is not universal either. For this reason, Yanagi's central problem was how to gain imagination and a deeper understanding on the world.

Soetsu was inspired by the research of William Blake and the stone Buddha temple in Gyeongju-Korea. And the next interest of him is Mokujiki Buddha in Japan. It led to the discovery of Korea and Japan. He will make imagination work for various subjects. It was also a work to confirm each individuality and empathy while comparing various things. There was a round-trip movement of imagination towards mutual understanding. This has become a strategic way of Yanagi to understand the diverse world.

凡例：『柳宗悦全集』筑摩書房（1980-1983）からの本文中の引用については、（柳、作品の初出年：全集の巻数：該当頁）の表記とする。

I. ふたりの父——勝海舟と嘉納治五郎

柳宗悦の思想風景を概観するに、彼の生まれ育った家族環境をおさえておくべきであろう。柳宗悦はわずか2歳のときに父である柳猶悦を喪った。このため、宗悦にとって父の代わりであったのは、勝海舟と嘉納治五郎、このふたりだった。

* 明治大学文学部教授, Professor, Department of Literature, School of Arts and Letters, Meiji University.
Email: nakae@meiji.ac.jp

父、柳猶悦は、幕末に津藩から長崎海軍伝習所へ派遣され、オランダ人教師のもとで海図・測量術・航海術などを身に着けた人物であった。新政府では海軍創設にかかわり、海軍部水路局の初代局長に就任し、水路学会や大日本水産学会などの創設にもかかわった。しかし猶悦は単なる技術屋というわけではなかった。のちに柳宗悦は父のことを次のように書いている。「彼を学者としし又実践者となすは彼の反面にして全般にあらず。吾人は第三に彼が趣味の人なりを忘る能はず。彼は文なき武人にあらず、又味なき学徒にあらず。」(柳1917: 1:417)。その通り、猶悦は書画や茶道を愛し、歌人でもあり、そうかと思えば各地の料理を学び、料理本まで出している。貝殻の蒐集をもしていた猶悦は、真珠の養殖を試み、これを御木本幸吉に委託して成功したことでも知られる(水尾2004: 22-24)。要するに猶悦は、学術と実践を区別せず、みずからの好奇心にこだわる生き方を生きた。この生き方は共に生きた時間がわずかだったとはいえ、宗悦にそのまま受け継がれた生き方であったように思われる。宗悦の父への深い尊敬がここに表れている。さて、猶悦の人脈は多岐にわたり、勝海舟は猶悦にとって先達であるとともに盟友でもあった。

柳宗悦の母、勝子は、1672年から続く蔵元、「菊政宗」で知られる灘の酒造業嘉納家に生まれた。勝子の父である嘉納治郎作希芝は嘉納家の分家筋で、大阪で幕府の廻船御用を務めていたが、1867年にはじめて西洋式の船による江戸までの航路をひらき、明治になると海軍官吏となった。希芝は勝海舟から支援を得る一方、勝設計の和田岬砲台の建造にも協力している。希芝の子の勝子の名も、ちょうど勝が嘉納家に来訪時に生まれたということで、命名されたという。このようないきさつからもわかるように柳、嘉納、両家と深い交流のあった勝海舟は、柳猶悦と嘉納勝子の間をも仲立ちしたのである。このように親しい関係を結んでいた勝海舟にとって、猶悦の早すぎる死はいかばかりの衝撃であったろうか。猶悦の墓碑は勝海舟の筆によるものである。

勝海舟は明治維新後の日本の政策に参画した位置づけにあって、日清戦争に公然と反対をし、足尾銅山鉍毒事件の際には田中正造を一貫して支援した人物だった。勝は、党派を嫌い多様性を愛した自由人だったのである。「なに、誰を味方にしようなどというから、間違うのだ。みんな敵がいい。敵がないと事が出来ぬ。国家というものは、みんながワイワイ反対して、それでいいのだ。…内で喧嘩をしているから分らないのだ。一つ、外から見て御覧ナ。じきに分かってしまうよ。」(勝1983: 61)という発言をみても、よくわかる。

勝子の子供は三男三女あった(次女は夭折)が、猶悦の早すぎる死のあと、一家は実業家として渡米していた次兄をスペイン風邪で失った。続けて、猶悦の職業を最もよく受け継ぎ、遠洋航海などにも出る一方で漁船の造船事業に乗り出し、嘉納塾で柔道を修め指導にも携わっていた長兄をも、関東大震災の被災により失った。母勝子と宗悦、宗悦の姉直枝子と妹千恵子。急に心細くなったこの家族を、嘉納治五郎は父親代わりとしてよく面倒をみていたという。嘉納はヨーロッパへの長期の視察から帰国した1891年からしばらくの間、勝子の家に身を寄せて一緒に生活していた。この時期、治五郎は柳家で須磨子と結婚式を挙げている。また嘉納の我孫子の別荘にはたびたび柳家の子供たちは遊びに行っていた。柳宗悦結婚後の新居は我孫子の嘉納の別荘のとなりに用意したりと、日常の生活のなかでの深い親交があった。

嘉納治五郎は、講道館設立やIOCにおける活動など多彩な活動を通じて「精力善用、自他共栄」の理想を掲げており、日本を絶対的権威と考える道德観は毛頭もちあわせていない。たとえば嘉納は、第一次世界大戦後の欧州を旅したのち、宗悦と暮らしていた頃かと思われる時期に、以下のように語っている。「道德を説くにはある一派の学説とか、一種の信仰とかいうものによってこれを説くということは、その学説、その信仰を有する人にはよいが、他の人々を納得せし

むることは、到底不可能のことである。(中略)・そこで他人よかれと考へ、これを行ひつつ己をもよくし、己をよくしつつ他の利をはかる。すなわち自他共栄の途に出なければならぬ」(嘉納1988:142-143)。といい、他を顧みず自分の繁栄のみに関心を向ける風潮を憂いている。また、彼のいう精力善用とは、体育にくわえて智育・徳育の3つの要素をどれも突出させることなく釣り合いよく育てることが個人の力の充実と自己完成につながる、という考え方であり、これを「衣食住、其の他社会全般にも応用」することがすなわち「自他共栄」を実現する一歩であることを謳っている。(嘉納1976:384-385)

柳宗悦のこのような生活環境は、同時代の富国強兵の声高い日本のなかでは、特にリベラルな空気があったといえるだろう。

さて、柳と朝鮮を含むアジアとの関係の端緒のひとつは、柳家で結婚式をあげた嘉納治五郎の妻、須磨子の父である竹添進一郎であった。竹添は、勝海舟とは長年にわたり深い信頼関係により結ばれた仲であり、新政府では外交を担う役割を果たしていたが、1882年に朝鮮日本公使となり、やがては甲申政変を謀ることになる人物である(韓2008:196)。また、宗悦の妹の千枝子が朝鮮総督府事務官今村武志に嫁ぎ、1921年に没するまで10年ほど朝鮮での生活をしている。このような朝鮮統治にかかわる人間たちとの親密な関係は、のちに柳宗悦の朝鮮をめぐる論説にたいする大きな批判を生む根拠になってきた。柳の言うことはすべて朝鮮の文化支配をめざす政治的発言であるとの批判である。しかし、彼らの出自やその行動や思想を振り返れば、これが日本総督府政府の統治思想とほぼイコールであると結論付けることは、それこそがある種の紋切り型の陥穽に陥っているといえるのではないだろうか。これについては後述することにしよう。

いずれにせよ、勝や嘉納をはじめとする人びとに幼いころから薫陶をうけていた柳宗悦は、他なるものを尊重する姿勢とその限界を知り、他の立場から己を見る方法を自然のうちに身に付けていたであろうことは、想像に難くない。

Ⅱ. 不調和なる世界と方法としての「直観」

前述のような生活環境で育った柳宗悦は、若干12歳の学習院中等科のころから、のちの『白樺』同人たちとの交友をはじめることになる。ちなみに柳は長与善郎とともに最も若い白樺派同人であった。

白樺派とその人びととは何か、について一言でまとめるのは難しい。というのも、そこには、文学者、美術家、思想家など多様なジャンルの人びとの集まりであり、雑誌『白樺』も、その記事において一貫した主義や立場がある、とはいえないからである。明治43年(1910)4月から大正12年(1923)年8月まで刊行されたこの文芸雑誌は、「和して同ぜず」という武者小路実篤の言葉を原点とし、それぞれの人間がそれぞれの理由で集い、その成果や評価もそれぞれの胸の中で理解されていたように思われる。一般的には、いち早く『白樺』誌上でロダンや後期印象派の紹介をしたことなど、西洋文化の日本における導入に役買った、という理解はあるが、これは白樺派の一つの語りであるにすぎない。(中江2016:39-40)

自分たちはただいたづらに西洋人のかつぐのではない。西洋の芸術家を紹介するのではない。何等かの意味で吾人の個性を生かしてくれた、又くれつつあるものを紹介してゐるのである。(中略)自分たちは内心の要求に従って進んできた点に於いて今の日本の誰にもまけない心算である。従って自分達はジャンプはできなかった。キュビストや未来派まだ自分達にはしつ

くり来ない。だから今の所まだ本物か嘘物かはっきりしない。マチスはこの頃になってしっくり来た。もう誰が何と云ってもマチスの真の芸術家であることは疑いへない。(武者小路 1912 : 56)

武者小路のこの言葉に端的に表されているのは、『白樺』が単なる西洋文化紹介のためメディアではなかったことだ。『白樺』は、西洋(=他なるもの)と日本に生きる一人ひとりの個性との、鮮やかな対話そのものであったことである。対話して本物と確信するものについては、その個性のもつ強い感受性の裏付けのもと、論じられ、結果紹介されていった。まだ西欧でさえ評価の定まらなかった後期印象派を、いち早く日本に受容する場となったのも、白樺派が西欧文化を扱うにあたって、世評などよりも自らの感性のアンテナを信じたから可能になったのだった。そしてその理解とは、きわめて白樺的(日本的)理解であったといえるだろう。「世に「白樺的」といわれるものが、「自己を生かそう」とするこのような姿勢にあったことは否定できない」(高階 1993 : 326)。

このことをふまえ白樺派を特徴づけるものをあえて挙げるなら、「他者」の文化と「自己」の文化的対話を通じて、他なるものの評価やその尊重を形にすると同時に、自己すなわち自分の文化に回帰し、自らを理解していくというその方法であった。前述したように、勝海舟や嘉納治五郎の薫陶を直接受けた若き柳が、この白樺派の姿勢と方法をあつという間に吸収したであろうことは確かであり、白樺派同人という知的な仲間を得たことを、心強く感じたであろうことも想像できる。

白樺派の活動を始めたころの柳の関心は、自然と自然科学、そして人間の心理にわたる、壮大な知的世界であった。彼が帝国大学在学中に、最初の出版である『科学と人生』(柳 1911)が公刊されたが、これは現在で言えば知識社会学の業績である。「宗教と道德の権威が地に落ちたる今日、思想に飢えたる吾等にとりて大なる力を有するものは科学である。もし吾等理知の文明に育ちたる民に再び人生の神秘を明らかに語りえるものがあるならば、そは古き信仰に非ずして新しき科学である」(柳 1911 : 1 : 8)という言葉から説き起こされていく。しかしこれは、産業化と合理化によって文明国を追いかけようという当時国家的に推奨された科学信仰に追随しているものではない。むしろ柳は、時代の趨勢とは異なる、科学と人間とのもうひとつの必然的な関係を著しており、その最も重要な特徴は、生命にはさまざまな不調和や不合理があることが実に科学的に論じられていることであった。彼は動物、植物、ひいては細菌までを扱いながら生命に関する科学的叙述をし、「吾々が生物界を見ると個性が全体のために犠牲になっている事実をしばしば見る」(柳 1911 : 1 : 128)という。部分の合理性を貫こうとして全体が不調和を引き起こし不合理的結果をもたらす状況、あるいは部分としては不合理な状態が全体としては合理的な結果をもたらすことなどが、生命の様々な実態のなかに観察できることを、綿密な実例をともしない論じている。言い換えれば、生命それぞれのなかで、個体/個性と全体/社会との調和がどのように成しえるかについて、それぞれの生命が部分の個別性を超えて全体の均衡をつくりだすさまについて、柳は関心を向けているのである。さらに同様の問題として、人間をめぐる世界に内在する数々の不調和や葛藤を、どのように全体として調和に至らしめることができるか、という問題関心のもと叙述は進んでいる。いわば、自他共栄の科学とでもいえるだろう。「社会学はまず生物学を学ぶべきである。生物学は進化が個性の発展を意味し、かくてついに個人の犠牲を要せざるほどに社会が進むべきことを告げている」(柳 1911 : 1 : 131)。そして、この重大な問題を人間について論じようとするとき、柳は、哲学や芸術や文学を排除することはない。

柳はこの著作の直後の著作のなかでも、以下のように述べる。

吾々は自然の現象に二秩序を存する事を是認せざるを得ない。一つは物質の世界であって、一つは生命の世界である。第一においては一切の無機界が之を代表し、完全な理科学的機械論の成立をそこに見る事ができる。換言すれば科学法則の世界である。第二は、生命を核として存在する有機體の世界、即一切の生物界はこれを代表する。茲に純粹科学は其の力を生氣科学に譲らなければならない。茲に吾々は所謂生氣活動の世界に入るのである。然もこの生命の世界に於いては科学は最も密接に哲学に近づくのである。(柳1913:1:316)

有機體の世界の生氣活動、生命にかかわる活動に接近する生氣科学は、どのように可能なのか、という問いに、抽象化や分析や理論に対し柳は強い警戒心をもつ。それらは生命を細分化し、不調和と葛藤を際立たせることには役立つが、生命世界の把握には役立たない。

批評家が抽象し分析して之に理論を加えるとき、具象的な統一的な生命そのものの真意から益々離れてゆく。指名の活動は統體的であって、単純な部分の数理的集合ではない。・・(中略)・・抽象的分析の総和が決して統體ある生命を生まない事実を、吾々は又屢々歴史上に見出すことが出来る。特に芸術史、宗教史中、萎靡の時代は凡て人心が分析を追うの罪に依っている。芸術は特に生命の神秘的な力の発現であるから、芸術に抽象的な理論が入ると共に著しく其生命は具象性を傷つけて衰頹の色を呈してくる。(柳1913:1:322)。

ここにあらわれる統體と分析との関係を、柳は、同時代の絵画史に触れながら、後期印象派と新印象派との対比で説明する。後期印象派は生命と自然からの直感を出発点として生命の希望への想像力を掻き立てるのに対して、新印象派は、光と影を追求した印象派の趣旨をさらに追いかけて、波動と光のスペクトラムを分析して絵画に持ち込んだ(スーラらの点描など)。結局、新印象派は、理論と抽象的思索が入り込んでしまうことによって、「具象的生命の眞景からは甚だしく遠ざかっている」(柳1913:1:323)。

ここで柳の世界観を整理しておこう。まず第1には、この多様性のある世界においては、さまざまな矛盾や対立があることはむしろ自然なことだ。しかしこの矛盾や対立は、今の社会では互いを排除しあい終わりのない争いになりがちだが、本来は互いに必要とされ補完しあう関係であるはずなのである。これを理解し、矛盾する双方を含み総体として判断することこそが、自然の懐の真理に近づくことである、ということである。第2には、この総体としての理解は、理性や知識に拘束された状態では到達することはできないことが認識されていることである。そして第3のポイントとしては、自然への想像力を自らの世界のなかで働かせ、極めて具体的に親しい経験を経由してこそ、総体としての把握に至ることが出来ることである。嘉納治五郎が「精力善用」という理念を示すとき、人間の智育だけを突出されることへの懸念をもとに、それと同時に体育(身体の感覚の養育)と徳育(共同性の感覚の育成)、この三つの力を人間のなかにバランスよく結実させることを意図していた。柳のいう「総体としての理解」は、直観ないし直覚という概念で示されるが、これもまた人間のなかに自然に備わるさまざまな知覚の総合的な力を意味していると考えてよい。

ここに表明される生命観・世界観は、柳25歳の重厚な単著『キリアム・ブレイク』(1914b)として、総括的かつ具体的に論じられることになる。柳はウィリアム・ブレイクの芸術と哲学を砂漠に水を撒くごとく吸収したに違いない。ブレイクを通じて自らの世界との接し方を深めつつ自己を確

認し、やがてはブレイクを論じながら同時に自分の哲学を詳細に披露することとなったのである。以下の引用のなかの「彼」とはブレイクのことであるが、これを柳本人に置き換えたとしても問題は無い。

彼は理性を否定したのではない。・・・彼が欲したのは理性に枯死しない人間の活きた生命だった。「知識の樹」に悩む人類を「生命の樹」に喜ばす事にあった。彼の愛したのは理知に自己を埋没radioさすことではない。直観による個性の充実であった。性格の分離ではない、生命の有機的総合である。真理の抽象的理解ではない、その具象的認識である。(柳 1914b : 4 : 326)

理性の範囲を超えた想像の世界を認め得ない思想は彼の堪え得ない処だった。詩人であり画家であった彼は直接経験の具象的事実を一日も忘れることが出来なかった。彼が毛のしたものはこの経験の自由を破る凡ての知的理性であった。(柳 1914b : 4 : 319)

直観とは実在の直接経験である。一切の抽象差別を離れて個物の真正に身自ら触れてそのもののうちに自ら活きる事である。思惟の作用は概念に止まって何ら実在の真相をも画いてはいない。真理の獲得はいつも直接経験にある。経験を離れては一切のものは落莫である。(柳 1914b : 4 : 321)

柳はそののち生涯にわたって「直観」ないし「直覚」という言葉を鍵概念として使用する。これは日常語では、他者には説明できないカリスマ、として理解されがちであるが、柳にとっては上記のような、矛盾や葛藤のひしめく世界を把握する哲学的方法のことであった。また論理性や理性が、直観という全人格的な把握力の働きを邪魔することを、柳は憎んだ。

Ⅲ. 手賀沼湖畔の思索—そして朝鮮の発見

柳は『キリウム・ブレイク』を刊行した1914年に東京を離れ、我孫子の手賀沼のほとり、嘉納治五郎の別荘の隣の敷地で新しい生活を始めた。我孫子での生活は1921年に明治大学や女子英学塾での職につくまでの7年ほどの期間であった。この間、我孫子の手賀沼周辺は、白樺派の武者小路実篤や志賀直哉などの著名な文人たちが柳邸の近くに移り住み、雑誌『白樺』に触発された人々の来訪も多く、いわば白樺派村のような土地になっている。たった7年間ではあったが、ここでの豊かな自然のなかでの時間は、柳にとっても白樺派にとっても大きな意味をもち、後世の活動に影響を与えたといえよう。とくに柳にとっては、いままでの東京生活とは異なるインスピレーションを感得することになった。

茲に来てから自然が親しく生活の一部を形造る様になつた。自然の移推は又内心の移推になつた。自分にとって『自然は絶えず生きてゐる』という事実は詩人の言葉から、自然それ自身の言葉に迄移されていつた。(中略) 柔らかな木の芽にも、虫の運動にも、亦その声にも吾々は自然の賛歌を読む事ができる (柳 1915 : 1 : 341)。

このころの手賀沼湖畔はまだ石油ランプの生活で、夜ともなると深い闇と静けさに覆われているという (柳宗玄 1981 : 2 : 538)。この自然環境のなかでの生活により与えられた深い内省によって、彼の宗教哲学や認識論への思索は深まり、形を整えていった (柳 1975 : 24)。現在柳研究の

定本ともいえる筑摩書房刊の柳宗悦全集の第2巻には、宗教哲学周辺の論考が集成されているが、その大部分は我孫子時代に書かれたものである。湖畔の生活のなかで、彼はこれまでブレイク研究を核として育てていた哲学的世界観を、自由闊達に動き回る精神によって洋の東西の数々の思想を涉猟したうえでより大きく育てることとなった。

柳は宗教的奇蹟を否定するスピノザやヒュームらの思想を吟味してその矛盾を明らかにするとともに、立場や主義によって相対と争いを展開するこの時代を、突出してしまった理知が他を非難する時代であると説く（柳1921：2：402）。しかし、「生命に飢える人生は具象的事実を慕って冷静な理知の作用を除こうとする。理性は吾々に事実の明晰な個性性を与へても、活きた実存の経験を産み得ない」（柳1975：62）。柳は、多様性の相対と争いの世界は貧しいといい、世界をそのままに理解することを「即如」という概念であらわす。そして下記の引用のように、直観によるものの見方、生命の有機的総合を把握すること、という精神的な活動は、芸術の価値を認識し、その価値を具体的に育成していくことになる。

立場をすら介在せぬ理解が始めて即如の真実な理解である。かかる意味に於て単に夢幻のように思はれる芸術は、実証の科学よりもはるかに鋭い即如の理解である。芸術とは或る規矩によるものの見方ではない。従って定義であるよりも暗示である。思惟以前の象徴の境が芸術の分野である。芸術は主義を脚下に踏み乍ら、何等人為なく加工なく自然の奥底に迫るのである。捉え得た美がよく永遠であり得るのは即如を直下に暗示するからである。（柳1919a：2：168）

深い宗教的世界の思索にはまりながら、しかし好奇心溢れ活動の人であった柳は、宗教的思索の世界にのみとどまることがなかった。直観とは、人間の感情によって体験される認識活動であるが、この体験について柳は、近代的価値観からの攻撃を予想して哲学的な擁護を展開する。たとえば感情は主観的なものであり、理性こそ客観的なものであるという近代意識を、先入観であるとしてこれを逆転していく。

感情とはいかなるものであろうか。果たしてそれは主観に止まるとの意であらうか。何等の普遍的根底を持たぬ感情であらうか。感情とは、ものを前に於いての観察ではない、感情に於いてものと余とは一つに交わるのである。ものに対するときに理知があり、ものに即するときに感情がある。（中略）ものに心が動くとは、ものに心が入るとの意であらう。・・・心はものに活き、ものは心に活きるのである。・・・感情こそ一としての世界（分類と相対を超えた世界（筆者付加））をそのままに味わう道ではあるまいか。（中略）感情は実は一の世界においては寧ろ客観的な感情ではないか。一を一としてそのままに味わう意に於いて客観的感情ではないか。一なる世界が許し得る普遍の世界であるなら、感情こそ普遍の美の送り手ではないか。（柳1921：2：451-452）。

柳は宗教的感情を抽象的な観念の世界のこととして放置することはない。それは、感情の持ち主の生きた体験をとおしてこそ、具体的に生きる哲学となるのである。「真理が最も恐ろしい権威を持つ時は彼が生理的背景を持つ時にある。思想が血と肉とを経由しないとき、彼にはただ貧しい思索の遊戯がある」（柳1914b：4：303）。きわめて抽象的な精神世界と具体的に感情が働く生活世界とは、しばしば別個のこととして論じられやすいが、柳はこれを密接に関連する一体のものとして総合的に考える。これは柳哲学の最大の特徴だといってもよい。この密接な関連性は、

柳においては、我孫子手賀沼時代に明確に自覚され、哲学の中で発展させられていく。それは、最も深い宗教的思索の生活のなか、これを具現化する出会いがここにあったことも重要であろう。柳は手賀沼周辺の自然のなかで、自然そのものがもつ力とそのあらわれがいかに豊かか、それが人間に教える哲学的世界を身体にしみ込ませていたに違いない。

そのようなところに浅川伯教がやってきたのである。

その手賀沼の畔で柳は朝鮮陶磁との運命的な出会いをする。彼は1914年我孫子の自宅で浅川伯教の訪問をうけた。朝鮮京城府西大門公立尋常小学校の教諭であり、彫刻を学んでいた浅川伯教は、ロダンの彫刻を預かっている柳宗悦のもとを訪れたが、その際に土産として李朝の染付秋草文面取壺を持参したのである。

それは磁器に現わされた型状美だ。之は全く朝鮮の陶器から暗示を得た新しい驚愕だ。嘗て何等の注意も払はず且つ些細事と見倣して寧ろ軽んじた陶器等の型状が、自分が自然を見る大きな端緒になろうとは思ひだにできなかった。『事物の型状は無限だ』と云ふ一個の命題が明瞭に自分に意識された時此の単純な心理は自分にとって新しい神秘になった。その冷な土器に人間の温み、高貴、莊嚴を読み得ようとは昨日まで夢見だにできなかった。(柳 1914a : 1 : 334)

もとより柳は学生時代から朝鮮の白磁に心惹かれており、また博覧会で李朝白磁に感銘を受けていたリーチとの出会いがすでにあつた。とはいえ、我孫子の地でこの壺と出会い、そこに働いた彼の直感は、朝鮮文化への強い誘いを柳のなかに呼び起こし、特別の経験となった。このあとの柳の初めての朝鮮訪問は1916年であった。このとき、浅川伯教、巧兄弟の案内によって窯場や古陶を訪ね歩く楽しさに浸ったことが、そののちの民芸運動の活動の基礎を作ったことは言うまでもない。しかしこの旅のなかで深く柳の胸に刻まれたもう一つの重要な経験は、慶州の石仏寺石窟庵の訪問であった。「古代の人は何の科学をすら持たなかったが、石仏寺のごとき建築に於て、自然の理法を驚くべき美に結びつけたのである」(柳 1919 : 6 : 127)という言葉にみてとれるように、これは、朝鮮における自然と朝鮮の芸術との必然的な関係とその美についての柳の理解を、確信に高める決定的な体験だったともいえるだろう。

余は実に之程の内なる深さと神秘とを示し得た仏教の芸術を他に知る場合がない。かかるものを作り得た作者の宗教的経験に対して余は限りない敬畏の状を禁じ得ないのである。嘗て是程の僅かな線と単一な形とに於て、是程の複雑な美の深さを示し得たものが何處にあらうか。(中略)是等の宗教の力は悉く朝鮮固有の美を通して、残りなく示されている。(柳 1919 : 6 : 134)

柳の石窟庵にかんする叙述は実際に訪問した年ではなく1919年まで待たなければならず、それまでほとんど知られていなかったこの芸術作品の紹介のために、記録的なものとなっている(柳 1919b : 6 : 110)。とはいえ、手賀沼の畔で思索した生命観と芸術との不可分の関係は、朝鮮の自然と石窟庵の仏像群に具体的に示されていた。すなわち「一切の抽象差別を離れて、個物の真正に身自ら触れてそのもののうちに活きる」(柳 1914b : 4 : 321) ことこそ、石窟庵の体験そのものだったのである。これは自然と歴史の結実としてたちあらわれる芸術の具象的生命との出会いとして、柳の身体に深く刻印されることとなった。「自然と歴史はいつも芸術の生みの母であった。自然はその民族の芸術に取るべき方向を定め歴史は踏むべき経路を与えた。朝鮮芸術の特質をその根

底に於て捕えようとするなら、吾々はその自然に帰りその歴史に入らねばならぬ」(柳1922b:6:93)。

この柳の最初の朝鮮半島訪問のあと、日本と朝鮮に関する情勢は次第に厳しいものになる。次第に朝鮮半島内で日本の支配に対する抵抗が静かに広がり、ついに三・一独立運動となった。この事件が柳にもたらした衝撃はいかばかりであっただろう。崇高な芸術を生み出す隣人、その尊厳を武力によって傷つけた事件に接し、柳の筆ははやるように朝鮮に向けられていった。三・一独立運動の事件直後、読売新聞に掲載した「朝鮮人を想ふ」は1919年5月のことであった。そこでは、優れた芸術作品を生み出した朝鮮民族にたいする柳の崇敬と愛情が著わされており、これを武力で踏みしめる日本政府への激しい怒りが込められていた。三・一運動後に許可され1920年4月に発刊した朝鮮の新聞『東亜日報』に「朝鮮人を想ふ」の朝鮮語訳が掲載されたのは、発刊直後の4月12日であった。本論文の直前の引用で紹介した石窟庵に関する論考「石仏寺の彫刻について」も、三・一運動事件直後の6月に発表されたものである。さらに柳は「朝鮮の友に贈る書」を著し、朝鮮の友人への書簡形式をとって日本の暴政について詫び、朝鮮の芸術への崇敬を重ねて公に示した。「贈る書」は、1920年4月10日に我孫子で執筆したものだが、即座にこの論考の朝鮮語訳は『東亜日報』に4月19日20日の2日にわたり連載された。この論考は、甚だしい検閲を経て修正したにもかかわらず、2回で発表を禁止されてしまう。しかしその後6月16日の英字新聞Japan Advertiserにその抄訳が掲載され、広く共感を得た。この文章の日本国内での発表は『改造』の6月号であり、朝鮮での最初の印刷の後だった。さて、これらを手始めとして柳の身を賭した朝鮮擁護の論文のほとんどは、ここからの5年間にほぼ集中している。そして柳の朝鮮訪問も1920年から急速に頻度を増す。20年にはアルト歌手として世界的に活動していた妻兼子の音楽会をソウルで初めて開催し、喝采を集めている。1921年などは3回ほどの行き来をしているが、これを通じて、朝鮮と日本、双方の地で、朝鮮美術に関する展覧会をたびたび企画開催しており、いずれも大盛況であった。東京神田ではじめて開催した「朝鮮民族美術展覧会」は1921年5月であったが、これは「朝鮮民族美術」という言葉が使われた史上初の展覧会であった。また、柳の功績の一つが1924年に「朝鮮民族美術館」をソウルに設立したことであったのも忘れてはならない。

こうしてみると、彼の朝鮮と朝鮮美術に関する活動は、美術の領域を超えた深い射程を持つことがわかる。政治は立場や主義に振り回されざるをえず、その権力は結果的に暴力としてあらわれてしまう。これに私たち民衆が屈するのではないなら、私たちは立場や主義を超えた理解を互いに目指さなければならない、と柳は考えていた。柳の朝鮮擁護の一連の発言は、日本政府への批判であるとか、逆に日本の狡猾な文化政策の形であるとか、そのような批判が渦巻くことになるのだが、それらもまた立場や主義の葛藤する場、そのものであろう。当然ながら当時の批判や意見について柳自身も想定していたであろう。しかし、だからといって、これを上段から眺めて行動を起こさないことは柳にはできなかった。現実の政治と具体的な生活を抜きに、私たちは生きられないからだ。しかし自身の政治的とも思える活動の成否には、彼はあまり関心を持たなかった。主義や立場を戦わせる世界、それ自体を柳は超えたいと願い、そして、民衆の素朴な感性にその希望を見出したのだといえるだろう。「立場なき理解とは概念なき理解である。思惟を容れぬ味識(Knowledge of Acquaintance)である。直観とはかかることを意味するのであろう。即如は如何なる立場による理解をも許さぬ内容である」(柳1919a:2:169)とし、またこの即如の理解への信頼すべき道標こそが芸術であった。彼の世界観は、ここでも再確認され実行されるのである。

IV. 木喰仏への想像力—あるいは日本へのまなざし

朝鮮と日本にわたる活動に忙しかった只中の1923年、柳は浅川巧に案内され甲府の池田村の小宮山氏のもとへ朝鮮陶磁器を見に行く途中、木喰仏に出会う。

二體の仏が暗い光を斜めから受けて、庫の前に置かれてあった。その前を過ぎようとしたとき、私が投げた一瞥は、思いがけなくも微笑む彼らに迎えられた。その刹那私はその価値が尋常でないことを直覚した。そうして即座にその微笑みのなかで、上人と私の交わりは開始せられた。心惹かれるままに私は驚きの世界へと入っていった（柳1924c：7：7）。

木喰仏との出会いのこの描写は、慶州石仏寺石窟庵の石仏に啓示のような出会いをした際の記述と状況（柳1919：6：110）がよく似ており、柳にとって、この二つは朝鮮と日本という違いこそあれ、ほとんど同じ体験であったことが推察できる。いずれも彼は一瞥でその芸術の美しさと崇高さを直観するのである。少なくとも柳の想像世界のなかに限って言えば、切り立った岩山の国土である朝鮮の自然と人々の歴史から立ちあらわれた芸術のひとつが石窟庵の石仏であるとすれば、森林が包みこむ日本の自然と人々の歴史から生み落とされた芸術のひとつは、間違いなく木喰仏であったといってもよいだろう。石窟庵での体験が木喰仏への直観へとよく導いた、という想像を否定することができない。ちょうど、朝鮮民族美術館の建設がほぼ一段落しつつあるタイミングだったこともあり、関東大震災被災後に京都に移り住むため東京での大学の仕事をすべて辞したこともあり、柳は1924年については時間のほぼすべてを木喰上人研究に費やすことになった。時間のすべてを研究に、とは、なんと自由で余裕があるのだろうと、現代の私たちは感じるかもしれない。しかし実際は逆で、柳によれば、心があまりに木喰上人に専有され、「余裕なき仕事にとりかかったのです、（このため）一切の仕事を放棄した」（柳1925a：7：260-261）のだという。

ところが研究は苦難を極めることになる。いかなる仏教辞典にも郷土史資料にも、木喰上人は記録されていないのである。柳はやむをえず上人の故郷である甲州に残された民間仏とお堂に残された旧い文書をひとつひとつ訪ね歩き、その足跡を確認する作業にいそしんだ。そのうち、ある農家に放置されていた箱のなかに、上人の資料、「納経帳」「御宿帳」などを含む資料を発見した（柳1925a：7：265）。そこから木喰上人の研究は本格的に始動することになった。柳が明らかにしたところによると、木喰上人は14歳のとき出奔し、放浪と祈りの仏路を歩き続ける。学僧でも僧正でもなく、一遍路の身を選び、生涯巡礼の一信徒として日本全国を歩き、先々で相当数の木喰仏を彫っている。柳も1924年以降、旅から旅へ、甲州、佐渡、栃木、愛知、静岡、新潟、九州各地、四国各地、信州、山口から鳥取など、帰洛してもほんの数日、というありさまで追いかけていたのである。この間、それぞれの地で、荒れ果てた祠のなかでひっそりと佇む像に触れあい、人びとの日常の営みのそばにいつもある仏の姿を、柳は目に焼き付けていく。行く先々で発見される仏体と遺墨は、日本でも特に不便で人を寄せ付けけないような場所にある。山の上、たとえば佐渡の雪に閉ざされた金剛山に寒三十日の日参し供養の業をおこなったことなど（柳1925c：7：385）、彼は上人のひとつひとつの足跡を明らかにしていった。

木喰上人は僧籍からすると真言宗の僧だったが、彼は宗派にこだわることはしなかった。「詣でる寺々も決して真言の一宗には限らない。禅刹も阿弥陀堂も彼の足を招いている。神社もまた彼の敬念を集めた。神仏は一体であった。彼の納札に彼は「霊仏霊社日本順国」と書いた」（柳1924b：7：33）。上人は行くところお堂と木喰仏をつくるのだが、わずかばかりの滞在の間にも

上人を慕うもの信じるもの多く集まったことを察するに、上人の性格や信仰には異常な力があつたに違いない。しかし、彼は自分のした仕事のその後については無関心であつた。どんなに感謝されようと、すぐに旅の修行僧に戻り一つの所に止まらないのである。「信心は単一である。煩雑な疑念は宗教を遠ざける。単純の深さが信徒の住む世界である。単純は粗雑ではなく、無心は無知ではない。(中略)単純への復帰、若しもこれが現代芸術の目途であるなら、彼の彫刻が現代に寄与するところは大きいであろう」(柳1914a:7:104)。柳は上人の、素朴で単純だが何ものをも包摂し、おおらかで喜悦に満ちた彫刻を、時代を超えて評価にたえうるものと賛美している。木喰仏と上人の生き方が、柳に与えたものは甚大であつた。

微笑みに於て仏は私達に親しむ。彼らは遠い彼岸にゐるのではない。この世の岸邊を私達の間さまざまに歩いてくれる。・・・民衆が上人の選んだ友達である。誰か秘仏として彼等を厨子の奥深くに封じるものがある。彼の作は路傍に立つ祠に置かれなければならぬ。それは私達に話しかける。私達を離れるにしては、あまりに人間である。・・・それらは皆此世の福祉ある所有である。一般民衆の親しい所有である。善男善女の典型がそこに写されている。仏は誰をも彼の親しい相手とする。仏は寺を出て街に歩み村に来る。彼は教理を解きしない。彼は知識を待ちはない。彼の交わりはもっとぢかである。(柳1924b:7:106)

木喰上人の生き方や木喰仏を語るこの表現はそのまま、その後の民芸の発見に引き継がれていくことがわかる。木喰研究は、柳が民衆とともにある芸術の具体性にたいして認識を深めていく、重要な経験であつた。また、それだけではなく、柳のこの全国にわたる木喰上人の調査は、上人についての雑誌への執筆も功を奏し、柳はこの調査に協力してくれる友を全国に見出すことになった。1925年には「上人研究会」が組織され、「共同の驚異と情熱」(柳1925b:7:391)によって結ばれた仲間を得たのである。そしてこの協力について柳は大いに力づけられる。「多くの友は此発見を私の力に帰する。だが、決してそうではない。私はかかる研究に向かつては何等専門的教養を持たない。私はただ私に与えられた驚愕において、彼を世に伝えたにすぎない。(中略)私は来るべき正しい理解者の為に、最初の出発を準備するに過ぎない。もしこの準備がひとつの美の門を開く鍵ともなるなら幸いである」(柳1925b:7:391)。前述したように、美とは柳にとってあらゆる立場や主義を超えた直観によって把握される感情であり、それは民衆の生活に深く交わり、その共同性を担保するものであつた。上人研究会は、やがて柳が全国的に展開することになる民芸研究への、心強い足がかりだったともいえるだろう。

木喰上人という異常な精力と健康を持った生ける菩薩の足跡が、文字通り日本全土にまたがっていたことが、柳宗悦およびその周辺の工芸家たちにとっては、幸福だった。なぜなら、木喰上人の足跡が日本全土にまたがっていたという時、私たちはそれがいわゆる都会にはほとんど関係がなく、もっぱら村落から村落への足取りだったからである。つまり柳宗悦は木喰上人の跡に導かれるようにして、日本各地のいまだ文明開化や功利主義、時流追従の習癖に冒されていない生活工芸品の生産と使用の実態に、次々に触れてゆくことができたのである。(大岡1981:639)

のちに民芸運動の中心的な担い手のひとりとなる河井寛次郎が、柳宗悦にはじめて出合い意気投合したのも、京都の柳邸に彼の収集した木喰仏を見たからであつた。1924年4月に濱田庄司を介して二人は出会うが、その月末には柳の調査に河井も同行するほどだった。柳の精力的な活動は、1925年の春に朝鮮民族美術館にて木喰仏展覧会を開催するまでにこぎつけ、さらにその活動は継続されていた。そしてこの年の末、やはり木喰仏調査のため紀州を旅していた柳、河合、濱田は、その車中で「民芸」という新しい造語を生んだのである。彼らの木喰仏調査旅行は、同時

に民芸についての白熱した論議の場にもなり、実際に民芸収集も徐々に始められた。「日本民芸美術館設立趣意書」が書かれたのは、1926年であった。

柳にとって日本とは何だったのか。これに答えるのは至難である。彼は制度や概念を信じていないからである。ただ、柳も彼の同時代人と同じく、日本の伝統とか日本の文化的特質という言葉を使わないわけにはいかなかった。

たとえば、『手仕事の日本』で柳は「日本の文化の大きな基礎」について語り、その重要な二本柱として自然と歴史を挙げている（柳1948:11:11-16）。もっとも柳にとって文化の基礎とは、日本であろうと朝鮮であろうと、この二つである。さて、その日本に特徴的な自然とは何かといえば、島、岬、港、町、山、川、平野、湖水、などの複雑な地形と、それぞれに固有の多様な自然が存することを述べ、しかも北から南まで見渡せば、場所それぞれに風土に特有の変化があることを記すのである。つまり柳に言わせれば、日本とは多様性そのもののものだ。また、歴史とは何かといえば、先達たちが各々の自然のなかで知恵や経験を積み重ねてきた結果としての生活のことなのであって、それは具体的にはそれぞれの歴史と生活の形があるということに帰する。だから柳が「日本的なものを育てるべき」とか、「伝統は国家の財産である」とかいうとき（柳1948:11:18）、それは、息づいた生活の多様なありようにたいする深い共感を大事にしたいという気持ちを表明しているものであり、日本という言葉に特定の統一的内容があるわけではない。実際この作品の中では、上記の記述に引き続き、日本の各地方に伝統的に使われている品物の数々を紹介し、多様な地方の生活文化と品物についての詳細な記述が綴られているのである。（中江2009）

柳は、日本の文化や歴史を特定の内容で単純化し主張することは決して無かった。とはいえ、日本は多様だという抽象的な整理でまとめて事を終わらせることも無かった。木喰上人が日本津々浦々に旅をしながら、どのような場所においても人びとに無心の祈りとその喜びを与えたように、柳は、無名の人びとが無心に生み出す生活用品のなかに時代を超える美を見出し、そのひとつひとつに驚嘆しつつその様々な出会いを喜んだ。私たちは具体的な身体とその感性なしには生きられない、ブレイク研究から抱き続けた哲学を、柳は忘れなかったからである。そして、柳の石窟庵の体験は、木喰仏の発見を導いた。そして木喰仏への想像力は、柳に民芸を引き寄せたのである。

V. 相互理解への往復運動—不確かなものの世界で

柳にとってあらゆる生命はその具象性を抜きには存在しえない。生命は必然的に具象的生命なのであり、実存の経験主体もまた具象的存在なのである。だからこそ、近代的思考や政治が「客観」という旗頭のもと押し付ける概念や抽象性によって、具象的生命が傷つけられることに警戒していた。いや、敵意すら抱いていただろう。柳にとって戦争とは、まさに政治的に客観性をまとった抽象的理念の暴力が一つ一つの具象的生命を奪うことだったからである。そして、柳にとって、具象的生命を傷つけない抽象なるものがあるなら、それこそが芸術であった。

しかしすぐにわかることは、具象性を抜きに生命はないといいつつも、そこには大きな限界もまた立ちはだかっている。つまり、人間が目の中の具体性／具象性に接近すればするほど、その認識可能な世界は閉じてしまいがちであることである。それでも柳は、具体性を思考の背後に置くことはなかった。具体性の限界と比べるなら、客観という抽象的概念に潜むかもしれない欺瞞のほうが、はるかに有害であるからである。目の前の生命に接近しながら、その世界

を閉じないこと。柳はこの困難な課題に挑むことになったと考えることができる。

おそらくその方法は最低でも2つあった。

ひとつは、目の前の具体的な文化の探求を深め、具体性を突き抜けることである。柳の身近には「朝鮮の土になった日本人」として朝鮮の人々から敬愛を集めた浅川巧のような生き方があった。彼は浅川巧が亡くなった際に「彼のように鮮人の心に内から住める人がどこにあらうか。浅川は寧ろ鮮人の心で生きていたのである」(柳1934:6:638)、とその代替不能な功績をたたえ、損失を深く悲しんだ。また柳は、柳田國男や有賀喜左衛門との交流でもよく知られているが、やがて二人とも柳とは別々の道を歩むことになる。柳田は民俗学へ、そして有賀は農村社会学という学問に歩みながら、文化に内在しつつ理解することの深さと重要性に気づいた二人は、それぞれの地域に根を下ろして研究をすることになる。(竹内1999、柳・柳田1940:10:735-747)。これらを振り返ると、柳のなかに、異文化に根を下ろしてはじめて理解できるものの深さへの尊敬があり、その深さは、生命の具体性の限界を超える可能性があるという考えがあったことは、たしかに見て取れる。しかし柳はその方法をとらなかった。

柳の立ち位置は、むしろ、あまりに身近であるがゆえに生活者たち自身が気づかない文化の基層を発見することであった。生活そのものを支えている文化は、そこで実体的に生きている人間には対自化できないものなのだ。朝鮮文化における白磁の発見、楽の茶碗に対する井戸茶碗の発見、など、柳の発見のひとつひとは、文化の中に在って認識できなかったものへの気づきであった。しかし、それにしても、内在している者がわからないものを、外在している者がわかるのだろうか。柳にとっても、それは否であったらう。それらは双方ともが実体に至る異なる道筋である。真実とか実体とか、それらは正しいものが一つだけがあるのではなく、様々な方向から見える姿を真摯に総合的につかんでいくほかない。

目の前の生命の具体性・具象性に接近しながらその世界を閉じない、もう一つの方法とは何か。それは柳に特徴的な二つの姿勢のなかに現れる。

特徴のひとつは、彼がこだわった「直観」という方法である。これは前述したように抽象性や知の突出によってものの見方が乱されないための方法であった。柳の父親代わりであった嘉納治五郎が、精力善用といったもの一体育(体感の育成)・智育(知識と技術の育成)・徳育(共同性の育成)の、総合的にバランスが取れた人間の力の活用一が、柳のなかに自然に備わっていたのかもしれない。この人間力から導き出される知覚すなわち「直観」によって、真摯に対象に総体的に向き合うことが可能になり、しかもそれは一瞬なのだ。とはいっても、柳は自らの「直観」に奢ることはなかった。彼は直観した対象にむしろ遜る。柳は常に外来者の立ち位置を貫きながらも、他なるものに接近し感動し賛美しようとする。言い換えれば、他なるものを支配するためではなく、むしろ崇拜すべき美として被支配されるべく他なるものに接近するのである¹。この態度こそが柳にとって、多様な世界の共存には必要であった。

柳に特徴的な姿勢のもうひとつは、彼の動き回る好奇心であらう。柳のたどった道筋を大まかに振り返ってみると、その自由な想念は、まずブレイク哲学に向かい、次に朝鮮の文化を柳なりに感得し、さらに日本の自然とその芸術へと向かった。もとより柳のもつ教養は古今東西にわたり広く深いものではあった。しかしここで重要なのは、驚きと感動をもって他なるものを発見し、そのことが、自らのそばにある当たり前の世界の再発見へと導かれる、という、理

¹ 沖縄の民芸と言語の保護活動にたいし激しい社会的批判にさらされた柳は、以下のように、沖縄を崇拜することを通じて行った活動がまだ不完全な部分が多々あったとしてもそのことで沖縄を傷つけてはいない、と確信している。「吾々のこれまでやった仕事は、沖縄に対して悪かったであらうかと。さう思うとき、よし吾々は力の足りない部分はあったにしても、沖縄を毒するところで断じてないという、確固たる信念を幸福にも持ち得ることができるとだ。」(柳1940:15:175)

解の往復運動である。他者と自己との往復運動と言い換えても良い。不確かなものの世界のなかで、他者と向き合い自己と向き合うことの積み重ねを通じて、それぞれの個性性と共感可能性、その双方への認識を深めていく営みがここにある。「此石仏寺において、朝鮮は永遠の榮譽を示し、更に尚人間の底知れない深さを現じつつあるのである」（柳1919b：6：142）というとき、「私たちはいかに長く『見よ、ここに日本の偉大な仏徒があり彫刻家がある』と、そう云い得る日を心待ちにしていたでせう。（中略）私は貴方の名がやがては日本の海を越えて理解ある地上の凡ての人に認知される時が来ることを信じています」（柳1924a：7：281）というとき、これら朝鮮と日本にかんする述懐は互いに呼応しながら、その運動を通じて、柳は両方の文化の真実により接近しているのだ。もちろん多様なものの衝突は面倒だし、普通なら避けて通りたくなることもあるだろうが、柳は勝海舟のごとく、これにも憶病にはならなかった。「他力とは何であるか、全てなる自己を他に見出す謂である。自力とは何であるか、全てなる他を自己に見出すのである。それは唯一の真理を捕へる左右の手である」（柳1919a：2：130）。

近代社会以降の私たちは、「自力」を頼みにして戦うことには慣らされているが、「他力」を頼みにすることには慣れていない。柳から見れば私たちは、「真実を捕らえる左右の手」の一方を、時代とともに失いつつあるのだともいえるだろう。それも一つの理由だろうか、柳は後年になって、一遍上人の研究をしている。一遍は布教の旅の途中、南無阿弥陀仏の札を拒否される経験を繰り返す。「信のないものに南無阿弥陀仏の札を配ることは意味の無いことだろうかという一遍の問いに、その夜夢枕に立った熊野権現様はこういった『信不信をえらばず、浄不浄をえらばず、その札を配るべし』」（柳1955：19：524）。自力をもって他者を理解しようとしたり理解させようとしたりすることは、それは暴力である。他力を信じて理解への道が開かれることを待たなければならない。

他力本願とは、直ちには予定調和にならない世界を受け止める力のことである。そして、予定調和にならない世界で、他者に投げかけられる想像力の漂流、ないし多様な好奇心の往復運動は、避けられない運命である。とはいえ柳は、この運命を悲観するどころかどこまでも肯定しており、むしろそこにこそ、希望をもっているのだ。「想像は人間の永遠な肉体である」（柳1914b：4：308）という言葉があるが、想像の交換と寛容こそ、相互理解への遠い道筋となるのであろう。

「東洋は結合しなければならぬ、然し結合と征服による統一とを混同してはならぬ。個性と個性との互いの認許によって、敬念と理解と愛情とが湧くのだ」（柳1922a：6：21）。

参考文献

- 大岡信（1981）「木喰発見の意味するもの」『柳宗悦全集第7巻』筑摩書房
- 勝海舟（1983）巖本善治編『新訂海舟座談』岩波文庫
- 嘉納治五郎（1988）「柔道家としての嘉納治五郎」、講道館『嘉納治五郎体系』第10巻、本の友社
- 韓永大（2008）『柳宗悦と朝鮮 自由と芸術への献身』明石書店
- 佐藤光（2015）『柳宗悦とウィリアム・ブレイク 漂流する「肯定の思想」』東京大学出版会
- 竹内均（1999）「民藝と民具のあいだ」『柳宗悦・民藝・社会理論』明石書店
- 中江桂子（2009）「柳宗悦＜民藝＞というまなざしーヘゲモニーへの挑戦の軌跡」『国際行動学研究』第4号、国際行動学会
- （2016）「工芸家たちの『もうひとつの近代』—国境を越えた文化活動の記録として」、奥野・

- 中江編『メディアと文化の日韓関係』新曜社
 水尾比呂志（2004）『評伝柳宗悦』ちくま学芸文庫
 武者小路実篤（1912）「個性に就いての雑感」『白樺』第3巻10号
 柳宗悦（1911）「科学と人生」全集第1巻
 【全集＝柳宗悦（1980-1983）『柳宗悦全集』筑摩書房 ※柳のこの全集からの本文中の引用については、柳（作品の初出年）：全集の巻号：頁、との表記とする。】
 ——（1913）「生命の問題」全集第1巻
 ——（1914a）「我孫子から通信第一」全集第1巻
 ——（1914b）「キリアム・ブレーク」全集第4巻
 ——（1915）「我孫子から通信第二」全集第1巻
 ——（1917）「柳猶悦小伝」全集第1巻
 ——（1919a）「宗教とその真理」全集第2巻
 ——（1919b）「石仏寺の彫刻に就て」全集第6巻
 ——（1921）「宗教的奇蹟」全集第2巻
 ——（1922a）「朝鮮とその芸術」全集第6巻
 ——（1922b）「朝鮮の美術」全集第6巻
 ——（1924a）「上人の霊に告ぐ」全集第7巻
 ——（1924b）「木喰五行上人の研究」全集第7巻
 ——（1924c）「木喰上人略伝」全集第7巻
 ——（1925a）「上人発見の縁起に就て」全集第7巻
 ——（1925b）「木喰上人の遺跡を全国に調査して」全集第7巻
 ——（1925c）「木喰上人之研究六号雑記」全集第7巻
 ——（1934）「浅川のこと」全集第6巻
 ——（1940）「沖縄問題に関する所信」全集15巻
 ——（1948）「手仕事の日本」全集11巻
 ——（1955）「一遍上人」全集第19巻
 ——・柳田國男（1940）「民藝と民俗学の問題」全集第10巻
 柳宗悦（1975）『柳宗悦集』近代日本思想体系24、筑摩書房
 柳宗玄（1981）「手賀沼の畔の思索者」全集第2巻

古代史のなかの朝鮮文化—東アジア世界と日本—

Korean Migrants and Ancient Japan: East Asia and Japan

井上 満郎*
Inoue Mitsuo

Abstract

Korean Migrants who settled down in the Japanese archipelago from the Korean Peninsula played a great role in the history and the culture of ancient Japan. We can find a lot of traces such as Chinese characters used in Japan, Buddhism for religious belief and Confucianism for ethics and morality around us even now.

Although Korean Migrants relocated several times, those who made the greatest impact on Japanese history and culture were the ones in the 5th century. The foundation of Japan was formed around that time and we normally call it “The Early State.” The advanced culture and civilization brought by Korean Migrants are acknowledged as background factors. Korean Migrants greatly advanced the history and the culture of Japan: the Japanese archipelago, which is separated from outside by an ocean, was far from isolated. China, the Korean Peninsula and the Japanese archipelago formed their history and culture through active interaction and contacts.

Although many researchers point out that fact that Korean Migrants settled in Japan, their route remains to be confirmed. A concrete case of Korean Migrants is discussed in this article, using the ancient Japan sea or Donghae (East Sea) which is shown as “Kitatsu-umi” in Chronicles of Japan.

I. 貨泉の発見

京都府北部日本海岸の丹後半島^{たんご}、この小さな半島の西の付け根あたりに、弥生時代の函石浜^{はこいしはま}遺跡（京都府京丹後市久美浜町箱石^{きょうたんごしきくみはまちょうはこいし}）がある。現況は海浜部の雑木林だが、かつては人々の居住があって、大正年間のそれなど（梅原末治^{すえし}「湊村函石浜石器時代ノ遺跡」、『京都府史蹟勝地調査会報告』第2冊京都府・1920）、何度かの報告・調査も行なわれている。なぜここから稿を起こしたのかというと、貨泉^{かせん}が発見されているからである。

貨泉は日本中世に大量に輸入され流通した宋銭・明銭などの他の中国銭とともにこの遺跡から出土していて、ためにその中世の輸入銭とする見解もある。ただ遺跡での出土地点は場所を異にし、弥生時代のものとみなしてよいと思われる（京丹後市丹後古代の里資料館『函

* 京都市歴史資料館長・京都産業大学名誉教授

石浜遺跡とその発見者たち』同資料館・2006)。

この貨幣は周知の如く、中国新王朝の王莽^{しんおうもう}の鑄造にかかる。新は西暦8～23年の間のごく短期で滅亡した中国王朝だが、したがってその鑄造にかかる貨泉の通用もほぼこの期間ということになり、おそらく新たに後漢王朝^{ごかん}によって五銖錢^{ごしゅせん}が鑄造される西暦40年をそう越えない頃までのことと思われる（田中琢・佐原真『日本考古学事典』三省堂・2002）。はるか2000年前、この貨泉をたずさえた人々が、アジア大陸の文化・文明とともに日本列島に訪れていたのであり、日本がそれらの人と文化・文明と共生しながらその歴史を形成したことをよく理解することができる。

この函石浜遺跡の立地する京丹後市箱石の浜辺には、多くのハングル文字を記したペットボトルなどが流れ着いている。海流に乗って、人力によらない自然のなかでも朝鮮半島からここにたどり着くことができるわけで、ヒトが、船を用い、方位を操作しながら、容易にとまではいえないにしても、常時に渡来現象があったことを推察することができるし、この時代からの日本海航路ないし環日本海文化圏の存在を確認することができる。

II. 「東アジア世界」への視野

日本列島の歴史と文化を考える際、列島を含めた東アジア世界全体を視野に入れる考察は、すでに明治の近代史学の出発時点から存在する。というよりも明治の始まりには日本歴史よりも世界（この場合はむろん欧米地域だが）、日本近代化が欧米をモデルにした以上当然ではあるが、たとえば「万国史」の類は翻訳も含めて多く執筆・刊行されている。その分析に及ぶ準備はないが、とにかく「外国」を視野に入れて日本を考えるという視角は、その限界はともかくとして、早くからあったといつてよからう。

いきなり津田左右吉（1873－1961）をここにあげるのは乱暴のそしりを免れないだろうが、氏の著作は多くがアジア、中国・東洋に関わったものである。学士院会員の登録は「東洋哲学」だったそうだが（坂本太郎「津田博士の人と学問」、『津田左右吉全集』1巻月報・1963による）、ただその論述にはアジア世界のなかで日本歴史・文化の形成を考えようとする姿勢は濃くはない。

氏は最晩年のことではあるが「アジアは一つではない」を著わし（『心』8-1・1955。のち『津田左右吉全集28』岩波書店・1966）、「東洋」は「日本とシナ及びインド」として、それらは風土・人種・言語を異にし、生活様式・家族制度・社会組織・政治形態、また生活感情・生活意欲・生活態度、さらに事物の考え方、道德観・人生観・世界観など、「同じところは殆ど無い」とまで言っている。日本列島での歴史形成における東アジア世界の連環・関係は、否定されているにむしろ近い。

日本歴史学のうえで東アジア世界を、世界を構成する単位の一つとして分析し、その業績が後に受け継がれたのは、多くの人が述べるように西嶋定生と石母田正であろう。

この点については早く井上光貞『わたくしの古代史学』（文藝春秋社・1982。のち『井上光貞著作集11』＜岩波書店・1986＞）で「東アジアと古代日本という命題」「のおこりは1962年の石母田・西嶋氏」の論文だと指摘された。また田中史生『越境の古代史』（筑摩書房・2009。のち角川文庫・2017）に、この点に関する要を得た論述もある。

今その詳細に触れる余裕はないが、西嶋定生「六一八世紀の東アジア」（『岩波講座日本歴史2』岩波書店・1962。のち解体・再編などを経て『日本歴史の国際環境』東京大学出版会・1985）がまずその先鞭をつけた。中国を軸とする冊封体制さくほうたいせいや、漢字文化などの共通する要素の存在をもって、東アジア世界の存在が説かれた。倭・日本の歴史形成もこの東アジア世界のなかのものとして位置付けられるわけで、とりわけこの冊封体制概念は古代日本史の見方を大きく変えることになった。茫漠と考えられてきたたとえば邪馬台国「女王」の卑弥呼は、魏王による冊封によって初めて「親魏倭王」たり得たわけで、東アジア世界抜きにその存在を論じることはできないことになる。日本古代史研究に、まさに新しい地平をもたらしたのである。

ほぼ同じ時期、石母田正「日本古代における国際意識について—古代貴族の場合—」（『思想』454号・1962。のち『石母田正著作集4』岩波書店・1989）・「天皇と『諸蕃』—大宝令制定の意義に関して—」（『法学史林』60-3・4号1963。のち同書）が著わされる。論題からも察せられるように倭・日本の歴史が、国際的契機を必須のものとして展開されることを強調する。田中がいうように「古代列島社会において、国際政治と国際関係とが互いに分かちがたく結びついている構造」（田中前掲書）を指摘するわけで、その観点から社会構造にも分析の手を及ぼす。いわゆる「首長制論」で、これ以上立ち入れないがともかくこれ以後、一種の“流行”の気配をもとめないながら、古代日本の歴史・文化の展開は国際的關係を基軸にして論じられることになった。しかし前述したように、西嶋・石母田の議論にも、伝来・流入のルートについての観点はほとんど含まれておらず、なお課題の残る現状にあるといえよう。

この直後くらいに朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の金錫亨キムソクヒョン「三韓三国の日本列島内分国について」（『歴史科学』1963・1号＜韓文＞。のち詳細化して『初期朝日関係研究』社会科学院出版社・1966＜韓文＞。邦訳『古代朝日関係史—大和政権と任那—』勁草書房・1969）が発表されている。内容に触れる必要はないだろうが、『日本書紀』に見える朝鮮三国は実は日本国内における「朝鮮移住民」の「小国」だとした。古代日本史に則していえば、倭国は「朝鮮移住民」によって全面的に形成されたというものであった。日本学界での評価は著しく低いし、論証には多くの無理があるが、日本歴史の国際的環境、とりわけ古代日本と朝鮮半島の關係を考える際に、大きな示唆と影響をあたえるものであったことは疑えない。

むしろ現在では東アジアという視界を越えて、ユーラシア世界にまでウイングを広げるのが古代史研究の基本姿勢になっているが、なお北アジアや南アジア・南洋などには関説されることは少ない。日本列島の歴史・文化の形成における国際的環境の研究はまだ残された課題も多いが、ともかくも「東アジア世界」という観点の成立とその認証をここでは確認しておきたい。

Ⅲ. 渡来のルート

ただこれらの分析には、時空を越えた「関係」は指摘されるが、その影響の根本ともいえるべき影響のルート、渡来人・渡来文化に関してはその渡来の具体的な道筋ということになろうか、それについては自明のこととされ、ほとんど触れられるところがない。

なぜそれが問題にされなければならないのかというと、起点と終点との間の關係が指摘され、したがって影響を及ぼしたことが分かっても、そのルートの線上の地域で、史料は失われてしまっ

ていてもかならず文化・文明の“影響”を刻んでいるはずだからである。点としてでなく、線として、さらには面としての文化・文明の展開を考えねばならないのだといってよいだろう。史料の数は少ないがそのルートについて考えてみたい。

右に述べた貨泉がそうだが、その日本海岸からの出土は、日本海航路とまでいえるかはともかく、渡来のその道筋があったことをよく物語る。後世のことだが、高句麗は初回の使節が日本海横断ルートで、「風浪に辛苦みて、迷いて浦津を失」ったとはいうものの「越」の「岸」にたどり着いたし（『日本書紀』欽明天皇31年4月甲申条）、高句麗の後継国の渤海国使節も同様で、そのほとんどが日本海横断ルートをとって日本国にいたっている（上田雄『渤海使の研究』明石書店・2002参照）。この日本海横断ルートの実際を示す資料は多くはないが、「横断」を疑うことはできない。

たまたま“発見”したのだが、朝鮮半島が日本の植民地化される前ころ、志摩（三重県）の漁民が島根県竹島（韓国名独島）にアワビ漁に出かけたという記載があった（瀬川清子『海女記』三國書房・1942）。志摩の「国崎村」（現三重県鳥羽市）での聞き書きで、総勢50人で「一杯のトッペ」（「トッペ」は本来は「ボラ楯網漁の網船」で、「海の博物館」（三重県鳥羽市）展示のそれは、長さ11^ト80^{センチ}、幅2^ト43^{センチ}である。また『三重県水産図説』（1883完成）には「網船ト称ス」として「方言トッペイ」をあげ、「惣長式丈五尺、巾四尺七尺」とある。これらの点については皇學館大学櫻井治男教授・鳥羽市立海の博物館平賀大蔵館長の教示および資料提供を得た。）に「女こが二十人、男が三人」乗り込んで「志摩の国崎から朝鮮まで行った」とのこと。途中「出雲の境」（境港）に寄り、ついで「隠岐の島から朝鮮の竹島と云ふ離れ島」へ渡ろうとしたものの風に妨げられていったん隠岐へ引き返した。今日がいいとの神託を得てあらためて出発、「一よさ一日」で「日暮れ」に竹島に着く。繫留に難渋していたところ、「島にゐる朝鮮の人も天草島から来た漁師も」助けてくれたという。そう大きくない、しかも人力操行船でこの島に、日本からも朝鮮半島からも航行していたのである。時代は大きく異なるとはいえ、渡来という事象を考える時に参考になるだろう。

なおちなみに、瀬川聞き取りに見えるものも含めて「日本人や志摩の人が竹島と呼んでいた島は、竹島違いの鬱陵島であった」とする見解もある（福田清一『志摩と朝鮮を小舟で往復した志摩の海女』2006・私家版。本書閲覧については三重大山田雄司教授の助力を得た）。今も鬱陵島のすぐ東2キロほどに「竹島」があるが（『韓國道路地圖』漢文・英文版2009・中央地圖文化社）、「竹島問題」に立ち入る準備はなく、どちらの「竹島」であるにせよ、ここでは日本海を横断して隠岐からそこまで人力走行の漁船で行きついていることを確認するにとどめる。

古代における渡来人の、渡来「ルート」をうかがわせる史料は多くはない。その一つだが、『日本書紀』崇神天皇2年（是歳）条がある（読みは基本的に日本古典文学大系『日本書紀』上・下＜岩波書店・1967,65＞による）。

崇神天皇の時代、「額に角有ひたる人」が「一つの船に乗りて、越国の筍飯浦に泊」った。そこで角の有る人の寄港地だということでそこを「角鹿」と名付けたという。敦賀（福井県敦賀市。古代にはr音とn音は容易に交替する）のことで、典型的な地名起源伝承である。つまり先にツヌガという地名があって、この「ツヌ」を角として語ったものである。

この人物は「意富加羅国の王の子」で、名を「都怒我阿羅斯等」といい、海を渡って渡来してきたということになる。「意富加羅」はおそらく「大加羅」と称された金官加羅国で、現在の

金海地域（^{キ・メ}慶尚南道金海市・^{キョンスンナムド}プサン広域市）にあたるだろう。したがってその渡来コースの設定は対馬海峡経由で、日本海横断を想定したものではないとも思われるが、まず「穴門」^{あなと}にいたった。「穴門」は長門（山口県北部）のことで、そこから「出雲国」を経てここに到達する。

問題はその間の行程である。それは「嶋浦^{しまじまうら}に留連^{つたよ}ひつつ、北海^{きたつうみ}より廻りて」のものだったという。「北海」は日本海の古代呼称で、つまりは「北海」こと日本海岸の島や浦をつたわりながらの航行であったことになる。史料表現の「嶋浦」の実態は文字からはつかめないが、日本海岸にはたしかに島も浦も多く存在する。もちろん現在は埋め立てられたり、あるいは自然の土砂堆積などで島や浦は潟湖の体をなさないものが多いので、地図を見るだけでは理解しにくい、古代においては多くの潟湖に恵まれていたのである。気象知識も発達せず、造船技術も未熟であった時代、こうした日本海岸の潟湖は絶好の退避場所になった。それだけが原因ではないだろうが、これらの潟湖を伝わっての日本海航路が存在していたのであって、多くの人や物がこの航路によって移動していたのである。むろん都怒我阿羅斯等渡来は伝承の世界でのことだが、その背景の地理的叙述は史実を反映していて、日本海航路とでもいうべき航路の存在を指摘できる。

IV. 日本海航路上の敦賀

今少し日本海航路のことに触れると、敦賀（福井県敦賀市）の位置が注目される。東日本は、中部山岳地帯と称される山塊が縦断し、日本海側北陸地域と古代首都圏との交通を妨げていたが、そのために都鄙間交通の拠点になったのが敦賀であった。

むろん陸路として近江・越前・加賀・越中・越後・佐渡、それに若狭・能登を通じる支線も含めた北陸道があったが「小路」で（『令義解』厩牧令諸道置駅馬条）、官道としての位置づけは低かった。もっとも、「大路」「中路」「小路」と区分された官道のうち、大路の山陽道、中路の東海道・東山道以外はすべて小路だったから、北陸道のみがとりわけランクが低かったというわけではないが、ただ北陸道の場合は陸路が使用されることはあまりなかった。

それは北陸道に限ったことではなく、特に「大路」として日本列島で唯一最高の格付けだった山陽道も、中国山地から瀬戸内海に向かって突き出す多くの尾根筋、つまりは峠に陸上交通は妨げられて（卑近なたとえだが山陽新幹線に乗ると多くのトンネルを通過するが、張り出す尾根筋を次々に突っ切ることになるからである）、実際には瀬戸内海の水上交通が用いられることが多かった。大量輸送の可能な水上交通は、海賊・湖賊などの危険はあったものの、近代日本になって鉄道が普及するまでの主要なヒト・モノの移動・輸送手段であった。

敦賀の歴史的な重要性をよく物語るのは、官物である「雑物」^{ぞうもつ}の輸送に関するものである。「諸国の雑物を運漕の功賃」の規定が『延喜式』に見えていて（『延喜式』主税寮式上）、北陸道地域は若狭国のみが若狭街道（九里半越え。現国道303号線）で勝野津（滋賀県高島市。以降は琵琶湖水運）に運送されるとあって他と異なるが、他の越前・加賀・能登・越中・越後・佐渡はいずれも海上をまず敦賀津まで輸送することになっていた。そこからいくつかある越前・近江の国ごかいを越える陸路で琵琶湖北岸に輸送、塩津^{しおつ}・海津^{かいづ}などの津からは琵琶湖を南下する水運を用いた（木下良「三関跡考定試論」『人文地理学論叢』柳原書店・1971所収、『新修大津市史1』大津市・1978、など参照）。敦賀は北陸方面からの移動・輸送の中継地点であった。

仲哀^{ちゅうあい}天皇は敦賀に行幸し、「行宮」^{かりみや}を設け、それは「筥飯宮」^{けひのみや}と称された（『日本書紀』仲哀

天皇元年2月戊子条)。行幸地となったばかりか、短期とはいえそこに滞在を前提とする行宮を設営、そしてその名称までさだめられたということになる。日本海岸のこの地の重要性をよく示している。

そして天皇はここから「南国」^{みなみのくに}を「巡狩」する(同3月丁卯条)。皇后たちを敦賀にとどめたまま「紀伊国」^{きのくに}に行ったというから、この「南国」は南海道方面のことで、ここで熊襲^{くまそ}がそむいているという情報を得てこれを打倒しようとした。そこで紀伊から「穴門」(長門)、つまり瀬戸内航路を使って九州方面に向かうという設定になっていて、その穴門から敦賀の皇后に穴門に来るようにとの指示を出す。天皇は「豊浦津」^{とよらのつ}(現下関市豊浦町)に滞在し、そこへ皇后が「角鹿」^{かくら}から「淳田門」^{とよらのつ}を経て豊浦津で合流したという(同6月条)。淳田門の位置は不明だが、話の流れからして敦賀から豊浦津まで日本海航路が想定されていることは疑いなく、都怒我阿羅斯等のちょうど逆のコースを行ったことになるだろう。創作の伝承ではあるが、ここでも日本海航路の存在を指摘することができる。

日本海航路の存在に裏付けられた日本海岸の“パワー”は大きかった。

垂仁天皇は「丹波の五の女」^{たには いつとり}を后妃とした(『日本書紀』垂仁天皇15年2月甲子条)。この「丹波」はのち丹後が分離される前の丹波・丹後(京都府中部・北部)全体の地域名称で、これだけではそのうちのどこか不明だが、五人の一人に「竹野媛」^{たかのひめ}が見え、この「竹野」は今もその地名が残る丹後半島のほぼ先端部西側近く、京丹後市丹後町竹野^{たんのちやうたかの}にあたり、京都府下最大級の前方後円墳である神明山古墳、また隣接して式内社竹野神社もある。古代天皇の婚姻はさまざまな原因で成立するが、多くはいわば政略、つまりその女性の属する豪族との提携関係の締結を目指してのものといつてよい。この地域の豪族が大王家によって姻戚関係の締結が求められるほどの勢力であったことを示し、では何ゆえにそれほどの勢力を築けたのかといえ、日本海航路、つまりはその流通・交通の掌握であった。神明山古墳は現在に埋め立て等によって内陸部の丘陵先端上になってはいるが、古墳の築かれた当時は深く浦が入りこんでいて、かつては良港としての機能を持っていたのであり、その眼前に古墳は位置していたのである(魚津知克『『海』の古墳』研究の意義、限界、展望』、『史林』100-1・2017参照)。

いっそう日本海の持つ意味を物語るのは、周知の継体天皇擁立をめぐる様相であろう。詳細に及ぶことはできないが、その擁立基盤はまぎれもなく日本海岸にあった。前段で状況理解の不可能な倭彦王^{やまとひこのおきみ}の擁立失敗を述べたあと、近江在住の彦主人王^{ひこうしのおきみ}が越前から迎えた振媛との間にもうけた継体が新たに擁立される。この時継体は、父の死後に母が郷里越前の「高向」^{たかむこ}に帰り、そこで成長したことになる(『日本書紀』継体天皇即位前紀)。この高向はもとの高柳村で、現福井県坂井市丸岡町にあたり、九頭竜川の河口近くである。

そして後年継体を迎えにいった使者が向かったのは、越前「三国」^{みくに}であったという(『古事記』では「近淡海」^{ちかつあほうみ}<近江>から迎えられたとあって異なるが、ここでは論じない)。同じく坂井市三国町にあたるが、北前船の寄港地としてなど、近代にまで港湾機能をもって繁栄した日本海岸の港である。継体はこの周辺、つまり日本海岸を中心的なバックグラウンドとして存在していたわけで、この地域の持つ経済力を基礎とする豪族勢力の巨大さを推測することができる。もちろん実際のその即位については、継体が河内地方現大阪府八尾市あたりの豪族である河内馬飼首^{かわちのうまいのおびと}荒籠とのネットワークを持っていたこと、つまり瀬戸内海水運での海外との交流・交渉をも情報として入手していたことを見逃すわけにはいかないが(井上満郎「継体天皇と河内馬飼首荒籠」、『京都府埋蔵文化財論集7』京都府埋蔵文化財調査研究センター・2016)、即位のおおもとの基盤はまぎれもなく日本海岸地域にあった。

敦賀の重要性は、他にもそれを示す史料がある。

応神天皇は「越国」に行き、「角鹿」の「^{けひのおおかみ}筈飯大神」を拝した（『日本書紀』^{いざさわけのかみ}応神天皇即位前紀）。この時に大神と応神はその名を「相易え」、ために大神は「去来紗別神」、^{ほむた}応神は「^{わけのみこと}菅田別尊」となったという。古代においては名前はその人の生命力そのものと捉えられたが、天皇という古代日本最高・絶対の存在がその名とするほどに、敦賀の^{けひのおおかみ}筈飯大神の神格は高かったわけである。

武烈天皇の時代、^{へぐりのまとり}平群真鳥が国政を専断し、「日本に王」たろうとした（『日本書紀』武烈天皇即位前紀）。この時真鳥の男子の^{しび}鮪は、武烈が妃としようとした^{かづひめ}影媛を横取りする。事を知った武烈は「父子の無敬き」をとがめ、^{あやな}大臣の^{おおおみ}大伴金村に命じて討伐させた。滅ぼされる際に真鳥は、「広く塩を指して」呪いをかける。その時に「^{つねがのうみ}角鹿海」の塩だけ呪いをかけるのを忘れ、ために「角鹿の塩は、天皇の^{おももの}所食とし、余海の塩は天皇の^{おほいみ}所忌」とした。呪いのかかっている敦賀の塩だけは天皇の食膳に供されたというのであり、他にこの事実は確認できないが、敦賀だけが特別扱いされてしかるべき地であったことが理解できる。

少し後のことになるが、「^{なら}諾楽（奈良）の左京」住人の^{ならのいわしま}檜磐島が^{だいあんじ}大安寺の「^{なりのい}商いの^{けん}銭」三十貫を借りて「^{つるがのつ}越前の都魯鹿津」に出かけた（読みは本郷真紹監修『考証日本霊異記』法蔵館・2018による）。そこで物品を「交易」して利益を得ようとしたのであるが、奈良平城京からかなり遠方の敦賀にまで商品の買い付けに行っているのであり、ここへ来れば多種多様の商品が入手できるということである。そこには北陸一帯の産品とあわせて外国産の物品も集まっていて、単なる中継地点をこえて、流通の拠点でもあったことになる。国内ばかりか東アジア地域との交流・交渉の接点でもあったことは、いうまでもない。

これまた後年のことではあるが、「^{あきびと}商人の主領」に設定されている架空の「^{はちろうのまふと}八郎真人」は、「^{ふしゅう}東は^{しんさるがくき}俘囚の地」から「^{きかい}西は^{あきひら}貴賀が嶋」までを商圏として商業活動を行っていた（藤原明衡『新猿楽記』。読みは主として日本思想大系『古代政治社会思想』岩波書店・1979による）。彼は「^{とまりうら}泊浦にて年月を送」っていたが、ここには見えないものの敦賀もまちがいなくそうしたうちの一つで、そこに記載された膨大な「^{からもの}唐物」、すなわち輸入品が売り買いされたかと思われる。まさに「古代大陸交渉の要地の一つ」（日本古典文学大系『日本書紀』下＜岩波書店・1967＞頭注）であった敦賀は、ただに渡来人とその時代に限らず日本列島における「表日本」の根幹の役割を果たしていたのである。

V. 渡来人の渡来

さて具体的な渡来人の渡来について、渡来のルートについては史料的に不明に近いのだが、述べたい。渡来人については上田正昭『帰化人』（中公新書・1965）以来、「帰化」・「渡来」の用語問題をふくめて多くの人が論じているが、ここでは渡来系氏族の雄族としてしばしば取りあげられる^{はた}秦氏・^{あや}漢氏について考えてみる。

秦氏は早く、漢氏との比較においてであるが「殖産的」と称されたように（竹内理三「古代帰化人の問題―漢氏についての覚え書―」『日本歴史』10号・1948、のち『竹内理三著作集4』角川書店・2000）、日本列島の産業開発に大きな貢献をした（井上『秦河勝』＜吉川弘文館・2011＞でそれなりに論述しているので参照されたい）。その渡来については『古事記』『日本書紀』にともに記載がある。

この『古事記』の秦氏渡来についての伝承は、『日本書紀』に対応する記載がある。「弓月君、百濟より来歸り。」とし（『日本書紀』応神天皇14年^{まうげ}是歳条）、彼が「己が国の^{ゆづきのきみ}人夫百二十^{こほり}県を領いて帰^{かへり}したものの、これが「新羅人」によって妨げられ、「加羅国」に抑留された。そこで葛城襲津彦を派遣、加羅から召還しようとするが襲津彦は「三年経る」まで帰国しなかった。そこでこれは新羅の妨害によるものとして精兵を派遣、ついに彼らは渡来するにいたることになる（同応神天皇16年8月条）。

要するに『日本書紀』でも秦氏の系譜や、具体的な渡来のさまは記録されていないわけで、『古事記』と比べて祖先は「弓月君」、規模は「百二十県」、「百済より」渡来、新羅に妨害されて途中の「加羅」で停滞、襲津彦がそれを召還、とかなり詳細の度を加えているが、それでも先祖が中国王朝、まして秦の始皇帝とはどこにも記していない。一族の系譜については、はるかにさかのぼる5世紀、あの稲荷山古墳（埼玉県行田市）の鉄剣に当事者の「乎ヲ居ケ臣ヲ」の「上祖意富オホソコ比ヒ比ヒ」から「其ミの兄ニ多タ加利カスス尼ニ・其ミの兄ニ名ナはハ弓ユ已ニ加利カリリ獲ケ居ケ・其ミの兄ニ名ナはハ多タ加カ披ハシシ獲ケ居ケ」と代々の

乎獲居臣にいたるまでの系譜が記載されており（読みは岸俊男・田中稔・狩野久『稻荷山古墳出土鉄剣金象嵌銘概報』埼玉県情報資料室・1979による）、また当然『日本書紀』にも多くの祖先系譜が記載されている。したがってもし弓月君の祖先系譜が存在しておれば、ここまで詳細に渡来の様相が記されているのに、ここに秦氏の系譜が記載されないはずはない。それが無いということは、祖先系譜が確立していなかったからだというほかない。

つまり秦氏はその系譜について当初は記憶も記録もなかったのだが、弘仁5年（814）に完成した『新撰姓氏録』段階になると事態は一変する。これは各氏族に保持されていた本系帳を元として編さんされたのでこれ以前の史料要素をも含むが、ともかくその秦氏に関する記載はいっきに詳細化する。この書物の何ヶ所かにその記載は見えていて、秦氏について「秦の始皇帝の後なり」とはっきりと中国秦王朝の皇帝に結びつけている（『新撰姓氏録』山城国諸蕃。読みは主として佐伯有清『新撰姓氏録の研究考証編5』＜吉川弘文館・1983＞による）。そしてそこから「功智王」「弓月王」、この弓月王が応神天皇時代に「百廿七郡の伯姓を率て帰化」し、さら「真徳王」「普洞王」「雲師王」「武良王」と続ける。まさに系譜が成立しているのであって、『新撰姓氏録』ないし本系帳段階で秦氏が秦の始皇帝の子孫として明確に位置付けられたことが推測できるだろう。要するに祖先系譜は現実・史実の渡来とは異なる“あとづけ”なのであり、この系譜をもってこの氏族が秦の皇帝の子孫といえないことはむろん、中国からの渡来であるということもいえない。この秦氏と「同祖」ではあるが別の一族として立てられた「太秦公」氏は「秦始皇帝の三世孫」の「孝武王」が始祖で（同書左京諸蕃上）、そこから「功満王」「融通王」と続けていて、同じ始皇帝を先祖とするものの、系譜は異なって創作しているのであり、ここでも“あとづけ”であることを知ることができる。

いっぽうの「頭脳的」氏族（前掲竹内論文）と称された、漢氏はどうか。『古事記』での渡来伝承は、右に触れたように秦氏とともにただ応神天皇時代に渡来があったというのみで、どこからとも、どれだけの規模かとも、先祖が誰とも、具体的な記載をこの氏族もいっさい持たない。

『日本書紀』では、同じ応神天皇時代のこととして、「倭漢直の祖阿知使主、其の子都加使主」が、「己が党類十七郡」を率いて「来帰」りとする（『日本書紀』応神天皇20年9月条）。倭漢氏は一般に漢氏と称する氏族集団の中軸をなす一族で、飛鳥（奈良県高市郡明日香村）を中心に、全国に広がって居住した。のちむろん中国王朝漢の皇帝子孫を主張するのだが、祖先人名が特定され、規模も特定されているが、ここでもやはり先祖の名を記すのみで、その系譜は記されない。『日本書紀』時代は系譜、つまり門地が重要視された時代であるにもかかわらずここに系譜が出ないということは、やはり秦氏のケースと同じようにその系譜が成立していなかったことを物語るものと思われる。

漢氏の祖として『日本書紀』に登場する阿知使主は、のち子の都加使主とともに「縫工女」を求めて「呉」に派遣され（『日本書紀』応神天皇37年2月戊午条）、呉王から与えられた「兄媛・弟媛、呉織、穴織」を伴って帰還している。技術者を連れ帰るという重要な役割を果たしているのだが、やはり祖先系譜は記されていない。

のちこの一族の最大勢力となる坂上氏の系譜に、その詳細が見えている。

よく知られた征夷大將軍坂上田村麻呂の父である荊田麻呂が、延暦4年（785）に上表し、忌寸から宿禰への改姓を申請した（『続日本紀』延暦4年6月己酉条）。そこで荊田麻呂は「臣らは、もと是れ後漢靈帝の曾孫阿智王の後」であって、漢が滅亡したときに中国を出て「帶方」に行き、そこからさらに日本に渡ったという（読みは主として新日本古典文学大系『続日本紀5』＜岩波書店・1998＞による）。「帶方」は帶方郡で、現在の韓国京畿道から北朝鮮黄海道あたりにあった後漢にはじまる植民支配地である。

のちこの阿智王が「東国に聖主あり」と聞いて、「母弟^{ていこうとく}廷興徳と七姓の民」を率いて「帰化来朝」し、それは「^{ほむたのすめらみこと}誉田天皇」すなわち応神天皇の「御世」だったという。

このことは同じ坂上荊田麻呂が宝亀3年（772）に大和国高^{たけち（たかいち）}市郡の郡司任命を申請した折にも述べており（『続日本紀』宝亀3年4月庚午条）、「先祖阿智使主^{あちのおみ}」が応神天皇時代に「十七^{たみ}県の人夫を率いて帰化」してきたとある。この二つの史料はともに『古事記』『日本書紀』をベースにしたもので、それに漢氏固有の伝承を付加して、つまりは詳細の度を加えて創作したものであることは明らかであろう。

つまり漢氏は①中国皇帝の子孫であり、②朝鮮半島を経由して渡来した、ということになるのだが、この②については秦氏のほうはその要素を史料の上で持たない。秦の始皇帝との系譜関係を主張するのみで、朝鮮半島からの渡来ないしそのルートの伝承は記されていない。

VI. 渡来の時代

渡来人たちが渡来した時代はいつか。これについても早く上田『帰化人』（前掲）が（1）紀元前200年頃、（2）「応神・仁徳朝を中心とする」5世紀前後、（3）「雄略朝から欽明朝」の5世紀後半～6世紀はじめ、（4）7世紀後半「とくに天智朝の前後」、を指摘されて以後多くの考察があるが、諸学説の検討はさけて私の重要とする画期について、京都盆地（京都府京都市）を舞台として述べる。

京都の渡来人といえば秦氏で、その居住は、大和高市郡の漢氏以外の氏族が「十にして一二なり。」（『続日本紀』宝亀3年4月庚午条）といわれるのに対比できるほどその比率は高かった。

秦氏に關説した著書は多いが、加藤謙吉『秦氏とその民』（白水社・1998）・水谷千秋『謎の渡来人 秦氏』（文春新書・2009）が包括的にこの氏族を論じている。

秦氏と京都とのかかわりは、『政事要略』巻54「交替雑事」に引用された「秦氏本系帳」にその内容を見ることができる。すなわち、

秦氏本系帳にいわく、^{かどの おおい}葛野大堰を造ること、天下に誰か比検すあらんや。是れ秦氏の種類を率い催して造り構うところなり。昔、秦の昭王、^{うるお}洪河を塞堰して溝澮し、田を開くこと万頃にして、秦の富数倍す。謂うところ鄭伯の衣食を沃すの源なり。今の^{おおいのせき}大井堰の様、則ち彼に習いて造るところなり。

とするもので、彼らが祖とする秦王朝の昭王（在位紀元前307－251。始皇帝^{せい}政の曾祖父）の事績や故事を引き、秦氏が「種類」（一族）を動員して「葛野大堰」を建設したという。「葛野」川は現在の桂川のこと、古代にはこう呼ばれた。そこに「大堰」を造ったといい、それは「今の^{せい}大井堰」で、自分たちの祖先の偉業にならっての建設というのである。

「葛野大堰」であるここに述べられた「今の大井堰」の正確な位置は不明だが、少なくとも平安時代には「大堰」は現在しており、しばしば貴紳の遊覧に用いられた。現在も桂川^{と げつ}の渡月橋^{きよう}あたりは、私のように京都出身者は大井（堰）川と呼んでいて、橋の北、少し上流部に、平安時代の秦氏出身の^{どうしやう}道昌による修復を記念する近代の碑石がある。

この記載は本系帳という自族を顕彰するための史料記載だから、そのままには信頼できない。別の史料・資料に基づいて検討しなければならないし、秦氏渡来の時期についても明示はない。

そこで参照されるべきは、古墳築造に関する考古学の調査・研究成果である。

古墳発生地とおぼしき奈良盆地に隣接するので、京都盆地にも早くから古墳は営まれた。すでに開発などによって消滅してしまったものも多いので分析はそう簡単ではないが、京都盆地にも4世紀初頭から古墳の築造は認められる。ただその地域展開には大きな特徴があって、岩倉・八坂・深草・桃山・山科・低地・嵯峨野・宇治・長岡・向日・檜原山田とグルーピングされたなかで、「嵯峨野グループ」には5世紀末ころまで古墳が出現していない（丸川義広「京都盆地における古墳群の動向」、『田辺昭三先生古稀記念論文集』真陽社・2002所収）。おおまかにいえば古墳は豪族の墓所であり、古墳がないということはそこには豪族がいなかったということになる。では5世紀末にどうして古墳が成立するのか。つまりは豪族が成立することができたのか。

そこで参照するべきが『政事要略』の記載であり、「葛野大堰」の建設である。古代にあっては飲用水は基本的に井戸・泉から採取するので、「堰」はむろん水田農業の用水確保のためであり、しかもそれは規模の大きな「大堰」とされている。他の個所では「用水の家」、つまりそこから直接の取水を受ける家だけでは「修理に堪えざる」ほどの規模の例として「葛野川堰」があげられていて（『令集解』雑令<逸文>取水溉田条「古記」、灌漑の範囲がきわめて広がったことが推察できる。つまりは大量の田地を灌漑したわけで、その対象に嵯峨野も入っていたことは容易に想定できよう。この秦氏が主導した事業によって、従来は水田農業の不可能だった高燥な「野」の嵯峨野が、稲作可能な地域環境に変じたのである。

そのように考えることができるとすれば、「嵯峨野グループ」の古墳は多くが秦氏一族の墓所ということになり、古墳が5世紀末だとするとその豪族の生きた時代は5世紀後半ということになろう。このころに秦氏は京都盆地に渡来・定住したのであり、「渡来」と京都「定住」の時期が一致するかどうかなど検討課題は多いが、5世紀後半、このころに秦氏の渡来時期を求めることはおおむね誤っていないのではないか。

この5世紀、とりわけその後半は、朝鮮半島は政治的にきわめて流動した状況にあった。早くこの時代について「五世紀は移住民の世紀」と言ったのは山尾幸久『古代の日朝関係』（塙書房・1989）だが（のち「五世紀の第2四半期から末にかけて」とされている<同氏『古代の近江』サンライズ出版・2016>）、まことにそのとおりで、朝鮮半島から多くの人々が日本列島に移住してきた。また朝鮮半島側からの渡倭（韓国では「渡倭人」の語が使用されることもある）をうながす誘因、つまり「移住民の必然性」として「朝鮮半島において、彼らの安定した暮らしを成り立たなくさせるような、政治的・軍事的な状況」と、他方で「日本列島の側に彼らを必要とする社会的・経済的な事情」があったことが（山尾前掲『古代の日朝関係』）、見逃されてはなるまい。

本稿で分析はできないが、朝鮮半島側の、渡来人をいわば“押し出す力”、「状況」は主に戦乱である。5世紀のはじめ、高句麗が強大化し、広開土王の時代を経て426年、南進して丸都城（現中華人民共和国吉林省集安）から平壤城（現朝鮮民主主義人民共和国平壤）に遷都した。475年にはこの高句麗の百濟攻撃によって蓋鹵王は戦死、国家としての百濟国はいったん滅亡に追い込まれる。一般国民がこれらの戦乱をさけて移動を余儀なくされることは当然で、百濟については高句麗の攻勢は北から及んだから、人々は南にそれをさけて移動することとなった。「国境」のなかった時代、それらの人々は対馬海峡・日本海を越えて日本列島に移住したのである。

VII. 渡来人の歴史的意味

秦氏など渡来人の渡来は、5世紀に大きなピークを持つことが以上で理解できるが、だとして彼らは日本の歴史・文化にいかなる“力”として働いたのか。

その“発見”は大きな話題となったが1978年9月、埼玉県行田市稲荷山古墳出土の鉄剣の金象嵌の銘文が解読された（前掲『稲荷山古墳出土金象嵌銘概報』）。さまざまな議論が行なわれ、またなお確定されていない要素もあるが、おおむね理解が共有されているのは、この古墳に埋葬された地元豪族の「乎獲居臣」が、ヤマトの「獲加多支鹵大王」こと雄略天皇の「斯鬼宮」に、「杖刀人首」として出仕していた、ということである。つまり雄略天皇の時代には、ヤマト王権は関東までを領土・領域として支配下に組み入れていたことが確認されたわけで、国家がこの時代に成立し、それと合わせて大王権力がその同一家系世襲慣例も含めて形成されたことが理解できる。

ここに見える「獲加多支鹵大王」は、熊本県玉名郡和水町の江田船山古墳出土の銀象嵌銘大刀にも「台天下獲□□□鹵大王」と見え（東野治之の訳読。東京国立博物館『江田船山古墳出土国宝銀象嵌銘大刀』吉川弘文館・1993）、この「獲□□□鹵大王」の銀象嵌の剥がれた「□□□」部分は、稲荷山鉄剣銘から判断して「加多支」と思われ、すなわち熊本県の地元豪族も、このケースでは「典曹人」として雄略天皇の宮に奉仕していたことになる。

この二つの史料の語るものは大きい。つまり関東から九州にかけてを覆う支配権を維持した王権が、この時代には成立していたということになるのであり、『日本書紀』『古事記』が無機的に物語る初代神武天皇以来のヤマト王権とその国家の歴史は、実際には稲荷山鉄剣銘に見える「辛亥年」、すなわち西暦475年のこの世紀から始まることが推定できることになる。「画期としての雄略朝」（岸俊男「画期としての雄略朝—稲荷山鉄剣銘付考—」＜『日本政治社会史研究上』塙書房・1983所収＞、のち『日本古代文物の研究』塙書房・1988）といわれるのはまさにこの史実をもととするし、従来は誇張表現であって史的信頼をおけないとされてきた倭王「武」の「みずから甲冑をつらぬきて山川を跋涉し、寧処に違あらず。東は毛人を征すること五十五国、西は衆夷を服すること六十六国、渡りて海北を平ぐること九十五国」（『宋書』夷蛮伝東夷条倭国）という上表文も、あながち史実を大きくは外れていないのではないかと推測される。

「国家」の成立については煩雑な議論がある。ここではその議論は回避するが、都出比呂志『古代国家はいつ成立したか』（岩波新書・2011）などで「初期国家」が指摘され、世界史的な観点での検討が進められている。

5世紀は、日本の歴史・文化が力学的発展をとげた時代だと思う。そしてそれを実現させた最大の要素が、渡来人と渡来文化であった。述べたようにすでに紀元前後ころから日本列島は東アジア世界との交わりを持ち、人と文化が渡来してはいたが、まさに力学的にその波がこの世紀に質的にも量的にも大量に渡来・流入し、日本の歴史・文化を前に押しすすめた。

古代日本には多くの渡来人が渡来した。秦氏・漢氏もそうだが、これら渡来系氏族が、在来の日本人と対立・抗争を引き起こしたという事実はまったくない。なるほど中納言の和家麻呂はその「諸蕃」の出自ゆえに薨じたときに、「人となり木訥にして才学なし。帝の外戚を以て特に擢進せらる。蕃人の相府に入るは此れより始る。」とその出世になかば非難の言葉を浴びせられている（『日本後紀』延暦23年4月辛未条）。しかしこうした非難というか対立は政治の世界にとどまり、庶民世界にまで及んだふしはない。渡来人は渡来人の「個性」をその後もたも

ち続けるが、“在来”人とともに日本列島の社会を構成したことが見逃されてはならないと思う。

世界には民族の移動にともない激烈な対立・抗争が起こり、内乱・戦争にまで及んだ例は枚挙にいとまない。しかし日本にはそうした紛争は皆無なのであって、具体例をあげることは控えざるを得ないが、それは“重層性”にあると考えられる。世界の多くの例のように、移動した先に自分たちの民族性を持ち込み、そこにある在来を否定・排除し、コロニーを築くことは渡来人はなかった。かえって渡来人のもたらした文化・文明との融合によって日本のそれは進展し、高められたのであった。卑俗な表現だがソフトランディングに成功したのであって、渡来・在来の双方の軟らかなお互いへの眼差しが、新しい古代日本を築く原動力となったといってい

付記 本稿は、2018年1月27日の成蹊大学アジア太平洋研究センター主催公開シンポジウム「日本の中の朝鮮文化、再発見」での口頭発表「古代史のなかの朝鮮文化」の内容を元とし、かなりの加筆と補正を行なったものである。ご教示をいただいたアジア太平洋研究センター中江桂子所長（当時）・有富純也文学部准教授、また金沢大学宋安鐘^{ソンアンジョン}教授ほかフロアの方々に感謝する。一般市民をも対象とするシンポジウムであり、内容に余論・余談や蛇足の含まれることを諒とされたい。

古代北九州と朝鮮半島南部との共同文化圏について

The Cultural Identity Shared by Northern Kyushu and Korea's Southern District in Ancient Times

金 政起*
Kim Jong-ki

Abstract

The thesis of this article is to find and support the cultural identity that was shared by Japan's northern Kyushu and Korea's southern district in ancient times. Although the evidence for this purpose is ample, the author, first of all, lays stress on a major premise of the thesis that is a geographic neighborhood in between. Such a neighborhood continued to act as a bridge on the sea through which innumerable immigrants from Korea's southern district since the Yayoi period (BC. 3 century~AD. 2-3 century) ceaselessly flowed into Kyushu and elsewhere in Japan. The immigrants obviously brought with them a culture, above all, their religious belief, which formed the basis for the cultural identity mentioned above.

Sorts of evidence such as nomenclature in northern Kyushu and archeological findings support the thesis of cultural identity. For example, a tribal state in northeastern Kyushu in ancient times, named 'toyokuni' (豊国), was called 'karakuni' (韓国) at that time. The latter is referred to as a 'Korean state.'

The other important remnants of such a cultural identity is found in Tsushima Island and beyond. The Tsushima Island, together with its neighbor island Iki, has been famous for having played the role of a 'bridge island' between Japan and Korea from time immemorial. In that Tsushima, archeological findings show that Korean immigrants left the remnants of their religious belief in the way to Kyushu.

Amenohiboko (天日槍) who is referred to as a symbol of Korean immigration, according to Japan's old historical books, brought with him, among others, 'kumanohimorogi' (熊神籬) that means 'a sacred shrine' in which old Shinto was originated.

The author concludes that this and other pieces of evidence are sufficient to testify the cultural identity shared by Kyushu and the southern district of the Korean peninsula based on religious beliefs.

I. はじめに

本稿は、朝鮮半島に面している日本列島の北九州と朝鮮半島南部の旧伽羅の地との間に、一つの共同の文化圏が形成されていたことをテーマとする。日本の古代史に区分される弥生時代(紀元前3世紀—紀元後2～3世紀)以来、朝鮮半島南部の伽耶諸国からの移住民が北九州に持続

* 韓国外語大学校 名誉教授、Professor Emeritus, Hankuk University of Foreign Studies

的に渡ったのは、よく知られているところである。筆者は、本稿のテーマ、すなわち共同文化圏を形成するいくつかの要因を提示するが、その前提を先に押さえておきたい。

まずは、北九州と伽耶地域の、一衣帯水の近隣と呼べる地形的特性である。一衣帯水の近隣とは、川・海ひとつを挟んで面している二つの地域という意である。つまり、九州と朝鮮半島南部の間に大韓海峡あるいは対馬海峡を挟んでいる北九州と伽耶の地は、大河を間に挟んでいる大きな二つの村にたとえてもおかしくない。

釜山の金海港から対馬まで50キロメートル、続いて対馬から壱岐まで50キロメートル、また壱岐から博多まで50キロメートル。このような距離をおいて島々が点々と繋がっており、約200キロメートルを渡ると北九州に着く。もし『出雲国風土記』が伝える「国引き」神話の主人公の八束水臣津野命ならば、大股歩きで島々を通り越すほどの近距離である。つまり、神話で新羅の岬を引いてきた綱を、各々の飛び石の島に渡し、巨歩の綱渡りで簡単に行き来できただろうと想像できる距離なのである。

対馬の近海には黒潮という海流が流れる。この海流の方向によって、朝鮮半島南部から九州へ、または九州から朝鮮半島南部へと、人びとは海流に乗って容易に往来した。朝鮮半島南部からもっとも近い日本の地は対馬である。その次に壱岐が繋がり、北九州に至る。釜山から対馬の北端までわずか40キロメートルしか離れておらず、晴れた日には韓国南部の智異山（チリサン）の頂上から北九州を肉眼で見ることができる。

古来、朝鮮半島南部から北九州に至る航路は主に二つあった。一つは、金海→対馬→壱岐→松浦を経て北九州へ行く海路である。もう一つは、金海→対馬→沖ノ島→福岡県の北部海岸に至る海路である。この海路は、『日本書紀』神代巻が伝える宗像三女神の神話で「海北道中」と呼ばれる航路である。ここで言う「海北」とは朝鮮を指し、「海北道中とは朝鮮に往来する途中」を意味するに違いないと、言語学者の金沢庄三郎氏は述べている（金沢、1929、74）。

他方、朝鮮半島と日本列島の間には第三の航路もあった。それは朝鮮半島の東南端から対馬を経由せずに隠岐島を経て島根県の北岸に至る航路である。前述の北九州に至る二つの海路が主に馬韓・百濟系の人々が移住した航路だとすれば、第三の航路は辰韓・新羅系の人びとが移住した航路として知られる。とはいえ、二つの航路が百濟と新羅それぞれの系統で分けられていると断定してはいけない。後述するが、北九州のほうの航路でも新羅の文化の輸入が活発に行われたからである。これらの航路をたどって朝鮮半島から移住民が弥生時代以来、系統的かつ持続的に日本列島に渡ったとすれば、昔の日韓文化共同体の範囲は、北九州を越えて本州の北岸全体にまで広がる。しかし、本稿の焦点は朝鮮半島南部の伽耶の地と北九州に絞りたい。

以上のように北九州が持つ地理的特性を前提とすると、玄海灘を挟んだ地域は、古くから人的・物的交流、さらには知の交流—思想・倫理・道徳・信仰の往来を通じた共通の文化を形成していたと、想像するのも無理ではない。しかし、本稿は単なる想像や推測ではなく、共同文化圏という仮説を立てて、それを検証したい。そのために、北九州に残っている韓国系の地名を、語源を通して検討し、その後、文化の核心となる信仰の共通性について検証する。

特に共同体の構成員の信仰は、人類学において「文化」を人間の生活様式と見るごとく、共同体を結ぶ最も重要な性質を持つ土壌であると言わねばならない。筆者は、北九州と朝鮮半島南部の関係を「祭祀共同体」として見ているが、今日の日本神道が祭祀を基本とする宗教として特徴づけられる土台をここから見出すことができるからである。

II. 北九州と朝鮮半島南部に刻まれた共同する歴史の痕跡

前述したとおり、北九州は朝鮮半島南部と地理的に一衣帯水の地として、古くから朝鮮半島と縁が深い。古代には筑紫（後に筑前・筑後に分かれる）、豊国（豊前・豊後に分かれる）、肥前と呼ばれる国の地である。現在の福岡県が中心となるが、周辺の大分県、佐賀県、長崎県、熊本県の一部も含まれる。

しかし金沢庄三郎氏によれば、たとえば『日本霊異記』に記される「豊国」は「韓国」であって朝鮮を称したと思われ、また『万葉集』の旧訓では「比人」を「コマヒト」と読んでいたという。そして「豊国」と言うのはもちろんのこと、「比人」を「コマヒト」と読むのも高麗人を褒めて名づけたのだという（金沢、1929、8-9）。ここにいう「コマ」は高句麗や高麗ではなく百済であると、北朝鮮の社会科学院教授金錫亨氏は解釈にしているが、その理由あるいは背景の一端として、「この地方が歴史的に馬韓＝百済に近く、この移住民の部落一小国がここに多く存在した」（金錫亨、1969、276）ことなどをあげている¹。この地域と朝鮮半島の縁の深さの故であることは言うまでもない。

朝鮮半島との縁は、何よりも韓土に淵源する地名がとりわけ多いという。在日作家で古代史研究家でもある金達寿氏は、日本の地名に詳しい谷川健一氏との対談の中で、歴史的背景のある地名が北部九州にたくさん定着していることに言及したうえで、地名は「（谷川さん流に言えば）大地に刻まれた人間の過去の索引」だと語っている（谷川・金、2012、22）。両氏の対談録によれば、その「人間」とは朝鮮半島からの移住民を指し、彼らが日本列島の各地、特に北九州に刻んだ地名こそが、移住民の歴史を刻んだ索引であるというのである。谷川氏は次のように述べている。

九州はいちばん朝鮮半島に近い。これは決定的な事実だと私は思うのです。とくに、いまのように交通機関が発達せず、地理的な制約が、ほかの条件よりも卓越していた時代には、地理的にいちばん近いところが、いちばん文化の影響を受けやすい。これははっきりしています。しかるに、邪馬台国を畿内にもっていく論者達は、そういうことを完全に無視しているということがある。九州が朝鮮といちばんちかいということは、これは否定できない。だから近いところにまず外来文化が根づくということは、これはきわめて自然なことですね。（同上、17）

a. 北九州と朝鮮半島の地名など

朝鮮半島からの移住民が刻んだ地名にはいかなるものがあるだろうか。まず谷川氏が指摘するのは、「串」という語が付く地名である。その地名は長崎県下には非常に多く、鹿児島県にも「串間（くしま）」や「串木野（くしきの）」などがある。愛媛県にも少なくなく、紀州の串本も「串」の例かもしれない。また香川県の高松西方に大串半島（おおぐしはんとう）があるが、それは「大きな岬」という意であるという（同上、20）。「串」は韓国語の「コッ（呉）」（金・谷川（2012）では「コス」と表記されている）に由来する語である。「コッ」とは地名に付いて岬や海岸を表わす言葉であるが、例えば平壤西方には韓国の歌曲にも登場する有名な「長山串（장산곶、チャンサンゴツ）」という岬がある。対馬の船越（ふなこし）、すなわち大船越・小船越においては、「串」

¹ 金錫亨（朝鮮史研究会訳）『古代朝日関係史—大和政権と任那—』勁草書房、1969、275-280）彼は金沢庄三郎氏を引用したうえで、「豊国」と「肥国」を旧訓ではカラクニ（韓国）、コマクニ（高麗）と読んだという。狩野掖齊の考証によると豊国は韓国（からくに）を指しており、また『万葉集』の旧訓では「肥人」を「高麗の人（コマの人）」と読んでいる（金沢の指摘）。そして、通常「コマ」は高句麗または高麗に、「クダラ」は百済に当てるが、初めは「コマ」も「クダラ」も百済であったと指摘する。

(コス)が「船を担いで越す」というように意が転じたという(同上、20-21)。

金達寿氏は『日本の中の朝鮮文化』というシリーズを著わし、中でも、古代の北部九州と朝鮮半島南部は「同一文化圏」であるとして、北九州における韓国由来の地名に注目し、点々と刻まれた地名を列挙している。以下、金達寿(1986)および同(2002)に依拠しつつ、氏が注目した地名をたどってみよう。

朝鮮半島南部から北九州への海路で、移住民は博多湾の周辺を通ったはずである。福岡市の北側には海ノ中道(うみのなかみち／うみのなかつみち)という細長い半島が突き出しており、その先端が志賀島(しかのしま)である。その島の南側はあの有名な奴国王の金印の出土地である。そこに「漢委奴国王金印発光之处」という石碑が建てられているが、その金印の出土を記念して建てられたものである。この志賀島のつけ根に和白町(わじろちょう)というところがある。和白とは何であろうか。

和白(わじろ)は日本語の訓読であるが、韓国語で読むと「ファベック(화백)」である。このファベックは、韓国人ならば馴染みのある新羅語で、「評議」を意味する。なぜファベックという地名が北九州に存在するのだろうか。それは新羅の移住民の帰巢本能を淵源としているのかもしれない。というのは、古代三国の一つである新羅は当初、斯盧族を中心とする六つの部族の連合で成り立つ国であり、その連合の評議が「ファベック」だったからである。

豊国を古訓で「韓国(からくに)」と読んでいたと、先に金沢庄三郎氏の指摘を引用したが、それはまさに新羅であったと考えられる。また比較言語学者の中島利一郎氏はその著『日本地名学研究』において「和白」について次のとおり述べている。

東洋言語学的に、和白といふ言葉は、議會といふ意である……和白が議會の意であることは、新羅語が然りであり、満州語、蒙古語がそれを旁証してゐる……(中島利一郎、1959、676)

而して日本では、……地理的に其の場所を明示することの出来るのは、実に筑前和白であるのである。和白は即ち……議會を意味する新羅語であった……(同上、684)

「和白」が評議や議會を指す言葉(新羅語)であるのは確かなことであろう。

ここで志賀島に話を戻そう。和白から博多湾に沿って南の方へ下ると香椎町(現福岡市東区香椎)があるが、そこには広い神域を持つ香椎宮がある。和白は昔、香椎宮の神領であったという。香椎宮の「香椎」は、韓国語の「クシフル」「クシヒ」に由来するという。『筑紫文化財散歩』で筑紫豊は、香椎宮について次のように述べている。

筆者は、この社に参拝するたびに『古事記』や『日本書紀』に伝えられている香椎の行宮のことを思う。カシヒという地名の起こりは、この地方では仲哀天皇の棺を懸けた椎の木の実が、香しい匂いを放ったので、そのカンバシヒの縮まったものだという伝説はあるが、この地名は、神武天皇即位の地名カシハラとともに、天孫降臨の地名クシフル・クシヒと同形のもので、韓語の王都の意と解せられ、古代史上、半島と関係の深い神功皇后・応神天皇の性格の解明に重要な意味をもつものではないだろうか。(金、2002、35より重引)

同氏は「古代史上、半島と関係の深い神功皇后・応神天皇の性格の解明に重要な意味もつものではないだろうか」と示唆的に言及するのにとどまったが、その語が朝鮮半島ゆかりのものであると指摘する日本の学者も少なくない。

和白や香椎の近くにある多田羅や多多良川も朝鮮半島と縁の深い地名である。多田羅は古代、

鉄の精錬法である「タタラ（踏鞴）」と同じ、もしくは古代の朝鮮半島南部の小国である多羅とも通じる語だからである。弥生時代に移住民がもたらした稲作文化が製鉄文化を伴ったことと照らし合わせてみると、多田羅は移住民と深い縁を持つに違いない。

さらに、多田羅は歴史的意味を持つ。日本中世に九州と中国地方を支配した大内義隆（1507～1551）の家門の大内家は多田羅と縁が深い。『日本歴史大辞典』によれば、大内氏は「系図に推古天皇十九年百濟聖明王の第三子琳聖太子が周防国（現山口県）多々良浜に着岸し、その子孫が同国大内村に住んだので、姓を多多良、氏を大内と称したとある」（金、2002、37より重引）とのことである。これについて金達寿氏は、推古19年という点、7世紀初めの611年のことで、琳聖太子がどうして周防の多多良浜にたどり着いたのか定かではないが、彼らが着岸したので、そこに「多多良」という名が付けられたに違いない、と述べている（同上、37-38）。

次に注意を引くのは、須玖遺跡である。福岡空港がある板付台地は、朝鮮半島からもたらされた稲作が始まったところとして有名であるが、そこから西南に3キロメートル離れているところに須玖遺跡がある。古代移住民の豪族たちの墓群と思しき弥生時代の墳墓一千余基が密集しているが、これを筑紫豊は「弥生銀座の須玖遺跡」と呼んでいる（金、1986、213-214）。氏は、須玖が韓国語の「スク：里（시골）」に由来する村落の意であると解釈している。

加羅

韓国語に由来すると考えられる地名は他にもある。例えば、『魏志倭人伝』に見られる奴国（ナグク）の奴（那／ナ）の場合、韓国語の羅（ラ）に由来し、新羅・加羅・多羅のごとく、それは土地や国土を意味する。そして、羅と那と耶は転訛しやすい語である。糸島半島にある多くの「バル」、すなわち前原（まえばる）・春日原（かすがばる）・仲原（なかばる）・平原（ひらばる）・唐原（とうばる）の「バル」は韓国語の徐羅伐（ソラボル）・徐那伐（ソナボル）・徐伐（ソボル）のごとく「ボル」に由来する地名である。これらの地名の中で最も注目されるのは、伽耶あるいは加羅に由来する地名であろう。また、「背振（せふり）」や「早良（さわら）」という地名も注意を引く。

糸島半島の中央部にそびえる可也山と、その周辺の可布羅（かふら）・可布里（かふり）・芥屋（けや）という地名は、朝鮮半島南部の伽耶あるいは加羅に由来するに違いない。これに関連して金達寿氏は、笠政雄氏の『韓良（から）考』の一節を次のとおり紹介する。

『南齊書』には加羅国、『北史』には迦羅国、『三国史記』に駕洛・伽落・伽耶・加耶などあとあるのは、いずれもカラ及びその転訛音のカヤの音訳である。—略—

さて我が郷土糸島の地に思いをめぐらせば、今の北崎の地を古く韓良郷と呼んでいた外に、同じ『和名抄』に出ている鶏永郷があり、それよりも古い奈良の時代に『万葉集』に出た可也の山がある。鶏永については異説はあるが、志摩郷の推定から今の芥屋であることは疑いを入れまい。山が多くの場合、地方の代表として眺められ、冠するに地方の名をもってされることの多くから考えれば、可也の山の呼称も、また地方的な名称であったのではあるまいか。—略—（金、1986、221より重引）

筆者が感動したのは、笠政雄氏が吐露した、郷土と関わる韓良へのしみじみとした人間の郷愁である。氏は先に「我が郷土糸島」と述べていたが、また「我が島半島」と呼びつつ、「カラ」と関わらせて次のように述べている。

古く『和名抄』や『民部省図帳』に志摩郡と呼ばれた地を按ずれば、このカラ系統の三地方を画して引かれた仮想線は、東と西と北とほとんど主要部を彩り尽すほどである。もし時代がずっと古かったら、この志摩郡こそ韓良郡とも呼ばれはしなかったかとさえ思われる。これはあまり穿った臆測かも知れないが、文献なき有史以前もしかしたら、この地は大きくカラの地と呼ばれていたのではあるまいか。七郷の比較的新しい名に較べれば可也の名こそは、千古変わらないあの山の雄姿の如く古く、今は問うによしもない先住民族の記念の一片として、古い古い言葉が謎のように残されているのではあるまいか。

もし、この大陸に向って出張った我が志摩の半島が、カラとかカヤとか呼ばれていたら、この地は古朝鮮民族の占拠地か植民地ではなかったろうか。上代史を繙けば、我が国と大陸との連鎖は、出雲よりか、九州南部よりか（疑問）、いま一つは北（部）九州よりか、これ三本の線によってなされていたらしい。北（部）九州よりする線は一本は那（宗像の誤記か）の地から沖ノ島を繋ぐものと、志摩の地から跳石伝いに壱岐・対馬を経て往来するものとがある。（同上、222より重引）

前掲の『韓良考』の文中のカッコの注記や強調箇所は、糸島出身の考古学者の原田大六氏が付したとおり、金達寿氏が引用した部分である。ここで気づくのは、糸島の地に刻まれた、カラに対する遠い昔への懐かしさを、糸島出身の笠政雄氏や原田大六氏、そして泊勝美氏によって深く感じさせられるという点である。もしかすると彼らは遠い昔のカラの移住民たちを祖先として考えているのだろうか。

『魏志倭人伝』に伊都国と奴国が登場するが、その国の間には広い早良平野がある。1984年12月、早良の飯盛遺跡の中、王墓にも等しい巨大な墓から最大級の甕棺が見つかり、日本の考古学界を驚かせた。それが『倭人伝』に記されていない早良国の「王墓」なのか、議論があったが、原田氏は「早良」の語源が韓国語の「ソウル」に由来すると論じている。また、麓に飯盛遺跡がある飯盛山やそれに含まれる背振山地の「背振」も「早良」と同様に韓国語の「ソウル」に由来するという。

1971年1月3日、「日本の中の朝鮮文化」探訪のため初めて九州を訪れていた金達寿氏一行は、伊都国があった筑前の前原町に住む原田氏を訪ねて交流したことがあるという。そのとき、原田氏の案内で氏が発掘した遺跡を見学した後、志登の支石墓群に行き原田氏と交わした会話の内容を次のように記している。

「あれをごらん下さい」と原田さんは言って、私はそのときはじめて知ったが、西のほうは志摩町となっているそこに立ちそびえている可也山を指さした。「あれは糸島富士、筑紫小富士ともいわれている可也山、すなわち古代朝鮮にあった加耶国の加耶山です」

「ほう、そうですか。ここにそんな山があったとは知りませんでした」

「それだけではないですよ」と、原田さんはつづけた。「あのあたり一帯は加夜郷だったところで、向こうの西はこれまた雞永郷の芥屋です。そしてこちらは韓舟に加布里、加布羅で、どれもみな加耶・加羅です。どうです、おもしろいでしょう。わっはは…」（金、2002、88）

支石墓

北九州に移住民が痕跡を刻んだのは地名だけではない。ほかに墓制や祭祀の信仰の跡があちらこちらに点在している。北九州の墓制は、移住民が残したもう一つの痕跡である。墓制や信仰は、古代人の他界観や来世観が内在する主要な痕跡である。弥生時代の墓には、箱式石棺墓・甕棺墓・

土壙墓・木棺直葬墓などがあるが、その中でも北九州の代表的なものは甕棺墓である。その他、原田氏は戦後、北九州に支石墓も存在するのを初めて発見した（原田、1998）。支石墓は、朝鮮半島にその原型があることは、考古学的に明らかにされており、甕棺墓以後、墓制の進化で成立した竪穴墓・横穴墓・前方後円墳も朝鮮半島に由来するものとされている。

先述した「奴国王の金印の出土地」が奴国王の支石墓であり、奴国王は「朝鮮人」であると言いつつ、福岡出身のジャーナリストかつ古代史研究家である泊勝美氏は、次のように述べている。

私は金印を出した遺構は、以上の理由でもって、須玖岡本遺跡の支石墓と同じく、奴国王の墓所であり、奴国王が朝鮮人であったことにふさわしく、支石墓であっただろうと考えているのである。（泊、1973、72）

b. 伽倻の倭人村

泊氏が上述する「朝鮮人」とは、今日私たちが通俗的に「朝鮮人」対「日本人」に分ける脈絡とは違う。このことに関連して、日本の「国民作家」と称される司馬遼太郎氏は人気シリーズの一卷『街道をゆく2 韓のくに紀行』で、「日本列島にまだ日本国家が成立していないころ、さかんに倭人（日本人）がここ（筆者注：釜山・金海、すなわち金官伽倻）へ往来し、なかには住みついてしまっている者もあり、それよりもさらに数多くの駕洛国（以下この国名でいう）の国人が日本地域にやってきて住みつき、耕地をひらいた」（司馬、2008、62）と述べている。

また司馬氏は、「朝鮮の民間伝承でも、『釜山・金海あたりの連中は、厳密には倭人であって韓人ではない』というのがあるそうだと記し、続けて「上代では、駕洛国だけが、他の韓人とはちがった風俗をもっていたともいわれる」として、「ちかごろになると、『倭というのとはかならずしも日本人のみを指さない。上代のある時期までは、南朝鮮の沿岸地方から北九州をふくめての地域の呼称もしくは諸族の呼称であった』という説得力に富んだ説まで出ている」（同上、63-63）と述べている。

泊氏が言う「朝鮮人」とは、司馬氏の文脈で言えば、「倭人」かつ「駕洛国の人」なのである。つまり、先に駕洛国の人びとが稲作文化を持って北九州に定着した後、彼らが再び金海の金官伽倻と交易しながら玄海灘という回転ドアを通して「倭人村」を作ったのである。上垣外憲一教授はその著『倭人と韓人』において、「まず確実にいえることは、日本列島に移住してきた半島の人びとのうち、日本人の先祖の主要部分をなすほどの多数を占めたのは、洛東江流域の伽耶の人びとだった、ということである」（上垣外、2003、283）と断言している。氏はソウル大学に留学するほど韓国語に堪能で、韓国の古文獻と考古学的成果を踏まえた上でこのような結論を出したのである。

朝鮮半島南部と北九州の両方の倭種が往来し合ったことは、朝鮮王朝時代の記録である『海東諸国記』によっても証明される。これは1471年、成宗の命に従って玄海灘を渡った朝鮮王朝の重臣申叔舟（シン・スクチュ：1417-1475）が、倭の土地をはじめ、周辺諸国を広く調べた記録である。この古文獻によると、朝鮮半島には当時、2千人を越える大規模な日本人居留者集団があったという。慶尚道東萊の釜山浦、蔚山の塩浦と熊川の薺浦、すなわち三浦を中心に何千人も居住していたが、彼らは倭人村を形成し、そこに神社を建て、日本式の寺を造っていたという。熊川の薺浦の倭人村に寺社が11、蔚山の塩浦には寺社が1つあったという。これについて谷川健一氏は金達寿氏との対談で次のように述べている。

これは単に日本から進出したというふうを考えるよりは、そこは古くからの日本人の居住地

だった時代もある。その一例が薺浦と言われる熊川。熊川はクマナリと言うが、久麻那利というのは『日本書紀』に出てくるんですね。すでに、『日本書紀』の雄略天皇の二十一年の条には雄略天皇が百済の文周王に久麻那利の地を与えたとある。(谷川・金、2012、32-33)。

もちろん、「雄略天皇が百済の文周王に久麻那利の地を与えた」という『日本書紀』の記述は歴史偽造であるとしても、熊川（クマナリ）、韓国語に言い換えると、コムナル（곰나루）に倭人村があったのは歴史的事実であろう。

中国の史書も倭人の往来を明らかにしている。『魏志東夷伝』弁辰条に、洛東江流域の加羅の地で鉄が生産されるといい、次のように記している。

国には鉄が出る。韓・濊・倭みな従ってこれを取る。諸の市買でみな、中国が錢を用いるように、鉄を用いる〔國出鐵韓濊倭皆従取之。諸市買皆用鐵如中國用錢〕。

ここで弁辰とは、洛東江流域の諸小国家を弁韓に統合した国で、朝鮮半島南部の馬韓と辰韓と共に三韓をなした駕洛国の一つである。この一節によって「倭人」が海を渡って伽耶を往来したと推定するのも無理ではない。

以上で見たとおり、弥生時代以来、伽耶から人びとが持続的に北九州へ渡って稲作と青銅器をもたらし、定着して「倭人」となった伽耶人が再び玄海灘という回転ドアを通して戻ってくるという過程が繰り返されたならば、彼らが形成した社会は共同文化圏とならざるをえないのである。朝鮮半島南部と北九州が形成した共同文化圏とは、いかなるものであろうか。それに答える前に、まずその共同体が成り立つのに決定的な橋渡しとなった対馬・壱岐について見てみよう。

Ⅲ. 対馬・壱岐の位相

対馬は、朝鮮半島南部の釜山と日本列島の間にある島で、その語源は「津の島」である。または「二つの島」という説もある。「津の島」は、朝鮮半島と日本との海上交通の中継地点として、古くから「大陸（朝鮮半島）」の文化の窓口の役割を果たしたことに由来する語である。南北約80キロメートル、東西約18キロメートルと細長いこの島は、博多から壱岐を経て海路で120キロメートルであるが、対馬の北端の上対馬町鰐浦から釜山までは40キロメートルに満たない。壱岐はそこから南に50キロメートル離れた島である。

紀元前3世紀に稲作がここを通して加羅から北九州に伝来したが、重要なのは、それ以来、加羅人が持っていた信仰、すなわち巫教がこの島を経てもたらされたということである。その痕跡は今も対馬で行われる天道様祭りに残っている。

a. 天道信仰

韓国の民俗学者である任東権（イム・ドンゴン）教授は、1990年代初めに対馬を訪れて現地調査を行った結果、天道様を祀る山の峰が「卒土」と呼ばれることに注目し、また、「檀山」と呼ばれる山が多いことも見出した。

氏は、『対馬における韓国の民間信仰』で「昨年、十年ぶりに対馬を訪れ、三週間ほど現地調査を行ってみたところ、「檀山」という名称の山の多いのに気付いた」といい、「古文獻から、檀山は神とつながりのあることが確認される」と指摘して、「韓国では村々に必ず存在する「堂山」

に相当するもののようだ」と述べている（金、1989、21より重引）。堂山は、初期段階においては土の壇であったが、第二段階では石の壇で高くなり、第三段階では祠堂へと変化していくというのである（同上、21-22より重引）。だとすると、韓土の巫教を象徴する堂山は、土壇から石壇へ移行するのみに止まったが、倭土に伝わった堂山は、土壇から磐余（石壇）へ、また石壇から祠堂へと発展していったと推測できよう。

対馬の天道神について調べた結果、任東権氏は、「現在では山の麓や村の入口に祭られるばあが多いが、山の頂上に祭られる神がもっとも神聖である。これは天とかかわりをもつからだ」（同上、22より重引）と記し、この形は韓国と対馬が非常に似ていると指摘して、次のように述べている。

対馬では天道神を天道・天神・お日照り様・天照り・八竜・金倉様ともよんでいる。特徴は周囲に樹木がこんもり繁っていることだ。また海辺や入江にもみられ、石をそのまま積み重ねたものがあるが、これは韓国の城隍堂と類似している。

この天神様は、対馬ではいつごろから祭られるようになったのだろうか。天道様の祭られている峰が「卒土」とよばれるが、これは韓国の「蘇塗」につながるものだ。蘇塗は高句麗や三韓時代の馬韓において天神を祭った神壇を指す。〈対馬では〉竜良山のことを卒土山ともよんでいる。（同上、22-23より重引）

以上より推察して、「対馬の天道神は紀元前後に伝えられたものが原初的な形のまま残ってきた可能性が強い」（同上、23）といい、氏はそれを、韓土の馬韓の人々が祀った呪術の神に比定している。ならば、対馬に伝わった堂山は、どうなったのだろうか。日本では、神社や神宮に発展していったが、韓土では仏教や儒教のイデオロギーによって、民間の「陰祀」に押しやられてしまった。つまり、「初期段階では、土の壇であった朝鮮の『堂山』は、第二段階では石の壇となり、それが第三段階は祠堂に変わっていく」進化の過程で、韓国の場合、後に入ってきた仏教や儒教が妨げとなり、祠堂は次へ移行することができなかった、といえるのである（同上、23）。

三韓時代の馬韓の天神を祀る神壇は、いったん対馬に定着した後、再び九州に伝わって信仰に発展しただろう。要するに、それが日本の古神道の原型であろう。その明確な痕跡は申叔舟が残した記録に見出される。彼は『海東諸国記』対馬条で次のように記している。

南北に高い山があるが、みな名を天神とし、南にあるのは子神と称し、北にあるのは母神と称する。神を崇める風俗があり、家ごとに素饌を据えて祭祀をし、山の草木や禽獸を犯す人はいない。罪人でも逃げて神堂に入ると、敢えて追捕することはできない。（申・姜、1972、118-119）

〔南北有高山、皆名天神、南稱子神、北稱母神、俗尚神、家家以素饌祭之、山之草木禽獸、人無敢犯者、罪人走入神堂、則亦不敢追捕〕

上記でいう母神・子神につき、三品彰英教授など日本の一部の学者は、対馬の天道信仰と関連づけて、母子神が明らかに大陸系（朝鮮半島系）であると主張しているが、申叔舟が観察した「神堂」は、巫教の堂山に相違ない。この神堂は、巫教の司祭たちがしめ縄を張って邪気を禁じ、不浄を排する聖地あるいは禁足地であることが明らかだからである。それは、『魏志東夷伝』馬韓条に見られる「蘇塗」という巫教の聖なる空間観念が倭の地に伝わる過程の姿をとどめていると、

十分推定できる。申叔舟が「罪人でも逃げて神堂に入ると、敢えて追捕することはできない」と記しているごとく、神堂と聖地は蘇塗に相違ないのである。『魏志東夷伝』によると、蘇塗は聖なる地域であるため、国の法律の力が及ばず、罪人がそこに逃げて罪人を追い出すことも追捕することもできなかったので、泥棒が盛んに出没したという。

松前健氏は、三品氏が、対馬においてこのような聖地がある天道地を、樹林中の累石壇と見なし、「朝鮮の累石壇——神樹の下にある石の神壇——と比較し、朝鮮の累石壇が、往々母神および神子を祭るとされたり、人の葬地だと伝えられたりしているのと、酷似していることを指摘している」と述べる（松前、1986、164）。それは、任東権氏が述べたとおり、対馬の場合は巫教が土壇から石壇へ、また石壇から祠堂へと転ずる中間段階に発展した姿を見させているのである。

しかしながら、倭地に渡った巫教は、国の保護の下で神道と、また仏教や道教と習合して、一種の「ハイブリッド」型（交配種）の宗教に発展した。今日、韓土の巫教はみすばらしい姿で命脈を保っているのみである一方、日本では全国どこにも大小の神社や神宮がある程に繁栄している。筆者が考えるに、元の巫教の「万神」的な属性が日本の多神主義を生み、日本の風土で花を咲かせたが、韓土では、特に儒教の硬直なイデオロギーのもとで、その属性が損なわれていったのであろう。

b. 阿麻氏留神

先に引用した松前氏は、弥生の農耕社会で祀られた「アマテル（天照）」神が農耕神であるという。この神こそが天皇家の祖先神たる「天照大神」、すなわちアマテラス（天照）に変ずる前の原型であると。これは卓見であると、筆者は考えている。ただし氏は、アマテル神がどこに淵源を持っているかについては追究していない。まず、弥生時代の古代人が広く祀っていたアマテル神とは、いかなる神だろうか。

ここで、稲作を行った加羅人がどのような信仰を持っていたかを考察すると、弥生時代の農耕民が広く祀っていた「アマテル」神との関連が浮かび上がってくる。農業をする人びとにとっては穀霊や農耕神とされるが、それは原初的な日神のアマテルである。「アマテル（天照る）」とは、太陽が天を照らすことで、その中心には日差しが存在する。アマテル信仰は、弥生の農耕社会の生活に密着している普遍的な信仰に他ならず、それは彼らの生活様式に編入されたのである。

彼らは雷鳴や落雷・干ばつを農耕神の怒りと見なして鎮魂祭や雨乞いを行ったり、豊かな日差しと水の恵みで得た収穫に感謝しながら新穀を農耕神に捧げた。その対象が原始的な日神のアマテルであるが、「アマテル」または「アマテルミタマ」と呼びつつ、その神が風・水・日差しを支配していると、弥生人は信じていたのである。それは、梅雨が始まって田畑を荒らされたり、干ばつで穀物が干からびてしまったり、人間の力ではどうしようもない限界にぶつかったときに、神に頼って解決法を探し出そうとする人間性の自然な発露である。いや、むしろ人間の本性と結びついた古代人の心性と言うべきである。

以上のように、アマテル神は記紀神話が天照大神を「皇祖神アマテラス」と記す前から存在した民間信仰であり、民間で信じられていた皇祖神天照大御神とは関係のない原初的な日神であるとみることができる。さらに、アマテル日神の淵源は朝鮮半島南部の洛東江流域であることがわかる。

松前健氏は、「古い時代には、各地でいろいろな名の日神崇拝が行われていた形跡がある」という。そして『延喜神名式』によれば、それらは「天照御魂神（あまてるみたまのかみ）」「天照神（あまてるのかみ）」「天照玉命（あまてるたまのみこと）」などと呼ばれ、このような「日神らしい名」の神をまつる神社の名が、諸処に見出される」と指摘する（松前、1986、41）。これら

の「アマテル」神はもとより日神であって、皇祖神天照大神ではなかったといい、その根拠として、対馬の阿麻氏留（あまてる）神社に祀られている神を挙げつつ、「これらのアマテル神は、もともと太陽神格であつたらしいことは、その一つである対馬の阿麻氏留神社が、対馬県主らによって奉じられ、後世小船越にあって、照日権現（てるひごんげん）などと呼ばれ」たと指摘している（同上、42）。そしてこのことは『旧事本紀』（筆者注：8世紀末、平安初期の歴史書）などでは、対馬県主らの祖として天日神命（あめのひみたまのみこと）とも記される、皇祖神とは異なる太陽神であつたことによって「も察せられる」としている（同上、42）。

もちろん対馬の「阿麻氏留神」の表記は、古い文献によく見られるような漢字を借りた字〔借字〕で、意味とは関係のない「当て字（漢字本来の意味とは関係なく、音や訓を借りて表記した文字）」に過ぎないので、アマテル、すなわち日神であることに変わりはない。問題は、朝鮮半島と九州の間の橋渡しのごとき対馬に、なぜアマテル神が祀られているか、ということである。それは、伽耶の移住民たちが信仰を含む「大陸文化」を、対馬という橋を介して朝鮮半島から日本へ伝えたことによるのだと容易に推測できる。

IV. 信仰共同体²

先に検討したとおり、弥生時代以来、農耕信仰が北九州に伝来するのに、対馬は決定的な橋渡し役となった。それにとどまらず、対馬・壱岐は朝鮮半島南部と北九州を繋ぐ文化共同体の性格を特徴づけることにも重要な役割を果たしている。そこには、対馬・壱岐に由来する占い（以下、ト占）がある。

これに関連して司馬遼太郎氏は、『街道をゆく 13 壱岐・対馬の道』で次のとおり記している。

日本のいわゆる古代に、太占（ふとまに）と呼ばれるト占の法があった。鹿の肩胛骨を焼き、そのひび割れをみて吉凶をうらなうのである。たとえば『古事記』の神代のくだりに、「天の香山の真男鹿の肩を内抜きに抜き、ハハカの木を取って占合った」という意味のことが書かれている。亀の甲を焼く法もあった。鹿トのほうが古いらしく、亀トはのちにつたわったとされる。（司馬、2008、206）

古くから鹿の骨を使ったト占〔鹿ト〕で吉凶を占ったことがわかる。もちろん後に亀トも取り入れられたが、本来、占いは鹿トであった。鹿トは、考古学的にも実証されており、現在でも鹿トの神事を行う神社が日本全国にいくつか残っているという。動物の骨を燃やして吉凶を占うのは、古代北アジアの諸民族、中国から見れば蛮族の風俗で、日本だけのものではない。その源流は、中国の神代というべき殷（紀元前1600～1028）帝国である。殷代に亀トが行われ、その占いの結果が甲骨文字で残されたのは有名な話である（同上、206）。なお、日本における「鹿トから亀トへの転換は、平野博之氏によると六世紀末から七世紀はじめだろう」と司馬はいう（同上、208）。

² 以下、古代日韓の信仰共同体について金達寿がいくつかの著書で明かした意見を筆者なりにまとめて解釈し、多少の意見を加えた。とりわけ、筆者は『日本の中の朝鮮文化』シリーズ1、2（1983）、3（1984）、『日本古代史と朝鮮』（1985）、そして彼の多くの著書の中で『古代朝鮮と日本文化：神々のふるさと』（1986）を参照した。また筆者はこれから考察する天日槍が考えた熊神籬の意味について北朝鮮社会科学院の金錫亨教授の解釈（1966=1969）を参照した。

a. 朝鮮半島から伝わったト占

ト占が千年以上の時を超えてどのように対馬・壱岐に伝わったのか、疑問は残る。ともかく両島のト占の靈驗は、日本の上代において長期にわたって広く信仰されたに違いない。それは、両島のト部の中で優秀な者が中央政府に選ばれ、神祇官の役人となったことからわかる。『延喜式』（905年から927年にかけて完成された律令細則）によると、平安中期なってもまだ対馬・壱岐のト部が重視され、対馬10人、壱岐5人、伊豆5人が中央神祇官の官僚に登用されたという（同上、207）。

対馬・壱岐のト占は、どこに由来するだろうか。ト占が中国から直接伝わったと見る説もあるが、それはどうしても無理に思われる。司馬遼太郎氏は「対馬・壱岐が、朝鮮からやってきた鹿トの受け皿になっていたことは、まぎれもない」（同上、207）と断言している。氏は、「古朝鮮にあったのは、部族の長や王は、北方アジア風に、汗とよばれていた形跡がある（汗は、カガン、ハガン、カン、ハンなどと発音する）」といい、古代史の専門家である井上秀雄教授を引いて、新羅の王が麻立干（マリカン）と呼ばれたことに注目している。

他に傍証のない想像になるが、麻立干（王という意味）は、汗という言葉に対応するのではないか。汗であるかぎり、ふつう天を祭り、骨トして天命を聴くのである。しかし漢字文化以前の古朝鮮が天のことを北アジア風にテングリといていたかどうか。（同上、210）

すなわち司馬氏は、モンゴル帝国の征服王ジンギスカン（ジンギス汗）の汗と、新羅王の麻立干の干を対応させているのである。韓国の史書『三国遺事』によると、崔致遠が「帝王年代暦」を記録することによって、すべてを王と称するようになったといい、それ以前は、「居西干・次次雄と称したのが一つずつ、尼師今は16、麻立干は14」であると。族長を干と称しているのは、それだけではない。『三国遺事』『駕洛国記』は、「天地が開闢し、国の名はなく、まだ君臣の称号もなかった」とし、「しかるに、我刀干・汝刀干・彼刀干・五刀干・留水干・留天干・神天干・五天干・神鬼干などの族長が、民を治めた」と記している。要するに、族長を「干」と称するのは、新羅・伽耶の地に広まっていたと見るべきだろう。

さらに、ト占を新羅に帰属させる文献記録もある。『津島亀ト伝記』によると、対馬のト部家の祖先である雷大臣（いかずおみ）が神功皇后に仕えて韓土に渡り、亀ト術を習得して帰ったという（永留、2009、170）。もちろん神功皇后の三韓征伐神話は「神話」に過ぎないが、亀ト術を新羅に帰属させた記述は、何の根拠もないものだろうか。

ここで重要なのは、ト占が「祭天の古俗」を思想的に伴うという点である。大学でモンゴル語を専攻した司馬氏は、「モンゴル語では、いまでも天はテングリである。かれらははるか後世、ジンギス汗の時代になっても、汗自身が高所に登り、天を祭った。さらに十七世紀になって中国に征服王朝をつくった満州ツングースの清も、皇帝みずからがテングリをまつために北京に天壇を造営した」（司馬、2008、209）として、次のとおり記述している。

この北方アジア思想は古代、朝鮮半島まで南下しており、部族の長たちが骨トして天の意思を聴いていたにちがいない。つまり骨トと天への信仰は一つのセットになっていた。……天という意識なしに、骨トは成立えない。（同上、209）

以上のように、ト占と祭天思想が必ず同伴するとしたら、対馬・壱岐を橋渡しにして朝鮮半島南部と北九州が成す共同文化圏は、祭天、天への祭祀を中心とする信仰共同体であることが明ら

かになる。

b. 祭天の古俗

明治時代の東京帝国大学歴史学教授であった久米邦武（1839～1931）は、「神道ハ祭天ノ古俗」という論文を書き、筆禍事件が起きた。久米は「神道」を誹謗したという罪で教授職を辞することとなったが、ここでいう「神道」は、教派神道や民間神道ではなく国家神道である。より正確に言えば、国家神道側から見た「神道」である。が、久米が言う神道は、対馬に淵源する古い神道であろう。

久米は岩倉遣欧使節団に随行し、その日録である『特命全権大使米欧回覧実記』を著して有名になった、漢学に詳しい歴史学者である。帝国大学歴史学の教授として、政府から依頼された国の正式な編年史を編纂する臨時編年史編纂委員も兼ねていた。彼は考証学の伝統を受け継いだ代表的な実証史学者と見なされていた（島藺、2010、45）。また、日鮮同祖論を積極的に主張し、植民統治に貢献した官学者でもある。にもかかわらず、彼は1892年3月4日、文部省から非職（事実上、罷免）処分を受け、東京帝大から追い出されてしまった。

結論から言うと、今まで見たように対馬・壱岐は、橋渡しとして朝鮮半島南部と北九州を繋ぐ地理的位相を持っている。その位相は、地理的なものとどまらず、両地域を結ぶ信仰の土台となり、両地域を祭祀共同体として発展させたのである。

c. 信仰共同体の源流

天日槍

九州と朝鮮半島を繋ぐ信仰共同体は昔の朝鮮半島移住民のある象徴的人物によって支えられている。その人物とは新羅王子である天日槍（アメノヒボコ）（『古事記』には「天之日矛」と記されている）である。『日本書記』（巻第六・垂仁天皇三年條）に、新羅王子の天日槍が来帰したと、次のように書かれている。

三年の春 三月に、新羅の王の子天日槍来帰り。将て来る物は、羽太の玉一箇・足高の玉一箇・鵜鹿鹿の赤石の玉一箇・出石の小刀一口・出石の杵一枝・日鏡一面・熊の神籬一具、并せて七物あり。則ち但馬国に蔵めて、常に神の物とす。（『日本書記』（二）、1994、22）

では、天日槍が持ってきたという「熊の神籬」（クマノヒモロギ）あるいは「神籬」（ヒモロギ）とは何か。これについて金達寿氏は江戸時代の考証学者である藤井貞幹（藤貞幹ともいう）の『衝口発』から次のとおり引く。

神籬は、後世の神祠也。何にても、其人の体として祭る主を蔵る物也。此を比毛呂岐と訓ずるは元新羅の辞にして、それを仮りて用いるものなり。……たとえば鏡を鑄て、此を其人の体として、常に殯に待する如く供奉するより、仮り用いたる辞也。天日槍が携来、熊神籬も、日槍が父祖の主なること知べし。（金、1985、56-57より重引）

そのうえで金氏は、「神籬とは神社・神宮の原型」であり、「熊神籬の熊とは……朝鮮の建国神話に出てくるコム（熊）であって、……朝鮮語コムとは『聖なるもの』という意味」である、と述べる。そして次のとおり続ける。

熊神籬とは朝鮮の「聖なる神祠」、すなわち神社・神宮の原型、ということだったのです。つまり、日本に独自なものとされている神社・神宮も、その原型は天日槍を象徴とする新羅系渡来人集団によって将来されたものであることがこれでわかります（金、1985、57）

すなわち、神籬とは神祠・神宮の原型、熊神籬とは朝鮮の「聖なる神祠」のことであって、日本の神社・神宮もその原型は新羅系渡来人集団がもたらしたものである、ということである。そして、天日槍はその象徴的な存在であった。

神籠石³

最後に、天日槍が残した遺跡の中で、「神籠石」に注目しながら前述した熊神籬の意味をまとめて、九州と朝鮮半島南部が信仰共同体を形成していたというこのテーマを結びたい。朝鮮半島と向かい合う北九州博多湾の系島半島には高祖神社があるが、いわゆる「朝鮮式の山城」として知られる「神籠石」が怡土城の中にある。同じく怡土城にある雷山にも神籠石がある。

それでは神籠石とは何か。それは後述するが、朝鮮半島の各地で見られる城隍堂という聖なる霊域である。それに対して福岡県糸島郡教育委員会が編纂した『糸島郡誌』は天日槍と神籠石との関係を次のように記している。

而して天日槍はまず新羅往來の要津たる伊観を領有し、此に住して五十跡手の祖となり、更に但馬に移りて但馬家の祖となりしなるべし。（久米邦武『日本古代史』に拠る）

案ずるに、久米邦武氏曰く、「筑前雷山に存する神籠石は其〈天日槍を指す〉を築きし古蹟なるべし。其南の肥前山の中に墓家の石窟夥しく存す。これ古き殖民地なるを証するものなり」と。（金、2002、99-100より重引）

博多湾の糸島半島は朝鮮半島と向かい合う位置にあり、弥生時代以来、朝鮮半島の移住民が対馬、壱岐を渡って北九州に着く最初の寄着地である。ここに天日槍が築いた神籠石、すなわち城隍堂が残っているということである。神籠石は朝鮮式の山城ともいわれ、かつては「山城」として機能していたかもしれないが、それは本質的に神が泊まる、巨石や巨木のような依り台と考えられる。その神籠石や神籬は、天日槍が朝鮮半島から九州に渡ってきた経路に沿って点々と残っている。これこそ天日槍が伝えた信仰の性格と由来を示しているのである。

これに関連して、九州の古代文化史研究家である奥野正男氏は、「伊都国と朝鮮」をテーマとする金達寿氏らとの座談会の中で次のように語っている。

天日槍（集団）が九州に渡来したコースは対馬・壱岐・伊都ということでしょう。対馬には天童地といって、一種の禁足地となっている神籬の場所がたくさんあります。……豆酲の天童地は、……“鐘鈴を神魂木にかけて、矛を建てる”という祭祀なんですね。しかも、この祭祀

³ 神籠石を「朝鮮式の山城」といったが、その正体をめぐって昔から論争があった。1898年、小林庄次郎が筑後（現、福岡）を、高良山の神籠石を「霊地として神聖に保護した地を区別したもの」として初めて紹介した。1900年、九州所在の神籠石を踏査した八木奨三郎は「城郭でなければ、このような類の大工事は当然なかったはず」といい、城郭であると主張した。それに対して喜田定吉は神社を囲んでいる城域であると反論した。すなわち、神籠石を囲んでいるという霊域説と城郭説が対立している（ウィキペディア、神籠石）。しかし、久米邦武はこの神籠石を天日槍が築いた古跡であるといい、霊域説を根拠づけている。

神籠石というのは当て字だが、皮籠、すなわち皮を被らせた籠に似て付けられた名で、交合石、皇后石とも言われたが、「神籠」の本来の意味は知られてない。それほど巨石は神秘に包まれている。

をつかさどるのは対馬のト部系の亀ト師なんです。京都の賀茂神社の祭礼のはじまりは「秦氏本系帳」によりますとト部伊吉（壱岐）の若日子とされています。対馬のト部も壱岐のト部も同系統の亀トなのですが、伊都のすぐ隣の早良に壱岐という集落があって、その近くには賀茂神社があります。早良も伊都の今宿と同じくらい広大な製鉄遺跡の多いところなのですが、こういうことを考えてみると、天日槍のもたらした祭祀というのは採鉱・冶金・シャーマニズムではないでしょうか。（司馬・上田・金、1978、261-262）。

最後に、熊神籬についてその意味を考えてみよう。金達寿氏は神籬が神社の原型であると述べているが、先んじて神籬が神社の原型であることに言及したのは北朝鮮社会科学院の金錫亨教授である。彼は神籬（ヒモロギ）について次のように記している。

「ヒモロギ」はまさに「神宮」「神社」を意味し、要するに「巫」の「祠堂」である。後世に至って朝鮮では賤視されてしまったけれど、日本では継続して国家的保護を受けて来た。（金、1969、168）

彼は上記に続けて、新羅にも神宮があったことや熊神籬について触れたのち、日本には朝鮮（韓国）とは違う神籬がある、という説を否定しつつ次のように述べる。

新羅に「神宮」があったことは『三国史記』に明文がある。このときには新羅でも巫の祠堂は宗廟として国家的な崇拝の対象だった。日本の神宮・神社の源が、いわゆるシャーマニズムに由来することは常識であり、それはどちらにも共通である。「熊神籬」の「クマ」は熊ではなく神聖という意味、「首長」の意味だということもよく知られているところである。決して、朝鮮の「ヒモロギ」に対立する日本式「ヒモロギ」が別にあるわけではない。（同上）

さらに金錫亨氏は、『記紀』が伝える天日槍が神聖な「ヒモロギ」用の道具一式を日本に伝来させたと述べ、「先進地帯としての朝鮮から、日本の神宮・神社用祭祀道具まで行ったというのは、朝鮮の祠堂と倭の地の移住民定着地の祠堂が同じであり、従って日本で使用されるすべての儀礼道具が同じであったという事実をものがたる」と結論づけた（金、1969、168）。

それを裏づけるために、何よりも彼が『三国史記』と『日本書記』に記される「神宮」と「神籬」の用例を比べることで、神籬が神宮であると説明したのは正鵠を射るに十分である。

まず朝鮮側の事情について、『三国史記』に基づき金氏は次のように述べている。

『三国史記』雑誌祭祀条に新羅の宗廟として初めて書かれているのが始祖廟であり、これは第二代南解王三年（紀元六）年に設立されたといわれる。この時、王の妹阿老をして祭祠を行わしめたとある。続いて第二二代智証王九年（五〇八年）には、始祖が誕生した地である奈乙に神宮を建てたとある。『新羅本紀』では、智証王前まで王は始祖廟に参詣したが、神宮創立の後には、始祖廟関係記事はなくなり、その代わり王の神宮での祭祀記事がでて来る。従って始祖廟＝神宮であったのであり、神宮の主宰者すなわち巫堂の長は貴族（王族）の女人であった。神宮が五〇八年に創立されたと『三国史記』でいっているのは、正確ではない。始祖廟が神宮であるのだから、それ以前も神宮と見てよいであろう。（同上、169）

同氏は、以上のような朝鮮的神宮に対して日本式神宮がそれほど違わなかったことが『日本書

記』にも見られるといい、巻第五の「崇神天皇」六年（金錫亨氏注：紀元前九二年に該当するが、実は六～七世紀頃のはなしであろう）条に次のような記述があることを紹介する。

是より先に、天照大神・倭大国魂、二の神を、天皇の大殿の内に並祭る。然して其の神の勢を畏りて、共に住みたまふに安からず。故、天照大神を以ては、豊鍬入姫命に託けまつりて、倭の笠縫邑に祭る。仍りて磯堅城の神籬 神籬、此を比莽呂岐と云う。を立つ。（『日本書紀』（一）1994、278）

これが日本の歴史において神宮が王の所在地から離れて建てられた初めての記録であり、そしてそれは、漢字で表記された「神宮」ではなく「ヒモロギ」である、と金氏は説く。さらに『古事記』の崇神天皇条に「豊鍬入姫命」は彼の妹とあり、本文の注にこの女人が主宰したところがまさに伊勢大神宮（今日も天皇家の始祖廟）だとある。日本式神宮も始祖廟であり、巫の大きな祠堂であったし、その初の主宰者は王族の女人となっている」（括弧内原著者）と指摘する（金、1969、169-170）。

V. 結びにかえて

以上、弥生時代以来朝鮮半島南部と北九州に信仰共同体が存在したことについて考えてきた。その存在は対馬・壱岐を橋にして移住民が持続的に渡った歴史的な形跡からも明らかである。しかし、現在二つの地域の間でそのような信仰共同体はもはや存在しない。二つの地域の間にある玄海灘は強く波打つばかりである。ただ昔懐かしい趣だけが対馬・壱岐の空に漂うだけである。しかし、玄海灘を渡ったいにしへの伽倻人たち、北九州を生活の地にして「倭人」の服を着た伽倻人たち、玄海灘の回転ドアを通して再び帰ってきて伽倻の地に「倭人村」を形成した伽倻人たち。彼らが私たちの祖先であることに変わりはない。彼らが「信仰共同体」を形成し、互いに隣人として緊密に関係し疎通していたことも事実である。

その信仰共同体を構成する人びとは、襟を正し、天に祭祀を捧げただけではなく、互いに謙虚な姿勢で隣人になっていたはずだ。そのような謙虚な姿勢は、天に向けた垂直的なものであっただけでなく、共同体の構成員の間で水平的に広がると、それが共同体構成員間の連帯を強化してくれたはずである。

東洋の聖人であり思想家の孔子は、祭祀を重視した。『論語』の為政篇で孔子は、「生きている時は礼を以て仕え、死んでは礼を以て葬儀を行い、また礼を以て祭祀を行いなさい」（子曰 生 事之以禮 死 葬之以禮 祭之以禮）といった。礼は様々な意味に解釈できるが、神への崇拝心、共同体隣人への配慮でもあろう。このような心構えが祭祀に仕える気持ちであらう。韓国の孔子思想研究家のキム・ヨンミンがいうように「『論語』の中で孔子は、不要な誇大表現（overstatement）を批判し、寡黙に謹んで言うこと（understatement）をよしとしている⁴」。

だとすれば、彼の後裔である私たちはどうすればいいのだろうか。私はそれを「礼を基本として謹んで言うこと」と規定しておきたい。共同体構成員間で相互に誇大に言い合い、声高に叫べば、コミュニケーションは荒々しくなり、叫び声と暴力だけが乱舞することになる。しかし、共同体構成員の間で謹んで言うことが重ねられれば、その蓄積が隣人間の厚い友情と情愛を芽生え

⁴ 『ハングョレ』2017年11月18日付「土曜版」キム・ヨンミンの論語エッセイ5、謹んで言うこと（understatement）「離れる理由について沈黙する時がある」

させることとなるに違いない。

今日の日韓双方のコミュニケーションに必要なのは、古代北九州と朝鮮半島南部で形成された祭祀共同体を基盤とする信仰共同体の精神にあらためて思いをいたし、謙虚に言葉を交わし合うことなのではなかろうか。

参考文献

- 上垣外憲一（2003）『倭人と韓人 記紀からよむ古代交流史』講談社（学術文庫）
- 金沢庄三郎（1929）『日鮮同祖論』刀江書院
- 金錫亨（1966 = 1969）朝鮮史研究会訳『古代朝日関係史—大和政権と任那—』勁草書房
- 金達寿（1983a）『日本の中の朝鮮文化 1 相模・武蔵・上野・房総ほか』講談社文庫
- （1983b）『日本の中の朝鮮文化 2 山城・摂津・和泉・河内』講談社文庫
- （1984）『日本の中の朝鮮文化 3 近江・大和』講談社文庫
- （2002）『日本の中の朝鮮文化 10 筑前・筑後・豊前・豊後』講談社学術文庫
- （1989）『日本の中の朝鮮文化 11 肥前・肥後・日向・薩摩ほか』講談社
- （1985）『日本古代史と朝鮮』講談社学術文庫
- （1986）『古代朝鮮と日本文化—神々のふるさと—』講談社学術文庫、1986.
- 司馬遼太郎（2008a）『街道をゆく 2 韓のくに紀行』〈新装版〉、朝日新聞出版（文庫）
- （2008b）『街道をゆく 13 壱岐・対馬の道』〈新装版〉、朝日新聞出版（文庫）
- 司馬遼太郎・上田正昭・金達寿編（1978）『座談会 朝鮮と古代日本文化』中央公論社
- 島蘭進（2010）『国家神道と日本人』岩波書店（新書）
- 原田大六（1998）『実在した神話—発掘された「平原弥生古墳」—』〈解説付新装版〉、学生社
- 谷川健一・金達寿（2012）『地名の古代史』河出書房新社
- 泊勝美（1973）『古代九州と朝鮮』新人物往来社
- 永留久恵『対馬国志』（2009）「第一巻 原始 古代編：ヤマトとカラの狭間で活きた対馬」対馬国志刊行委員会
- 中野利一郎（1959）『日本地名学研究』日本地名学研究所
- 松前健（1986）『大和国家と神話伝承』雄山閣出版
- 『古事記』倉野憲司 校注、岩波書店（文庫）、1963.
- 『日本書紀』（全5巻）坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋 校注、岩波書店（文庫）、（一）～（三）1994、（四）～（五）1995.
- 申叔舟・姜沆（1972）、李乙浩訳『海東諸國記・看羊録』大洋書籍
- 『三國遺事』李丙燾訳註、廣喜出版社、1972.
- 『三國史記』上・下、李丙燾訳註、乙酉文化社、1983.

ベトナムの労働力輸出 ——技能実習生の失踪問題への対応——

Vietnam's Labor Export: Responses to the Problem of Desertion among Technical Interns in Japan

石塚 二葉*
Futaba Ishizuka

Abstract

The number of Vietnamese workers participating in Japanese Technical Intern Training Program has been increasing rapidly in recent years. While this phenomenon is seen as part of the increasingly closer relationships between the two countries, it has also brought about some unfavorable side effects. The number of Vietnamese technical interns who run away from their workplaces, become illegal workers or even criminals has been on the rise.

This paper attempts to examine the effectiveness of the measures taken by the Vietnamese side to tackle with this problem of desertion among Vietnamese technical interns. The paper will firstly focus on regulations by the concerned governmental agencies such as the Ministry of Labor, Invalids and Social Affairs (MOLISA), and then the development and application of the Code of Conduct (COC) for sending agencies by the Association of Manpower Supply (VAMAS).

It turns out that various regulations on the pre-departure costs incurred by the workers are complicated, unclear, and seemingly contradicting with each other. MOLISA has *de facto* discretion in applying some of the provisions although there is no reference in the document. While there is an abundance of incorrect and tricky information related to labor export on the Internet, it is very difficult to get to accurate information, provided that there is “accurate information” at all.

Regarding the COC, while it is a well-intended and well-designed initiative to promote legal compliance among sending agencies and better protection of workers' rights, it is not a mechanism to find out bad practice or punish bad actors. The COC is implemented by only part of the sending agencies, and its ranking system has not yet received broad recognition.

I. はじめに

近年、日越関係はしばしば「過去最高」の良好な状態にあるといわれる。貿易・投資から安全保障まで、幅広い分野で両国間の関係は緊密化している。両国間の人の移動の増大もこのよ

* アジア経済研究所 Institute of Developing Economies
E-mail: Futaba_Ishizuka@ide.go.jp

うな緊密化の一環である。日本が外国から受け入れている技能実習生のうち、ベトナム人実習生の占める割合は過去5、6年で急速に拡大しており、2016年以来、ベトナムは中国に代わって最大の技能実習生の送出国となっている。

人の移動の増大は、国民レベルでの交流や相互理解を促進し、両国間の良好な関係の発展に貢献することが期待される。しかしながら、ベトナム人技能実習生の急増は、二国間関係にある種の摩擦をも引き起こしている。期限付きの実習契約に違反して失踪し、不法滞在・不法就労者となったり、犯罪を犯したりするベトナム人が増加しているのである。失踪者の絶対数が多いばかりではない。他の国籍の実習生と比べて、ベトナム人技能実習生は失踪率が高いことが指摘されている。

海外で働くベトナム人労働者の失踪率が高いことは、他の主要受入国である台湾や韓国でも指摘されてきた。ベトナム政府もこれを労働力輸出を促進するうえで最大の問題のひとつと認識している。ベトナム政府は、受入国政府との協議にもとづき、送出国機関や労働者に対する様々な規則を制定するなどの努力を行っているが、あまり成果が上らないようである。

本稿は、技能実習生として来日するベトナム人労働者の急増とそれに伴う失踪問題の深刻化を受けてベトナム側が行ってきた失踪防止の取り組みの有効性について検討する。本稿の構成は以下の通りである。まず、ベトナムの労働力輸出政策の沿革について概説する。次に近年における技能実習生としてのベトナム人労働者の来日急増の背景やその両国における影響について論じる。次いでベトナム人技能実習生の失踪等の問題とそれに対するベトナム側の対応について検討する。ここでは政府による規制とともに、業界団体による送出国機関の行動規範（COC）の策定とその実施について紹介し、最後にこれらの取り組みの有効性について若干の考察を行うこととする。

Ⅱ. ベトナムの労働力輸出の沿革

1. 労働力輸出政策の変遷と発展

ベトナムの労働力輸出の始まりは、ベトナムが1986年にドイモイと呼ばれる市場経済化路線を採用する以前の、中央計画経済システムの時代にさかのぼる。ベトナムは、1978年6月に社会主義諸国間の経済協力機構であったコメコンに加盟しており、その枠組みの下でソ連および東欧諸国への労働者の送出国が行われたのがその端緒である

まず1980年に東ドイツ、ブルガリア、チェコスロバキアの3カ国との間で、そして翌1981年にはソ連との間で、「労働協力協定」が締結された。その主たる目的はベトナム人労働者の技能向上のための教育・訓練であるとされていたが、より実質的な目的はまさに「労働力の輸出」であったと考えられる。ベトナム経済は当時、社会主義先進国、特にソ連からの物資の輸入に大きく依存していたが、反対にベトナム側からは輸出できる生産物が非常に少ないという不均衡状態にあった。そのようななかで、ベトナムが「輸出」できる資源のひとつとして注目されるようになったのが労働力であった。

コメコンの枠組みの下での「労働協力」は、政府と国営企業が中心となって行われた。ベトナム労働省の下に国際労働協力局という機関が設置され、この機関が受入れ国の政府と協議して派遣労働者の職種、人数、賃金などを決定し、その決定にもとづいて国内から労働者を集めて派遣する。派遣される労働者は原則的に国営企業の従業員の中から選ばれ、4年から6年の契約で派遣される仕組みであった。このような仕組みの下で、1980年から1990年までの約10年間

で30万人近いベトナム人労働者がソ連・東欧などに派遣されている。

しかし、1990年前後にはソ連・東欧で政変が起こり、コメコンも1991年には解散するに至る。これらの国々との労働協力協定も終結となり、新たな送出しは行われなくなった。入れ替わりに導入されたのが、現在につながる、企業主体の経済活動として行われる労働力輸出の仕組みであった。

1988年の政府108号指示は、労働協力業務を分権化し、経済組織が直接これを担当する制度へ転換する方針を打ち出した。1991年の政府370号議定は、ベトナム労働省に認定された送出し機関が、海外の市場開拓から労働者の採用、派遣前訓練、派遣から帰国までの管理を担当することや、労働者は送出し機関に対し手数料や保証金を支払うことなどを定めている。

政府370号議定は、1995年、1999年、2003年に相次いで改定され、内容が拡充されてきた。2006年にはこの議定を基礎として、「契約による海外派遣ベトナム人労働者法」（以下、「海外派遣法」）が成立している。海外派遣法は、全8章79カ条からなり、労働者の海外派遣を行う送出し機関（企業）と派遣される側の労働者のそれぞれの権利義務や契約内容、監督官庁である労働傷病兵社会省の責任などについて定めている。海外派遣法には、例えば、労働者の送出し機関に対する支払いにはサービス料と仲介手数料があること、労働者が就労契約に違反したような場合に備える保証金を預託することなどについて基本的な定めがある。具体的な支払いの上限額等については、別に労働傷病兵社会省の決定や通知などの形で、受入国や職種などにより個別の規定が設けられている。

労働力輸出に関してはまた、1998年に共産党政治局の41号指示という文書が出されており、労働力輸出の促進が重要な国策のひとつであることを示している。同指示によれば、「労働者・専門家の輸出は、人材育成、雇用創出、労働者の収入・技能の向上、国家のための外貨獲得、およびわが国と諸外国の協力関係の促進に貢献する経済社会活動である」とされる。同指示は、国内における雇用創出が第一であるとしながらも、都市部の失業率の現状や農村部の不完全雇用の実態にかんがみて、労働力輸出は依然として重要性の高い長期的な戦略であると位置づけている。

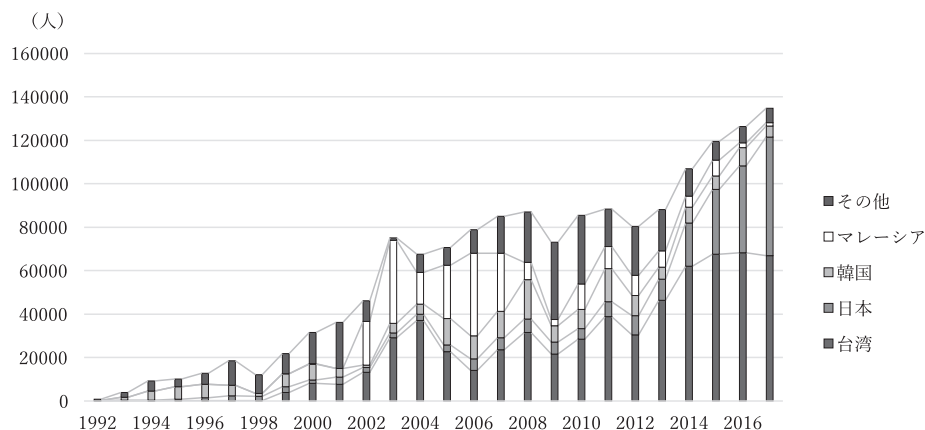
2. 労働力輸出の実績¹

前項でみたように、ベトナム政府が現行の労働力輸出の仕組みを採用したのは、ドイモイ初期のことであった。以来約30年が経った今、海外に派遣されるベトナム人労働者の数は年13万人を超えるに至っている（2017年）。

図1は、1992年から2017年までのベトナムの労働力輸出の実績を示している。送出し総数の推移をみると、1992年から2000年までの約10年間では累計約12万人であった。これが、2001年から2010年までの10年間には累計70万人以上になり、2011年から2017年までの7年間では既に74万人を超えている。単年度では2014年に初めて年間10万人を超え、2017年には13万5千人近くに達している。国内における雇用創出数に対する労働力輸出による雇用創出数の比率も、2000年には約2.4%であったが、2017年には約9%まで上がっている。雇用政策の一環としての労働力輸出の重要性が決して小さくないことがわかる。

¹ 労働傷病兵社会省の統計に表れない、近隣諸国への非公式な労働移動を除く。

図1 派遣労働者数の推移、1992～2017年



ベトナム人労働者の主な受入れ先は、台湾、マレーシア、韓国、および日本という東・東南アジアの4カ国・地域（以下、「国」）であり、2002年以来、ほとんどの年において送出し総数の8～9割程度をこれらの4カ国が受け入れている。しかし、経年でみると、この4カ国の間でもそれぞれの比重には相当の変動がみられる。

1999年には台湾、2002年にはマレーシアが、それぞれベトナム人労働者の受入れを開始した。この2カ国による受入れは、最初のベトナム人海外派遣労働者急増のけん引役となった。2000年代前半はこの2カ国が送出し総数の7割を受け入れていた。しかし、マレーシアの受入数は2006年をピークとしてその後減少する。

代わってシェアを拡大してきたのが、2005年に雇用許可制という新しい制度的枠組みの下で外国人労働者の受入れを本格的に開始した韓国である。韓国は2008年には1万8000人以上のベトナム人労働者を受け入れ、これはその年の送出し総数の2割を占めていた。しかし、韓国政府は2012年8月、ベトナム人労働者の失踪率が高いことを理由として、その新規受入れを停止した。その後しばらく受入れはアドホックな形で行われ、2016年5月に至って通常の受入れが再開したが、受入数は以前のレベルを下回っている。

ベトナムの労働力輸出は、近年、第二の拡大期を迎えているが、その主因となっているのが日本への送出しの急増である。年間のベトナム人労働者受入数をみると、2010年頃には日本はまだ5千人程度であり、台湾、マレーシア、韓国に次ぐ第4位の受入先であった。しかし、2017年には、日本は5万5千人近くを受け入れてベトナム人労働者の第2位の受入先となっており、第1位の台湾の6万7千人弱と合わせると、この2カ国だけでベトナム人海外派遣労働者の9割を受け入れている。

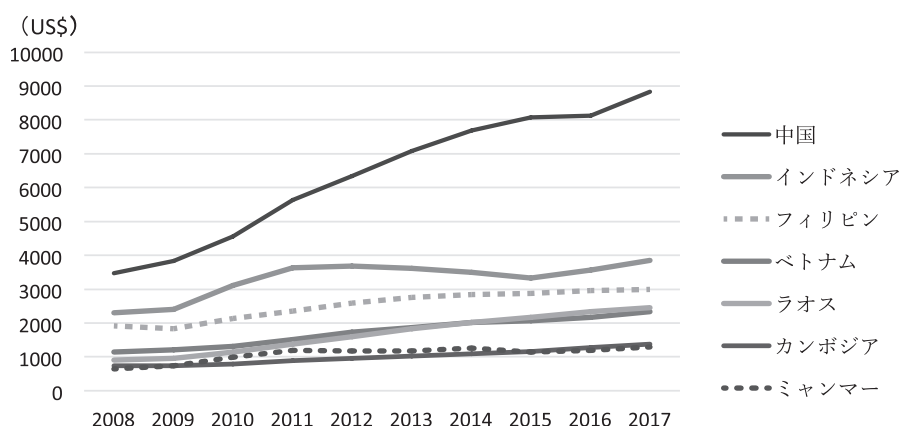
ベトナム人の日本での就労には、専門家や技術者としての就労、技能実習生としての実習への参加、留学生のアルバイトなどいくつかの形態があるが、労働者送出し機関による送出しの大宗を占めるのは技能実習生である。実際、日本の出入国統計をみても、ベトナム人技能実習生の新規入国者数は、2010年には約2200人、2011年には約6600人であったが、2017年には約5万8700人となっており、ベトナム側の労働力輸出統計と近似している。次節では、日本へ派遣されるベトナム人技能実習生の急増の背景について検討する。

Ⅲ. ベトナム人技能実習生急増の背景

1. ベトナム側の事情

まず、ベトナム側における労働力輸出、なかでも日本への送出しを促進する要因について検討する。通常、国際労働移動を促進する主要な要因としては、送出国と受入国の間の所得の格差が挙げられる。ベトナム経済は1990年代初め以来、最低でも年5%程度の成長率を持続しており、基本的に順調に成長を続けているものの、それほど高成長を達成しているわけではない。1998年以来、成長率が7%を超えることはほとんどなく、久々に経済が好調であった2017年でも年率6.81%の成長にとどまっている。2009年には中所得国入り（1人当たりGDP約1000ドル）を果たしたが、2017年の1人当たりGDPは2343ドルであり（世銀による。ベトナム統計局の数値では2385ドル）、下位中所得国脱却にはまだ時間がかかりそうである。近隣諸国と比べると、インドネシアやフィリピンよりは低く、カンボジアやミャンマーよりは高い。ラオスとはほぼ同程度である。このような趨勢に近年大きな変化はない（図2）。

図2 1人当たりGDPの推移



出所：World Development Indicatorに基づき筆者作成。

国際労働移動を促進するもうひとつの要因としては、送出国における雇用機会の不足があるとされる。実際、ベトナムの失業率は、近年、都市部でも3%前後であり、それほど高いわけではない。ただし、ベトナムでは依然として農村人口の比率が高く（総人口の約65%）、不完全雇用は広範に存在する。また、全体としての失業率よりも、若年層や、大卒など高学歴者の失業率が相対的に高いことが指摘される。2017年第4四半期の統計によれば、不完全雇用は約80万人、失業者は約110万人である。全国レベルの失業率が2.2%であるのに対し、若年層（15～24歳）の失業率は7.3%であり、失業者のほぼ半分をこの層が占める。大卒以上の資格を持つ失業者は約22万人となっている。ベトナムの高等教育進学率は近年では3割程度に達しているが、進学率の高まりに比して大卒以上の人材への需要が伸びていないのが現状である。

このような状況にあるベトナムにとって、日本への労働力輸出の促進は魅力的な選択肢となっている。ベトナム人労働者の主要受入国4カ国のなかの位置づけとしては、従来、マレーシアと台湾は、賃金は相対的に低く、労働環境などの面でも問題は少なくない一方、労働者の受入数が

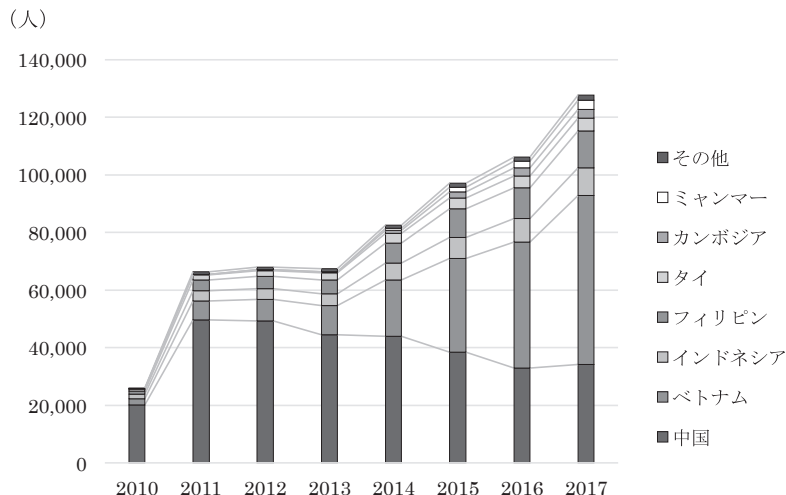
多く、労働者が派遣のために負担する費用やその他の条件も比較的低いと認識されてきた。これに対し、韓国や日本は、賃金は高く、労働環境も比較的良好だが、労働者が負担する派遣のための費用や、採用されるために必要な技能や語学などのレベルも高い、狭き門とみられてきた（石塚2014）。ベトナム労働傷病兵社会省の2014年のデータによれば、これらの受入先におけるベトナム人労働者の月額平均賃金は、日本では1400ドル、韓国で1000ドル、台湾で650ドル、マレーシアで300ドルとされる（Consular Department, MOFA 2017）。特に韓国による受け入れが低迷している現在、日本の受入れ拡大へのベトナム政府や送出し機関、労働者の期待は大きい。

2. 日本側の事情

上でみたようにベトナム側には日本への送出し拡大へのインセンティブが存在しているとしても、実際には受入れ国側が門戸を開かなければ送出しを増やすことはできない。日本政府は、近年、技能実習生としての外国人労働者の受入を積極的に促進してきた。2014年1月、首相を議長とする産業競争力会議は、政府の新成長戦略の基本方針について議論し、そのなかで、生産労働人口の減少を補うため、外国人技能実習制度の見直しなど、外国人労働者の受け入れ環境を整備する方針を打ち出した。同年3月には、自民党日本経済再生本部の労働力強化・生産性向上グループが、技能実習生の滞在期間を上限3年から5年に延長することや、1企業が受け入れられる人数を増やすこと、受け入れ可能な職種の拡大などを提言している。これらの方針は2016年11月の技能実習法成立につながる。

実際の技能実習生の受入は、これらの方針を受けて、既に増加傾向にある（図3）。技能実習生の新規入国者数は、2011年の6万6000人余りから、2017年には12万8000人近くと2倍近くまで増えている。

図3 国籍・地域別技能実習生新規入国者数



出所：出入国管理統計（<https://www.e-stat.go.jp/>）に基づき筆者作成。

しかしながら、ベトナム人技能実習生の急増の背景となっているのは、全体としての技能実習生の受入数の増加だけではない。もうひとつの契機となっているとみられるのが中国人技能実習

生の減少である。従来、技能実習生の主要な送出国であり、2010年には技能実習生全体の8割近くを占めていた中国からの送出しが、経済成長による国内賃金レベルの上昇等の要因により、目に見えて減少しているのである。その減少分を代替するように増えてきたのがベトナム人労働者である。2017年のベトナム人技能実習生の新規入国者数は、2011年の中国人技能実習生の新規入国者数のレベルを超えている。

因みに、同様の現象は、日本が受け入れる外国人留学生の数の推移にもみられる。日本政府は、1983年に「留学生10万人計画」、2008年に「留学生30万人計画」を打ち出し、外国人留学生の受け入れを促進してきた。2010年から2017年までの期間を見ても、留学生総数は、約17万5000人から約26万7000人へと10万人近く増加している。一方、その内訳をみると、2010年には留学生の6割以上が中国からの留学生であったが、中国人留学生の実数は減少傾向にあり、2017年にはそのシェアは4割にまで下がっている。これに対し、ベトナムからの留学生は、2010年には全体のわずか2.5%に過ぎなかったが、2017年には全体の23.1%にまで増えている。特に、日本語学習機関への留学生に限れば、ベトナム人留学生の数は中国人留学生の数と同程度にまで増えているのである。

他の先進国と比較した日本の留学制度の特色として、留学生は週28時間（長期休暇中は1日8時間）までと比較的長時間就労（アルバイト）することが可能であり、金銭的な余裕のない途上国の留学生などでも「働きながら学べる」ことが挙げられる。このような制度のひとつの帰結として、高等教育機関での高度な教育を受けることを目的とする者から限りなく短期的な出稼ぎに近い目的を持つ者まで、幅広い層が留学生として日本にやってくることになる。事実、「労働力としての留学生」は、既に日本の経済社会において大きな位置を占めている（芹澤2018）。そして、このような意味においては、留学生と技能実習生の境界線は紙一重であるともいえる。ベトナムでは「日本へ働きに行くなら、技能実習生と留学生のどちらがよいか」といった記事がインターネット上でしばしば見られるし、技能実習生の送出しと留学の仲介を一手に行う企業も増えているようである。

IV. ベトナム人技能実習生急増の影響

1. ベトナムにおける影響

近年における技能実習生の急増の影響についてはまだ十分研究されていないが、ひとつにはベトナムにおける送出し機関数の急増が指摘できるだろう。労働傷病兵社会省のウェブサイト上の記事によれば、2017年末時点での送出し機関数は315社であり、これは1年前の2016年末時点での277社から約40社増となっている²。2001年5月時点では168社、2010年6月時点でも167社であったことからみて、近年の急増は顕著である。日本への送出しを行っている送出し機関の数を見ても、2016年3月2日付の193社から、同年8月30日付の220社、2017年5月31日付の238社、同年12月25日付の250社と増えている。日本への送出しの増加は、送出し機関数の増加の唯一の理由ではないとしても、少なくとも大きな要因のひとつではあると思われる。2017年末では、ベトナムの送出し企業のはほぼ5社に4社が日本への送出しを少なくとも業務の一部として行ってい

² 労働傷病兵社会省ウェブサイトより（“Cục Quản lý Lao động ngoài nước tổng kết công tác năm 2017, triển khai nhiệm vụ năm 2018”, 18/1/2018, <http://www.molisa.gov.vn/vi/Pages/chitiettin.aspx?IDNews=27543>, 2018年9月26日閲覧；“Bàn giải pháp nâng cao chất lượng lao động làm việc ở nước ngoài”, 8/3/2017, <http://www.molisa.gov.vn/vi/Pages/chitiettin.aspx?IDNews=26498>, 2018年9月26日閲覧）。

る（ないし認定されている）計算になる。

送出し機関の数の急増は、企業活動の質のばらつきや日本語教員の不足などの問題を招いている可能性があるが、これらの点についてはあまり情報がない。ベトナム労働力輸出協会（VAMAS）は、2004年に設立された、送出し企業を会員とする業界団体であり、労働傷病兵社会省の元次官が会長を務めているなど同省との結びつきも深い。そのウェブサイトによれば、VAMASの会員企業数は141社（2018年9月30日確認）である。また、2017年にVAMASが定める「送出し機関の行動規範（COC）」（第4節参照）の実施モニタリング評価に参加した企業は106社であった。第4節で見ると、この実施モニタリング評価はあまり厳格であるとは思われないが、それでもこのCOC実施にコミットする企業は一般的に優良な企業であるとみられている。第3回実施モニタリング評価の結果報告では、「COCの実施モニタリング評価に参加しない企業のほとんどは熱意や決意、COC実施を通じたブランディングに対する認識を欠いている…多くは（労働者の）採用に関する規定違反さえ行っている」と述べられている³。

労働者に関してみると、VAMASのファム・ド・ニャット・タン副会長は、筆者の聞き取りに対し、近年、日本に派遣される労働者の質は向上していると述べた⁴。その主たる根拠は、VAMASがCOCのモニタリング評価の一環として行っている出国前の労働者を対象とした調査の結果である。2017年には106社の派遣前研修に参加した1670人の労働者を対象に調査が実施され、うち8割超に当たる1360人が日本への労働者であった。日本への労働者以外には、台湾への労働者が全体の15%、その他（サウジアラビア、マレーシア、ルーマニア）が4%である。2017年には、短大以上の学歴を持つ労働者が全体では24%を占め、うち日本への労働者では27%を占めたという。学歴に加え、もうひとつの指標は職歴である。2017年の調査では、日本へ行く労働者の72%が労働力輸出プログラムに参加する前に職に就いていたとされる（Nguyen Luong Trao 2018）。台湾への労働者についてはこの割合は24%であり、その他の労働者では42%であった。

日本から帰ってきた労働者についても情報が少ないが、Ngo Thu Phuong Lan va Pham Thanh Thoi (2015)はこの分野における比較的新しい研究成果である。同研究によれば、日本へ行くベトナム人労働者は、教育・技能レベルにより、高卒で技能の低い労働者と大卒で技能の高い労働者に分けられる。それぞれのグループは、日本滞在中に築いたネットワークや知識、資本などをもって帰国後の生計戦略を立てることになる。大卒グループは、帰国後、多くの場合に日本と関連のある仕事を続けるが、国内の日系企業では必ずしも自らの専門を生かせず、あるいはよい待遇が得られないなどの理由でこれらの企業に就職しないケースが少なくない。高卒グループは、一般に、帰国後は日本と全く関係のない新しい生計手段を模索するという。労働力輸出政策は、労働者の経済状況や専門技能の向上に一定程度貢献しているが、帰国者の活用という面では十分な成果を上げていないと同研究は評価する。そうであるとすれば、この点においては従来からあまり変化がないといえるかもしれない⁵。他方、実習生に高学歴者が増えているとすれば、ベトナム人労働者の技能向上への貢献という面での成果は以前よりも上がっている可能性はある。

2. 日本における影響

ベトナム人技能実習生の急増の日本における影響としては、ベトナム人技能実習生の失踪件数

³ VAMASウェブサイトより（“Monitoring and Evaluation of the Application of the VAMAS Code of Conduct (COC-VN)”, 30/12/2015, http://vamas.com.vn/monitoring-and-evaluation-of-the-application-of-the-vamas-code-of-conduct-cocvn_t221c677n44384, 2018年9月26日閲覧）。

⁴ 2018年8月7日の聞き取りによる。

⁵ 石塚（2014: 195-196, 204）参照。JITCOが2010年に実施した2008年度に日本から帰国したベトナム人実習生の状況に関する調査によると、回答者の8割が「仕事がないので探している」とのことであった。

や不法残留者数、刑法犯検挙人員数の増加が指摘される。

ベトナム人技能実習生の数が中国人技能実習生の数を越えた2016年、ベトナム人技能実習生の失踪件数も中国人のそれを越えてワースト1位となった。2017年にはさらに前年の約85%増となり、第2位の中国人技能実習生の失踪件数の2倍以上、全体の失踪件数の半分以上がベトナム人技能実習生と突出している（表1）。技能実習生在留者数を母数としても（3.6%）、新規入国者数を母数としても（6.4%）、2017年のベトナム人技能実習生の失踪率は主要送出し国中第1位である⁶。

表1 技能実習生失踪者数

（単位：人）

	2012	2013	2014	2015	2016	2017
ベトナム	496	828	1,022	1,705	2,025	3,751
中国	1,177	2,313	3,065	3,116	1,987	1,594
カンボジア	-	-	-	58	284	656
ミャンマー	7	7	107	336	216	446
インドネシア	124	114	276	252	200	242
その他	201	304	377	336	346	400
計	2,005	3,566	4,847	5,803	5,058	7,089

出所：在ベトナム日本大使館提供資料

注：カンボジアの2012～14年のデータは「その他」に含まれる。

不法残留者数の推移を見ても、2018年7月現在の不法残留者総数は約7万人であり、うちベトナム人は8296人で、タイを抜いて、韓国、中国に次ぐ第3位となっている。8296人のなかには、技能実習生4136人、留学生2434人が含まれ、この2つのカテゴリーで全体の約8割を占める（法務省「本邦における不法残留者数について（平成30年7月1日現在）」）。

また、来日外国人⁷による刑法犯検挙件数を見ても、2017年におけるベトナム人の刑法犯検挙件数は3591件で、来日外国人による刑法犯検挙件数総数の3割以上を占めて第1位となっている。刑法犯検挙人員数でも中国に次ぐ第2位である。刑法犯検挙人員数では技能実習生よりも留学生の方が多いが、過去2年に限ってみれば、留学生は減少傾向にあるのに対し、技能実習生は増加傾向にある。2017年のベトナム人技能実習生の刑法犯検挙人員数は398人であり、留学生は同じく690人、ベトナム人の総数では1443人であった（警察庁「平成29年における組織犯罪の情勢」）。

V. ベトナム人技能実習生の失踪問題への対応

1. 失踪の原因

ベトナム人技能実習生の失踪や不法残留の問題は、2018年8月16日の在ベトナム日本大使館

⁶ 法務省報道発表資料「技能実習制度の現状（不正行為・失踪）」。^{ただし、2014～16年にかけては中国の方が失踪率が高かった。}

⁷ 「来日外国人」とは、日本に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等および特別永住者）、在日米軍関係者および在留資格不明者を除いた外国人をいう。

と労働傷病兵社会省との定期会合でも取り上げられた。会合では、失踪の主要な原因は賃金の問題であり、ベトナム人技能実習生はより高い賃金を得られる場所を求めて失踪するという理解で双方が一致した。そしてそれに密接に関係しているのが、技能実習生が負担する高額の前遣費用の問題であるとされた⁸。

日本へ技能実習に来るために労働者は高額な費用を負担しなければならず、そのために銀行などから借金をする。だから労働者は日本へ来ると、借金をできるだけ早く返済しようと、契約を破ってより高い賃金を得ようとする。特に近年のように多くの送出し機関が乱立する状況では、送出し機関は日本での実習のよい面を過度に強調しがちであり、実際に日本に来てみると仕事が契約内容と違っていたり、収入が安定的でなかったりすることもある。このような背景で失踪が多発すると考えられるのである。

一般に、失踪の問題には受入国・企業側の様々な要因も絡んでいる。受入企業による賃金未払いや人権侵害といったあからさまな不正行為がある場合もある。また、仕事の内容や居住環境などに問題がある場合もある⁹。しかし、本稿では以下、ベトナム側の要因、特に前遣費用を中心としたベトナム国内における送出しプロセスの問題を中心に見ていきたい。なぜなら、ベトナム人労働者の失踪の問題は、韓国や台湾への送出しにも共通する、ベトナムの労働力輸出の最大の課題のひとつであるからである¹⁰。

以下では、ベトナムにおける送出しプロセスの問題点について概説し、その改善への取り組みとして、関係政府機関による日本への送出しに関連する諸規定の制定、およびVAMASによる送出し機関の行動規範（COC）の策定および実施についてみていきたい。

2. 労働者採用・送出しプロセス

労働者採用から送出しに至るプロセスについては、第1節で触れた「海外派遣法」などに基本的な規定がある。送出し機関は、労働者を直接選定することが義務づけられ、選定費を徴収することを禁止されている。送出し機関は、最多で3つの省・市に一定の条件を備えた3つの支店を設置することができるが、これらの支店では契約の締結などを行うことはできない。

労働者が負担する主な費用としては、「海外派遣法」にはサービス料、仲介手数料、保証金についての定めがある。サービス料とは、送出し機関が労働者派遣のために行う様々なサービスの対価である。仲介手数料は、送出し機関が派遣契約締結・実施のために仲介者に支払う手数料であり、労働者はその一部または全部を送出し機関に弁済することとされる。保証金は、労働者の契約違反等の場合に損害賠償に充てられる担保金である。

実際の労働者採用・送出しプロセスはこれらの規定から予想されるよりも多様である。通常、送出し機関は、省・県レベルの職業紹介センターや、自らのウェブサイト、あるいは知り合いの紹介などを通じて労働者を採用する。個々の労働者の事例を見ると、職業紹介センターや送出し機関への登録にあたって大衆組織や短大などが紹介ないし仲介を行っているケースもある（Ngo

⁸ 労働傷病兵社会省ウェブサイトより（“Tăng cường trao đổi thông tin giữa Bộ Lao động – Thương binh và Xã hội và Đại sứ quán Nhật Bản tại Việt Nam”, 16/8/2018, <http://www.molisa.gov.vn/vi/Pages/chitiettin.aspx?IDNews=28153>, 2018年9月26日閲覧）。

⁹ 2018年3月と5月には、ベトナム人技能実習生が福島第一原発事故の除染作業に従事していたことが報道され、問題となった。また、2018年5月には三菱自動車、6月には日産が、フィリピン人技能実習生などに実習計画と異なる作業をさせていたことが明らかになった。日本側におけるより構造的な問題については、日弁連（2011）、出井（2016）など参照。

¹⁰ 既述の通り、韓国は2012年、ベトナム人労働者の失踪率の高さを理由に、ベトナム人労働者の受入れを停止した。台湾でも、同様の理由で、個人宅で就労するベトナム人家事・介護労働者の受入れを2005年から10年間にわたり停止していた。

Thi Phuong Lan va Pham Thanh Thoi 2015: 46-49)。

さらに、このプロセスに非公式に様々なブローカーが介在する場合がある。ブローカーは、例えば送出し機関や職業紹介センター等の関係者の知り合いであったり、これらの関係者自身であったりする。ブローカーが徴収する斡旋料のレベルは、当該労働者との関係や、賄賂を分配する関係者の数など様々な要素を考慮して決まるようである。ベトナムにおける日本への労働者送出しの実態を調査した斉藤（2015: 215）は、紹介者に約2500ドルを支払って送出し機関の研修センターへ入所した実習生の事例を紹介している。情報の少ない農村部に住み、自力で送出し機関への登録を行うことができない者などは、このようなブローカーに頼りがちである。ブローカーを騙った詐欺も後を絶たない。

また、労働者が送出し機関に対して支払う費用も、上記の3つのほか、健康診断やパスポート、ビザの取得に関する費用、航空運賃、研修費用（学費、寮費、教材費等）などが含まれる。このうち、特に不確定性が大きいのは研修費用である。

斉藤（2015: 214）は、労働者がほぼ無試験で研修センターに入所し、日本語などの教育を受けながら採用試験に備えるという方式をとっている、ある送出し機関の事例を紹介している。同センターでは、入所に際して、日本側の採用試験に合格するまでの期間については学費が免除されると説明されているが、実際には、採用が決定して渡航が間近に迫った時点で、入所から採用決定までの学費（1カ月当たり約100ドル）を突然請求されていたという。このように、特に日本側の採用試験に合格する前から送出し機関の教育機関に入所する方式をとる場合には、実際に渡航に至るまでの期間によって負担する費用の総額が大きく変わり、場合によっては相当高額になる恐れもある。しかし、既に送出し機関やブローカーに相当の金額を支払っている労働者は、渡航に至るまでの期間が長引いても道半ばで挫折することもままならず、最終的に大きな借金を背負って渡航することになる。

3. 日本への送出しに関連する規定

このような送出しプロセスの問題に対しどのような規制が試みられてきたか、日本への送出しに関する規定を検討してみる。

(1) 各種費用に関する規定

まず、各種費用に関する一般的な規定として、サービス料と仲介手数料の上限額については、2007年の労働傷病兵社会省・財政省合同通知16号が、それぞれ契約期間1年につき1カ月の基本給の額と定めている。そのうち、仲介手数料については、2008年の労働傷病兵社会省61号決定によれば、日本への送出しの場合の上限額は1契約につき1500ドルとされている。

次いで、2015年11月18日付の労働傷病兵社会省海外労働管理局公文4732号は、サービス料、仲介手数料を明示せず、「規定による各費目」の上限額を3年契約で3600ドル、1年契約で1200ドルと定めている。また、この料金は、実習生が日本側に在留資格を与えられ、かつ送出し機関が実習生と技能実習にかかる契約を結んだ後でのみ徴収可能である旨が明記されている。同公文に代わる2016年4月6日付の労働傷病兵社会省海外労働管理局公文1123号も同様の規定をおいている。

保証金については、「海外派遣法」では、労働者による契約の履行を担保するため、送出し機関と労働者の間の合意により、送出し機関が労働者の名前で開設する銀行口座に預け入れるものとされる。もっとも技能実習生に関しては、日本側で、2009年の入国管理法改正に伴い、技能実習生が送出し機関に対して負担する保証金・違約金が禁止されている。保証金等は労働者の失

踪等の契約違反を防止する目的で課されるものであるが、労働者やその家族に過重な負担を負わせることになる恐れがあり、また、実質的にはその徴収が派遣前費用の負担を増大させることから、むしろ失踪を助長する可能性があるとも考えられるからである。

しかし、ベトナム側では、保証金には失踪防止の効果があるという考え方が依然として強いようである。2013年の労働傷病兵社会省21号通知は、ベトナム人労働者の受入れ国別の保証金の上限額を定めているが、そのなかで日本の技能実習生に関しては保証金の上限額が3000ドルと規定されている。これは、オーストラリア・ニュージーランドや西欧諸国における上限額の2000ドルよりも高く、韓国における沿岸漁船の船員などに対する上限額と並んで、最も高いレベルである。

2017年6月、日本の法務省、外務省、および厚生労働省とベトナムの労働傷病兵社会省の間で、技能実習に関する初めての協力覚書が締結された。覚書には、改めて保証金・違約金の禁止が明記されている。保証金の徴収禁止やその他の派遣前費用にかかる法令順守を担保するため、技能実習の申請に当たっては、実習生が技能実習の準備に関し本国で支払った費用の明細書を送出し機関が作成し、実習生本人が署名することとされている。

2017年3月に労働傷病兵社会省が公表した台湾、日本、サウジアラビアへの労働力輸出に関する通知草案では、日本への技能実習生送出しに関する費用に関しては次のような定めがある。まず、サービス料の上限については、3年契約の場合に3600ドル、1年契約で1200ドルとされ、また、2016年の技能実習法により可能になった4年目、5年目の実習期間については、サービス料の追加徴収は認められない。仲介手数料については規定がないため、徴収できないものと解される。保証金については、「日本の法令が認めた場合にのみ徴収できる」ものとされ、日本の法令で認められないいかなる費目も徴収してはならないと規定されている。また、往復の航空運賃は日本側の監理団体が負担すること、実習生はパスポートとビザ（および司法履歴書）に関する費用を負担することなどについても明示されている。本稿執筆時点で、この通知草案実現の見込みは不明である。

(2) その他の規定

費用に関する規定以外では、上述の2015年の4732号公文および2016年の1123号公文が、送出し企業は、労働者派遣契約を登録して海外労働管理局の承認を得た後にのみ、労働者の選定・研修を行うことができ、また選定する労働者の人数は登録された人数を超えることができないことなどを定めている。これは上述のように、労働者が、採用の見込みが立たないまま、送出し機関の教育機関などに囲い込まれる状況を防止するための規定と考えられる。また、送出し機関が行う日本語教育については、520時間程度で、費用は590万ドン以下と規定されている（2017年3月の通知草案では、日本語教育は520時間以上とされ、費用には触れられていない）。

その他、より直接的に失踪防止を意図した規定として、失踪率が高い送出し機関に対する業務停止処分に関する規定がある。具体的には、2015年の4732号公文では、送出し機関は四半期ごとに失踪者のリストを海外労働管理局に報告することとされ、日本で実習中の実習生の総数に占める失踪者の比率が5%を超えた送出し機関は90日の業務停止処分とし、その期間を経過しても失踪率が改善しない場合は実習生の送出しを継続することができないと定められている。2016年の1123号公文では、労働傷病兵社会省は、6カ月ごとに送出し機関からの報告に基づいて審査を行い、失踪率が5%を超える送出し機関については、その比率が5%を下回るまでの期間、業務を一時停止すると定めている。

2015年の4732号公文ではまた、実習生の受入れ人数が200人未満の監理団体は、3社を超え

るベトナムの送出し機関と契約を締結することができないと定めている。これは、実習生の権利を損なうような不健全な競争を抑制するためとされる。2016年の1123号公文ではこの基準に若干の修正があり、実習生の受入れ人数が100人未満の監理団体は最大3社、100人以上200人未満の監理団体は最大5社の送出し機関と契約できることとなっている。同様に不健全な競争を抑制する趣旨の規定として、両公文では、日本の監理団体が複数の送出し機関と契約する場合、新たに締結した送出し機関との契約条件は、既存の送出し機関との契約条件を下回ってはならないとしている。(2017年3月の通知草案では、契約を締結できる送出し機関の数については1123号公文と同様の定めがあるが、複数の送出し機関との契約条件については規定がない。)¹¹

4. VAMASによる送出し機関の行動規範(COC)の策定と実施

2015年の4732号公文は、VAMASに対し、同公文の実施を監視するため、日本市場に関する専門部署を組織すること、送出し機関による違反行為を発見して海外労働管理局に通報すること、海外労働管理局と協力して送出し機関の検査を行うことを求めている。

VAMASによる送出し機関の活動の監視のための主要な仕組みが、送出し機関の行動規範(COC)の策定とその実施である。VAMASは、国際労働機関(ILO)の支援を受けて2010年にCOCを策定し(2018年に改訂)、2012年にはその実施の監察(モニタリング)と評価のための制度を定めている。COCの目的は、送出し機関による法令の順守を支援し、労働者の採用・送出しプロセスの透明性を高め、労働者をよりよく保護することである。

COC(2018年度版)は以下の12カ条からなる(表2)。

表2 送出し機関の行動規範(COC)の条文と配点

各条文タイトル	項目数	配点
第1条 法令順守	2	3
第2条 ビジネススタンダード	5	3
第3条 募集広告	4	8
第4条 採用	9	16
第5条 研修	9	15
第6条 渡航手続き	6	4
第7条 海外での労働者の保護	12	15
第8条 契約の締結	8	13
第9条 帰国と再統合	4	5
第10条 紛争処理	3	6
第11条 パートナーとの関係構築	1	6
第12条 他の送出し機関との関係構築	2	6

出所：VAMAS ウェブサイトに基づき、筆者作成。

¹¹ 以上の他、送出し機関と実習生による労働力輸出に関する規定違反に対する行政罰については、2013年の政府95号議定が規定している。

右端の欄は、評価のための配点を示しており、合計100点になっている。その他、各項目における違反の場合の減点の基準についても比較的詳細な定めが置かれている。評価の結果は、当初はA1からDまでの7段階のランク付けがされていたが、2015年の第3回の評価から6つ星から1つ星までの6段階の星の数で表されるようになった。70点未満は1つ星、70点以上85点未満が2つ星、85点以上90点未満が3つ星、90点以上95点未満が4つ星、95点以上が5つ星で、5つ星を5年連続で獲得した場合に6つ星となる。

モニタリング評価の仕組みは以下の通りである。まず、COCの実施にコミットした送出し機関のなかからモニタリング評価に参加する企業を選ぶ。導入当初は、初年度に20社、第2回に50社、第3回以降は（VAMAS会員企業の）全社を対象とすることを想定していた。しかし、実際には近年の送出し機関数の増加もあり、対象企業は全体の一部にとどまっている。2016/17年の第5回評価では対象企業数は106社であり、2017年の送出し機関総数の34%を占めるに過ぎないが、対象企業には主要企業が多く含まれるため、派遣労働者数でみると全体の7割近くを占めるといえる¹²。対象企業の幹部は、COCに関する研修を受ける。

評価を実施する監察・評価評議会は、多様な関係者から情報を入手し、評価の参考にしている。対象企業の自己評価の他、マスメディア、労働者とその家族、他の送出し機関、省級労働傷病兵社会局、受入国における関係機関・組織、労働傷病兵社会省および海外労働管理局の監査機関などから得られる情報が評価の際に用いられる。このうち、労働者からの情報収集は、監察・評価評議会のメンバーが各対象企業の実施する派遣前研修に参加し、その研修に参加する派遣前の労働者と対話したり、調査票に記入してもらったりする形で行われる。また、帰国後の労働者についても、労働総連合の協力を得て調査票による情報収集を実施している。

第3節で触れたように、2017年調査では、106の対象企業における研修に参加した1670人の労働者に対して調査が行われ、うち8割超（1360人）が日本へ派遣予定の労働者であった。帰国後の労働者については、186人に対して調査が行われ、うち72%（133人）が日本からの帰国者であった。日本への労働者が多く含まれているのは、調査対象である主要送出し機関に日本への送出しを行っている企業が多いためであるか、VAMASや労働傷病兵社会省が日本への送出しサービスの質の確保を重視しているためであるか、理由は不明である。

これまで行われた評価の結果は、表3の通りである。全体的にランキングの高い企業が多く、しかも年々全体のレベルが上がってきていることがわかる。2017年の結果を見ると、対象企業の52%が5つ星以上を獲得している。これは、制度の目的からいえば何ら問題ではなく、むしろ成功の証であるとみるべきなのかもしれない。COCは基本的に企業の法令順守やグッドプラクティスの実施を支援するためのツールであり、問題のある企業を発見し、罰するための仕組みではないことに注意が必要である。

¹² “Hội nghị công bố Bộ Quy tắc ứng xử 2018 (COC-VN) của Hiệp hội XKLĐ và Bộ công cụ giám sát”, *Bản tin Lao động và Việc làm Ngoài nước*, Số 83 – Tháng 6/2018.

表3 COC実施モニタリング評価の結果

ランキン	グ	2012/13	2013/14	2014/15	2015/16	2016/17
6	つ星	-	-	-	-	2
5	つ星	8	11	26	37	53
4	つ星	8	27	36	41	46
3	つ星	3	9	4	8	5
2	つ星	1	-	-	-	-
1	つ星	-	-	-	-	-
計		20	47	66	86	106

出所：Nguyen Luong Trao (2018: 10)

5. 考察

以上、ベトナムにおける実習生の採用・送出しプロセスに関する規定やその遵守のモニタリングに関する制度の概要を見てきた。これらの規定や制度は、今後、実習生送出しに関する問題状況の改善につながると期待できるだろう。

まず、送出しプロセスに関する諸規定に関していえるのは、これらの規定自体、複雑で不明確であり、相互に矛盾していることさえあるということである。日本への労働力輸出に関する仲介手数料の上限額を1500ドルと定める2008年の労働傷病兵社会省61号決定は、現在も効力を有する文書である。それに対し、4732号公文や1123号公文は海外労働管理局による公文（official letter）であり、法規文書の序列としては労働傷病兵社会省決定よりも低いと考えられる。実際問題としても、局レベルによる公文の内容を知ることは省レベルによる決定の内容を知るよりも困難である。しかも、これらの公文ではサービス料と仲介手数料を明確に区別していない。2017年3月の労働傷病兵社会省通知草案ではサービス料の上限が明確に示されているが、仲介手数料については言及がない。

保証金についても同様の問題がある。2009年の日本側の入国管理法の改正に伴い実習生からの保証金の徴収が禁止された後も、2013年の労働傷病兵社会省21号通知は、技能実習生の保証金の上限額について定めている。21号通知も現在でも有効な文書であり、修正もされていない。2017年3月の労働傷病兵社会省通知草案でも、保証金の徴収については日本側の定めによるもののみである。実務においては、斉藤（2015）の事例が示すように、保証金の徴収は依然として広く行われ、「上限3000ドル」の規定すら必ずしも守られていないものと思われる。

その他の規定についても、例えば2016年7月7日付のJITCOウェブサイトの記事¹³は、2016年の1123号公文のなかの監理団体が契約できる送出し機関の数に関する規定に関しては、監理団体側で必要があれば、受入れ計画を提出して、より多くの送出し機関と契約することに対する海外労働管理局の承認を求めることができるという同局の「運用」を確認している。同様に、複数の送出し機関と契約する際の契約条件の規定についても、新たに契約した送出し機関との契約条件が既存の送出し機関との契約条件を下回っていても、1123号公文の他の規定による条件を満たしている場合には、監理団体は海外労働管理局の承認を求めることができる旨を説明

¹³ JITCOウェブサイトより（「ベトナム傷病兵・社会省副大臣公文をめぐるベトナム政府窓口との協議の報告について」（2016年7月7日）<https://www.jitco.or.jp/press/detail/2306.html>、2018年9月26日閲覧）。

している。これらの規定は確かにその合理性に疑問がなくはないが、例外を認める明文規定がなくても事情によっては例外を認めるという「運用」が広く行われるのであれば、「公文」の規範としての意味は限りなく形骸化してしまう。

インターネット上には、日本への労働力輸出の費用等に関する不正確な情報があふれている。一方、正確な情報を得ることは困難であり、得られたところで規定自体が不明確であったり不透明な運用がなされていたりする。これらの規定は、極論すれば、政府機関が何らかの努力を行っていると対外的にアピールするための材料か、あるいは送出し機関が公的な書類を作成する際の基準という意味しか持たなくなってしまう感がある。

送出し機関による規定の順守促進や送出しプロセスの透明性の向上、労働者の保護を目指すCOCの方はどうであろうか。COC実施モニタリング評価は、業界団体自らがメンバー企業の採用・送出しの実務を監視し、継続的にサービスの質の向上を目指す取り組みであり、ILOのグッドプラクティス・データベースにも掲載されている。また、モニタリング評価の一環として行われる実習生の調査は、この種の調査としては比較的規模が大きく、貴重な情報を提供している。2017年の実地調査に当たっては、一部の企業における派遣前研修のモニタリングにILOやIOM(国際移住機関)の職員が参加するなど、評価の客観性を高める取り組みもなされている。

しかしながら、既に指摘したように、COCは本来、問題のある企業を発見したり罰したりするための仕組みではないという限界がある¹⁴。派遣前費用や研修の質などにかかる「センシティブな問題」については、このような方法で正確な情報を得ることは困難であると思われる。例えば、COCの監察・評価評議会による調査に対して回答した派遣前実習生のうち、ブローカーを通じて送出し機関に登録するに至った者は全体の2.4%であり、その4分の1程度が平均数万円程度の金額をブローカーに支払っていたとされる。一見それほど深刻な状況ではないように見えるが、これが海外派遣ベトナム人労働者の7割の実態を表しているとは考えにくい。斉藤(2015: 219)も、調査に当たって接した実習生たちは、様々な困難を強いられ、不満を抱きながらも、来日できなくなることへの不安から、事実を隠そうとする傾向が非常に強かったと述べている。

COCのモニタリング評価の結果付与される「星」は、優良な送出し機関を見分けるためのひとつの手掛かりにはなると思われる。しかし、2017年のランキングで対象企業の半数以上が5つ星以上を獲得していることからわかるように、「ひとつの手掛かり」以上のものではない。制度そのものの認知度もまだ高くなく、5つ星以上を獲得している企業でもそのことを自らのウェブサイトなどで(ニュースのひとつとして以外に)アピールしているものは少ないようである。

VI. おわりに

ベトナム人技能実習生の急増とそれに伴う諸問題の発生を背景に、ベトナム国内における実習生の採用・送出しプロセスが様々な問題を抱えているという認識は、日本側関係者の間でも相当程度共有されるようになってきている。4732号公文や1123号公文の内容をみても、ベトナム側の立場を反映するとともに、日本側の懸念や制度改善への要望にも応えようとしていることが窺われる。しかし、仔細に見ると、それらの規定にも曖昧な部分が少なくなく、「運用」によって意味を失っているとみられる規定もある。これらの規定の実施により実務に有意な変化が起

¹⁴ ある送出し企業がいうように、COCは労働力輸出部門のISO認証制度の一種とみることができるかもしれない(“CoC-VN: ISO chuyên ngành của các doanh nghiệp XKLD”, 22/4/2017, <http://esuhai.com/events/3E097/CoC-VN-ISO-chuyen-nganh-cua-cac-doanh-nghiep-XKLD.html>, 2018年9月26日閲覧)。

こると期待することは残念ながら難しい。企業の法令順守や労働者の保護を促進することが期待されるCOCも、急増する送出し機関の一部をカバーするにすぎず、その一部においても問題の実態に十分迫ることはできていないように見える。

VAMASのタン副会長は、筆者の聞き取りに対し、失踪率が高くなると、日本政府がベトナム人実習生の受入れを停止するのではないかと懸念を表明した。しかし、労働傷病兵社会省のウェブサイトには、2018年夏、在越日本大使館が失踪等の問題について労働傷病兵社会省と協議を行ったというニュースと並んで、日本の政治家2人が相次いで同省を訪れ、介護や農業部門でのベトナム人技能実習生の受入れ促進について話し合ったというニュースが掲載されている。このような状況のもとで、ベトナム政府機関の危機意識はそれほど強くないのかもしれない。

しかし、事態は実際に深刻である。多発する失踪問題は、日本にとっての社会問題であるばかりでなく、ベトナム人実習生の人権にもかかわる問題である。両国の関係機関には、より実効性のある取り組みを行っていくことが求められている。

参考文献

〈和文〉

- 石塚二葉 2014年 「ベトナムにおける国際労働移動——「失踪」問題と労働者送り出し・受け入れ制度——」 山田美和編『東アジアにおける移民労働者の法制度』 アジア経済研究所。
 出井康博 2016年 『ルポ ニッポン絶望工場』 東京：講談社。
 斉藤善久 2015年 「ベトナムにおける『労働力輸出』産業の実態と問題点」『季刊労働法』248号（2015年春季）。
 芹澤健介 2018年 『コンビニ外国人』 東京：新潮社。
 日本弁護士連合会 2011年 「外国人技能実習制度の廃止に向けての提言」 https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/110415_4.pdf（2018年9月26日閲覧）。

〈英文〉

- Consular Department, Ministry of Foreign Affairs (Vietnam). 2017. *Viet Nam Migration Profile 2016*. Hanoi: International Organization for Migration (IOM).

〈越文〉

- Ngô Thị Phương Lan và Phạm Thanh Thôi. 2015. *Tiếp tục tìm kiếm tương lai - Chiến lược của người lao động Việt Nam trở về từ Nhật Bản*. TP.HCM: Nhà xuất bản ĐHQG-HCM.
 Nguyễn Lương Trào. 2018. “Kết quả hoạt động giám sát, đánh giá việc thực hiện Bộ quy tắc ứng xử năm thứ 5”. *Bản tin Lao động và Việc làm Ngoài nước*, Số 83 – Tháng 6/2018: 4-11.

ベトナムからの建設技能実習生の送り出しをめぐる実態 —積極的勧誘期における中間組織の役割に着目して—

The Vietnam-Japan Trans-border Recruiting System for Construction Workers: Japan's Changing National Policy and the Role of Intermediate Agencies

惠羅 さとみ*
Satomi Era

Abstract

Japan's parliament passed a controversial immigration law on December 25, 2018. This law will create new visa statuses that will enable general foreign workers to be employed in a wide variety of jobs in Japan. This action marks a major departure from Japan's past policy of admitting a limited number of workers through multiple "side doors." However, most of the specific measures such as exact numbers, exact tasks, skill levels, tests, and social infrastructures are subject to confirmation by ministries and agencies. The precise manners in which the newly introduced plans will incorporate immigrant workers through this political method is heavily dependent on the role of the intermediate agencies. These organizations tend to comprise the industrial associations in each trade. This framework is not new for Japan's immigration policy; it actually presents a continuity with the logic of the present system, especially the technical intern training program advanced by the government since the 1990s against the wide critique of substantial labor exploitation. In order to examine the characteristics of such immigration policy in Japan, trans-border relationships previously established under the disguise of the acceptance of workers must first be scrutinized.

This paper aims to examine the current state of the Vietnam-Japan trans-border recruiting system. To accomplish the study, focus is placed on the specific sector of the construction industry while taking the changing national and industrial policies pertaining to development, skill formation, and labor relations into consideration. The argument presented in the paper comprises three aspects: the incidence of migrant construction workers worldwide and the challenges pertaining to this phenomenon; Japan's national policy and the role of intermediate agencies in the creation of a trans-border recruiting system between Vietnam and Japan; and the future implications of this practice.

* 成蹊大学アジア太平洋研究センター主任研究員 Chief Research Fellow, Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University
Email: satomi-era@ejs.seikei.ac.jp

I. はじめに

現在、日本は移民労働者の受け入れに向けた転換期にある。2018年12月8日未明、就労を目的とした新たな在留資格の新設¹と出入国在留管理庁の設置等を主な内容とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が可決され、14業種²を対象に2019年4月1日から施行されることとなった。この改正案は、なによりも具体的な制度設計を法成立後の法務省令に委任する中身のない法案として強い批判にさらされたまま、審議時間38時間という早急な議論の末に成立している。新たな制度設計は、その大部分—受け入れ見込み数、業務区分、技能水準、共同団体の設置等を含め—が、分野別運用方針の下で関係省庁の裁量に任せられており、その基本方針³においては受け入れ企業または業界団体が設置する新たな団体である「登録支援機関」が、生活支援を含む受け入れ環境整備を行うこととされている。他方、現行の外国人技能実習制度は継続されることとなっており、これまで以上に、複数の在留資格の相互関連や移行をめぐって複雑性が増していくことが予想される。長い間、日本政府は「移民政策」を否定し続け、いわゆるサイドドアからの受け入れを容認・拡大してきた。そのため、日本の受け入れ政策は、特定の行政機関や業界団体によって分断化された構造化の状態にあると指摘されている⁴。今回の改正入管法は、既存の継ぎ接ぎの枠組みを温存しながら、実質的な労働者受け入れの本格的な拡大に舵を切ろうとするものであり、この分断化の下で制度設計が進めば、一層、全体像が見えにくくなっていくことが懸念される。

このような現状認識の下、本稿では、昨今の政策変容ならびに既存の外国人技能実習制度の制度運営を担ってきた中間組織に着目し、政策的な重点分野に含まれる建設分野を事例に、積極的勧誘期における労働者送り出しの実態について考察したい。その中で、特定分野で、これまでいかに越境的な制度を構築してきたかに着目することで、需要側の産業・労働側の論理と、送り出し側・移動する主体側の論理を照らし合わせ、その連関とズレを明らかにしたい。

昨今の改正入管法をめぐる議論においては、日本の労働者不足が前面に押し出され、あたかも日本社会の需要に応じて供給が自在に調整できるかのような錯覚に陥る。しかし、自明なことながら、移民という現象を考える際には、特定の地域から特定の地域と分野に向けて、自然発生的に人の越境化が実現するわけではない。政府方針では、2023年度までの5年間で34万人以上の受け入れを見込んでいるが、今日的な越境的労働市場の構築において、しばしば特定の移動の経路を促す契機となるのは、個別カテゴリーを対象とした選別的制度の構築や民間組織による労働者派遣の拡大であり、そのあり方は将来的な滞在の長期化の可能性や労働者あるいは市民としての権利獲得においても多様な影響を及ぼすものである⁵。今日の日本における政府・政策主導の新たな受け入れの促進は、どのような移動形態と社会的統合／排除の文脈をもたらすものなのか⁶。本稿では、送り出し新興国であるベトナムから日本への建設分野に従事する移民

¹ 「特定技能1号」(最長5年、家族帯同は不可)、および「特定技能2号」(更新可能、家族帯同も可能)の新設。「特定技能1号」は技能実習から移行すれば、合わせて最長10年の滞在が可能となる。

² 現行の技能実習制度における2段階区分「職種—作業」ではなく、新たな区分「業種—業務」となる。14業種の内訳は、厚労省関係2業種(介護、ビルクリーニング)、経産省関係3業種(素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業)、国交省関係5業種(建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空・宿泊)、農水省関係4業種(農業、漁業、飲食物品製造、外食業)であり、「業種」に含まれる「業務」については、分野別運用方針に基づく省庁施策において検討され、随時追加が可能となる。

³ 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」(2018年12月25日閣議決定案)

⁴ 小井土ら2018, p474.

⁵ 例えば、「高技能移民」の獲得をめぐるグローバルな国家間競争が活発化した背景には、各国の移民政策による様々なアプローチがある(Kuptsch et al. 2006)。

⁶ 日本では、1990年改正入管法を契機に拡大した日系人の包摂様式についての研究蓄積があり、韓旋組

労働者の移動形態に着目し、二国間における積極的勧誘政策とその実態のプロセスを事例として、アジアにおいて拡大しつつある移動の一形態について実証的に論じる。尚、本稿の分析の中で用いた一次データは、2015年度～2018年度に著者が国内およびベトナムで実施したフィールド調査に基づくものである。

II. 建設分野における越境的労働移動—既存研究から

まず、本稿が焦点を当てる建設分野における越境的移動をめぐる論点を整理する。国内では既に、国土交通省（以下、国交省）主導による先行的プログラムの試みにより、建設分野での越境的な労働者の移動をめぐる制度構築が進展している。この移動の経路づけと組織間関係の構築は、将来的にどのような影響を及ぼすものなのか。日本以外の地域に目を向けると、越境的な建設労働をめぐる調査研究が蓄積されてきており、以下のように様々な問題が明らかとなっている。

例えば、欧米受け入れ諸国やEUなどの領域では、越境的な建設労働は、しばしば、労働者派遣（posting of workers）⁷や不安定労働（precarious work）をめぐる議論の中で取り上げられ、労働市場の規制緩和や下請化の下での労働者保護のあり方⁸が問われるようになってきている⁹。受け入れ社会の文脈では、グローバル都市の不安定な底辺労働市場における移民労働の新たな広がりにおいて建設分野は典型的な事例として挙げられ、そこでは恒久的な「一時性temporariness」を要因とした労働者の脆弱性や不安定性の増大が、「非正規」滞在の拡大とも合わせて、既存の制度・政策に起因するものであるとされている¹⁰。

アジア諸国に目を向ければ、移民建設労働者をめぐる脆弱性の問題はより顕著に表れている。既存研究においてしばしば取り上げられてきたのは、1970年代の石油危機以降に拡大した中東湾岸諸国（UAE、バーレーン、クウェートなどいわゆる湾岸諸国）における一時的契約労働としての受け入れのあり方である。石油価格高騰の下での建設ブームの中、これらの諸国で現場労働を担ってきたのは、その7割から9割以上が移民労働者であり、その特徴はカファラ制度¹¹と呼ば

組織を媒介とした市場媒介型メカニズムや業務請負業を通じたフレキシブルな労働市場編入などの特徴は、「顔の見えない定住化」として捉えられてきた（梶田他2005）。

⁷ EU域内他国への派遣労働者（posted workers）の規模は、2017年の時点で約230万人に上り、その45%が建設業に従事している（European Commission 2017）。

⁸ 例えば、現行の海外労働者派遣指令（Directive 96/71/EC of the European Parliament and of the Council of 16 December 1996 concerning the posting of workers in the framework of the provision of services）は、2年未満の派遣について、労働者に対する受け入れ国の労働法の適用を限定的なものとし、また社会保障制度についても送り出し国側の制度の適用を継続することをみとめている。適用される労働法は、最低賃金、労働時間規制、安全衛生、妊娠婦や児童・若者の保護施策、差別禁止など。また建設業については、労働協約や仲裁裁定に関して産業全体への拘束力が宣言（一般的拘束力宣言）されている場合、これが適用されるが、多業種については加盟国に扱いが委ねられている。2018年6月に関連する改正指令案が出されたが、これは規制内容を強化するものであり、報酬に関する規制の平等な適用（受け入れ国の労働者との均等賃金）を義務付け、また地域や業種別の労使協定についても広範に適用される代表的なものであれば、適用を定めることが出来るとする。また派遣機関の従来24カ月から12カ月への短縮（6カ月まで延長が認められる）も含まれている。派遣労働者はこの期間を越えて受け入れ国で就労することができるが、以降は通常の労働者と同様、受け入れ国の労働法や社会保険制度が適用されることになる。

⁹ European Commission 2017, Standing 2011.

¹⁰ Reid-Musson et al. 2015, FPI 2007a, FPI 2007b, Theodore et al. 2006.

¹¹ カフィル（Kafil）は身元保証人・スポンサー（sponsors）を意味する。元来のカファラ制（Kafala = the system of sponsorship）は、ローカルな統治者と外国石油会社との間の協定に基づいて、カフィル達が石油産出地で働く通常ベドウィン族などの労働者を見つける役割を担っていた。国内労働力が不足するにつれ、カフィル達は海外から労働者をリクルートせざるを得なくなり、次第にカファラ制度は外国

れるスポンサーシステムに見られるような、「移民産業migration industry」への依存と法的保護の欠如であった。この制度の下では、労働者はリクルーターから雇用を得るために負債を背負い、空間的に隔離された劣悪な生活・労働条件の下に置かれ、不当な労働行為や違法行為に対しても、労働組合の不在や行政による雇用主罰則の不備のため異議申し立てが困難であり、脆弱な立場に置かれているとされる¹²。1970年代にパレスチナ人やイエメン人などのアラブ系の移民労働者がストライキなどの労働紛争のみならず反体制的活動を活発化させたことを背景に、政治的活動に関与せずに管理が容易であるとみられた南アジアや東南アジアからの移民労働者のリクルートが拡大した経緯がある¹³。このようにアジア諸国から湾岸諸国への移民は、受け入れ側の体制からは最も管理しやすい一時的契約労働者として位置づけられてきた一方で、近年では、国際社会の取り組みの流れとして、インドやフィリピン政府などとの間に二国間レベルにおける移民労働者保護に関する覚書が締結され、国際人権団体やメディア報道の圧力により人権問題が表面化されるなど¹⁴、国際的な枠組みにおける送り出し国と受け入れ国の協議への道筋が見られるようになってきている¹⁵。

しかし、アジア諸国における非熟練労働者をめぐる保護規制枠組み自体、統一した基準を持つものではない¹⁶。ASEANの枠組みにおいても多国間の法的拘束力がなく、二国間関係の下での覚書締結や特定プログラムによる制度構築をその特徴としている¹⁷。例えば、既存研究では、シンガポールにおけるバングラデシュ人建設労働者をめぐる調査研究において、その不安定性をめぐる制度的メカニズムが以下のように明らかにされている。シンガポールでは、移民建設労働者は短期の労働許可制度の下で就労しており、特定の雇用主との間の1～2年契約（とその更新）に拘束され、家族帯同や永住権・市民権を認められない恒久的な一時的滞在者として、雇用契約を失えば滞在資格も失う立場に置かれている。加えてシンガポールの移民政策は訓練コスト越境化も伴うものであり、そのコストとリスクが移動する主体に転嫁されているという。現地の中間組織はリクルート・職業訓練・資格評価付与・渡航手続きといった一連の機能を果たしており、当初の渡航に必要な技能評価証明書は、シンガポール政府から認可を受けた送り出し現地における評価機関が発行している。この送り出し機関における評価資格獲得競争とそれに費やす期間・資金のための負債・借金は、建設労働者の越境的移動・就労プロセスとそこでの主体形成において大きな意味を持ち、特定の雇用主の下での過重労働や不安全労働などのリスクを引き受ける労働者にとって、自己意識の再形成の下で連続的な不安定性を基礎づけているという。¹⁸

人労働者に対するリクルートおよびスポンサー業務が主な活動となった。このようなカファラ制度は、国家と、その国民であるカフィル達と、外国人との関係を形作るものとして捉えられており、国家が外国人管理に関わる行政業務の一部をカフィルの地位を持つ国民に委譲し、そのサービスに対して国民に報酬を与えるしくみであるとされる。(Castles et al. 2014. p180, Box8.1)

¹² Amrith, 2011, pp162-7.

¹³ Castles et al. op. cit., p179.

¹⁴ ドバイでは2020年の万博開催、カタールでは2022年のFIFAワールドカップ開催が決定しており、大規模な開発と移民労働者の流入が継続している。2006年に「ブルジュ・ドバイ」の建設現場で暴動が起き、移民労働者の待遇や受け入れ環境に対する政府の対応が世界的に注目を集めた。(堀抜2014, p38,58)

¹⁵ 堀抜 op. cit.

¹⁶ 実際、アジア諸国における建設労働者の移動は、一定程度の規模を持つものである。アジア諸国の建設分野における外国人労働者の割合（2010-11年の数値）は、ブルネイで被雇用者の88.8%、シンガポールで60.5%、マレーシアで39.5%、タイで10.5%、韓国で9.1%を占めている（送り出し国はインドネシア、フィリピン、ネパール、タイなどのアジア域内からの移動が多い）(OECD, 2012, p168 Table III.4, p169Table III.5.)

¹⁷ 山田, 2014

¹⁸ Baey et al. 2016, Baey et al. 2018

これらの既存研究を見る通り、短期的滞在を前提とした移民建設労働者のあり方は、いずれの地域においても脆弱性と保護のあり方が問題となっており、受け入れ国の産業構造や制度のみならず、職業訓練や資格認定などを含め送り出し国側に拡張した越境的プロセスのあり方にも左右されていることがわかる。本稿で考察対象とするのは、アジアの中でも、今日的な労働輸出をめぐる送り出し新興国としてのベトナムと日本の関係構築である。石塚論文が指摘するように、ベトナムの労働力輸出政策はかつての国策における社会主義圏への移動の終息と、1990年代以降の東アジアを中心とした送り出しの急拡大をその特徴としており、この分野においては後発国である。日本側もこれまで建設分野に移民労働者を積極的に受け入れてはこなかったが、この数年間の技能実習制度拡充の下で直接雇用形態で受け入れを拡大してきた流れがあり、国交省所管の下で管理強化に対する政策的イニシアティブが大きいという特徴がある。以下では、このような現状を念頭に、政府省庁レベルの協力枠組みを後押しする国家戦略と、送り出し機関の現状、そして農村における送り出しの現況を概観する。

Ⅲ. 国家戦略との関係―日越政府省庁間協力の枠組み

建設分野で技能実習生の受け入れが顕著に拡大傾向を示すようになったのは、2013年以降である。それまで1万人台でとどまっていた外国人建設労働者数が、2014年には2万人を超え、2015年には3万人弱、2016年には4万人強、2017年には5.5万人へと増加している¹⁹。その背景には、この5年間で、大手総合建設業者（元請）がかつての大規模現場における実質的な現場受け入れ拒否から、受け入れ容認・推進へと大きく態度を転換したことがある。それを政策的に後押ししたのが、2020東京五輪施設建設に伴う需要拡大を建前とした、国交省「外国人建設就労者受入事業」（2015年度～2020年度²⁰時限措置）である。

惠羅（2018a）は、その政策的背景について、日越間両国での推進枠組みを担う建設協議会の設立に加え、以下の3点―政府・業界からのトップダウンの立案・推進、国内向け短期的緊急施策を通じた企業の海外進出を踏まえた中長期的な構想、職長やマネジメントレベルまで含めた国際的プール構想―を挙げている。その上で、国内13組織（企業・監理団体など）に対する調査分析結果から、国内における制度活用の背景にある短期的・消極的動機および活用の実態的側面における変容を明らかにするとともに、国内における長期的・積極的動機に対して補完的な日越間の越境的な制度構築の現状を明らかにしている。特に日越間組織間協力における推進事例では、日本国内の建設業界に影響力を持つ企業が、現地送り出し機関における教育・職業訓練過程に対して積極的に参与している内実があり、それをトップダウンの施策が新たに構築する教育・入職・就労の体系的な経路づくりとして捉えている。

このような建設分野における政府主導の受け入れ拡大策は、日本の国家戦略・開発政策と結びついており、送り出し国との二国間連携を通じて建設産業の国際化が進められている現状がある。表1は建設業にかかわる国家戦略や二国間合意などを整理したものである。ナショナルな枠組での量的拡大を掲げてきた戦後の全国総合開発計画が抜本的に見直され国土形成計画が決定されたのは2009年であるが、同時期に経済連携協定の下での産業連携の下地が作られたあと、第二次

¹⁹ 厚生労働省「外国人雇用状況」数値。

²⁰ 2016年技能実習法の成立を受け、2017年11月「外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示（平成29年10月23日国土交通告示第947号）に伴う改正」がなされ、2020年度末までに就労を開始した場合、最長で2022年度末まで従事可能になった。

安倍政権以降には「日本再興戦略-JAPAN is Back」（2013年6月14日閣議決定）に代表されるような国家戦略の下に国交省による海外を指向した産業戦略が立案され²¹、前出の「外国人建設就労者受入事業」もその流れの中で、中小企業の海外進出をいかに条件整備していくかを主眼として位置づけられている。

表1：日本の国家戦略としてのグローバルな産業統合—建設業に関わる戦略・二国間合意・計画など

		内容	担当省庁など
以前	2005.3～ 2006.1～	日比建設会議・日越建設会議	国交省・二国間
	2008.12 2009.10	日比経済連携協定・日越経済連携協定	二国間協定
第二次 安倍政権 以降 (2012.12～)	2013.2～	ベトナム建設人材育成推進協議会	国交省
	2013.5～	経協インフラ戦略会議「インフラシステム輸出戦略」	首相官邸
	2013.6	「日本再興戦略—Japan is Back」	首相官邸
	2014.10	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）	国交省
	2015.4～	「外国人建設就労者受入事業」	国交省
	2016.3～	国交省インフラシステム海外展開行動計画	国交省
	2016.10	現地データベースシステム構築（フィリピン、ベトナム、ミャンマー）	国交省
	2017.6	中堅・中小建設業海外展開推進協議会（JASMOC）	国交省
	2017.10	「海外展開戦略」（鉄道分野）	国交省・経産省
	2017.1	日比共同声明（安倍・ドゥテルテ）…含：マニラ首都圏及び地方部におけるインフラ開発・産業人材育成	首脳会談
	2018.5	日比 社会資本整備に関する技術協力覚書（国交省大臣鉄道・治水・道路等のトップセールス）	国交省
	2018.6	「経済財政運営と改革の基本方針2018」（骨太方針）（4.新たな外国人材の受入れ…当初重点5分野としての介護、建設、農業、造船、宿泊）	内閣府

この政策的流れの中で、第二次安倍政権以降には、国際競争を背景としてインフラ輸出をめぐるトップセールスが繰り広げられてきた。例えば、2016年11月に安倍晋三首相がフィリピンを訪問した際には、メガマニラ・サブウェイ（事業総額約5221億円、2019年着工、2025年完成予定）の円借款契約を締結している。その条件として日本企業の受注と日本の技術・ノウハウの活用を求め（JICAのSTEP案件：Special Terms for Economic Partnership=本邦技術活用条件）、トンネルシールド工法を扱う大手ゼネコンや運行に従事する鉄道事業者の参入が見込まれている。

一方で、国内における建設分野における外国人技能実習生を含めた外国人労働者の受け入れは、五輪関連施設やそれと歩調を合わせた都市再開発事業の集中する首都圏および大都市へ集中する傾向にある²²。しかしながら、新たな改正入管法の「運用方針」では、「特定技能外国人が大都市

²¹ 「日本再興戦略-JAPAN is Back」では、新興国を中心とした海外市場の急速な拡大と激しい国際競争を現状認識とした上で、技術力等の強みを活かした海外展開が三つのアクションプランの一つに位置付けられており、それに先立つ同年5月には「インフラ・システム輸出戦略」が策定され、経協インフラ戦略会議（議長・菅義偉官房長官）の下で2017年までに4回目の改定を重ねている。

²² 恵羅2018a, p50.

圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することにならないようにするための必要な措置」が項目としてあげられており、「建設業については、今後本格化する大規模災害からの復旧・復興工事をはじめ、国土強靱化対策が集中的に実施されること等を踏まえれば、建設需要の増加に応じて全国的に人材需要が高まるものと考えられる」という認識が示されている²³。国土強靱化は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（2013年12月11日制定）²⁴に基づき、内閣官房国土強靱化推進室によって推進されている取り組みである。同年12月12日に「国土強靱化政策大綱」、2014年6月3日に「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。それに基づき毎年アクションプランが決定され、2018年12月14日には「国土強靱化基本計画」の見直し閣議決定されたばかりである。社会資本の老朽化について見ると、2033年までには高度成長期以降に整備された道路橋・トンネル・河川・港湾岸壁等の約半数が築50年を超えると予測されており、早急な維持管理・更新に迫られている²⁵。

新たな在留資格が対象とする建設分野の業務区分を見ても、2019年度から受け入れが開始される11業務のうち4業務（「トンネル推進工」「土工」「電気通信」「鉄筋継手」）は既存の技能実習制度の対象職種・作業に含まれていない新たな受け入れ分野であり、都市部の建築部門だけでなく日本全土の国土開発維持整備への従事を想定したものであることがわかる。その上、2020年度以降からは20業務（そのうち技能実習対象職種は5職種のみ）が加わるとされ、業界の要望如何によっては随時検討職種の追加が可能となるような枠組みとなっている²⁶。実際、これまでも外国人建設労働者がトンネルや橋梁などの公共土木事業に従事するケースが見られた。例えば、国交省「外国人建設就労者受入事業に係る人材活用モデル事業」（2015年度）の4事業者の一つに選定されたK社は、官公庁や大手ゼネコンを主な取引先としてトンネルやPC橋梁などを手掛ける専門工事業者であり、ベトナムに現地法人を設立して入国前教育への講師派遣を始め、東南アジア進出も見据えている。トンネル施工の専門工事業者は、業界団体である日本トンネル専門工事業協会に加盟する約30社で全国90%のシェアを占めており²⁷、加盟企業によるこのような先行事例を背景として、今後はより一層、大規模プロジェクトを含めた地方の土木現場における受け入れが進むことも想定される。

このように、今後の建設分野における外国人労働者の受け入れは、これまでの周知的あるいは時限的な位置づけではなく、「管理しうる中核的労働者」として産業政策の中に位置付けられており、目下、官民一体となって実用化されつつある全建設技能労働者を対象とする就労履歴システム「建設キャリアアップシステム」（運営主体：（一財）建設業振興基金）への登録が義務付けられていることから、あらゆる建設関連職種を対象として、越境的な教育訓練・資格付与制度の構築が政策意図として見込まれていることがわかる。

IV. 送り出し機関における積極的勧誘の実態

1. 送り出し側のリクルート拡大と建設業種の位置づけ

²³ 法務大臣、国家公安委員会、外務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成30年12月25日閣議決定）。

²⁴ その基本理念には「国際競争力の向上に資することに鑑み」と記されている。

²⁵ 国土交通省「社会資本の老朽化の現状と将来」（国交省、社会資本の老朽化対策情報ポータルサイト）

²⁶ 「技能実習制度 移行対象職種・作業一覧（平成30年12月28日時点80職種144作業）」、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」、ならびに建設通信新聞2019年1月22日記事参照。

²⁷ 一般社団法人日本トンネル専門工事業協会「NTS会報」Vol.45

次に、送り出し側に目を向けたい。惠羅（2018b）は、外国人技能実習制度の拡充策を対象に、建設分野における越境的なリクルートのあり方をめぐる問題点として以下の3点―技能育成という本来の目的を逸脱する即戦力としての活用、帰国後のキャリア形成との連続性の欠如、SNSなどの発達による情報の共有により魅力のない産業に候補者が集まらなくなっていること―を指摘している。

確かに、日本を対象とする送り出し機関の数は増加しており、ベトナムでは既に、日本渡航を前提とした若者の農村から都市への移動経路が形成されている。リクルートの方法は多様であり、自治体職業紹介所、家族親戚の紹介、友人知人の紹介、広告などを通じて、大都市近隣だけでなく広域な地域からの移動がみられるようになっており、大学や職業訓練校には職業訓練センターが設置され、仕事を探している人はこれらのセンターや人材事務所に問い合わせをすることを通じて、送り出し機関の求人に触れることもできるようになっている。惠羅（2019）は、このような急速な条件整備の背景として、第一に、多様な母体を背景とする送り出し機関²⁸において、複数のグループ系列で活発な子会社の設立がみられること、第二に、技能実習生が帰国後に日本語講師や技能実習講師として採用されるなど送り出し制度の拡大プロセスに組み込まれていること、第三に、介護領域に向けた教育開始など送り出し機関が日本の受け入れ政策の要望に大きく左右されていることを指摘している。しかし、このことは必ずしも、移動する主体としての若者の意識的な職業選択に結びつくものであるとはいえない。

送り出し機関A社²⁹を事例に、リクルートの実態について見てみたい³⁰。A社は日本への送り出し数の増加³¹に対応するため、研修センターを急速に拡大させている。実際、当初のウェブサイト情報では2ヶ所のみ記載されている研修センターが、調査時には6ヶ所に加え、1ヶ所増設中で7ヶ所に拡大しているところであり、最大2千人前後の教育が可能となっている。調査時における研修センター在籍者数は約1700人である。研修センターの日本語教師（約250名）の多くは元技能実習生であり、その場合、帰国後即、日本語講師として採用されているケースが通例である。ゆえに、出国前のオリエンテーションでは、実習候補者に対して日本語検定N3以上を取得すれば就職が容易であり、また人材紹介企業を通じて自ら大卒以上の収入の就職を探すこともできると若者を鼓舞しているという。

この7ヶ所の研修センターに若者を集めるために、A社では1カ所の教育センターを設けている。この教育センターでは、常に500人から1000人、ベトナム全国から募集した若者が、面接候補者として教育センターの寮に宿泊しており、日々100人単位での入退所の増減があるほど流動性が高い。面接候補者の滞在期間は約1か月とされており、3回を上限として日本企業との面接に合格しなかった場合は「（故郷に）帰って待っていてもらう」あるいは「他（の送り出し機関）に行くものもある」という。面接候補者のほとんどは農村出身者であり、仕事がない、あるいは大卒短大卒でも就職できない人が多いことが背景にある。個別の求人に対するリクルートというよりは労働力プールといった様相であり、営業文句にも「技能実習候補者数がベトナムで一番多く、どんな要求にも迅速に対応できます」と謳われている。また、この施設では、面接に要する滞在

²⁸ 著者が2017年度以降に実施した調査対象の送り出し機関5社の母体は、民間不動産事業、民間教育関連事業、国営農産物輸出入企業、国営軍事関連企業、民間建設総合工事事業と様々であった。

²⁹ 送り出し機関A社は、1965年に国営として設立された貿易会社を母体とし、2005年から海外への派遣事業を開始、2008年から日本への送り出しを開始している。以前はマレーシアと韓国に送り出していたが、現在の送り出し先は台湾と日本だけである。同グループ系列の傘下にはA社を含めて送り出し機関5社があり、グループ全体の送り出し実績は2017年に約2,800人、2018年目標は4,000人と急速に拡大している。

³⁰ 以下の記述は、2018年3月28日に実施した聞き取り調査より。

³¹ A社の技能実習生の送り出し総数は、2015年591人、2016年867人、2017年1,523人である。

期間を利用して、面接前実習と呼ばれる数日間の職業教育も実施されている³²。A社は日本国内に12カ所の出張所と83人のベトナム人スタッフを在中させており、それは約160に上る提携先の監理団体の要望に応えるためである。送り出し対象の企業も多業種に渡り、その中で2016年以降、最も急速に拡大しているのが惣菜などの食品加工部門である。その9割以上が女性で、全体の女性比率が拡大しているという。

このような送り出しの拡大と対象の多様化の中で、建設分野の占める位置は、決して優位なものではない。A社のこれまでの経験では、建設は「現場が遠い、トラブルが多い」などの問題あったために送り出しを断るなどのケースもあったという。その中でも、比較的仕事が安定しているのは内装の職種であり、残業がある程度多い、室内作業であるなどの理由で好まれている。募集基準は一般的には高卒であるが、企業の採用条件に左右され、建設の場合は候補者が集まりにくくなっていることもあり中卒で良いケースがあるという。また、失踪問題についても建設は典型的な業種として挙げられる。A社の昨年の日本国内での失踪者数は約30人であり、多い職種はとび、型枠、農業で、その原因として「圧倒的に多いのは、企業の扱いであり、厳しい指導や暴力など」であるという。このような問題の頻発を受けて、A社としては2016年技能実習法³³などによる日本側の監理体制の厳格化は「大賛成」として望ましいものとして受け止められている。

2. 建設分野を重点化する送り出し機関の事例

日本国内においては、建設企業や建設特化型監理団体の中には、既にこのようなリクルートをめぐる産業間競争を意識して、越境的な提携を強化しようとする試みがみられる。その中でも、政策的に推進されているのが事前教育訓練の強化である。例えば、2013年3月19日の第4回日・ベトナム建設会議において締結された「ベトナムにおける優良な建設人材育成への日越の協力に係る覚書」には、「両国に設立された協議会の間で技能実習制度等を活用」することが含まれており、送り出し国における事前研修の時点から日本側協議会からの建設に特化した支援が想定されている。実際に、2010年代に入ると、日本側の推進企業による現地訓練校への出資や、社員や協力会社の現場職長を講師として派遣することなどを通じて教育訓練に参与する事例がみられるようになっていく³⁴。

このような建設特化型推進主体の連携相手である送り出し機関B社および送り出し機関C社(表2参照)を対象に実施した調査票による調査から³⁵、それぞれの教育訓練校に在籍する技能実習候補者のリクルート経路・前職・年齢を整理したものが表3である。二つの事例の特徴をまとめると、ハノイ郊外の農村地帯の中に立地するB社は公社直属の国防関連の職業訓練校を母体としており、9割以上の候補生は自治体職業紹介所を介してこの訓練校を知ったと回答している。また事業概要を反映してか、前職に徴兵修了者を含む軍人が14人含まれていること、年齢が30代まで幅広いことを特徴としている。教育訓練校の施設も、かつての国防関連施設を教室と寮に改築したものであった(写真1参照)。

これに対して、ホーチミン郊外のポリテクと称される専門短期大学キャンパス内に立地するC

³² 内容は、塗装訓練場、溶接訓練場、旋盤・機械加工訓練場、とび鉄筋建設訓練場、車保持訓練場、介護訓練場、縫製訓練室、食品加工訓練室(除菌室)、農業訓練場、車整備訓練場、大工訓練場(実際には特定の受け入れ企業の実習内容に対応して「〇〇株式会社」と掲示されている)と幅広く、いずれの分野においても実習講師は元技能実習生が担っている。

³³ 2016年11月成立(2017年11月施行)「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(いわゆる技能実習法)。

³⁴ 恵羅2018a

³⁵ 2016年9月8日(C社)および9日(B社)に調査を実施した。

社の訓練校は、かつて国営で現在は民間の建設元請企業を母体としており、リクルート経路も自治体職業紹介所35人、友人14人、家族12人、斡旋会社4人、TV1人、インターネット10人、その他13人と、より多様であった。前職は建設業・ワーカー40人、学生12人、製造業10人、その他13人となっており、年齢は無回答が多いものの、20代までとなっている。(表3参照)

表2：調査対象の送り出し機関2社の概要

	B社	C社
組織形態	公社直属	民間
送り出し認可取得	2011年	1996年
日本への送り出し開始年	2015年	2002年
事業概要	国防関連の職業訓練校	建設元請企業
日本側建設特化型監理団体との連携開始年	2017年	2013年

表3：リクルート経路と前職・年齢

	B社	C社
調査票	52票	75票
リクルート経路	自治体職業紹介所50人、その他2人	自治体職業紹介所35人、友人14人、家族12人、斡旋会社4人、TV1人、ネット6人、その他・無回答3人
前職	軍人14人、建設業・ワーカー37人、農業1人	建設業・ワーカー40人、学生12人、製造業10人、その他13人
年齢	10代2名、20代前半32人、20代後半10人、30代前半7人、30代後半1人	無回答18人、10代6人、20代前半32人、20代後半10人

前述のグループ系列で拡大する送り出し機関A社の事例ではリクルート経路で最も多いのは家族親戚あるいは友人・知り合いからの紹介であったが、ここに取り上げた建設分野への送り出しを重点化するB社とC社への聞き取りでは、自治体との連携によるリクルートに重きを置いていることが強調された。ゆえに現段階としては、既に口コミなどのネットワークを介してリクルートを拡大する大手送り出し機関の存在する一方で、特に農村部では自治体との連携において積極的な勧誘が行われている現状が垣間見られた。募集拡大を目指す建設関連もこの比較的フォーマルなリクルート経路に依存しているといえる。

写真1：教育訓練校の施設（B社）（左から寮の部屋、野外シャワー、教室棟）



V. 農村における送り出しの実態—自治体職業紹介所の事例から

次に、実際の自治体ではどのような募集が行われているのか。ホーチミン市に近いT省の自治体職業紹介所（以下、Dセンター：1992年設立）の事例を取り上げて、農村部におけるリクルートの内実について見ていきたい。

T省の人口は180万人とメコン地域の中で2番目に多く、産業のほとんどを農業（特に果物）に依存している。労働力人口120万人のうち失業者が10万人、新卒の失業率も約7%と高い³⁶。

DセンターはT省の労働局直属の部署であり、同部署で職業紹介事業を行う4カ所のオフィスのうち、調査対象としたこのセンターのみ施設内で教育訓練を実施している。事業運営費は政府が負担しており、外国にいくための教育と専門教育に対しては労働対策の財源から出資されているという。2016年省内卒業者の総数10,148人³⁷に対して、2016年登録実績数の総数は3,918件となっている。そのうち、「一般労働者」向けは890件（22.7%）に過ぎず、残りの3,028件は新規卒業者を対象としたものである。このことから、この自治体職業紹介センターが新卒の若年労働者の雇用斡旋に大きな役割を果たしていることがわかる（表4参照）。

写真2：Dセンターの職業紹介窓口の様子



³⁶ 2017年3月15日に実施した自治体職業紹介所副所長への聞き取り調査より。

³⁷ 最終学歴の内訳として多い順に「職業訓練センター」61.4%、「初級職業訓練」14.7%（「自動車・バイク・エンジン技術」分野が9割弱）、「専門短大」10.4%（「教育・語学」「医療・医薬」分野併せて6割弱）である。

表4：Dセンターの登録実績票（2016年数値）

職種		求人対象					
		短大・大学	中級職業訓練校	初級職業訓練／職業資格	一般労働者	計	職種別割合
1	管理・経済・オフィス	392	36	14	7	449	11.5%
2	財政・会計・銀行	781	211	17		1009	25.8%
3	IT・通信	117	57	11		185	4.7%
4	電気・電子・工業電気・冷却家電	140	95	13	82	330	8.4%
5	機械・製造・溶接・旋盤・メンテナンス	49	55	15	9	128	3.3%
6	バイオテクノロジー・食品技術	236	20	4		260	6.6%
7	建築・建設	71	19	2		92	2.3%
8	法律・医学・教員	101	101	4		206	5.3%
9	観光・レストラン・ホテル	16	14	1	2	33	0.8%
10	農林業・獣医・水利	45	19		1	65	1.7%
11	織物・衣料	12	4	30	225	271	6.9%
12	履物・カバン・包装・プラスチック	2	5	5	128	140	3.6%
13	農産・水産物加工	1			76	77	2.0%
14	マーケティング・コンサルティング・販売・サービス	4	8	52	319	383	9.8%
15	運転手・警備員	1	10	226	33	270	6.9%
16	その他の職種	8	1	3	8	20	0.5%
計		1976	655	397	890	3918	100.0%
求人対象別割合		50.4%	16.7%	10.1%	22.7%	100.0%	

Dセンターは民間送り出し機関E社と提携してセミナーなどを定期開催しており、調査時点における国外向け職業紹介の年間実績150～200件の内、8割がE社を介した日本への送り出しとなっている。国外向けの職業紹介は2004年から開始され、2010年からセンターにおける語学教育も開始されている。日本以外では台湾、韓国に送り出しているが、日本へ行く場合、まずDセンターで2カ月の日本語教育を受講し、E社の日本語教育センターに登録して日本側の提携企業の採用試験に合格すれば、今後はE社の教育訓練校で4カ月技能実習候補者向けの事前研修を受けることになっており、渡航までに計9カ月を有する。

副所長への聞き取りでは、Dセンターが国外向け職業紹介を始めた理由は、ベトナム政府の送り出し政策に加えて、国内向け職業紹介事業との関係もあるという。国内向けの職業紹介はほとんどが省内の雇用であり、三つの工場団地の存在によって雇用は増加傾向にあるとはいえ、国内雇用はインターネットなどを介して個人で求人を探せるようになっている。そのため、公務員職員41名を抱える「センターの役割自体が減っており、組織として海外に重きを置くよう

になっている」というような組織的合理性による判断もそこには働いている。徴兵制との関係を探ねると、18歳以上で職に就いていない人が対象となっており、仕事がある人や、大卒・短期大学卒なら免除があるために、「特に大卒や短大卒は外国に就職することが、一番将来的に助かる」という回答であった。技能実習生に対する金融政策として、特に農業分野で最低世帯所得の場合は国営銀行が低金利0.55%で、それ以外の場合は民間銀行が0.8%で融資することになっているという。このような政府助成の存在は、世帯に対する説得材料としても位置づけられている。送り出し機関E社としても、労働局直轄のセンターで銀行融資の手続き³⁸や政府関連の手続き³⁹を行うことが最もやりやすいと捉えているために、直接の問い合わせに対してもリクルートの窓口であるDセンターに行ってもらおうという方法をとっているという⁴⁰。ゆえに、DセンターとE社は常に連携を取りながら候補者の募集を行っている関係にある。Dセンターが日々の新聞広告やTV広告などを通じて候補者を集め、E社がコンサルタントとなり候補者とその家族に対するセミナーを定期的実施し、20名ほどの候補者およびその家族に対し、日本の紹介、費用・就労生活面の紹介、技能実習制度の紹介などを行っている。特に技能実習制度に関しては日本とベトナム政府が実施していること、渡航前から日本側の監理団体、受け入れ企業名、雇用契約書の内容などが分かることなど、詳細面を提示することで「不安」をやわらげ、また国営の自治体センターであることで「信頼」されている面があるとのことであった⁴¹。D社が以前まで送り出しをしていたマレーシアや、現在も送り出しをしている台湾や韓国への送り出しは、語学要件の高さや送り出し省ごとの人数上限の設定などにより送り出し数の拡大が難しいといわれる現状にあって、日本向けの送り出しは、「オリンピック需要、(特に) 溶接、内装、鉄筋など」を要因として「ベトナムの若者を日本に行かせたい」という積極的姿勢を後押しする状況にあるという。

Dセンター副所長に、募集に関して最も大きな課題を聞くと、「一番は心理的なこと」と即答であった。特に若者を国外に送り出す両親の理解を得ることが最も重要であると感じており、「日本のことをほとんど知らずどんな国かイメージもない」「一緒に住みたい、ホーチミン市に出すのも嫌だと思う」両親の場合、E社のスタッフが実家を個別訪問するケースもあるという。実際、日本に渡航中の技能実習生2名の実家に訪問し彼らの両親に話を聞くと⁴²、いずれも実習生本人が自分で情報収集をして渡航を希望するようになったために「最初に聞いたときはすごく心配した、なぜだろうと驚いた」「子供が自分で全部決めたのでセンターとは話をしていない」という状況であり、また渡航経験者の存在についても、「この地区では日本に行っている若者はいない」「子供の同級生で外国に行っている子はいない」というような状態であった。そのような環境の中で、本人が情報収集をどのようにしたのかを聞くと、1名の実家は湿地帯に囲まれてインフラ整備が行き届いておらず、街道に出て初めてインターネットに接続することができ、実習生本人がDセンターの話を聞いてすぐに市場の近くに行き携帯電話でインターネットにアクセスして日本語勉強を始めたという話であった。もう1名は高卒後すぐに18カ月間の徴兵に参加した後、友人の友人から送り出し機関E社のことを聞いて、本人がインターネットで調べたという話で

³⁸ Dセンターの聞き取りでは、国営銀行の融資額は平均30万円程度という回答であった。一方、E社への聞き取りでは、渡航準備費用として一人当たりの自己負債額は60～70万円であろうという回答であった。

³⁹ Dセンターでの手続きにおいては、実習候補者が自己負担する渡航諸経費は約7万円（パスポート代や健康診断費などを含む）であり、そのうちの7,500円がDセンターでの日本語教育の授業料となっていた。

⁴⁰ 2017年3月16日に実施したE社日本語教育センター社長への聞き取り調査より。

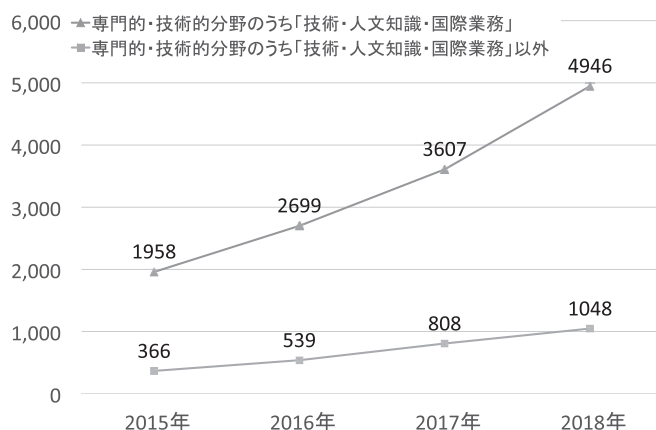
⁴¹ 同上。

⁴² 2017年3月15日、16日に実施した訪問調査より。

あった。いずれの両親も、「日本のことはTVニュースで触れるくらいで全然知らなかった」「日本のことを全然知らなかったから、話を聞いてびっくりしている」という感想を口にする。渡航後は、いずれの実習生も、実家に月8～10万円の仕送りをしており、それらは借金の返済や、生活費、自宅の修繕・改築費にあてられている。1人は、渡航後1年になるが、大学進学時の国からの借金、実家の建築費の借金、そして渡航費を含めて、総額100万円の借金のうちの90万円を既に返済していた。もう1人は実家の生活費がかさみ、月2万5千円しか負債の返済ができていない状況にあり、両親にとっても「今一番心配なのは、借金が返せるか」ということであった。

このような送り出しの現状の下、自治体職業紹介センターの将来的課題としては、提携する民間送り出し機関を増やすこと、ならびに実習生の帰国後のフォローであり、実際Dセンターでは実習生OBを職員にしたいという要望を持っていた。またE社でも帰国時に日本語能力試験N3レベルであれば3万円、N2であれば10万円を贈与するというイニシアティブを実施しており、現在の50名のスタッフの半数は元実習生であることに加え、日系企業への就職斡旋なども積極的に行うようになってきている。しかし、送り出す職種に関してはDセンターでの募集の時点では決まっておらず、E社で実施される採用試験の際に決まるようになっており、また、日本の建設企業F社との提携をきっかけに増加している建設分野に関しては、帰国後に現地の建設技能労働者として条件に見合う雇用を見つけることは難しい状況にある。そのため、E社と提携する日本側の建設関連F社は、IT関連として積算設計分野でのベトナム現地支社の設立に取り組んでおり、多角的事業展開を考えている段階である⁴³。実際に、建設関連企業の国内での人材不足と海外展開を見越して、土木、建設、建築関連の技術職・専門職に焦点を当てた民間企業と現地教育機関との提携も見られるようになっており、現地では大卒者を対象とした採用セミナーや面接会も行われるようになってきている⁴⁴。政府統計上でも、この数年間で、日本の建設業における「技術・人文知識・国際業務」在留資格での外国人労働者数は増加している（図1参照）。

図1：建設業における在留資格「専門的・技術的分野の在留資格」の外国人労働者数



出所：厚労省「外国人雇用状況」の「(別表6) 在留資格別・産業別外国人労働者数」各年数値より作成。

⁴³ 2015年9月30日に実施したF社聞き取り調査より。

⁴⁴ 恵羅2018a, p15.

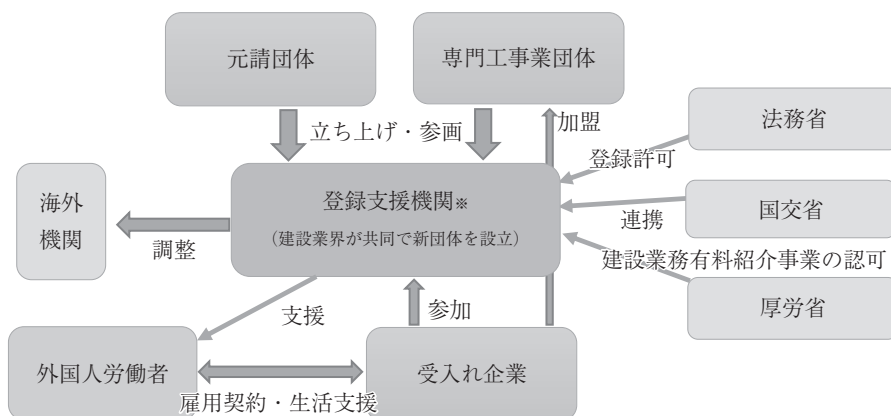
このように、現地におけるフォーマルな経路を通じた積極的勧誘は、情報技術の発達や官僚機構の生存戦略に基づく機能転換もその要因としながら、若者の入職活動の越境化を促進しており、特定産業との連携は一義的には送り出しの事業拡大を可能とする雇用機会の確保として捉えられている現状がある。

VI. 産業主導の新たな制度設計の含意

翻って日本国内では、2018年改正入管法を受けて、現在、建設業の「業界が一丸となって」制度設計が進められつつある。法案成立に先立つ2018年11月19日、主要な業界団体である日本建設業連合会（日建連）は労働委員会に「外国人技能者受入れ検討専門部会」（会員企業9社で構成）を設置し、その初会合において国交省から新たな在留資格などの説明を受けている⁴⁵。現在、国交省は元請団体と専門工事業団体に対して、登録支援機構⁴⁶に当たる新団体の立ち上げと新団体への積極的な参画を呼び掛けており、年度内の立ち上げが見込まれている段階にある⁴⁷。

図2は新団体のイメージ図であるが、現行の技能実習制度と比較して最も大きな点は、中小企業が会員となる協同組合などからなる複数の監理団体による受け入れ制度運営ではなく、業界で単一の機関を設立し、そこに元請団体と専門工事団体が参画するという点である。

図2：新団体のイメージ



出所：政府の基本方針ならびに脚注の報道記事などを参照して作成。

政府の方針では、この登録支援機関が、ルール策定と遵守確認、評価試験実施に係る団体間調整、海外機関との調整・試験場所確保・受験生募集・試験実施、試験合格者と免除者に対する就職先の斡旋・転職支援など、幅広い支援を行うこととなっている。滞在の長期化を前提として社会的共生に大きな役割を担うとみられるこの登録支援機関であるが、政府が発表する「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策【案】」（法務省2018年12月25日）の中ではほとんど触れられておらず、受け入れ企業および登録支援機関の主体となる業界団体が担うとされて

⁴⁵ 日刊建設工業新聞2018年11月20日記事参照。

⁴⁶ 入管法第19条の27第1項に規定する「登録支援機関」のこと。

⁴⁷ 建設通信新聞2018年12月20日記事参照。

いるこの広範な生活支援をめぐり、政府や地方公共団体が担う指導・監督責任あるいは役割や官民連携のあり方は明らかにされていない。また、受け入れ企業はこの機関（構成する専門工事業団体を含む）に所属し、国交省の定める「建設特定技能受入計画」の認定を受けることとされているが、適切な労働環境等の確保についても具体的施策が明らかにされているとはいえない。

加えて、海外機関との調整についてもこの登録支援機構が行うとされているが、今後の制度構築プロセスにおいて、現行の監理団体が中心的役割を果たしてきた事前研修や採用面での具体的なしくみについてどのような調整がなされていくのかという点も未確定な部分が大きい。今後5年間の試算では、新たな在留資格での受け入れの大部分が技能実習生からの移行と見込まれており、その際の受け入れ要件である日本語試験は原則として海外で実施されることとなっている。また技能水準については、建設分野では、技能実習2号修了者は特定技能1号に必要な水準（「建設分野特定技能1号評価試験（仮称）」あるいは「技能検定3級」に相当）を満たしているものとして扱うとされている。しかし、実際には技能実習の対象ではない業務も新たに追加されていることから、これらの分野の技能試験の実施については海外での新たな制度構築が必要になると想定される。建設分野において2022年度まで実施される外国人建設就労者受入事業も含め、今後は複数の制度が併存した複雑な構図となっていくと想定される（表5参照）。この制度間調整の下で、越境的な制度構築のあり方についてもこれまで中間組織が主導してきた教育・入職・就労の体系的な経路づくりの再編が見込まれることとなる。これが送り出し側の論理・移動する主体や世帯の論理とどのような整合性を持つか、あるいは持たないのかという点については再検討が必要であろう。

表5：受け入れ制度比較

	技能実習	外国人建設就労者	特定技能1号	特定技能2号
管轄	法務省・厚労省	国交省	法務省（および関係省庁）	
在留資格	技能実習	特定活動	特定技能	
滞在期間	最長5年	最長3年	最長5年	制限なし
監理団体	監理団体	特定監理団体	登録支援機関	
監督機関	外国人技能実習機構	国際建設技能振興機構	—	
家族帯同	なし	なし	なし	可能
転職	原則なし	可能（同一職種内）	可能（同一分野・活動内）	

新たな制度構築の下で、技能の内実（対象となる業務区分、個々の区分における技能水準設定と評価試験）と並んで重要なのは、待遇・報酬との関連である。例えば、差し当たり建設と造船のみに実施が想定されている、滞在期間に制限がなく家族帯同が認められる「特定技能2号」の認定基準には、評価試験に加えて「班長としての実務経験（年数は区分ごとに別途定める）」が必要となるとされている。これは新たな国内就労履歴システムとの関係では、「レベル3」の条件に相当するものであり、「外国人労働者」であっても就労履歴システムの実務運営に参画する建設労働組合に包摂される可能性が高くなるという意味でも、移動する主体を組み込んだ技能水準と報酬の連関という新たな観点から国内の労使関係を問い直すことにもつながるものである。その一方で、新たな滞在資格における雇用契約はどのくらいの期間を基準としているのか、

解雇などの契約の途中解除や更新、同一滞在資格での契約の反復は可能なのかという点は不明確なままであり、同一業務内で可能となるとされる転職のあり方をめぐっても、「一時性」に伴う脆弱性や搾取構造を是正しうる対応策が求められているだろう。その意味では、特定の地域労働市場において、個別の職種あるいはそれらを包摂する産別における集団的な労使関係のあり方が改めて問われている。日本の建設業の歴史的特徴である重層下請構造の下では、制度設計プロセスにおいて政策側が重視する管理強化の側面と同時に、いまだに是正されない劣悪な労働環境の存在や、制度の逸脱に伴うインフォーマルな領域の拡大についても目を向ける必要があることをあらためて強調しておきたい。

VII. おわりに

越境的な労働者の移動の拡大を受けて、正面からの議論が必要とされている。日本のこれまでの移民政策の否定の下では、外国人労働者をめぐる構造的問題は国内の労働政策としては受け止められてこなかった。しかし、国内労働者が職業選択の自由を持つのに対して、「サイドドア」から受け入れられてきた外国人労働者は、制度的あるいは実質的にそれを制限された形で就労に従事している現実があり、これまでも請負構造の下での非正規雇用や低い労働条件の不利な労働に結びつけられてきた。建設分野はその低い労働条件や厳しい労働環境ゆえに国内労働力不足に直面している典型的な領域である。特に日本の建設分野では、産業特性として非熟練労働から熟練労働が連続性をもちながらも、フォーマルな技能形成システムが欠如しているため、外国人労働者の中長期的な技能形成やそれに対する処遇についても、これまで産業政策あるいは産業労使関係の枠組みで正面から議論されたことはなかった。しかし実際には、受け入れをめぐる劣悪な状況が告発される一方で、受け入れ拡充策自体が国の開発政策や産業自体の生存戦略が求める越境的な技能形成・再生産システムの構築プロセスに組み込まれている側面があり、これは単なる労働力不足への対応といった量的な側面にのみ焦点を当てる議論では捉えきれない構造転換を含んでいる。それは移動する主体の意識やキャリア形成、また受け入れ社会における社会的包摂／排除という文脈にも大きな影響を及ぼすものである。

本稿でみてきた日越間の事例のように、中間組織を介した越境的制度構築は、国家戦略を背景とした産業論理を反映しつつ、送り出し側での積極的勧誘を促しながら進展してきた。事例を通じて明らかにしてきたように、複数の論理の間にはズレがあるものの、この間、双方で送り出しと受け入れの経験が蓄積され、特定産業に入職する経路が形成されてきた経緯がある。現在、日本の受け入れ政策は、「フロントドア」からの受け入れを前提とした大きな転換点にあり、その具体的な制度設計は担当省庁および業界主導で進んでいく方針となっている。そのあり方を考察するうえでも、現行の既存制度が基盤とする制度構築の現状の実態的な把握の上に、調査研究および議論を深めていくことが求められている。本稿で扱った建設分野のみならず、個々の領域では固有の論理の下で構造化が進展していると想定される。今後も、多面的な観点から比較分析を進めていくとともに、それが移民政策、労働産業政策、社会的共生のあり方にとって、どのような意味を持つのかについて引き続き考察していきたい。

※本稿はJSPS科研費JP15J40078、JP16H02042の助成を受けて実施した調査研究の成果を含んだものである。

参考文献

<英語文献>

- Amrith, Sunil. 2011. *Migration and Diaspora in Modern Asia*, NY: Cambridge University Press.
- Baey, Grace and Brenda S.A.Yeoh. 2016. "Migration and Precarious Work: Negotiating Debt, Employment, and Livelihood Strategies amongst Bangladeshi Migrant Men Working in Singapore's Construction Industry." *Migrating out of Poverty Working paper* 26. Brighton: University of Sussex.
- . 2018. "'The Lottery of My Life': Migration Trajectories and the Production of Precarity among Bangladeshi Migrant Workers in Singapore's Construction Industry." *Asia and Pacific Migration Journal*. 27(3) 249-272.
- Castles, Stephen, Hein De Haas, and Mark J. Miller. 2014. *The Age of Migration: International Population Movements in the Modern World*. [Fifth edition] Palgrave Macmillan.
- European Commission. 2017. "Posting of Worker- Report on A1 Portable Documents issued in 2016".
- Fiscal Policy Institute. 2007a. "Working for a Better Life: A Profile of Immigrants in the New York State Economy." November 2007.
- Fiscal Policy Institute. 2007b. "The Underground Economy in the New York City Affordable Housing Construction Industry." A Fiscal Policy Institute Report April 15, 2007.
- Kuptsch, Christiane and Eng Fong Pang. eds. 2006. *Competing for Global Talents*. International Institute for Labour Studies. ILO.
- OECD. 2012. *International Migration Outlook 2012*. OECD Publishing. (http://dx.doi.org/10.1787/migr_outlook-2012-en)
- Reid-Musson, Emily, Michelle Buckley and Bridget Anderson. 2015. "Building Migrant Precarity: Employment, Citizenship & Skill in Tronto and London's Construction Sectors." Working Paper, Urbanization from Below: Precarious Migration Construction Work in Tronto, Canada, and London, UK Project.
- Standing, Guy. 2011. *The Precariat: The New Dangerous Class*. London: Bloomsbury Academic.
- Theodore, Nik, Abel Valenzuela Jr., and Edwin Meléndez. 2006. "La Esquina (The Corner): Day Laborers on the Margins of New York's Formal Economy." *Working USA*. 9: 407-423.

<日本語文献>

- 惠羅さとみ 2018a 「高齢化する転換期の労働社会と移民労働者—建設分野における日越間の越境的制度構築を事例に」『労働社会学研究』19号 (https://doi.org/10.20750/jjals.19.0_1).
- . 2018b 「建設産業構造と外国人労働者—外国人技能実習制度の拡大を事例に」第2章 駒井洋監修・津崎克彦編著『産業構造の変化と外国人労働者—労働現場の実態と歴史的視点』明石書店.
- . 2019 「連載 建設と移民労働者 第2回 越境的移動の拡大をめぐる諸論点—ベトナムからの技能実習生の送り出しを中心に」『建設政策』183:24-28.
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人 2005 『顔の見えない定住化—日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』名古屋大学出版会.
- 小井土彰宏・上林千恵子 2018 「特集「日本社会と国際移民—受入れ論争30年後の現実」によ

せて」『社会学評論』68(4) 468-478.

堀抜功二 2014 「国際労働力移動のなかの湾岸アラブ諸国の位置づけ」細田尚美編著『湾岸アラブ諸国の移民労働者—「多外国人国家」の出現と生活実態』明石書店.

山田美和編 2014 『東アジアにおける移民労働者の法制度—送出国と受入国の共通基盤の構築に向けて』アジア経済研究所.

帰国したベトナム人留学生の仕事と収入

Jobs and Incomes of Former International Students
who returned to Vietnam平澤 文美*
Ayami Hirasawa

Abstract

Despite a certain number of international students returning to their home countries after finishing their studies in Japan, there have been few studies on their jobs and lives after leaving Japan, except some case-studies based on limited data. The survey and research on former international students have mainly focused on their working situation in Japan. This article focuses on their jobs after leaving Japan. Based on the questionnaire survey on the internet “Jobs and lives of Vietnamese former international students who had studied in Japan” conducted by the author in 2017, it analyzes their current incomes. Respondents tend to earn higher incomes than their counterpart, college graduates in Vietnam and employees who are working at Japanese companies in Vietnam. The result implies that the current working conditions have effects on the incomes, but the effects of some variables relating to educational attainments and their majors in Japan were not statistically significant, though bachelor's degree has a slight effect on incomes. Most of the respondents are living in Ho Chi Minh City.

I. はじめに

本稿の目的は、現在ベトナムで働くベトナム人元日本留学生の収入が、日本での学歴をはじめとする留学時の学業、そして現在の職業や地位によってどのように異なるか、現在の収入がどのような要因により規定されているかを考察することである。具体的には、2017年に実施した日本留学経験者へのインターネット調査の結果から、元留学生で現在ベトナム在住者の月収を被説明変数とした回帰分析を行う。得られた結果について、筆者が2016年に実施した日系企業へのインタビュー調査、また2015年から断続的に実施しているベトナムに帰国した元留学生へのインタビュー調査も含めて考察する。本稿の問題設定の背景は次のようなものである。

外国人留学生と卒業後の就職という問題設定においては、主に留学生の日本国内での就職をいかに促進し、定着を図るかに焦点を当てた調査研究が中心である。1983年に掲げられた「留学生10万人計画」は2003年に達せられ、2008年には「留学生30万人計画」が新たに設けられた。留学生は海外からの高度人材として日本で活躍することが期待されるようになっている。留学生

* 一橋大学社会学研究科総合社会科学専攻 博士後期課程単位取得退学。
Email: fwHP2832@gmail.com

数の増加の一方で伸びなかった日本での就職率という状況に対し、企業の留学生雇用の意向や実際の雇用状況、留学生の意識、大学の就職支援策、行政との連携による支援など多方面から関心が寄せられてきた（守屋2012；郡司2011；日本私立大学連盟2011；原田2010；神谷2010；志甫2009）。

在学中の留学生への調査では、卒業後は日本で就職することを希望する人は多いことが分かっている。日本学生支援機構（以下JASSO）の平成27年度の調査によると¹、卒業後の進路希望として日本での就職を希望するのは全体の63.6%であり、出身国において就職を希望するのは全体の20%に過ぎない（複数回答）（JASSO 2016）。だが実際は卒業生のうち日本で就職する割合は、平成28年度で学部卒41.8%（68.2%）、修士卒34.2%（62.2%）、博士卒19.4%（45.5%）となっている（カッコ内は「進学」「その他」含め卒業後も日本に居住する人の割合）。卒業後帰国を選択するのは学部修了者では約28.9%、修士課程修了者は34.3%、博士課程修了者は49.4%に上る（JASSO 2018）²。学業修了後に日本で就職したとしても永住するかは別である。Oishi（2012）が日本で働く外国人高度人材（将来的な高度人材として現役留学生も含む）を対象とした調査で指摘したように、職場におけるジェンダー不平等、ワーク・ライフバランスの欠如のほか、子どもの教育、地域や学校で受ける差別、25年の加入期間を要する年金制度（当時）や外国籍者の海外資産にもかかる税金など、定住環境の不備が立ちはだかり帰国を選択する状況もある。これらの日本国内の状況は改善していくべき課題であるが、一方で留学経験者のライフコースにおいて、帰国は今後も一つの選択肢であり続けるだろう。帰国後の留学生がどのような機会を得ているのかについては、追跡調査が困難であることから、管見の限りでは少数の元留学生を対象とした事例調査が散見されるに過ぎない。留学を通じた就労面での機会拡大は、日本に留まるにせよ、帰国あるいはまた別の国に移動するにせよ、留学生が期待することである。日本が外国人留学生の受け入れ拡大を目指すならば、日本国内における就職状況だけでなく、日本に留学したことが帰国後の機会拡大にもつながるのか、日本での学業は帰国後の就労にどのように寄与しているのかを検証することも意義があると考ええる。本稿の調査も100名程の元留学生を対象としたものであり事例調査の域を出るものではないが、それでもこの規模で留学前の状況から留学時の学業、就労状況まで詳細を調査した前例はなく、一定の意義はあると考ええる。

II. 帰国したベトナム人留学生の仕事と収入—先行研究

本稿で対象とするのは、帰国したベトナム人留学生である。日本で学ぶベトナム人留学生は2017年末時点で7万2268人であり、中国に次いで第2位である。10年前の2007年の時点では、3733人（在留資格「留学」2930人、「就学」803人）と4000人に満たなかったベトナム人留学生が急増したのは2011年頃からである。（法務省『在留外国人統計』各年度）送り出し側の背景として、ベトナムの大卒者の就職難と、日本では勉強しながら簡単に収入が得られるかのように宣伝する留学斡旋業者の存在があるが（佐藤2016：16-18；アジアの友編集部2015：4-5）、マクロ的な背景としては、日越間の経済関係の深化がある。90年代以降、94年から97年には人口8000万人（当時）の潜在市場を狙った「第一次ベトナム投資ブーム」が起きた（関2004：5）。アジ

¹ JASSO『私費外国人留学生生活実態調査』（平成27年度）。調査対象者は私費外国人留学生。7000人に対してアンケートを送付し、6036人から有効回答。

² JASSO『外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果』（平成28年度）。学部卒者1万1690人、修士卒者9990人、博士卒者3075人。

ア通貨・経済危機でいったん陰りはしたものの2000年代中頃となると「第二次ベトナム投資ブーム」が起り、ベトナムは「チャイナ・プラス1」として生産拠点の中国一極集中を回避するための投資先として日系企業の進出が進んだとされている（JETRO 2006）³。参入する産業も多様化した。ベトナムのサービス市場を担ってきたのは従来露天商や小規模零細の雑貨店などの個人経営であり、ベトナムは外資系企業にサービス産業への門戸を開くことに慎重であったが、2007年のWTO加盟を機に市場開放を進めた（池部 2012:434-435）。近年はホーチミン市で日本の大手外食チェーンの進出も急速に進むなど、南部を中心に消費市場のさらなる成熟が進み日本企業の進出拡大が期待されている（JETRO 2017）。2017年の対ベトナムFDI国・地域別認可額では日本が約91億ドルでトップである（次いで韓国、シンガポール、中国）。（Bộ kế hoạch và đầu tư 2017）。日系企業はベトナムの若年層の就職先として意識されるようになり、呼応するように日本語学習者も増え続けている⁴。ドイモイ後のベトナムにおいては、アメリカやオーストラリア等英語圏への留学の人氣が高いが、ベトナムにおける日本企業の存在感が増していることを背景に、日本への留学が急増している⁵。

日本で就職する人も増えている。「留学」（または「就学」）の在留資格を持つベトナム人のうち、日本の企業等に就職するために在留資格の変更を許可されたのは、2006年までは100名に満たなかったが、10年後の2016年には、2488名となった（法務省 2011, 2017）。

帰国した元留学生たちを追った数少ない先行調査からは、元日本留学生たちは概ね「中流」の生活を営んでいることがうかがえる。杉谷（2015）は自身の教え子6名へインタビューを実施し、日系企業で働く20代後半から30代前半で月収7～10万円ほどであると報告している。ベトナム全国では、2015年の時点で大卒者全体の平均月収は約3万7000円なので⁶（Tổng cục thống kê 2016）、収入の点では中流と見ることができる。ただ、海外の日系企業に対し長年指摘されてきた問題一昇進・昇給の遅さ、責任の不明確さ、日本人社員とベトナム人社員のコミュニケーションの齟齬など一は現在のベトナム人元留学生も経験している（五島2009:173-179）。五島はまた「日本語を2年間勉強して、その後日本の大学で学んできた人間であっても日本企業はそれを評価してくれません。そのようなこともあって、日本に留学した人の3分の1が自分で起業しています」という元留学生の意見を取り上げている（同：175）。「評価」には、賃金、仕事の裁量、昇進、など様々な要素を含むと考えるが、本研究では収入に注目している。

³ 池部（2012:427-428, 432）は、各企業が中国リスクを嫌気してベトナムほか、カンボジア、バングラデシュなどに向かったというより、「主にセットメーカーの暗黙の要請や圧力であったり、人件費の上昇でコストが合わなくなったことが移転なり分散の理由であろう」と見ている。

⁴ 日本語能力試験のベトナムにおける受験者数は、2017年7万1242人である。5年前の2012年時点では2万197人であり、急増している。日本語能力試験ウェブサイトより。<https://www.jlpt.jp/statistics/index.html> また、筆者が2016年に実施したホーチミン市の日本語学校に通う学習者570名を対象とした調査では、385名の人が質問「日本語能力が目標とするレベルに達した後何をしたいか」に仕事に役立てたい旨を答えている（自由記述）。

⁵ Institute of International Education（IIE）の調査報告“Open Doors”によれば、2017年のアメリカにおけるベトナム出身の留学生は2万2438名。オーストラリア教育訓練省の調査報告“International Student Data 2017”によれば、2017年10月の時点で、ベトナム出身の留学生は2万9713名となっている。IIE “Open Doors”（<https://www.iie.org/Research-and-Insights/Open-Doors>）、オーストラリア教育訓練省“International Student Data 2017”（<https://internationaleducation.gov.au/research/International-Student-Data/Pages/default.aspx>）

⁶ 大卒者の平均月収は701万6000ドン（男761万2000ドン、女640万6000ドン）である。これを日本銀行が発表している「参考：外国通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢相場について」（2015年10月中）を参考に100ベトナムドン＝0.00447で米ドルに換算し、その後、当時の基準外国為替相場（1米ドル＝120円）をもとに日本円に換算。日本銀行https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame_rate/kijun/index.html/

Ⅲ. 調査課題と方法

本調査の課題は、ベトナム人元留学生の留学時の選択—日本での学歴、専攻、学業修了後の選択—と、現在の仕事の状況—勤務形態、勤務先の経営資本、地位、産業—により月収の違いが見られるのか、またこれらの変数のうち現在の月収に影響を及ぼしているものは何かを明らかにすることである。(1)インターネット調査の結果をもとに、(2)日系企業調査、(3)元留学生へのインタビュー調査を含めて考察を行う。各調査の概要は以下の通りである。

(1) インターネット調査

調査方法：インターネット調査票による調査を実施した。ホーチミン市元日本留学生クラブ(JUACH: Japanese Universities Alumni Club in HCMC)⁷の協力を得て、クラブのFacebook上に調査の紹介文とともにインターネット調査票へのリンクを掲載してもらい、会員に向けて調査協力を呼び掛けた。しかしながら、この方法では10名未満の回答しか得られず、最終的に会長の知人、筆者の知人に彼らの友人、知人の中で日本留学経験者がいればインターネット調査票のリンクを伝えてもらうよう依頼した。結果、全回答者のうちJUACH会員は60名、非会員は70名、未記入1名と非会員の方が多かった。回答者がパソコンやスマートフォン等の端末から回答するインターネット調査を選択したのは、郵送か直接かを問わず、質問紙を配布して回答を得る形の調査の実施が難しかったためである。インターネット調査であれば地理的、時間的な制約なく回答者を得られる。また、インターネット調査票は回答によって次に続く質問が分岐していく場合に、回答者がページをめくって回答項目を探す手間を省き、回答しやすい。紙であればかなりの紙幅を割く必要がある分岐型の質問を盛り込みやすいという利点もある。

調査時期：2017年11月~12月、2018年1月(2名のみ)。

調査言語：ベトナム語。

調査対象者：日本留学経験があるベトナム人。

調査内容：基本属性、留学前の状況、留学中の学業、現在の就労状況に関する質問項目を設けた。質問項目にはJGSS研究センターからの許可を得た上で、JGSS-2012留置き調査票A票から家計状態の変化、生活水準向上機会の有無、階層帰属意識に関する3つの質問事項を利用した⁸(本稿ではJGSSの質問事項に対する回答は扱わない)。スマートフォンで回答する人が多いことが予想され、2名に対し試験的に調査を実施した段階で5分以内に回答できるよう質問項目を改変したが、実際の調査での平均回答時間は8分強であり、回答者から調査時間が長いという声も寄せられた。

結果の分析：調査結果の分析には、統計分析ソフトSPSSを用いた。

(2) 日系企業インタビュー調査

2016年3月ホーチミン市内の日系企業(3社)、ホーチミン市近隣省の工業団地内の日系企業(8社)に対し、社員の構成や採用方法等についてインタビュー調査を実施した。インタビューには日本人、ベトナム人社員が同席するケースが多く、ベトナム人社員も日本語に堪能だったため、日本語でインタビューを実施した。ベトナム語でのインタビューは1社のみ。

⁷ ホーチミン市元日本留学生クラブ(JUACH)は、元日本留学生でベトナム南部在住のベトナム人の交流を図ること等を目的に、2006年2月に設立された帰国留学生会である。元留学生の交流だけでなく、日越の教育文化交流、留学支援、社会福祉活動、企業へのサポートなど、在ホーチミン市日本国総領事館からの支援を得て、様々な活動を展開している。会員数は約400名。JUACHホームページ<http://www.juach.vn/>

⁸ 大阪商業大学JGSS研究センター「第9回生活と意識についての国際比較調査」(2012年)より、JGSS-2012留置き調査A票7ページQ27(家計状態の変化)、同7ページQ31(生活水準向上機会の有無)、同8ページQ33(階層帰属意識)を利用した。
(http://jgss.daishodai.ac.jp/surveys/sur_quest/JGSS2012_Questionnaire_SelfAdministeredA.pdf)

(3) 元留学生インタビュー調査

2015年から2018年まで断続的にベトナム在住の元日本留学生（27名）に対し、インタビュー調査を実施。主に日本語でのインタビュー。ベトナム語でのインタビューは5名のみ。

IV. インターネット調査の結果

1. 回答者の基本属性

インターネット調査票へのアクセス数は155件、そのうち回答者数は130名であった。

現在の居住地：ベトナム国内107名、日本18名、アメリカ1名、オーストラリア1名、不明3名
性別：男38名、女91名、性別未記入1名。

年齢層：20代50名、30代61名、40代17名、50代2名

表1 高校卒業時の居住地

	N	%
ホーチミン市	70	53.8
ハノイ市	12	9.2
ハイフォン市	2	1.5
ダナン市	9	6.9
紅河デルタ地域	5	3.8
北中部	8	6.2
中部沿岸地域	5	3.8
中部高原地域	4	3.1
東南部	9	6.9
メコンデルタ地域	5	3.8
ベトナム国外	1	0.8
全体	130	

表2 留学前の学歴

	N	%
高校在学/卒業	19	14.6
中級専門学校在学/卒業	4	3.1
短大在学/卒業	2	1.5
大学在学/卒業	91	70.0
修士課程以上在学/卒業	14	10.8
全体	130	

表3 留学時の年齢

	N	平均値	標準偏差	最小	最大
女	91	23.0	3.6	17	36
男	37	23.0	3.3	18	30
全体	128	23.0	3.5	17	36

表4 留学前の日本語能力

	N	%
N2	46	35.4
N3	33	25.4
N4以下	18	13.8
日本語を勉強していたが 検定試験を受けていない	15	11.5
日本語を勉強したことは ない	17	13.1
不明	1	0.8
全体	130	

表5 海外在住親族の有無

	N	%
いる	56	43.1
4カ国	2	
3カ国	7	
2カ国	14	
1カ国	33	
いない	74	56.9
全体	130	

表6 海外在住親族の居住地

	N
アメリカ	42
オーストラリア	14
日本	13
カナダ	9
フランス	7
その他	7
※複数回答	

2. 留学前の状況

表1～表6は、現在ベトナムに居住していない人も含めて130名の回答者全員の留学前の状況である。出身地、学歴、留学時の年齢、日本語能力の状況を示したものである。海外の親族ネットワークは留学に限らず移動の誘因になるので、日本を含め海外在住の家族・親族の有無を聞いている。

調査対象者の特徴は次の通りである。

- ・居住地【表1】：高校卒業時の居住地は半数以上がホーチミン市であり、全体の7割が中央政府直轄市の居住者であった。
- ・学歴【表2】：約7割が留学前に大学や短大に在学中／修了、1割が修士課程在学中／修了である。
- ・留学時の年齢【表3】：男女とも平均で23歳である。年齢幅も広く、社会人経験を経た後に留学する人もいと考える。
- ・日本語レベル【表4】：日本語能力試験のレベルは留学前ですでにN2が35.4%、N3が25.4%と中級以上である。「日本語を勉強したことはない」という状況で留学した人17名のうち、12名は専攻課程の授業で用いられた主な言語は「英語」と回答し、「日本語」としたのは2名のみであった。この12名は日本語学校や大学併設の留学生別科を経ずに直接大学学部と修士課程に進んでいる。

以上のように、留学前の時点ですでに学歴が高く、日本語能力も既に高い傾向が確認できた。大都市居住者が大半であり、都市部に集中する日本語学校や高等教育機関へのアクセス、また情報へのアクセスにも、特に現在ほど情報通信技術が発展していない時代においては有利であったと考える。

・欧米諸国の家族・親戚【表5】【表6】：海外在住の家族・親戚を持つのは130名中56名（43%）であり、居住国は、アメリカ、オーストラリア、日本、カナダ、フランスとなっている。これらの国は、1975年のサイゴン陥落以降、国を脱出したベトナム人が難民として定住していった国々である⁹。この結果は本調査の回答者の8割近くがベトナム南部出身者であることを物語っている。

表7 留学した年		
	N	%
2000年まで	13	10.0
2001～2005	22	16.9
2006～2010	57	43.8
2011～2015	29	22.3
2016～	8	6.2
不明	1	0.8
全体	130	

表8 来日直後に進学した教育機関		
	N	%
博士課程	3	2.3
修士課程	6	4.6
大学院研究生	5	3.8
大学	36	27.7
短大	6	4.6
専門学校	2	1.5
日本語学校	58	44.6
留学生別科	2	1.5
その他	7	5.4
不明	5	3.8
全体	130	

表9 日本での最終学歴		
	N	%
博士卒	8	6.2
修士卒	27	20.8
大学卒	32	24.6
専門・短大卒	5	3.8
短期の留学	19	14.6
日本語学校	21	16.2
その他	16	12.3
不明	2	1.5
全体	130	

表10 留学期間(年)		
	N	%
8年	3	2.3
7年	4	3.1
6年	20	15.4
5年	5	3.8
4年	28	21.5
3年	10	7.7
2年	22	16.9
1年	33	25.4
不明	5	3.8
全体	130	
※平均	3.3年	

3. 留学時の状況

表7から表14は、回答者全員の日本留学時の状況についてまとめたものである。調査対象者は2000年代後半以降に留学した人の比率が高い【表7】。来日直後に進んだ教育機関について見ると【表8】¹⁰、来日後に日本語学校や留学生別科を経由せずに専門学校、高等教育機関に進学している人が約半数であることが分かる。日本語学校に進んだ58名のうち、21名は日本語学校までで日本での学業を終え、残りは高等教育へと進んでいる。

日本での最終学歴については、大学卒が最も多い【表9】。本調査では、日本で通った教育機関の種類とそれぞれの教育機関の在学期間を聞いているが、当該教育機関で学位や専門資格等を取ったかどうかは聞いていない。日本とベトナムの学校間の交換留学など、学位取得を目的としない短期の留学の場合もある。そのため、回答者が当該教育機関で学んだ期間が、標準年限（専門学校2年、短期大学2年、大学4年、修士2年、博士3年）以上であれば、「卒業」とみなして集計し、標準年限未満の場合は「短期留学」に分類している。留学期間について、1年で日本での留学を終えた人は33名いる（日本語学校10名、大学14名、短大1名、専門学校1名、その他7名）【表10】。

高等教育に進んだ人の専攻と【表11】、参考に日本のベトナム人留学生全体の専攻も示す（本調査の対象者は2000年代後半に留学した人が半数弱を占めるので、参考として2008年の状況を取り上げた）。本調査の対象者は人文科学の比率が高いが、サンプリングの関係で言語（日本語）を選択する人が多く含まれたためと見る。

留学中の奨学金については、130名中9名以外が奨学金を受けており、高い奨学金受給率を示している【表12】。奨学金の種類では財団等公益団体からの奨学金が最も多く、学校からの奨学金が続く【表13】¹¹。ちなみに日本の私費留学生全体では奨学金受給率が約6割（2009年）から

⁹ フランスの場合は植民地時代からの人の往来、移住の歴史があり、兵士、軍属、留学生、難民など移住の理由、形態は様々である。「フランスとベトナムの関係が歴史的に変わるたびに、移民の原因には異なった局面が出てくる」（レ 1989：21-22）。

¹⁰ 本調査では、日本で学んだことのある教育機関をすべて挙げてもらう形で回答を得た。複数の教育機関を挙げたケースでは、学んだ教育機関の順序までは判別できない。しかし、日本語学校、大学という回答があった場合、日本語学校から高等教育機関へ、という順序が一般的であること、修士課程と学士過程では、学士から修士へ進むことが普通であることなど一般的な進路を想定している。

¹¹ 学校からの奨学金には、授業料や寮費等の減免という形式も含まれている。新聞奨学金とは新聞社が提供する奨学金で、学生は奨学生である期間新聞配達業務を行う。

表11 高等教育進学者の専攻

	本調査				ベトナム人留学生2008年			
	N	女	男	%	女	男	計	%
社会科学	29	25	4	26.9	332	252	584	52.9
人文科学 (うち言語)	35	27	8	32.4	65	29	94	8.5
工学	20	15	5	18.5				
理学	12	1	11	11.1	62	239	301	27.2
教育	5	2	3	4.6	4	12	16	1.4
保険	4	4	0	3.7	3	3	6	0.5
芸術	2	1	1	1.9	6	5	11	1.0
農学	2	1	1	1.9	2	3	5	0.5
家政	2	1	1	1.9	15	8	23	2.1
その他	1	1	0	0.9	—	—	—	—
全体	16	13	3	14.8	31	34	65	5.9
全体	108	76	32		520	585	1,105	100

「特に専攻分野なし」(日本語学校のみ) 21名を除く。ベトナム人留学生全体の集計は、文科省の学校基本調査「平成20年度 高等教育機関」報告書掲載集計「学校調査 大学・大学院」を使用。

表12 奨学金の有無

	N	%
奨学金なし	9	6.9
奨学金あり	121	93.1
5種類	1	
4種類	1	
3種類	3	
2種類	21	
1種類	95	
全体	130	

表13 奨学金の種類

	N
公益団体	51
学校	42
日本政府	16
都道府県/市町村	11
民間企業	8
新聞奨学生	2
その他	33
※のべ人数	

表14 日本での学業修了後の選択と現在の居住地

学業修了後	N	%	現在の居住地
ベトナムに帰国	106	81.5	ベトナム96 日本7 その他2 不明1
日本で就職	21	16.2	ベトナム10 日本11
その他の国	2	1.5	ベトナム1 不明1
不明	1	0.8	不明1
全体	130		

約4割(2015年)と低くなりつつある(JASSO 2010, 2016)。

日本での学業修了後の選択と現在の居住地については、本調査の回答者は約8割が学業修了後にベトナムに帰国している【表14】。学業修了後に日本で就職することを選択した人も、現在半数がベトナムに帰国している。学業修了後は帰国した人で現在は日本に住む人も7名いる。

本調査の回答者は、留学前から人的資本が高い傾向を示していた。そのような留学前の状況は、高等教育機関へ直接進学することや、高い奨学金受給率といった留学後の有利さにもつながっていると考える。

4. 帰国後—ベトナム在住者の仕事と生活

表15 ベトナム在住者の居住地

	N	%
ホーチミン市	95	88.8
ハノイ市	5	4.7
ダナン市	2	1.9
東南部	3	2.8
メコンデルタ地域	1	0.9
中部高原地域	1	0.9
全体	107	

表15から表21は調査時点でベトナムに在住している人107名(女77名、男29名、不明1名)の現在/直近の仕事の状況についての回答である。

現在の就業状況について、仕事をしていると答えた人は約8割(88名)だが、調査時点で仕事をしていない人についても、直前の仕事について回答してもらった。居住地は90%近くがホーチミン市在住で、中央政府直轄市のハノイ市、ダナン市を加えると95%が大都市に居住している【表15】。勤務先の形態については、民間企業、民間の機関(学校、病院等)で働く人が約72%、フリーランスは約12%を占め、民間セクターで働く人が大半を占め、政府機関は3.8%、国有企業は1.9%、公立の機関(学校、病院等)は3.8%と少ない【表16】。経営主体別では、約6割が日系の組織で働き、ベトナム資本は2割である【表17】。ホーチミン市全体で見た場合、経営主体別の労働者の割合は、外資系企業は2割程度なので¹²(Cục thống kê Thành phố Hồ Chí Minh 2018)、日系企業に雇用される人の割合が突出して高いことが確認できた。日系企業はホーチミン市、またホーチミン市近郊に集中する傾向がある¹³(外務省 2017)。

勤務先の組織(あるいは自営)の産業は複数回答で聞いている【表18】。インタビュー調査からの知見として、対象者の働く組織、ある

表16 勤務先の形態

	N	%
民間企業	63	58.9
民間の機関 (学校、病院等)	15	14.0
国営企業	2	1.9
政府機関	4	3.7
公立の機関 (学校、病院等)	4	3.7
フリーランス	12	11.2
その他	4	3.7
不明	3	2.8
全体	107	

表17 勤務先の経営主体

	N	%
日本/日越合資	61	57.0
ベトナム	21	19.6
自営	14	13.1
日系以外外資	6	5.6
不明	5	4.7
全体	107	

¹² 2016年12月末の状況。国有企業5.84%、民間企業71.58%(自営業含む)、外資系企業22.58%。

¹³ 2016年10月1日現在、管轄地域の日系企業(拠点)数としてホーチミン市総領事館が1,012社、ベトナム大使館(ハノイ市)が675社となっている。

表18 産業(複数回答)

業種	N
教育	30
貿易	20
情報技術(IT)	15
人材サービス	13
卸売り・小売り	9
製造業	5
建設	5
金融・保険	5
農林水産	4
出版	3
社会福祉活動	3
不動産	2
法務・会計コンサル業	2
医療	2
政府	2
運輸	1
飲食サービス	1
その他	17

表19 仕事内容(複数回答)

仕事内容	女	男	全体
通訳・翻訳	33	13	46
管理的業務	18	9	27
教育	20	7	27
人事	14	2	16
総務	10	4	14
営業販売	12	2	14
IT技術者	3	4	7
マーケティング	4	2	6
会計	4	1	5
貿易	3	2	5
財務	2	2	4
外交	1	2	3
編集	1	1	2
法務	0	1	1
食品・農林水産技術者	0	1	1
医者	1	0	1
その他	10	5	15

表20 日本語・英語使用

	日本語 %	英語 %
常に使う	71.0	26.2
まあ使う	14.0	32.7
あまり使わない	9.3	38.3
使わない	5.6	2.8

(N=107) (N=107)

表21 日系以外 日本語・英語使用

	日本語 %	英語 %
常に使う	63.4	29.3
まあ使う	19.5	24.4
あまり使わない	7.3	43.9
使わない	9.8	2.4

(N=41) (N=41)

いは経営する企業が複数の事業を行っているケースが多く、どの産業と特定するのが対象者自身難しかったためである。本調査でも“その他”に回答した人も多く、複数回答でもなお産業分類に戸惑いがあったと思われる。産業や業務内容の選択に迷う場合、それ自体が調査中断の原因になり得る。複数回答は分析上都合が悪いこともあるが、より回答時の心理的負荷が少なく、実状を汲める点を優先して複数回答が適当と考えた。担当する業務についても、同様の理由で複数回答とした【表19】。通訳・翻訳業務と他の業務を兼任するケースが多い。女性は平均1.8業務、男性は平均2業務を担っている。

仕事での日本語、英語の使用頻度は全体的に高く【表20】、日系以外の企業／機関でも「常に使う」人は6割以上であり、何らかの形で日本に関連する業務を担っていることが分かった【表21】。また英語についても、日系6割、日系以外5割以上が「常に使う」「まあ使う」と答えており、日常的業務で英語を併用していることも確認できた。

V. ベトナム在住者の収入の状況

本稿の課題である収入の分析に入る。現在ベトナム在住107名のうち、月収について回答を得た98名の収入の分布を【図1】、【図2】に示す。

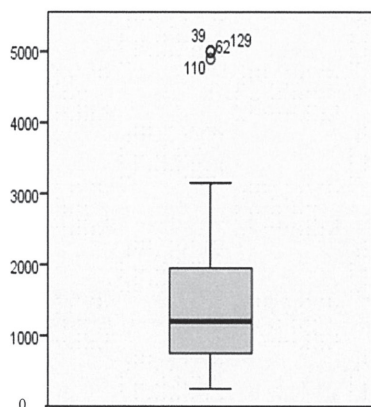


図1 月収の分布(米ドル)箱ひげ図

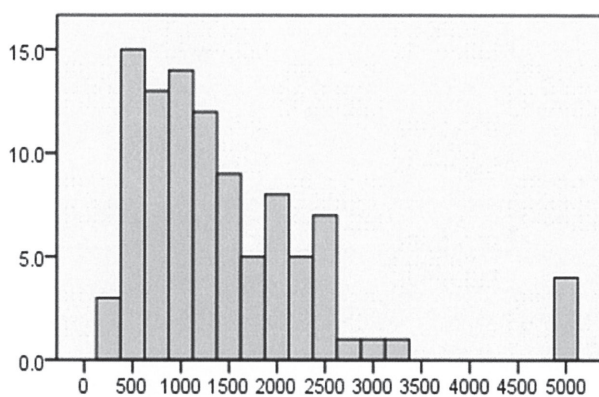


図2 月収の分布(米ドル)ヒストグラム

回答方法は下限「0ドル」から上限「5000ドル以上」のスケールを設定し、画面上のボタンを指やマウスポインターでスライドさせる形で回答するようになっている。0ドルの人はおらず、最小値は250ドルである。外れ値（4900ドル、5000ドル以上）をとったのは4名で全員男性、3名は経営者、1名は企業／機関の従業員であった。本調査では、5000ドル以上と回答した人については便宜的に「5000ドル」を割り当てて分析に含めている。調査では収入を米ドルで聞いている。人材紹介会社の求人情報の多くで賃金が米ドル表記であること、今回の調査を試験的に実施した段階では米ドルの方が答えやすいという意見があったためである。

月収の詳細を分析する対象は、企業／機関の被雇用者で使用する変数のデータに欠損値がない73名に限った。98名中、経営者またはフリーランスとして働く人は17名であった。労働市場に

表22 ベトナム在住元日本留学生の月収（企業／機関の従業員）

	N	平均値	中央値	標準偏差	最小	最大
性別						
女	60	1,253	1,125	646	300	3,150
男	14	1,300	825	1,225	250	5,000
年齢階級						
20-24	8	694	700	269	400	1,200
25-29	22	1,023	850	546	300	2,450
30-34	25	1,546	1,300	895	250	5,000
35-39	12	1,542	1,425	843	400	3,150
40-44	7	1,164	800	764	500	2,450
日本での学歴						
日本語学校のみ	14	1,279	1,175	1,183	300	5,000
短期留学	15	1,177	1,000	505	700	2,250
専門・短大	1	600	600	.	600	600
大学卒	17	1,535	1,300	717	600	2,600
修士卒	13	1,281	1,350	760	500	3,150
博士卒	3	1,333	1,000	757	800	2,200
その他	11	950	900	568	250	2,250
日本での専攻						
専攻なし	14	1,275	950	1,239	300	5,000
文系	44	1,216	1,150	548	400	2,450
理系	6	1,267	1,250	585	600	2,200
その他	10	1,440	900	1,011	250	3,150
学業修了後の選択						
ベトナムに帰国	70	1,239	1,000	785	250	5,000
日本で就職	4	1,650	1,475	579	1,200	2,450
産業						
製造業・建設業	6	1,925	1,250	1,587	800	5,000
教育	14	1,029	825	548	500	2,200
IT	11	982	850	567	450	2,450
金融・保険	5	1,990	1,950	878	700	3,150
人材	11	1,368	1,250	565	400	2,400
商社	9	1,056	1,000	553	450	2,250
卸売・小売り	4	1,450	1,550	920	250	2,450
その他	14	1,164	1,050	651	300	2,600
勤務先の経営主体						
ベトナム資本	14	796	650	486	300	2,250
日系資本	55	1,387	1,200	812	250	5,000
その他外資	4	1,300	1,150	648	700	2,200
従業員上の地位						
従業員	45	1,190	1,000	822	300	5,000
管理職	16	1,806	2,050	600	600	2,600
公務員	9	739	750	255	400	1,100
作業員	1	250	250	.	250	250
その他	3	1,333	1,300	153	1,200	1,500

参考：JETRO 調査（2017年10月-12月）ホーチミン市を中心とした日系企業への調査（※）

製造業

エンジニア（中堅技術者） 440
 中間管理職（課長クラス） 970

非製造業

スタッフ（一般職） 524
 マネジャー（課長クラス） 1,251

※JETRO 調査：日本貿易振興機構「2017年度 アジア・オセアニア投資関連コスト比較調査（2018年3月）」より。ベトナムにおける日系企業1,345社（有効回答652社。製造業385社、非製造業267社）に対し実施した調査から（「アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」）、ホーチミン市の賃金状況を米ドルに換算して公表している。

において企業／機関に雇用される場合と、経営者やフリーランスでは、学歴や専門など人的資本と収入の関係も異なる。企業では応募の時点で学歴や専門、経験等の条件が課されるが、自分で起業するならばその限りではない。賃金体系も被雇用者と経営者やフリーランスでは異なる。よって、今回の分析では企業／機関の被雇用者のみを扱う。

分析には、従属変数として対数化した月収を設定し、独立変数としては、基本属性（性別、年齢階級）、日本留学時の状況（日本での学歴、日本での専攻、学業修了時の選択）、そして現在の（現在無職の人は直近の）仕事の状況（産業、勤務先の経営主体、従業上の地位）を設定した。まず、【表22】に、対数変換前の月収について示す。先述のように、本調査では勤務先の産業について複数回答で聞いている。表では複数回答した場合「その他」に分類している。参考として、JETROの調査によるホーチミン市を中心とした日系企業の賃金状況を記載した。本調査の日系資本の企業／機関で働く人と比較すると、元留学生を対象とした本調査の回答者の方が高い収入を得ている。

ちなみに、調査対象者の1日当たりの労働時間の平均は8.59時間（標準偏差1.267）、1週間の労働日数の平均は5.23日（標準偏差0.613）であり、回答者はほぼフルタイムの労働者と見なすことができるので、次の回帰分析では労働時間や労働日数による区分はせずに分析している。

1. 月収を被説明変数とした回帰分析

各変数が収入にどれほど影響しているかを確認するため、それぞれの変数に対しダミー変数を作成し、対数化した月収の値を被説明変数とした回帰分析を行った。回帰分析に用いる変数の記述統計を【表23】に、回帰分析の結果を【表24】に示す。

回帰分析の結果、性別による有意な差は見られなかった。年齢階級は、20－24歳の収入を基準にした場合、30－34歳、35－39歳は有意にプラスであった。年齢と収入の直線的な相関は高くはないが（ $r = .278, p < .05, N = 73$ ）、労働市場での経験年数が一定程度効果を持っていることが分かった。

日本での学業に関する変数については、日本語学校のみで留学を終えた人に対し、大学卒の人の収入が5%水準で有意に高いことが確認されたが、学位が上がる程収入も上がるといった関係は確認できなかった。また、専攻なし（日本語学校のみが含まれる）を基準とした場合、文系か理系か専攻の違いは有意な差を示さなかった。

日本での学業修了後の選択では、ベトナムに帰国した人に比べ、日本で就職した人の収入は有意に高い。日本で働く経験は帰国後の収入に正の効果を持っていた。現在の仕事に関しては、従事する産業に関して、収入に対し有意な差を示すものは確認できなかった。勤務先の経営主体では、ベトナム資本より日系資本の方が有意にプラスの効果を持つことは確認できた。また、地位に関して、企業／機関の従業員を基準にした場合、企業／機関の管理職が有意にプラスの効果を持つことも確認できた。

有意な効果が示された各変数について、年齢階級—25歳以下の年齢階級より、30代の方が収入は高い—、経営主体—ベトナム資本よりも日系資本の方が収入は高い—、地位—企業／機関の従業員より管理職の方が収入は高い—、これらの点については、一般的な通念と何ら変わらないことである。注目したいのは、むしろ学歴では大卒者が卒うじて有意な効果を示したにすぎず、他の学歴の人は日本語学校のみで日本での学業を終えた人に対し何ら有意な差を示さなかったこと、専攻も有意な効果を示さなかったことである。そして日本で就職したことが、他の変数を統制した上でも有意な効果を示したことである。次節では分析結果の背景について、元留学生たちへのインタビュー調査、またベトナム、ホーチミン市の産業構造なども参考に考察する。

表23 回帰分析に用いる変数の記述統計 (n=73)

	平均値	標準偏差	最小	最大
ln 月収	6.982	.583	5.521	8.517
性別				
女性 (基準)	.822	.385	0	1
男性	.178	.385	0	1
年齢階級				
20 - 24 歳 (基準)	.110	.315	0	1
25 - 29 歳	.288	.456	0	1
30 - 34 歳	.342	.478	0	1
35 - 39 歳	.164	.373	0	1
40 - 44 歳	.096	.296	0	1
45 歳以上	.000	.000	0	0
日本での学歴				
日本語学校のみ (基準)	.192	.396	0	1
短期留学	.205	.407	0	1
大学卒	.219	.417	0	1
修士卒	.178	.385	0	1
博士卒	.041	.200	0	1
その他	.164	.373	0	1
日本での専攻				
専攻なし (基準)	.192	.396	0	1
文系	.589	.495	0	1
理系	.082	.277	0	1
その他	.137	.346	0	1
学業修了後の選択				
ベトナムに帰国 (基準)	.945	.229	0	1
日本で就職	.055	.229	0	1
産業				
教育 (基準)	.192	.396	0	1
製造/建設	.082	.277	0	1
IT	.151	.360	0	1
金融/保険	.068	.254	0	1
人材	.151	.360	0	1
商社	.123	.331	0	1
卸売り/小売り	.055	.229	0	1
その他	.178	.385	0	1
勤務先の経営主体				
ベトナム資本 (基準)	.192	.396	0	1
日系資本	.753	.434	0	1
日系以外の外資	.055	.229	0	1
従業員上の地位				
企業/機関の従業員 (基準)	.616	.490	0	1
公務員	.123	.331	0	1
企業/機関の管理職	.205	.407	0	1
その他	.055	.229	0	1

表24 ベトナム在住元日本留學生の月収を被説明変数とした回帰分析 企業/機関の従業員のみのみ

	B	標準誤差
性別 (基準: 女性)		
男性	.101	.177
年齢階級 (基準: 20 - 24 歳)		
25 - 29 歳	.220	.193
30 - 34 歳	.678 **	.199
35 - 39 歳	.532 *	.261
40 - 44 歳	.444	.289
日本での学歴 (基準: 日本語学校のみ)		
短期留学	.246	.198
大学卒	.403 *	.186
修士卒	.244	.230
博士卒	.356	.409
その他	-.202	.183
日本での専攻 (基準: 専攻なし)		
文系	-.044	.164
理系	-.090	.300
その他	-.095	.199
学業修了後の選択 (基準: ベトナムに帰国)		
日本で就職	.576 *	.244
産業 (基準: 教育産業)		
製造/建設	.141	.257
IT	-.230	.216
金融/保険	.365	.240
人材	-.073	.215
商社	-.162	.217
卸売り/小売り	-.435	.280
その他	-.061	.180
勤務先の経営主体 (基準: ベトナム資本)		
日系資本	.420 *	.183
日系以外の外資	-.028	.303
地位 (基準: 企業/機関の従業員)		
公務員	-.300	.251
企業/機関の管理職	.486 **	.162
その他	-.317	.263
(定数)	6.092 ***	.252
F 値	3.959 ***	
修正済み R ²	.517	
N	73	

+ p < .10 * p < .05 ** p < .01 *** p < .001

VI. 考察

1. 回答者たちの高い人的資本

日本語学校のみで日本での学業を終えた人に比べ、収入面で有意な正の効果を持ったのは大卒者だけであった。日本の高等教育機関の学位は、日本国内で就職する場合は収入に影響するだろう。企業によっては新卒初任給から学部卒、院卒で賃金差を設けているからである。しかし、留學生が出身国に戻って働く場合、日本での学位を基準に、収入に序列が生じると想定することはできなかった。このような結果となった理由のひとつとして、先述の留学前の状況で示したように、留學生たちは日本での学歴にかかわらず、留学前のベトナム在住時からすでに人的資本が高かったことが挙げられるだろう。日本語学校のみで留学を終えた人14名の留学前の状況は、大

学卒／在学中であった人が12名であった。日本語能力も留学前からすでに高い。5名がすでに日本語能力試験でN2を持ち、同じく5名がN3を持っていた。日本語をまったく勉強したことがない人は1名であった。これらの背景を考慮すると、日本での学歴は日本語学校のみだとしても、ベトナムでは大学以上の学位を修めていると考えられる。想定されるのは、日本語学校に通ったが日本の大学へ進めなかったということではなく、日本の大学に進む必要はなかったというストーリーである。高学歴者がすでにある程度のレベルにあった日本語能力を留学を通じてさらに向上させ、ベトナムの労働市場における競争力も高められたのだと考える。

短期留学だけで帰国した人も、留学期間こそ短いが人的資本の高い層である。短期留学の15名は、全て留学前にベトナムで大学在学中／卒業である。奨学金を受けているのは13名である。短期の留学で奨学金を得ているということは、留学前にすでに奨学金を受けることが決まっている可能性が高い。短期留学した人へのインタビューでは、留学の形式として日本の大学との交換留学、日本の国費留学の一つ「日本語・日本文化研修生」の1年間のプログラム、JASSOの奨学金、日本企業の奨学金による短期留学が挙げられた。どれも選考が課され、選考過程は厳しい。日本企業の奨学金を得て1年弱日本に留学した人の例では、100人程のクラスの中で20人程が応募し、試験、論文、研究計画等の選考を経て、選ばれたのは1名であったという。国費留学、JASSO、また交換留学も狭き門であることを踏まえると、短期の留学生こそ厳しい競争を勝ち抜けるだけの突出して高い能力を持った人であると見ることも可能である。

そして、インタビューを行った元留学生たちの多くは、日本での学歴に関わらず、ベトナムでの中等教育の段階から名門中学・高校で学び、留学前に在籍／卒業した大学もトップクラスの大学であった。日本語学校のための留学生、また短期留学者も含めて、人的資本が高かったことが、日本での学歴と現在の収入の間で明確な序列が見いだせなかったひとつの理由であると考えられる。日本に留学して人的資本を高めたというより、留学前から人的資本が高かったから狭き門の留学を実現できたのであり、留学によりさらに能力を伸長させたという見方でもできる。

2. 官民格差、商業に偏る産業構造

修士、博士という高い学位でも収入に効果があるとは言えなかったことには、ベトナムの労働市場における官民格差、また商業に偏るホーチミン市の産業構造も関係していると考えられる。ベトナムで修士号あるいは博士号の学位が求められる代表的な職業として大学教員が挙げられるが、大学教員の賃金は高くはない。企業／機関の被雇用者を対象にしたこの分析では、博士課程に進んだ人3名のうち2名は公務員で、うち1名が教員であった。修士卒の場合、13名のうち5名が教員であった。

インタビューでは、日本で修士号を修め、教育への志がありながらも民間企業で働く女性が次のように語っている。「日本で修士号をとった人なら、ベトナムの大学で働くのがよいのではないかと人から言われます。自分が応募した企業の社長からそう言われたこともあります。自分も教えることが好きです。ですが大学の教員は賃金が低すぎます。大学教員の基本給は、6百万ドン程（約300米ドル）で、クラスによって変わりますが、授業ひとコマ6万ドンくらい（約3米ドル）な場合もあります。教えるコマ数を増やしても生活していくのは無理です。だからアルバイトをしなければならず、ほかの学校に教えに行くとか、通訳をしている人もいます。けれども通訳も常にある仕事ではありません。今は仕事をしつつ、土曜日だけ大学で教えています。教材を準備するのも時間がかかって大変です。けれども大学で教育にたずさわりたい気持ちもあります。一方で必要な賃金は得なければなりません」。この女性はインタビュー時、日系企業社長の通訳・秘書として働いていた。

調査ではまた、日本での専攻（専攻無し、文系、理系、その他）の違いも現在の収入に効果があるとは言えなかった。これにはサービス産業に突出した商業都市であるホーチミン市の産業構造も関連しているだろう。ベトナム全体の2017年の実質GDPの産業別内訳は農林水産業15.34%／工業・建設33.34%／サービス41.32%／純間接税10%となっている（Tổng cục thống kê 掲載年不明）。ホーチミン市の場合、2017年の総生産額の産業別内訳は農林水産業0.81%／工業・建設24.78%／サービス58.34%／純間接税16.07%とサービスの割合が突出して高い（Cục thống kê Thành phố Hồ Chí Minh 2017）。本調査の対象者が従事する産業も、製造業はわずかである。留学時の専攻に限らずほとんどの人がサービス産業に従事していることも、日本での専攻の違いにより収入に有意な差がもたらされない理由であると考ええる。

ベトナムでは外資系企業の進出が増加しているが、製造業においてはデザインや設計のような高付加価値の工程はベトナム国外で行うなど（ブイ 2016：35）¹⁴、特に理工系の高い専門知識を海外で学んで帰国しても、受け皿が整っていない。日系の製造業各社へのインタビューでは、ベトナム進出自体まだ日が浅い段階にあるため、研究開発を担ったり、日本のベテラン技術者の域に達するような人材は、これから日本の本社に研修に送り出すなどの形で育成しようという段階にあった。

3. 日本での就労経験

日本での就職経験は、収入に対して有意な効果を持っていた。その理由として、日本企業のベトナム進出の加速を背景に、いったん日本で就職して帰国してもキャリアの連続性が維持されやすい環境がつくられつつあること、経験者としての強みなど帰国の時点でアドバンテージを取りやすいためと考える。

調査では留学修了時に日本で就職した人は4名のみであったが、全員帰国前に就職先が決まっていた。学業修了後すぐに帰国した人の場合、帰国前にすでに就職先が決まっていた人は少ない（69名中18名。約26%）。留学終了後日本で働いた後に帰国した人へのインタビューでは、ベトナムに進出予定、あるいはすでに支社を持つ企業に、ベトナムへの帰国可能性を前提として採用されている事例があった。その場合、帰国後は日本で働いていた時より収入は下がるものの、新たなベトナム法人の設立から運営までを取り仕切る管理的地位に就く、一般のスタッフからのスタートではなく当初から日本人駐在員に次ぐ地位に就く、と有利な形で帰国後の仕事を始めていた。日本で就職した時には就職先の企業はベトナムに進出しておらず、帰国も想定していなかったが、後にベトナムに支社を置くことになったため、帰国して運営を任されるようになった例もある。

調査した日系企業の中には、ベトナムに現地法人を設立する前、現地で中核的な役割を担う人材を日本で働くベトナム人の中から採用しようと試みた企業があった。月に1000ドル程度の賃金を予定していたが、人材紹介企業を通じて紹介された候補者たちは年齢20代後半から30代前半で月2500米ドル以上の賃金を希望していたため、採用を断念したという（製造業）。これらの人が元留学生かは定かではないが、日本で働く人の場合、希望にかなった仕事を得られるならば帰国するが、そうでなければ日本に留まるという選択が可能である。外部労働市場が発達し、転職によってキャリアを形成していくことが一般的であるベトナムの労働市場においては、経験を積んだ人の方が有利である。また日系企業でも“5S”¹⁵、“報・連・相”¹⁶などを教えることは難しく、

¹⁴ ブイ（2016）は韓国のサムスン電子のベトナムにおける事業展開について扱っている。

¹⁵ 5S（ごえす）とは、工場など生産現場での効率性や安全性を確保するための行動指針。「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」、「躰」をローマ字表記した時の頭文字が“S”であることから。

日系企業で働いた経験者が来てくれたらありがたい（製造業）とする状況の中で、日本での就労経験を持つ人はアドバンテージを持つだろう。

VII. おわりに

日本留学は、帰国後の機会拡大にも寄与しているか、という当初の問いに照らせば、寄与していたと言えるだろう。本稿では収入面に注目したが、元留学生はベトナムの大卒者一般はもとより、日系企業の被雇用者一般より高い水準の賃金を得ている傾向があった。そして、日本で大学を卒業した場合は賃金面でも有意な正の効果が見られた。また日系の企業／機関で働く人の割合が高く、日系以外の企業／機関で働く人も日本と関わる業務に就いており、帰国後も何らかの形で日本とつながりを持ち続けている。ただしこれは日本、ベトナム間の活発な経済関係という背景があってこそその機会拡大なので、他の国出身の留学生も含めて敷衍できることではない。また、日本での学歴や専攻は大卒を除けば現在の収入に有意な効果を持たず、その意味で日本留学の（収入面での）効果は投資した時間や資金、労力に必ずしも比例するとは言えない。この点はさらに調査を進めていきたい。

本稿は、日本留学の効果として帰国後の収入という一側面にのみに焦点を当てて論じてきた。しかし当然ながら留学経験は本来その人にさまざまな豊かさや見識をもたらすものであり、その効果は経済面にも還元されるものではない。就労においても、収入のみが満足や充実を決めるものではない。元留学生が日本留学経験をどのように評価しているか、帰国を選択した理由や現在の仕事の評価について、本稿ではほとんど触れることができなかった。この点については別項に改めることにしたい。

【付記】

本稿は、JSPS科学研究費補助金（特別研究員奨励費。課題番号：15J03054）による成果の一部である。調査の実施にあたっては、JUACH代表Hô Lê Thị Xuân Trinhさんをはじめ助言、協力を頂いた多くの方に、厚く御礼申し上げる。

参考文献

<日本語文献>

アジアの友編集部 2015年 「急増するベトナム人留学生 その背景は」 『アジアの友』第515号：2-5.

池部亮 2012年 「補論2 チャイナ・プラス・ワンの実像」 関満博・池部亮編『増補新版 ベトナム／市場経済化と日本企業』東京：新評論：420-439.

外務省領事局政策課 2017年 『海外在留邦人数調査統計 平成29年要約版』（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000260884.pdf>, 2018年11月7日）

神谷順子 2010年 「日本における外国人留学生の就業に関する研究—大学・企業・行政との連携による就職支援の効果—」 『北海学園大学学園論集』第143号：67-91.

¹⁶ 業務遂行にあたって、メンバー間のコミュニケーションのあり方を基本を表したもの。報告、連絡、相談の頭文字をとって「報・連・相（ほうれんそう）」と通称される。

- 郡司正人 2011年 「留学生の日本就職は、今 採用・就労状況調査から見る企業と留学生、それぞれの意識」 『アジアの友』第489号：4-19.
- 五島文雄 2009年 「ベトナムにおける日本企業への提言—30歳代の元日本留学生から—」 『国際関係・比較文化研究』8(1)：169-183.
- 佐藤由利子 2016年 「ベトナム人、ネパール人留学生の特徴と増加の背景—リクルートと受入れにあたっての留意点—」 『留学交流』6月号、Vol.63：12-23
- JETRO（日本貿易振興機構） 2006年 「第2次投資ブームに沸く『チャイナ・プラス1』ベトナムの実像」 『ジェトロセンサー』9月号 第56巻 670号：8-20.
- 2017年 “世界貿易投資報告（ベトナム）” (<https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/gtir.html>, 2018年11月6日アクセス)
- 2018年 『2017年度 アジア・オセアニア投資関連コスト比較調査』 (<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/01/d78a35442e4ce3c0.html>)
- 志甫啓 2009年 「外国人留学生の日本における就職は促進できるのか—現状の課題とミスマッチの解消に向けた提言—」 『Works Review』vol.4：1-14.
- 杉谷克芳 2015年 「ベトナムに帰国した留学生たち」 『四日市大学論集』第28巻第1号：107-121.
- 関満博 2004年 「ベトナム南部に進出する日系企業」 RIETI（経済産業研究所）Discussion Paper Series 04-J-038.
- 日本学生支援機構（JASSO） 2010年 『平成21年度私費外国人留学生生活実態調査』 (https://www.jasso.go.jp/about/statistics/ryuj_chosa/_icsFiles/afldfile/2015/10/13/ryujchosa21p00.pdf, 2018年11月7日アクセス)
- 2016年 『平成27年度私費外国人留学生生活実態調査』 (https://www.jasso.go.jp/about/statistics/ryuj_chosa/h27.html, 2018年11月7日アクセス)
- 2018年 『平成28年度外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果』 (https://www.jasso.go.jp/about/statistics/intl_student_d/data17.html, 2018年11月7日アクセス)
- 日本私立大学連盟 2011年 「特集：留学生へのキャリア支援」 『大学時報』60（340）：30-53.
- 原田麻里子 2010年 「留学生の就職支援 留学生相談現場からみた現状と課題」 『移民政策研究』第2号：40-57.
- ブイ・ディン・タン 2016年 「サムソンのベトナム進出とその影響」 『佐賀大学経済論集／佐賀大学経済学会』48(4)：21-38.
- 法務省 各年度『在留外国人統計』 (http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html)
- 法務省入国管理局 2011年 『平成22年における留学生等の日本企業等への就職状況について』 (<http://www.moj.go.jp/content/000077277.pdf>, 2018年11月7日アクセス)
- 2017年 『平成28年における留学生等の日本企業等への就職状況について』 (<http://www.moj.go.jp/content/001239840.pdf>, 2018年11月7日アクセス)
- 守屋貴司 2012年 「日本企業の留学生などの外国人採用への一考察」 『日本労働研究雑誌』6月号No.623：29-36.
- レ・フー・コア 1989年 『フランスのベトナム人』 池田年穂編、池田年穂、藤田衆、山井徳行、藤田康子訳 東京 西北出版.

<外国語文献>

Oishi, N., 2012, "The limits of immigration policies: The challenges of highly skilled migration in Japan," *American Behavioral Scientist*, 56(8): 1080-1100.

Tổng cục thống kê (統計総局), 2016, *Báo cáo điều tra lao động việc làm năm 2015*, (労働・就業調査報告2015年)

(<http://www.gso.gov.vn/default.aspx?tabid=512&idmid=&ItemID=16025>, 2018年10月15日アクセス)

———, 掲載年不明, *Tình hình kinh tế - xã hội năm 2017* (経済社会状況2017年) (<https://www.gso.gov.vn/default.aspx?tabid=621&ItemID=18668>, 2018年10月15日アクセス)

Cục thống kê Thành phố Hồ Chí Minh (ホーチミン市統計局), 2017, *Thông tin kinh tế xã hội tháng 12 năm 2017* (経済社会情報2017年12月)

(<http://www.pso.hochiminhcity.gov.vn/web/guest/nam-2017>, 2018年10月15日アクセス)

———, 2018, *Niên giám thống kê tp.hồ chí minh 2017* (ホーチミン市統計年鑑2017年), Thành phố Hồ Chí Minh : NXB Thanh Niên.

(http://www.pso.hochiminhcity.gov.vn/c/document_library/get_file?uuid=32a5be01-7afb-47f9-a20e-85f4efd44205&groupId=18, 2018年10月15日アクセス)

Bộ kế hoạch và đầu tư (計画投資省), 2017, *Báo cáo tình hình đầu tư trực tiếp nước ngoài năm 2017* (外国直接投資状況報告2017年)

(<http://www.mpi.gov.vn/Pages/tinbai.aspx?idTin=38656&idcm=208>, 2018年10月15日アクセス)

現代モンゴル家族財産制度における夫婦財産分与

The Spouses Property Division in Modern Mongolian Family's
Property System

Baldandorj Urangoo*

Abstract

The family property system of modern Mongolia is derived from the traditional family system of Mongolia. The couple marriage forms family property and all the family members who are living with the couple have equal rights to occupy, use and dispose those properties as well. In this paper I investigated the problems among family members and spouses at property division when the spouses divorce.

I 法制度の変遷と家族財産制度の概要**1. はじめに**

モンゴルは家族を所有主体とする財産制度を維持している。婚姻することにより家族の財産が形成され、その財産を夫婦と共同生活を送っているその他の家族構成員が共同で所有する。その共同所有財産は夫婦の離婚時に、民法の定めにより夫婦のみならずその他の家族構成員全員の間で分割される。この場合、原則として家族の財産を未成年者、労働能力を欠く家族構成員を含めて全員に均等に分け与えなければならない。さらに、家族の共同所有財産を分与するとき、夫婦以外の家族構成員は当該財産を形成するのにどのくらい（金銭的、労務的）貢献をしたかに関して裁判所が考慮し、財産を分与する割合を決めなければならないと民法に定められている。

しかし、公開されている判決例によると、貢献度を考慮することなく財産を均等に分与している事案もある。これは家族構成員の個々人の財産権を正当に保障していることになるのだろうか。

本稿では、まず、現代モンゴルにおける家族財産制度について、慣習法から制定法に到るまでの伝統的な家族制度における婚姻、離婚、および家族の財産の変遷について先行研究に言及しながら鳥瞰する。次に、現行法に定める家族構成員の財産に関する民法の条文およびそれに対する最高裁判所の「公権解釈」について検討する。その上で、家族の財産分与に関する裁判例を分析することにより、裁判所が離婚時に家族構成員の共同所有財産を分与する際、家族構

* 成蹊大学法学政治学研究科博士後期課程1年生 Faculty of Law, Seikei University
E-mail: afrodit74@icloud.com

成員の貢献度を考慮する事案としない事案のそれぞれの特徴を探る。最後に、これからの課題を明らかにする。

2. 本研究の目的

現代モンゴルの家族財産制度はモンゴルの伝統的な家族制度に由来したものである。夫婦が婚姻をすることにより家族の財産も形成される。慣習では、婚姻時に花嫁は結納（婚約を結ぶ際に男性側から女性側が受け取る品）を持ち込み、花婿は住む（ゲル）場所を備え、それによって家族の財産が作られる第一歩となる。遊牧生活を送ってきたモンゴルの家族は夫婦以外にこれらと住んでいる嫡子、非嫡子および養子、親族（直系姻族、傍系血族）などから構成されている。これは、遊牧生活を送るのに家族全員で力を合わせて助けあっていかなければならないという遊牧民の思想である。これは現代になっても都会で定着した生活を送っている家族の中にも維持されている。婚姻期間中に形成された財産に関しても、家族構成員の個人的な財産ではなく夫婦が婚姻をすることにより形成された財産は家族構成員の共同所有財産となり、自由に占有、使用、処分されてきた。

しかし、1992年に新しく制定された憲法により、個人の財産権が認められ、モンゴル人の財産に関する意識が大きく変化した。とは言え、夫婦が婚姻をすることにより家族の財産が形成されることは変わらず、これらはもはや個人の財産ではなく家族構成員の共同所有財産となる。現代法における個人の財産権という新たな観念が伝統的な家族財産制度と調和的に機能しているのかを探ることが本論文の目的である。

3. 法制度の変遷

モンゴルの近代化は1921年の革命後に始まると言われる。慣習法から近代的な成文法たる社会主義法に移行し、伝統や古い習慣を廃止した。婚姻に関する考え方が変化するとともに婚姻に関する慣習も大きく変わった。すなわち、婚姻は恋愛によって成立するものとなり、結納により婚姻をする習慣は遊牧生活を送っている一部の国民の間にしか残らなかった。

1926年に国民の民事上の関係を規律した初の近代的な民法典が制定された。その法典の第3章は「家族の権利・義務について」と題され、当時の社会における家族の関係を規律する初めての近代的な成文法が作成されている。1921年までは私人間の財産、商売、取引などに関する関係を慣習法で規律していたのである。1926年に制定された初の民法に夫婦は財産権に関する一部の関係を契約で調整することができるという近代的な発想が導入された。しかし、時代の流れで機能することがなかった¹⁾。

1921年から1960年までモンゴルは社会主義の過渡期にあった。当時の政府は社会に残る伝統的な考え、習慣、思想などを廃止する目的で西欧の国々の法律などを積極的に研究し、自国の法制度の中に取り入れていたと想定される。しかし、夫婦財産契約に関する規定は次の民法改正の時になくなっていたのである。

1950年に家族登録機関法、1953年に「モンゴル人民共和国の婚姻および扶養に関する法」がそれぞれ制定され、現代的な家族法が制定される基礎が築かれていった。1950年の以前までは、社会の中で家族登録制度がなかったために、成文法によって夫婦の離婚や婚姻関係を規制することはなかった。1973年に「モンゴル人民共和国の家族法」という法が制定され、1999年まで機能していたのである。そして、現在のモンゴル家族法は1992年の新憲法改正を受けて1999年に制定され、家族構成員の財産関係を民法によって規制することになったのである。

社会主義時代は、家族の内部に国家からの介入が強く、そもそも家族法は公法に属する法分

野として扱われてきた (S. Narangerel, 2001)²⁾。1990年までは、家族財産や家族構成員の個人的財産という概念自体が存在してなかった。特に1960年までは社会がマルクス・レーニン思想に基づいて、国の経済は国民全体の財産によって維持されると規定され、そもそも私有財産自体が決して認められることはなかったのである。こうして1960年代までは私有財産を持たない社会にするための政策がとられてきた³⁾。

その結果、財産制度や個人財産などに国家からの介入が強く、国民は日常的に使用する物、生活を維持するためだけの物しか所有できず、貯金、不動産 (マイホーム) の所有、個人的に農業や牧畜を営むことによって利益を得るということは法律の定める範囲内においてのみ許されることができにすぎなかった⁴⁾。1990年までの民法上においても、社会の中では、財産には2種類の形態が存在するとされ、一つは社会主義のプロパティ (国の財産、例えば、土地等)、そしてもう一つが個人の生活に必要な最低限の物 (衣類品など) という二分法が維持されてきた。

しかし、1992年の新憲法制定⁵⁾によって、「モンゴル国民は動産および不動産を正当に取得し、自由に所有し、利益を得、処分することができる」(16条3項)とされ、すなわち所有権が与えられ、経済的自由が認められることになった。さらに、国家は、公の財産及び私有財産のいわゆる形 (共同に所有する財産、部分的に所有する財産) を認め、所有権を保障すると規定し、所有権の絶対性を認めたことにより、民法上の規定も根源的な部分についても大きく改正されることになったのである⁶⁾。

1994年の民法改正により夫婦は財産契約を用いて財産権の一部を決めることができるという新たな制度上の試みが導入された⁷⁾。民法126条1項に夫婦及び家族構成員の特有財産を除き、その他の財産は家族構成員の共同所有財産になると規定し、共同所有財産に対して、家族構成員は平等に所有、占有、使用する権利を享有すると定められた。

こうした経緯には、旧社会主義の法制度に多く見られた家族関係や個人のプライベート領域への介入に関する強行規定を減少させ、家族構成員の間における諸問題については家族の自治により、なるべく内的に解決することが望ましいとする考え方が働いていたと考えられる。すなわち、夫婦間の物質的及び非物質的關係についても契約自由の原則は尊重され、自由に調整することを意図して法改正が行われてきたのであろう。任意規定が増加し、憲法における個人の尊重の原則が重視されるようになったとはいえ、一方では離婚時に家族構成員の知的及び肉体的な労働によって作り上げられた財産の所有権を如何に正当に保障すべきかという問題も見えてきている。

II 前史

1. 婚姻の条件および慣習法

現代モンゴル家族制度およびそれに関連する法律制度を理解するためにそれは、どのような特徴を持って変遷してきたのかについて各種研究者の論述を手掛かりにして整理し、検討する必要がある。

16世紀から19世紀の間のモンゴルの法資料には、女の人の婚姻年齢は14歳からと規定し、婚姻が成立する前提条件には婚約 (両方の合意) と結納によるものであった。このように、婚姻は恋愛に基づいて成立するというより、婚約を結ぶ際に受ける男性側からの結納品と結納の代価によるものであり、その中身は相手の社会的地位にもつながるものであった。

当時の婚姻関係には物質的な側面が優先されている。一度成立した婚姻関係の当事者は互いに誠実でなければならぬこと、それを守ることができなかった場合は、刑事責任をとられるなど

の厳しい掟を設けていた。たとえ、婚姻関係の前提には財産的要件があるとはいえ、このようなことは家族を大切に、婚姻は聖なるものとする伝統的な遊牧民ならではの家族に対する価値観であった。

18世紀に作られたハルハジヨラム (Khalkh juram)⁸⁾ によると、夫婦の離婚、財産関係について次のように記載している。「夫によって婚姻関係が終了する場合、夫は鞭だけを持って家を出る。妻は婚姻時に夫からもらった結納を持ち、夫が残した財産の半分を住んでいる地域の官僚に引き渡し、半分以上を妻の元に残すように」とか。妻が離婚を言い出した場合、どのように対応すべきかということについて規定していない。そもそも、女の人から離婚を言い出すことは想定されていなかったという意味であろう。

大著『中世モンゴルにおける婚姻関係および法体系』を記したドガロヴァも、伝統的なモンゴル社会における家族・結婚関係が慣習法に基づいて管理され規律されていたことを指摘している。当時のモンゴルでは、結婚関係および夫婦関係は成文化されておらず、それは、国家からも強く保護され、習慣的にも硬く守られていたからである。結婚に関する法規定は、成文化する必要のない、その民族の伝統、習慣とともに次の世代に慣習法として保護されてきている。従って、当時の習慣としては、官僚や国を指導をする地位にあった人々は、家族や夫婦間の問題には関与しないというスタンスで、占領した領域においても、慣習や伝統には関与しないという政策を維持していたのである。

一方で、実定法に基づき政治や行政を行うハーン（王様）や官僚は、慣習法によって規律された内容の明文化によって、国の利益や社会の発展を促進すべく、慣習法の成文化化にも務めていた。それと同時に、時代に伴う社会変化によって昔ながらの伝統や習慣に対する意識が希薄化することを防ぐ目的でも、慣習法の成文化化は促進されていた。他方、慣習法の成文化は、その民族の伝統的な文化や習慣を強制的に維持または変化させようとするときに生じるものである⁹⁾とされている。

こうした必要性から、中世から近世のモンゴルの成文法の中には、婚姻や家族関係に関する規定が一部存在しているのである。一例として、1640年のヤサ (Ikh zasag) には、成年に達した息子に対し、その一家の長である父が、家族財産から財産分与を行うことについての規定が見られる。また、経済的に恵まれた家族の娘との婚約が行われる場合の結納内容の基準に関する規定も存在していた。

なお、慣習法としての家族法の法的効力の実効性について、ラフネフスキー (P. Rachnevski) は、モンゴルにおいて婚姻に関して成文化されたルールや規定がなかったことから、おそらく慣習法には十分な法的拘束力が認められていなかったと述べている¹⁰⁾。

2. モンゴルの伝統的な社会における婚姻および離婚

ペンシルバニア大学で法学教員を務め、ロシア法を中心に CIS 諸国やモンゴルの法制度一般に関する研究の権威であったバトラーによると、モンゴルにおける家族法は、その初期の段階においては成文法 (codes) 以上に慣習法 (customary law) が支配する法領域であったとされている。また、モンゴル国内における民族毎に異なる伝統様式に基づく家族制度の存在も指摘されている¹¹⁾。

その典型的な特徴の一つに家父長制が取られており、男性の家系（親族関係）を中心に家族の規範は構成され、そこでは原則として婚姻は永続的なものと考えられていたが故、少なくとも表面的には離婚は極少数に止まっていたと考えられている。また、近親婚などの風習も 19 世紀以降においてさえ存在していることも知られている。中央アジア諸国の一部の慣習としても

知られる誘拐結婚 (abduction) については、モンゴルにおいても伝統的には存在していたものの、1960年代の時点までにそれは形骸化し、代わりに婚姻の合意と結納の取り交わしへと移行している。いずれにせよ、こうした伝統的な家族制度のなかでは、婚姻は夫婦間のものだけに止まらず、基本的には夫婦それぞれの家族親族の合意を前提として観念されていたことが広く知られている¹²⁾。

モンゴルは社会主義時代に現在のロシアによるいわゆるソビエト法の強力な影響の下に社会主義法を構成した歴史があることは確かであるが、しかしロシアの家族法と決定的に異なる点として、その家族法における宗教権威の担う役割の違いというものがある。こうした背景の下、モンゴルの伝統社会においては、たとえば婚姻年齢については何ら規定を有せず、ラマ僧による儀式を通じさえすれば年齢によらず同棲が認められる、という制度になっていた。

上記のような強い家父長制の下、離婚を積極的に認める慣習法は存在しなかったものの、事実上、離婚すなわち別居や婚姻生活の解消自体は容易に行うことができた。というのも、このようなラマ僧を通じた婚姻の場合、婚姻や離婚の登録制度自体が存在せず、したがって、事実状態における婚姻の解消さえあれば、離婚は規制も禁止もされていなかった。

こうした離婚の際、特に夫婦の共有財産という観念自体が存在せず、妻が婚姻開始時に持参した財産についてもその離婚による清算は行われるものの、今日的に観念されるところの婚姻期間中に夫婦によって築かれた財産の分配については妻に対して行われることがなかった。離婚時の親権の所在に関するモンゴルの伝統的な制度を紹介しているマイルスキーによると、子のない夫婦間における離婚時の経済的な分配については、様々な慣習が存在していたことも指摘されている¹³⁾。

夫婦財産制度については、チングスハーンの時代に慣習法を内容的基礎とし実定法として制定されたと言われるイフヤサ (Ikh zasag) についても、また、その後の近世における法制度についても、離婚法制に関する実証研究は十分ではない。

社会主義時代の法制度から自由主義の法制度へと転換した諸国のうち、特にロシア、カザフスタンおよびモンゴルの新たな法制度下における家族制度を前提とする社会保障について比較研究を行なっているドゥガロバによると、これら三つの国には共通点とともに、若干の差異も見受けられる、という¹⁴⁾。つまり旧社会主義国という括りにおいてこうした家族制度の問題を抽象的に論じることは現実にも歴史的経緯にも即していないことが指摘されているのである。

こうしたことを意識しながら、家族制度についても、やはり社会主義国としての歴史とはまた別に、それぞれの国が背負ってきた伝統的な考え方や慣習を意識した検討が行われなければならない。とりわけ、家族の共有財産という観念が、上記のようにモンゴルにおいては必ずしも成熟しておらず、そうした伝統的な考え方と、今日的な民法 (家族法) が想定する制度との軋轢と調和について、家族法のみならず民法一般の体系を意識した議論が求められている。

III 現行法と「公権解釈」

1. 家族構成員の共同所有財産

モンゴル家族法の研究者 A.Dugarmaa¹⁵⁾ によると、モンゴル民法の 108 条に財産を所有する二つのあり方について定められているとのことである。それによると、財産を部分的に所有していることを部分的 (共同) 所有財産といい、全体的に共同に所有している財産を共同所有財産という。共同所有財産において財産を形成するために当事者が投資した貢献度は不明確である。又、

全ての当事者が当該財産に対し占有、使用する権利を有しているが、財産を処分する場合において全員の所有者から許可を得なければならない。共同所有財産を分与するとき当事者の持分を算定することは困難であることから108条に規定する共同所有財産は家族の財産制度に該当するという。

モンゴルにおいて家族の財産関係を規律する斧な法令はモンゴル国憲法である。憲法5条に「国家は公共的及び私有財産のいわゆる形を認め、所有権は法律で保障される」と規定している¹⁶⁾。憲法の規定を受けて、民法99条3項に「私有財産は特有財産及び共同（所有）の財産と言う形を有する」と定めている。共同所有財産とは家族構成員が共同に所有する財産であり、家族の財産である。

民法125条1項に「家族の財産は、夫婦、その他の家族構成員の財産からなる」と規定している。夫婦とは、婚姻によって同じ権利義務で結ばれた夫と妻を言い、家族構成員とは、夫婦と共同生活を送っている嫡子及び非嫡子、養子、又は直系姻族、傍系親族を言う¹⁷⁾。

モンゴル民法は家族構成員の財産を共同所有財産及び特有財産と二つに分けている。この論文においては、家族構成員の共同所有財産を中心に述べる。

家族構成員の特有財産を除いて、婚姻後、共同生活中にできたその他の財産は家族構成員の共同所有財産である。この場合、家族法6条に規定しているように婚姻は正式に登録されていなければならないのである。さらに、家族構成員の共同所有財産が形成される要件として婚姻後の共同生活期間が必要である。

126条「家族構成員の共同所有財産¹⁸⁾。

126条1項「婚姻後、共同生活期間中にできた家族構成員の特有財産を除き、その他の財産は家族構成員の共同所有財産となる」。

126条2項「家族構成員の共同所有財産には以下の財産が含まれる。

126条2項1号「夫婦、およびその他の家族構成員の共同事業、労働によりできたその他の収入、貯蓄、新たにできた財産。

126条2項2号「家族構成員の共同所有財産を使用して形成した不動産、動産」

126条2項3号「配当、株券」

126条2項4号「夫婦、家族構成員の誰の名義になっているのかに寄らず、婚姻後にできたその他の財産」

126条2項5号「家族構成員は自分の特有財産の中から共同所有用に移転した財産、貯蓄」

126条3項「家族構成員の特有財産を其の他の家族構成員が修理、改造、改築することにより当該財産の代価が著しく増加し、若しくは初めて家族となることに当たり住宅、ゲル、塀、建物などが持ち込まれた場合、共同所有財産と見なすことができる。

126条4項「婚姻後に家事を専業にし、子の育成、疾病を患い、又は正当とするその他の事由により収入を得なかった夫、妻、その他の家族構成員は財産を共同に所有する権利を享有する。

離婚時において裁判所は夫婦および家族構成員の共同所有財産を分与する際に、民法125条1項、126条4項、128条1項の規定を原則とする。128条1項に「家族構成員は家族の共同所有財産を占有、使用、処分するのに同等の権利を有し、協議のより家族の共同所有財産を占有、使用、処分することができる」と規定している。

最高裁判所は126条1項に規定する「共同生活期間」について次のように述べている。「離婚による財産分与、家族の共同所有財産の中から家族構成員の持分を巡って紛争が起きた場合、裁判所は夫婦の「共同生活期間」を考慮する必要がある。婚姻を登録しているものの、共同生活を送っておらず、若しくは、共同生活期間が短いことは家族の共同所有財産を分与しない理由にならな

い」¹⁹⁾。

さらに126条2項4号の規定を「不動産の名義はどちらかの家族構成員の名義になっていても、当該財産はその家族構成員のみに帰属する物になるとは限らない。家族法の3条1項1号に規定する「婚姻登録後にできた財産」であれば家族構成員の共同所有財産になる」と解釈している。

家族構成員は、自らの意思表示により特有財産の中から家族と共同所有のために財産を移転することができる。その場合、財産を移転することについて契約に定め、又は貯金である場合、共同所有の口座に振込をし、不動産の場合は、共同所有者として家族構成員の名義を不動産登記機関に登録することができる。126条3項に規定する「初めて家族となることにあたり」と言うのは、婚姻登録後に、夫婦が共同生活をし、経済的に自立するために彼らの親族の資産によりできた財産（不動産、動産）を家族構成員の共同所有財産とみなすことができる。又は、家族構成員の特有財産をその他の家族構成員が（自分の労力、資金により）修理、改築、改造し、そのために当該不動産の価値が増加した場合、家族構成員の共同所有財産にすることができる。

夫婦は、当該財産が夫と妻の誰の名義になっているのかに関わらず、互いに当該財産に関する所有権を求めることができる。住宅をはじめ、不動産である場合、不動産登記所に共同所有者として各々の名義を登記することを求めたり、片方が第三者と行った取引により自分の権利が侵害された場合、裁判所に訴えることさえ可能である²⁰⁾。

上述したようにモンゴル民法は家族構成員の共同所有財産(126条)、家族構成員の特有財産(127条)について詳細に定めている。しかし、夫婦が離婚時に裁判上の手続きにより家族の財産を分与する際、裁判所は家族構成員の共同所有財産と特有財産を確実に区別し、確定できない場合もある。そのため、近年夫婦が婚姻することと同時に夫婦財産契約を締結することが増えている。

2. 夫婦は財産契約

家族構成員の特有財産を除いて、婚姻後にできたその他の財産は家族構成員の共同所有財産になる。しかし、夫婦は婚姻後に家族となるその他の家族構成員の財産と夫婦二人の財産を区別し、独自で財産権を決めたい場合、財産権の一部を財産契約で決めることができる²¹⁾。

夫婦は財産権を契約で決めることができるという条文は、1926年に初の民法典が制定されるときに導入された²²⁾。しかし、この民法は実施されることがなく、次の1957年、1973年に行われた民法改正にはこれに相当する規定がなかったのである。そして、1992年に新しい憲法改正を受け、1999年の民法改正により復活した。そして、2002年の民法改正により、契約の内容、契約を締結するルールについて詳細な規定が定められた。しかし、今だに当該契約の名称が明確に決まっていないのである。

民法132条「夫婦は財産関係の一部を契約で決める」

132条1項「夫婦は、相手が家族の所得、費用を担当することについて規則を作り、離婚時における財産分与による割合、財産権などに関するその他の条件を当該法律に基づいて作成した契約によって決めることができる。」

132条2項「夫婦は財産契約を書面にて作成し、公証人に公証する。この条件を満たさない契約は無効とする。」

132条3項「夫婦は財産契約を婚姻を登録する前、婚姻後、いつでも締結することができる。」

132条4項「婚姻前に締結した財産契約は婚姻の登録日から有効となる。」

132条5項「夫婦は財産契約において非物質的（非財産的）関係を決め、夫婦いずれかの権利、利益を著しく衰えさせ、又は権利能力を制限したことを契約に定めることはできない。」

132条「契約の変更、解除」の132条1項に「夫婦は協議し、若しくは配偶者（妻・夫）いず

れかの請求によって裁判所は契約を解除し、夫婦は契約の変更、解除に関する条件を初の契約と同じ形で決める。」と規定している。

夫婦は財産に関する権利の一部を契約で決める場合、婚姻関係が必ず正式に成立していなければならない。132条5項に夫婦は契約で調整することができないことについて定めている。非物質的な権利義務というのは、夫婦間の感情、尊敬、誠実さなどであり、又は相手方に対し義務をづけたりすることを契約に定めることができないと A. Dugarmaa は主張している²³⁾。さらに、権利能力の制限、名前が具体的に指名されている遺言に関する定め、子供の保護、権利・利益に関する要件を財産契約に定めることができないのである。

夫婦は自ら持ち込んだ財産を家族の財産と別にし、独自で財産権の管理、保護することを決めたいとき、婚姻前、または婚姻後に財産契約を結ぶことができる。そして、夫婦の間に財産を巡って議論が生じた場合、婚姻の途中でも契約を解除し、内容を変え、契約を改めることが可能である²⁴⁾。

IV 判例にみる家族の財産制度

1. 夫婦の間で財産を分与する例

事案(1) 別居期間中に取得した財産の分与

地区裁判所 3175/5 判決 (2014 年 5 月 29 日)、高等裁判所判決 860 号 (2014 年 8 月 22 日)

裁判所の離婚 (子供の親権、養育費、夫婦財産分与) (2014 年 5 月 29 日)

夫婦が正式に離婚することに至るまで一定の期間 (3 年から 5 年以上) を別居している。その期間中に夫婦の片方が銀行のローンによって不動産を購入した。離婚時に裁判所は別居期間中にできた財産を家族の財産と判断し、財産を家族構成員 (夫婦と子供を含めて) の間で均等に分けている。そして、夫婦の片方が別居期間中に負った債務を離婚時に子供と夫婦の間で均等に分与した。家族の財産を形成することにあたり、家族構成員 (夫婦) の貢献を考慮していない。

〈事実の概要〉

X (妻・原告・控訴人) は、1999 年から Y (夫・被告・被控訴人) と共同生活をはじめ、2002 年に婚姻届けを提出した。2002 年 10 月 20 日に訴外 A (長男)、2008 年 9 月 25 日に訴外 B (次男) がそれぞれ誕生。2008 年から X と Y の結婚に対する意思が異なり始め、別居を始めた。2014 年に X が Y に離婚を申し込んだ。A と B の親権を X に残し、Y に養育費の支払いを請求した。Y と X は双方とも離婚に同意しており、A と B との親権を X に残し、Y が養育費を支払うという点においても合意した。しかし、家族構成員の共同所有財産の分与については、現在ある全ての財産は、X が別居中に X の特有財産を用いて取得した財産であり、分与の対象になる財産ではないと X が主張した。これに対して、Y は共同所有財産の価格を算定し、自分の持分を請求した。

共同所有財産は、店を営業をするために購入した物件 (39 平方メートル) 1 軒 (78,400,000TG)、家族と一緒に住んでいる住宅 (103.7 平方メートル) 1 軒 (220,000,000TG)、および乗用車レクサスー 350 (35,000,000TG) など合計 333,400,000TG (当時 1 円 = 20TG) の財産である。2 軒の不動産が X の名義で国の不動産登記所に登記されている。さらに、X は 2013 年の 12 月に GOLOMT 銀行から年間利息は 19.2%、返済期間は 180 ヶ月後という条件で 154,000,000TG を住宅ローンとして借りており、3LDK のマンションを銀行に対する債務の担保にあてていた。

〈判旨〉

地区裁判所の判決

「本件について、Xの訴状を受理し、以下のように判断を行う。

XとYは、裁判所から仲直りをする期間（3ヶ月）を与えたにも関わらず、和解をしなかったことからXとYは続けて共同生活をおくることができないと判断し、離婚の手続きを行う。

- (1) 家族法14条1項「当該法律の13条に規定することを除き、夫婦は協議上に、若しくは夫、妻のいずれか、及び制限能力のため後見の開始を受けた夫及び妻のどちらかの後見人の請求によって、裁判所は離婚の手続きを行う。裁判所による和解手続きを行うことが不可能な場合を除き、和解に関する手続きが終了後に裁判所は離婚手続きを開始する。」と定めていることに基づきXとYの離婚が成立。
- (2) 家族法14条5項の「夫婦は離婚をする場合、子供の親権を誰に与えるか、又は労働能力を欠く配偶者（妻、夫）及び子供の扶養、夫婦共同所有財産の分与について協議をし、若しくは和解手続きによって決めることができる。」との規定により、AとBとの親権をXに与える。
- (3) 家族法の40条1項1号の「11才までの子供である場合、当地域の生活最低基準の50倍にて」、40条1項2号の「年齢は11才から16才／学生の場合、18才まで／の間であり、若しくは成人に達しているが、労働能力がない者の場合は、生活最低基準に基づいて」AとBとの養育費をYが支払いをする。
- (4) 民法130条3項「家族の財産を巡って紛争が生じた場合、裁判所は家族構成員の共同所有財産の中から家族構成員の持分の割合を算定し、誰にどんな財産を移転するかを決める。家族構成員のどちらかに割り当てた財産の価格が本来の持分より多い場合、その差額を他の家族構成員に均等に割り当てることができる。」又は、131条2項「持分を財産で与えることができない場合、その価格を支払う。」の規定を根拠とし、共同所有財産は以下のように分与する。

登録番号Y-2204029288の住宅（39平方メートル）、登録番号-2206022144の住宅（103.7平方メートルの3LDK）、レクサス-305をX、A及びBの所有物に残す。そして、Xは45,096,567TGをYに支払う。」

高等裁判所の判決

「Xによる控訴に基づいて、事実認定などを確認し、地区裁判所の判決を部分的に変える必要がある。

Xは、店やサービス営業を行う用に購入した住宅（39平方メートル）、住宅用に購入しているマンション（103.7平方メートル）及び軽用車のレクサス-350は、Yと別居をしていた期間中に特有財産を用いて取得した財産であり、共同所有財産ではなく、特有財産であるため分与しないと主張した。

しかし、民法126条1項「婚姻後、共同生活期間中に形成された家族構成員の特有財産を除き、その他の財産は家族構成員の共同所有財産となる」、126条2項4号の「夫婦、その他の家族構成員のいずれかの名義になっているかに関わらず、婚姻後にできたその他の財産」は家族の共同所有財産になる。

上述の財産は、XとYが2002年9月20日に婚姻届けを登録後に形成されていることから、夫婦の共同所有財産であると地裁が判断していることには過ちがない。そして、地裁から鑑定人を選任し、財産の価格を算定したところ、財産の価格が合計で333,400,000TGであった。

しかし、Xは3LDKのマンションを銀行の担保にあてており、銀行に対して債務が発生している。地裁は、債務の返済されている部分を差し引いて残り額を未成年者および労働年齢に達していない未成年者を含めて割り当てていること、または、Yの持分から38,253,403TGを差し引き、残り

の返済をXの持分から差し引くように判断したことは、誤っている。

裁判所は、家族構成員の共同所有財産を分与するとき、当該財産による債務も家族構成員に分けるのが正当である。

ローンの契約に基づいて銀行に返済しなければならない金額は470,735,980TGである。そして、それをXとYの間に分けると一人に83,350,000TGが当たる。

従って、Xの地裁の判決に対する不服申し立てを受理し、家族構成員の共同所有財産の中からYに当たる持分をXが支払いするように判断した地裁の判決を変更する必要がある。民事訴訟法167条1項、167条1項3号により、次のように判断する。

地区裁判所の判決第4項に定める「45,096,567TGをXがYに支払いする」を削除し、又は同条の「・・・X、A及びBの所有に移転し、...」を「X、A及びBの所有に移転する」と変更し、その余の部分の原文のままとする。」

〈検討〉

まず、原則を整理し、次にその前提にどのような例外が想定されるかを検討する。最後に、高等裁判所は家族構成員に関する条文を原則と例外を含めてどのように関連づけ、検討しているのかを探る。

裁判上の手続きにより離婚時に夫婦の財産を分与する場合、まず、裁判所は分与の対象となっている財産は特有財産（127条）であるか、共同所有財産（126条）であるのかを確認する必要がある。民法では、家族構成員の特有財産が、家族構成員の共同所有財産となる二つの要件について例外に規定している。第一に、家族構成員は、特有財産の中から共同所有に移転させた財産（126条2項4項）。第二に、家族構成員の特有財産をその他の家族構成員が修理、改装、改造をすることにより、当該特有財産の価格が倍増した場合、若しくは、新たに家族となるに当たり与えられた住宅、ゲル、ハシャー塀、建物である場合、共同所有財産とすることができる（126条3項）。

上述したことが確認された場合、裁判所は民法126条1項の規定に基づき、離婚により夫婦の財産を分与する際に、未成年者、労働能力を欠く家族構成員を含めて全員の間で均等に分与しなければならないのは原則である（128条）。

本件において、訴訟の対象となっている共同所有財産は、XがYとの別居期間中にXの特有財産にて取得した財産であり、分与の対象になる財産ではないとXが主張した。しかし、地区裁判所及び高等裁判所のいずれの判断でも、Xが特有財産で取得したという財産を婚姻後に形成された家族の共同所有財産とし、分与の対象にした。この判断の根拠は、126条1項に規定する婚姻の成立及び婚姻後の共同生活である。XとYは1999年に共同生活をはじめ、2002年に婚姻届けを提出し、6年後の2008年以降は別居生活を送っているが、どちらの裁判所の判決においても、別居期間は考慮されていない。

さらに、家族構成員の共同所有財産が形成されるもう一個の条件は、モンゴル民法の126条2項4号の規定である。それには、「夫婦、その他の家族構成員の誰の名義になっているのかに関わらず、婚姻後にできたその他の財産」と規定している。

Xが特有財産で取得したというサービス営業用に購入した住宅と家族と一緒に生活するために購入したマンションのいずれも、Xの名義で国の不動産登記機関に登記されている。これについて、地区裁判所と高等裁判所も不動産の登記に関する事実認定をしているが、民法の条文通り、どちらの不動産も共同所有財産とみなし、分与をしている。裁判官は、法律のみに基づいて判断をするのはもっとも正当である。しかし、本件において、裁判所は不動産の登記についての事実認定のみを行うのではなく、XとYが当該不動産を取得した時点の事実関係も調べる必要があっ

たとえられる。

モンゴルでは、最高裁判所は憲法以外の法律の条文・規定の「公権解釈」を行う権限を持っている（憲法50条4項）。下級審に対して強い拘束力を持っていないが、事件を解決するのに法律及び条文の適用について判断が決めかねる場合、最高裁判所による「公権解釈」を利用することができる。家族法及び民法に規定する家族財産制度に関する条文の「公権解釈」も、最高裁判所が提供している。最高裁判所の2007年に提供した、民法12章3節の「公権解釈」によると、民法126条2項4号の規定を裁判所が事件に適用する場合、二つのことについて確認する必要があると述べている²⁶⁾。第一に、当該不動産が登記されている所有者の名義を国の不動産登記機関証明書を確認すると同時に、所有権を有する家族構成員を確認する必要がある。第二に、当該不動産ができるのにその他の家族構成員による貢献があったか否かの事実関係である。

本件においては、両裁判所は、不動産登記に関する名義を確認しているが、当該不動産の取得に際して家族構成員が果たした貢献については事実認定をすることなく財産を均等に分与し判決を下している。本件においては、両裁判所の事実の認定が不十分であること、判決に至るまでの過程が不明確である。

2. 夫婦を含めてその他の家族構成員の間で財産を分与する例

事案(1) 直系姻族を含めた財産分与

最高裁判所 2014年6月24日判決 番号400 ウランバートル市

訴状内容：離婚、子供の扶養手当、共同所有財産の分与

モンゴルでは、裁判上の手続きにより離婚することになった場合、離婚の成立、子供の親権、夫婦の財産分与に関する家事訴訟を裁判所は同時に取り扱い、判断を下す。家事訴訟の中で家族の財産分与にする問題は最も複雑な部分である。民法では、夫婦が離婚することにより婚姻後にできた財産を夫婦およびその他の家族構成員の中で分与しなければならない。そして、家族の財産から家族構成員にも割り当てる場合、家族構成員は夫婦と共同生活を送っていたことが前提条件となる。

〈事実の概要〉

X（妻・原告・控訴人）はY（夫・被告）と2008年から交際を始め、2008年12月5日に正式に夫と妻となった。2008年の12月9日に訴外A（長男）、2010年9月17日に訴外B（長女）が誕生した。婚姻後、XとYは、Yの実家に住み、2009年の12月にYの実家を離れ、3LDKのマンションで家族4人で暮らすことになった。当該マンションは2009年にYの父と母が親族から購入したものだった。2010年5月に、当該マンションの登記をYの名義で行なった。理由は、Yの父がガンを患い、Yの母がその世話をしていたため、マンションに関する手続きを行う余裕がなく、代わりにYが必要な手続きを行なったこと。しかし、Yの父がなくなった後、2012年の10月にYが贈与契約により、当該マンションを母に移転させ、名義も母のみの名義にした。XとYがマンションで暮らすための家具をYの母が備え、家賃及び光熱費も含めてYの母が払ってきた。

2012年の9月からXとYが別居することになった。2014年に、XはYに対して離婚、AとBの扶養手当、親権の取得、または共同所有財産の分与、及び3LDKのマンションを分与し、その中から自分の持分を取得するか、1LDKの住宅を購入してくれることをYに請求した。マンション以外にXが共同所有財産と主張する財産とは、Yの車（TOYOTA RAV-4）、Yの母の名義になっている土地及び別荘などである。

Yは離婚することに同意したが、AとBの親権、又は財産分与については異なった意思を表示した。AとBの親権をYが取得し、Xに扶養手当を請求しないと主張した。さらに、Xが請求して

いる共同所有財産とは、Yの母の名義になっている財産であるため分与する財産の対象にならないと拒否した。

Xが主張する婚姻後にできた共同所有財産であるマンション、車及び土地、別荘などは、いずれもYの母の名義になっており、そのうちのマンション、及び土地の所有権をYが離婚する前に、贈与契約をもって故意に母の名義に移転させている。第三者であるYの母が、当該訴訟に関して独自で訴訟を提起していないが、利害関係のある第三者として裁判に立ち会うことになった。

〈判旨〉

地区裁判所の判決

「家族法第14条4項の「夫婦いずれかの暴力、威嚇により、家族構成員の命、健康、及び子供の養育には重大な被害が起こる恐れがある場合、若しくは被害が起きていることは確定している場合、裁判所は当該法律の14条2項に規定する和解手続きをせずに、離婚手続きを行う」と規定することに基づいて、XとYの離婚手続きを行う。」家族法第14条6項「夫婦は当該法律の14条5項の規定により協議をしなかった場合、子供の年齢、父、母の面倒見、生活の環境、ニーズ、又は道徳・倫理、暴力を振振っているかなどを考慮し、子供を父、母のどちらかのもとで残し、扶養手当を定め、共同所有財産を分与することについて裁判所が判断する。」

又は、40条1項1号「11才までの子供は当該地域の最低賃金を50倍」、40条1項2号「11才から16才／学生である場合18才／ぐらいで、成人に達しているが、労働能力にかけている子供には、賃金の最低基準で」と定めていることに基づいて、2008年12月に誕生したA（訴外・長男）、2010年9月に誕生したB（訴外・長女）の親権をXに与え、AとBが11才になるまでYが当地域に定めている最低賃金の50倍で、16才／学生である場合18才／までの場合は、当地域に定めている最低賃金に合わせて扶養手当を支払う。

家族法14条6項に基づいて、共同所有財産を分与し、3LDKマンションの価格の中から3人分となる97,500,000TGをYから請求しXに与える。そして、TOYOTA RAV-4乗用車をYの所有に残し、訴訟の中から「別荘用の住宅を請求し」に関する部分を棄却する。Xはマンションの贈与契約、及び土地の占有権に関する契約を無効にすることを追加で請求することできる。印紙法7条1項2号、民事訴訟法の56条1項、58条1項の規定により、Xから離婚訴訟につけて支払いした70,000TGを国の予算に計算し、財産分与請求につけて支払われる645,450TGをXに請求し、国の予算につける。そして、Yから715,650TGを請求し、Xに与える。」

高等裁判所判決

「地区裁判所の2014年3月14日、番号811／2925／B判決の第三段落に規定する「・・・TOYOTA RAV-4乗用車をYの所有に残し、訴訟の中から「別荘用の住宅を請求し」に関する部分を破棄とする」のを「・・・YからTOYOTA RAV-4乗用車及び別荘用の住宅を請求する訴訟の部分を放棄とする」と変え、判決のその他の部分をそのままとし、Y、および第三者による控訴を破棄する。民事訴訟法の162条4項により、第三者が控訴をする際に支払った715,650TG、Yが支払った715,650TGを国の予算につける。」

最高裁判所判決

「地区裁判所は、民事訴訟手続きに関する法律の規定に違反し、当事者の権利を制限することなどの重大な過ちを起しているにも関わらず、高等裁判所は地区裁判所の判決をそのままにしたことは、民事訴訟法168条1項3号「事件及び訴訟当事者の法律によって与えられた権利を著しく侵害している」、168条3項「地区裁判所は当該法律の168条1項の規定により無効にした場合、控訴手続きにより判決を下した上級審の裁判所は、事件を地区裁判所に差し戻す」に違反している。

従って、地区裁判所の判決及び高等裁判所の判決をそれぞれ無効とし、事件を地区裁判所に差し戻す。民事訴訟法第176条2項5号により、以下の判断を下す。

- (1) 地区裁判所の811 / 2925 / Bの判決、及び高等裁判所の441 番号の判決をそれぞれを無効とし、事件を地区裁判所に差し戻す。
- (2) 民事訴訟法の59条3項に基づいて、第三者が地区裁判所の判決に不服を申し立て、控訴をする際に支払った2つの資料の印紙分である715,650TGを第三者に取り返す。」

〈検討〉

本件においては、当該財産分与に関する訴訟は下級の裁判所においてどのように構成されてきたのかについて訴訟過程を考察する。

本件においては、XとYが婚姻後に、Yの実家でYの母及び父とともな生活を送っていた。2009年にYの父と母がXとYに3LDKのマンションを購入し、XとYが2012年まで共同生活を送っていた。民法126条1項によると「婚姻後、共同生活期間中にできた家族構成員の特有財産を除き、その他の財産は、家族構成員の共同所有財産となる」。当該マンションはYだけの名義になっていたが、126条2項4号により「夫婦、その他の家族構成員のどちらの名義になっているかに寄らず、婚姻後にできた財産」は家族構成員の共同所有財産になる。従って、条文に照らし合わせてみると、マンションは婚姻後にできており、名義はYの名義になっているが、それは関係なく婚姻後にできているため、当該マンションは家族構成員の共同所有財産とすることができる。

ところで、2012年からYとX二人の関係が悪化し、Xが子供を連れて別居を始めている。そして、Xが別居中にYが贈与契約に基づいて、当該マンションの所有権を母に移転させ、不動産登記を母の名義で行なっている。地区裁判所が不動産登記について行なった事実認定によると、2012年の10月にYが贈与契約に基づいて母に移転させていることが確認された。

この事案を整理してみると、二人の当事者の権利、利益が注目される。一つ目には、Xと子供の当該不動産に対する権利、利益であり、二つ目に、当該マンションの所有権を贈与契約により受けているYの母の権利、利益である。

Yの母は、家族法3条1項5号に規定する、直系姻族に当たるが、3条1項4号に規定する家族構成員となるためには夫婦との共同生活が前提となる。本件においては、Yの母は直系姻族であり、2009年からYとXが独立して生活を送ることになって以来、Yの母が共同生活を送っていない。従って、家族構成員であると決めつけるのは、難しいのである。

地裁の判決によると、当該マンションの所有権は贈与契約によりYからYの母に移転し、名義も変わっているにも関わらず、YとXの婚姻後にできた家族構成員の共同所有財産とし、分与する財産の対象にしている。

しかし、この事案の場合、地区裁判所は所有権の所属に関する事実認定を行なっているが、民法および家族法の条文の適用、関連規定の間違った解釈を行なっているため地区裁判所の判決がもとより、それに気がつかなかったか高等裁判所の判決もYの母の所有権を侵害するような重大過失をおかしている。

さらに、最高裁判所は両裁判所が民事訴訟法に規定する訴訟手続きにおいていくつかの過ちをおかしていると判断した。つまり、事実の概要をみると、Xが婚姻後に取得した財産と主張する財産の多くが、Yの母の名義になっている。しかもそのうちのマンションはYとXが別居を始めた年にYが贈与契約にもとづいて自分の母に所有権を移転し、名義も変更させている。最高裁判所は、当該訴訟の内容は被告Yに対する訴状であれば、Xが請求したマンション、土地の所有権の移転と関連する事実の認定をYとYの母との間で確認するべきであって、Yの母を利害関係者の立場からではなく、Yと同じく被告として裁判に立ち合わせるのが民事訴訟法27条3項「裁

判所は、重要だと判断する場合、判決を下す前に訴訟の当事者としてその他の原告、被告を立ち合わせることができる」によって妥当である。

下級審はYの母に対する請求を未解決にしていれば、Yの母は当該マンションの所有者として第三者の立場から裁判に立ち向かうことができるが、所有権が発生することになった事実の認定について問題を取り上げない限り、他人の財産を夫婦（YとX）の共同所有財産と見做す法律の要件が曖昧になるということを両裁判所が注意しなかったことは誤った判断を下す原因ともなった。

事案(2) 直系姻族を含めた財産分与の例

最高裁判所 2014年10月14日 番号611判決

離婚、子供の親権、扶養手当、共同所有財産の分与

民法は夫婦が離婚することにより家族の財産を分与する場合、その他の家族構成員を含めて財産を分与しなければならないと定めている。その場合、未成年者、労働能力を欠く家族構成員の全員を含めて均等に取得する権利を有する（129条2項）。しかし、当該家族の財産を形成するために他の家族構成員は貢献（金銭的に、労務的に）をしているかということを裁判所が確認し、財産を均等に与えるか、減少させるかということを考慮する（129条3項）。

〈事実の概要〉

X（妻・原告・控訴人）はY（夫・被告）と2007年に交際をはじめ、2008年の4月23日に婚姻を登録し、正式に夫と妻となった。2008年9月16日にA（訴外・長男）が誕生した。2009年の3月からYの父が購入したマンションに住み始めた。それまでには、Yの実家に住んでいた。2008年から2012年の間に、Yが何度も飲酒の状態でXに暴力を振るい、怪我や不安にさせることによりXが精神的に大きな屈辱を受けてきた。YとXは2012年から別居することになり、2014年に離婚することを決意した。

XがYに対し、離婚、子供の親権、扶養手当、共同所有財産の分与を請求した。共同所有財産には、Yの父が購入してくれた3LDKのマンション、YとXが購入したToyota Verossa乗用車などである。マンションの合計額は139,400,000TG（1円＝21TG）であり、マンションの所有権をYとYの父のみが持っている。Xは自分の持分とAの持分をXの持分の中から請求した。その場合、所有者YとYの父の持分は70,000,000TGずつとなり、さらにYの持分を3に割ると、XとAには、46,000,000TGが当たると主張した。

YがXの請求に対して、現在住んでいるマンションは、Yの父が自分の名義で購入し、YとXの共同所有財産に移転させていないため、分与することはできない。Yの名義も不動産登記機関にYの父と共同所有者として登記されているが、Yの所有物ではないと主張した。乗用車のToyota Verossaは、2011年にXとYが13,500,000TGで購入した共同所有財産である。乗用車を分与することなく、Xの所有物として残すこともできる。ただし、Xが請求しているマンションの持分である46,000,000TGを支払うことは不可能である。そして、XとYが離婚する場合、Aの親権を自分が取得しXから子供の扶養手当を請求しない。逆に、Xが子供の親権を取得するのであれば子供の扶養手当を払うと供述した。

YとXとの離婚訴訟にYの父が第三者として立ち会っている。Yの父の主張によると、YとXの間で離婚問題が生じたとき、家族の財産に対してその他の家族構成員の間で所有権をめぐる紛争が起きた。そのため、YとYの父の名義で登記されていた当該財産を裁判上の手続きによりその他の3人の家族構成員の名義を追加で登記し、5人の共同所有物にした。不動産登記証明書を変更する手続きはXの請求により裁判上の離婚手続きが行われていたとき、地区裁判所におい

て行われている。

〈判旨〉

地区裁判所判決

「家族法第14条4項の規定に基づいてXとYの離婚を成立させ、家族法14条6項、40条1項1号、40条1項2号の規定によりAの親権をXに与え、YからAに11才までは当該地域に定めている最低基準の50%で、16才／学生である場合18才まで／までは、当該地域に定めている最低賃金によって扶養手当を支払う。

家族法14条6条に基づき、家族構成員の共同所有財産である3LDKのマンションの中からYに当たる47,047,500TGのうちXとAに当たる30,000,000TGをYに請求する。そして、共同所有財産であるTOYOTA Verossa乗用車をYの所有のもとで残す。印紙法の7条2号、民事訴訟法56条1項、58条1項の規定によりXが支払った70,200TGを国の予算に計算し、共同所有財産の分与訴訟の印紙である307,950TGをXに請求し、国の予算につける。378,150TGをYに請求し、Xに与える。」

高等裁判所判決

「地区裁判所の判決をそのままとする。独自に訴訟を起こさなかったYの父は、地区裁判所の判決に不服申し立てをし、控訴している。Yの父の控訴を放棄し、民事訴訟法第162条4項に基づきYの父が支払いした印紙の378,150TGを国の予算につける。」

最高裁判所判決

「2014年6月高等裁判所の判決及び2014年3月地区裁判所の判決の第3条に規定する「47,047,500TG」を「18,819,000TG」とする。「30,000,000TG」というのを「12,546,000TG」とする。

第4条の「307,950TG」を「215,686TG」とし、「378,150TG」を「285,886TG」とそれぞれ変え、地区裁判所及び高等裁判所判決のその他をそのままとする。」

〈検討〉

モンゴルにおける夫婦財産分与の対象は、主に、住宅となる。夫婦が購入した住宅に夫婦を含めた家族構成員の全員が住むことがあれば、本件のようにYの父が購入した住宅にYとXが子供と住み、不動産の名義はYとYの父の名義で登記される。

YとXが婚姻をした日付（2008年）、およびYの父が当該マンションを購入した時期（2009年）はYとXが婚姻を正式に行なった後に購入されていることから当該マンションは民法126条1項に基づいて家族構成員の共同所有財産に当たる。そして、126条2項4号に「夫婦及び家族構成員のどちらの名義になっているかに寄らず、婚姻後にできたその他の財産」は家族構成員の共同所有財産となる。Xは、その規定を根拠に訴訟の目的物であるマンション（Yの父が購入した住宅）のYが所有する持分の中から自分の持分とAの持分を清算し、共同所有財産を分与することを請求している。

地裁は、Xの請求により、家族法14条6項に基づいて、Yの持分を家族構成員の3人の間で均等にわけ、共同所有財産の分与を行なった。地裁の判決に不服を申し立てたYの父が上訴をし、地裁の判決を無効にすることを請求した。しかし、高等裁判所は地裁の判決を妥当とみなし、そのまま残した。

事実の概要によると、XとYに関する離婚手続きが行われているとき、同じ地区の第1の裁判所においてYの父の請求によって不動産登記証明書を変更する手続きが行われていた。地裁は訴訟に関する当事者から不動産登記証明書およびその他の訴訟に必要な事実の認定を行なっているとき、当該マンションの所有権はYとYの父のみに属するものではなく、他の家族構成員（Y

と共同生活を送っている)も追加されていることを配慮し、対策をとる必要があった。

本件の場合、Yの父は家族法に規定するYとXと共同生活を送っている家族構成員ではなく、親族の人に当たる。裁判所はYの父が購入したマンションは彼の特有財産(127条)に当たる可能性について考慮したことについて判決に記載していない。それは、不動産登記証明書はY(Xと婚姻をし、共同生活を送っている)とYの父の名義になっているため、Yの所有する部分(当該マンションの)はXと子供を含めて共同所有財産となる。それは民法の定めである。しかし、家族構成員の間で家族財産を巡って紛争が起きた場合、裁判所は民法の129条3項の規定に基づいて家族構成員の貢献度(金銭的、労務的)を考慮し、財産を均等に分けるか、家族構成員の割合を減少するかということについて判断することができる。

事実の概要にはYとXが当該マンションを購入することにあたり、貢献を行なっていることに関する事実について記載されていない。しかし、それについて最高裁判所が利害関係の第三者であるYの父にYとXからの貢献がなかったということについて確認しているが、財産を分与する際に考慮せずにYの持分を均等に分与している。そして、離婚訴訟と同時に財産分与の対象となっているマンションの不動産登記名義が変更され、当該マンションはYとYの父の二人だけのものではなく、5人の共同所有財産になっている。しかし、地裁および高裁からそれに関する事実の認定を行うことなく判決に至ったことはその他の家族構成員の所有権を侵害するような結論に至った。

判例の分析

判例を分析することにより次のことが明らかになった。

- (1) 夫婦が離婚することにより家族の共同所有財産を分与する際に、財産分与の対象は主に住宅であること。
- (2) 夫婦の離婚時において家族の財産を分与する際、裁判所は夫婦の貢献度を考慮することなく夫婦と子を含めた全員で均等に分与している。
- (3) 子が夫婦と同じ割合で家族の財産を受けることにより、裁判所が夫婦のいずれかが作った債務(銀行ローンや借金)も子を含めて均等に分けている例もある。
- (4) 夫婦が正式に離婚するに至るまで何年間か別居する。別居中に夫婦の片方が一人で購入した不動産も離婚時に裁判所が財産分与を行う時、民法126条1項に基づいて婚姻後に形成された夫婦の財産を家族の共同所有財産とし、均等に分与している。
- (5) 夫婦の片方が(別居期間中にも)取得した不動産に債務が発生している場合、離婚時に債務の全額を分与するのか、もしくは残高を分与するかに関する裁判所の判断が曖昧である。
- (6) 裁判所は夫婦を含めてその他の家族構成員の間で家族の共同所有財産を分与する場合、夫婦の貢献度について確認した上で、財産を均等に分けるときもあれば、分与の対象となっている財産の所有権の帰属につき訴訟を地裁に差し戻すときもある。
- (7) 家族法の3条1項2号に規定する家族構成員の定義、および3条1項3号に規定する親族の人に関する定義の区別が曖昧であることにより、裁判所は夫婦と共同生活を送っていない親族の不動産を分与し、所有権を侵害することもある。
- (8) 家事訴訟において裁判所の手続きに瑕疵が生じるのは、裁判所による適用法令の誤り、不十分な事実認定、および当事者が訴訟に必要な書類を十分に提出していないことにもよるものである。

以下各々詳述する。

(1)について、夫婦が離婚することにより家族の財産を分与することにあたり、主に住宅が対象となる。事案の1から2までは夫婦の離婚時において家族の共同所有財産の分与の対象は住宅

である。事案ごとに当該財産を形成する過程が異なっている。事案1の場合は、当該住宅は婚姻後に夫婦の片方が特有財産を用いて取得した財産であるのに対して、事案3と4における住宅は夫婦の親族（親）によって形成された財産である。

(2)について、夫婦の離婚時において家族の財産を分与する際、裁判所は夫婦の貢献度を考慮することなく夫婦と子を含めた全員で均等に分与している。事案①では、地区裁判所は夫婦の離婚時において財産を分与することにあたり、家族法14条1項を根拠とし、民法130条「家族構成員の共同所有財産を分与する」の130条3項「紛争が起きた場合、家族構成員の共同所有財産の中から家族構成員に当たる割合を裁判所が決め、その場合、家族構成員にどのような財産を割り当てるかについて判断し、家族構成員いずれかに当てた財産の合計額が持分より超えている場合、差額を他の構成員に与えることができる」、又は131条2項に基づいて、持分を財産で与えることができない場合、その価格を支払って、財産を分与した。それに対して、高等裁判所は当事者が特有財産を持って取得したと言われる財産は、民法126条1項により「婚姻後、共同生活期間中に形成された（家族構成員の特有財産を除いて）その他の財産は家族構成員の共同所有財産となる」ため分与の対象になると判断した。そして、当該財産の不動産名義は当事者の片方になっているが、126条2項4号の「夫婦、その他の家族構成員のいずれかの名義になっているかに関わらず、婚姻後にできたその他の財産」は家族の共同所有財産になる。従って、事案の①において、離婚に至る事情は関係なく家族の財産は夫婦の貢献度を考慮することなく夫婦と子に均等で分与されている。

(3)について、しかし、財産は夫婦と子を含めて全員で均等に分けられるため、裁判所が夫婦のいずれかに発生している債務（銀行ローンや借金）も子を含めて均等に分けている例もある。事案1において、夫婦が不動産を購入するために作った銀行のローンを夫婦および子を含めて全員の間で均等に分与している。そのため、子の親権を取得した側が多くの債務を負うことになった。最高裁判所は、「夫婦の財産が形成されるのに子が貢献しているわけではない。従って、子は夫婦と同等の割合で財産の中から受ける権利を有しない。その反面、子の親権を取得した夫婦に裁判所が家族の共同所有財産を多めに分け与えることが最も妥当である」と「公権解釈」で述べている。

(4)について、夫婦が正式に離婚するに至るまで何年間か別居をすることが多い。別居中に夫婦の片方が一人で購入した不動産も離婚時に裁判所が財産分与を行う時、民法126条1項に基づいて婚姻後に形成された夫婦の財産を家族の共同所有財産とし、家族構成員の貢献度を考慮することなく均等に分与している。事案の1、3において夫婦が正式に離婚するまで一定の期間別居している。別居期間は2年間から5年間にも及んでいる。いずれの事案においても裁判所が別居期間を考慮することなく財産の分与を均等に行なっている。

(5)について、(4)の期間中に夫婦の片方が財産を取得したことにより債務（銀行のローン、借金）が発生している例もある。裁判所は、事案①では、別居期間中に夫婦のいずれかが取得した財産を家族の共同所有財産として分与するとともに、夫婦の債務も分与している。但し、債務の全額を分与するか、残っている債務のみを家族構成員の間で分与するのかという点に関しては曖昧である。事案1の場合、夫婦は別居期間中に作った債務を地区裁判所は当事者が銀行に返済した分を差し引いて、残った債務だけを分与している。

(6)について、裁判所は夫婦を含めてその他の家族構成員の間で家族の共同所有財産を分与する場合、夫婦の貢献度について確認した上で、財産を均等に分けるときもあれば、分与の対象となっている財産の所有権の帰属につき訴訟を地裁に差し戻すときもある。婚姻後に家族の財産は2つの方法で形成されることがある。夫婦いずれかの親（親族）によって持ち込まれる場合と夫婦が

銀行のローンで不動産を購入する場合である。

事案3と4の類似する点は、夫婦が婚姻後に夫の実家でしばらく共同生活を送っている。そして、夫の親が取得した住宅で共同生活を送ることになっている。当該住宅に夫婦と子供が暮らしているが、不動産登記名義が親族（夫の親）の名義と夫の名義になっている。事案3において、夫が婚姻期間中に家族の共同所有財産を贈与契約に基づいて母に移転しており、不動産登記名義が完全に第三者に移転されている。下級の裁判所は所有権の帰属が夫婦以外の者にあっても当該財産を家族の共同所有財産として均等に分与した。しかし、当該家事訴訟は最高裁判所の判断により下級審に差し戻されている。

事案4の場合は、事案3と同じく、当該不動産は夫の親によって取得されたものであり、不動産登記名義は夫と夫の父の名義になっている。しかし、離婚時において夫の父が不動産登記名義書に他の家族構成員の名義を追加した。下級の裁判所は、当該財産を分与することにあたり、当該財産の所有権が婚姻時点において帰属されていた家族構成員の間で分与しているが、最高裁判所は再受理を行い、不動産登記名義書に登録されている共同所有権者の間で均等に分与し、さらに、夫の部分から妻と子の持分を割り当てている。いずれの事案においても下級の裁判所が夫婦の貢献度を確認している。そして、夫婦の貢献度がなくても、当該不動産を家族の共同所有財産とし、均等に分与している。

民法126条2項4号に「夫婦、家族構成員のどちらの名義になっているかに関わらず、婚姻後に取得した財産」は家族構成員の共同所有財産になる。家族の財産を夫婦を含めてその他の家族構成員の間で分与するにあたり、裁判所は当該財産が親族によって購入されている場合は夫婦の貢献度を確認している。そして、当該財産の不動産登記名義に夫婦いずれかの名義が入っている場合、子を含めてその他の家族構成員の間でも均等に分与されている。裁判所が夫婦の貢献度を確認するのは、当該家族の共同所有財産をその他の家族構成員の特有財産、もしくはその協力によって形成されたものである場合である。

(7)について、(6)に発生している問題は(7)にあげている問題と繋がっている。事案3と事案4において夫婦財産分与の対象になっている財産は夫婦の親（親族）によって形成された財産である。家族法の3条1項2号の規定「家族」、および3条1項4号「家族構成員」、3条1項5号「直系姻族」、3条1項6号「傍系血族」に規定する親族の人に関する定義の区別が曖昧であることにより、裁判所は夫婦と共同生活を送っていない親族の不動産を分与し、所有権を侵害することもある。

家族法3条1項2号に規定する家族というのは、婚姻することにより非財産的ないし、非物質的および財産的ないし物質的な権利義務で結ばれている共同生活の家族構成員をいうと定義している。そして、家族構成員とは、夫婦およびこれらと共同生活を送っている嫡子、非嫡子、または養子、親族（直系姻族、傍系血族）をいうと規定している。

夫婦が離婚することにより裁判所が家族の共同所有財産を家族構成員の間で分与するにあたり、当該財産は夫婦ではなく、その他の家族構成員の財産である場合、裁判所は当該家族構成員は家族法3条1項2号に規定する家族構成員であるか否かを確認する必要がある。つまり、夫婦以外の家族構成員の財産を分与する場合、当該家族構成員は夫婦と共同生活を送っていることは126条1項に基づいて当該財産を家族の共同所有財産とし、分与するための要件になると解釈される。

しかし、離婚時に夫婦を含めてその他の家族構成員の間で財産を分与している判決によると、婚姻後に夫婦が取得している財産は第三者（親族）によって形成されているものもあり、裁判所が当該財産をも分与の対象にしている。これには、二つの理由がある。一つ目は、当該財産は夫婦の婚姻後（時期）に形成された財産であること。二つ目に、婚姻後に取得した財産は夫婦いず

れかの親の協力、資金で形成されているものであること。この場合、親は3条1項5号に規定する「親族」にあたり、夫婦と共同生活を送っている家族構成員ではない。つまり、裁判所は3条1項2号に規定する「家族構成員」に関する条件をきちんと配慮せず、曖昧であるため、夫婦に帰属しない財産を分与の対象にし、第三者の所有権を侵害した判断を下すことがある。

(8)について、家事訴訟において裁判所の手続きに瑕疵が生じるのは、裁判所による適用法令の誤り、不十分な事実認定、および当事者が訴訟に必要な書類を十分に提出していないことにもよるものである。

裁判所による適用法令の誤りというのは、事案3において当事者が裁判所に提出している不動産登記証明書、または家族の財産が形成される過程を十分に確認せず、民法127条「特有財産」に該当する財産を126条2項4号の「夫婦、家族構成員のいずれかの名義になっているかに関わらず、婚姻後にできた財産」は家族構成員の共同所有財産になるという規定を根拠に第三者の財産を分与したことである。

または、事案3において独立して訴状を提出していないが、利害関係があるために裁判に立ち会っていた第三者に関する問題を本件と一緒に受理し、民事訴訟法29条5項の「裁判所は独立（個人的に）して請求を提出していない第三者に関する問題を本来の訴訟と一緒に受理しない」という規定に違反している。

結び

本稿では、まず、現代モンゴルにおける家族財産制度について、慣習法から制定法に到るまでの伝統的な家族制度における婚姻、離婚、および家族の財産の変遷について先行研究に言及しながら鳥瞰した。モンゴルにおける家族法は、その初期の段階においては成文法（codes）以上に慣習法（customary law）が支配する法領域であったとされている。また、モンゴル国内における民族毎に異なる伝統様式に基づく家族制度の存在も指摘されている（Butler 1982:382）。

その典型的な特徴の一つに家父長制が取られており、男性の家系（親族関係）を中心に家族の規範は構成され、そこでは原則として婚姻は永続的なものと考えられていた故、少なくとも表面的には離婚は極少数に止まっていたと考えられている。婚姻は夫婦同士のものだけに止まらず、基本的に両方の親族の合意および結納を前提として観念されていた。

離婚の際、特に夫婦の共有財産という観念自体が存在せず、妻が婚姻開始時に持参した財産についてもその離婚による清算は行われるものの、今日的に観念されるところの婚姻期間中に夫婦によって築かれた財産の分配については妻に対して行われることがなかった。

次に、現行法に定める家族構成員の財産に関する民法の条文およびそれに対する最高裁判所の「公権解釈」について検討した。その上で、家族の財産分与に関する裁判例を分析することにより、裁判所が離婚時に家族構成員の共同所有財産を分与する際、家族構成員の貢献度を考慮する事案としない事案のそれぞれの特徴を探ってきた。

民法125条1項により「家族の財産は夫婦、家族構成員の財産からなる」と規定している。婚姻後、共同生活期間中に形成された（家族構成員の特有財産を除き）その他の財産は家族構成員の共同所有財産となる（126条1項）。従って、家族の共同所有財産を家族構成員の全員が所有、占有、処分するのに同等の権利を有し、相互の協議に基づいて占有及び使用し、処分する（128条1項）。民法は、夫婦が離婚時に家族の財産を分与する際、未成年、労働能力を欠く家族構成員全員を含めて均等に分与すると規定している（129条2項、126条4項）。財産分与は夫婦（子

供を含む)のみの間で行われる場合、民法129条3項「離婚、離婚の解消により家族構成員の一人あたりに与える割合を算定する際、夫婦の健康状態、子の利益を考慮し、裁判所が分与する」と規定するように、裁判所は家族の財産を形成するのに夫婦の貢献度を考慮することなく、均等に分与するか、財産の持分を減少することができる。

それに対して、夫婦の離婚時に家族の共同所有財産を夫婦及び家族構成員の全員の間で分与する場合、民法は夫婦以外の家族構成員が家族の財産を形成するのにどのぐらい貢献(金銭的に、労務的に)しているかについて考慮し、財産を均等に分け与える、若しくは与えないことを裁判所が判断することができる」と規定している。

本論文で考察してきた事案によると、夫婦が離婚時において分与している家族の共同所有財産の対象は主に住宅であった。そして、婚姻後に家族の財産(住宅)は、夫婦の親族(親)によって形成されることもあれば、夫婦が独自で購入し、家族の財産を形成することもある。夫婦が離婚に至るまで一定の期間(3年間から5年間)を別居し、その場合、妻が子供を連れて家を出ている。裁判所は、当該夫婦が離婚する場合、別居期間及び別居期間中に夫婦の片方が子供のためにかけた養育費や生活費などを考慮していなかった。又は、夫婦が別居期間中に特有財産を使用して不動産を購入している例もあるが、裁判所は民法126条1項、126条4項に基づき、当該財産は婚姻が正式に成立している間に形成されているため、家族の共同所有財産とし、夫婦の貢献度を考慮することなく夫婦と子供に均等で分与している。

最高裁判所の「公権解釈」によると、126条1項に規定する「共同生活期間中」というのは、婚姻後に家族の財産が形成される期間を指しているものである。そのため、夫婦は婚姻後に一緒に送った共同生活期間が短かったこと、又は共同生活を送っていないということは、家族の財産を分与しない理由にならないと述べている。さらに、子供は夫婦の財産を形成するのに貢献しているわけではないことから、裁判所は子供の利益のみを考慮し子の親権を取得した側の割合を増やすことができる。下級審は夫婦の財産を子供にも均等で分けるため、夫婦の債務も誤って子供を含めて分与することになっている。

夫婦の離婚時に家族の共同所有財産を分与することと、夫婦の債務も家族構成員の間で均等に分ける。最高裁判所の「公権解釈」によると、離婚時に夫婦のどちらが債務を履行するか、又は第三者によって家族の財産を処分することに制限がつけられている場合、当該財産を家族構成員の間でいかに分与するか、と言うことは困難である。その場合、裁判所は債務が発生した背景、事実及び事実関連を認定できる資料の確認を行った上で分与しなければならない。しかし、原則として当該債務は他の家族構成員の共同所有財産と同様に均等で分与される。

事案の1において、夫婦の片方が別居期間中に銀行のローンで不動産を取得しており、夫婦の離婚時に下級審は当該不動産を均等に分与しているが、債務の残った部分だけを分与の対象にし、夫婦と子の間で均等に分与している。それに対し、高等裁判所は子の親権を取得した側の債務を減らして判断を下したのである。しかし、検討しなければならないのは、子供も家族構成員の一人と考えると子供の貢献(何歳から)も考慮する必要があるのか。

次に、家族法3条1項2号に家族とは、婚姻により非財産的及び財産的な権利義務で結ばれた共同生活の家族構成員を言う」と規定している。そして、家族構成員とは、夫婦及びこれらと共同生活を送っている嫡子、非嫡子及び養子、親族を言う」とそれぞれに規定している(3条1項4号)。家族法に定義される家族構成員の定義の範囲が広いため、裁判所は夫婦の離婚時に家族の共同所有財産を分与する際、家族構成員を明確に特定し、判断することが複雑であることは事案の(2)と(3)から明確になった。

家族構成員の中には、親族(直系姻族、傍系姻族)も含まれる。夫婦が婚姻後に形成される家

族の財産には2種類の財産がある。一つは、夫婦が独自で形成した家族の財産であり、もう一つは、親族の協力（資金）で形成された家族の財産である。どちらの場合も家族構成員の間で分与される対象になるが、後者の場合は、分与される財産の対象にするためには、「婚姻後、夫婦との共同生活」が前提となる。しかし、夫婦が婚姻後、すぐに住宅を取得することが不可能である場合、しばらくの間夫婦いずれかの家族（主に夫）と共同生活を送っており、何年か後に親やその他の家族構成員の協力を借りて住宅を取得することがある。そして、夫婦が子供とその住宅に生活を送ることになるが、当該不動産登記名義に夫婦いずれかの名義と親族の名義になる。若しくは夫婦の名義が全く入らない場合もある。しかし、そのようなことは夫婦の離婚時において家族の財産を分与する際、当該財産をいかに分与するかと言うことは非常に複雑である。

事案2と3の財産分与の対象は親族の資金で形成された財産である。裁判所は、民法126条1項、126条2号4項、家族法14条6項に基づいて夫婦を含めて家族構成員全員に均等で分与している。これは、不動産を購入するのに資金を拠出した家族構成員の所有権を著しく侵害していると上級の裁判所から一定の指摘を受ける場合もある。民法129条に基づいて、夫婦の離婚時に家族の共同所有財産を分与するとき、裁判所は夫婦と共同生活を送っている家族構成員の貢献度（金銭的、労務的）を確認しなければならない。この場合、親族の資金により形成された家族の財産に対して夫婦がどのくらい貢献をしているかを確認しているが、裁判所が財産を均等に分与にしている。裁判所が確認している事実関係によると、この場合、夫婦の貢献度が確認されていない。つまり、当該家族の財産が形成されるのに夫婦からの金銭的、又は労務的な貢献がないのである。

現在、モンゴルは家族の財産制度（家族構成員の共同所有財産制度）を維持している。家族の財産制度の前提には二つの動機があると考えられ、一つは婚姻生活の継続に寄与するためであり、もう一つは婚姻生活の継続困難となった場合の弱者保護（経済的に不利な方の配偶者をバランスよく保護すること）である。上述したことにより、モンゴルの家族財産制度は、民法上の規定およびその解釈上も、夫婦の離婚時において夫婦およびその他の家族構成員は家族の財産を形成するのに貢献をしているか否かに関わらず、財産は均等に分与され、特に経済的に弱い立場にある家族構成員（主に母と子）の生活上の保護を考慮した制度になっていると言える。しかし、家族構成員である個人の財産権を保障することには様々な問題があり、曖昧な部分もあることが明らかである。

以上の研究により明らかとなったのは以下の諸点である。

- (1) モンゴルの家族財産制度は家族構成員の共同所有財産制度を維持しており、婚姻後に形成された財産は夫婦および子供を含めてその他の家族構成員の共同所有財産となる。
- (2) 民法には家族構成員の共同所有財産（126条）および特有財産（127条）に関する規定をそれぞれ設けているが、夫婦の離婚時に特有財産と共同所有財産を区別し、認定することは困難である。
- (3) 家族の財産を家族構成員が占有、使用、処分することにあたり同等の権利を有することから、夫婦の離婚時に家族の財産を子供、労働能力を欠く全員の家族構成員の間で均等に分与される。
- (4) 家族の共同所有財産を夫婦のみの間で分与する場合、当該財産を形成することに当たって夫婦の貢献度について裁判所が確認することがなく、均等に分与している。しかし、夫婦およびその他の家族構成員を含めて財産を分与する場合、家族構成員の貢献度（金銭的、労務的）を確認しているにも関わらず、均等に分与している。

- (5) 下級の裁判所は家族の財産を夫婦と子供に均等で分与するため、夫婦の債務も子供に均等で分けることもある。
- (6) 家族法に定義する家族構成員の幅が広く、曖昧であるため裁判所が夫婦の離婚時において家族の財産を家族構成員の間で分与する際、第三者の所有財産を分与している。
- (7) 下級の裁判所は家事訴訟において最高裁判所の「公権解釈」を参照することがなく、法令のみに基づいて事件を解決している。しかし、条文の適用、誤った解釈、事実の認定が十分に行われず判決に至っていることが明確になった。

最後に、今後の課題を掲げる。

今日のモンゴル社会に置いて家族の中で財産を作ること、蓄えること、処分するなどの関係において夫婦及び家族構成員の社会的地位、身につけた教育、仕事についている状態などが大きな影響を与えていると考える。つまり、教養がない家族構成員は専門性、能力を必要としない職業につき、収入が不安定でかつ仕事の効率が悪く、状況に左右されやすい。それにより、家族の中で財産を作るための貢献度が低く、協力が少ないのである。その一方では、世帯主の教養が高ければ、高いほどしっかりしており、家族が混乱する確率が低く、安定している。社会上の様々な原因によって、家族の財産を作るのに全員の家族構成員が貢献することに無理があり、収入の高い家族構成員のみによって家族の財産が形成され、家族を養っていることが多いと想定される。

このような状況を改善するために家族法の研究者、立法者は夫婦の財産契約制度を積極的に導入する必要があると主張している。夫婦財産契約を積極的に締結する（民法125条2項）ことにより、夫婦は独自で財産に関する諸問題を決めることができ、離婚時において正当に財産分与ができると考えられている。

モンゴル国会も、2014年から家族法の改正案を検討してきた²⁶⁾。当該法案の第3章「夫婦の財産関係、契約に関するルール」において「家族の契約」（26条）、「夫婦財産契約」（29条）、「内縁契約」（30条）、「別居契約」（31条）といった様々な契約の種類を取り入れている。すなわち、夫婦の離婚時において裁判上の手続きにより家族構成員の共同所有財産を分与する際、裁判所及び当事者が直面している諸問題を契約で解決しようとしているのだ。契約自由の原則に基づき、家族内部の關係に国家が介入せず、家族の財産關係を家族の自治に任せるべきである。しかし、家族内における契約に基づいた権利義務は長く社会主義を経験してきたモンゴル社会、モンゴル人の国民性、意識に適合し、生活様式に定着することができるのだろうか。今後の推移を見守っていききたい。

¹⁾ А. Дугармаа “Гэр бүлийн эрх зүй” (2016 он) (A. Dugarmaa 2016年「家族法入門」ウランバートル)

²⁾ С. Нарангэрэл “Монголын эрх зүйн тогтолцооны удиртгал” (2001 он) (S. Narangerel 2001年「モンゴル国の法制度の入門」ウランバートル)

³⁾ БНМАУ-ын Үндсэн хууль, 1960 (モンゴル人民共和国憲法、1960年)

⁴⁾ Д.Зундуй (2016) “Иргэний эрх зүйн түүхэн хөгжил” asuult.net (D. Zundui. 2016. 「民法発展史」 asuult.net)

⁵⁾ Монгол улсын Үндсэн хууль, 1992 он (モンゴル国憲法1992年)

⁶⁾ Монгол улсын Иргэний хуулийг өөрчлөн шинэчлэх тухай хууль, 1990 он (モンゴル国民法改正に関する法律、1990年)

⁷⁾ Монгол国民法第168条 (1994年)、2002年1月10日の民法改正により無効となった。

⁸⁾ С. Жалан-Аажав “Халх журам” (1995) х.90 УБ хот. (S. Jалан-Aajav 1995年『ハルハ・ジョラム』p.90, UB)

⁹⁾ Дугарова С.Ж. (2012) Государство и право Средневековой Монголии, Проблемы изучения, Улан-Удэ,

- Издательство Бурятского Университета, 140 стр. (S. J. Dugarova 2012年「中世モンゴルの帝国および法」ウラン・ウデ市、140頁)
- ¹⁰⁾ Ratchnevsky P. Die. 1974. Yasa (Jasag) Chingiskhans und Ihreproblematic/ Sprach, Geschichte und Kultur des Alten Orients. Berlin, 471-487
- ¹¹⁾ William E. Butler. 1982. The Mongolian Legal system: Contemporary Legislation and Documentation. The Hague/ Boston/London:Nijhoff (The American Journal of Comparative Law) Vol.33, 382.
- ¹²⁾ Рязановский В.А. (1932) Монгольское право (преимущественно обычное), Харбин, Типография Чингарева Н.С., с.208-244 (V.A. Ryazanovsky (1932) 「モンゴル法 (慣習法)」 208-244頁、ハルビン、)
- ¹³⁾ Майский И. (1921) Современная Монголия. Иркутск, 1921 с. 268 (Maisky I. 1921. 「現代モンゴル」 イルクツク, 268頁)
- ¹⁴⁾ Дугарова С.Ж. (2012) Государство и право Средневековой Монголии, Проблемы изучения, Улан-Удэ, Издательство Бурятского Университета, 33 стр. (S. J. Dugarova. 2012. 「中世モンゴルの帝国および法」 Улан・ウデ市、33頁)
- ¹⁵⁾ А. Дугармаа (2016) Дундын өмчлөлийн эд хөрөнгөтэй холбоотой шийдвэр гүйцэтгэх ажиллагаа, (European Bank for Reconstruction and Development), 2016, УБ (A. Dugarmaa. 2016. 「共同所有財産に関する判決執行」 (European Bank for Reconstruction and Development) , UB) (<https://cdeaproject.files.wordpress.com/2016/12/2-dundiin-ed-horong.pdf>)
- ¹⁶⁾ Монгол Улсын Үндсэн хууль 1992 он (モンゴル国憲法、1992年)
- ¹⁷⁾ Монгол Улсын Гэр бүлийн хуулийн 3-дугаар зүйл 3.3, 1999 он (モンゴル家族法 (1999年) 第3条3項)
- ¹⁸⁾ Монгол Улсын Дээд Шүүхийн зөвлөмж 2018 оны 1 сарын 30, дугаар 30 (モンゴル最高裁判所勧告、2018年1月30日、30号)
- ¹⁹⁾ Монгол Улсын Иргэний хууль 2002 он (モンゴル国民法、2002年)
- ²⁰⁾ Монгол Улсын Иргэний хууль (2002) 第126条4項。
- ²¹⁾ Монгол улсын Иргэний хууль (2002) 128 дугаар зүйлийн 128.4 (モンゴル国民法第128条4項、2002年)
- ²²⁾ Монгол улсын Иргэний хууль (1995 он) 168 дугаар зүйл (モンゴル国民法 (1994年) 第168条)
- ²³⁾ А.Дугармаа Гэр бүлийн эрх зүй, 2016 он, х. 102, УБ (A. Dugarmaa 「モンゴル家族法 (教科書)、102 頁、2016年、ウランバートル市」)
- ²⁴⁾ 前同
- ²⁵⁾ Монгол Улсын Иргэний хууль (2002) 132 дугаар зүйл (モンゴル国民法第132条、2002年)
- ²⁶⁾ Монгол Улсын Дээд Шүүхийн Иргэний хуулийн 12 дугаар бүлгийн зарим зүйл заалтыг тайлбарлах тухай, 2007, УБ (モンゴル国最高裁判所による民法第12章「家族財産」に関する「公権解釈」2007年、UB)
- ²⁷⁾ Монгол улсын хууль Гэр бүлийн тухай /Шинчэлсэн найруулга/ 2014, УБ. (モンゴル国法令、「家族法」改正案、2014年、UB)

National Development and Indigenous Rights in Latin America: Analysis of the tensions produced with the Chilean State by the Mapuche demand for self-determination*

Jeanne W. Simon** Claudio González-Parra

Abstract

This paper explores the tensions generated in Chilean politics by Mapuche responses to the promotion of development and the protection of indigenous rights since the end of the military dictatorship in 1990. Working within the norm diffusion model, the present paper will analyze the concept “Indigenous Development” existing at the United Nations Permanent Forum on Indigenous Issues and its incorporation into government policy for the period 2008-2011, considering its interaction with the national political context. The first section analyzes the transformation of the United Nations position on indigenous peoples, then characterizes the notion of indigenous development and the norm diffusion model. We then analyze government reports to the United Nations’ Universal Periodic Review, International Labor Organization, and the United National Permanent Forum on Indigenous Issues to identify the advances. We conclude with a discussion of the tensions present in Chile.

Keywords: Mapuche, Chile, indigenous rights, norm diffusion, development, United Nations.

Since the 1950s, ‘development’ has been a controversial yet influential idea that is strongly promoted by international organizations and presently structures economic, political y social relations in virtually every country although not without critics. In the 1950s and 1960s, dependency theorists argued that the industrialized center had underdeveloped Latin America (Gunder-Frank 1966). In response to these and other criticisms, the definition of development was debated and transformed over the last 50 years, remaining the principal orientation, especially for national economic policies.

At the same time, most indigenous peoples in Latin America still associate development with environmental degradation, loss of territorial autonomy, and poverty. Indeed, in Bolivia and Ecuador, government discourse has replaced the term of development with indigenous concepts such as *Sumak kasway* (“living well”). At the same time, due to the increasing incorporation of indigenous territories into the global economy, indigenous peoples have increasingly participated in global governance

* This paper is the outcome of Fondecyt Grant No. 1151158 from the Chilean Science and Technology Council (CONICYT) and the joint project JSPS KAKENHI Grant Number JP22401043 (2010-2013 Principal Investigator Hiromi Hosoya) Grant-in-Aid for Scientific Research (B) for financial support.

** Universidad de Concepción, Chile
E-mail: jsimon@udec.cl

structures that recognize their rights but that also promote development, including both the United Nations and the World Bank. In this way, and especially since the end of the 20th Century, governmental and non-governmental organizations have begun to adopt a rights-based discourse to development and public policy (Crawford and Andreassen, 2015). It is within this framework that many indigenous organizations have begun to accept, interpret and demand the incorporation of indigenous rights in development policies and projects although not without conflict.

More than 600 indigenous peoples (40 million persons) live throughout Latin America, although they have a greater presence in Mexico, Guatemala, Bolivia, Peru and Ecuador. In contrast, in other countries, their presence is limited. For example, only 4% of the Colombia population are indigenous, although there are 70 distinct indigenous peoples (IWGIA, 2017). In Chile, 9% of the total population identify themselves as indigenous, and principally with the Mapuche people (Government of Chile, 2018). Consequently, it is unsurprising that the Chilean government has defined its indigenous policy principally in response to Mapuche demands (Figueroa 2014).

Considering the importance of the Mapuche in Chile, the present chapter explores the tensions generated in Chilean politics by Mapuche demands and responses to the promotion of development and the protection of indigenous rights since the end of the military dictatorship in 1990. Working within the norm diffusion model, the present paper will analyze the concept “Indigenous Development” existing at the United Nations Permanent Forum on Indigenous Issues and its incorporation into government policy for the period 2008-2011¹, considering its interaction with the Chilean political context. The paper is organized as follows. In the next section, we analyze the transformation of the United Nations position on indigenous peoples. The third and fourth sections characterizes the notion of indigenous development and the norm diffusion model, respectively. The fifth section analyzes the manner that two Chilean governments have addressed indigenous development based on national reports to the United Nations’ Universal Periodic Review, International Labor Organization, and the United National Permanent Forum on Indigenous Issues. We conclude with a discussion of the tensions present in Chile.

I. The United Nations and Indigenous Peoples

Throughout the planet, indigenous peoples have resisted and many continue to resist the forms that development has taken over the last 50 years: natural resource extraction, the imposition of capitalist production, religious conversion, and even well-meaning “development” programs. Historically, indigenous resistance has been understood as the principal obstacle to the achievement of progress, although indigenous culture is increasingly perceived as the innovative answer to the problems generated by

¹ This period corresponds to two governments: President Michelle Bachelet (2008-2010) of the center-left *Concertación para los Partidos por la Democracia* (Concertation) and President Sebastian Piñera (2010-2014) of the center-right *Coalición para el cambio* (Coalition for Change).

globalization and especially environmental destruction.

The Universal Declaration of Human Rights and the decolonization processes after World War II did not transform this situation because indigenous peoples were not considered to be self-determining people. Consequently, during this period, many governments continued to implement assimilation policies to promote the incorporation of the indigenous population into national society because traditional cultural practices and language were considered pre-modern. Indeed, the United Nations considered indigenous populations as minorities, promoted non-discrimination, encouraged recognition as equal citizens and workers and incentivized development in indigenous lands, as exemplified in Article 6 of the International Labor Organization Convention (ILO) N° 107:

The improvement of the conditions of life and work and level of education of the populations concerned shall be given high priority in plans for the over-all economic development of areas inhabited by these populations. Special projects for economic development of the areas in question shall also be so designed as to promote such improvement. (Article 6, ILO 1957)

In this way, the United Nations promoted state intervention and paternalism towards indigenous peoples. However, authors like Hall and Fenelon (2008) question ulterior motivations, arguing that state intervention in indigenous territory has been violent and remains motivated by the need for and availability of natural resources. Rather than protect indigenous peoples' cultural practices, the State promotes intervention in the name of development. Indeed, in Latin America, even when many governments idealized ancestral cultures, their policies promoted assimilation and development projects were intentionally designed to promote the adoption of Western ways of life. Consequently, in the 1960s and 1970s, indigenous peoples often accepted that they were peasants to obtain government recognition of their territories.

Subsequently, In the 1970s and 1980s in Chile and most of Latin America, the introduction of neoliberal policies, and especially the privatization of state companies and social policies based in the economic logic of individual economic agents, emphasized individual effort and gain over social solidarity. From this perspective, the Chilean government in 1979 facilitated the legal division of communal indigenous lands into individual land titles, which created a formal equality with non-indigenous property but also resulted in community division (Bengoa 1999). The Chilean government also legally created individual water property titles, which are sold separately from land rights, removing indigenous control of this important resource.

At the same time, neoliberal policies, and especially fiscal austerity measures and the increased demand for natural resources located on indigenous lands, are associated with increased State and private promotion of development projects in or near indigenous communities. Since the principal and orienting demand of indigenous peoples, including

the Mapuche, is the right to control their lands and environment due to their vital importance for their cultural and physical survival, indigenous communities have actively and passively resisted external intervention facilitated by neoliberal policies, especially when faced with forced displacement (World Commission on Dams 2000; Brysk 2000, Hall and Fenelon 2004).

During this same period, the transnational indigenous movement achieved important international recognition of the distinctiveness of indigenous peoples. Their questioning of ILO Convention N° 107 resulted in the organization of an expert group (without indigenous representatives) that consulted with indigenous peoples and proposed its replacement with the ILO Convention N° 169, a negotiated document that served as a partial advance towards the recognition of self-determination that was achieved in the Declaration of the Rights of Indigenous Peoples in 2007 (Larsen, 2016).

Specifically, the transnational indigenous movement lobbied the ILO and questioned the promotion of development as part of a continued colonization process that seeks to justify their actions as improvement. Consequently, the Preamble of the ILO Convention N° 169 (1989) explicitly indicates the need to remove the “assimilationist orientation of the earlier standards” and recognizes the aspirations of indigenous peoples “to exercise control over their own institutions, ways of life and economic development and to maintain and develop their identities, languages and religions, within the framework of the States in which they live”. This new perspective is present in Article 7 of the Convention, where their rights are specifically recognized:

1. The peoples concerned shall have the right to decide their own priorities for the process of development as it affects their lives, beliefs, institutions and spiritual well-being and the lands they occupy or otherwise use, and to exercise control, to the extent possible, over their own economic, social and cultural development. In addition, they shall participate in the formulation, implementation and evaluation of plans and programmes for national and regional development which may affect them directly.

2. The improvement of the conditions of life and work and levels of health and education of the peoples concerned, with their participation and co-operation, shall be a matter of priority in plans for the overall economic development of areas they inhabit. Special projects for development of the areas in question shall also be so designed as to promote such improvement.

3. Governments shall ensure that, whenever appropriate, studies are carried out, in co-operation with the peoples concerned, to assess the social, spiritual, cultural and environmental impact on them of planned development activities. The results of these studies shall be considered as fundamental criteria for the implementation of these activities.

4. Governments shall take measures, in co-operation with the peoples concerned, to protect and preserve the environment of the territories they inhabit. (Article 7, ILO Convention N° 169, 1989)

They also successfully lobbied the United Nations to establish the Working Group on Indigenous Populations (WGIP) with representatives from many indigenous peoples in 1983. The WGIP was replaced by the United Nations Permanent Forum on Indigenous Issues (UNPFII), which has emerged as an important forum for indigenous voices at the global level. In a relatively short period, the transnational indigenous movement achieved significant changes in the legal language and rights of indigenous peoples/persons at the international level, established indigenous peoples as distinct from ethnic minorities and institutionalized the most important elements of the indigenous perspective in the ILO Convention 169 and the United Nations Declaration of Rights of Indigenous Peoples (UN-DRIP).²

In addition to the UNPFII, the United Nations also created the Special Rapporteur on Indigenous Issues and the Expert Mechanism. The Inter-American Court of Human Rights has also played an important role in interpreting how national governments should act to respect indigenous rights, especially with respect to national development projects on indigenous territories. At the same time, indigenous movements in Ecuador and Bolivia were able to place their demands in the governmental agenda as well as achieve important political changes as part of the democratization processes in the 1990s (Yashar, 2005).

Since 2002, the UNPFII meets annually in the United Nations in New York City, and has emerged as an important space for indigenous peoples, facilitating their 1) articulation between continents, 2) visibilization of their histories of economic, political, ecological and cultural oppression; and 3) critical analysis of national policies and the contemporary regime of human rights. In contrast with the state-centered character of the United Nations, the UNPFII provides the space where representatives of non-state indigenous cultures can meet and debate issues, elaborating orientations for state action with respect to indigenous self-determination.

The UN-DRIP and ILO Convention 169 are the cornerstone of the emerging indigenous rights regime and both seek to assure the participation of indigenous peoples in the development process, although their importance is primarily limited to Latin America. ILO Convention N° 169 is legally binding for 22 countries that have ratified it and the InterAmerican Court of Human Rights has employed Convention 169 as the interpretive standard in claims related to: collective title for the ancestral lands; the right to be consulted on decisions are made that may affect their rights and interests; and in criminal law (Courtis, 2009). On the other hand, the United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples (United Nations, 2007) more clearly expresses the right of indigenous peoples to self-determination within the integrity of already existing states, although it is not legally binding. Other mechanisms, such as the UNPFII, the special rapporteur and the expert mechanism, have contributed to growing global recognition, valuing and protection of indigenous practices and the creation of international standards and national legislation that require development programs to mitigate the costs and

² For a detailed description of the process, see Tramontana 2012.

contribute to an improved quality of life for the affected families and communities.

Since 2010, the UNPFII seeks to encourage national states to promote “Development with Culture and Identity”, an emerging norm constructed with input from indigenous peoples but that must be implemented by national governments with United Nations supervision. However, effective recognition of indigenous rights has faced opposition in national contexts because the United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples specifically associates the loss of ancestral land to the loss of cultural rights. Still, Neoliberalism (market and property rights) and the human rights regime find common ground in human development and the right to development, although Crawford and Andreassen (2015) have shown that there are powerful actors within all societies that can obstaculize a rights-approach to development.

II. United Nations Development Goals and “Indigenous Development”

The United Nations system has played an important role in the discussion and debate on development in the 20th Century. Under the umbrella of the United Nations (UN), the economists Mahbub ul Haq and Amartya Sen developed the indicators of human development, placing people at the center of development as the real wealth of nations (UNDP, 1990). The United Nations system also developed the Millennium Development Goals in 2000 and then the Sustainable Development Goals (2015) to orient the achievement of and measure advances in development in different countries. The United Nations Development Program (UNDP), created in 1965, plays a significant co-ordination role for the UN's activities in the field of development.

As we mentioned earlier, the UNPFII has met yearly since 2002. In the sessions held between 2005 and 2008, the UNPFII analyzed several issues specifically related with the United Nations' development goals. In 2010, the Secretariat of the UNPFII prepared the concept paper on “Development with Culture and Identity” (UNPFII, 2010) to further define the contents of Articles 3 and 32 of the United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples. According to this document, indigenous peoples' concept of development embraces a holistic approach which includes their aspirations, respect and protection of their diversity and uniqueness. The emphasis is on self-determination because “indigenous peoples want to become *agents of their own development* and have the foresight to promote a development paradigm that is self-determining, . . . it could be a holistic vision that includes economic growth, sustainable development of the environment and affirmation of the social, economic and cultural rights of indigenous peoples.” (p.2).

More than a definition of indigenous development, this concept paper provides a critique of many UN and government efforts to promote development for indigenous peoples. First, they argue for the need to incorporate a human rights-based approach to development into the Millennium Development Goals (MDGs) which were the principal orientation for development until 2015. In short, they indicate that development should be considered to be a process and not only an end result measured in quantitative

indicators. Further, the paper argues that governments should also develop (new) indicators that allow us to understand indigenous development, and not only compare indigenous and non-indigenous peoples, although this was not achieved with the Sustainable Development Goals (SDGs), which are the principal orientation for development until 2030 (IWGIA 2015).

Second, the concept paper also critiques the dominant vision of national development that considers only the economic value of land and nature, often ignoring that these “also form an important basis for indigenous peoples’ social and cultural integrity” (p.4). They specifically question “the incessant pursuit of economic growth without the integration of cultural development, social justice and environmental sustainability” (p. 4). At the same time, they do recognize that development involves “constructive engagement with the private sector” and requires advancing in standard setting processes, suggesting a willingness to adopt INGO supervision of development processes.

Third, this concept paper recognizes the need for indigenous peoples to participate in national policy dialogues in order to prevent unnecessary and often damaging intervention on indigenous land. Further, human rights and cultural issues should be included in these national development dialogues because current economic development models rarely recognize and could even threaten the sustainability of indigenous economic strategies. This position implicitly suggests that the objective of these dialogues is to develop a shared vision of development as consisting in the integration of (or complementarity between) the diverse development models present in a country rather than a separate indigenous development policy. The paper also criticizes that government action often threatens indigenous authority structures and practices, and thus indigenous participation in national politics and dialogues should seek to strengthen indigenous authority structures and practices. At the same time, the paper argues, the State needs to promote the diversity and resilience of indigenous peoples through the increased recognition of collective rights and indigenous control of development processes at the local level.

As can be seen, the concept of indigenous development includes central elements of the United Nations’ rights-based approach to development, such as the reduction / elimination of discriminatory structures and practices. At the same time, it adds new elements to this approach to development: respect for the indigenous vision of land and nature; indigenous participation in national policy dialogues on development; and compatibility of national and indigenous models of development. The document also recognizes the need to compensate for prior processes of assimilation and marginalization and to propose policies that will strengthen indigenous authority structures and local control of development processes. Further, it proposes two procedures that should favor indigenous development: free, prior and informed consent as well as the creation and use of objective indicators to measure indigenous development. During each annual session, the UNPFII continues to work on recommendations and strategies for governments to continue advancing towards a rights-based approach to indigenous development that respects their self-determination.

For example, James Anaya (2013), in his last report as Special Rapporteur for the rights of indigenous peoples, addresses the human rights concerns of indigenous peoples relating to extractive industries, building upon points of consensus that he has found in relation to human rights standards.

III. Indigenous Rights Regime and Governmental Implementation of Indigenous Development

As we saw in the previous section, present-day indigenous movements participate in the emerging international indigenous rights regime (IRR) developed principally in United Nations forums. In their influential book, Keck and Sikkink (1998) analyzed the transnational networks of environmental protection and women rights, highlighting their importance in the creation of shared values or norms. Implicit in this approach, and clearly present within the world society approach, is the idea that these norms derive from “worldwide models constructed and propagated through global cultural and associational processes”, which are principally related with Western practices promoted as universal standards (Meyer et al., 1997: 144). In the present section, we briefly trace how the dominant norm of development is being challenged and transformed by the transnational indigenous movement at the international, national and local levels.

At the international level, the World Bank is one of the principal international organizations that promotes development at the national level. In response to the lobbying of the transnational and national indigenous movements, the World Bank also modified its understanding of national development. At the end of the 20th Century, the World Bank presented the Comprehensive Development Framework (CDF), which emphasized the interdependence of social, structural, human, economic, environmental and financial elements. It also incorporated poverty reduction strategies and the participation of civil society and indigenous peoples. In this way, the World Bank began to encourage the introduction of new governance structures, incorporating indigenous actors into the design and implementation of public policies at the national level.

However, at the same time, the World Bank remains government-focused and does not explicitly consider the conflicts that can be generated when development policy comes into conflict with non-governmental needs / interests. Further, the lack of coordination between different public organizations and their limited understanding of indigenous culture have complicated decision-making, especially with respect to development models and projects in indigenous territory. Additionally, many non-governmental organizations that promote development came to use their relations with indigenous organizations negatively affected by development projects to obtain funding while providing an international platform for their resistance (Brysk, 2000).

At the same time, and despite the limited governmental actions to ensure the continuing existence, development and wellbeing of indigenous peoples as distinct collectivities, World Bank recognition of indigenous rights as well as national legislation has opened up certain spaces. Indeed, new mechanisms and procedures allow indigenous

organizations to challenge these projects through institutional means, where indigenous peoples often work together with human rights and environmental protection movements as a means of resistance. Still, when indigenous resistance uses non-institutional protests to challenge projects or defend their right to self-determination, national governments have increasingly criminalized these actions and have responded with repression and violence throughout Latin America (Seider and Barrera, 2017). At the same time, according to Larsen (2016), since continuing conflict is untenable for governability and national development, the private sector has begun to interpret the ILO Convention 169 with respect to their business realities and national development priorities. In this way, contestation over and grounding of indigenous rights will structure future debates over development, especially in countries that have ratified the Convention.

Further, even when state action should reflect the aspirations of indigenous peoples concerned to protect, maintain and develop their cultures and identities, customs, traditions and institutions, tensions in its achievement is present. One of the principal tensions emerges from the conflict between traditional cultural practices (a collective right) that do not respect individual rights, such actions and attitudes towards women's and LGBT individual rights, where individual rights are considered priority. Indeed, the United Nations favors the incorporation of cultural practices, traditions and values of indigenous peoples when "they are in line with human rights principles" (Barelli 2010).

In this way, indigenous peoples are subject to multiple legal systems: international law, national law and their own indigenous justice systems. According to international human rights law, they have a right to maintain their distinctive identities, cultures, languages and ways of life, where collective land rights are directly associated with their right to self-determination and to development, which is understood as their right to decide the kind of development that takes place on their lands and territories in accordance with their own priorities and cultures. Considering the plurinational nature of states, indigenous peoples should not be subject to any form of discrimination, should receive equal treatment and should be able to participate fully in public life in the national context even when they do not fully share all national values. Considering the differences between these different legal systems, governments progressively need to transform national law and state action to improve right protection and coherence.

According to Finnemore and Sikkink (1998), the establishment of a human rights regime puts into place a set of procedures that enables international organizations to promote government implementation of an emerging norm, such as indigenous rights and development. For example, once a state becomes a signatory of ILO Convention 169 or UN-DRIP, the supervising international organizations require periodic governmental reports on advances in implementation. Secondly, the Universal Periodic Review (UPR), an UN mechanism that began functioning in April 2008, consists of the examination of the human rights practices (including indigenous rights) by UN-designated experts who analyze government and civil society reports, producing recommendations that need to be addressed in the 54-month period between reviews. In this way, international orientations should facilitate progress in norm incorporation into

national systems over time.

IV. Promotion and Respect of Indigenous Development in Post-Authoritarian Chile

Chile is a middle income Latin American country, which was ruled by a military dictatorship that implemented orthodox neoliberal policies. Since the return to democracy in 1989, international financial institutions consider Chile to be a model in Latin America for how to achieve sustained economic growth (with an annual average of 4.1% between 1990 – 2005, falling to 2% in the last 10 years) in a democratic context. Chile presents itself as a country with the political and economic stability required for direct foreign investment. Indeed, the Chilean government argues that the country can continue to grow while also protecting the environment and human rights. Similar changes in the international private sector have also encouraged many of the transnational and national companies operating in Chile to incorporate social responsibility into their strategic planning (Carrasco 2012).

With the end of the dictatorship, Chilean governments have discursively promoted human rights at the national and international level. Consequently, the Chilean state seeks to demonstrate they respect human rights, including the rights of indigenous peoples, in their reports.³ Indeed, all the democratic governments confirm their “seriousness with which they assume international commitments”. Consequently, the MDGs form part of the Chilean development strategy and Chile is proud of achieving the best results in Latin America (Government of Chile – United Nations, 2014).

However, it is only since 2012 that Chile can differentiate between indigenous and non-indigenous populations for 23 of the 49 MDG indicators, visibilizing important differences between the two populations even when the indicators have shown continuous improvement over time (Government of Chile – United Nations, 2012). To address these issues, the Chilean governments have introduced intercultural bilingual education and scholarships to address discrimination and improve educational results; targeted social policies; and invested in infrastructure and access to basic services for rural indigenous communities.

Further, Egaña (2011), then indigenous affairs commissioner, identifies 2008 as a turning point because it resulted in a new approach and the ratification of ILO Convention 169, setting into motion a series of actions to begin to develop and define public actions and programs using the UN approach. Prior to this period, the Chilean governments thought that the only problem that indigenous peoples faced was poverty. Since then, the government has understood the need to recognize indigenous rights and to change government institutions to better address these issues. Consequently, during this period, there is an attempt to incorporate indigenous issues into each Ministry

³ At the same time, the same review process also contemplates civil society participation to balance out the perspectives.

rather than only through the National Corporation for Development (CONADI). Further, the government recognized that a significant (and previously unaddressed) part of the problem was the relations of non-indigenous Chile with indigenous persons, principally with respect to prejudices and discrimination (Egaña 2011), although there is resistance to legally recognizing them as peoples or nations. Still, there remain important tensions in three areas.

V. National Development policies appear in contradiction to Indigenous Development

Even with the end of 17 years of military dictatorship, the dominant development paradigm continues to be neoliberal economic growth although this has been slightly modified by representative democracy and multicultural policies as already discussed. Indeed, even when the role of the State is limited (and complementary to the market), public spending was incrementally increased in both social and economic policies (Simon 1999), improving income and living standards for the poorest Chileans while allowing private companies relative freedom to pursue their economic activities.⁴

Differing from the previous authoritarian regime's emphasis on the market and a reduced social spending, the new democratic governments argued that social spending and economic growth are compatible.⁵ The democratic governments conceptualized social spending as investment that would develop the capacities necessary for sustainable and more equitable growth. Consequently, they increased state funding of social programs, especially to the poorest 20%, which includes most people living in indigenous communities. The Chilean government implemented an active policy promoting education and technology use, increasing the society's participation in a globalized world. Furthermore, the Chilean State decreed the Indigenous Law (D.L. 19.253) providing additional resources and new institutions especially designed for indigenous populations to promote "development with identity", whose formal objective is to generate economic and social development while respecting their cultural identity.

Despite this discourse open to indigenous rights, governmental development programs, including those targeted to indigenous populations, sought to include all citizens in the process of national economic development based on the promise of greater (economic) opportunities for all; in turn, the citizens had the responsibility to be as productive as possible and to take care of themselves. As they indicated in UNPFII debate in 2009, the Chilean government's approach was to "create the economic and social conditions so that all rights can be effectively exercised." (Marifin, 2009).

Similarly, in their 2014 Universal Periodic Review (UPR) Report, the Government

⁴ Critics of Chilean neoliberal economic policies (e.g. Tosa 2009) often use the term democratic neoliberalism to highlight the elements of continuity with the dictatorship, although the proponents (e.g. Alejandro Foxley) of Concertation policies do not.

⁵ This position is best captured by Ricardo Lagos's presidential campaign slogan *Crecer con Equidad* ("Growth with equity").

of Chile (2014) indicates that its indigenous policy has a holistic approach that does not create dependency and seeks to promote “participation, empowerment and entrepreneurship” as well as to assure indigenous peoples have “access to opportunities that allow them to develop while also respecting their rights, traditions, identity and culture” (p.14). Even when the UPR Report (Government of Chile, 2014) indicates that government programs are targeted to local territories where there is a relevant indigenous population, it does not identify mechanisms to integrate indigenous perspectives into national development plans.

Further, as can be seen, the governmental perspective looks to the future and tends to ignore problems caused by past actions. Although many indigenous organizations decided to accept this position, others refused and new points of resistance emerged, especially although not limited to indigenous territory. These elements remained unchanged even with the change in the governing coalition.

Both UPR reports of the Government of Chile (2009; 2014) specifically recognize that the protection of human rights is responsibility of the State and the society and that ILO Convention 169 can be an instrument to favor sustainable development. At the same time, the Chilean government maintains the dominant discourse: the Chilean development model seeks to combine economic growth and social equity, which has brought higher standards of living with little differentiation for ethnic, gender or other categories. Further, the report indicates that social policy has been transformed into a development tool that is synchronized with national macroeconomic priorities and that is highly sensitive to the specific realities facing various groups who do not have sufficient opportunities to enjoy the fruits of economic growth or sufficient autonomy to be able to satisfy their needs in ordinary markets.

Further, and despite governmental recognition of the special relationship to land present in the Indigenous Law (D.L. 19.253), the 2014 UPR report explicitly identifies that their role is to promote the “productive use” of land through technical assistance. At the same time, the Chilean government recognizes that more than 70% of the indigenous population lives in urban areas, and government policy needs to assure their rights, principally through anti-discrimination measures. Finally, neither report mentions legal instruments that have incorporated a human rights view of development. The Chilean Indigenous Law formally recognizes the indigenous special connection to land, but this is not replicated in practice as we will see in the next section.

VI. Property Rights and Indigenous Rights in Conflicts over Development Projects in Indigenous Territories

In conflicts between indigenous peoples and private sector companies, such as in the cases of hydroelectric dam construction and forest companies, all governmental coalitions have protected the property rights of the private companies with a strong police presence, arguing that this position is necessary to ensure Chile’s economic

development.⁶ Further, indigenous rights are often ignored when in conflict with the production of lumber and associated products, which are one of the principal motors of the Chilean economy.⁷ Chile, in international economic negotiations, has prioritized the expansion of lumber plantations in order to assure future growth of this sector despite the fact that this expansion takes place in Mapuche ancestral territory. Additionally, the Chilean government continues to finance research to improve the efficiency in this sector.⁸

Several explanations emerge to explain resistance to the recognition of indigenous rights. On one hand, there is the fear of losing their property, which echoes the 1960s agrarian reform that resulted in obligatory expropriation of significant portions of large land holdings. Secondly, since Mapuche territorial use is considered “unproductive” and does not significantly contribute to the Gross National Product, the government prefers to ensure the conditions required for this sector rather than protect Mapuche ways of life. In short, within this democratic neoliberal model, the people and companies who are productive have rights; while unproductive people are considered obstacles to development. Several authors (e.g. Patricia Richards, 2010) characterize this combination of targeted social policies (often used to encourage acceptance of government positions among vulnerable populations) limited by the priority of economic growth as neoliberal multiculturalism, where neoliberal values dominate over indigenous rights.

Rodrigo Egaña, who was the indigenous commissioner from 2008 to 2009, recognizes three principal indigenous demands for this period: political rights, recovery of ancestral land, and protection with respect to investment projects on indigenous territory (Egaña 2011). To address this last demand, the Chilean government in 2009 developed a proposal for a regulatory framework, which the private sector rejected. Due to the global economic crisis in 2008, the government decided to not push the issue. Subsequently, in the 10th Meeting Report (Government of Chile, 2011), the Chilean government indicates that it created new instruments to facilitate private investment on indigenous lands for both productive development and housing.

Consequently, it is not surprising that some Mapuche leaders increasingly perceive that Chilean economic growth has not been beneficial, and is indeed incompatible with their way of life and cultural practices (reflecting UNPFII conceptualization), resulting in increased protests and other acts of resistance during this period. Indeed, indigenous persons believe in government promises and even less believe that the government is well intentioned due to the often violent State presence in the “communities in conflict”.⁹ All governments maintain the argument that these conflicts are the principal obstacle to

⁶ See discussion in Simon and González 2010.

⁷ Chile's principal exports are minerals (60%), wood-related products (6%) and fish-related products (5%) (www.bccentral.cl).

⁸ See for example the research financed for research centers like INFOR (www.infor.cl) as well as different universities, such as the University of Concepcion.

⁹ For an excellent discussion of the history of the conflicts see Bengoa (1999).

national and indigenous development.

Since the emergence of greater (and often violent) resistance to extractive industries in the late 1990s, the media have also played an important role by marginalizing Mapuche voices and creating a negative public opinion towards Mapuche resistance because it clashes with the dominant political rationality that prefers incremental over systemic change, values institutional channels over public protests, and considers that conflicts should be addressed through institutional mechanisms (Simon 1999; InterAmerican Development Bank 2006).

In response, the government, together with the private sector involved, have implemented a two-pronged strategy. On the one hand, they increasingly assign funds to programs targeted to indigenous populations in order redress previous grievances and to mitigate problems associated with development projects. The 10th UNPFII Meeting Report presented by the Government of Chile (2011) reflects the perspective that constantly confirms their objective to strengthen “transparent and objective” assignment of resources and benefits to the indigenous population (p.2), suggesting a criticism of the prior’s government distribution especially with respect to inefficient land purchases for indigenous communities. Further, they have also transformed governmental procedures designed to improve attention to indigenous persons and reduce the times required to achieve government benefits.

On the other hand, seeking to control and limit violent resistance, the Chilean governments have only used the Anti-Terrorist Law (Law 18.314 developed during the dictatorship and modified twice in democracy) with Mapuche defendants. This Law allows the government to maintain defendants in preventive prison for extended times periods without presenting formal charges as the prosecution builds their case. Law 18.314 also maintains witness anonymity and allows longer sentences when found guilty. The InterAmerican Court of Human Rights considered that the judgements’ reasoning was based on stereotype, was a violation of the principle of non-discrimination, and resulted in the annulment of seven judicial decisions. (IACHR, 2014). Despite extensive questioning of Law 18.314, Chile continues to use of this law only against Mapuche, including several machi.

VII. Exclusion from National Policy Dialogues

In all the government reports (Government of Chile, 2009, 2010, 2011, and 2014) presented to the United Nations, there is a significant number of mentions of actions to support participation and dialogue processes. These include new governmental resources assigned in national budget for dialogues with indigenous organizations to “rebuild trust and identify important issues” as well as financial support for indigenous participation in UN events, such as the 2014 world conference. However, these consultation processes are considered as separate from national development processes. Further, they separate policy design and implementation from indigenous representation and do not contemplate indigenous development as based in self-determination. Indeed, in

general, the government uses indigenous participation as a mechanism to address the 'problems' faced by indigenous people, understood as poverty, social marginalization, and unproductive economic activities. Some funding has been assigned to promote indigenous entrepreneurship individually as well as through the support of indigenous business organizations and centers.

An additional issue is related to state recognition of indigenous authorities. The Indigenous Law (D.L. 19.253) weakened traditional political structure with the creation of the figure of community leader, but did not legally recognize traditional Mapuche authorities, such as *longko* and *machi*. Traditionally, *Longkos* are socio-political authorities of a *lof*, which is a territorial space corresponding to an extended family group, while the *machi* are spiritual leaders and healers who maintain balance in the physical and spiritual worlds. Due to the *machi*'s spiritual relationship to the natural environment, their role has become an important figure in Mapuche resistance to lumber plantations in their territory (Bacigalupo 2010). At the same time, neither the *longko* or *machi* are democratically elected but rather are chosen for their traditional knowledge and wisdom; in contrast, the indigenous community leader is elected by the majority of votes. Still, even when they are not legally recognized, traditional indigenous authorities have recently been invited to participate as political authorities in governmental ceremonies, although not at a national level.

VIII. Indigenous control of Development Processes in their territories

The Chilean government has proposed and created different mechanisms designed to protect indigenous participation in their territories. In 2008, the Lafkenche Law (20.249) created the possible establishment of Indigenous Coastal Areas as small territories under indigenous control. In 2013, Sebastian Piñera's government has also proposed the establishment of territorial management programs for the already existing figure of indigenous development areas. These indigenous territorial development programs would be collaboratively designed with the government, although there has been little advancement in the implementation.

With the ratification of Convention N° 169 in 2008, the Chilean State has slowly advanced in the implementation of consultation processes. As part of the evaluation impact assessment, Decree No. 66 (2013) established a separate consultation process for indigenous communities affected by development projects, although indigenous organizations perceive that it is limited and does not respond to their demand to have the right to deny authorization for the project on or near their lands. The position of the Chilean government remains constant: the promotion of indigenous self-determination is mainly understood as greater integration into Chilean society: valorization of indigenous contributions to Chile, indigenous participation in national political processes (but not in the definition of national development policy), strengthening of dialogue with indigenous peoples and elimination of discriminatory practices.

IX. Final Reflections

The search for economic development, especially with neoliberal policies, seems to dominate state action in Latin America, where indigenous rights are a second priority. Indeed, virtually every state (even Ecuador and Bolivia) continues to violently repress the resistance of rural indigenous communities to capitalist economic activities practices (mining, lumber plantations, etc.) in their territories. Consequently, authors like Richards (2013) use the term “Neoliberal Multiculturalism” to emphasize that the territorial rights of indigenous peoples are only respected when they are not in conflict with economic priorities, especially energy development. Specifically, these authors question whether the existence of a democratic regime and culturally pertinent social policies are sufficient to transform a “national” state and respect the indigenous right to self-determination recognized in the United Nations Declaration of the Rights of Indigenous Peoples (United Nations, 2007). If not, it is expected that indigenous peoples in Latin America will continue to resist all ‘development’ initiatives that affect their self-determination.

Still, as we have seen, the United Nations Permanent Forum on Indigenous Issues continues to evaluate the advances and proposes recommendations and strategies for governments. In Chile, there is a strong consensus among Mapuche leaders that they are vulnerable to economic actors and that the government should protect their rights, suggesting greater opening towards a rights-based approach to development as promoted by the United Nations. Indeed, in interviews with Mapuche economic leaders, they perceived that indigenous and capitalist values can be complementary and 67% indicate that the principal problem is that the State denies the rights of indigenous peoples to their territories and natural resources, limiting their self-determination (Simon and González-Parra, 2017).

Further, analyzing multicultural and neoliberal policies in different countries, Kymlicka (2013) highlights that there is a mutually defining relationship between society and economy, arguing that social relationships “. . . condition the impact of neoliberalism just as neoliberalism has impacted those relationships” (p. 99). Further, Kymlicka shows how neoliberal policies could even strengthen multicultural policies, suggesting that the “embeddedness” of ethnic identities in public institutions and narratives is key in achieving complementarity. Still, for the case of Chile, the transversal presence of racism remains an important obstacle to the recognition of the rights of indigenous peoples (Richards, 2013). Consequently, multicultural policies that seek to promote development in Chile have been unsuccessful and neoliberal policies appear to weaken them.

In this way, we conclude that indigenous peoples will increasingly resist development projects that do not recognize rights to self-determination. International legal and normative instruments that promote a right-based approach to development will reduce the tensions that are commonly present in the promotion of development in indigenous

territories. Still, these tensions will remain if present-day states and societies do not begin to recognize the diversity of cultural identities both between and within peoples and nations.

References

- Anaya, James 2013 *Extractive industries and indigenous peoples, Report of the Special Rapporteur on the rights of indigenous peoples*, James Anaya, Report to the Human Rights Council A/HRC/24/41.
- Bacigalupoi, Ana Mariella 2010 Las Prácticas Espirituales de Poder de los Machi y su Relación con la Resistencia Mapuche y el Estado Chileno *Revista de Antropología* 21, 9-38.
- Barelli, Mauro 2010 The Interplay between Global and Regional Human Rights Systems in the Construction of the Indigenous Rights Regime” *Human Rights Quarterly* 32(4), 951-979.
- Bengoa, Jose 1999 *Historia de un conflicto. El estado y los mapuches en el siglo XX*. Santiago: Planeta.
- Brysk, Alison 2000 *From Tribal Village to Global Village: Indian Rights and International Relations in Latin America*. Stanford, CA: Stanford University Press.
- Carrasco H, Noelia. 2012 Trayectoria de las relaciones entre empresas forestales y comunidades mapuche en Chile: Aportes para la reconstrucción etnográfica del desarrollo económico en contextos interétnicos. *Polis* 11(31),355-371. (doi.org/10.4067/S0718-65682012000100019)
- Courtis, Christian 2009 Notes on the implementation by Latin American countries of the ILO Convention 169 in indigenous peoples. Sur. *Revista Internacional de Direitos Humanos* 610, 52-81.
- Crawford, G. and Andreassen, B. A. 2015 Human Rights and Development: Putting Power and Politics at the Center *Human Rights Quarterly* 373, 662-690.
- Egaña, Rodrigo 2011 La construcción de políticas públicas en tiempos de crisis *Reforma y Democracia* 49, 1-20.
- Figueroa, Veronica. 2014. *Formulación de políticas públicas indígenas en Chile*. Santiago, Chile: Editorial Universitaria.
- Finnemore, Martha and Kathryn Sikkink 1998 International norm dynamics and political change. *International Organization* 52, 887-917.
- Government of Chile 2009 *National Report Submitted In Accordance With Paragraph 15 A Of The Annex To Human Rights Council Resolution 5/1 (A/HRC/WG.6/5/CHL/1)*. New York: United Nations.
- 2010 *Respuesta a Cuestionario de Gobiernos, 9a Sesión del Foro Permanente de Cuestiones Indígenas*. New York: United Nations.
- 2011 *Respuesta a Cuestionario de Gobiernos, 10a Sesión del Foro Permanente de Cuestiones Indígenas*. New York: United Nations.
- 2014 *National Report Submitted In Accordance With Paragraph 15 A Of The*

- Annex To Human Rights Council Resolution 16/21 (A/HRC/WG.6/18/CHL/1)*. New York: United Nations.
- 2018 *Síntesis de Resultados Censo 2017*. Santiago, Chile: Instituto Nacional de Estadísticas.
- Government of Chile – United Nations 2014 *Objetivos del Milenio – Cuarto Informe del Gobierno de Chile*. Santiago: Gobierno de Chile.
- 2012 *Medición del Estado de los Objetivos de Desarrollo del Milenio en la Población Indígena de Chile*. Santiago: Gobierno de Chile.
- Gunder-Frank, Andrés 1966 'The Development of Underdevelopment' *The Development of Underdevelopment*, *Monthly Review* 184, 17–31.
- Hall, Thomas and James Fenelon. 2004 The Future of Indigenous Peoples: 9-11 and the trajectory of indigenous survival and resistance. *Journal Of World-Systems Research* X(1), 153–197.
- 2008 Indigenous Movements and Globalization: What is Different? What is the Same? *Globalizations* (5)1, 1-11.
- Inter American Court of Human Rights (IACHR) 2014 *Caso Norín Catrimán y otros (Dirigentes, miembros y activista del Pueblo Indígena Mapuche) Vs. Chile*. Fondo, Reparaciones y Costas. Sentencia de 29 de mayo de 2014. Serie C No. 279.
- InterAmerican Development Bank (IADB) 2006 *La política de las políticas públicas*. Washington, DC: IADB.
- International Labor Organization 1957 *Convention No. 107 concerning the Protection and Integration of Indigenous and Other Tribal and Semi-Tribal Populations in Independent Countries*.
- 1989 *Convention No. 169 Convention concerning Indigenous and Tribal Peoples in Independent Countries*.
- International Working Group on Indigenous Affairs (IWGIA) 2015 *Summary - Roundtable conference on Indigenous Peoples and the new Post 2015 Development agenda*. <http://www.iwgia.org/environment-and-development/sustainable-development-goals-and-post-2015/roundtable-on-indigenous-peoples-and-the-sdgs-copenhagen-8-9-oct-2015>.
- Keck, M. E. and Sikkink, K. 1998. *Activists beyond borders: Advocacy networks in international politics*. Ithaca: Cornell University Press.
- Kymlicka, Will 2013 Neoliberalism Multicultural? In Hall, Peter; Lamont, Michele, eds. *Social Resilience in the Neoliberal Era*, pp.99-125. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Larsen, Peter Bille 2016 The 'New Jungle Law': Development, Indigenous Rights and ILO Convention 169 in Latin America" *International Development Policy* [Online], 7.2 | (Access on 30 January 2017. URL : <http://poldev.revues.org/2220>).
- Marifin, Alvaro 2009 *Intervention in United Nations Permanent Forum on Indigenous Issues 8th Session*. New York: United Nations.
- Martinez-Cobo, J. 1983 *Study of the problem of discrimination against indigenous populations final report, last part*, E/C.N.4/Sub.2/1983/21/add. 8 Sub-commission

- on prevention of discrimination and protection of minorities*. Geneva: United Nations Economic and Social Council.
- Meyer, J. W., Boli, J., Thomas, G. M., & Ramirez, F. O. 1997 World society and the nation-state. *American Journal of sociology* 103(1), 144-181.
- Richards, Patricia 2010 Of Indians and Terrorists: How the State and Local Elites Construct the Mapuche in Neoliberal Multicultural Chile. *Journal of Latin American Studies* 42(1), 59-90.
- 2013 *Race and the Chilean Miracle. Neoliberalism, Democracy, and Indigenous Rights*. Pittsburgh: University of Pittsburgh Press. *Studies* 42 1: 59-90.
- simon
- Simon, Jeanne 1999 *The Chilean Center-left and the welfare state: a structuration analysis*. Ph.D. Dissertation, Graduate School of International Studies, University of Denver.
- Simon Jeanne and Claudio González-Parra 2010 Contradictions in Multicultural Indigenous Policies: A Systemic Analysis of the Chilean State's Response to Mapuche Demands *Przegląd Socjologiczny* 59(1), 29-53.
- 2017 The tensions of Multicultural Neoliberalism in southern Chile: State policies and subjectivities of Mapuche economic leaders *International Studies Association Annual Meeting, 22-26 February*. Baltimore: ISA.
- Tosa, Hiroyuki 2009 Anarchical Governance: Neoliberal Governmentality in Resonance with the State of Exception. *International Political Sociology* 3, 414-430.
- Tramontana, Enzamaría 2012 Civil society participation in international decision making: recent developments and future perspectives in the indigenous rights arena *The International Journal of Human Rights* 16:1, 173-192.
- United Nations 2007 *Declaration on the Rights of Indigenous Peoples*. New York: United Nations (A/RES/61/295).
- United Nations Development Program - UNDP 1990 *Human Development Report 1990*. New York: Oxford University Press.
- United Nations Permanent Forum on Indigenous Issues 2010 *Development with Culture and Identity: Articles 3 and 32 of the United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples. International Expert Group Meeting on Indigenous Peoples*. New York: UNPFII (PFII/2010/EGM).
- World Commission on Dams 2000. *Dams and development: A new framework for decision-making*. London: Earthscan.
- Yashar, Deborah 2005 *Contesting Citizenship in Latin America*. New York: Cambridge University Press.

【付記】 本稿の邦訳ジャンヌ・W・シモン＆クラウディオ・ゴンサレス・パラ著「国家の開発促進と先住民の権利——マプチェの自決権要求とチリ政府の緊張関係」（細谷広美訳）は、「成蹊大学アジア太平洋研究センター叢書」として刊行された細谷広美・佐藤義明編『グローバル化する〈正義〉の人類学——国際社会における法形成とローカリティ』昭和堂 2019年、pp.139-166所収。

インドネシアにおける容姿の規定メカニズムの計量分析 —美しさは生まれつきか、合理的な投資戦略か—

Quantitative Analyses of Determinant Mechanism of Beauty in Indonesia: Is Beauty Nature or Rational Investment?

小林 盾* 西村 謙一**
Jun Kobayashi Kenichi Nishimura

Abstract

This paper scrutinizes the determinant mechanism of beauty in Indonesian society. The literature has revealed diverse social consequences of physical attractiveness. Still, it has been left unsolved whether beauty is naturally determined or intentionally achieved. Data were collected in 2018 Opinion Survey on Local Governance in Indonesia. A representative sample in Java was chosen and analyzed with 3,212 respondents. Interviewers evaluated respondents' beauty and skin brightness on five-point scales. Key findings include, first, that education and income increased skin brightness. Second, while skin brightness did boost beauty levels, education and income also raised it. This implies that different socio-economic status groups use different strategies of investment in beauty capital, which is changeable and controllable. Therefore, beauty depends, at least partly, on individual attainment.

I. 問題

1. 豊かになったインドネシア社会

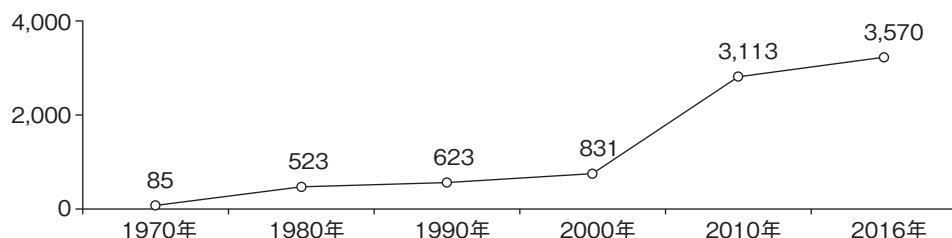
世界銀行によれば、1970年から2016年にかけて、インドネシアにおける1人あたり国内総生産(GDP)は、85ドルから3,570ドルへと約42倍になった(図1)。とくに2000年以降の上昇がおおきい。

このように、インドネシア社会は過去40～50年のあいだに、経済面で飛躍的に豊かになった。すると、人びとは生活に余裕ができるため、衣食住だけでなく服装、化粧、髪型、スタイル(体型)といった「見た目」にも気をつかうようになることだろう(この論文ではそうした見た目のよさを「容姿」とよび、その水準を「容姿レベル」とよぶ)。その結果、容姿に力をいれる人とそうでない人のあいだで、容姿レベルの格差が発生している可能性がある。

* 成蹊大学文学部、Faculty of Humanities, Seikei University
jun.kobayashi@fh.seikei.ac.jp

** 大阪大学国際教育交流センター、Center for International Education and Exchange, Osaka University
knishi@ciee.osaka-u.ac.jp

図1 インドネシアの1人あたり国内総生産（国内総生産（GDP）の推移（単位ドル）



出典：世界銀行。

2. リサーチ・クエスチョン

インドネシアをふくめアジア社会では、肌が明るい人（肌明度が高い人、肌が白に近い人）ほど、容姿が高く評価されがちという（Taipei Times 2004）。とすると、一見すると肌明度は生まれつきのため、容姿も生まれつき決定されているようにみえる。

もちろん、肌明度も容姿も、あるていど生まれつきの部分があるだろう。しかし、すべてではないはずだ。たとえば、年齢とともに肌は自然と「くすむ」ものだが、スキン・ケアをするなど対策をとれば、肌明度が維持されやすい。さらに、化粧、服装、髪型を工夫することで、容姿の印象がおおしく変わる。見た目のために、ダイエットしたり、歯のホワイトニングをしたり、健康的な食事をこころがけたり、エステにかよう人もいだろう。

したがって、肌明度も容姿も、けっして生まれつきだけできまるわけではない。むしろ、環境や経験といった、後天的要素の余地もあろう。そうであるなら、美容の維持や向上のために高い意識をもったり、努力をつづけたりすることで、容姿レベルはあるていどコントロールでき、獲得できるものとみなすほうが自然だろう。

そこで、この論文ではつぎのリサーチ・クエスチョンをたててアタックする。

リサーチ・クエスチョン インドネシア社会において、人びとの容姿レベルは、生まれつき決定されているのか、それとも後天的に獲得されたものなのか。

この問題を解明できれば、人びとが容姿を向上させたいとおもったとき、「なにをすればよいか」「なにをしてはけないか」というヒントを提供することができる。しかし、もし未解明のままだと、容姿における不平等が拡大しても、ともすればみすごされてしまいかねない。

3. 先行研究

容姿の規定要因（原因）についての知見は、限定されている。Hamermesh（2011）によれば、おおむねどの社会でも「若い」ほど容姿が高く評価される。

容姿のよさの帰結（結果）については、欧米社会について知見が蓄積されてきた。Hamermesh and Biddle（1994）によれば、容姿がよい人ほど収入が高く、その効果は男性のほうが強い。Buss（1994）によれば、容姿のよい女性は高教育の男性と結婚し、また夫婦の容姿レベルは近くなる。Umberson and Hughes（1987）によれば、容姿がよい人ほど、満足や幸福を感じやすい。

日本社会ではどうか。山田・白河（2008）によれば、男女ともに恋愛や結婚において、容姿

のよさが役だつ。谷本（2015）は、美容整形することを「外見資本への投資」ととらえ、短大卒や専門学校卒の女性に多い。小林・谷本（2016）によれば、容姿がよい人ほど役職につき、収入が高く（男性のみ）、結婚子どもがいた。なお、美容についての一般書は多数ある（神崎2015、岡本2016、ワタナベ2018など）が、研究は少ない。日本における美容の状況は谷本（2008）、谷本（2018）に詳しい。

Bjerk（2009）は理論的に、結婚市場で女性が自分の容姿を男性の所得と交換すると想定した。Hakim（2011）は、容姿の社会的役割を理論的に整理し、経済資本、文化資本（Bourdieu 1979）、社会関係資本（Lin 2001）とならんで、個人の資産とみなすことを提案する（erotic capitalとよぶ）。

ただし、これまで肌の明るさがどれだけ容姿に影響するのかは、未解明であった。また、東南アジア社会については、そもそも容姿の測定がされたことはない。

4. 仮定と仮説

この論文では、Hakim（2011）や谷本（2015）と同じように合理的選択理論にたつて、人びとはあたかも株や土地に投資するように、自分の容姿に投資し、そこから成果を引き出すと仮定しよう（合理的選択理論の概要は小林2017c）。ここでは投資対象を、小林（2017b）と同じく「美容資本」とよび、以下のように定義と仮定をする（図2）。美容資本は、人的資本の1つの形といえる（人的資本についてはBecker 1964）。ウェル・ビーイングには、幸福感、満足度、健康がふくまれる。

定義 人びとが時間や労力を自分の容姿に投資して、容姿を維持・向上させ、（教育・職業・収入といった）地位達成、（恋愛・結婚・出産といった）家族形成、（幸福・満足・健康・ストレス低下といった）ウェル・ビーイングなどから回収するとき、「美容資本に投資する」という。美容資本は人的資本のひとつであり、投資によって容姿が変化しうる。美容資本への投資には、心理面で美容規範、美容意識、流行への関心、行動面で雑誌などからの情報収集、身だしなみ、服装、髪型、化粧、スキン・ケア、ネイル、歯のホワイトニング、香水、ダイエット、エステ、美容整形、健康的な飲食、運動などがある。

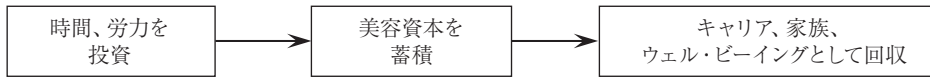
仮定1 人びとは時間や労力を人的資本としての美容資本に投資して、美容資本を蓄積し、キャリア形成、家族形成、ウェル・ビーイングなどとして回収する。投資に見合う回収ができるなら、人びとは合理的に投資する。

このように定義することで、人びとの容姿は生まれつき固定されたものではなく、コントロール可能で「努力によって変わるもの」ととらえることができる。そこで、この論文では肌明度と容姿を、美容資本の2形態とする。もし美容資本に合理的に投資した結果、肌明度や容姿に違いがうまれたなら、それらは「生まれつき」だけでなく、「合理的投資」の結果として後天的に達成されたものでもあったことになる。

では、人びとはどのように美容資本に投資するのだろうか。ここではBecker（1981）にならない、教育、職業、収入といった階層的地位グループごとの投資戦略をかんがえたい。Becker（1981）によれば、階層的地位によって、出産のための投資戦略が異なる（階層的地位が高い人ほど、少数の子に高い人的資本を集中的に投資する）。

同じように、階層的地位によって容姿への態度が異なり、美容資本への投資戦略が異なると仮

図2 仮定1（美容資本への投資と回収）



注記：この論文では美容資本として肌明度、容姿を分析する。

定しよう。階層的地位が高い人ほど、投資は多いかもしれないし、少ないかもしれない。ここでは、階層的地位が高い人ほど「美容に投資すべき」という規範をもちやすく、美容意識が高くなり力をいれるため、自分の美容資本におおく投資すると想定してみる。

仮定2 階層的地位によって、美容資本への投資戦略が異なる。階層的地位が高い人ほど、美容への投資規範がつよいため、美容資本におおく投資する。

ここから、第一の仮説として、肌明度の規定構造について以下を想定できる（図3は仮説をあらわす）。

仮説1（肌明度の規定構造） インドネシア社会において、教育・職業・収入における階層的地位が高い人ほど、肌明度におおく投資するという戦略をとるため、肌が明るいだろう。

容姿の規定構造はどうだろうか。第二の仮説として、同じように以下を想定できよう。

仮説2（容姿の規定構造） インドネシア社会において、教育・職業・収入における階層的地位が高い人ほど、（肌明度以外の）容姿におおく投資するという戦略をとるため、（肌明度の影響をさしひいてもなお）容姿がよいだろう。

II. 方法

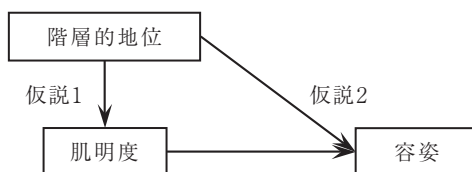
1. データ

データとして、2018年インドネシアの地方自治意識調査をもちいる。これは確率比例抽出にもとづいた量的調査で、訪問面接が2018年5～6月にインドネシアで実施された（調査の実施の様子は図4）。母集団は、ジャワ島の全112県市と、特別州の2市（ジャカルタ首都特別州の東ジャカルタ市、ジョグジャカルタ特別州のジョグジャカルタ市）の114県市における20歳以上個人である（特別州はこの2つのみ存在）。

計画標本は、各県市から5区村、各区村から3隣組、各隣組から2人（男女一名ずつ）が（すべて名簿によって）確率比例抽出され、合計3,420人だった。拒否などがあった場合、男女を維持しつつ、つぎの該当者が予備標本として使用された（予備標本使用は有効回収のうち10.6%）。

有効回収数は3,412人、有効回収率は99.8%だった。年齢不明2名を無効票としてのぞいた。謝礼として、調査会社名いりのティーシャツを提供した（図4右）。

図3 仮説



注記：矢印は因果関係を表す。

図4 調査員へのインストラクション（左）、実査（中央）、謝礼ティーシャツ（右）



注記：インストラクションは、ジャカルタ郊外の南タンゲラン県チプタ村で実施されたもの（中央起立が筆者小林）。実査は東ジャカルタ市チプブール村で実施されたもの（左が調査員、中央が対象者、右が筆者小林）。

2. 標本

分析では、サブ標本3,212人を対象とする。内訳は、男性50.2%、平均年齢45.6歳、未婚7.0%／既婚84.1%／離別2.1%／死別6.7%、平均世帯人数4.3人、平均子ども数2.3人、平均教育年数8.6年、公的教育なし6.1%／小学校卒41.1%／中学卒17.6%／高校卒24.7%／短大卒2.7%／大学卒7.2%／大学院卒0.6%、フルタイム労働者13.2%／パートタイム労働者20.5%／自営・家族従業員36.0%／主婦・主夫22.1%／無職8.2%、平均等価所得1,714.6万ルピアであった（1万ルピアは約80円）。

3. 従属変数：肌明度、容姿

仮説にもとづき、肌明度と容姿を従属変数とする（変数の記述統計は表1）。どちらも、自己評価より他者による評価のほうが正確なため、聞きとりがおわってから調査員が評価し記入した。以下のように、まず容姿を、つづいて肌明度を質問した。Hamermesh（2011）にしたがい、評価対象は「髪型をふくむ顔」とし、服装やスタイルはのぞいた。

質問1（容姿） 対象者は、どれくらいハンサム・美人でしたか。髪型をふくむ顔が対象であり、服装やスタイルは考慮しないでください。

- 1 あなたの担当した対象者のなかで、もっともハンサム・美人でない20%
- 2 つぎの20%
- 3 つぎの20%
- 4 つぎの20%
- 5 もっともハンサム・美人な20%

表1 変数の記述統計

	変数	平均・比率	標準偏差	最小	最大	備考
従属変数	肌明度	2.9	1.2	1	5	5がもっとも明るい
	容姿	3.0	1.3	1	5	5がもっともハンサム・美人
独立変数	教育（教育年数）	8.6	3.9	0	18	単位年
	職業（有職ダミー）	69.7%	0.5	0	1	
	収入（等価所得）	1,714.6	2,025.9	53.7	23,555.9	単位万ルピア
統制変数	性別（男性ダミー）	50.2%	0.5	0	1	
	年齢	45.6	14.1	20	92	単位歳
	婚姻状態	（非該当）	（非該当）	（非該当）	（非該当）	未婚、既婚、離死別で分析

注記：N = 3,412。教育年数は公的教育なし0年、小学校6年、中学9年、高校12年、短大14年、大学16年、大学院18年（中退も卒業としてあつかう）。婚姻状態はカテゴリのため、平均などが非該当。

質問2（肌明度） 対象者の肌は、どれくらい明るかったですか。

- 1 あなたの担当した対象者のなかで、もっとも暗い20%
- 2 つぎの20%
- 3 つぎの20%
- 4 つぎの20%
- 5 もっとも明るい20%

容姿は質問1のように、調査員が担当した対象者のうちで、相対評価とした。調査員は原則として2～3村を割りあてられるため、12～18名ほどの回答者を担当する。かならず対象者の写真を2枚撮影し、自分の担当がすべて終了してから、全員をふりかえって評価した。

たしかに、Hamermesh (2011)、小林 (2017a) など多くの先行研究は、「もっともハンサム・美人でない」から「もっともハンサム・美人」までのように、選択肢を絶対評価とすることが多い。しかし、先行研究では分布が「よい評価」に偏りがちであると報告されており、今回ブリテスをした結果でもそうだった。そのため、相対評価を採用することとした。

なお、調査員によって評価に偏りがあるかもしれない。そこで、調査員の性別、年齢を独立変数として、肌明度と容姿を従属変数とした回帰分析をおこなったが、有意な効果はなかった。そのため、調査員の属性による偏りはないと判断できる。

4. 独立変数、統制変数、分析方法

独立変数には、仮説にもとづき、階層的地位として教育（教育年数、中退も卒業としてあつかう）、職業（従業上の地位）、収入（等価所得）の3つをもちいる。従業上の地位は、有職と無職の2カテゴリで分析し、ベースラインは無職とする。教育年数が長いほど、有職者ほど、収入が多いほど、階層的地位が高いとみなす。

統制変数として、性別（男性ダミー）、年齢、婚姻状態の3つを使用する。婚姻状態は未婚、既婚、離死別の3カテゴリで分析し、ベースラインは未婚とする。

分析では、独立変数と統制変数ももちいて、肌明度と容姿を従属変数とした回帰分析をおこなう。独立変数である階層的地位と、統制変数のうち婚姻状態は、後天的に達成されるものである。

図5 従属変数である肌明度、容姿の評価の例



注記：筆者小林撮影、本人の許可をえて掲載。左は20代男性、肌明度1（もっとも暗い）、容姿3。右は50代女性、肌明度5（もっとも明るい）、容姿4。

図6 従属変数である肌明度、容姿の分布



注記：N = 3,412。どちらも分散分析で0.1%水準で有意。

そのため、もし生まれつきですべてが決定されるなら、性別と年齢のみ有意な効果をもち、他は（後天的要因のため）効果がないはずである。

Ⅲ. 分析結果

1. 分布

図5が従属変数である肌明度と容姿の評価の例をしめし、図6が分布をあらわす。どちらも一山の分布で、ほぼ左右対称だった。表1より、肌明度の平均が2.9、容姿が3.0と、近かった。

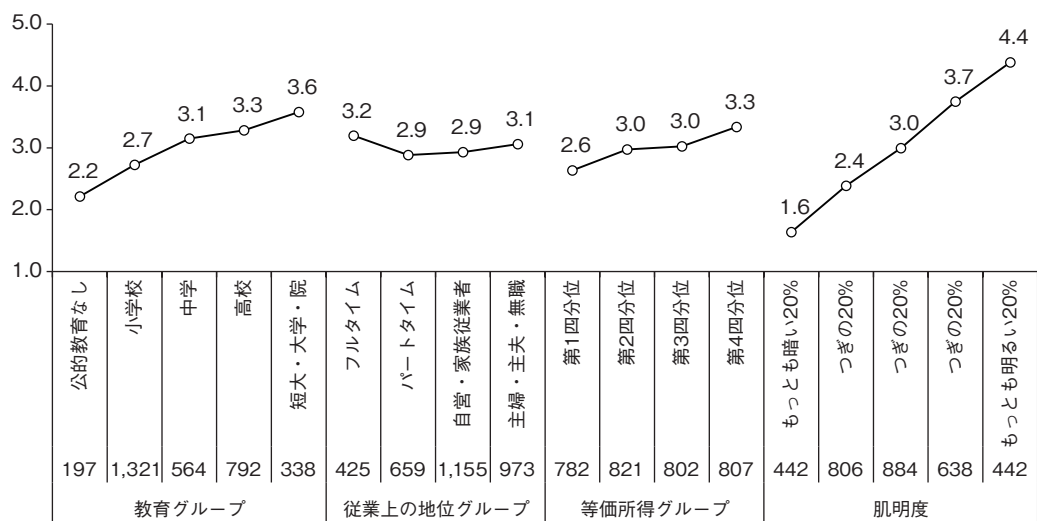
選択肢は「20% ずつ」となっていたが、やはり「最低の評価」や「最高の評価」は避けがちだったようである。それでも、Hamermesh（2011）では5段階の容姿評価のうち最低が1～2%、最高が2～3%であったので、それとくらべると散らばりがずっと大きかった。

2. グループ別比較

グループ別に従属変数を比較すると、どうなるか。図7が、独立変数である階層的地位グループ別の、容姿の平均をあらわす。教育が高い人ほど、フルタイム労働者や主婦・主夫・無職ほど、等価所得が多い人ほど、容姿がよかった（すべて分散分析で0.1%水準で有意な差）。肌明度でも、同じ有意な差が観察された。

では、肌明度は、容姿に影響するのか。図7より、肌明度があがるほど、容姿が明確によくなっ

図7 階層的地位グループ別、容姿の平均の比較



注記：N = 3,412。グループ名下の数字はグループ別標本サイズ。等価所得の第1四分位は692.8万ルピアまで、第2は1141.6万ルピアまで、第3は2039.3万ルピアまで、第4はそれ以上。すべて分散分析で0.1%水準で有意。

た（分散分析で0.1%水準で有意な差）。もっとも暗いグループでは、容姿の平均が（1～5のうち）1.6だったが、もっとも明るいグループでは4.4となった。

なお、（図表は省略したが）統制変数の効果を確認すると、肌明度と容姿ともに、女性ほど、若い人ほど、未婚者や既婚者ほど（未婚者がもっとも高い）、評価が高かった（すべて分散分析で0.1%水準で有意な差）。

3. 回帰分析

こうした効果をたがいに統制すると、どうなるか。表2が、肌明度、容姿をそれぞれ従属変数とした回帰分析の結果を報告している。

表2によれば、肌明度は、教育年数が長い人ほど、無職者ほど、等価所得が多い人ほど、有意に高かった。したがって、教育と収入については、階層的地位が高い人ほど、肌明度が高いことがわかった。職業については、有職者より無職者のほうが肌が明るいのは、（主婦として）女性が多いためかもしれない。統制変数のうちでは、女性ほど、また若い人ほど、有意に肌明度が高かった。

では、容姿の規定構造はどうだろうか。表2のモデル1によれば、教育年数が長い人ほど、等価所得が多い人ほど、容姿が有意によかった。有職かどうかは、有意な効果をもたなかった。

モデル2で肌明度が独立変数にくわえると、肌明度が有意な正の効果をもった。つまり、肌が明るい人ほど、容姿が有意によかった。ただし、にもかかわらず階層的地位の影響は不変のままだった。したがって、容姿のよさは、肌明度をさしひいてもなお、教育と収入という階層的地位に左右されていた。

統制変数のうち、モデル2では女性ほど、若い人ほど、（未婚者とくらべて）既婚者ほど、有意にハンサムや美人と評価された。

表2 肌明度、容姿を従属変数とした回帰分析結果

			従属変数		
			肌明度	容姿	
				モデル1	2
男性ダミー	- 0.168	***		- 1.936 †	4.943 ***
年齢	- 0.123	***		- 9.827 ***	- 7.620 ***
既婚ダミー	- 0.009			1.454	2.199 *
離死別ダミー	- 0.011			0.771	1.340
教育年数	0.199	***		9.370 ***	3.590 ***
有職ダミー	- 0.063	***		- 1.642	0.752
等価所得	0.079	***		4.552 ***	2.264 *
肌明度					47.647 ***
決定係数	0.137			0.121	0.486

注記：N = 3,412。値は標準化係数。既婚ダミーと離死別ダミーのベースラインは未婚、有職ダミーのベースラインは無職。*** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$, † $p < .10$ 。

4. 頑健性のチェック

男女別で分析しても、おおむね同じ結果がえられた。20歳ごとの年齢階級別（20～30代、40～50代、60代以上）で分析したところ、おおむね同じ結果がえられたが、60代以上で階層的地位の効果がなくなった。これは、この年齢だと多くの人が定年退職するためかもしれない。

独立変数として教育年数のかわりに高校以上ダミーをもちいても、職業として有職・無職のかわりに雇用者・自営・無職をもちいても、等価所得のかわりに個人収入や世帯収入をもちいても、おおむね同じ結果がえられた。統制変数に世帯人数、子ども数、身長、体重、BMI（肥満度をあらわす体格指数）を追加しても、どれも有意な効果をもたず、同じ結果がえられた。

IV. 考察

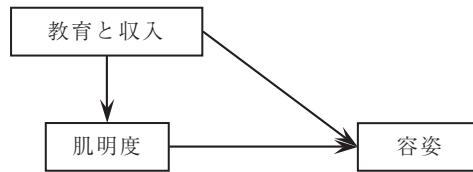
1. 分析結果の要約、仮説の検証

図8が、分析結果を要約している。このように、教育と収入が高い人ほど、肌が明るく、さらに容姿がよかった。このとき、階層的地位のうち職業の効果はなかったが、教育と収入が容姿にたいし、肌明度を経由しながらも、それとは別にダイレクトな独自の効果をもっていたことに注意したい。したがって、教育と収入における高い階層的地位が、肌明度と容姿をそれぞれ向上させていた。

かりに、収入だけが容姿を向上させたなら、それは「より美容にお金をかけたからだ」と解釈することもできる。しかし、教育も独自の効果をもったため、「美容に投資するべき」という規範意識や、それにもとづく投資戦略が媒介していたと解釈するべきだろう。以上から、2つの仮説について以下のように検証結果をまとめることができる。

仮説の検証結果 仮説1（肌明度の規定構造）は、おおむね支持された。インドネシア社会において、教育と収入における階層的地位が高い人ほど、肌が明るかった。ただし、職業では無職者のほうが肌が明るかった。仮説2（容姿の規定構造）も、おおむね支持された。教育と収入における階

図8 分析結果の要約



注記：矢印は表2における有意な効果を表す。肌明度は、無職者によっても促進された。

層的地位が高い人ほど、容姿がよかった。ただし、職業の効果はなかった。

2. リサーチ・クエスチョンへの回答

では、リサーチ・クエスチョンにどう回答できるだろうか。かりに、人びとの容姿レベルが生まれつきすべて決定されていたなら、後天的達成である階層的地位の違いをもたらさないはずである。しかし、図8の分析結果のとおり、階層的地位が肌明度と容姿を促進した。

そのため、もし仮定2が正しいならば、階層的地位の高い人たちと低い人たちで、容姿への戦略が異なるためだったと推測できる。高階層者ほど、見た目への規範意識が強く、そのため多くの時間や労力を美容資本に投資する。そのいっぽう、低階層者ほど、意識することが少なく、あまり美容資本に投資することがない。以上をまとめると、リサーチ・クエスチョンに以下のように回答できる。

リサーチ・クエスチョンへの回答 インドネシア社会において、人びとの容姿レベルは、生まれつきすべてが決定されているわけではなく、美容資本への合理的な投資戦略の結果として獲得されたものでもあった。異なる階層的地位の人たちは、異なる戦略をとっていた。とくに、教育や収入による階層的地位が高い人ほど、おおく投資するため、肌明度も容姿レベルも高かった。

たとえるなら、容姿とは「家をたてること」に似ているかもしれない。たしかに、たてた段階で家ごとに個性があり、立派な家もそうでない家もあるだろう。ただし、20年40年と経過するあいだ、リフォームや耐震補強など、メンテナンスにじゅうぶんな投資をしつづければ、もとのよさをたもつことができよう。たいして、そうした投資をとくにしなければ、経年劣化は避けられない。

3. 理念型

図7によれば、短大以上の教育をうけたり、フルタイムで働いていたり、収入が社会の上位25%以内なら、容姿はおおむね（最低の1から最高の5のうち）3から4にはいるので、平均を上回るだろう。肌明度がもっとも明るい20%であるなら、4から最高の5の間を期待できる。

たほう、小学校までの教育しかうけられなかったり、パートタイムで働いたり、収入が下位25%以内なら、容姿はおおむね2から3の範囲となるため、平均以下となる。肌明度がもっとも暗い20%であるなら、最低の1から2の間となりそうだ。

ただし、これらはけっして固定されたものではない。むしろ、（あらたに学校にかようなど）時間のなかで変化させることが可能である。そうした未来の可能性を、この論文は明らかにした。

4. 今後の課題

この論文では、インドネシア社会を事例として分析した。しかし、ここでの知見が他の社会でも共通とはかぎらない。そこで、筆者らは現在同じ調査票をもちいて、フィリピン社会でデータ収集することを予定している。他の社会と比較することで、より一般的なメカニズムを解明できるだろう。

分析の結果、収入が高い人ほど容姿レベルが高かった。しかし、もしかしたら因果関係が逆かもしれない。たとえば、容姿がよいためよい仕事につき、その結果高い収入をえた、という可能性も排除できない。さらに、小林（2017b）によれば、日本社会では容姿の原因と結果はおおむね男女で一致するが、異なる部分もあり、いわば「男性リーグと女性リーグ」にわかれているという（たとえば、収入や幸福感は男性の容姿のみが促進する）。この論文では、メカニズムに男女の違いがなかったが、見逃したことがあるかもしれない。

この論文では、「美容資本への投資戦略が階層的地位によって異なる」と想定した（仮定2）。しかし、このことをデータでよくせつ検証することはできなかった。また、（仮定1の）美容資本への投資が合理的かどうかは、今回確認できなかった。こんごは、インタビューなど質的データも含めて、エビデンスをあつめる必要がある。

【謝辞】

本研究はJSPS科研費JP15H02600の助成を受けたものです。執筆に当たり、岡本正明氏、川端健嗣氏、永井史男氏、長谷川拓也氏、松永由紀子氏、Wahyu Prasetyawan氏から有益なコメントをいただきました。

参考文献

<日本語文献>

- 岡本静香 2016年 『岡本静香のすっぴん美容』 東京：光文社。
- 神崎恵 2015年 『神崎恵のPrivate Beauty Book』 東京：大和書房。
- 小林盾 2017年a 「容姿の自己評価は他者からの評価と一致するのか——自計式調査による測定の可能性」『成蹊大学文学部紀要』52号、122-133頁。
- 小林盾 2017年b 『ライフスタイルの社会学——データからみる日本社会の多様な格差』 東京：東京大学出版会。
- 小林盾 2017年c 「合理的選択理論の基礎と応用——実証研究へ人的資本、社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）、文化資本をどう応用できるか」『理論と方法』32巻1号、163-176頁。
- 小林盾・谷本奈穂 2016年 「容姿と社会的不平等——キャリア形成、家族形成、心理にどう影響するのか」『成蹊大学文学部紀要』51号、99-113頁。
- 谷本奈穂 2008年 『美容整形と化粧の社会学——プラスチックな身体』 東京：新曜社。
- 谷本奈穂 2015年 「美容——美容整形・美容医療に格差はあるのか」小林盾・山田昌弘編『ライフスタイルとライフコース——データで読む現代社会』 東京：新曜社。
- 谷本奈穂 2018年 『美容整形というコミュニケーション——社会規範と自己満足を超えて』 東京：花伝社。
- 山田昌弘・白河桃子 2008年 『「婚活」時代』 東京：ディスカヴァー・トゥエンティワン。
- ワタナベ薫 2018年 『美人になる方法——運と出会いを引き寄せる25のルール』 東京：PHP研

究所.

<外国語文献>

- Becker, G. S., 1964, *Human Capital: A Theoretical and Empirical Analysis, with Special Reference to Education*, Cambridge, MA : National Bureau of Economic Research. (1976年 佐野陽子訳『人的資本——教育を中心とした理論的・経験的分析』東京：東洋経済新報社)
- Becker, G. S., 1981, *A Treatise on the Family*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Bourdieu, P., 1979, *La Distinction: Critique Social du Jugement*, Paris: Minuit. (1990年 石井洋二郎訳『ディスタンクシオン——社会的判断力批判』I、II、東京：藤原書店)
- Bjerk, D., 2009, "Beauty vs. Earnings: Gender Differences in Earnings and Priorities over Spousal Characteristics in a Matching Model," *Journal of Economic Behavior & Organization* 69, pp.248–59.
- Buss, D. M. 1994, *The Evolution of Desire: Strategies of Human Mating*, New York: New York: Basic Books.
- Hakim, C., 2011, *Erotic Capital: The Power of Attraction in the Boardroom and the Bedroom*, New York: Basic Books.
- Hamermesh, D. S., 2011, *Beauty Pays: Why Attractive People Are More Successful*, Princeton, NJ: Princeton University Press. (2015年 望月衛訳『美貌格差——生まれつき不平等の経済学』東京：東洋経済新報社)
- Hamermesh, D. S. and J. E. Biddle, 1994, "Beauty and the Labor Market," *American Economic Review* 84(5), pp.1174-94.
- Lin, N., 2001, *Social Capital: A Theory of Social Structure and Action*, Cambridge University Press. (2008年 筒井淳也他訳『ソーシャル・キャピタル——社会構造と行為の理論』京都：ミネルヴァ書房)
- Taipei Times, 2004, "White is still Right? On the surface Anyway," March 25, p.16.
- Umberson, D. and M. Hughes, 1987, "The Impact of Physical Attractiveness on Achievement and Psychological Well-Being," *Social Psychology Quarterly* 50 (3), pp.227-36.

中国における公訴時効（訴追時効）制度の刑事法・行政法比較

Study on Comparison of Criminal Law and Administrative Law
in Chinese Statute of Limitations高橋 孝治*
Koji Takahashi

Abstract

The statute of limitations system should be the criminal law system inherently. However, in China, the administrative law also has a prescribed statute of limitations. This paper will conduct comparative study to clarify how the prescribed statute of limitations of criminal laws and administrative laws in China differ and which are the same. Specifically, this paper compares these two articles, history, the criteria for completion of the statute of limitations and the reasons for legislation, and concludes. In the conclusion of this paper, the administrative penalty is in the same line in China, although the grade is lower than the penalty, if there is a prosecution aging system in the criminal law, naturally the administrative law also has a prosecution aging system, both In fact, it states that it is basically an aged prescription system.

※[] は直前の単語の中国語原文を表し、原則として初出の場合にのみ付した（「告発」のみ日本語の「告発」と混同することを避けるため、全てに中国語原文を付している）。

I. 問題の所在

公訴時効制度とは、犯罪の発生から一定期間が経過すると訴権が失われ、どんなに有罪の証拠が揃っていても、起訴ができなくなるという制度である（渥美, 2001 : p.286; 川端, 2012 : p.202）。この制度は多くの国で「市民権を得た制度」とも評されている（道谷, 1994 : p.73）。中華人民共和国（以下「中国」という。1949年10月1日の中華人民共和国成立宣言以降を特に強調する場合は「新中国」という）では公訴時効制度は、訴追時効制度〔追訴時効制度〕と呼ばれている（以下、「中国の公訴時効制度」を指すときは「訴追時効制度」と呼ぶことにする）¹。「犯罪の発生」という要件からも明らかな通り、訴追時効制度は、刑事法上の制度である。しかし、「土地に対

* 立教大学 アジア地域研究所 特任研究員 Rikkyo University Centre for Asian Area Studies/Project Fellows
E-mail: wo3jjiao4xiao4zhi4@yahoo.co.jp

¹ 中国で「公訴時効制度」と呼ばれない理由は、中国では「公訴」のみならず、犯罪被害者やその法定代理人が直接刑事訴訟を起こす「自訴」も時効の対象となるからである（高橋, 2016a : p.77）。

する違法行為の訴追時効の計算に関する最高人民法院行政審判庭の回答「最高人民法院行政審判庭關於如何計算土地違法行為追訴時効的答復」（1998年5月4日最高人民法院行政審判庭發布。同日施行。以下「当該回答」という）」は以下のように規定している。

そちらからの（元国家土地管理局）[1997] 国土 [法] 字第135号《土地に対する違法行為の訴追時効に関する照会 [關於如何計算土地違法行為追訴時効的請示]》を受け取った。検討および全国人民代表大會法律工作委員會の意見聴取を経て以下のように回答する。

不法に土地を占有する行為に対しては、原状回復ができていない段階では、それは違法状態が継続しているとみなし、その行政処罰の訴追時効は、行政処罰法第29条第2項の規定により、違法行為の終了日から計算するものとする。耕地を破壊する違法行為に連続もしくは継続状態がある場合には案件の具体的状況を見てから結論を出すこととする。

当該回答によれば、中国の行政処罰法（1996年3月17日公布。同年10月1日施行。2009年8月27日改正・改正法施行）第29条は訴追時効制度の規定という理解になっている。中国で行政処罰とは、行政に関する法規の範囲内で、行政管理の秩序を守るために、行政に関する法規に違反して犯罪を構成する場合は、司法機関が刑事責任を追及するが、犯罪を構成しない場合に行政機関が行う制裁をいう（胡＝江, 2009 : p.241 ; 馬, 2007 : p.200 ; 徐, 2013 : p.109 ; 江, 2014 : p.253 ; 張＝胡, 2015 : p.141）。また、「行政に関する法規に違反した当事者に対する懲戒および制裁であり、行政処罰により、違法行為をした者の一定の権利や利益を剥奪もしくは制限するもの」とか（関, 2013 : p.467）、「行政機関および行政管理の職権を授権された組織が行政に関する法規に違反した者に対して行う行政上の懲戒行為である」（応, 2011 : p.169）とも説明される。行政処罰の具体的処罰内容には、警告、過料、違法所得および非法財物²の没収、生産および業務停止命令、許可証の停止および取消、行政拘留の6種類がある（行政処罰法第8条）（胡＝江, 2009 : p.244-246 ; 関, 2013 : p.474-475 ; 応, 2011 : p.172）。これらから、中国の行政処罰は、刑事制裁以外の国家からの「事実上の処罰」という意味において日本の行政法上の秩序罰に相当すると言えよう³。

刑事法上の刑罰と、行政法上の秩序罰に相当する行政処罰は、国家から一般人への何らかの制裁という点では共通しているものの、その性質は大きく異なる。特に、訴訟という手続きを経るか経ないかというのは、大きな違いであると考えられる。しかし、中国では訴訟という手続きを経ないはずの行政処罰に対し、当該規定は「『訴追』時効」という文言を用いていることになる。なお、行政処罰法第29条の規定する制度は、法律上名称がなく、学説上も訴追時効制度と呼ばれたり（張, 1997 : p.10 ; 朱, 2013 : p.213 ; 楊, 2016 : p.213）、追及時効 [追究時効] 制度と呼ばれたり（韓, 2010 : p.28 ; 羅＝湛, 2012 : p.332 ; 楊, 2016 : p.195）、懲罰時効 [追罰時効] 制度と呼ばれたりしており（馬, 2011 : p.160-161）、名称は定まっていない。中国の公的機関（この場合、日本の最高裁判所に相当する最高人民法院）が唯一名称を付けたのが、当該回答による「訴追時効」という名称である。本稿では以下行政処罰法第29条の制度については「訴追時効制度」と呼ぶこととする。

² 「非法財物」とは、窃盗した財物など非法な手段で取得した財物のことである。

³ 日本の秩序罰は、「行政上の義務違反ではあるが、直接的には社会的法益を侵害し民衆の生活に悪影響をもたらさない、軽微な形式的違反行為に対して科される過料という制裁をいう」とか（原田, 2004 : p.224）、「行政上の秩序維持のために制裁として金銭的負担を課すもの」とされている（宇賀, 2013 : p.246）。このように、日本の行政法上の秩序罰には「過料」しか存在しないのであり、この点では中国の行政処罰とは異なると言える。

以上から、単に名称の付け方が適切ではないというだけの問題かもしれないものの、少なくとも中国における訴追時効制度とは、刑事法上の制度だけではなく、行政法上の制度でもあることになる。本稿は、中国における訴追時効制度が刑事法上と行政法上でどう異なっているのか、また共通点はあるのかを探るべく、これらを比較検討しようとするものである。具体的には、Ⅱ～Ⅴでそれぞれ条文、歴史的変遷、時効完成を判断する基準、制度を正当化する学説を比較検討し、Ⅵで本稿なりの結論を述べる。なお、「制度を正当化する学説」という用語については、「立法理由」と呼ばれることもある。しかし、中国は近代国家化の際に「西洋に導入されている制度である」という理由で、訴追時効制度を導入し、その後「なぜこのような制度があるのだろうか」という議論が始まった（高，2013：p.643）。つまり、訴追時効制度は制度趣旨があった上で制度を導入したわけではなく、先に制度導入があって、その後どのようにその制度を説明するかを考察し始めた。このことより、「訴追時効制度を正当化する学説」と呼ぶ方が歴史的経緯に合致していると考え、本稿では「正当化」という表現を用いることとする。

Ⅱ. 刑事法・行政法上の訴追時効制度の条文

1 刑事法上の訴追時効制度の条文

刑事法上の訴追時効制度の基本的条文は刑法（1979年7月1日公布。1980年1月1日施行（これを「79年刑法」という）。1997年3月14日全面改正。同年10月1日改正法施行（これ以降を「97年刑法」という）。2015年8月29日最終改正。2015年11月1日改正法施行）第87条～第89条に、その効果は刑事訴訟法（1979年7月1日公布。1980年1月1日施行。1996年3月17日および2012年3月14日全面改正。2013年1月1日改正法施行）第15条および「最高人民法院の《中華人民共和国刑事訴訟法》の適用に関する解釈〔最高人民法院關於適用《中華人民共和国刑事訴訟法》的解釋〕」（2012年12月20日發布。2013年1月1日施行。以下「12年解釈」という）第241条、第263条第2項に規定されている。それぞれの条文は以下の通りである。なお、ここでいう人民検察院とは日本の検察庁に、公安機関とは日本の警察に相当する。

97年刑法

第87条 犯罪は以下の期限を経過したら訴訟提起できない。

- （一）最高法定刑が5年未満の有期徒刑の場合、5年。
- （二）最高法定刑が5年以上10年未満の有期徒刑の場合、10年。
- （三）最高法定刑が10年以上の有期徒刑の場合、15年。
- （四）最高法定刑が無期徒刑、死刑の場合、20年。20年を経過しても訴訟提起が必要な場合は最高人民検察院に報告しその許可を得なければならない。

第88条 人民検察院、公安機関もしくは国家安全機関が立案捜査を始めた後、または人民法院が事件を受理した後、捜査または裁判から逃れた場合は、訴追時効の制限を受けない。

被害者が訴追期限内に告発〔控告〕した場合において、人民法院、人民検察院または公安機関が立案すべきであったにも関わらず立案しなかった場合は、訴追時効の制限を受けない。

第89条 訴追期限は、罪を犯した日から起算する。犯罪行為が連続または継続の状態にあるときは、犯罪行為の終了日から起算する。

訴追期限内に再び犯罪を行ったときは、前罪の訴追期限は後罪を犯した日から起算する。

刑事訴訟法

第15条 以下の一つの状況にある場合は、刑事責任を追及せず、すでに追及されている場合は、案件の取り消しをし、もしくは不起訴、審理終了、無罪宣告をするものとする。

.....

(二) 犯罪が訴追時効の期限を経過している場合

.....

12年解釈

第241条 第一審の公訴案件に対して、人民法院は審理をした後、以下の状況に応じた判決、裁定を出さなければならない。

.....

(八) 犯罪が訴追時効の期限を経過しておりかつ訴訟提起が必要でない場合、もしくは特赦により刑罰が免除された場合、審理中止の裁定をしなければならない。

.....

第263条第2項 以下の状況の一つに該当するとき、自訴人に対して起訴を撤回するように説明しなければならない。自訴人が起訴を撤回しない場合は、不受理の裁定をしなければならない。

.....

(三) 犯罪が訴追時効の期限を経過している場合

.....

2 行政法上の訴追時効制度の条文

当該回答にあるように、行政法上の訴追時効制度は行政処罰法第29条に規定されている。その条文は以下の通りである。

行政処罰法第29条

違法行為は2年以内に発見されなければ、行政処罰を科すことはできない。ただし、法律に別の定めがある場合はこの限りではない。

前項の規定の期限は、違法行為が発生した日から起算する。違法行為が連続もしくは継続状態にある場合、行為の終了日から起算する。

また、これは一般的な条文であり、「法律に別の定めがある場合はこの限りではない」とあるように、個別の法令で異なる規定を置いている場合もある。法律の別の定めには具体的には以下のような規定が存在する。

税収徴収管理法〔税収征收管理法〕（1992年年9月24日公布。1993年1月1日施行。2015年4月24日最終改正・同日改正法施行）第86条

租税〔税收〕に関する法律、行政法規に違反し行政処罰を科すべき行為は、5年以内に発見されなければ、行政処罰を科されることはない。

治安管理条例(2005年8月28日公布。2006年3月1日施行。2012年10月26日改正・改正法施行)
第22条

治安管理条例に違反してから、6か月以内に公安機関にそれを発見されなかった場合は、処罰しない。

前項の期間は治安管理条例に違反した日から起算し、治安管理条例に対する違反が連続もしくは継続状態だった場合、行為の終了日から起算する。

これら個別の行政法上の訴追時効制度も、行政処罰法第29条の規定と大きくは変わらないと言える。

3 刑事法・行政法上の訴追時効制度の条文を比較して

訴追時効制度に関する刑事法と行政法の条文を比較すると、以下のことに気づく。連続犯、状態犯に対する時効の起算点についての規定はどちらにもあるものの、時効の中断や訴追時効完成時の効果に関する規定は刑事法上の訴追時効制度にしか存在しない。さらに、刑事法では時効期間も罪の重さに応じて細分化されているのに対し、行政法では特別の法律がある場合という例外はあるものの、一般法である行政処罰法では違法行為の重さに応じての時効期間の細分化がされていない。

ところで、中国では刑事法上の刑罰と行政法上の処罰は別個のものではなく、単なる濃淡の差でありグラデーションのようにつながっていると指摘されている。すなわち、「社会危害性を帯びた行為がすべて犯罪となるだけでなく、それが一定の程度に達したときにはじめて刑事可罰性を獲得するとされる。刑事罰を科すまでには至らない社会危害性のある行為には治安管理条例などの行政的処罰が科されることになる。それよりさらに社会危害性がちいさければ民事の領域に属することになる。興味深いのは、中国では紛争が激化することによって民事紛争が行政事件へ、そして刑事事件へと転化することである。……このように紛争と制裁は、民事、行政、刑事という3種類のグレードに分かれているが、それらは性質を異にする別々の存在ではなく、グラデーション上に一直線上に並んでいると観念されているのである」と言われている(鈴木, 2006 : p.329 ; 宇田川, 2006 : p.600)。訴追時効制度から見ると、刑事法上の訴追時効制度は、中断の規定や時効期間の細分化など、細かく作成されているのに対し、行政法上の訴追時効制度は非常に簡素であると言える。このことから、行政法上の処罰は、刑事法上の刑罰を補完する程度のものであり、それゆえ行政法上の訴追時効制度も刑事法を補完するためのいわば簡素な規定になっていると言えるように思える。つまり「行政法上の処罰は、刑事法上の刑罰のグレードが下がったもの(補完的なもの)である」との主張は、訴追時効制度からも言えるように思える。

なお、刑事法上の訴追時効制度に比べ行政法上の訴追時効制度には効果に関する規定が存在しないことについては、特に問題はない。刑事法上の刑罰を科す場合、手続きとして訴訟が必要である。訴追時効期間が経過していても訴訟提起されていた場合には裁判官は何らかの意見を表明しなければならない。その意味では刑事法上の訴追時効の効果が明記されるのは当然のことである。これに対し、行政法上の処罰は、訴訟などを経由せず、行政機関の内部で手続きを行っている。そのため、行政機関での内部で行政処罰の決定のための作業を進めている途中で訴追時効が完成していることが明らかとなった場合、単にその内部手続きを中止するだけでよく特に外部に何らかの意見を表明する必要はないからである。

Ⅲ. 刑事法・行政法上の訴追時効制度の歴史

1 刑事法上の追訴時効制度の歴史

新中国において、79年刑法が施行されるまで刑法典は存在しなかった。79年刑法施行前に新中国で刑法の役割を果たしたのは、「懲治反革命条例」（1951年2月20日公布・施行。1980年1月1日失効）などの単行法規、最高人民法院や最高人民検察院が出した文書や中国共産党の文書などの寄せ集めであった（高見澤＝鈴木、2016：p.287-288）。

これら79年刑法施行前の刑事法を構成した法令群の中には、訴追時効制度のような規定を一部で見ることができるという主張もあるようだが（于、1999：p.11-12）⁴、懲治反革命条例のような一般法には訴追時効制度の規定を見ることはできない。しかし、条文こそは存在しないものの、司法実務として訴追時効制度は運用されていたとされている。この事実上運用されていた訴追時効制度は以下の通りであったとされている（中央政法干部学校刑法教研室、1957：p.260-265；夏目、1974：p.49-52）。

反革命罪については訴追時効の対象外とする。

最高法定刑が罰金、拘留の犯罪については2年。

最高法定刑が5年未満の有期徒刑の犯罪については5年。

最高法定刑が5年以上10年未満の有期徒刑の犯罪については10年。

最高法定刑が10年以上の有期徒刑および無期懲役の犯罪については15年。

最高法定刑が死刑の犯罪については20年。

既遂犯の場合には、犯罪の結果発生日から時効を起算し、未遂犯の場合には、行為時から時効を起算する。また、常習犯〔慣犯〕については最後の犯罪行為日から時効を起算する。

時効期間内に犯罪者が新たな犯罪を行った場合、それまで経過した時効期間は中断し、前罪の時効期間も新たな犯罪の日から起算し直す。

犯罪者が人民法院や人民検察院が逮捕、拘禁、監外執行〔取保〕などの強制処分を取った後に、捜査や裁判から逃亡した場合、時効期間を2倍に延長することができる。ただし、25年を超えることはできない。

懲治反革命条例などの一般法上に訴追時効の規定がなかったにも関わらず、この時期の中国ではかなり詳細に訴追時効制度の実務運用がなされていたようである。しかし、この実務運用は、1956年11月12日に作成されて公布・施行されていなかった「中華人民共和国刑法草案（草稿）（第13次稿）」第82条～第85条と同じであり（高＝趙、1998：p.203-205）、非公開の刑法草案であるにも関わらず、当時の中国の法運用の根拠となっていた可能性がある⁵。また、刑法草案（草稿）（第13次稿）第81条も訴追時効に関する条文であり、「中華人民共和国成立以前の犯罪は、原則

⁴ しかし、これらの条文が本当に訴追時効制度について規定しているのかは、再度検討が必要である。

⁵ 高見澤＝鈴木（2017：p.256）は、1957年の刑法草案第22稿および1963年の刑法草案第33稿は法源となっていたと述べている。しかし、少なくとも訴追時効制度から見ると、第13稿も法源となっていた可能性があるということである。また、ここで挙げた事実上運用されていた訴追時効制度と第22稿および第33稿の内容は若干差異がある（高＝趙、1998：p.266-267, p.350-351）。

として訴追されないが、殺人罪に関しては、犯罪時から15年以内ならば訴追することができる」と規定されていたが、このルールは、中国で実務運用されていたとされる訴追時効制度を紹介した内容には記されていない。

そして、79年刑法が施行され、その第76条～第78条に訴追時効制度は規定されていた。このときの訴追時効制度の条文のうち、79年刑法第76条の条文は97年刑法第87条と、79年刑法第78条は97年刑法第89条と全く同じ条文であった。また、79年刑法第77条は、「人民法院、人民検察院、公安機関が強制措置を執った後、捜査または裁判から逃れたときは、公訴時効の制限を受けない」と規定していた。そして、79年刑法は97年刑法へと全面改正され現在に至る（97年刑法は1997年10月1日施行）。97年刑法は、その後も数回小改正は行われているが、訴追時効制度に関する条文は97年刑法下では一切改正されていない。

刑法典制定以降は、訴追時効制度について条文上改正があったのは、79年刑法第77条が97年刑法第88条に変わった点のみである。この差異については、以下のように述べることができる。79年刑法第77条は「人民法院、人民検察院、公安機関が強制措置を執った後」と表現していたのに対し、97年刑法第88条第1項は「人民検察院、公安機関もしくは国家安全機関が立案捜査を始めた後、または人民法院が事件を受理した後」と表現し、「強制措置」の内容が具体化された。また97年刑法第88条第1項には「国家安全機関」という言葉が追加されている。これは1983年9月2日に採択された「全人代常務委員会による国家安全機関が警察機関の捜査、逮捕、予審および勾留および執行の職権を行使することに関する決定〔全国人民代表大会常務委員会關於国家安全機関行使公安機関的偵査、拘留、預審和執行逮捕的職権的決定〕」によって新たに作られたスパイ、特務事件の捜査を担当する機関である（王, 2007 : p.38 ; 坂口, 2009 : p.1）。79年刑法制定時には存在しなかった捜査機関なので、97年刑法への改正時には、国家安全機関を書き足すことは当然のことと言える（もっとも、1983年に設立された国家安全機関が97年刑法になるまで加筆されなかったことについては問題である）。これに合わせて第88条第2項で79年刑法では明記していなかった「被害者が告発〔控告〕した場合」も訴追時効にかからないことが明記された。告発〔控告〕とは、被害者およびその近親者あるいは訴訟代理人が人身あるいは財産の権利の犯罪事実あるいは犯罪嫌疑者を公安や司法機関に対し報告し侵害者の法律責任を追究する行為である（樊, 2009 : p.344 ; 王, 2013 : p.183）⁶。

総括すると、中国の訴追時効制度は、刑法典施行前の実務運用を含めて大きく変わらないと言える。

2 行政法上の訴追時効制度の歴史

新中国では文化大革命終了までは、基本的に行政法は未発達であった（西村, 2010 : p.39 ; 羅 = 湛, 2012 : p.43）。新中国で、行政法が発達し始めるのは、1989年の行政訴訟法制定からである（西村, 2010 : p.39 ; 羅 = 湛, 2012 : p.43）。新中国成立直後に出された法令の多くは、行政法規とは呼ばれていたものの、行政法の構成部分とは見られていなかった（張, 1996 : p.17）。当時の行政機関や公務員は、これら行政法規を一時的な政策としか見ておらず、国家強制力を伴っていることを認識していなかったためと言われている（張, 1996 : p.17）。

しかし、1950年代にも少ないながら行政法は存在していた。ところが、1950年代の行政不服審査は、法令によって審査請求期間も統一されていなかった（西村, 2010 : p.39）。さらに、1950年代の少ない行政法の中に、既に訴追時効制度は存在していた。例えば、治安管理处罰令（1957

⁶ これに対し、日本の告発は、捜査機関に対し犯罪事実を申告し、犯人の訴追を求める意思表示であり、誰でも行うことができるため（日本の刑事訴訟法第239条第1項）、中国の告発〔控告〕とは異なる。

年10月22日公布・施行。1987年1月1日失効) 第19条には、以下のような規定があった。「(第1項) 治安管理行為に違反して3か月追及されなかった場合は、処罰を免除する。(第2項) 前項の期間は治安管理行為に違反した日から起算し、治安管理行為に対する違反が連続もしくは継続状態だった場合、行為の終了日から起算する。(第3項) 治安管理处罰の決裁の日から3か月執行がなされない場合、執行を免除する」。行政処罰法第29条の規定には、執行に関する時効の規定はないものの、それ以外は時効期間の長さを除き、基本的に同じ規定である。

さらに、治安管理处罰条例(1986年9月5日公布。1987年1月1日施行。2006年3月1日失効) 第18条は「(第1項) 治安管理行為に違反してから、6か月以内に公安機関がそれを発見しない場合は、処罰しない。(第2項) 前項の期間は治安管理行為に違反した日から起算し、治安管理行為に対する違反が連続もしくは継続状態だった場合、行為の終了日から起算する」と規定し、その後Ⅲ2で挙げた治安管理处罰法第22条につながるのである。これらもやはり行政処罰法第29条の規定と基本的に同じである。治安管理行為とは公安機関が、行政権を発動するために行う行為をいう(方=董 [ほか], 1990: p.137; 羅=湛, 2012: p.390)。その意味では、治安管理处罰令、治安管理处罰条例は全て公安が行う行政処罰に関して規定しているものであり、全ての行政機関が行うことができる行政処罰ではない。しかし、行政法上の訴追時効制度は、1957年から現在に至るまで、基本的に変わらない制度とすることができる。

3 刑事法・行政法上の訴追時効制度の歴史を比較して

刑事法上と行政法上の訴追時効制度の歴史を比較した結果言えることは、行政法は早くから訴追時効制度を条文上に規定していたのに対し、刑事法の条文上の訴追時効制度の制定は79年刑法まで待たなければならなかったということである。

これは、刑事法上の訴追時効制度は、条文がないにも関わらず実務運用の形式で定着しており、しかも公布・施行していなかった刑法草案を根拠として制度運用を行っていた可能性があることが指摘できる。中国の刑事法の運用に関しては、中国政府が与えたい罰が先に決まっており、その後で法律を無理に解釈してその罰を与えることがあるとの指摘がなされているが(河村, 2006: p.96-97; 高橋, 2016b: p.97)、これを想起する状態があったということである。すなわち、施行されている条文がないにも関わらず実務運用で一定の制度が定着しているということは、政府の意思が先にあり、その後で根拠不明の法運用を行うという点では同様に見えるからである。

これに対して、行政法は体系化できておらず、一般法も存在しない中で公安が行政処罰を行う根拠である治安管理处罰令に訴追時効制度が規定されていたことは特筆に値すると言える。どのような場合に国家権力から何らかの処罰を受けるのかは、時効期間も含めて広く公開しておかなければならないからである。

なお、刑事法上と行政法上の訴追時効制度は、79年刑法施行前の実務運用も含めて中国はそれぞれその内容に大きな変化がないという点は、両者に共通している。

IV. 刑事法・行政法上の訴追時効完成を判断する基準

1 刑事法上の訴追時効完成を判断する基準

訴追時効の完成を判断する基準は、本来的には「訴訟提起」のはずである。しかし、中国では97年刑法第88条によって、「立案もしくは告発[控告]」時となっていると指摘されている(高橋, 2016a: p.83)。すなわち、刑事法上の訴追時効制度は事実上「立案もしくは告発[控告]時効」となっ

ているのである。なお、立案とは、公安機関や人民検察院、人民法院が報案（被害者に限らず、全ての団体もしくは個人が犯罪事実の発生を発見したが、被疑者が不明である場合に、公安機関、人民検察院、人民法院に報告をすること）、告発〔控告〕、通報、自首などにより、管轄範囲に従い審査をし、犯罪事実が確実に存在するかと刑事責任を追及すべきかを審査し、あわせて法により刑事事件として捜査および裁判といった訴訟活動を行うか否かを決定することをいう（小口＝田中，2012：p.153-154；龍＝楊，2012：p.245；王，2013：p.180）。

なお、中国では、公訴手続きは、以下のような順序を取る。①報案、告発〔控告〕、通報〔挙報〕、自首など、②立案、③捜査、④起訴、⑤公判、⑥判決（河村，2006：p.61）。これに対し自訴手続きは、①被害者や法定代理人などによる人民法院への提訴、②人民法院による提訴の受理、③公判、④判決の順序を取る（河村，2006：p.61；陳，2014：p.211）。なお、自訴の場合は原則として刑事訴訟に検察官は介入せず（李，2009：p.5-28，p.5-31）、自訴人が直接証拠提示をし、公判で直接被告人の刑事責任を追及することになる（李，2009：p.3；王，2013：p.29）。

2 行政法上の訴追時効完成を判断する基準

中国において行政処罰を科す方法は、一般手続きと簡易手続きの2種がある。これらは、それぞれ以下のような手続きを経て科される。

一般手続きの場合は、①立案（当該行政機関の管轄範囲内で、訴追時効期間内の行政に関する違法行為もしくは重大な違法の疑いがある行為が発見され、行政機関が調査の必要があると判断した場合には立案を行わなければならない、立案がなされてはじめて行政処罰の手続が開始となる）（馬，2011：p.165；羅＝湛，2012：p.247-248）、②調査・証拠取得（行政機関は、公民、法人もしくはその他の組織に行政処罰を科すべき行為があると判断した場合、全面的、客観的、公正的に調査を行い、関係する証拠を収集する。また必要があるときは法に基づき検査を行うことができる。行政処罰法第36条。以下、本節において単に条文番号を示す場合は行政処罰法を指す）、③理由説明および権利関係の告知（当事者に行政処罰を決定する旨、その理由および根拠の告知をし、当事者が救済の権利を得られる旨を告知しなければならない。第31条）、④当事者の陳述および答弁の聴取（調査の対象となった者に対し、意見陳述および答弁の機会を与えなければならない。第32条）、⑤決定（調査終了後、行政機関の長は、調査結果を元に何らかの意見を出す。この意見は、通常は行政処罰を科すべき行為に対して、情状の軽重および具体的状況に応じて行政処罰を決定する結果となる。また、ここで犯罪を構成する違法行為と判断がなされた場合には司法機関に移送される。第38条）、⑥処罰決定書の作成および送達（行政機関は、行政処罰が決定した場合、行政処罰決定書を作成し、当事者に交付しなければならない。第39条）の順序で行われる（楊，2016：p.195-196）。

また、一般手続きで課される行政処罰のうち、重大な行為に対して行政処罰を科す場合には、準司法手続きの形式で当事者に告知し、当事者から聞き取りを行わなければならない（公聴手続き〔听证程序〕）。これは、生産および業務停止命令、許可証の停止および取消、比較的多額の過料などの行政処罰の決定を行う前に、当事者の要求により、利害関係者が参加できる公開の公聴会〔听证会〕を開いた上で、そこでの証言や弁論を基礎として行政処罰を決定するものである（第42条）（羅＝湛，2012：p.250-251）。

これに対し、事実が明確で、事情も簡単で、軽微な行政法上の違法行為に対しては、簡易手続きによりその場で処罰を決定することができる（楊，2016：p.194）。簡易手続きは具体的には原則として公民に対する50元以下の過料、法人に対する1,000元以下の過料もしくは警告について行うことができる（第33条）。ただし、法律に別の定めがある場合は、この限りではなく、例え

ば「道路交通安全違法行為処理手続き規定〔道路交通安全違法行為処理程序規定〕（2008年12月20日公布。2009年4月1日施行）」第41条は、200円の過料を簡易手続きで科することができる旨規定している。簡易手続きの場合、執法官がその場で行政処罰の決定を行い、行政処罰書もその場で交付される（第34条第1項）。簡易手続きによる行政処罰に不服のある者は、行政不服審査〔行政復議〕か行政訴訟を提起することになる（第35条）。

ここから明らかな通り、訴追時効は一般手続きの場合、立案時を基準に完成しているか否かを判断することになっている。なお、行政処罰に対する立案とは、行政機関が行政の相手方である個人や組織が違法行為を行ったことを発見した場合、もしくは公民の申告、通報やその他の手段により違法行為が行われていることを知った場合に行う、行政処罰の一般手続きの端緒である（馬，2011：p.165；羅＝湛，2012：p.247-248）。しかし、行政処分に対する立案手続については、行政処罰法上規定がなく、一部の個別の行政法に規定されているのみである（馬，2011：p.165）。例えば、「文物行政処罰手続き暫定規定〔文物行政処罰程序暫行規定〕（2005年1月24日公布・施行）」第11条には「文物行政部門が、一般手続きにより違法行為を処理する場合は、立案しなければならない」との規定が、続く第12条には「（第1項）文物行政部門が以下の違法行為を発見した場合には、5日以内に立案しなければならない。（一）違法行為の容疑者が明確な場合、（二）客観的に違法事実がある場合、（三）文物行政処罰の範囲に属する場合、（四）当該部門の管轄に属する場合。（第2項）立案の決定は、立案審査表に記入し、当該部門を主管する責任者の批准を経て、2名以上の文物行政執法官の承認を得て行う」と規定されている。このことから少なくとも文物行政処罰手続き暫定規定によれば、違法行為が発見されてから、5日以内に立案がなされればよいのであり、立案時を訴追時効完成の判断基準にすることは、「違法行為は2年以内に発見されなければ、行政処罰を科すことはできない」との行政処罰法第29条の文言との乖離が見られるように思える。例えば、違法行為の発見が違法行為時からちょうど2年経過した日だった場合、立案は2年を経過した後に行われることになるからである。そのため、行政処罰法第29条に「違法行為は2年以内に発見されなければ、行政処罰を科すことはできない」と規定されているにも関わらず、訴追時効完成の判断基準を立案時と修正している学説は問題があると言える。

また、立案は一般手続きにのみ行われる手続きであり、簡易手続きの場合には、いつをもって訴追時効完成の判断をするのかは条文上の「違法行為の発見時」との規定のみで、学説などは修正をしていない。もっとも、簡易手続きの場合、行政処罰は「その場で」科されるものであり、行政法上の違法行為が行われてすぐに科されると考えられるため、時間が経過した後に科されるということが観念されておらず、そもそも訴追時効の対象とはならないと考えられているのかもしれない（違法行為発見時に直ちに科されるということである）。

3 刑事法・行政法上の訴追時効完成を判断する基準を比較して

刑事法上と行政法上の訴追時効完成を判断する基準を比較した結果言えることは、両者に大きな違いはないということである。両者とも基本的に立案時を基準に時効完成の判断を行っているからである（ただし、刑事法上の訴追時効に関しては、告発〔控告〕時も時効完成の判断基準となるし、行政法の簡易手続きの場合にはそもそも立案がなされないなどの例外はある）。

刑事法上の訴追時効に関しては、97年刑法第88条のために、事実上「立案もしくは告発〔控告〕時効」となっている点は問題視されている（賈，2009：p.253）。しかし、刑事法上の訴追時効の完成基準を立案時とすることには、97年刑法第88条という一応の根拠はある。これに対し、「違法行為は2年以内に発見されなければ、行政処罰を科すことはできない」との行政処罰法第29条以外に規定が存在しないにも関わらず、学説をもって立案時を時効完成の判断基準

としてしまっている行政法上の訴追時効完成の判断基準の方が問題であると指摘できる。

しかし、両者とも基本的に時効完成の判断基準が立案時ということで、Ⅱ3で述べたように、両者は同質の制度（連続性のある制度であり、行政法上の訴追時効制度は刑事法上の訴追時効制度の補完的な制度である）と認識されている可能性があることがここでも確認できると言えるだろう。そうすると、刑事法上の訴追時効制度は事実上「立案もしくは告発〔控告〕時効」であるし、訴訟提起という手続きが存在しないものの、立案手続が存在する行政処罰に対する時効を「訴追時効制度」と呼ぶことは中国としては当然のことと言えるのかもしれない。

V. 刑事法・行政法上の訴追時効制度を正当化する学説

1 刑事法上の訴追時効制度を正当化する学説

刑事法上の訴追時効制度を正当化する学説については、主に3つの学説がある。主に①犯罪後相当の期間が経過した場合、犯人は一定程度の改造⁷がなされているとする説（目的合致説）、②司法機関の労力を軽減するとする説（司法機関有利説）、③時の経過とともに、被害者と加害者の関係改善がなされているとする説（安定団結説）の3つである⁸。

もちろん、これらは「主に」主張されている学説であり、他にもいくつか訴追時効制度の正当化を試みている学説は存在する。しかし、中国ではこの3つの学説が圧倒的に支持されており、他の学説はないわけではないが、重視する必要もないと言える。

2 行政法上の訴追時効制度を正当化する学説

行政法上の訴追時効制度は、主に行政の効率を高めるためとの学説で正当化されている（張, 1997 : p.10 ; 馬, 2011 : p.161 ; 羅＝湛, 2012 : p.332 ; 楊, 2016 : p.243, p.251）。これは、行政法は公共の利益の実現が目的であり、迅速な業務の進行が求められるため（羅＝湛, 2012 : p.332）、行政処罰を科すことのできる可能性のある過去の案件にいつまでもこだわらず、限りある行政機関の人的資源などを新しい案件にも振り分けるべきとの趣旨である。

むしろ、この説明は「主に」述べられている学説であり、他にも以下のような行政法上の訴追時効制度を正当化する学説が主張されている。①公共の利益の実現のために、行政法は比較的早く状況の安定化が求められるとする学説（羅＝湛, 2012 : p.331-332 ; 楊, 2016 : p.243, p.251）、②行政に関する違法行為が発生すると、多くの利害関係人が生まれ、時とともにその利害関係人はさらに増えていくので、社会関係を安定化させる必要から時効制度が必要であるとする学説（馬, 2011 : p.161）、③証拠が散逸し、案件の調査が難しくなるためとする学説（張, 1997 : p.10 ; 馬, 2011 : p.161）などである。

3 刑事法・行政法上の訴追時効制度を正当化する学説を比較して

既に刑事法上の訴追時効制度を正当化する学説については、Ⅴ1で挙げた中国で支持されている学説のどれもが、訴追時効制度を正しく捉えていないとの指摘がなされている（高橋, 2016a : p.84-87）。それは、刑事法上の訴追時効制度が事実上「立案もしくは告発〔控告〕時効制度」となっ

⁷ 「犯人の改造」という語には、人格権を無視した人権侵害のニュアンスが含まれる。しかし、新中国は、国民に社会主義を理解し、実践するよう人格改造を行っており、犯罪者に対しては、以後、犯罪を起こさないような人格改造を行っていた。このため中国では「犯人の改造」という表現がなされるのである。

⁸ これらの学説の分析や、その他の学説については高橋（2016a : p.78-81）が詳しい。

ているからである。つまり、立案さえされてしまえば、証拠収集に時間がかかり、起訴までどれだけ時間が経過しようとも訴追時効が完成することがないのである⁹。すなわち、立案されていれば、どれだけ犯人が改造されていようと、司法機関の労力がかかろうと、被害者と加害者の関係改善がされていようと訴追時効は完成しない。

これに対し、行政法上の訴追時効制度を正当化する行政の効率を高めるための学説は、刑事法上の訴追時効制度を正当化する学説とは異なり、行政法上の訴追時効制度を正当化できているように思える。それは、行政法上の訴追時効制度を正当する学説が、立案すらされていない状態を放っておくことが行政の効率を悪化させており、行政処罰を行う旨の立案がなされて、調査・証拠取得などが始まっていけば特に行政の効率を悪くするとは評価できないように思えるからである。この評価は、刑事法上の訴追時効制度を正当化する学説が実態は、立案もしくは告発〔控告〕時効制度であるにも関わらず、一定期間が経過した場合、犯人は一定程度の改造がなされているとか、司法機関の労力を軽減するとか、時の経過とともに、被害者と加害者の関係改善がなされているとか起訴時を時効完成の判断基準としているような学説が支持されていることにも原因がある。

その意味では、行政法上の訴追時効制度を正当化する学説の方が、制度の正当化に成功していると評価できよう。しかし、これには行政法上の訴追時効制度には「起訴」という段階がないため、どの時点をもって時効完成の基準とするかを考えた場合、立案時くらいしか適切な時点は存在せず、立案時を念頭に学説が構築されたと考えられるという側面もある。もっとも、行政法上の訴追時効制度を正当化する学説の中でも強く支持を受けていない学説の中には、放置しておくことと利害関係者が増えすぎるためとか、証拠が散逸し調査が難しくなるためなど、調査・証拠取得に時間がかかり、立案から行政処罰の決定までに時間を要した場合には、訴追時効制度の正当化が必ずしもできない学説も存在する。その意味で、「行政法上の訴追時効制度を正当化する学説の方が、制度の正当化に成功している」との評価は、あくまで「主に」支持されている学説に限った場合である。

VI. 結びにかえて

本稿では、これまで刑事法上の訴追時効制度と行政法上の訴追時効制度について比較検討を行ってきた。ここから言えることは、行政処罰には起訴という手続きが存在せず、「『訴追』時効制度」と呼ぶのは不適切であるにも関わらず、刑事法上と行政法上の訴追時効制度には大きな差はないように思えるということである。それは、両者とも基本的には立案という手続きが行われ、立案時を基準に時効完成を判断しているためである。

刑事法上の訴追時効制度は事実上「立案もしくは告発〔控告〕時効制度」となっていると述べたが、行政法上も事実上は「立案時効制度」であり、その意味では行政法上の当該制度を、訴追時効制度と呼んでも差支えないようにも思える。さらに、Ⅱ 3で述べたように、グラデーション的法文化が指摘されている中国で行政処罰が刑罰よりグレードが低いものの、同列にあるものと捉えられていることも相まって行政法上でも「訴追時効制度」と呼ぶのであろう。

本稿の結論として言えることは、以下の通りである。日本などでは刑事法の処罰と行政法の処罰は異なる概念と理解されているが、Ⅱ 3で指摘したように、中国では刑事法の処罰と行政法の

⁹ 例えば、判決番号（2010）汝刑初字第204号など、立案されてから10年後に起訴されている例もある。

処罰は、単なる濃淡の差でありグラデーションのようにつながっていると指摘されてきた。すなわち、中国においては、行政処罰は刑罰よりもグレードは低いものの同列にあるものであり、刑事法に訴追時効制度があれば、当然に行政法にも訴追時効制度は存在する。しかも、両者とも事実上は基本的に立案時効制度であり、この点でも類似点が確認できる。つまり、刑事法と行政法の一体化は訴追時効制度にも見ることができるのである。

<付記>

本稿初稿提出後である2018年10月26日に中国の刑事訴訟法は一部改正され（同日施行）、本稿で「刑事訴訟法第15条」と述べてきた条文は、同日「刑事訴訟法第16条」に移動した。

参考文献

・日本語文献（50音順）

- 渥美東洋 2001年『刑事訴訟法』（新版補訂）東京：有斐閣。
- 宇賀克也 2013年『行政法概説（Ⅰ）行政法総論』（第5版）東京：有斐閣。
- 宇田川幸則 2006年「市民と行政の関係の中国的特質に関する初歩的考察——中国国家賠償訴訟の分析をつうじて」『關西大學法學論集』65巻4・5号：p.577-610。
- 川端博 2012年『刑事訴訟法講義』東京：成文堂。
- 河村有教 2006年「現代中国刑事司法の性格——刑事手続上の人権を中心として」博士学位論文、神戸大学。
- 小口彦太＝田中信行 2012年『現代中国法』（第2版）東京：成文堂。
- 鈴木賢 2006年「中国法の思考様式——グラデーション的法文化——」アジア法学会（編）、安田信之＝孝忠延夫（編集代表）『アジア法研究の新たな地平』東京：成文堂：p.321-337。
- 坂口一成 2009年『現代中国刑事裁判論——裁判をめぐる政治と法』北海道：北海道大学出版会。
- 高橋孝治 2016年a「中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察」『法學政治學論究（慶應義塾大学）』111号：p.71-100。
- 2016年b「中国における人権問題の最近の動向——2015年頃の刑事拘束を中心として」『葦牙（同時代社）』42号：p.92-105。
- 高見澤磨＝鈴木賢〔ほか〕 2016年『現代中国法入門』（第7版）東京：有斐閣。
- 高見澤磨＝鈴木賢（編） 2017年『要説 中国法』東京：東京大学出版会。
- 張勇 1996年『中国行政法の生成と展開——日本法との比較の視点から見る——』東京：信山社。
- 夏目文雄 1974年「中国刑法における時効論」『紀要（愛知大学国際問題研究所）』55号：p.47-62。
- 西村幸次郎（編） 2010年『現代中国法講義』（第3版）京都：法律文化社。
- 原田尚彦 2004年『行政法要論』（全訂第5版）東京：学陽書房。
- 道谷卓 1994年「公訴時効——歴史的考察を中心として——」『關西大學法學論集』43巻5号：p.72-155。
- 李玉璽 2009年「台湾と中国における自訴制度の運用と機能」博士学位論文、北海道大学。

・中国語文献（ピンインアルファベット順）

- 陳衛東（主編） 2014年『刑事訴訟法』（第4版）北京：中国人民大学出版社。
- 樊崇義（主編） 2009年『刑事訴訟法学』北京：中国政法大学出版社。

- 方昕=董安生 [ほか] 1990年『行政法総論』北京：人民出版社。
- 高漢成（主編） 2013年『《大清新刑律》立法資料匯編』北京：社会科学文献出版社。
- 高銘暄=趙秉志（編） 1998年『新中国刑法立法文献資料総覧（上冊）』北京：中国人民公安大学出版社。
- 関保英 2013年『行政法学』北京：法律出版社。
- 韓琚 2010年「行政処罰追究時効適用探討」『中国工商管理研究（中国市場監督管理学会）』2010年9期：p.28-32。
- 胡建森=江利紅 2009年『行政法学』北京：中国人民大学出版社。
- 賈宇（主編） 2009年『刑法学』北京：中国政法大学出版社。
- 江利紅 2014年『行政法学』北京：中国政法大学出版社。
- 龍宗智=楊建広（主編） 2012年『刑事訴訟法』（第4版）北京：高等教育出版社。
- 羅豪才=湛中樂（主編） 2012年『行政法学』（第3版）北京：北京大学出版社。
- 馬懷德（主編） 2007年『行政法学』北京：中国政法大学出版社。
- （主編） 2011年『行政法与行政訴訟法』（第2版）北京：中国政法大学出版社。
- 王国枢（主編） 2007年『刑事訴訟法学（2005年版・全国高等教育自学考试指定教材）』（第3版）北京：北京大学出版社。
- （主編） 2013年『刑事訴訟法学』（第5版）北京：北京大学出版社。
- 徐繼敏（主編） 2013年『行政法学』（第2版）四川：四川大学出版社。
- 楊建順（主編） 2016年『行政法総論』（第2版）北京：北京大学出版社。
- 応松年（主編） 2011年『行政法与行政訴訟法』（第2版）北京：中国政法大学出版社。
- 于志剛 1999年『追訴時効制度研究』北京：中国方正出版社。
- 張澤想 1997年「行政処罰の時効制度——兼析《行政処罰法》第29条」『法学雜誌（北京市法学会）』1997年2期：p.10-11。
- 張正釗=胡錦光（主編） 2015年『行政法与行政訴訟法』（第6版）北京：中国人民大学出版社。
- 中央政法干部学校刑法教研室（編著） 1957年『中華人民共和国刑法総則講義』北京：法律出版社。
- 朱雯婷 2013年「我国行政処罰時効制度分析」『法制博覽（中旬刊）（共青团山西省委・山西省青少年犯罪研究会）』2013年10期：p.213-214。

※本稿のⅢ 1の内容は、現代中国法研究会第23回研究集会（2014年9月5日～6日開催。於：愛知大学）の若手研究会で発表した「中国における公訴時効制度の存在理由についての考察」の一部分に大幅な加筆をしたものである。

組織内を組織市民行動が広がるプロセスについて¹The Spread of OCB in the Organization:
A study of the process involved上田 泰*
Yutaka Ueda

Abstract

Research on Organizational Citizenship Behavior (OCB) has been conducted almost all over the world since the concept was proposed in two pioneering studies in 1983. Several studies have discussed the concept and dimensions of OCB in great depth. Some have examined the effect of an individual, a group, or organizational factors on OCB. However, research focusing on the outcomes of OCB is lagging for several reasons. It is not enough to relate the aggregated OCB to the organizational outcomes empirically, because this method does not give researchers a deep understanding of the role of each kind of OCB. This study points out the importance of each OCB, and examines the way in which OCB diffuses in the organization. This study also focuses on the effect of OCB on shared work values among organizational members, which, in turn, enables them to communicate about work-related matters in a smooth manner, without exchange of explicit language. This study also introduces the findings of a few empirical studies conducted by the author. These empirical studies reveal the important role of context in the process by which one OCB induces another. Finally, some directions for future studies are also proposed.

I 序

組織市民行動（organizational citizenship behavior: OCB）は、1980年代初頭より当時インディアナ大学（Indiana University, Kelley School of Business）の教授であったDennis W. Organと彼の同僚や弟子の研究者によって提示されてから（Bateman & Organ, 1983; Smith, Organ, & Near, 1983）、多くの研究者の注目を集め続けている概念である。OCBの研究は1990年代の中頃まで

* 成蹊大学経済学部、Faculty of Economics, Seikei University
ueda@econ.seikei.ac.jp

¹ 本研究は成蹊大学アジア太平洋研究センターからの研究助成金を受けて実施されたものである。助成金の支給にあたり、同センターの支給時に所長であった中江桂子先生、また現在の所長の高安健将先生に感謝するとともに、助成金処理の事務取扱にあたっては長橋典子氏、『アジア太平洋研究』への論文提出に当たっては恵羅さとみ研究員に大変にお世話になった。また、本研究の内容は、日本情報経営学会第75回での発表（上田, 2017ab）を発展したものであるが、この発表に際しては、同学会の「組織市民行動と情報行動」プロジェクトのメンバー、特に、関西大学の古賀広志先生、富山大学の柳原佐智子先生には貴重な助言も含めて大変にお世話になった。以上、記して感謝申し上げたい。なお、本稿の内容に関して責任はすべて筆者が負うものである。

は主として米国のサンプルを使った米国に拠点を持つ研究者によって研究が進められ、1990年代後半以降は米国以外のサンプルを使った研究が米国以外の研究者によっても行われるようになっていく。今日では、組織研究や組織行動研究の歴史を持つ世界中のほとんどの国においてOCBは、何らかの形で議論され、あるいは研究されているといってもおそらく過言ではないと思われる（Organ, Podsakoff, & MacKenzie, 2006）。

これまで多くの研究者によって様々に行われてきたOCB研究は、その研究上の関心や目的の違いに目を向けると、おおよそ3つのグループに分類されたと考えられている（Organ et al., 2006; 上田, 2004; Ueda, 2009, 2016）。その第一は、OCBの概念やそのOCBの概念を満たす行動の次元、さらに次元ごとのOCBを測定する尺度の構築に注目した研究グループである。OCBは、最初からしっかりとした概念が確立していたわけではない。それまでの組織研究では働き手の職務満足とその生産性の関係を明確に実証できなかった（職務満足が高いほうが、生産性が高いという点で有意な正の関係は得られるものの、それはかなり小さな影響しかなかった）ことを受けて、実際に職務満足の影響をより受けるものは、（働き手の自由度が少ない職務行動やその職務行動の結果として得られる狭い意味での生産性ではなく、）働き手の自発的な意志によって自由になる貢献行動のほうではないかという発想から検討されるようになったものである（Organ, 1977）。したがって、働き手の行動には職務行動に属さないが、彼らが組織のために望ましいと思って行うものがあるのではないかという曖昧な予想から始まったものであるから、² OCBの定義づけが行われてからも、OCBは類似概念（コンテキスト行動、向社会的組織行動、内部告発、役割外行動、組織的自発行動など）とどのように異なるのか、あるいは似ているのかという点が議論された。また、OCBがどのような行動次元から成り立つのかという問題は、特に実証研究における共通尺度を構築する上で極めて重要であり、これまでいくつもの次元と尺度が考案されてきた。³ 欧米向けの次元としては1990年代の中頃まで、そしてその後はFarh, Earley, and Lin（1997）が中国向けの次元を開発したことを契機に他の国向けの次元が開発されてきた。1990年代までは、この種の研究は盛んに行われたが、2000年代以降になると、この方向での研究は一段落した傾向にある。

第2は、働き手のOCBの程度に影響する要因（先行要因）を発見しようとする研究である。これらの要因は、個人的、集団的、さらには組織的な要因にさらに分けることができる。OCBはもともと個人行動であるから、最も単純な研究は、個人行動であるOCBの違いを個人的な要因の違いに帰せようとするものである。前述したように、もともとOCBは個人の職務満足の影響を受ける自発的な行動として注目されたものであり、個人の態度－行動間の関係を分析する研究が端緒になっている（Bateman & Organ, 1983; Smith et al. 1983）。ほかに個人要因としては、パーソナリティのような一種の属性要因、組織コミットメントや職務関与のような態度要因、そして組織支援知覚や組織公正知覚のような知覚要因の影響がOCBの研究ではしばしば考慮されてきた（Organ & Ryan, 1995 for a review）。次に、集団的な要因の影響としては、集団凝集性やリーダーシップなどの影響を考慮されている。個人行動であるOCBを集団特性に結び付ける場合には、いわゆるマルチレベル的な問題を伴うために（Klein, Dansereau, & Hall, 1994; Mossholder & Bedeian, 1983; Rousseau, 1985）、個人要因間の関係としてOCBを分析するのは異なる難しさがある。たとえば、上司のリーダーシップが部下のOCBにどのように影響するか

² Organ et al. (2006), p.15では、Organ氏は、自分の講義中に軽い気持ちで話したことを、その時に講義を聞いていた大学院生たち（Tom BatemanやAnn C. Smith等）が真面目に受け取り、それをもとに自分たちの博士論文を執筆したことがOCB研究の端緒となった点について触れている。

³ 過去の代表的な尺度については例えば上田・義村・浅沼（2009）を参照のこと。

を明らかにする研究の場合、LMX理論のように、リーダーが個々の部下に異なる接し方をして、異なる影響を与えることが合理的に仮定できるような前提がない限りは、同じリーダーに導かれる部下のOCBの差をリーダーシップに関する変数では説明できないことになる。仮に、リーダーシップの何らかの尺度を部下に回答させ、その部下のOCBに結び付けるのであれば、それはリーダーの資質やリーダーシップの影響というよりも、リーダーシップに対する部下の「知覚」という個人的な知覚要因を当該個人のOCBに結び付ける研究と解すべきである（もちろん、それはそれでマルチレベル問題を解消しているので問題はないが）。この点は組織的な要因の影響を分析する場合も同様であり、たとえばOCBに対する組織文化や組織構造の影響を分析する場合、複数の組織を対象にその組織文化や組織構造の違いを測定し、さらに組織構成員のOCBを組織ごとに集計して説明変数も被説明変数も組織レベルのものにすることが原理的には必要になる。そうでなければ、個々の組織構成員の組織文化に関する「知覚」や、組織構造に関する「知覚」と当該個人のOCBを結び付けて、両者を個人的な要因として関係づける必要がある。実際のところ、組織支援知覚や組織公正がOCBに与える影響は盛んに議論されてきたが、これもまた組織レベルの研究というよりも個人知覚と個人行動を結び付ける個人レベルの研究であるといつてよい。このように分析レベルによっては問題があるとはいえ、OCBの先行要因を識別する第2のグループの研究は、過去から現在までモデルや統計手法を複雑にしながらも盛んに行われている。⁴

OCB研究の第3のグループは、OCBの影響ないし結果に目を向ける研究である。第2グループの研究と同様に、こちらも個人的要因、集团的要因、組織的要因への影響を分析する研究に細分することができる。また、集团的要因や組織的要因への影響に目を向ける場合には、これも第2グループと同様にマルチレベルの問題が生じる。これらの個人を超えるレベルの要因と個人のOCBを結び付けるには、個々人のOCBを当該集団ごと、組織ごとに集計しなければならないのが原則である。この第3のグループに属する典型的な研究には、①部下のOCBが当該部下に対する管理者の人事評価に影響するかどうかの研究（e.g., MacKenzie, Podsakoff, & Fetter, 1991, 1993）、②OCBが個人の生産性、ストレス、退職意図のような個人的な要因に及ぼす研究（e.g., Bergeron, 2007; Bergeron, Osroff, Schroeder, & Block, 2014; Bolino et al., 2010）、③OCBが組織の生産性や有効性に及ぼす研究の3つに分けることができる（e.g., Podsakoff & MacKenzie, 1994; Podsakoff, Ahearne, & MacKenzie, 1997）。しかし、①の研究は、OCBの結果というよりも、管理者が部下の職務を（OCBを含めるほどに）広く考えるかどうかに関する研究というべきものである（Morrison, 1994; Lam, Hui, & Low, 1999）。②と③の研究は、確かにOCBの結果に目を向けたものと言えるかもしれないが、たとえば、OCBがストレスを生むという研究は公式職務以外のものを求められた時にストレスを生むかどうかを明らかにしたのに過ぎず、OCBの独自の影響を分析したものとは考えにくい。OCBの結果に関する研究としては、たとえば、上司からの飲み会の誘いに応じる（これも公式職務以外のものである）ことで生じた結果とは異なる、OCBを行う独自の結果が解明されなければならない。また、それより根本的な問題として、定義上、組織的な影響があるとされるOCBについて個人的な影響だけに議論をとどめている点に限界がある。その個人的な結果から、どのような組織的な成果があるかは、データ分析によらない推測にとどまってしまうからである。③の研究は、組織に属する個人のOCBを組織ごとに集計して、それを組

⁴ 初期の研究は、先行要因とOCB間の単純な関係を想定したのに対して、次第にメディエータやモデレータを想定する研究へと発展してきている。先行要因として扱われる要因も多様なものが混在しており、おおよそ行動に影響する可能性のある、あらゆる要因が考慮されているのではないかとすら錯覚してしまうほどである。

織生産性や有効性の尺度と結びつけるならばマルチレベル的な問題は回避できるが、そもそもOCBは「集積されることで組織の機能を促進する」行動であることを考えれば、「組織に有効な行動の多寡は、組織の有効性に影響する」という同語反復的な関係を解明したに過ぎないといえる。

II OCBの影響に目を向ける難しさ

このように第3のグループの研究は実際に行われてきた過去の研究についても問題があることに加えて、何よりも研究の蓄積数がかなり少ないという問題がある。著者が過去の研究をサーベイした限りでは、1990年代には一時期盛んに行われたが、2000年代以降では第2のグループに比べてあまり目立たなくなっているように思われる(Ueda, 2016)。

しかし、OCBの結果に対して注目が集まらないのは考えてみれば奇妙な話である。組織研究として注目すべき構成員の行動とは、間接的ないし直接的に組織に何らかの影響を及ぼす行動であるべきである。換言すれば、その行動自体がどのように興味をひくものであっても、それが組織に何らの影響も与えていないようなものであれば、組織研究として、その行動や行動の背景について議論する価値は乏しい。(たとえば、働き手がどのような趣味を持つかという問題は、その趣味の傾向(集中や分散等)が組織成果に何らかの影響を及ぼすという前提がない限りは、組織研究として注目する価値はない。)このように行動が組織的に影響するかどうかは、その研究が組織研究的に価値を有するかどうかを決める絶対的な要件のようなものであると考えられるが、少なくともOCB研究の場合には、(OCBを生み出す要因への注目に比べて)OCBが及ぼす影響については盛んに議論されずに今日まで至っているのである。

このような残念な傾向に陥っているのには、いくつかの理由があると考えられる。まず第1にOCBの定義が指す行動の特性の問題がある。OCBの定義はひととおりではないが、あらゆる研究者にとって最も典型的なOCBの定義は「OCBは自由裁量的で、直接的ないし明確に公式的な報酬体系では認識されていないものの、それが蓄積されることで組織の有効な機能を促進するような個人的な行動である」というOrgan氏が提唱したものである(Organ, 1988, p.4)。この定義から分かるように、1つ1つのOCBは些細な行動であり、何らかの明確な結果を生むようなものではない。OCBというものが、複数の人間の行動であればそれを合わせるか、あるいは1人の人間の行動であれば長期にわたってそれが行われて、はじめて明示的な影響があるようなものであるとすると、そもそも、アンケートで得られたデータに対して、組織研究者が使い慣れている通常の重回帰分析などの方法を使ってOCBの影響を分析することは極めて難しくなると言わざるを得ない。

なお、Organ氏の同僚であるPodsakoff氏やMacKenzie氏のように、OCB概念の提示に直接にかかわってきた研究者は、この問題をきちんと把握していた。たとえば、彼らが、部下のOCBが管理者の人事評価にどの程度に影響するかを分析する場合には、そこで考慮されたのは、個々のOCBの影響ではなく、人事評価の対象となるある程度の期間に部下によって行われた(すなわち、蓄積された)OCBであった。また、組織の成果に対するOCBの影響を分析した場合にも、そこで扱われるのは個々人のOCBではなく、1つの組織に属する構成員のOCBから計算した、組織レベルのOCBの変数であった。その点では、いずれも個々のOCBをそのまま考慮するのではなく、Organの定義にあるような「蓄積された」OCBを説明変数としている。しかし、このような方法は、一般に集めるデータ量を膨大にすることで、研究をより難しくしてしまう。これ

に対して、OCBに影響する要因の研究ははるかにデータを集めることが容易である。特に個人レベルの変数がOCBに対して及ぼす影響を分析したいのであれば、回答者から当該変数とOCBにかかわるデータを収集すればよい（もちろん、その方法では、common method biasの影響がある（Podsakoff & Organ, 1986））。そこで、ある程度の期間と予算で多くの研究業績を蓄積したいと考える研究者としては、どうしてもデータ収集が容易なほうに目を向けたくなくなってしまおうと考えられる。

第2の理由は、OCBと考えられる具体的な行動の見かけ上の「明らかな望ましさ」である。OCBの尺度に用いられる行動はいずれも一見して望ましいもののばかりである。たとえば、Smith et al. (1983) は「欠勤の同僚を助けること」「組織から求められていなくても新人を適応させること」「時間を守ること」「不必要な休憩時間をとらないこと」などをOCBの項目としてあげている。これらの行動はいずれも、一見する限りは組織にとって悪いもののように見えない。しかし、このような、誰が考えても当たり前に良い行動であることが、無意識のうちにOCBの影響にかかわる検討を「良いに決まっているから議論は不要である」と価値判断的に下してしまい、それらの行動が及ぼすOCBの組織的な影響について学術的に深く考えたり、実証的に明らかにしようとしたりしない原因にもなっていると考えられる。

しかし、実際のところ、これらの行動の組織的な影響は、見かけ上ほど明らかではないものも少なくない。たとえば、自分の仕事がうまくできずにいる同僚を助けることやそれに類した援助行動については、被援助者にとっての有効性という点ばかりに目がいき、援助者の負担という点が往々にして考えられない。自分の仕事ができない同僚を助けることは、実は援助者にとっては大いに負担である。労働時間内で同僚を助ければ、その間には援助者は自分の仕事をするのができない。労働時間外に助けるにしても、援助者には心理的肉体的な負担を与えることになる。「早く帰りたいのに、なぜこんなことをしなくてはいけないのだ」ということで、ストレスもたまるかもしれない。したがって、被援助者の同僚が、その援助によって仕事に関して何らかの改善が実現でき、それによって彼（女）の生産性が若干は向上したとしても、援助という負担をすることで援助者の生産性が落ちてしまうとすれば、組織全体では生産性を増加する現象と減少する現象が同時に生じて、全体として生産性は向上するかどうかは分からない。特に、被援助者は仕事を効率的にできない未熟者である場合が少なくなく、そうであれば援助されたとしてもたいして生産性を向上できない場合も少なくないであろう。それに対して、援助者は仕事を効率的にできる熟練者であることが多く、彼（女）が他者を援助することで犠牲になる生産性の減少はかなりのものになると予想できる。そう考えれば、被援助者に対する援助者の援助負担によって組織全体の生産性はむしろ低下してしまう場合のほうがむしろ多いと予想される。結果として、熟練者としてはOCBなど行わずに、自分の職務行動だけを淡々と言うほうが組織にとって望ましいという結論もあり得るのである。実際のところ、援助が組織成果にネガティブな影響を及ぼすことを明らかにした研究も存在する（Podsakoff & MacKenzie, 1994）⁵。

このような問題があるにもかかわらず、先のような理由もあり、OCBに影響を及ぼす要因に注目した研究に比べてOCBが影響を及ぼす要因に対する研究は遅れていると言わざるを得ない。そこで、OCB研究者に求められているのは、個々のOCBが組織的成果に直接につながるといった無理な仮定を置くことなく、また、OCBを集計して組織的成果に結びつけるだけに終わら

⁵ 実際にPodsakoff and MacKenzie (1994) もここで説明したような援助の負担があることが組織全体の生産性を低下させることにつながった可能性について言及している。ただし、彼らのデータでは、そのような影響が本当にあったかどうかは確認できず、彼ら自身もそれが単なる推測に過ぎないことも述べている。

せるということでもなく、些細な行動であるOCBが組織の人々にどのような些細な影響を及ぼし、それがどのように拡大していくのかというプロセスを解明することであると考えられる。著者は、このようなOCBの影響として、OCBが次のOCBを生む作用に注目し、組織全体のOCBを組織成果に明示的な影響を与えられるほどに拡大していくプロセスがあると考えている。そして、そのためにはOCBとOCBをつなぐ概念として、OCBが仕事価値観を共有させ、組織内での働き手同士が明示的なコミュニケーションを交わすことなく相互調整を行うことを可能にする作用を促す働きに目を向ける。また、本研究では、この仕事価値観の影響に関して、過去に筆者によって実施および発表をしてきた研究を紹介すると同時に、それらの研究とは少し視点を変えた新しい検討を試みる。

Ⅲ 組織内のOCB間の相互作用関係

1. 同僚のOCBが伝えるもの

前述したように、OCBの組織的影響を分析したPodsakoff and MacKenzie (1994) では、組織単位ごとにその構成員のOCBを平均して得た変数を組織有効性に関係づけている。この研究では、たとえば、働き手のOCBが平均して多い組織Aが、OCBが平均して少ない組織Bよりも組織有効性が高ければ、OCBが組織有効性に影響したと考えるわけである。

この組織レベルのOCBを計算するという方法はマルチレベル問題を避けるためには適切なものであるが、それ以前の問題として、そもそもなぜ組織ごとに平均的なOCBの量は異なるのであろうか。統計学的に考えれば、OCBに関する採用方針の違いがあるのではない限り、どの組織にもOCBが多い人も少ない人もいそうに思われる。もちろん、組織構成員全員に影響するような組織変数の違いがあり、その結果が作用して、組織ごとに平均的なOCBが異なるということは大いに考えられる。たとえば、組織Aは組織Bに比べて、組織公正や組織支援知覚を促すような施策が多くなされており、それが多くの構成員の職務満足やOCBを増やす方向に作用して、最終的に組織有効性を高めるという関係が生じたということも考えられるかもしれない。しかし、このような媒介変数としてOCBを位置づけてしまうと、それはOCBの影響というよりも、むしろ組織公正や組織支援知覚の影響、さらには、それらを促す組織の施策の影響を分析することになってしまい、それをOCBの研究とは考えにくくなってしまう。むしろ、OCBの影響に関する議論としては、アグリゲートされてしまう前の個々のOCBの些細な作用に目を向けることが必要なのである。

ここで具体的に1つのOCBが行われた時にどのようなことが起こるかをシナリオ的に考えてみることにしよう。OCBは些細な行動であるが、多くの場合、そのOCBやOCBが行われた結果を同じ組織の他者は観察することが可能であると予想できる。たとえば、同僚を助けている姿は、助けられる同僚以外はもちろん、他の同僚たちも直接に目に見ることができるであろう。また、誰も来ない朝早くに通勤してオフィスを掃除するという行為であれば、掃除をしている姿を誰も観察できなくても、毎朝掃除されてきれいに片付いているオフィスの様子を観察することはできる。そして、後者の場合であれば、単にオフィ스가きれいになっていることを把握することだけではなく、同僚の誰かが人知れずオフィスを掃除してくれていることを原因帰属的に推測することができるであろう。

今、ある働き手が、仕事ができない同僚（たとえば、新人）のひとりを、仕事に熟練した別の同僚が助けている姿を目にしたとしよう。前述したように、熟練者の時間と労力を浪費するこの

行動は組織的にはマイナスかもしれない。しかし、ふつうは、その熟練者の姿を目にした働き手は「なんて無駄なことをしているのだ」とは考えない。むしろ、その姿から何か建設的なものを学ぶことが多いであろう。具体的にいえば、熟練者から明示的な言動は何も発せられなくても、仕事はこのように助け合って行すべきものだとか、この職場はこのような助け合いの精神があふれているのだとか、仕事を行うにあたっての心構えや価値観のようなものが伝わると考えられる。そして、このような価値観の伝達によって、働き手は、自分の仕事を行う際の大きな安心感を与えられると同時に、建設的な協働に関する使命感を抱くようになるであろう。

もともと組織内では程度の違いこそあれ、同僚同士が何らかの形で協働していくことが必要である。これはいわゆるチームとして緊密に作業を行う場合だけに限られるわけではなく、ひとつの組織の中での働き手同士は少なくとも何らかの緩やかな関係を培っているものであり、その関係が存在するという意味での協働が存在するのである。個々の働き手としては、自分の仕事を順調に行うために同僚の行動を制御できればいいのであるが、個々の働き手にとって、同僚の行動は、基本的には統制不可能な要因であり、完全に制御することはできない（決定理論という「自然の状態」である）。そこで、コミュニケーションを交わすことで相手と相互調整を行い、相手の行動を予測可能な状態にする必要がある。そして、この場合のコミュニケーションには、コンテキストという重要な概念がかかわってくるのである。

2. 職場の高コンテキスト状況

コンテキストという概念は様々な専門分野で使われるが、最も一般的なコミュニケーション論におけるコンテキストというのは、コミュニケーションを行う当事者同士が持つ共通の準拠枠のようなものとされる。職場での同僚同士の会話では、外部の人間が聞いても分からないような曖昧なものが多い。たとえば、職場で上司が「あれはどうなった」と言えば、それに対して部下は「いつも通りです」と答える。このような曖昧な会話でもその二人の間で正確に意思疎通ができるのは、両者が長年にわたって協働しており、「あれ」「いつも通り」という言葉に含まれる意味を双方ともが理解するためのコンテキストを共通させているからである。したがって、このようなコンテキストを共通させていない外部の者や新人がその場にいたとしても、彼（女）は、その上司と部下の会話を全く理解することができないことになる。日本企業が海外の業者と契約を結ぶ際には、かなり細かな内容について契約書で明示的に決めておかなければ後でトラブルを生じることになるというのは実務上よく聞かれることであるが、これも海外の業者と日本企業の間では、共通のコンテキストがあまり存在せず、いわゆる「阿吽の呼吸」的にビジネスができないことによるものと考えられる。

このように、コンテキストの必要性はコミュニケーション一般に適用されるものであるが、組織内で協働して作業を行う働き手同士の間にも仕事にかかわるコンテキストのようなものが存在する。たとえば、ある働き手が同僚の机の上にメモのようなものは何も残さずに単に書類を置いておくだけで、それを受け取った同僚は「この書類はそちらで処理して、終わったら私に戻してください」というメッセージが伝わるといことがある。これはその両者の間に共通のコンテキストが存在するから可能なのである。職場に来たばかりの新人であれば、コンテキストを共通させていないので、その書類の意味をつかむことが全くできない。⁶

⁶ たとえば、トヨタ自動車の（初期の）かんばん方式は、部品名や数量だけが書いてある看板が工程間をやりとりされることで前工程での生産を指示するものであるが、このような生産管理が有効に働くのも、工程間、あるいは工場内でコンテキストが共通されているからといえることができる。コンテキストを共通化していない外部の人は、後工程から看板を受け取ったとしても、自分が何をすべきのか分からない。

我々は、組織のような協働的な状況で、働き手同士が同僚とスムーズに仕事を行う際には、このようなコンテキストの共通化させたコミュニケーションが不可欠である。たとえば、先の書類の例でも、コンテキストが共通化されない相手ならば、仕事の詳細について、指示書として残したり、直接に会って色々と話をしたりすることが必要になるかもしれない。コンテキストが共通化しているから、何も言わず書類を置いておくという効率的でスムーズな協業が可能になると考えられる。

社会におけるコミュニケーションとの関係でコンテキストを議論する際には、しばしば高コンテキストと低コンテキストという区別が行われる (Hall, 1976)。この議論では、社会には2つのコンテキスト文化があり、高コンテキスト文化では、明示的な言語を伴わず、「阿吽の呼吸」的なコミュニケーションが行われ、低コンテキスト文化では、明示的な言語でコミュニケーションが行われると考えられる。そして、欧米諸国は低コンテキストであり、アジア諸国は高コンテキストであるというように、それは国の文化の違いとして認識され、また分析されることが多い。

しかし、高コンテキストと低コンテキストでその国の文化やコミュニケーションが大別されると考えるのは余りに単純である。たとえば、その文化論の枠組みでは、日本が高コンテキストの文化を持つとされるが、日本で行われるすべてのコミュニケーションが阿吽の呼吸のみで行われているわけではないであろう。相手が全く見知らぬ人であれば、換言すれば、コミュニケーションは細かく、また明示的な言語で行わなければ、双方の間に意思疎通を正確に行うことはできないであろう。逆に、欧米諸国は低コンテキストの文化と言われるが、たとえば、それら欧米諸国ですら、家庭内のコミュニケーションをすべて明示的な言語で行っているとは考えられない。

このように考えると、国全体として平均して見た場合には高コンテキスト「的」な文化を持つ国家と、低コンテキスト「的」な文化を持つ国家とがあるとしても、高コンテキスト的国家の中にも低コンテキスト、低コンテキスト的国家の中にも高コンテキストの状況というのはいくらでも存在すると考えられる。

そして、組織内での働き手同士のコミュニケーションを考えた場合、どのような低コンテキスト的な文化の国家に存在する組織であっても、その限られた人数の働き手が長期的に協働する状況では、必然的に高コンテキストの状況が存在するであろうし、実際のところ、存在しなければ組織の協業は成り立たないと考えられる。もちろん、組織内のコミュニケーションであっても、たとえば、特注部品を製造する場合のようにその仕様を正確な文書でしっかりと作業者に伝えなければならない状況は存在する。しかし、組織内のすべてのコミュニケーションを明示的な言語で行うことは効率的ではない。特に、組織環境の不確実性を前提にすれば、組織の働き手には、その不確実性に対応するために臨機応変な協働が必要とされる場合があり、その時に必要なコミュニケーションを明示的な言語だけで行うのでは、組織環境の変化に際して、好機を逸するか、あるいは脅威に迅速かつ適切に対応することができない可能性が高い。

我々はこのような組織内は、働き手同士のコミュニケーションをすべて明示的な言語で行わなくても相手の考え方が理解でき、お互いの作業がスムーズに行える高コンテキスト的な状況が存在していると考えられる。高コンテキスト的な状況では、組織内の働き手の行動は、それ自体が1つの言語として同僚にメッセージを伝えることになる。組織の働き手の多くが仕事をサボりがちであれば、新しく入ってきた新人は、それがこの組織の仕事のやり方であるというメッセージをそこから受け取るであろう。逆に、組織の働き手の多くが組織に対して強い貢献意欲をもって、職務記述を超える仕事を自発的に行って居れば、やはり新人は、彼らが明示的には何も伝えられな

くても、それがこの組織の仕事に対する考え方であると学ぶことになる。

3. 高コンテキスト下で仕事価値観を伝える言語としてのOCB

このように、組織内では必然的に高コンテキスト的な状況が存在することで、明示的な言語以外のものが働き手同士の意思疎通に用いられる。この点で、我々は、高コンテキスト下では、他者のOCBが、仕事に対する姿勢を伝える言語の役割を果たすのではないかと考えている。より具体的にいうと、それは職場の相互扶助の精神や仕事への取り組み方、総じていえば、仕事価値観を伝える言語となっていると思われる。

価値観とはもともと、善悪とか、好ましいことや好ましくないことといった判断を行う場合の根底になるものの見方のことである。これに対して仕事価値観とは、個々の働き手が仕事を通じて発生しようとする目標に関する善悪やよし悪しに関することであり、仕事への取り組み方や、職場の同僚との関係、ワークライフバランスに対する考え方などに関するよし悪し、あるいは好ましさを基準となるものであるとされる。

一般的な価値観と同様に、個々の人間が持つ価値観は多様である。しかし、国や文化によって、さらには時代によって価値観はある種の傾向が存在するといわれている。同じ国に住み、また同じ文化に接することによって、さらには、同じ時代に生きることによって、同じ刺激や情報を受けることで、その価値観を類似させていくと考えられる。

これと同じことが仕事価値観についても言える。職場に入った新人の時には、仕事に対して職場の周囲とはかなり違う仕事価値観を持っているかもしれない。しかし、職場での経験や同僚との会話を通じて、新人の仕儀と価値観は次第に他の同僚の仕事価値観に近づいていく。逆にどうしても価値観が合わせられなければ、その働き手は他の職場に移動すると考えられるから、長年にわたって職場にいるということは仕事価値観を共有させているとも考えられる。

働き手が職場の同僚と仕事価値観を共有するには、このように同僚からのコミュニケーションが必要になるが、前述したように職場は少なからず高コンテキストの状況にあるから、明示的な言語を伴わないコミュニケーションも少なくない。我々は、ここにおいて、同僚が行うOCBが仕事価値観に関する言語として重要な役割を果たすと考ええる。

たとえば、新人が、上司が見ていなくてもすべての同僚が組織の規則をきちんと守っている、すなわちOCB-O (OCB for the organization) を行っているのを見たとする (Williams & Anderson, 1991)。これは仕事の規則を与えられた時に、どのような姿勢でそれに対処することが求められているのか、あるいは望ましいのかという心構えのようなものを暗黙的に新人に伝える役割を果たす。したがって、組織の働き手の間にこのような仕事価値観が共有されていることを知れば、職場に上司がいない状況であっても、同僚がサボることによって自分との協働がうまくいかないといった不安を持たなくなるであろうし、その仕事価値観を受容することで、今度は、自分も同僚の期待に応えられるようにきちんと組織の規則を守ろうとするであろう。

同様に、同僚が義務でもないのに他の同僚を助けている、すなわちOCB-I (OCB for individuals) を実践しているのを新人が見たとしよう (Williams & Anderson, 1991)。ここでも、その新人は自分の職場が相互扶助の精神に富んだ仕事価値観が存在していることを認識し、たとえ自分の仕事があまくいかない場合でも、周囲の誰かが自分を助けてくれるはずだと安心感を覚えるであろうし、自分も周囲の誰かを助けられるようにならなくてはいけないと思うことにもなるであろう。

このような職場に広がっている仕事価値観は、特に明示的な言葉で新人に教えるものでもなくとも、さらには明示的な言葉で伝えること以上に、同僚のOCBという行動をその新人が目にすることで伝わっていき、共有されていくものであると思われる。

仕事価値観が共有化されている状況では、組織の働き手は、同僚が何を考えて、どう行動するかを理解している。協働の際に交わす必要のある明示的な言語を使ったコミュニケーションは最小限必要なものになり、非常に効率的に意思疎通が行われる。また、お互いの行動（が他方にとって統制不可能であること）の不安感もなくなるので安心して協働が行えるようになる。このような建設的な状況は働き手にとって非常に望ましいことである。したがって、新人は、仕事価値観が共有化したような職場にはより職務満足を感じるであろうし、建設的な状況を維持・促進させるために自らもOCBに積極的になろうとする態度を強めると予想される。こうして、組織内のOCBは拡散していき、組織によって比較的OCBが行われる度合の高い組織とそうでない組織ができあがり、その組織レベルのOCBの違いが、組織の有効性に影響すると考えられるのである。

このようにOCBと仕事価値観を結び付けるのは意外な考え方ではない。周知のように、OrganによるOCBの定義ではOCBは報酬の対象とならないものとされていたにもかかわらず、OCBの程度は実際には上司の人事評価でも考慮されることが分かったことから、組織に対する返礼という純粋な動機ではなく、自らの昇進や昇給を求めて貢献行動を行う場合があることが分かってきた。そして、その種の「偽の」貢献行動をOCBに含めるべきかどうかという点で、研究者間で論争が行われたことがある。その際には、その種の偽のOCBは管理者に見破られるとか見破られないとか、または組織の有効性に寄与するとかしないとか議論が行われたが（Organ et al., 2016）、結局のところ、最初の定義を提示したOrgan自身が、1997年にOCBの定義のうち、動機に関係する側面をすべて捨象し、「タスク行動が行われる社会的心理的環境を支援する行動」と、その機能面だけに目を向けた定義に修正したことで一応の決着を見た（Organ, 1997）。⁷

しかし、この定義は実はOCBの類似概念として主張されてきたコンテキスト行動（contextual performance）の定義そのものであり（Borman & Motowidlo, 1997；Brief & Motowidlo, 1986；Ueda, 2010）、結局のところ、Organは、タスク行動（働き手の仕事とっていい）を支えるコンテキストを整えることこそがOCBの機能であると考えていることになる。我々としては、「社会的心理的環境を支援する」には仕事価値観の共有が含まれると考えるのである。仕事価値観の共有が行われることでタスク行動は推進されるのである。

以上の視点をまとめると、次のようになると考えられる。まず、社会心理学者や一部のOCB研究者が発見したように、OCBまたは援助のような行動は援助・被援助者の互酬的な関係を越えて、被援助者の援助行動を喚起することが分かっている。これに対して本研究は、組織のある働き手のOCBは、その他の働き手に仕事価値観に対するメッセージを伝えと同時に、その共有に影響を及ぼし、それが直接に、あるいは職務満足を通じて、その他の働き手のOCBに影響するという過程を仮定している。すなわち、従来のOCB間の相互作用関係では、ブラックボックスになっている部分をいわば解明したものであると考えられる。

IV 仕事価値観共有の影響を考慮した実証研究

OCBの影響に関する以上のようなフレームワークが構築された後に必要なことは、そのフレームワークを構成する諸変数の関係を実証的に明らかにすることである。しかし、組織構成員にアンケートを配布して、回収したデータを何らかの統計的な手段で分析するという組織行動論の常套手段は、仕事価値観の共有という構成概念の分析には必ずしも適切ではない。もちろん、仕事

⁷ ただし、その後もOCBの定義としては相変わらずOrgan（1988）によるものが多くの研究者に採用され続けていることは承知のとおりである。

価値観自体の測定尺度はいくつか存在する (Fields, 2002)。しかし、価値観のような構成概念を測定するのに、これらの尺度が有効的に機能するかどうかはかなり疑問である。というのは、価値観というのは、そもそも当事者自身も感じられないのではないかと考えられる。たとえば、我々日本人は自分たちが集団主義的な価値観を持っているとは必ずしも認識していない。自分の価値観を判断するには、何らかの基準から自分の立ち位置を測る必要があり、たとえば、自分が集団主義的な価値観を持っているかどうかを、集団主義的な価値観が広がっている社会にしながら判断するのは難しい。したがって、アンケートで「〇〇のような仕事価値観を有しているか」と言われても、また、同様に他者との関係で「仕事価値観を共有しているか」と答えても有効な回答が得られない可能性も高い。先の議論から分かるように、仕事価値観を共有化させていれば、仕事を行っていく上での仲間との相互扶助意識や、また日常的な業務にあたっての安心感が芽生えるはずであるから、むしろ、仕事価値観の共有そのものではなく、仕事価値観が共有されていれば期待される状況のほうを変数化していくほうが望ましい場合が少なくないと思われる。

組織内のある同僚のOCBが他の同僚のOCBに及ぼす影響に関する議論は、理論的にもまだ精緻化されたものでもない。また、このように仕事価値観を変数に含めた実証研究には独自の困難がある。著者は、このあたりの困難性にも若干考慮しながら、いくつかの実証研究を試行的に行っている。ここでは、それら紹介と、さらに代替的な枠組みで検討について触れることにする。⁸

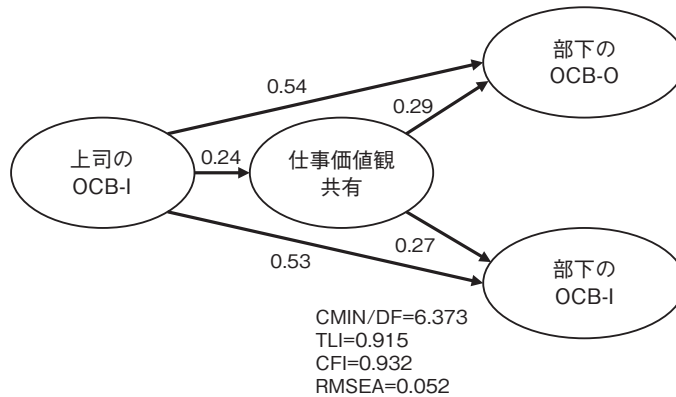
1. リクルートワークスの「大卒20～50代の仕事における成長についての意識調査2010」のデータの活用 (Ueda, 2017b)

この研究では、著者が独自にデータを集めたものではなく、(株)リクルートワークスが集めたデータを著者が再利用したものである。このリクルートワークスのデータは同社が東京大学社会科学研究所に寄託しているものであり、著者はその許可を受けて利用させていただいている。同調査は、もともと全国の20代から50代の年齢層にあたる4年制大学卒の男女を対象として、「仕事における成長」あるいは「成長を促す機会」に関する実態や意識を把握する目的で実施されたものであり、サンプル数は男性1,000名、女性1,000名の合計2,000名であった。

著者がこの調査データを利用しようと思ったのは、この調査のいくつかの質問項目の1つに、回答者の仕事の内容と上司からの恩恵に関する質問があり、その項目のうちに回答者自身のOCBと上司のOCBに近い項目が含まれており、それが上司のOCBが回答者（部下）のOCBに影響するプロセスを実証的に明らかにする分析のデータとして適切であると考えられたからである。また、仮説としては、上司のOCB-Iは部下のOCB-IとOCB-Oに正の影響を与えるが、その影響は仕事価値観の共有に部分的に媒介されるという関係が想定された。（なお、この調査データでは、上司のOCB-Oを把握する質問項目は含まれていなかったため、上司の行動についてはOCB-Iのみが扱われ、それが部下のOCB-IとOCB-Oに影響するかどうかを実証的に検討されている。）

まず、回答者（部下）のOCB-Iに該当するものとして、オリジナルの質問票のうち36項目の「自らリーダーシップをとる」「周囲から相談される」「職場の人間関係の不具合を良くしようと働きかける」「人を育てる」の4つを選んだ。また、回答者のOCB-Oに該当するものとしては、「自分の仕事に自分なりの目標をもつ」「自分の成長スピードを意識する」「成果を出すことを意識する」「自分なりに挑戦する」「いろいろ工夫する」の5つを選んでいる。次に上司のOCB-Iについては

⁸ ただし、紙幅の関係もあり、いずれの研究についても本研究で紹介されるのは概略に過ぎない。より細かな内容については、それぞれのオリジナルの論文にあたってください。なお、これらのオリジナルの研究においても、その研究が成蹊大学のアジア太平洋研究センターからの助成を受けて行われている点については記載している。



出所：上田（2017b）の図を一部修正

図1 仮説モデルの妥当性

8つの項目が選ばれている。具体的には、「自分を救ってくれる」「自分によく関わってくれる」「見守ってくれて、安心して仕事に挑戦できる」「働きやすくしてくれる」「困った時に相談にのってくれる」「気づいたらその場でアドバイス・指導してくれる」「自分の伸ばすべき強みを教えてくれる」「自分をやる気にさせてくれる」である。仕事価値観の共有については、その共有度が高まれば自分がスムーズに仕事や人生を送れると知覚する可能性がより高まるであろうという予想のもとに、アンケートのうち、「現在の自分（回答者自身）」の回答のうち、「自分は周囲の人々によく理解されていると感じる」「現実社会の中で自分らしい生活を送れる自信がある」「現実の社会の中で、自分らしい生き方ができると思う」「現実の社会の中で自分の可能性を十分に実現できると思う」の4項目を仕事価値観の共有を示す項目と考えた。

分析方法としては、まず、変数を構成する項目の妥当性を探索的因子分析（EFA）と確認的因子分析（CFA）で確認した。他の目的で集められたデータではあるが、各項目は予定通りの変数を構成すると考えられ、また、クロンバックの α はすべて0.7以上、AVEはすべて0.5以上、CRもすべて0.7以上であったことから、変数として妥当であるという結論を下し、前述の仮説関係をSEMで確認することにした。その結果が、図2である。

図2のパスはすべて5%で有意である。ここから分かるように上司のOCB-Iは部下のOCB-IとOCB-Oに正の影響を与えるが、その影響の一部は仕事価値観の共有に媒介されている。また、TLIとCFIの値も0.9を超えている。モデルとして妥当であるという結論を下しても大きな問題はないことを示しており、上記の仮説が支持されたことを示している。

2. 同じデータによる別モデルの妥当性比較

SEMは、論理的に仮定されたモデルの妥当性を確認することを目的とすべきで、モデルを探索することに使うべきではないという主張にもかかわらず、同じ変数の異なる関係を想定した別のモデルを考案し、モデルとしての妥当性を比較することはしばしば行われる。特に、今回の分析のように、仕事価値観の共有という新しい構成概念の影響の場合、代替的なモデルの可能性を検討することは誤りではないし、むしろ必要なことであると考ええる。そこで、別のアイデアとして、上司のOCB-Iと部下のOCB-Iのように、同種のOCB間の正の影響については（上司の行動を真似ることによって部下もOCBを行うという）直接的な影響があり、上司のOCB-I

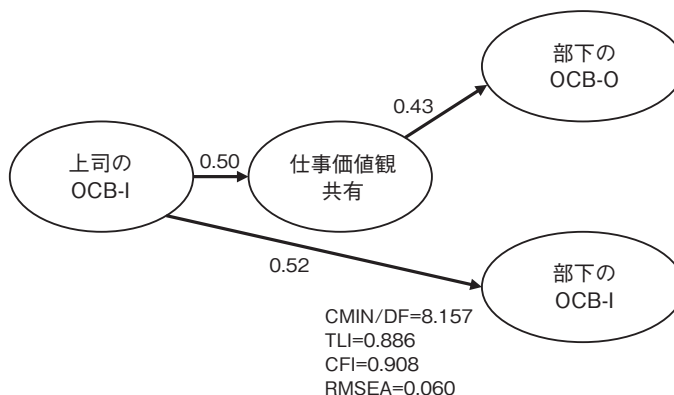


図2 代替モデルの妥当性

と部下のOCB-Oのように、異なるOCB間の正の影響については、その影響を仕事価値観の共有が媒介するという関係もあり得ると考えて図3のようなモデルも想定し、SEMで分析を行うことにした。図3には、分析結果も記されている。

図3に示されているように、このモデルの係数も5%水準で有意ではあるが、TLIとCFIの値は先の図2のモデルに比べて悪くなる。CFIは0.9を超えていることから、ただちにこのモデルが妥当ではないという結論は下せないが、このモデルより先の部分媒介モデルのほうが適切であることが明かである。したがって、上司と部下のOCBをつなぐ関係は、それが同種のOCBであっても、また異種のOCBであっても、等しく仕事価値観の共有が部分媒介することが明らかになった。

前述したような社会心理学の研究や若干のOCBの研究から、OCB（ないし援助）が別のOCB（ないし援助）を生み出すことについてはすでに明らかになっていたのであるが、本研究の重要な貢献は、これらの関係に作業価値観の共有が部分的に媒介するという点である。もちろん、この実証分析は、別の目的で集められたデータを二次使用して行われたものであるから、使われた項目がOCBや作業価値観の共有といった構成概念を適切に示すものなのかという点では問題がある。仕事価値観の共有の影響に関する研究をさらに進めるには、オリジナルなデータを収集することが特に必要になる。

3. オリジナルデータによる分析 (Ueda,2018)

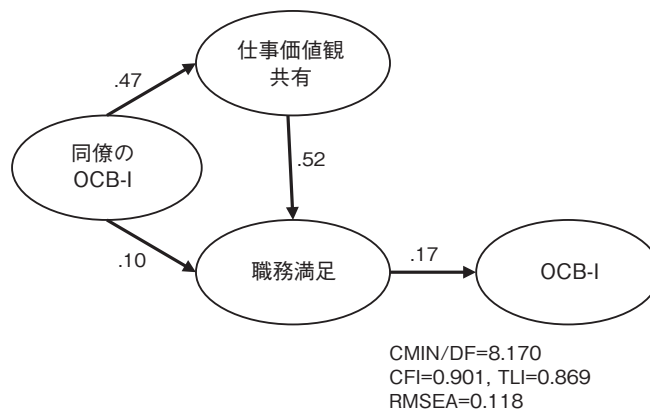
先の研究が別の目的で集められたデータの二次使用であったことから、著者は新たにオリジナルのデータを集めて分析を行っている。この研究は、(株)マクロミルの協力のもと同社に登録している回答候補者のうち、同僚と一緒に仕事をしている者のみに回答を依頼している。したがって、ひとりで仕事をしている人や無職の人は回答者に含まれていない。最終的な回答者は515名であった。

この研究では、同僚のOCBと回答者のOCBをつなぐ媒介的な要因として仕事価値観の共有と職務満足を考えている。すなわち、同僚のOCBが多いと職務満足が高まるが、その関係に対して仕事価値観の共有が部分的に媒介する。そして、職務満足は回答者自身のOCBを高めるというモデルである。

各変数については、いずれも5点尺度で、当該項目が当てはまる程度を尋ねるという一般的な方法がそのまま採用されている。まず、自分のOCB-Iの評価として「仕事や職場環境に慣れている同僚（新人など）がいれば助けるように努めている」「仕事で困っている同僚がいれば助けるように努めている」「同僚と協調して働き、かつコミュニケーションを深めるように努めている」の3項目、OCB-Oの評価としては「誰も見ていなくても会社の規則や決まりはしっかりと守るように努めている」「新しい挑戦的な仕事でも積極的に取り組むようにしている」「仕事の質をあげられるように自己啓発に努めている」の3項目を提示している（なお、このほかに日本独自のOCBとして職場の和を高める行動を考慮しているが、ここでは省略する）。また、同僚のOCB-IとOCB-Oについては、先の質問について自分を対象に考える代わりに、「多くの同僚」を対象に考えさせて答えさせている。

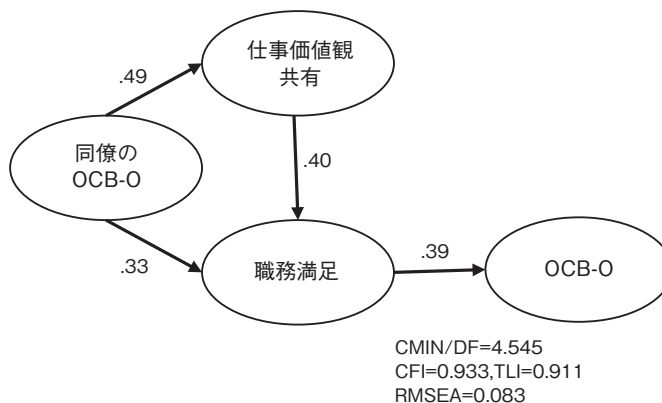
職務満足についても「自分と今の組織の価値観は似ていると思う」「今の組織で勤められることを誇りに感じる」「今の組織に勤め続けられるならば別の組織でより高給の仕事があっても拒否する」の3項目を提示している。最初の質問は仕事価値観を超えた一般的な価値観の一致度に関するもので、ここでは職務満足のひとつと考えている。仕事価値観の共有については「同僚たちと仲良くできるのは、自分と彼らの、仕事に関する考えや価値観が似ていることが大きい」「今の仕事を始めてから、自分と同僚たちの、仕事に関する考えや価値観はより一致するようになった」「自分が同僚たちのことを好きなのは、仕事に関する彼らの考えや価値観が自分と合うからである」の3項目を提示している。なお、この研究では、同僚のOCB-Iは回答者のOCB-Iを促進し、同僚のOCB-Oは回答者のOCB-Oを促進するという前提に立っているために、OCB-Iの影響に関するモデルとOCB-Oの影響に関するモデルは、それぞれ別に分析している。

事前にこれらの回答をCFAによって分析したところ、AVEはすべて0.5以上、CRもすべて0.7以上の結果が得られた。またクロンバックの α はすべて0.7以上であった。これらの値から変数として妥当であるという結論を下し、前述の仮説関係をSEMで確認することにした。その結果が、図4と図5である。まず、OCB-IとOCB-Oの両者においてすべての影響関係は5%水準で有意であり、また、その方向も仮説通りである。OCB-Iについては、TLIは0.9未満であるので極めて有効なモデルとは言い難いが、それでもCFIは0.9を超えていることから一応は同僚のOCB-Iが自



出所：Ueda（2018）を著者により翻訳

図3 OCB-Iに関するSEMの分析結果とその妥当性



出所：Ueda（2018）を著者により翻訳

図4 OCB-Oに関するSEMの分析結果とその妥当性

己のOCB-Iを高める関係が立証されていると考えることができる。OCB-Oについては、CFIもTLIも0.9を超えており、モデルとしてより妥当性の高いものとなっている。

職務満足がOCBに正に影響することはOCBに関する先駆的な研究からすでに明らかになっていることである。本研究の意義は、その職務満足に影響する要因として、同僚のOCBと仕事価値観の共有を考慮に入れることにより、OCB間の相互関係を明らかにしたことである。しかし、同僚のOCBの多寡がそのまま仕事価値観の共有に影響すると考えていいのかという点については代替的なアイデアもあり、さらなる検討が必要になるといえる。

4. OCBの影響に関する代替的なモデルの必要性

(1)や(3)の実証分析では予想通りの結果が得られたものの、これらの分析では、上司や同僚のOCBの程度がそのまま説明変数として考慮されている。しかし、上司や同僚のOCBの多さを知覚する時に、自分のOCBの程度が影響を与えることも考えられる。たとえば、上司や同僚が中程度（たとえば、5段階で3）のOCBを行っているとする。5段階で1（ほとんどOCBを行わない）の働き手から見れば、上司や同僚は自分に比べて多くのOCBを行っていると考えられるであろう。しかし、5段階で5のOCBを行う働き手からすれば、上司や同僚はあまりOCBを行わないと映ってしまう可能性もある。このように考えると、単なる上司や同僚のOCBではなく、たとえば、それらと回答者自身のOCBの差が説明変数として有効であるという仮説も想定できると思われる。

もう1つのアイデアは、上司や同僚のOCBや、そのOCBと自分のOCBの差ではなく、両者の一致度が仕事価値観を共有させるという考えもある。たとえば、古賀（2018）は、OCBが文脈依存的なものであると主張し、OCBは多ければ多いほど望ましいわけではなく、それぞれの組織に合う程度のOCBがあるのではないかと考える。そうであれば、同僚間のOCB間の一致があるほうが望ましく、また、共通の仕事価値観を喚起させやすいという考えも大いに成り立つかもしれない。

これらの上司や同僚のOCBの知覚に関する代替的なモデルを分析するには、たとえば、自分のOCBとの差をとったり、あるいはそれをさらに二乗したりして新しい変数を作ることに対応できるかもしれない。しかし、安易な変数化を行う以前に、働き手が他者のOCBをどのように

知覚するかという理論的な議論をしっかりと行わないと、単なる有意な結果を求める統計計算の遊びになるだけで終わってしまうことも事実であろう。

V 今後の研究課題

本研究は、OCB研究の中でも、極めて重要でありながら、これまで研究者の注目を浴びることが相対的に少なかったOCBの組織的な影響に関して理論的及び実証的な検討を進めるための端緒となることを意図している。本研究で示されたように、OCBの影響に関する研究は、OCBを行う当事者に対する正負の個人的な影響のほかには、組織内の各人のOCBを集計した変数と組織成果を結び付けて組織的な影響を分析するものが主要なものであった。しかし、前者はその影響が個人にとどまる限りは組織研究の視点からは十分なものではないし、後者はOCBと組織成果の結び付けが単純であり、OCBがどのように組織の有効性にかかわっていくのかというもっとも重要な問題がいわばブラックボックス化されているという問題を残している。

これに対して、本研究は個々のOCBが仕事価値観の共有を可能にして、組織内の他者のOCBを促していくというプロセスに着目している。仕事価値観が共有されることによって、組織内の働き手同士は、明示的なコミュニケーションや事前の約束を交わすという肉体的あるいは精神的な負担を伴うことなく、相手の働き方に対する明確な期待を形成することができ、その期待のもとで自己の業務をスムーズに行うことが可能になる。このようにして組織内の各成員がスムーズかつ効率的に機能することで、組織全体の業務がスムーズに行われ、組織の生産性や有効性は高まるというのが、本研究の結論である。

このような研究枠組でOCBの役割をさらに考え、またそれについて実証的に解明することは今後も必要であることであるが、最後に今後の研究を進める上でのいくつかの留意点について触れておくことが望ましいと思われる。まず、これは言うまでもないことであるが、本研究で注目したOCBが仕事価値観に及ぼす影響は、OCBの影響すべてではないという点には注意すべきである。OCBの影響を考える場合には、その行動が直接的な効果を持つことを前提に、すべての効果が直接的なものではなく、間接的な効果も検討すべきであるという姿勢で考察をすることが重要であると思われる。たとえば、組織の働き手の全員が「時間通りに仕事を始める」というOCBを行っていれば、時間通りに会議は行われ、時間通りに製品を共同で生産できる。このような時間通りに組織内の業務が行われることによって会議の意思決定が迅速になされたり、たくさんの製品を生産できたりするようになれば、それはOCBの直接的な効果である。もともとOCBの尺度を構成する行動は、このような直接的な効果を考えやすいものばかりである。しかし、著者の主張は、OCBの効果はそれにとどまらないというところにある。OCBが豊富に行われる組織では、仕事価値観が広く共有化され、言葉を交わさずともお互いがお互いのことを分かっている。そうした「阿吽の呼吸」が成り立つ雰囲気を組織内に醸成させることで、組織の生産性や有効性に間接的に寄与するというのが、著者が本研究でもっとも主張したいことである。もちろん、間接的に寄与する点を解明するにしても、本研究のように仕事価値観の共有とそれによる働き手の安心感や同僚との相互調整の容易さに目を向けるのは1つの視点であり、その議論が、OCBが組織にもたらす間接的な影響のすべてを語っていることにはならないであろう。他の効果も考えられて然るべきであり、その点では、研究者の視点を直接的な効果だけではなく、間接的な効果にも拡大することこそが、本研究の真の貢献であると考えていいかもしれない。

さて、OCBが仕事価値観の共有化に果たす役割に焦点を当てる実証研究を行う場合には、2つの点に特に注意を払うことが必要であると思われる。第1は、働き手ですら明確に知覚できない仕事価値観の共有をどのような尺度で測定するかという問題である。本研究で最初に紹介された研究では、仕事価値観の共有そのものではなく、その共有の結果として期待できる安心感や働きやすさのほうを尺度にしている。しかし、これは便宜的な手段に過ぎないともいえる。

第2は、本研究のようにOCBが相互作用を行いながら、組織内で増加していく過程に注目する場合、一時点でのデータ収集ではその過程を正確に把握できないという問題がある。ある一時点の行動が明確に次の時点の別の行動に影響すると仮定できるのであれば、その二時点で行動に関するデータを収集すれば足りるのであるが、ここで状況をさらに難しくさせているのは、OCBという行動の性格である。第3節では、あたかも1つの援助や掃除行動が別のOCBをすぐに喚起するようなシナリオでOCBの相互作用について説明されているが、これは説明の都合上として単純に描いたものである。実際の組織では、些細な行動である1つ1つのOCBは、他の働き手の些細な意識に少しだけ影響するに過ぎない。このような些細な行動が与える些細な意識から、やはり些細な行動が生まれるという実際の組織の実態は、通常の方法ではなかなかデータ収集が難しいと予想される。このようにデータでは把握できない現象については、ケーススタディのような別の方法を採用するほうが望ましいかもしれない。

このように実証研究上の難しさがあるとしても、第2節でも論じたように、OCBの影響に関する研究は、OCB研究が組織研究の一環として行うべき価値があるかどうかを決定する重要な役割を負っている。これまでは、OCB研究者は、むしろOCBの先行要因ばかりに目を向けてきたように思われる。実際のところ、OCBは人間行動であり、人間行動に影響する要因は見つけやすいし、有意な結果を得やすい。しかし、たとえ、ある先行要因の影響に関して有意な結果が得られても、それが組織研究の一環として行われるべきOCB研究の発展に果たして大きな貢献をなし得るのかといえば、かなり疑問のある研究も少なくないかもしれない。安易に先行要因を見つけることに走るよりも、OCBはどのように組織に貢献するのかというより重要な問題意識から議論を行い、あるいは実証研究を行うことが、現在のOCB研究には求められていると考えられる。

参考文献

- Bateman, T. S. & Organ, D. W. 1983. "Job satisfaction and the good soldier: The relationship between affect and employee "citizenship"," *Academy of Management Journal*, Vol.26: 587-595.
- Bergeron, D. M. 2007. "The potential paradox of organizational citizenship behavior: Good citizens at what cost?" *Academy of Management Review*, Vol.32, No.4:1078-1095.
- Bergeron, D. M., Ostroff, C., Schroeder, T., and Block, C. 2014. "The dual effects of organizational citizenship behavior: Relationships to research productivity and career outcomes in academe," *Human Performance*, Vol.27, No.2: 99-128.
- Bolino, M. C. Turney, W. H., Gilstrap, J. B., & Suazo, M. M. 2010. "Citizenship under pressure: What's a "good soldier" to do?" *Journal of Organizational Behavior*, Vol.31, No.6: 835-855.
- Borman, W. C., and Motowidlo, S. J. 1997. "Task performance and contextual performance: The meaning for personnel selection research," *Human Performance*, Vol.10, No.2: 99-109.

- Brief, A. P., and Motowidlo, S. J. 1986. "Prosocial organizational behavior," *Academy of Management Journal*, Vol.11, No.4: 189-208.
- Farh, J. L., Earley, P. C., and Lin, S. C. 1997. "Impetus for action: A cultural analysis of justice and organizational citizenship behavior in Chinese society," *Administrative Science Quarterly*, Vol.42, No.3: 421-444.
- Field, D. K. 2002. *Taking the Measure of Work*, Sage.
- Hall, E. T. 1976. *Beyond Culture*, Anchor.
- Klein, K.J., Dansereau, F., and Hall, R. J. 1994. "Levels issues in theory development, data collection and analysis," *Academy of Management Review*, Vol.19, No.2:195-229.
- Lam, S. S. K., Hui, C., and Low, K. S. 1999. "Organizational citizenship behavior: Comparing perspectives of supervisors and subordinates across four international samples," *Journal of Applied Psychology*, Vol.84, No.4: 594-601.
- MacKenzie, S. B., Podsakoff, P. M., and Fetter, R. 1991. "Organizational citizenship behavior and objective productivity as determinants of managerial evaluations of salespersons' performance," *Organizational Behavior and Human Decision Processes*, Vol.50, No.1: 1-28.
- MacKenzie, S. B., Podsakoff, P. M., and Fetter, R. 1993. "The impact of organizational citizenship behavior on evaluation of salesperson performance," *Journal of Marketing*, Vol.57, No.1: 70-80.
- Morrison, E. W. 1994. "Role definitions and organizational citizenship behavior: The importance of employees' perspective," *Academy of Management Journal*, Vol.37, No.6: 1543-1567.
- Mossholder, K. W. and Bedeian, A. G. (1983). "Cross-level inference and organizational research: Perspectives on interpretation and application," *Academy of Management Review*, Vol.8, No.4: 547-558.
- Organ, D. W. 1977. "A reappraisal and reinterpretation of the satisfaction-cause-performance hypothesis," *Academy of Management Review*, 2: 46-53.
- Organ, D. W. 1988. *Organizational Citizenship Behavior: The Good Soldier Syndrome*, Lexington Books.
- Organ, D. W., Podsakoff, P. M., and MacKenzie, S. B. 2006. *Organizational Citizenship Behavior: Its Nature, Antecedents, and Consequences*, Sage.
- Organ, D. W., and Ryan, K. 1995. "A meta-analytic review of attitudinal and dispositional prediction in estimating organizational citizenship behavior," *Personnel Psychology*, Vol.48, No.4: 775-802.
- Organ, D. W. 1997. "Organizational citizenship behavior: It's construct clean-up time" *Human Performance*, Vol.10, No.2: 85-97.
- Podsakoff, P. M., Ahearne, M., and MacKenzie, S. B. 1997. "Organizational citizenship behavior and the quantity and quality of work group performance," *Journal of Applied Psychology*, Vol.82, No.2: 262-270.
- Podsakoff, P. M. and MacKenzie, S. B., 1994. "Organizational citizenship behaviors and sales unit effectiveness," *Journal of Marketing Research*, Vol.31, No.3:351-363.
- Podsakoff, P. M., & Organ, D. W. 1986. "Self reports in organizational research: Problem and prospects," *Journal of Management*, Vol.12, No.4: 531-544.
- Rousseau, D. M. 1985. "Issues of level in organizational research: Multi-level and cross-level perspectives," in Cummings, L. L. and Staw, B. M., *Research in Organizational Behavior*,

Vol.7: 1-37, JAI Press.

Smith, C. A., Organ, D. W., and Near, J. P. 1983. "Organizational citizenship behavior: Its nature and antecedents," *Journal of Applied Psychology*, Vol.68: 653-663.

上田泰 2004年「組織市民行動研究の系譜」『成蹊大学経済学部論集』第34巻第3号:1-87.

上田泰・義村敦子・浅沼雅行 2009年「従来のOCB次元の特徴と問題点:日本型OCB次元の確立に向けて(1)」『成蹊大学経済学部論集』第40巻第1号:73-100.

Ueda, Y. 2009. "Particularity of the Japanese Organizational Citizenship Behavior (OCB) Construct and Antecedent Factors: From the Review of East Asian OCB Studies," *The Journal of the Faculty of Economics, Seikei University*, Vol.40, No.2: 43-66.

Ueda, Y. 2010. "Recent Trends of Research on Contextual Performance: How Differently Has It Been Treated from Organizational Citizenship Behavior?" *The Journal of the Faculty of Economics, Seikei University*, Vol.41, No.1: 103-122.

Ueda, Y. 2016. "Recent trends in organizational citizenship behavior research: 2010-2015," *The Journal of the Faculty of Economics, Seikei University*, Vol.47, No.1: 9-41.

上田泰 2017(a)年「組織市民行動の組織的影響についての新しい視点」『日本情報経営学会第75回全国大会予稿集』41-44.

上田泰 2017(b)年「上司の支援が部下の組織市民行動に及ぼす影響」『日本情報経営学会第75回全国大会予稿集』89-92.

Ueda, Y. 2018 "Interactive relationship between OCB in the organization," Mimeo.

Williams, L.J. and Anderson, S. E. (1991) "Job satisfaction and organizational commitment as predictors of organizational citizenship and in-role behaviors," *Journal of Management*, Vol.17, No.3: 601-617.

水資源の高度利用に資する気液境界放電シミュレーション

Air-water-interface Discharge Simulations for Advanced Water Resource Utilization

村上 朝之*
Tomoyuki Murakami

Abstract

Air-water-interface discharge formation is associated with a vapor layer on the electrode surface. Understanding the water vapor plasma is crucial for their potential applications in advanced water resource utilization. This paper examines numerically the discharge dynamics and reacting chemistry of the gas-phase H_2O plasmas using a time-dependent one-dimensional numerical simulation. The temporal- and spatial-evolutions of species concentrations activated by a pulsed dc voltage application (millisecond-scale duration) in a thin water vapor layer of three hundred μm are described. During a lower-density plasma is ignited, localized and shrunk in sub-microseconds, a broad range of neutral and ionic species are produced. In particular, ground-state atomic oxygen $\text{O}(3\text{P})$, atomic hydrogen $\text{H}(1\text{s})$, ground-state molecular oxygen $\text{O}_2(\text{X})$, molecular hydrogen $\text{H}_2(\text{X})$, hydroxyl radical $\text{OH}(\text{X})$ and cluster ions, for example $\text{H}_{15}\text{O}_7^+$ and $\text{H}_{15}\text{O}_7^-$. After the pulse termination, all excited and charged species immediately disappear, whereas the densities of hydrogen peroxide H_2O_2 , hydroperoxyl HO_2 , ozone O_3 and molecular singlet delta oxygen metastable $\text{O}_2(\text{a}^1\text{D})$ are even enhanced for sub-second time-scale.

I. はじめに

今日、基本的な人間活動のみならず、あらゆる産業活動に際して、水資源を確保・有効利用し、将来に向けた高度利用を図ることは極めて重要であり、成長著しいアジア太平洋地域においても喫緊の課題のひとつである。本研究では、電気工学（放電工学）と水の関わりに注目する。人類が近代的な意味での電気を理解し始めた18世紀頃から、両者は深く関係してきており、19世紀には英国科学者マイケル・ファラデーらによって水の電気分解現象が理解され、電気化学の基礎が築かれている。水中に電極を浸し電位差を設けた場合に水素と酸素が生じる化学反応は、私たちもよく知るところである。

放電工学の分野では、電氣的に中性な原子や分子の一部が正あるいは負イオン（荷電粒子）へと高度に電離した状態をプラズマと呼ぶ。特に、室温環境にあるにも関わらず高い電子エネ

* 成蹊大学理工学部 Faculty of Science and Technology, Seikei University
E-mail: tomo-murakami@st.seikei.ac.jp

ルギーと粒子活性度を実現できる低温プラズマは、大気中のみならず液体中でも生成でき、その特異な物理的・化学的特性が注目されている。低温プラズマを用いた水中放電現象と有機的分子/組織との相互作用は注目に値する現象であり、これを応用することで水質の改善・排水の浄化や消毒・農作物の育成促進などに画期的な効果がみられている。ここでは、例えば、以下のような化学種が生成されていると考えられている。OH（ヒドロキシルラジカル）：活性酸素分子の一種。反応性・酸化力が強い。 H_2O_2 （過酸化水素）：活性酸素分子の一種。酸化還元剤、殺菌漂白剤として利用される。ところが、「膨大な種類の活性化学種が、どこで、どのように生じるのか」「微視的な粒子種の挙動と、巨視的な空気・水の相変化には、どのような関係があるのか」などの詳細は未だよく理解されていない。

本研究では、米国コネティカット州のウェスリアン大学 物理学部・英国北アイルランドのクイーンズ大学ベルファスト プラズマ物理学センターの実験研究に用いられる水中プラズマ放電装置を対象として、詳細な水蒸気プラズマのモデル化を行い、時間依存一次元数値計算シミュレーションを行う。特に、気相液相境界に位置するプラズマの非定常挙動および定常挙動、活性酸素種反応の詳細を明らかにすることを目的とする。

II. モデリング

1. 液中プラズマ放電実験装置

図1(a)にシミュレーション対象とする水中プラズマ放電装置概略図を示す(Schaper, 2011)。ガラス容器（底面60mm×40mm）に対し液面高さは50mm程度である。棒状の陰極電極（タングステン製ロッド・外径0.5mm・先端部0.5mm程度を残して石英で包む）を液中に挿入し、プレート状の接地電極（チタン製）をガラス容器底面に設置する。電極ロッドの先端(Tip)を15mm程度深さまで液に挿入する。電極ロッドに負のパルス直流電圧を印加する（最大500V程度、パルス幅10ms程度）。図1(b)に電極ロッド先端部分の概念図を示す。従来の実験的研究より、放電時には先端部が極めて薄い水蒸気の膜に覆われることが示されている(Schaper, 2011)。すなわち気体・液体の相遷移挙動としては比較的安定な膜沸騰状態にあると考えられる。本研究においては、この知見を拠り所として「電極－水蒸気－水」にわたるシミュレーションを行う。図1(c)は、高速度カメラにより撮影した放電構造のスナップショットを示す。同図からわかるように、放電は局所的に生成される可能性がある。

2. 支配方程式

図2に電極表面から水蒸気膜（気相）を経て周囲の水（液相）へと至る一次元空間モデルの概略図を示す。負電位にバイアスされた電極ロッド表面(0 mm)と水を隔てた仮想的な接地電極(1.3 mm)間を電氣的境界条件とする。また電極ロッド表面と水表面の間の水蒸気膜（幅300 μm ）をプラズマ放電領域とする。流れを考慮しない液相の水および気相の水（水蒸気）は不純物を含まず圧力一定（0.1MPa）・温度一定（100℃）と仮定する。また両者の相変化を考慮しない。定式化には流体近似を用い、電子系ドリフト拡散モデルと詳細化学反応モデルを組み合わせる。電極間電位差および水蒸気プラズマ表面反応を境界条件として、下記の電子系の質量保存式、運動量保存式、エネルギー保存式、および重粒子系質量保存式をポアソン方程式と連立させて解く（状態方程式が成り立つと仮定）(Murakami, 2013a, 2013b, 2014)。

$$\begin{aligned}\frac{\partial n_e}{\partial t} &= \nabla \cdot [(\mu_e \cdot E)n_e + D_e \cdot \nabla n_e] + R_e \\ \frac{\partial (n_e u_e)}{\partial t} &= -\nabla \cdot n_e u_e u_e - \frac{1}{m_e} \nabla \cdot p_e + e n_e E - n_e u_e \cdot \nabla \phi \\ \frac{\partial n_{\varepsilon}}{\partial t} &= \nabla \cdot [(\mu_{\varepsilon} \cdot E)n_{\varepsilon} + D_{\varepsilon} \cdot \nabla n_{\varepsilon}] - E \cdot \Gamma_{\varepsilon} + R_{\varepsilon} \\ \rho \frac{\partial w_k}{\partial t} &= -\rho(u \cdot \nabla)w_k + \nabla \cdot \rho w_k V_k + R_k \\ E &= -\nabla \phi \\ \nabla \cdot (\varepsilon_r \varepsilon_0 E) &= \rho_{\phi}\end{aligned}$$

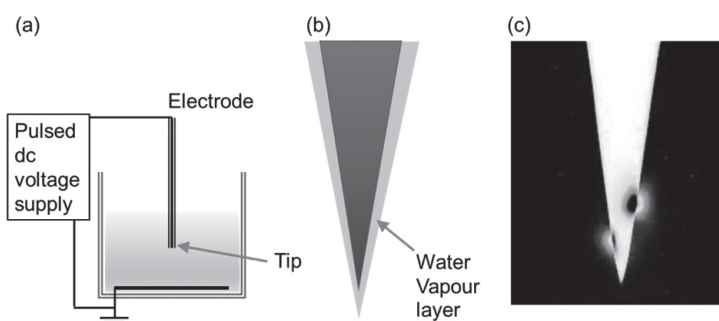


図1 (a) プラズマ放電装置概略図、(b)電極先端部概略図、(c)放電構造のスナップショット

表1 シミュレーションにおいて考慮に入れる粒子種

Species	Ground state	Excited state
Water	H ₂ O (X)	H ₂ O*, H ₂ Ovib (0,1,0), H ₂ Ovib (1,0,1), H ₂ Orot (1-3)
Hydrogen	H (1s), H ₂ (X)	H (2p), H (3s), H (4s), H ₂ vib (1-3), H ₂ rot (1-3)
Oxygen	O (3P), O ₂ (X), O ₃	O (3p 3P), O (3p 5P), O (3s 3S0), O (3s 5S0), O (1D), O (1S), O ₂ (a1D), O ₂ (b1S), O ₂ vib (1-4), O ₂ rot (1-4)
Hydro-Oxygen	OH (X), HO ₂ , H ₂ O ₂	OH (A)
	Primaries	Clusters
Positive ions	H ₂ O ⁺ , H ⁺ , H ₂ ⁺ , H ₃ ⁺ , O ⁺ , O ₂ ⁺ , OH ⁺	H ₃ O ⁺ , H ₂ O ₃ ⁺ , H ₄ O ₂ ⁺ , H ₅ O ₂ ⁺ , H ₆ O ₃ ⁺ , H ₇ O ₃ ⁺ , H ₉ O ₄ ⁺ , H ₁₁ O ₅ ⁺ , H ₁₃ O ₆ ⁺ , H ₁₅ O ₇ ⁺
Negative ions	H ⁻ , O ⁻ , O ₂ ⁻ , OH ⁻	H ₂ O ₂ ⁻ , H ₂ O ₃ ⁻ , H ₃ O ₂ ⁻ , H ₄ O ₄ ⁻ , H ₅ O ₃ ⁻ , H ₆ O ₅ ⁻ , H ₇ O ₄ ⁻ , H ₉ O ₅ ⁻ , H ₁₁ O ₆ ⁻ , H ₁₃ O ₇ ⁻ , H ₁₅ O ₈ ⁻
Electrons	Electrons	

3. プラズマ化学反応

表1にシミュレーションにおいて考慮に入れる粒子種を示す。H₂O分子（基底状態）に対し、1つの電子励起状態(*)、2つの振動励起状態(vib)、3つの回転励起状態(rot)を考慮する。水素原子H(1s)に対し3つの電子励起状態を、水素分子H₂(X)に対し各3つの振動・回転励起状態を考慮する。酸素原子O(3P)には6つの電子励起状態、酸素分子O₂(X)には2つの電子励起状態および各4つの振動・回転励起状態を考慮する。OH(X)分子に対しては1つの電子励起状態を考慮する。また、オゾンO₃分子、HO₂分子およびH₂O₂分子を考慮に入れる。また、クラスターイオンを含

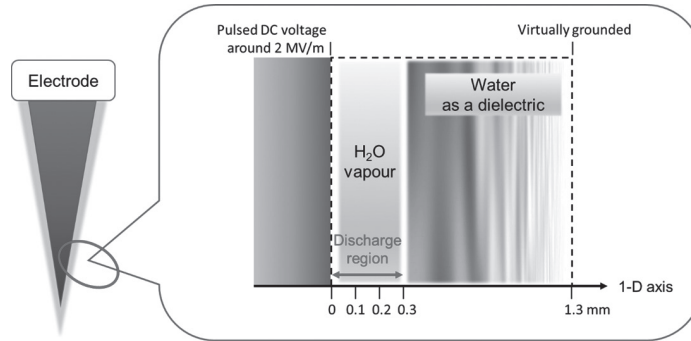


図2 計算領域

む多くの荷電粒子を考慮に入れる。これらについて800化学反応を連立させた常微分方程式を解くことにより、粒子密度を得る (Murakami, 2013a, 2013b, 2014)。

III. 結果と考察

1. 荷電粒子の時空間分布

図3に計算開始より5 μ s後に得られた電子エネルギー、電子密度、負イオンクラスター密度、正イオンクラスター密度の時間（縦軸範囲5 μ s）空間（横軸範囲0.3mm）分布を示す。

電子エネルギーは電圧印加開始 ($t=0$ s) より急峻に3.5eV程度まで上昇する。約2 μ s経過後、電子エネルギーは電極側(0mm)で4eV程度、水側(0.3mm)で2.5eV程度の分布を持つ。このとき電子密度が急峻に上昇し、放電開始(ブレイクダウン)に至る。これらのことから、水側での電離に費やされるエネルギー損失が一時的に大きくなったことがわかる。急激に上昇した電子密度に起因して、重粒子への電子衝突反応が頻繁になる。このため、電離が促進され正イオンが生成される。初期には H_2O^+ 、 OH^+ 、 H^+ 等のプライマリ（1次）イオンが生成されるものの速やかに H^+ (あるいは H_3O^+)、 OH^+ イオンをコアとして H_2O 分子が凝集する。これらは、クラスターイオンと呼ばれ、価数は1価に留まるものの質量が大きく移動度は比較的小さい特徴をもつ。一方、酸素を含む分子は電子親和力強く、電子付着が生じ、負イオンの状態をとりやすい。本計算においても特に OH^- をコアとして H_2O が6分子程度以上凝集した負クラスターイオンが多く生成された。また、これらの正クラスターイオンは負にバイアスされた電極側に、負クラスターイオンは正に帯電した水側に引き寄せられる傾向が示された。

荷電粒子密度の増減は急峻であり、電子および正負イオンの密度が著しく状況は、数 μ s間のみ維持される。このように放電が途切れる現象は、直流電圧を印加した場合の誘電体バリア放電によくみられる。本計算で媒質として対象とした不純物を含まない H_2O は、極めて電気伝導度が低い (pH7仮定に戻った理論限界値)。一方、その誘電率は80を仮定している。すなわち、直流電圧の印加とともに電気を通さない誘電体表面に電荷が蓄積し、放電を収縮させたと考えられる。

Contour maps (5 μ s calculation) : the most pronounced charged species

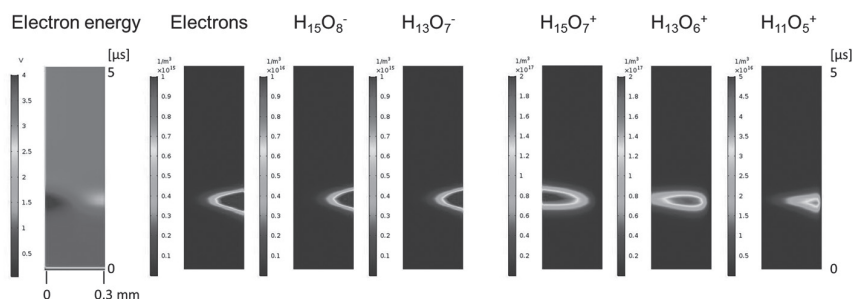


図3 電子エネルギー、電子密度、正負イオンクラスター密度の時空間分布

2. 中性粒子の挙動

図4に放電電極に印加した負電圧、放電領域中心において得られた電子エネルギー、電子および中性粒子密度の経時変化を示す。同図より水素分子 $H_2(X)$ 、酸素分子 $O_2(X)$ 、ヒドロキシラジカル $OH(X)$ の密度は電子エネルギーとともに極めて速い段階 ($t = \text{数 ns}$ 程度) より上昇し始めることがわかる。これらのプライマリ粒子密度はブレイクダウン時 ($t = 1 \mu\text{s}$ 程度) にはほぼ定常に達しており、それらの密度は高く 10^{18} から 10^{20} m^{-3} 程度である。一方より複雑な構造を持つセカンダリ (2次) 粒子、 HO_2 、 H_2O_2 、 $O_2(a1D)$ 、 O_3 はブレイクダウン現象とともにその密度が上昇する。特に H_2O_2 、 HO_2 の密度は高く、これらの上昇に伴い OH 密度は低下する (0.1 ms 以降は HO_2 も減少に転じる)。また、オゾン O_3 、一重項酸素 $O_2(a1D)$ 密度は低い値にとどまることがわかる。

これらの中性粒子密度は、数 μs 間継続する放電の終了後、さらには 1 ms の電圧印加終了後も比較的高く維持され続ける。この結果は、極めて短時間の放電であっても、これが化学反応の引き金となり、プライマリ粒子である $H_2(X)$ 、 $O_2(X)$ 分子のみならず、活性酸素種である H_2O_2 を大量に生成可能であることを示す。

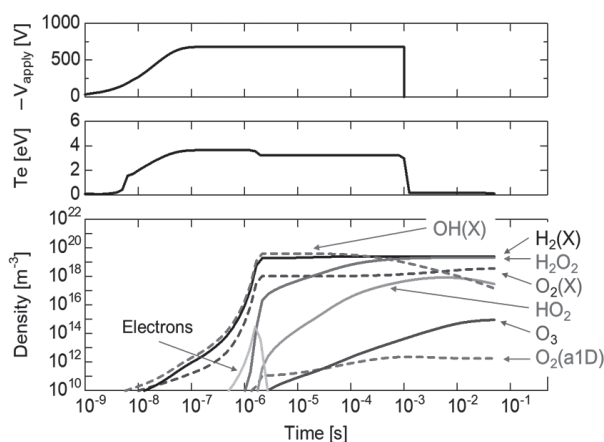
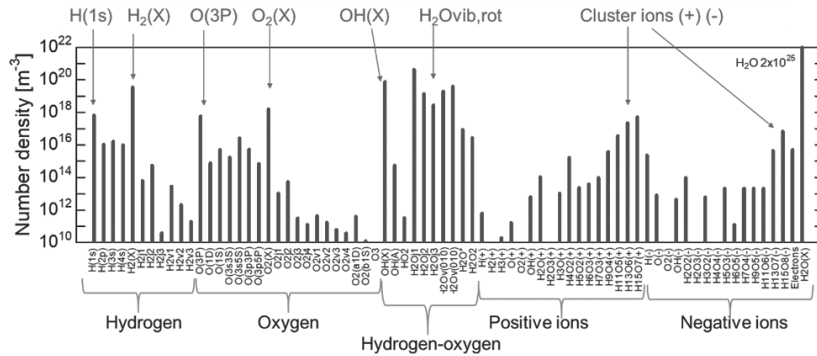
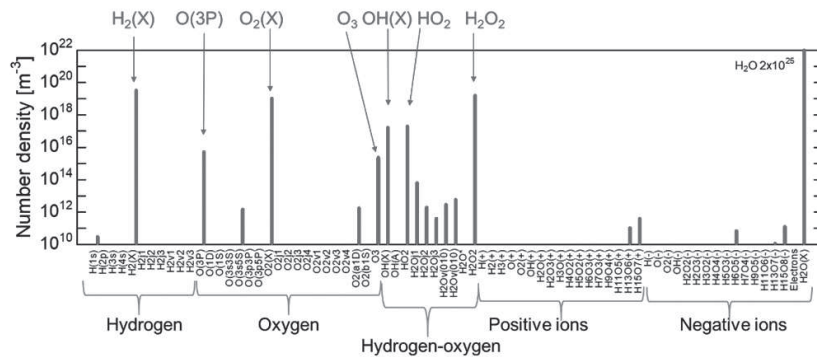


図4 電子エネルギー、電子密度、中性粒子密度の経時変化

図5 ブレイクダウン時($t=2\mu\text{s}$)における粒子密度の分布図6 準定常状態($t=0.1\text{s}$)における粒子密度の分布

3. ブレイクダウン時および準定常時の粒子密度分布

図5にブレイクダウン時($t=2\mu\text{s}$)の、図6に準定常状態($t=0.1\text{s}$)の粒子密度分布を示す。図5より、基底状態にある水素原子 $\text{H}(1\text{s})$ 、水素分子 $\text{H}_2(\text{X})$ 、酸素原子 $\text{O}(3\text{P})$ 、酸素分子 $\text{O}_2(\text{X})$ 、 $\text{OH}(\text{X})$ ラジカルとともに、水分子の振動励起状態および回転励起状態 $\text{H}_2\text{Ovib, rot}$ および正負クラスターイオン密度が高いことがわかる。

一方、図6からは、放電終了後長時間にわたり、 $\text{H}_2(\text{X})$ 、 $\text{O}(3\text{P})$ 、 $\text{O}_2(\text{X})$ 、 $\text{OH}(\text{X})$ に加えオゾン O_3 、超酸化水素 HO_2 、過酸化水素 H_2O_2 が多く生成されることがわかる。また、励起種およびイオン種の密度が極めて低い状態にあることがわかる。

IV. まとめ

本研究では、水資源の高度利用を念頭におき、気相(水蒸気)―液相(水)の境界領域における極めて詳細なプラズマ物理化学1次元時間依存数値シミュレーションを行い、以下の結論を得た。

- 放電ブレイクダウンは μs スケールの現象であり、ここでは基底状態にある水素原子 $\text{H}(1\text{s})$ 、水素分子 $\text{H}_2(\text{X})$ 、酸素原子 $\text{O}(3\text{P})$ 、酸素分子 $\text{O}_2(\text{X})$ 、およびヒドロキシルラジカル分子 OH

(X)、振動・回転励起水分子 $\text{H}_2\text{O}^{\text{vib}}$, $\text{H}_2\text{O}^{\text{rot}}$ 、正負クラスターイオンが豊富に生成される。本モデルのように電気伝導性の低い水を媒質とした場合、これらのうち励起状態粒子および荷電粒子は極めて短寿命であり、放電終了後速やかに消失する。

- 上述のブレイクダウン現象に続く準定常状態は、ミリ秒程度以上維持される現象である。ここでは長寿命活性酸素種である過酸化水素分子 H_2O_2 が最も高密度に生成される。このことは、極めて短時間の放電（水媒体へのエネルギー投入）によっても高密度の活性種が生成可能であることを示す。

参考文献

- Schaper L. et al. 2011 “Vapour layer formation by electrical discharges through electrically conducting liquids—modelling and experiment” *Plasma Sources Sci. Technol.* (20) 034003
- Murakami, T. et al. 2013b “Chemical kinetics and reactive species in atmospheric pressure helium-oxygen plasmas with humid-air impurities” *Plasma Sources Sci. Technol.* (22) 015003
- 2013b “Interacting kinetics of neutral and ionic species in an atmospheric-pressure helium-oxygen plasma with humid air impurities” *Plasma Sources Sci. Technol.* (22) 045010
- 2014 “Afterglow chemistry of atmospheric-pressure helium-oxygen plasmas with humid air impurity” *Plasma Sources Sci. Technol.* (23) 025005

八王子市におけるサポートネットワークと暮らしの安心の基礎的分析
——2017年「第2回暮らしの安全と安心に関する市民意識調査」より——

Distribution of Social Support Networks and Sense of Security
in Hachioji, Tokyo, 2017

内藤 準*
Jun Naito

Abstract

In recent years, Japanese society has repeatedly experienced serious deprivations caused by natural disasters or socioeconomic inequalities. This has made people realize the importance of social support networks as a form of safety net in their lives. The purpose of this paper is to describe the determinants of people's sense of security and the distribution of social support networks as well as to examine the relationship between social support networks and people's sense of security in Hachioji city, Tokyo in 2017. In order to achieve this, a randomized sample survey was carried out in Hachioji city (Security and Support Network Survey 2017, SSNS2017). Statistical analyses using the data from SSNS2017 ($N = 1608$) led to the following results. First, being female, younger in age, employed, and having a higher household income were found to be positively associated with a greater size and diversity of social support networks. Second, social support networks, being male, and having a higher household income were found to improve people's sense of security in various areas of their daily life. Finally, the majority of these findings were similar to those found in the SSNS2013 ($N = 1163$). These results suggest that while social support networks can work as effective safety nets to protect people against poverty or social exclusion, disadvantaged people who tend to have less ties with supportive others may therefore not benefit from these protective buffers.

* 成蹊大学文学部 Faculty of Humanities, Seikei University
E-mail: junknife@fh.seikei.ac.jp

〔謝辞〕2017年「第2回暮らしの安全と安心に関する市民意識調査」の実施にあたっては、大勢の八王子市民の皆さまにご協力いただきました。調査の意義をご理解いただき、貴重なお時間を割いてご回答くださったことに、心から感謝申し上げます。なお、この調査データを用いた研究は引き続きおこなわれます。研究成果は公表され次第、成蹊大学ウェブサイト教員紹介ページ（文学部 内藤準）に追加される予定です。

本研究はJSPS科研費JP26780276の助成をうけた研究成果の一部です。また、成蹊大学アジア太平洋研究センター2017年度パイロット研究の成果の一部です。

I はじめに

近年、地震や津波や台風などの自然災害、厳しい不況、格差と貧困の拡大など、人びとの暮らしの安全と安心をおびやかす出来事が、日本でもしばしば経験されてきた。1995年の阪神淡路大震災以降でも、新潟県中越地震・中越沖地震、東日本大震災と津波、原発事故、熊本地震などを経て、大規模災害による生活困窮が広く報道されており、2018年にも度重なる地震や台風の被害が発生している。経済的な面でも、1990年代半ば以降の急速な非正規雇用の拡大、不況と就職時期による境遇の格差などが経験されるなかで、不平等や社会的貧困の存在があらためて認識されるようになってきた（内藤, 2018b）。それら生活上の困難に対する行政の適切な施策や、市民自身による備えのあり方を検討するための、学術的な調査研究が必要となっている。

そこで筆者は、東京都の中核市である八王子市を対象とし、災害、健康、孤立、失業、貧困といった生活上の不安やリスクの社会的分布、そしてその規定要因について明らかにすることを目的に調査をおこなってきた（2013年、2017年）。これらの調査は、とくに人びとが他者との間にもつ支援のネットワーク（社会的サポートネットワーク）に注目し、サポートネットワークの形成メカニズムと、他者からのサポートを人びとが実際に利用可能になる条件、そうしたネットワークと人びとの厚生や福祉との関連を明らかにすることを目指している。また、暮らしのリスクや不安への人びとの対処の仕方を明らかにし、施策について検討するため、政策選好や政治的効力感などの政治意識、投票行動などの政治参加も調査項目とした。

本稿は、2017年におこなった「第2回暮らしの安全と安心に関する市民意識調査」（以後、2017年調査と呼ぶ）のデータをもとに、とくに生活上の不安とサポートネットワークにかかわる調査項目について、基礎的な分析と検討をおこなうことを目的とする。II節では、2017年調査に関する基本的な情報を示す。III節では、主要な調査項目について説明する。IV節では、性別、年齢、収入等の基本属性について、今回のサンプルの分布を確認する。V節からVIII節では、人びとの暮らしの不安のあり方や、サポートネットワークの有無等について、基本属性との関連を中心に分析をおこなう。この分析で、2017年現在の八王子市におけるサポートネットワークと不安についての基本的知見を得る。

分析結果の検討では、2013年「暮らしの安全と安心に関する市民意識調査」（以後、2013年調査と呼ぶ）にも適宜言及する。2017年調査および2013年調査では、調査項目や手法の新たな試みをおこなっているため、両調査データを比較しながら不自然な点がないか確認する。最終節では本稿の知見をまとめ、今後の課題を示す。

II 調査設計と回収状況

「第2回暮らしの安全と安心に関する市民意識調査」（調査代表者：内藤準）は、八王子市民を対象とする無作為抽出標本調査としておこなわれた。調査の設計と回収に関する概要は以下の通りである。

- ①調査対象者（母集団）：八王子市在住、2017年（平成29年）9月1日時点で満25歳から69歳までの有権者。
- ②標本抽出法：選挙人名簿による系統抽出。スタート番号は83ある投票区ごとにコンピュータを用いて無作為に発生させた。抽出は八王子市選挙管理委員会事務局において閲覧用電子端

末からの転記によっておこなった。

③計画標本サイズ：3,000（有効抽出票：2,999）

④調査方法：調査は自記式調査票の郵送配布・郵送回収にておこなった。表紙・裏表紙を含め全16ページの調査票を用いた。調査票の配布は日本郵便の普通郵便で、転居に伴う転送は不要とした。調査票の回収は無記名の返送用封筒（料金受取人払い）でおこなった。記入用のボールペンと、謝礼としてQUOカード（300円分）を同封した。調査期間中に、全送付先に対して礼状兼督促状を1回送付した。

⑤実施時期：2017年11月16日から12月11日（第一次）。2018年1月18日から2月13日（第二次）。当初発送したうち、宛先不明や転居によって不達となった分は無効抽出票とし、予備として抽出した住所から無作為に補充して追加発送をおこなった¹。追加発送は第一次調査期間中に一度おこない（37通）、その後の返送分については年末年始を挟むため、第二次調査期間として発送をおこなった（21通）。最終的に不達に終わった1通を除いた2,999通を有効抽出票として確定した。

⑥回収標本サイズ：有効回収標本のサイズは、1,608（回収率53.6%）であった²。

III 主要調査項目

1. 暮らしの安全・安心とネットワークに関する項目

2017年調査では、2013年調査に引き続き、A.災害、B.病気やケガ、C.社会的孤立、D.失業、E.経済的貧困という5つの生活上の困難に焦点を合わせた調査項目を設定した。これらの生活上の困難が、人びとの社会経済的地位や資源、そしてさまざまな信念や態度と関連するか否かを分析するためである。その分析を通じて、生活上の困難に陥りやすいのはどのような人なのか、逆にそうした困難への備えをもち、他人からサポートを得られるのはどのような人なのか、を明らかにする。

2017年調査では、これらの生活上の困難それぞれについて、①自分の生活における不安の程度、②それらの困難の責任帰属、③政府による対策に関する政策選好（政府の責任を支持するか否か）、④困難に対処するための投資行動の有無、⑤サポートを期待できる知り合いの有無（サポート源の有無）、について回答を求めた。

サポートネットワークについては、2つの形式で調査項目を設定した。一つは上記のサポート源の有無に関する調査項目、もう一つはネームジェネレータ形式の調査項目である。その他、社会的ネットワークに関する項目として、さまざまな社会活動・政治活動や集団への参加を11項目、地域におけるサポートの主観的指標とされる社会的凝集性（近隣からのサポート、近隣の結束）について2項目設定した³。

サポート源の有無に関する項目は、上記のAからEのそれぞれの困難について、調査対象者にとって援助を期待できる人の有無を問うものである。より具体的には、本稿のVI節1項で説明する。

¹ 受け取り拒否による不達分は有効抽出票とし、追加発送の対象とはしていない。

² 2017年調査では、2013年調査より10ポイント以上回収率が向上した。2013年調査の回収率（38.8%、 $N = 1,163$ ）も郵送調査として低いものではないが（森岡編, 2007: 72）、より質の高いデータを期待できる。調査に協力してくださった八王子市民の皆さまに、あらためて心から御礼申し上げたい。

³ 社会的凝集性はSampson et al. (1997) の集合的効力感の一部であり、個人レベル・集団レベルで人びとの主観的福祉との関連が報告されている（原田, 2017; 内藤, 2018a）。

ネームジェネレータでは、まず「日頃から何かと頼りにしている方や、親しくしている方」の人数を尋ねた⁴。その中から「おもな人を4人まで」想起してもらい、その人たちとの間での、情緒的サポート（重要な事柄の相談）の授受、道具的サポート（経済的な援助）の授受、相手同士の関係の有無、相手の基本情報（被調査者との間柄、年齢、性別、接触年数、仕事、教育など）について回答を得た⁵。

本稿では、これらの暮らしの安全・安心とサポートネットワークに関する項目のうち、暮らしの不安、サポート源の有無について分析する。

2. 態度・信念・意識等に関する項目

2017年調査では、人びとの暮らしの不安やネットワークの分布をどのようなメカニズムが規定し、いかなる社会的帰結がもたらされるかを明らかにするため、さまざまな態度、信念、意識、主観的福祉に関する調査項目を設定している。具体的には、生活満足度（生活全般、地域生活）、幸福感、主観的健康（全般的、心理的）、階層帰属意識、信頼（一般的、特定化）、利他性、協力傾向、個人主義などについて、それぞれ複数の項目で測定した。また、暮らしの安全や安心に対する人びとの政治参加等を分析するため、先述した政策選好や投票行動などのほか、政治的効力感、制度や集団への信頼に関する調査項目を設定している。

これらの意識・態度等に関する項目は、第一に、人びとの社会経済的資源やサポートネットワークによってもたらされる帰結として、第二に、資源分配やサポートネットワークの形成を規定するメカニズムの要因として、2方向での探究をおこなう。

IV 基本属性の分布

2017年調査は以上のように豊富な内容を含んでおり、一度にすべてを扱うことはできない。分析の端緒となる本稿では、暮らしの不安とサポートネットワークをめぐる基礎的な分析をおこなう。はじめに本節で、得られたサンプルの基本属性として、性別、年齢、収入の分布を確認し、次節からはサポートネットワークや不安との関連を分析する。なお、無回答を除くため項目ごとに集計の合計数は異なる。

1. 性別と年齢

まず、性別の分布を確認する（表1）。性別については男性が44.8%、女性が55.2%となっており、女性の比率が高かった。同時期の住民基本台帳と比較すると、男女の比率が逆転しており、これは2013年調査でも同様であった。

⁴ 内藤（2017）が分析したSSP調査の質問項目から、一部改変したものを用了。

⁵ ネームジェネレータについては、Knoke and Yang（2008）や平松ほか（2010）を参照されたい。なお、2013年調査ではネームジェネレータで扱うサポートを経済的援助の1種類とし、最大人数を3名としていたが、2017年調査では相談と経済的援助の2種類のサポートを設定し、最大4名とした。これは、援助にかかる経済的コストの影響を調べるため、またネットワーク密度などの指標の実用性を高めるためである。

表1 性別の分布

	男性	女性	合計
第2回暮らしの安全調査	718 44.8%	885 55.2%	1,603 100.0%
住民基本台帳 (2017年9月末日における 25歳から69歳)	167,208 51.4%	158,340 48.6%	325,548 100.0%

次いで、年齢の分布を確認しよう（表2）。男女の合計について、同時期の住民基本台帳と比較すると、2017年調査で回収されたサンプルは50歳未満の割合が小さく、とりわけ60歳以上の高年齢層にかなり偏っている。男女別でみた場合、この偏りはとくに男性に顕著にみられた。これらも2013年調査と同様であった。

表2 年齢の分布⁶

		25-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	合計
第2回暮らしの安全調査 (2017年9月1日時点の年齢)	男性	32 4.5%	100 14.0%	167 23.3%	177 24.7%	240 33.5%	716 100.0%
	女性	46 5.3%	146 16.7%	225 25.7%	219 25.0%	240 27.4%	876 100.0%
	合計	78 4.9%	246 15.5%	392 24.6%	396 24.9%	480 30.2%	1,592 100.0%
	男性	15,328 9.2%	33,616 20.1%	45,515 27.2%	36,733 22.0%	36,016 21.5%	167,208 100.0%
	女性	13,268 8.4%	30,618 19.3%	42,199 26.7%	34,435 21.7%	37,820 23.9%	158,340 100.0%
住民基本台帳 (2017年9月末日時点の年齢)	合計	28,596 8.8%	64,234 19.7%	87,714 26.9%	71,168 21.9%	73,836 22.7%	325,548 100.0%

このように本調査のサンプルを住民基本台帳と比較すると、回収票が女性と高年齢層に偏ったものとなっていた。これは多くの社会調査で共通にみられる傾向であるが、こうした傾向が生ずるのは、男性の方がフルタイムの有職者であることが多く、定年退職する前の年齢層では、多忙や不在により回答率が低くなるためだと考えられる。

2. 収入の分布

次いで、収入の分布を確認しよう。本調査では、2013年調査に比べ、低収入のカテゴリーを細分化することを試みた。これは、従前のカテゴリーでは、とくに低収入層が多い女性について、収入の違いやその効果が捉えられなくなってしまうためである。具体的には、2013年調査で「なし」「100万未満」「100-130万未満」だったところを、「なし」「80万未満」「80-103万未満」「103-130万円未満」としている。

⁶ 本稿で使用する年齢変数はこの表のみサンプリング時点での年齢とし、その他は調査期間中の2017年11月30日時点での年齢としている。

表3 収入の分布

	本人収入			世帯収入（全体）
	全体	男性	女性	
なし	9.2%	2.3%	15.0%	0.6%
80万円未満	9.5%	3.0%	15.0%	0.9%
80～103万円未満	8.7%	1.4%	14.8%	0.4%
103～130万円未満	5.4%	1.7%	8.4%	1.1%
130～200万円未満	8.2%	6.1%	9.9%	3.0%
200～300万円未満	16.6%	18.4%	15.2%	9.4%
400万円くらい（300～500万円未満）	19.1%	24.2%	14.8%	19.3%
600万円くらい（500～700万円未満）	10.2%	17.2%	4.4%	20.2%
800万円くらい（700～900万円未満）	6.1%	11.5%	1.5%	18.3%
1000万円くらい（900～1100万円未満）	3.6%	7.8%	0.1%	11.0%
1200万円くらい（1100～1300万円未満）	1.7%	3.1%	0.5%	7.2%
1500万円くらい（1300～1700万円未満）	0.8%	1.3%	0.4%	5.5%
1900万円くらい（1700～2100万円未満）	0.4%	0.9%	0.0%	1.6%
2100万円以上	0.5%	1.0%	0.0%	1.5%
合計（%）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
合計（N）	1,544	702	842	1,396

本人収入については性別が無回答であったケースを除外。

表3には本人収入と世帯収入の分布を示した。まず全体の本人収入の分布を大まかに分けてみると、もっとも多いのは「400万円くらい（300～500万円未満）」の19.1%であるが、その次に大きな層は最低収入層となる（「なし」が9.2%、「80万円未満」と「80～103万円未満」をまとめて18.2%）。このように2つの層が大きくなるのは男女で分布の形状が異なるためであり、男性の方が高い収入を得ている人が多く、女性の方が収入が少ない人が多い。これは周知の通り、男性がフルタイム労働者として家計支持的な収入を得る一方、女性は専業主婦や家計補助的な収入を得る非正規労働者が多いことによる（本調査の103万円未満、130万円未満という区分はそれを捉えるためのものである）。生活上の多くのものが市場を通じて供給され、暮らしの安全を支える資源として貨幣がもっとも重要なものであることを考えれば、この点において女性は男性よりも脆弱な立場におかれやすいことが分かる⁷。

世帯収入は「600万円くらい（500～700万円未満）」の割合がもっとも大きく、男女別でみると女性の方が低収入、男性の方が高収入が多いものの、基本的な分布の形状は男女で分けても変わらない（男女別の表は割愛）。これは有配偶者などの男女同居世帯が多いためであり、世帯収入によって規定される生活状況については、本人収入のような大きな男女差はみられないことになる⁸。

⁷ ただし、2013年調査と比べると（内藤，2014：38）、男性は「400万円くらい（300～500万円未満）」が5.7ポイント減少し「200～300万円」が4.6ポイント増加している。他方、女性は「なし」が4.4ポイント減少し、「200～300万円」が2.8ポイント、「400万円くらい（300～500万円未満）」が2.7ポイント増加しており、この間に収入の分布の男女差が若干縮まった可能性はある。

⁸ 例えば、世帯単位の暮らしに強く規定されるものに生活満足度などがある。他方、内藤（2012）やNaito（2007）は、被調査者の自己評定による「主観的自由」には、男女の本人収入の違いが反映されることを指摘している。

V 暮らしの安心：不安の分析

1. 生活上の不安の基本的分布

本節では、前節で確認した基本属性としての性別、年齢、収入と、「暮らしの安心」との基本的な関連について検討する。まず、暮らしの安心の裏返しとして、A.災害、B.健康、C.孤立、D.失業、E.貧困について、不安の有無の分布を確認する。そのうえで、性別、年齢、収入などの基本属性との関連について基礎的な分析をおこなう。

2017年調査では、「以下の（a）～（e）の事柄について、ご自分の生活に不安を感じますか、感じませんか」という形で、（a）災害、（b）自分や家族の失業、（c）貧困、（d）社会からの孤立、（e）病気やケガ、について不安の有無を調べた。回答は「不安である／どちらかといえば不安である／どちらかといえば不安ではない／不安ではない」の4件法である。

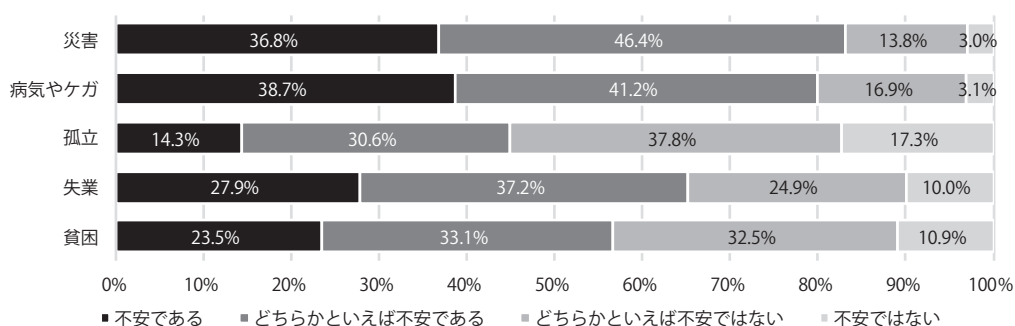


図1 不安の有無の分布

分布は図1の通りである⁹。図1によると「（どちらかといえば）不安である」と答えた人の割合が最も高かったのは災害（計83.2%）、次いで病気やケガ（計79.9%）、自分や家族の失業（計65.1%）、貧困（計56.6%）、社会からの孤立（計44.9%）の順であった。2013年調査と比べると、「（どちらかといえば）不安ではない」の割合が全体としてわずかに高くなっているが（1～4ポイント弱）、分布の形状はほぼ同じであった（内藤, 2014: 40）。災害や病気など、本人にコントロールできない自然が決定すると考えやすいものについて、とくに不安がもたれやすいことが分かる。

2. 性別と不安

以下では、不安と基本属性との関連を分析する。その際、個々の不安ごとではなく、「不安のある領域数」の変数との関連を検討する。この変数は、災害から貧困までの5つの領域について、「（どちらかといえば）不安である」を1、「（どちらかといえば）不安ではない」を0とし、合計したものである。上記5つの領域のうち、「不安」と答えた領域の数を示しており、暮らしの不安の総合的な状態を把握できる。

図2は、性別ごとに不安のある領域数の分布をみたものである。ここからは、女性の方が不安のある領域数が多く、男性の方が少ない傾向があることが分かる。これは2013年調査でも基本

⁹ ケース数は以下の通り。災害 $N = 1,590$ 、病気やケガ $N = 1,600$ 、社会からの孤立 $N = 1,602$ 、自分や家族の失業 $N = 1,570$ 、貧困 $N = 1,588$ 。

的に同様であった。ただし2013年調査と比べると、男性の不安の分布はほぼ変わらない一方で、女性は「5」が5.1ポイント、「4」が2.8ポイント減少し、「0」が4.3ポイント、「1」が3.6ポイント増加しており、性別と不安との関連はやや弱くなっていた（内藤, 2014: 41）¹⁰。

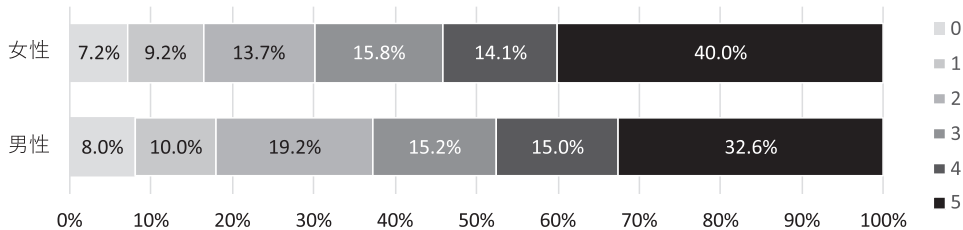


図2 性別と不安のある領域数のクロス表¹¹

3. 年齢と不安

次いで、不安と年齢との関連を検討する。災害時の避難や健康や運動能力などで高齢者の方が弱者であるとすれば、不安も多くなると予想できる。だが、不安のある領域数についてみた場合、年齢の増加との明確な関連をみることはできない。最高年齢層の65歳以上において「0」が他の年齢層より高い比率を示すことや¹²、年齢と不安との明確な関連がないことは、2013年調査でも同様の結果となっている。

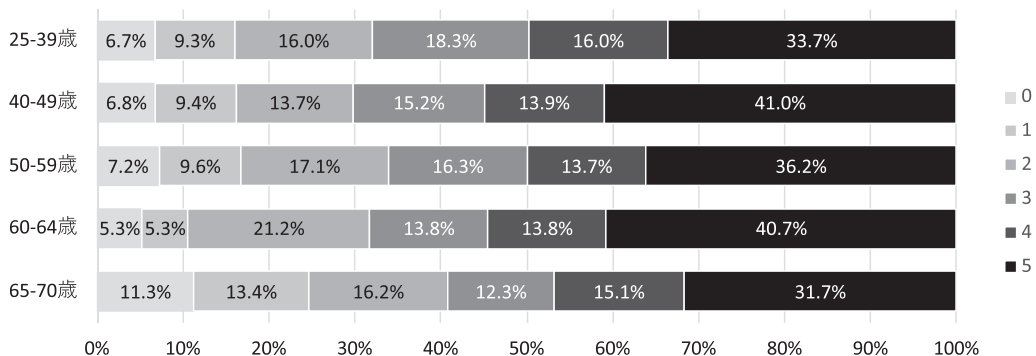


図3 年齢と不安のある領域数のクロス表¹³

¹⁰ 個別の領域ごとに関連をみても、2013年調査ではすべての領域で性別と不安に関連があったのに対し、2017年調査ではサンプルサイズが大きくなったにもかかわらず「病気やケガ」と「貧困」について統計的に有意な関連はみられなかった。

¹¹ 女性 $N = 867$ 、男性 $N = 709$ 、カイ二乗 = 14.016、自由度 = 5、 $p < 0.05$ 。

¹² 高齢者層は自分自身の失業の不安がなくなる人も多いため、「失業」を取り除いた変数でも分析をおこなったが、同様の結果だった。

¹³ 25-39歳 $N = 312$ 、40-49歳 $N = 395$ 、50-59歳 $N = 387$ 、60-64歳 $N = 189$ 、65-69歳 $N = 284$ 、カイ二乗 = 30.035、自由度 = 20、 $p = 0.069$ 。

4. 収入と不安

他方、代表的な社会経済的資源である収入には、生活上の不安との明確な関連がある。図4は、4分位でカテゴリー化した等価世帯収入と¹⁴、不安のある領域数との関連をみたものである。明らかに、収入が高くなるほど、不安のある領域数が減っていく傾向があることが分かる。これは内藤（2014: 42-3）が分析した本人収入と不安との関連と同様の結果であった。また各領域を個別にみても、すべての領域について収入が高いほど不安だとする回答が減る統計的に有意な関連があった（表は割愛）。

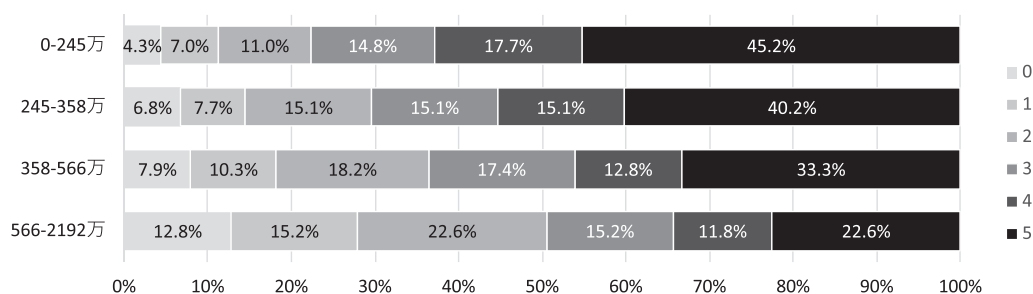


図4 等価世帯収入（4分位）と不安のある領域数のクロス表¹⁵

今日の日本社会では、経済的資源があればさまざまな困難に対処する手段を購入できることから、収入が低い階層であるほど生活上のさまざまな不安に見舞われるということ自体は、まったく「当たり前」のことだと考えられる。しかし、誰もが安心して暮らせる社会を構想し、その実現のための政策を検討する際には、この「当たり前」の事実を、「問題なし」とすることはできないだろう。

本節では、2017年調査の主題である「暮らしの安全と安心」のうち、安心に関して、性別、年齢、世帯収入という基本的属性との関連を調べた。「不安のある領域数」を用いた分析の結果、女性の方が不安のある領域数が多く、世帯収入が少ないほど不安のある領域数が多いことが分かった。一部不安の分布に変化はみられるものの、これらは2013年調査とも基本的に共通する結果であり、収入や性別と、暮らしの安心（不安）との関連が安定的に存在していることが確かめられた。

VI 暮らしの安全：サポートネットワークの分析

1. サポート源の基本的な分布

前節では、暮らしの安心（不安）に関する基本的な検討をおこなった。だがこれは人びとの主観的な安心感（不安感）であり、彼／彼女らが生活上の困難に陥りやすいか、実際に陥ったときに助けを得られるかといった、客観的な「暮らしの安全」については、分けて検討する必要がある。

¹⁴ 世帯収入を世帯人数の平方根で除したもの。

¹⁵ 0-245万円 $N = 345$ 、245-358万円 $N = 338$ 、358-566万円 $N = 390$ 、566-2192万円 $N = 297$ 、カイ二乗 = 73.727、自由度 = 15、 $p < 0.001$ 。

る。

2017年調査では2013年調査に続き、暮らしの安全の重要な指標として、社会的サポートネットワークに関する調査項目を設定した。例えば、今日の日本社会において収入や資産等の経済的資源はもっとも重要な資源であり、それらが少ない人は容易に生活上の困難に陥る危険がある。だがそれでも、彼／彼女は自分が保有する他者との社会関係から、困難に対処するためのサポートを得ることができるかもしれない。このように、他者とのつながりから得る資源（社会関係的資源）の有無は、人びとが社会から排除された状態に陥るか否かを左右する重要な要因だと考えられる。

そこで2017年調査では、以下の5つの生活上の困難に関して、サポートを期待できる他者の有無をたずねた。

- A. 災害（災害で家を失ったとき避難場所を提供してくれそうな人の有無）
- B. 健康（病気やケガのときに家事や介助を頼める人の有無）
- C. 社会的孤立（重要なことを話したり悩みを相談できる人の有無）¹⁶
- D. 失業（仕事を探す必要ができたとき、紹介してくれそうな人の有無）
- E. 貧困（お金を借りる、ものをもらうなど経済的な援助について頼れる人の有無）

これらの生活上の困難に関して頼れる人がいるかどうか、(1) 仕事上の知り合い、(2) 近所・団体・サークルの知り合い、(3) 学校時代の知り合い、(4) その他の知人・友人・恋人など、(5) 別居の家族・親族、(6) 同居の家族・親族、(7) そのような人はいない、の中から複数回答で選んでもらった¹⁷。

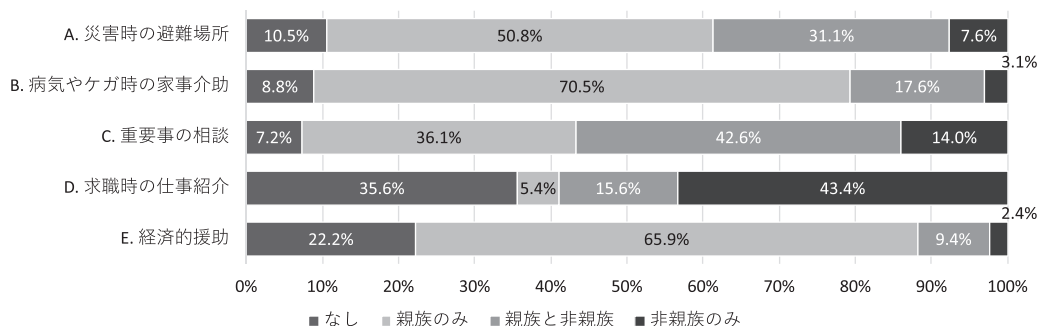
そのうえで、(1)～(6)について選択されたら1、選択されなかったら0とし、合計すると、生活上の困難それぞれについて期待できる「サポート源の数」の変数が得られる¹⁸。また、それらを「親族」「非親族」に分けてカテゴリー化すれば、サポート源が親族のみか、非親族も含むかという意味で「サポート源の幅」を表す変数を作ることができる。以下では、内藤（2014）に合わせて、この意味でのサポート源の幅に着目し、その分布や基本的属性との関連を確認しよう。

図5は、AからEの領域ごとにサポート源の有無の分布を示している。頼れる相手が誰もいない「なし」の割合を確認すると、D. 求職時の仕事紹介（35.6%）、E. 経済的援助（22.2%）、A. 災害時の避難場所（10.5%）、B. 病気やケガ時の家事介助（8.8%）、C. 重要事の相談（7.2%）の順であった。2013年調査と比較すると、「なし」はどの項目でも若干増えているが（2～4ポイント弱）、ほぼ同じ程度の割合を維持していた。すなわち、D. 求職時の仕事紹介とE. 経済的援助を除き、約9割以上の人びとは何らかの頼れるサポート源をもっていることが分かった。

¹⁶ 相談相手の有無を「社会的孤立」に関するサポートとしたのは、例えば石田光規（2011）がJGSS調査データの相談ネットワークから「孤立」を定義したことに倣っている。ただし、仮に「重要事の相談相手」をもたないとしても他の領域についてはサポート提供者をもちうるから、ここでいう「社会的孤立」は身の回りの他者との援助関係を全く持たないことは意味していない。いかなる状態を孤立と呼ぶべきかについては、別途考察が必要になるだろう。

¹⁷ (7) は、一人も該当者がいない場合と、無回答とを識別するために設定した。2013年調査では1～6それぞれについて「いる／いない」で回答を求めていたため、回答の仕方は両調査で大きく異なったものとなっている。この変更による分布への影響については今後の検討が必要になる。

¹⁸ 1～6に該当する人数は分からないため、正確なネットワークサイズ（知人の人数）とは異なる。ただし回答にあたっては、一人の知人が複数の間柄に重複しないよう求めているため、サポート源の数と知人の人数には高い相関があると考えてよいだろう。

図5 サポート源の有無¹⁹

しかしここで、サポート源の内訳をみてみよう。するとやはり2013年調査同様、A.災害時の避難場所（50.8%）、B.病気やケガ時の家事介助（70.5%）、E.経済的援助（65.9%）では、非常に多くの人びとが「親族のみ」にしか頼れないとしている。これらの領域では、親族のネットワークを失ったときに、周囲の支援から切り離される危険性が高いことになる。また、仕事の紹介で「なし」の割合が大きくなってしまうのは、他と違って親族が頼りにならない領域だからだとも考えられる。

さらに2013年調査との比較でいえば、D.仕事の紹介を除いて、「親族のみ」の割合が大幅に増加しており（5.5～13.1ポイントの増加）、その代わりに「非親族を含む」サポート源をもつ人が大幅に減少している（内藤, 2014: 45）。2017年調査ではサポート源に関する質問の形式に変更があったため、その影響である可能性もあるが（本稿注17参照）、実際に「親族のみ」の人が増加したのだとすれば、ますます親族ネットワークを失った際の脆弱性が高まることになり、注意を要する。

2. 性別とサポート源の有無

次に、性別、年齢、収入という基本属性と、サポート源の有無との関連を検討しよう。なお図5から分かるように、D.求職時の仕事紹介を除き、「非親族のみ」という回答者は少なく、「非親族」がいるケースの非常に多くは「親族と非親族」のサポート源をもっている。そこで以下では煩雑さを避けるため、サポートの有無に関して「なし／親族のみ／非親族を含む」の3カテゴリーからなる変数を用いる。

表4は、性別とサポートの有無のクロス表を、AからEの領域ごとに示したものである。「不安」については、女性の方がやや不安を多くうったえる傾向があるとされた。だがサポートの有無に関してみると、女性の方が男性よりもサポートネットワークの形成について有利である可能性がみてとれる。具体的には、D.仕事の紹介を除いて、男性の方が女性よりも「なし」の割合が高かった（ただし、Aは統計的に有意ではない）。これらは基本的に2013年調査でも同様であった（内藤, 2014: 47）。

¹⁹ A.災害時の避難場所 $N = 1,590$ 、B.病気やケガ時の家事介助 $N = 1,600$ 、C.重要事の相談 $N = 1,602$ 、D.求職時の仕事紹介 $N = 1,570$ 、E.経済的援助 $N = 1,588$ 。

表4 性別とサポート源のクロス表

A. 災害時の避難場所					D. 求職時の仕事紹介				
	なし	親族のみ	非親族含む	N		なし	親族のみ	非親族含む	N
男性	12.2%	48.0%	39.9%	715	男性	31.2%	5.4%	63.4%	708
女性	9.2%	53.2%	37.7%	871	女性	39.2%	5.4%	55.5%	858
合計	10.5%	50.8%	38.7%	1,586	合計	35.6%	5.4%	59.1%	1,566
カイ二乗 = 5.889, 自由度 = 2, $p = 0.053$					カイ二乗 = 11.027, 自由度 = 2, $p < 0.01$				
B. 病気やケガ時の家事介助					E. 経済的援助				
	なし	親族のみ	非親族含む	N		なし	親族のみ	非親族含む	N
男性	10.9%	71.4%	17.7%	716	男性	26.4%	59.4%	14.2%	712
女性	7.2%	69.9%	23.0%	880	女性	18.9%	71.2%	9.9%	872
合計	8.8%	70.6%	20.6%	1,596	合計	22.3%	65.9%	11.8%	1,584
カイ二乗 = 11.569, 自由度 = 2, $p < 0.01$					カイ二乗 = 24.340, 自由度 = 2, $p < 0.001$				
C. 重要事の相談									
	なし	親族のみ	非親族含む	N					
男性	10.5%	40.9%	48.7%	717					
女性	4.7%	32.1%	63.2%	881					
合計	7.3%	36.0%	56.7%	1,598					
カイ二乗 = 41.498, 自由度 = 2, $p < 0.001$									

このような性別による違いが生ずる要因として、男女の性分業が考えられるだろう。日本では、男性が主たる家計支持者として正規雇用に従事する一方、女性は主婦や家計補助的な非正規雇用を選ぶことが多かった。このような性分業を伴うジェンダー秩序は、多くの女性を収入や職業的地位に関して脆弱な位置におく一方で、多くの男性から地域参加や仕事以外のネットワーク形成の機会を奪う効果をもってきたと考えられる。そのため、仕事上のネットワークや有職の知人からの支援が期待できるD.仕事の紹介以外では、男性の方がサポート源を持ちにくくなると考えられる。しかしその一方、女性がD.仕事の紹介について不利な位置に置かれていることは、主婦や非正規雇用の女性が離死別などにより配偶者を失ったときの脆弱性を高めることにもなっていると考えられる。

3. 年齢とサポートの有無

次に、サポートの有無と年齢との関連を検討する。表5はAからEの各領域に関して、年齢とサポートの有無との関連を示したものである。

まず分かることは、AからEについて全体としてみると、高齢層であるとサポート源「なし」の割合が高くなり（Cを除く）、「非親族含む」の割合は低くなることである（Cも含む）。AからCに関しては、高齢層になるほど「親族のみ」と答える割合も高くなるのが分かる。高齢層であるほど、頼れるサポート源をもたなかったり、親族に限られていて非親族への広がりを持ちにくいことが浮かび上がる。

ただし、E.経済的援助については例外的に、最若年層で「親族のみ」の割合が高くなる。親族以外で経済的に余裕のある知人をえる機会が、若年層ではまだ少ないといった理由が考えられる。なお2013年調査との比較では、全体として（とくにAやCについて）関連がやや弱くなっており、Dについては統計的に有意でなくなっているが、関連の仕方は類似したパターンとなっ

ていた（内藤, 2014: 48）。

表5 年齢とサポートの有無のクロス表

A. 災害時の避難場所					D. 求職時の仕事紹介				
	なし	親族のみ	非親族含む	N		なし	親族のみ	非親族含む	N
25-39歳	4.8%	45.5%	49.7%	310	25-39歳	30.8%	6.4%	62.8%	312
40-49歳	11.2%	49.1%	39.7%	393	40-49歳	34.8%	4.6%	60.7%	394
50-59歳	10.6%	53.9%	35.6%	388	50-59歳	35.8%	4.9%	59.3%	388
60-64歳	13.3%	49.7%	36.9%	195	60-64歳	36.0%	5.3%	58.7%	189
65-70歳	13.4%	56.0%	30.6%	291	65-70歳	40.5%	6.2%	53.3%	274
合計	10.5%	50.9%	38.6%	1,577	合計	35.4%	5.4%	59.2%	1,557
カイ二乗 = 33.646, 自由度 = 8, $p < 0.001$					カイ二乗 = 8.063, 自由度 = 8, $p = 0.427$				
B. 病気やケガ時の家事介助					E. 経済的援助				
	なし	親族のみ	非親族含む	N		なし	親族のみ	非親族含む	N
25-39歳	7.3%	62.0%	30.7%	313	25-39歳	13.7%	70.3%	16.0%	313
40-49歳	9.4%	71.1%	19.5%	395	40-49歳	23.8%	64.6%	11.6%	395
50-59歳	9.0%	72.2%	18.8%	388	50-59歳	22.4%	66.8%	10.8%	388
60-64歳	8.7%	72.4%	18.9%	196	60-64歳	27.5%	61.7%	10.9%	193
65-70歳	9.2%	76.2%	14.6%	294	65-70歳	25.5%	65.4%	9.1%	286
合計	8.8%	70.7%	20.6%	1,586	合計	22.2%	66.0%	11.7%	1,575
カイ二乗 = 27.471, 自由度 = 8, $p < 0.01$					カイ二乗 = 22.858, 自由度 = 8, $p < 0.01$				
C. 重要事の相談									
	なし	親族のみ	非親族含む	N					
25-39歳	6.4%	21.1%	72.5%	313					
40-49歳	8.3%	31.7%	59.9%	397					
50-59歳	7.9%	38.5%	53.6%	390					
60-64歳	6.7%	44.1%	49.2%	195					
65-70歳	6.5%	49.3%	44.2%	294					
合計	7.3%	36.1%	56.6%	1,589					
カイ二乗 = 66.752, 自由度 = 8, $p < 0.001$									

4. 収入とサポートの有無

サポートの有無と収入との関連を検討する。表6は、等価世帯収入（4分位でカテゴリー化）とサポートの有無との関連を示したものである。

表6によれば、AからEのどの領域に関しても基本的に、世帯収入が高いほど「なし」の割合が小さく、「非親族含む」の割合が大きくなっている。とくに援助に経済的コストや職業的地位が関わると考えられるDとEについては、最も低い収入水準である「0-245万円」の層で「なし」の割合がかなり大きい²⁰。

²⁰ 2013年調査データを分析した内藤（2014: 49-51）では、本人収入とサポート源との関連が男性にはあるが女性にはないという交互作用効果が現れた。2017年調査データの分析では、この交互作用効果が現れなかったため、男女差の小さい世帯収入の分析結果を示した。ただし、サポート有無の変数として「サポート源の幅」ではなく「サポート源の数」を用いると、2017年調査でも本人収入と性別の交互作用がみられた。「サポート源の幅」と「サポート源の数」とのこの違いは今後さらに検討したい。

表6 等価世帯収入（4分位）とサポートの有無のクロス表

A. 災害時の避難場所

	なし	親族のみ	非親族含む	N
0-245万	13.5%	48.4%	38.0%	347
245-358万	7.6%	57.1%	35.3%	343
358-566万	9.7%	51.2%	39.1%	391
566-2192万	7.4%	48.8%	43.8%	297
合計	9.7%	51.5%	38.9%	1,378

カイ二乗=14.753, 自由度=6, $p < 0.05$

B. 病気やケガ時の家事介助

	なし	親族のみ	非親族含む	N
0-245万	14.3%	69.7%	16.0%	350
245-358万	4.1%	76.2%	19.8%	344
358-566万	6.1%	72.6%	21.2%	391
566-2192万	6.0%	69.1%	24.8%	298
合計	7.7%	72.0%	20.3%	1,383

カイ二乗=35.890, 自由度=6, $p < 0.001$

C. 重要事の相談

	なし	親族のみ	非親族含む	N
0-245万	10.8%	39.0%	50.1%	351
245-358万	5.2%	39.9%	54.8%	343
358-566万	6.7%	35.1%	58.2%	390
566-2192万	4.3%	31.1%	64.5%	299
合計	6.9%	36.4%	56.7%	1,383

カイ二乗=22.709, 自由度=6, $p < 0.01$

D. 求職時の仕事紹介

	なし	親族のみ	非親族含む	N
0-245万	43.5%	5.9%	50.6%	340
245-358万	33.6%	6.8%	59.6%	339
358-566万	35.7%	3.1%	61.2%	389
566-2192万	26.5%	5.0%	68.5%	298
合計	35.1%	5.1%	59.7%	1,366

カイ二乗=27.447, 自由度=6, $p < 0.001$

E. 経済的援助

	なし	親族のみ	非親族含む	N
0-245万	29.2%	61.0%	9.8%	346
245-358万	19.1%	72.1%	8.8%	341
358-566万	19.7%	68.0%	12.3%	391
566-2192万	15.7%	69.9%	14.4%	299
合計	21.1%	67.7%	11.3%	1,377

カイ二乗=24.840, 自由度=6, $p < 0.001$

ただしこれについては、仕事をもつと「非親族」までの知人の広がり高い収入の両方を得るという、職業を共通の原因とする擬似的な関連の可能性もある。そこで仕事の有無をコントロールしたところ、有職者に限っても、やはり低い収入層ほど「なし」が増えて「非親族含む」が減るという関連がみられた（表は割愛）²¹。したがって、非親族へいたるサポート源の獲得は、収入ではなく職業の有無の効果であるということとはできない。

以上より、収入を多くもつ世帯のメンバーは、いざというとき頼りになるサポート源をももち、その幅も広くなりやすいことがわかった。従来、人びと相互のサポートに対しては、経済的に低階層の人びとの生活困窮リスクに対処するための働きが期待されてきた。しかし、実際にはその期待とは異なり、経済的資源において不利な人びとはサポートネットワークについても不利な立場におかれている傾向があることになる。

VII 回帰分析による検討

ここまで、おもにクロス表を用いて、性別、年齢、収入という基本的属性と、生活上の不安

²¹ 無職のサンプルでは、低収入層でも「非親族含む」の割合は必ずしも小さくならないものの、「なし」の割合は大きくなっていった。ただし、C.重要事の相談とD.求職時の仕事紹介では、収入との統計的に有意な関連がみられなかった。

およびサポート源との関連について検討してきた。最後にOLSによる回帰分析をおこなって、それらの変数をコントロールした関連の有無を確認したい。

従属変数は、生活上の不安については「不安のある領域数」とする。サポート源についてはAからEの5領域の「サポート源の数」と、それらを合計した変数「合計サポート源の数」を用いる²²。独立変数には、性別、年齢（5カテゴリー）、等価世帯収入（四分位）を用いる。また、有職ダミー、教育（3カテゴリー）を統制変数として投入する（変数の記述統計は表7を参照）。

表7 回帰分析に使用した変数の記述統計

変数		N	平均	標準偏差	最小	最大
女性ダミー		1,307	0.546	0.498	0	1
年齢	25-39歳(ref.)	1,307	0.197	0.398	0	1
	40-49歳	1,307	0.257	0.437	0	1
	50-59歳	1,307	0.259	0.438	0	1
	60-64歳	1,307	0.118	0.323	0	1
	65歳以上	1,307	0.169	0.375	0	1
等価世帯収入	0-245万円未満(ref.)	1,307	0.246	0.431	0	1
	245-358万円未満	1,307	0.247	0.432	0	1
	358-566万円未満	1,307	0.288	0.453	0	1
	566万円以上	1,307	0.219	0.414	0	1
サポート源の数	A.災害	1,307	1.579	1.134	0	6
	B.病気やケガ	1,307	1.427	0.836	0	6
	C.重要事の相談	1,307	1.946	1.236	0	6
	D.求職時の仕事紹介	1,307	1.151	1.184	0	6
	E.経済的援助	1,307	1.130	0.864	0	6
合計サポート源の数		1,307	7.233	3.979	0	30
不安のある領域数		1,307	3.265	1.661	0	5
教育	中等教育(ref.)	1,307	0.454	0.498	0	1
	短大高専	1,307	0.127	0.333	0	1
	4大以上	1,307	0.419	0.494	0	1
有職ダミー		1,307	0.755	0.430	0	1

ref. : 参照カテゴリー

表8は、推定された回帰係数を示している（F検定の結果すべてのモデルが0.1%水準で統計的に有意）。まずサポート源の数からみると、およそクロス表の分析にそった結果となった。性別については、B.病気やケガ、C.相談、E.経済的援助、および5領域合計について女性の方が男性よりもサポート源の数が多くなる。年齢は全領域について、「25-39歳」の若年層に比べ、より高年齢の層でサポート源の数が少なくなる効果がみられた。最も低くなるのが「60-64歳」か「65歳以上」か（B.病気やケガのみ50-59歳）、「50-59歳」から「60-64歳」にかけて上昇するかといった点で必ずしも一貫していないが、基本的に、60代以上の高年齢層になるとサポート源の数が減る傾向がみられた。世帯収入に関しては、全ての領域で、基本的に高収入層であるほどサポート源の数が多くなる効果が確認された。

²² AからEの「サポート源の数」変数を単純に合計した変数を用いる（Chronbach's $\alpha = 0.810$ ）。サポートネットワークの有無に着目した研究において、石田光規（2011）はネットワーク他者が0人の場合を「孤立」と定義し、金澤（2014）は1人である場合を孤立予備軍として、サポート提供者がそれより多い場合と質的に区別しているが、本稿では0人と1人以上、1人と2人以上の違いといった質的な区別はしていない。

表8 推定された回帰係数 (OLS)

独立変数	サポート源の数					不安	
	A. 災害時の避難先 係数	B. 病気やケガ 係数	C. 重要事の相談 係数	D. 仕事紹介 係数	E. 経済的援助 係数	合計サポート源の数 係数	不安のある領域数 係数
女性ダミー (ref. 男性)	0.034 (0.068)	0.209** (0.051)	0.536** (0.073)	- 0.004 (0.072)	0.108* (0.052)	0.882** (0.236)	0.203* (0.098)
年齢 (ref. 25-39歳)							
40- 49歳	- 0.301** (0.093)	- 0.154* (0.069)	- 0.158 (0.099)	- 0.225* (0.098)	- 0.205** (0.071)	- 1.043** (0.322)	0.077 (0.133)
50- 59歳	- 0.424** (0.095)	- 0.245** (0.070)	- 0.278** (0.101)	- 0.298** (0.100)	- 0.236** (0.073)	- 1.481** (0.329)	0.035 (0.137)
60- 64歳	- 0.536** (0.115)	- 0.129 (0.085)	- 0.214+ (0.123)	- 0.189 (0.121)	- 0.332** (0.088)	- 1.401** (0.400)	0.171 (0.165)
65歳以上	- 0.516** (0.111)	- 0.178* (0.082)	- 0.385** (0.118)	- 0.347** (0.117)	- 0.265** (0.085)	- 1.691** (0.384)	- 0.544** (0.159)
等価世帯収入 (ref. 0-245万円未満)							
245-358万円未満	0.018 (0.088)	0.206** (0.066)	0.201* (0.094)	0.096 (0.093)	0.065 (0.068)	0.586+ (0.307)	- 0.279* (0.126)
358- 566万円未満	0.012 (0.087)	0.191** (0.064)	0.301** (0.093)	0.071 (0.092)	0.106 (0.067)	0.682* (0.301)	- 0.575** (0.124)
566万円以上	0.273** (0.095)	0.321** (0.071)	0.444** (0.102)	0.307** (0.100)	0.251** (0.073)	1.597** (0.330)	- 1.026** (0.137)
有職ダミー (ref. 無職)	0.216** (0.080)	0.060 (0.060)	0.091 (0.086)	0.280** (0.085)	0.055 (0.062)	0.702* (0.279)	0.032 (0.115)
教育 (ref. 中等教育まで)							
短大・高専	0.281** (0.101)	0.119 (0.075)	0.332** (0.108)	0.128 (0.106)	0.148+ (0.077)	1.008** (0.349)	- 0.213 (0.144)
4大以上	0.061 (0.070)	0.039 (0.052)	0.183* (0.075)	0.086 (0.074)	0.108* (0.054)	0.477+ (0.244)	- 0.305** (0.101)
合計サポート源の数							- 0.058** (0.011)
定数	1.606** (0.130)	1.208** (0.097)	1.436** (0.139)	0.994** (0.137)	1.062** (0.100)	6.306** (0.452)	4.203** (0.200)
N	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307
調整済みR ²	0.049	0.038	0.084	0.031	0.031	0.069	0.094

** $p < 0.01$, * $p < 0.05$, + $p < 0.1$. 括弧内の数字は標準誤差。

統制変数については、「有職」は「無職」に比べ、A. 災害、D. 仕事紹介および5領域合計でサポート源の数が多くなる。学歴は、A. 災害、C. 相談、E. 経済的援助、および5領域合計について、「中等教育」に比べ高等教育を受けているとサポート源の数が多くなる。これらは、仕事をもったり進学することによってネットワークが拡大するからだと解釈できるだろう。

最後に、「不安のある領域数」の規定要因について結果を確認しよう (表8)。ここでは、先ほど被説明変数としていた「合計サポート源の数」も、説明変数として投入している。まず基本属性については、基本的にクロス表による分析にそった結果となった。すなわち、女性は男性より不安のある領域数が多い。世帯収入が多いほど不安のある領域数が減少する。年齢の効果は不明確なものだが、最高年齢層で不安の数が減るという関連がみられた。

「合計サポート源の数」にはマイナスの有意な効果がみられた。つまり、さまざまな生活上の困難に陥ったときに援助を期待できるネットワークを保有することは、そうした困難への不安を減少させる効果があることが分かった。そこで、不安とサポート源のクロス表で5領域を個別に確認したところ、5つの領域すべてで、サポート源の幅や数が拡大すると不安が弱まる効果がみられた (表は割愛)。

次節では、以上の知見をまとめた上で、さらに残された課題と展望を示そう。

VIII 結論：本稿の知見とさらなる分析への課題

本稿では、2017年の八王子市における暮らしの安全と安心について、安心の裏返しとしての「不安」と、安全の重要な要素としての社会的サポートネットワークに着目し、その状況を明らかにする基礎的な分析をおこなった。すなわち、「どういう人びとが不安を感じているか」「どういう人びとがサポート源を持たないか（孤立しやすいか）」を検討してきた。

また2013年調査、2017年調査はともに、はじめて使用する試行的な調査項目も含むものであるため、データが信頼できるものか検討することが望まれる。そこで、適宜2013年調査の結果を参照し、不自然に異なる点がないか確認する作業もおこなってきた。その結果、不安やサポート源の分布や規定因については基本的に2013年と近い結果が得られ、不自然な点はとくにないことが確認できた。以下、本稿の知見をまとめよう。

1. 暮らしの安心（不安）について

- (1) 「(どちらかというと) 不安である」と答える人が多かったのは、A. 災害、B. 病気やケガ、D. 失業、E. 貧困、C. 社会的孤立、の順であった。この分布は2013年調査と近いものであった。
- (2) 女性の方が男性よりも、多くの領域で「不安である」と答える人の割合が大きかった。社会経済的資源や職業上の地位について、女性の方が不利な立場におかれやすいなどの理由が考えられる。これは、2013年調査でも同様の傾向であったが、2017年調査では男女の差はやや小さくなっていた。
- (3) 年齢に関しては、不安との関連にあまり一貫した傾向がみられなかった。これも2013年調査と似た結果となった。
- (4) 世帯収入（世帯人数を考慮した等価世帯収入）は、高収入層ほど不安のある領域数が少なく、低収入層ほど不安のある領域数が多くなる明確な傾向があった。こうした収入と不安との関連も2013年調査と同様だった。

2. 暮らしの安全（サポートネットワーク）について

- (1) サポート源が「なし」と答える人が多かったのは、D. 求職時の仕事紹介、E. 経済的援助、A. 災害時の避難場所の提供、B. 病気やケガ時の家事介助、C. 重要事の相談の順であった。DとEを除き、90%前後の人びとは何らかのサポート源を有することが分かった。この分布も2013年調査と近いものであった。
- (2) サポートの内訳をみると2013年調査と同じく、D. 仕事紹介とC. 重要事の相談を除いて、サポート源が「親族のみ」である割合がかなり高くなっていた。これらの領域では、親族のネットワークを失ったときに、周囲からの支援を失うという脆弱性が高くなっている。さらに「親族のみ」の割合は、2013年調査に比べて大きく増加していた（D. 仕事紹介を除く）。これは調査項目の変更による可能性もあるが、サポート源をめぐる脆弱性という点からみると注意すべき変化である。
- (3) 性別については、D. 仕事紹介を除いて、男性の方が女性よりもサポート源「なし」の割合が高かった（ただしAは統計的に有意ではなかった）。この男女差も、2013年調査と基本的に同じであった。
- (4) 年齢については多くの領域について、高年齢層であるほどサポート源「なし」とする割合が高く、「親族のみ」が多くなり「非親族を含む」が少なくなる傾向がみられた。こうした傾向も、基本的に2013年調査と似たものだった。

- (5) 等価世帯収入とサポートネットワークについては、低収入層ほど「なし」の割合が大きくなり、高収入層ほど「非親族含む」の割合が大きくなる明確な傾向がみられた（本人収入と性別の交互作用に関する2013年との違いは注20参照）。

3. 多変量解析の結果

性別、年齢、収入という基本属性は相互に関連しているため、それぞれの変数の効果をコントロールするため回帰分析（OLS）をおこなった。その結果、サポートネットワーク（サポート源の数）と基本属性との関連については、基本的にクロス表でみられた関連（女性で正、高齢で負、高収入で正の関連）が確認された。

不安については、サポート源の数も説明変数として加えて分析をおこなった。その結果、やはりクロス表でみられた関連（女性で正、高収入で負の関連）が確認された。また、サポート源の数が多いことは、不安を低下させる効果を示した。

4. 暮らしの安全をめぐる今後の探究課題

本稿では、2017年の八王子市におけるサポートネットワークと不安について基本的な状況を明らかにした。しかしここで扱った内容は、2017年調査データの一部に過ぎない。以下では、このデータを活かして今後さらに探究すべき課題を示し、本稿を閉じることにしたい。

第一に、サポートネットワークの形成と分配、そして「利用可能性」に関する詳細な分析が求められる。本稿では世帯収入などで高い社会経済的地位にある層の方が、社会的サポートネットワークについても有利な立場にあることが見出された。こうした傾向は先行研究でも報告されており（菅野, 2001; Fischer, 1982）、社会経済的資源の乏しい貧困層においてむしろセーフティネットとしての社会的サポートに頼れない可能性が示されている。だがサポートネットワークについてはさらに、それを保有するか否かという側面に加え、保有しているネットワークを「資源として利用可能か否か」という側面が問題になる。そこで2017年調査では、ネットワーク内部の人びとがサポートをめぐる織りなす相互行為の詳細な分析をおこなうため、「経済的援助」と「重要事の相談」に関するネームジェネレータを設定した。そこでは、具体的な相手との関係において「相手への依頼のしやすさ」や「相手への提供のしやすさ」「相手からの期待」などを尋ねている。それらの項目を用いて、「信頼」や「利他性」などの態度や規範、相手との関係の相互性、密度などのネットワーク特性、援助のコストなどが、「サポートネットワークの利用可能性」をいかに条件づけるか明らかにすることが、今後の分析の課題となる²³。

それと関連して第二に、サポートのやりとりをめぐる相互行為は、援助にコストが伴う場合いわゆる「社会的ジレンマ」の性質をもつことが指摘されている（Ishiguro and Okamoto, 2014）。社会的ジレンマやそれに準ずる状況において、人びとの「協力的行動」を促す条件については、「利他性」や「信頼」や「互酬性」といった規範や態度の働き、ネットワーク構造に由来するサンクシヨンの働きなどを経験的に比較検討することも課題の一つとなっている（Simpson and Willer, 2015）。2017年調査ではそれらの規範や態度に関する項目を充実させており、社会生活の困難に対処するサポートネットワークという実践的文脈において、ネットワークを有効な資源にする「社会的協力」の条件を明らかにすることが課題となる。

最後に、サポートネットワークの有効性をめぐる課題は、資源分配の制度的枠組みをめぐる政策的な問いにも繋がる。2017年調査では、資源や支援の分配をめぐる人びとの政策選好や、生

²³ 例えば、石田賢示（2018）はサポートの受け入れと信頼との関連を検討している。

活困窮の責任帰属、政治的効力感や投票参加、困難に備える投資行動についても調査項目を設定している。誰もが安全に暮らせる公正な社会を目指すにあたっては、暮らしの安全や安心をめぐって、人びとが現在どのように対処しているのか分析し、有効な制度や人びと自身の取り組みの可能性について、検討していくことが重要な意味をもつだろう。

本稿では、2017年の八王子市を対象とした「第2回暮らしの安全と安心に関する市民意識調査」データから、さまざまな暮らしの不安と、さまざまなサポートネットワークについて、性別や年齢、収入などの基本属性との関連を中心に探索してきた。この作業により、どのような状況にある人が不安を感じているのか、そして援助を得やすい／得にくいのかという、暮らしの安心と安全をめぐる基本的状況について知見を得ることができた。2013年調査データによる分析結果との比較を通じては、両調査データともに信頼できるものであることがひとまず確認された。今後はこのようにして得られた貴重なデータから、さらなる分析を重ねていかねばならない。

参考文献

<日本語文献>

- 石田賢示 2018年 「孤立と信頼——平時と災害時の関係性」 東大社研・玄田有史・有田伸『危機対応学——明日の災害に備えるために』東京：勁草書房、174-203.
- 石田光規 2011年 『孤立の社会学——無縁社会の処方箋』東京：勁草書房.
- 金澤悠介 2014年 「社会関係資本から見た社会的孤立の構造」辻竜平・佐藤嘉倫編『ソーシャルキャピタルと格差社会——幸福の計量社会学』東京大学出版会、137-152.
- 菅野剛 2001年 「社会階層とソーシャル・サポートの関連についての分析——多母集団解析簡便法の適用」石原邦雄・大久保孝治編『現代家族におけるサポート関係と高齢者介護』文部科学省研究費基盤研究（A）10301010報告書、1-20.
- 内藤準 2012年 「自由の規定要因とジェンダー不平等——階層測定の実単位に関する論争から」武川正吾・白波瀬佐和子編『格差社会の福祉と意識』東京：東京大学出版会、143-168.
- 2014年 「八王子市における暮らしの安全とサポートネットワーク——2013年『暮らしの安全と安心に関する市民意識調査』報告」『人文学報』第482号（社会学49）：31-58.
- 2017年 「サポートネットワークの有効性に対する社会階層の効果——ネットワークと自由の分析」『理論と方法』第32巻 第1号：64-79.
- 2018年a 「人びとのつながりと自由——地域に埋め込まれたサポート関係がもたらす『資源』と『しがらみ』」数土直紀編『格差社会のなかの自己イメージ』東京：勁草書房.
- 2018年b 「職業構造の変化のなかでの社会階層の再生産——非正規雇用の拡大と機会の不平等」『成蹊大学文学部紀要』第53号：63-81.
- 原田謙 2017年 『社会的ネットワークと幸福感——計量社会学でみる人間関係』東京：勁草書房.
- 平松閣・鶴飼孝造・宮垣元・星敦士 2010年 『社会ネットワークのリサーチメソッド——「つながり」を調査する』京都：ミネルヴァ書房.
- 森岡清志編 2007年 『ガイドブック社会調査 第2版』東京：日本評論社.

<外国語文献>

- Fischer, Claude S.. 1982. *To Dwell among Friends*. Chicago: The University of Chicago Press. (=

2002年 松本康・前田尚子訳 『友人のあいだで暮らす——北カリフォルニアのパーソナル・ネットワーク』 東京：未来社.)

Ishiguro, Itaru and Yoichi Okamoto. 2013. "Two Ways to Overcome Social Uncertainty in Social Support Networks: A Test of the Emancipation Theory of Trust by Comparing Kin/nonkin Relationships." *Japanese Psychological Research*, Vol.55, No.1: 1-11.

Knoke, David and Song Yang. 2008. *Social Network Analysis*, 2nd ed.. Thousand Oaks: Sage.

Naito, Jun. 2007. "Perceived Freedom and its Sociological Effects: An Inquiry into Relationship Between Liberalism and Inequality." *International Journal of Japanese Sociology*, Vol.16: 80-99.

Sampson, R. J., S. W. Raudenbush and S. Earls. 1997. "Neighborhoods and Violent Crime: A Multilevel Study of Collective Efficacy." *Science*, Vol.277, No.5328: 918-924.

Simpson, Brent and Robb Willer. 2015. "Beyond Altruism: Sociological Foundations of Cooperation and Prosocial Behavior." *Annual Review of Sociology*, Vol.41: 43-63.

Review of Asian and Pacific Studies

Editor-in-Chief: Kensuke Takayasu

Editorial Committee: Toshifumi Miyawaki, Yoji Saito

Barnaby Ralph, Masaya Inoue, Satomi Era

Editorial Office: Miyuki Saito, Noriko Nagahashi, Sachiko Yamanaka

Assistant Editors: Yoko Ikemiyagi

Review of Asian and Pacific Studies is published once a year by Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University. The review invites papers and articles concerning broad spectra of social, economic and political problems as well as technology transfer and environmental protection in the Asia-Pacific region. Papers should be within 10,000 words in English or 24,000 characters in Japanese including tables, figures, bibliography and notes. Body text and endnotes should be double-spaced in A4-paper (or equivalent of this form) and should be submitted by e-mail to caps@jim.seikei.ac.jp, or by mailing a copy to the editorial office. A 300-word abstract should be attached at the time of submission. After refereeing, the editorial office will notify the author(s) its final decision concerning publication within three months after receiving the paper. Responsibility concerning facts and views rests solely with the author(s), and not with the editors of the review. For details, please see the website of the Center: <https://www.seikei.ac.jp/university/caps/english/05publication/journal.html#call>.

編集後記

成蹊大学アジア太平洋研究センターは、2017年度、10月、1月、2月に三つの公開シンポジウム、「スポーツと国際貢献を考える―「競うこと」と「つながること」の先へ」、「日本の中の朝鮮文化、再発見」「新興国ベトナム 変わる日本 ―拡大する若者の越境的移動」を開催しました。特集「繋がりのアジア」では、計9名の登壇者の方々から論考をご寄稿いただきました。

さらに、2017年度パイロット研究報告のほか、学内外からの積極的な寄稿・投稿をいただき、今回も多彩で充実した誌面になったかと思います。ご協力下さいました各位に、心よりお礼を申し上げます。

アジア太平洋研究センター所長 高安 健将
同主任研究員 惠羅 さとみ

2018 All rights reserved

Published by Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University
3-3-1 Kichijoji-kitamachi, Musashino-shi, Tokyo 180-8633, Japan
TEL: 0422-37-3549 FAX: 0422-37-3866
E-mail: caps@jim.seikei.ac.jp

Cover Design by Atsushi Yamaguchi

Printed and bound by Tokyo Engineering Service Co., Ltd. Tokyo, Japan

特集：繋がりのアジア

〈公開シンポジウム「スポーツと国際貢献を考える——「競うこと」と「つながること」の先へ」から〉

パラリンピックという夢

——「不可能性の時代」の身体論／東京2020から発信するスポーツの価値について……………中江 桂子

戦後アジアの夏季オリンピック開催と「東京2020」の課題

——スポーツ空間論の観点から……………菊 幸一

スポーツによる国際貢献の向こう側：スポーツ援助の先に何が起こるのか？……………小林 勉

〈公開シンポジウム「日本の中の朝鮮文化、再発見」から〉

柳宗悦の想像力について——朝鮮と日本の発見をめぐる……………中江 桂子

古代史のなかの朝鮮文化——東アジア世界と日本……………井上 満郎

古代北九州と朝鮮半島南部との共同文化圏について……………金 政起

〈公開シンポジウム「新興国ベトナム 変わる日本——拡大する若者の越境的移動」から〉

ベトナムの労働力輸出——技能実習生の失踪問題への対応……………石塚 二葉

ベトナムからの建設技能実習生の送り出しをめぐる実態

——積極的勧誘期における中間組織の役割に着目して……………恵羅 さとみ

帰国したベトナム人留学生の仕事と収入……………平澤 文美

【論文】

現代モンゴル家族財産制度における夫婦財産分与……………Baldandorj Urangoo

National Development and Indigenous Rights in Latin America: Analysis of the tensions produced with the Chilean State by the Mapuche demand for self-determination

Jeanne W. Simon & Claudio González-Parra

インドネシアにおける容姿の規定メカニズムの計量分析

——美しさは生まれつきか、合理的な投資戦略か……………小林 盾・西村 謙一

【投稿論文】

中国における公訴時効(訴追時効)制度の刑事法・行政法比較……………高橋 孝治

【パイロット研究報告】

組織内を組織市民行動が広がるプロセスについて……………上田 泰

水資源の高度利用に資する気液境界放電シミュレーション……………村上 朝之

八王子市におけるサポートネットワークと暮らしの安心の基礎的分析

——2017年「第2回暮らしの安全と安心に関する市民意識調査」より……………内藤 準